HARVARD-YENCHING
LIBRARY

HARVARD-YENCHING
INSTITUTE

Digitized by Google

JB 15

Digitized by Google

J 3312/7513

HARVARD COLLEGE LIBRARY
FROM THE
HARVARD-YENCHING
INSTITUTE
OCT 28 1931

Digitized by Google

凡例

一古來年表ノ書ノ世ニ行ハルヽモノ、其數汗牛モ啻ナラズ、而シテ其編者ノ意ハ孰レモ讀書界特ニ史學者ヲシテ、古今ノ事物ヲ撿按スルニ於テ、幾多ノ勞力ヲ省カシメ、且ツ錯雜ナル事項ニ關シテ、事理ノ了解ヲ容易ナラシムルノ資ニ供セント欲スルニアルナリ、予ガ本書編纂ノ意モ亦タ之レニ外ナラズ、然レ𪜈本書ハ之レヲ既ニ世ニ行ハレツヽアル多クノ年表ニ對比スレバ、頗ブル殊異ノ點アルナリ、亓ハ乃チ予ガ苦心ノ存スル所、故ニ聊カ其理由ヲ左ニ開陳セントス、

一年表ノ書ノ便利ナルハ、簡明ニシテ正確ナルニアルハ、固ヨリ言フヲ俟タズ、然ルニ世ニ行ハルル多クノ年表ヲ閲スルニ、其記事ノ簡明ナルモノモ詳密ナルモノモ、共ニ正確ノ點ニ於テ闕クル所アルガ如シ、偶マ正確ナルモノナキニ非ラザルモ、亓ハ太ダ簡ニ過ギ、讀者ヲシテ隔靴搔痒ノ憾アラシム、予ハ夙ニ鑒ミル所アリ、茲ニ本書ノ編纂ヲ企テ、出來得ル限リ詳密ニシテ而モ正確ナラシメンコトヲ欲セリ、故ニ從來ノ年表ニ對照スレバ、其事項ノ始終年月等ニ於テ、自然異ナル點多々アルベシ、是レ乃チ幾多ノ研鑽ヨリ生ゼル結果ナリ、

一古代ノ事蹟ハ史乘不備若クハ荒誕ニシテ信徵スベキモノナク、漠トシテ捕捉スベカラザルハ万國皆然リ、我ガ邦ニ於テモ亦タ其ノ如シ、纔ニ日本書紀、日本紀略、舊事紀、古事記等ノ數書アリト雖モ、誤謬或ハ曲筆アリテ信憑シ難キハ、既ニ學者ノ定說ナリ、故ニ予輩亦タ敢テ卑說ヲ述ベズ、然レモ孜々矻々以テ多クノ書史ヲ對比參酌シ、力メテ以テ正確ナラシメンコトヲ期セリ、

一本書ノ首メニハ我ガ邦古代ノ事物起原、皇室ノ御系譜、歷代一覽表、現今皇室及ビ皇族表、幕府系統表、年號改元一覽表等ヲ揭ゲ、猶ホ其次ニハ歷代索引、年號索引等ノ目次ヲ載セテ、年表中ノ事項早索ノ便ニ供ゼリ、

一前ニ述ブル如ク、古代ノ事蹟ハ年子ノ據ルベキモノナキヲ以テ、神武天皇即位以前ハ一括シテ之レヲ記シ、神武天皇即位ノ年即チ紀元元年ヨリ、初メテ干支ヲ追フテ年表ノ躰ヲ爲セリ、尤モ紀元元年巳後ト雖モ、之レヲ漢土ノ紀年ニ對照スル時ハ符合セザルモノアリ、然レトモ幷ヲ研究シテ正確ナラシメンヿハ容易ノ業ニアラズ、又此ノ點ニ就テハ近代諸大家ノ研鑽推覈セラレタル、種々ノ論議評說アリト雖、未ダ一定ノ確說トシテ憑據スベキモノアラズ、故ニ本書ハ漢土ノ紀年ニ符合セザルト

否トニ拘ハラズ、皇典中ノ最モ信據スベキモノノミヲ採リ、其疑ハシキモノハ概ヲ未詳ト記シ置ケリ、是レ今後勉メテ大方ノ示敎ヲ乞ヒ、且ツ自家ノ研究ヲ累ネテ以テ、他日其訂正ヲ爲サント欲スルモノナリ。

一本書年表ハ、紀元。干支。年號。閏月。天皇。稱制。院政。執政。大臣。大連。內大臣。（攝關未設前）攝政。關白。太政大臣。左右大臣。內閣總理大臣。將軍。別當。執權。執事。管領。關東管領。大老。重要紀事。支那帝王。年號。西曆等ノ數欄ニ分チ、總テノ事項ハ年月日子等、出來得ル限リノ調査ヲ爲シ、以テ周到正確ヲ主ハラトセリ。

一本書ハ天皇ノ踐祚アルモ、未ダ卽位アラセラレザル以前ハ、横ニ×線ヲ施シテ其年間ヲ示シ、又皇族ノ稱制、先皇ノ院政、其他攝政、關白、大臣以下管領、大老ニ至ルマデ、其繼續任免ノ年間、年月ヲバ、一目瞭然タラシメン爲メニ、是レ亦タ横ニ-○-線ヲ施シテ之レヲ示セリ。

一閏月ハ內務省地理局ノ編纂ニシテ農學士佐久間信恭氏ガ訂正セラレシ、三正綜覽ニ據レリ。

一年號ノ改元年月日ハ續史愚抄、公卿補任、卷懷年表、三正綜覽等ヲ參考トシテ之レヲ訂セリ。

一天皇、稱制、院政、皇族執政等ハ、日本書紀、舊事紀、古事記、續日本紀、日本紀略、皇胤紹運錄、扶桑略記、神皇正統記、水鏡、愚管鈔、歷代皇記、皇年代略記、古事類苑、帝王編年記、一代要記、類聚國史、大日本史等ニ據レリ、而シテ以上ノ諸書ヲ檢按スルモ尙ホ明ラカナラザル點ハ、妄リニ干支年月日ヲ揭ゲズ、故ニ天皇ノ聖誕、卽位、崩御ノ聖壽等、他ノ年表ト異ナルモノアルノミナラズ、往々他ノ年表ニ明記シアル年月日ヲモ、本書ニハ未詳トシテ闕ケルモノ亦タ尠カラズ、今左ニ其異動ノ著シキモノ數件ヲ示サン。

世ニ行ハル、年表ハ多クハ、天皇聖誕ノ年月、立太子、卽位、崩御ノ聖壽ヲ揭グルニ、二三ノ史書ニ信賴シ若クハ準據シテ、其正否ヲ確カムルニ勉メズ、例ヘバ

(一)仲哀天皇ノ立太子ノ御年ヲ三十一、卽位ノ御年ヲ四十四、崩御ノ御年ヲ五十二ト書セルモノ多シ、之レ二三舊記ノ爲メニ誤マレタルモノナリ、大日本史ハ能ク舊記ノ誤謬ヲ訂シテ日ク「水鏡、愚管鈔、重代記、皇年代略記、並云、(仲哀卽位)時年四

十四、與ニ本書幷古事記崩年五十二之文一合。然據レ此逆推レ之以ニ成務帝拾九年一生。與下本書註及舊事紀幷云、成務帝四十八年立爲ニ皇太子一、時年三十一者上、差一年。且距ニ日本武尊薨ニ三十餘年、（日本武尊ハ景行帝ノ四十三年ニ薨ズ、成務帝十七年ト相距ルヿ三十七年ナリ）本書元年（仲哀即位）詔、有下朕未レ逮ニ弱冠一、而父王既崩之文上。其誤可レ知、故不レ取」ト、予亦タ帝ノ聖壽ヲ知ラント欲シテ諸書ヲ攻究スレトモ得ズ、故ニ未詳トシテ之レヲ闕ク。

(二)仁徳天皇即位ノ御年ヲ二十四、崩御ノ御年ヲ一百十ト誤記セルモノ多シ、大日本史ニ曰ク、「本書享年（仁徳天皇）闕、水鏡、皇代記、皇年代記、神皇正統記、並曰、一百一十歲、據レ之推レ之、則帝以ニ應神帝二十一年一生也。然本書載下帝與ニ平群木菟一同日而生上。而木菟使ニ百濟一、見レ于ニ應神帝三年紀一、帝悅ニ髮長媛一、見レ于ニ十三年紀一。諸書之說、其誤可レ知、故不レ取」ト予モ亦タ之レニ從ヒ、未詳トシテ其聖壽ヲ闕ク。

(三)履仲天皇立太子ノ御年ヲ十五、即位ヲ七十二、崩御ヲ七十七トシ、中ニハ即位ノ御年ヲ六十二、或ハ六十四、又ハ六十五トシ、崩御ヲ六十七、又ハ六十四、若クハ七十ト爲セルモノアレトモ、孰レモ誤リナリ、大日本史ニ曰ク、「本書履仲紀、

三十一年（仁德帝）立爲ニ皇太子ニ下註時年十五、崩下註時年七十、舊事紀同。按天皇年十五、立爲ニ太子ニ、則以ニ仁德帝十七年ニ生、崩年七十七、一書矛盾。據ニ仁德帝七年定ニ壬生部ニ之文ニ、（仁德紀ニ「七年己卯秋八月九日丁丑、爲ニ去來穗別皇子ニ、定ニ壬生部ニ、」ト載ス、然ルニ仁德帝ノ三十一年ニハ立太子、御年十五トアリ、三十一年ニ十五トスレバ七年ニハ未ダ生レザルノ時ナリ、）其謬誤可知。水鏡、爲ニ太子ニ年五、即位年六十二、崩年六十七。古事記、崩陸拾肆歲壬申年五月三日崩。神皇正統紀六十七。歷代皇記、即位六十四、崩年七十。諸說不一、不可ニ考據ニ。トテ予モ亦タ考據スヘキ書ナキヲ以テ聖壽ヲ闕ケリ。

（四）反正天皇即位ノ御年ヲ五十五、崩年ヲ六十ト記載スルモノ多シ、是レ亦タ杜撰ナリ、大日本史ニ曰ク、「本書享年（反正帝）闕、古事記、舊事紀、水鏡、神皇正統記等諸書、皆云六十、據此則以ニ仁德帝四十年ニ生、然皇妣磐之姬、以ニ仁德帝三十五年ニ崩、諸說不足信、今無所攷。」ト、予亦タ之レニ從ヒ其聖壽ヲ闕ク。又世ニハ反正帝ノ崩御ヲ六年正月ト爲スノ說アリ、是レ舊記ノ誤ヲ傳ヘタルモノナランカ。大日本史ニ曰ク、「本書作ニ六年正月甲申朔丙午ニ。允恭紀亦云、六年正月崩。推ニ干支ニ、六年正月戊申朔無ニ丙午ニ。類聚國史作ニ五年正月丙午ニ、舊事紀五年正月甲申朔丙午。按五年歲在ニ庚戌ニ允恭帝元年在ニ壬子ニ、崩在ニ五年ニ、則辛亥年

享レ位。二書所レ書、與下允恭紀、位空既經二年月一之文上、足二互相證一、因定爲二五年一」、ト、予撿按スルニ、正月甲申朔ハ五年ニシテ、六年正月朔ハ戊申ナリ、因テ五年說ヲ取ル。

(五)允恭天皇卽位ノ御年ヲ三十八、或ハ三十九トシ、崩年ヲ七十八、或ハ八十ト載スルモノアリ、是レ亦タ舊記ノ誤謬ヲ直寫セルモノナリトス、大日本史ニ曰ク、「水鏡、帝王編年記、皇年代略記並云、(允恭卽位)時年三十九、歷代皇記三十八、今不レ取、說見二于下一」、ト、又曰ク「本書享年(允恭帝)闕、舊事紀云、七十八、古事記云、漆拾捌歲、甲午年正月十五日崩。水鏡、愚管鈔、神皇正統紀等諸書、並云八十。今按天皇反正帝同母弟也、母后崩、至二今歲一九十八年、則諸書皆誤、故不レ取」。ト、予モ亦タ此ノ說ニ從ヒ聖壽未詳トシテ掲ゲズ。

(六)繼體天皇ノ崩御ハ、或書ニハ「天皇二十八年歲次甲寅崩」トアレモ、予ハ繼體紀ニ「二十五年二月丁未、天皇崩二于磐余玉穗宮一、時年八十二」。トアルニ據ル、是レ武烈天皇ノ八年ニ「天皇年五十七歲」トアル文ニ符合スルヲ以テナリ。

(七)安閑天皇ノ卽位ハ、安閑紀ニ「二十五年(繼體帝ノ)春二月辛丑朔丁未、男大迹天皇(卽チ繼體帝也)

立ニ大兄ニ(即チ安閑天皇ナリ)爲ニ天皇ニ、トアリ、然ルニ日本紀略ニハ、安閑ノ元年ヲ甲寅、二年ヲ丁卯ト爲セリ、是レ大ニ疑ハシ、若シ此ノ說ニ據レバ、安閑卽位元年以前ニ、壬子、癸丑ノ二年アルナルニ、而モ何等ノ事實傳ハラザルヿトナルナリ、蓋シ此ノ說ハ、繼體紀ニ或書ヲ引キテ、「天皇二十八年歲次甲寅崩」トアルニ據リシナラン歟、予念フニ安閑ノ元年ハ壬子、二年ハ癸丑ニシテ、崩御ハ四年乙卯ナリシナラン、因テ紀年ハ安閑ニ據ルコト、ナセリ。

(八)弘文天皇ノ卽位ハ、日本書紀ニハ、天武天皇ノ爲メニ曲筆セルノ嫌アリテ、事實甚ダ詳ナラズ、扶桑略記ニ據レバ、「十年(天智天皇ノ)十月、立ニ大友太政大臣ニ爲ニ皇太子ニ、十二月三日、天皇(天智)崩、同月五日大友皇太子卽爲ニ帝位ニ。(生年廿五)トアリ、水鏡モ亦タ殆ンド同シ。又續日本紀ノ天平寶字二年八月甲子ノ勅文(淳仁天皇ノ)ニ「自ニ乃祖大津宮ノ內大臣ニ(藤原鎌足)已來、世有ニ明德ニ、翼ニ輔皇室ニ、君歷ニ十帝ニ、年殆一百、云々」ト見ユ、文中大津宮ハ天智天皇ヲ指シ、十帝トハ、天智、弘文、天武、持統、文武、元明、元正、聖武、孝謙、淳仁ナリ、若シ弘文天皇ヲ除カバ九帝トナルベシ、又天智天皇ノ制ヲ稱セラレシヨリ是ノ勅文ノ年マデハ九十七年トナル、乃チ年數

モ亦タ略ボ符合ス、而シテ弘文天皇ガ翌壬申ノ年七月廿三日ニ自害シ給ヘルヿハ書紀、扶桑略記共ニ同ジ、然ルニ一説ニ、弘文天皇ノ即位ヲ否定シテ曰ク、天智帝ノ崩御ハ十二月三日ナルニ、僅ニ二日ヲ經テ五日ニ弘文ノ即位アルハ、早キニ過ギテ異例ナリ、殊ニ日本書紀ノ本文ニハ「天皇疾病彌留、勅喚東宮、引入臥内、詔曰、朕疾甚、以後事屬汝、（中略）於是再拜、稱疾固辭不受曰、請奉洪業付屬大后、令大友王奉宣諸政、（中略）天皇許焉」トアルヲ見レバ、天位ニ即クベキハ大后ニシテ、大友王ニアラズ、又懷風藻ニモ「年二十三、立爲皇太子、（中略）會壬申之亂、天命不遂、時年二十五」トアリテ即位ヲ云ハズ、故ニ扶桑略記ノ説ハ信スベカラズト、此ノ説一理アルガ如シ、然レトモ予ハ書紀ノ曲筆アルヲ疑フ、又懷風藻ノ即位ヲ云ハザルヲ以テ、弘文ノ即位ヲ否定スルヲ得ズト信ズ、故ニ予ハ扶桑略記ニ據レルナリ。

（九）天武天皇ノ元年ヲ壬申ノ年トナスモノ多シ、壬申ノ年ニ制ヲ稱セラレタルハ疑ナシ、但シ即位ハ翌癸酉年二月廿七日ナルヿハ、日本書紀、日本紀略等ニ詳ナリ、サレバ天皇ノ元年ヲ制ヲ稱スルノ年ニカクルト、即位ノ年ニカクルトニ因テ、一年

ノ相違ヲ生ズベシ、然ルニ日本書紀、日本紀略共ニ元年ヲ制ヲ稱スルノ年ニカク、蓋シ此ノ二書ハ天武天皇ノ爲メニ曲筆セルノ嫌アルハ前ニモ述ブルガ如シ、予曾テ藥師寺塔銅擦銘ヲ一見セシニ、「維清見原宮馭宇天皇卽位八年庚辰之歲」トアリ、庚辰ヨリ八年前ハ癸酉ニシテ、天皇卽位ノ年ニ符合ス、故ニ予ハ此ノ塔銘ノ正シキニ從ヒ、卽位ノ年ヲ以テ元年トナセリ。

(一〇)持統天皇ノ稱制ヲ朱鳥二丁亥ト記載セルモノアリ、此レハ古事類苑帝王部ニ「按ズルニ持統天皇ハ丁亥ノ歲ヲ以テ制ヲ稱シ云々」トアルニ據リシナラン、天皇ハ朱鳥元丙戌ノ年ヲ以テ制ヲ稱シ、翌丁亥ノ年ヲ以テ元年トナシ、同四年正月ニ卽位セラレシヿ、日本書紀幷ニ日本紀略等ニ詳ナリ、故ニ予ハ此ノ二書ニ從フ。

(一一)稱德天皇ノ重祚ノ年ヲ記スル一定ナラズ、蓋シ各自其底本ノ異ナルニ因ルナラン歟、舊記ヲ按ズルニ扶桑略記幷ニ水鏡ニハ「天平寶字八年十月九日卽位」トアリ、又帝王編年記ニハ「天平寶字九年正月一日卽位」トアリ、又一代要覽ニハ(天平寶字八年十月九日重祚、同九年正月一日卽位」トアリ、又續日本紀ニハ共ニ之レヲ記サズシテ、唯ダ天平神護元年(卽チ天平寶字九年ナリ)十一月癸酉ノ條ニ「先レ是廢帝(淳仁帝)旣

遷二淡路一、天皇重臨二萬機一、於レ是更行二大嘗之事一」トアリ、念フニ「先レ是」トアルハ「天皇重臨二萬機一」マデヲ云ヒ、「於レ是」以下ハ、十一月癸酉ニカヽルナルベシ。故ニ天皇ノ重祚ハ、此ノ以前ニシテ、淳仁廢位ト同日ナルベシ。因テ此書ニハ卽位ト云ハズシテ、單ニ天平寶字八年十月九日重祚ト掲グ。

(三)長慶天皇ヲ御歷代ニ加ヘザルノ年表多シ、是レニ就テハ從來種々ノ說アリテ、舊記亦タ一定セズ、全ク天位ヲ踐マセ玉ハザリシカト思ヘバ、否ラザル如キ節モアリ、然ラバ果シテ天位ヲ踐マセ玉ヘルカト思ヘバ、亦タ疑ハシキ節モナキニアラズ、先輩ノ士モ頗ル其決定ニ苦メルナリ、是レ蓋シ當時ヲ距ルヿ遠カラザル世ノ書ニ、二樣ノ記事アルガ故ナリ、然レ𪜈古文書中ニ、長慶院法皇、太上天皇、仙洞院宣等ノ名稱ヲ存シ、又古本紹胤錄ニ『寬成親王於二南方一自立號二長慶院一』トアリ、之レニ據レバ、天位ヲ踐マセラレシガ如シ。且ツ花營三代記ニモ「應安六年八月二日、南方奉レ讓二位於御舍弟一之間、相二副三種神器一、沒二落吉野一、云々」。トアリ、是レ長慶天皇ノ後龜山天皇ニ讓位アリシナルベシ。特ニ大日本史ニハ、種々ノ考證ヲ擧ゲテ、御歷代ノ數ニ加フ。然ルニ嵯峨野之露(谷森善臣翁ノ著)ヲ見ルニ、著者ハ

長慶院ヲ御歴代ニ加フルヲ否定シ、其考證詳密ナリ、今其要點ヲ擧クレハ、後龜山帝ヲ以テ長慶院ノ皇兄トナシ、又長慶院ハ天位ヲ踐ミ玉ハザリシモ、永ク皇太子タリシヲ以テ、一旦春宮ヲ後龜山帝ノ三ノ宮艮泰親王ニ讓ラセ玉フニ及ビ、後龜山帝ヨリ太上天皇ノ尊號ヲ授ケ玉ヒシモノニシテ、猶ホ元弘ノ際、後醍醐帝ガ皇太子量仁親王（光嚴帝）ニ太上ノ尊號ヲ授ケシ先蹤ニヨリシモノナラント云フニアリ。然レド後龜山帝ヲ以テ長慶帝ノ皇兄トナスガ如キ、其論據極メテ薄弱ナリ、何トナレハ後龜山帝ノ御齡ニ關シテ荒暦ノ引キ誤リアルノミナラス、長慶帝ノ御齡ニ關シテモ、大乘院日記目錄ニ「應永元年八月一日、大覺寺法皇崩（五十二）號ニ長慶院」トアル、其崩年五十二ヲ四十二ノ誤ナリト臆斷セシ如キハ、何人モ首肯スル能ハザル說ナリ、又量仁親王ヲ例ニ引ケルモ、量仁親王ハ北條ノ謀ラヒニ因ルト雖トモ、既ニ踐祚アリ、且ツ即位ノ式ヲモ行ハレシ後ナレバ、引證トハナシ難ク、其他ノ例證亦タ不審ノ點アリテ信憑シ難シ、按スルニ帝ハ踐祚アリシモ、即位ノ禮ハ行ハレザリシナランか。

（三）後龜山天皇ハ花營三代記ニ云ヘル如ク、應永六年（南方文中二年）ニ長慶帝ノ讓リ

ヲ受ケ玉ヒシ丁ハ、大日本史ニ據ルモ疑ヒナシ、然レトモ當時天威振ハス、亂離ノ際ナルヲ以テ、踐祚アリシモ即位ノ禮ハ行ハセラレザリシナラン歟。

一前項ニ述フルノ外、世ニ行ハル、年表ハ、天皇ノ即位、讓位等ヲ記スルニ、或ハ即位ノ年ニ於テ一年ヲ相違シ、或ハ讓位ノ年ニ於テ一年ヲ相違シ、或ハ即位、讓位共ニ一年ヲ相違スル等、實際ノ年月ヲ其儘ニ掲グル丁ヲナサズ、是ニ於テカ歴代天皇ノ即位、讓位等ノ年ニ於テ甚ダシク相違ヲ生ズ。例ヘバ

○元明天皇ハ、一千三百六十七年ニ即位アリテ、一千三百七十五年ニ讓位セラレシモノナルヲ、他ノ年表ニハ一千三百六十八年ヨリ一千三百七十四年マデノ在位トナシ、又

○聖武天皇ハ、一千三百八十四年ニ即位アリテ、一千四百〇九年ニ讓位セラレシモノナルヲ、他ノ年表ニハ一千三百八十四年ヨリ一千四百〇八年マデノ在位トナシ、又

○淳仁天皇ハ、一千四百十八年ニ即位アリテ、一千四百廿四年ノ廢位ナルニ、他ノ年表ニテハ、一千四百十九年ヨリ一千四百廿四年マデノ在位トナスノ類ニシテ、枚擧ニ遑アラズ、尤モ前年ノ條ニ、天皇即位ナド記セルモノモアレバ、

強テ誤謬トハ言ヒ難ケレドモ、斯ル記法ハ、初學者ヲ誤リ易ク、適當ナル記法トハ言フベカラズ、故ニ同年間ニ先帝崩シテ新帝ノ即位シ玉ヘル如キハ、其年ヲ以テ兩帝ニカクレバ、則チ適當ノ記法ナルノミナラズ、初學者ト雖モ一目瞭然トシテ、恐ラクハ誤ルコトナカルベシ、因テ予ハ此ノ記法ヲ用ヰ、又別ニ歷代一覽表ヲ卷首ニ揭ゲ讀者早索ノ便ヲ計レルナリ。

一前項既ニ述ブルガ如ク、從來ノ年表ニテハ、天皇即位ノ年月ヲ變改セルヲ以テ、其影響ヲ他ニ及ボシ、爲メニ事實ニ誤謬ヲ生ズルヿ往々之レアリ、例ヘバ

○雄略天皇ハ、安康天皇ノ三年十一月十三日ニ即位セラレ、同時ニ平群眞鳥ヲ大臣ニ任ゼラレシモノナルニ、從來ノ年表ニテハ、天皇ノ即位ヲ次年ニ變改セル爲メ、

平群眞鳥ハ、天皇即位ノ前年ニ大臣ニ任ゼラレシ如クニ見ユ、

斯ル例ハ猶ホ數多アリテ、讀者ノ迷ヒヲ生ズルノミナラズ、初學者ヲ誤ルヿナキヲ保シ難シ、予ハ斯ノ點ニ於テモ特ニ注意シ、事實ノ誤謬ナカランヿヲ期セリ。

一讀書界特ニ史學者ノ常ニ最モ必要ヲ感ズルハ、某天皇ノ御宇又ハ某年代ニ攝、關、大臣、若クハ將軍、執權、管領タリシモノ、姓名ヲ知ルニアリト雖モ、其時々之レ

ヲ調査スルハ、容易ノ業ニアラズ、且ツ調査セント欲スルモ、適當ナル書ノアラザル際ニハ、其望ミヲ果ス能ハズ、故ニ遺憾ナガラモ、其誰ナルヤヲ知ラズシテ止ムノ場合、往々ニシテ之レアリ、從來ノ年表又攝關、將軍等ノ姓名ヲ揭グルモノアリト雖压、重キヲ此ニ措カザルヲ以テ、繼續ノ年限ヲ記サヽルハ勿論、多クハ最モ有名ナルモノヽミヲ揭ゲテ、他ハ概シテ之レヲ省略セリ、是ヲ以テ某年代ノ大臣、管領等ノ姓名ヲ索メントスルモ、十中ノ八九ハ徒勞ニ屬ス、予ハ斯ノ點ニ於テモ頗ル意ヲ用ヰ、成ルベク誤謬ト遺漏ナカラシメンコトヲ期シ、以下數項ニ開陳セル方針ニヨリテ編纂セシモ、猶ホ未ダ十分ノ結果ヲ收メ得ザリシヲ慚ツ、讀者幸ニ之レヲ諒トセヨ。

一大臣、大連ハ公卿補任ヲ底本トシ、日本書紀ニ據テ其誤謬ヲ訂正セリ、然レ压猶ホ其就任及ビ在職年月等ノ疑ハシキモノアリ、今左ニ其重ナルモノヲ揭グ、

（一）公卿補任ノ履仲天皇ノ條ニ

執政　平群木菟宿禰　蘇我滿知宿禰　物部伊久佛或伊莒佛　大連　葛城圓使主

トアリ、然ルヲ日本書紀ノ履中天皇二年十月ノ條ニハ

平群木菟宿禰、蘇我滿知宿禰、物部伊莒弗大連、圓（此云豆夫羅）大使主（オホオミ）

トアリ、此ノ如ク、書紀ニ據レバ、物部伊莒弗ハ大連ニシテ、葛城圓ハ大使主（大臣ノ意ナルベシ）ナルヲ、公卿補任ニハ、句ノ切リヤウヲアヤマリテ、物部伊莒弗ノ上ニハ、何ヲモ書セズシテ、大使主ナル葛城圓ヲ大連トシタルノミナラズ、大使主ヲ使主、ト改メシモノヽ如シ。且ツ葛城圓ガ大臣タリシコトハ、安康天皇三年八月ノ條（日本書紀）ニ詳ナリ、又家格ヨリ言フモ、圓ハ武內宿禰ノ後ナルヲ以テ、大臣トナルハ當然ノ理ニシテ、大連トナルベキ筈ナカラン、是レ等ハ蓋シ公卿補任ノ誤リト信シテ可ナラン。

（二）公卿補任ノ仲哀天皇ノ條ニ

大連　大伴健持連（元年正月、天皇即位、冬十月詔大伴健持、始爲大連、云々。）

トアリ、然ルニ日本書紀同年ノ條ニハ此事ナク、而シテ仲哀紀九年春二月ノ條ニ大伴武以連トアリ、公卿補任ハ何ノ書ニ據テ武以ノ大連タリシコトヲ載セシカ、頗ル不審ナリ。

（三）公卿補任ノ雄略天皇ノ條ニ

大臣　平群眞鳥臣〔元年十一月爲二大臣一〕、
トアリ、是レハ安康天皇ノ三年十一月ノ誤リナリ、按ズルニ雄略天皇ハ、安康天皇ノ三年十一月ニ卽位セラレシガ故ニ、公卿補任ノ撰者ハ其年ヲ以テ、天皇ノ元年トナセシモノナラン。

（四）公卿補任ノ允恭天皇ノ條ニ
大連　大伴室屋連〔七月天皇詔二大伴室屋大連一定二藤原部一、云々、〕
トアリ、是レ恐ラクハ非ナリ、藤原部ヲ定ムルコトハ、日本書紀允恭紀十一年ノ條ニ「天皇詔二大伴室屋連一云々」トアリテ大連トハ載セズ、而シテ同書安康紀三年十一月ノ條ニ「以二大伴連室屋、物部連目一爲二大連一」ト見ユ、又
公卿補任ノ安康天皇ノ條ニ
大連　大伴室屋連〔本紀無下置二大連一之文上、但先帝時、及後大泊瀨天皇時、並有二室屋大連一即知此時爲二大連一更疎略耳。〕
トアリ、然レ𪜈先帝〔允恭帝〕ノ條ニ、室屋ヲ大連トナスハ、前ニ述ブルガ如キ恐ラクハ非ナルベシ、又安康天皇ノ三年ノ條ニハ、室屋ヲ大連トナスノ明文アリテ疑フベキナシ、按ズルニ公卿補任ノ再ビ斯ク記載セルモノ、蓋シ編者ノ疎略ヲ證ス

ルモノナラン歟。

（五）公卿補任ノ仁賢天皇ノ條ニ

大連　大伴金村 五年壬申二月、天皇詔ニ大伴金村大連ニ曰、云々、

トアリ、然ルニ日本書紀ニハ此文見エズ、而シテ仁賢天皇ノ十一年十二月ノ條ニ「以ニ大伴金村連ニ爲ニ大連ニ」トアリ、按ズルニ是レ亦タ公卿補任ノ誤謬ナラン歟。

（六）公卿補任ノ仁賢天皇ノ條ニ

大臣　平群眞鳥大臣 十一年八月天皇崩、十二月爲ニ小泊瀬天皇ニ所レ殺

トアル十二月ハ十一月ノ誤リナリ。

（七）公卿補任ノ欽明天皇ノ條ニ

大連　物部尾輿連 元年正月爲ニ大連ニ如レ元云々、

トアリ、是レ宣化天皇ノ四年十二月ノ誤リナリ、乃チ欽明天皇ノ即位ハ宣化天皇ノ四年十二月ニシテ同時ニ尾輿ヲ大連ニ任ゼラレシモノナレバナリ。

一攝政、關白、内大臣（攝關設置以前ノ）太政大臣、左右大臣等ハ公卿補任ヲ底本トシ、他ノ諸書ヲ參照シテ之レヲ訂正セリ、又南北朝ノ時代ニ於テハ、南朝ノ分判明セズ、南朝

公卿補任ノ書アリト雖モ、杜撰ノ嫌ヒアルヲ以テ之レヲ省略シ、單ニ北朝ノ分ヲ記載スルニ止メタリ。

一征夷將軍ノ叙任ハ多治比眞人縣守以來、世々之レアリト雖𪜈、源頼朝ガ鎌倉ニ幕府ヲ開クマテバ、未ダ常置ノ官ニアラザリシヲ以テ之レヲ省キ、源頼朝以後ヲ掲グルヿトセリ、又關東管領モ同上ノ理由ニヨリ、足利基氏以後ヲ載ス、而シテ世ニハ上杉氏ヲ以テ關東管領ヲ世襲セシ如ク言ヘルモノアレ𪜈、上杉氏ハ一時假リニ管領ノ事ヲ執リシニ過ギズシテ、其官職ニ補任セラレタルモノニアラズ、故ニ本書ハ之レヲ載セズ。

一將軍、別當、執權、執事、管領、關東管領等ハ、公卿補任、將軍執權次第、吾妻鏡、北條九代記、關東評定傳、足利家官位記、泰平年表、執事補任次第、鎌倉大草紙、足利季世記、細川両家記、野史及ビ建久以來連署下文等ヲ參酌シ、且ツ其他ノ實錄諸書ニヨリテ増訂セリ。

一大老、老中、京都所司代等ハ、慶長以來御役人代々記、德川實記、累代武鑑、藩翰譜、野史等ヲ參酌ス。

一將軍以下本文ニ載スルノ外、讀者ノ便ヲ計リテ、卷首別ニ幕府系統表ヲ掲ゲ、且ツ之レヲ鎌倉幕府、室町幕府、德川幕府等ノ數項ニ細別セリ。

一本文將軍欄及ビ卷首幕府系統表中ニ、織田、豐臣ヲ加ヘタルハ、兩氏ハ將軍ニ補任セラレザリシモ、其實政權ヲ柄リタルモノナルガ故ニ、之レヲ併記スルヿトセリ。

一本文中老中、所司代ノ欄ヲ設ケザルハ、其繁雜ニシテ多クノ紙面ヲ要スルヲ以テ之レヲ略シ、單ニ卷首ノ表中ニノミ載スルヿトセリ。

一維新後明治政府ノ執政官ハ、三大臣及ビ明治十八年官制改正後ノ內閣總理大臣ノミ、本文別欄ニ掲ゲ、各省卿、大臣ハ、重要紀事中ニ併記セリ、之レ其繁雜ナルト、紙面ヲ要スルノ多大ナルニ因ルナリ。

一本書ノ編纂ヲ企テシハ去ル明治三十四年ノ二月ニシテ、明治三十六年マテノ稿ヲ了リシハ昨三十七年九月ナリトス、故ニ殆ンド三年有餘ノ日子ヲ費セリ、而シテ斯ク、長キ時日ヲ要セシ理由ハ資料トシテ用ヰタル諸書ニ、往々誤謬ノ點アルヲ發見セシト、且ツ其異同不審ノ點モ亦タ尠ナカラザリシトヲ以テ、是レガ訂正ト檢按ノ爲メニ、豫想外ノ困難ヲ生ゼシヲ以テナリ、然ルニ稿成ルノ結果ヲ見レバ、猶ホ不備ノ

感ナキ能ハズ、江湖ノ諸彦冀ハクハ、其誤リヲ訂シ其漏ヲ補ハレンヿヲ望ム。

一本書ノ編纂ノ半バ即チ過ル明治三十六年七月ノ頃、偶々文學士大森金五郎氏ノ著、日本讀史年表ノ發兌セラレ、直ニ一見セシニ、其調査ノ正確ナル從來年表ノ比ニアラズ、予ハ同書ヲ參考トシテ頗ブル調査ノ勞ヲ省クヲ得タリ、且ツ本書ノ體裁ノ一部分モ亦タ同書ニ倣ヘリ、因テ予ハ謹テ茲ニ謝意ヲ表ス。

一本書ノ編纂ニ就テハ前陳ノ如ク、予ハ豫想外ノ困難ヲ嘗メ、纔ニ脱稿スルヲ得タルナレ𪜈、未ダ意ニ滿タザルノ點少ナカラズ、且ツ予ガ薄識ナル、必ラズヤ記事ノ誤謬杜撰ナルモノモ之レアルベク、猶ホ印刷上ノ誤植脱字等モ亦タ之レアラン、讀者幸ニ其ヲ訂シ其ヲ補ヒ玉ハランヿヲ希フ。

一本書ハ版ヲ累ヌル毎ニ必ラズ記事ノ誤謬ヲ訂正シ、猶ホ今後毎年一回ツヽ既往一年間ノ重要事項ヲ追加上梓スルノ豫定ナリ、而シテ其期ハ時ニ臨ミテ之レヲ發表スベシ、且ツ本書購讀ノ諸士ニ對シテハ、年々其訂正增刊ノ部分ヲ別ニ印行シ、特ニ實價ヲ以テ其需用ニ應ズベシ、是レ本書ノ特色ナリトス。

明治參拾八年一月

中村巷謹識

日本大年表

歴史研究會編纂

事物起原

我が大日本國は、万國無比の皇室を奉戴し、皇統は天地と與に始まりて、天地と與に連綿窮りなく、其の臣民も亦た所謂天神より出て、其の祖は皆な一なり、故に上下力を協せて皇業を翊賛し、國威を宣揚し、子々孫々、此の意を承襲して、天下皆な神孫の尊敬すべく、國體の愛重すべきを知りて、以て今日の隆盛を效せるは、固より偶然の事にあらず、而して今其の神代の事蹟を明らめんと欲するも、憾むらくは上古未だ文字あらず、唯だ口碑によりて相傳ふるのみなれば、多くの年子を經たるの間、或は事實の湮滅せるあり、無稽の謬説の生ぜるあり、訛傳紛糾、究竟其の本末を綜べ明らむる能はず、されば古今の史乘にも、神代の事は、衆説を併せ載せて、以て其の疑ひを存せり、後世史學者亦た其の見る所によりて、各自に解説を下せるものあれども、要するに孰れも臆測に過ぎず、未た以て確乎不抜の定説と稱すべきものなし、又古史には往々靈妙神異にして測り知るべからざることを記するもの尠なからざれば、信憑すべからざるは固より論なしと雖も、而も皇統の出づる所、神靈の傳はる所、神功の嚴乎として古史に存するものは、史家の最も尊重すべき所にして、妄りに自己の臆説を逞べて、其の神聖を汚す如きは、史家の尤も慎まざるべからざることを忘るべからず。

想ふに世界何れの國を問はず、其の上代史は皆な縹乎として其の事實を窺むること難し、我が國の神代史も亦た其の例を洩れず、故に其の年紀の如きは、到底明記するに由なし、然れども國史上の事實を咀嚼する時は、略ぼ其の大勢を知るに難からず、即ち史に所謂國津神と稱する土酋ありて、各國土を分領して、至る所割據の有樣をなせるを、神武英邁の資を以てこゝに降臨し、土酋の降るを容れ、抗するは撃ちて、遂に悉く海内を平定し、天業此に基を開き、蒼生始めて德澤に浴するに至れるを知るべし。

又當時諸外國との交通は、頗ぶる盛んなりしを知るの證は、新羅、韓國等の名の著はるゝのみならず、或は海原といひ、夜の國といひ、若くは常世の國といひ、根の堅洲國といふの類は、すべて海外諸國を指したるものゝ如し、然るに海内にありては、壹岐、津嶋、隱岐、日向、筑紫、安藝、穴門、吉備、出雲、淡路、阿波、伊豫、土左、浪速、河内、大和、紀伊等西南地方の名の著はるゝに反し、東北は漸くに淡海、科野、左度、安房、總の國等を記するに過ぎず、之れを要するに、我が邦の開化は、九州に始まり、漸次中國、西國より東北に及びたるを知るを得べし。

又我が邦上古の土人は、蒙昧不靈なりしに相違なきも、天孫人種即ち我々の祖先は、百事頗ぶる進歩しありしものゝ如し、殊に當時の人情は、敬神の念厚く、汚穢を嫌ひ、清淨を好み、衣食住も稼穡の道も、諸種の工藝、武具等に至る迄略ぼ備はり、又詠歌、舞樂等は最も其の嗜めるところなりし。

○我邦の神　太古の人は、凡て靈妙不可思議にして、怪しみ疑ひ驚くべきものは、皆なこれを神と稱して敬信せしものなり、故に神祇に數多の差別ありて、貴きもあり賤きもあり、強きもあり弱きもあり、善きもあり惡しきもあれども、今概括して之れを別てば、二種となすことを得べし。

其の一は、高天原に照臨し給ひて、太陽を支配し給ふ天照大神あり、月

には月夜見神あり、星には天香香背男神あり、風には級長戸邊神あり、雨には高龗神あり、火には軻遇突智神あり、水には速秋津日神あり、山には大山祇神あり、鑛山には金山彦神あり、野には野椎神あり、海には渡津見神あり、木には句々廼馳神あり、草には草野姫神あり、斯くの如く天地万象皆な其の支配するの神ありとして、各所に祭祀せらる。

其の一は、君主にもあれ、臣民にもあれ、非常の功を建て、業を創め、統を垂れ、後世に其の裔孫あるものを祭祀せるなり、即ち伊勢の神宮を主として、大神、春日、賀茂、物部の類の諸神社に祭る所の神にて、即ち氏神なり、所謂神道なるものは之れより生ぜるなり。

又草昧の世にありては人智未だ啓けず、故に萬象の變幻に恐怖すると共に、あらゆる動物、植物、金石の類までも神として崇敬せしことあり、此の思想に伴ひて、靈魂の不滅をも信じ、且つ其の靈魂は物に化して、顯現することを信ぜしものなり、されば神を尊敬崇拜すると同時に、神意を奉承するに、種々の方法を以て之れに依頼するは自然の結果なり、此に於てか、太占、禊、誓約、咒詛、嚴咒詛等あり。

○太占　「フト」は稱辭なり、「マニ」は「マヽ」といふに同じく、神慮に任せ神慮に從ふの意なり、伊弉諾、伊弉册の二神が、蛭子と淡島との不良子を生み給ふに當り、天神の命を請ひ給ひしに、天神太占に卜相して、男先づ唱へ女和すべきを教え給ふこと、史に始めて見ゆ、又天照大神が天岩屋に隱れ給ひし時、天兒屋根命をして、天香具山の眞男鹿の肩骨を、内拔にぬきて「ハヽカ」といふ木もて灼き、其の破目を見て吉凶をトひ、且つ事の成否を占はせたることあり、されば卜占の術は、早く神事の一儀となりしものなり、其の他琴占とて、琴を彈きて神慮を問ひ、又は夕占とて、辻の衢に立ちて占ふ法あり、石占とて石にて占ふあり、足占とて步行してトふ法もありたり。

○禊　は、身の汚穢を去りて清淨にする意なり、神は最も汚穢を嫌忌し給ふによりてなり、即ち伊弉諾尊は、黄泉の國に到り、皈りて海水に浴して身を清め給へり、又物を出さしめ、其の物に罪を贖はしむることあり、祓戸の刑といふ、即ち天照太神、天岩戸に隱れ給ふ時、諸神素盞嗚尊に千座置戸の刑を負はせしが如し、而して其の罪に二つの別あり、天上にて犯せる罪を天津罪といひ、畔放(アハナチ)溝埋、樋放、頻播(シキマキ)、串刺、生剝、逆剝、屎戸等の類之れに屬す、又此の土にて犯せる罪を國津罪といふ、生膚斷、死膚斷、白人、コクミ、己が母を犯せる罪、己が子を犯せる罪、母と子と犯せる罪、子と母と犯せる罪等、これに屬す、是れ等は神代の法律ともいふべきものなり。

○誓約　は、諾、册二尊、始めて夫婦となり給ふ時、手を握りて誓約の意を表はされ、又素盞嗚尊、高天原に上り、天照太神と劔璽を易え、其の心の潔白を誓ひ給ひし等を始めとして、屢々行はれたり、即ち彼我の心を神に誓ひ、相互ひに會得したる心を證するの業なり。

○咒詛　は、磐長姫、彦火瓊々杵尊の子を詛ふことあり、又彦火々出見尊、釣鉤を火闌降命に返し給ふ時、咒文を口誦せられしことなり。

○嚴咒詛　は、神武天皇東征の時、神託によりて、天香具山の土もて、天平瓮、嚴瓮を造りて、天神地祇を祭り給ひしことあり。又敬神の最大事は、祭祀にして、上古より頗ぶる嚴格に行はれしものなり。

○祭祀　祭事の重なるは新嘗なり、天照大神高天原にて五穀の種子を得て甚だ喜び給ひ、是れは蒼生の食ひて生くべきものなりと宣ひ、之れを繁殖せしめられしより、毎年秋穀實れる時に至り、第一に之れを神に饗すること即ち新饗(ニヒアヘ)といふ、但し朝廷に於ては、其の時新たに一屋を造りて儀式を行はる、之れを大嘗とも新嘗ともいひしに、降て天武帝の比より、大事に大嘗といひ、毎年に新嘗といへり、或は火災を防ぐ爲めに鎭火祭を行ひ、又神武の朝より鎭魂祭とて、天皇の御壽長久

及び御魂を容鎭する爲めの祭儀も起れり、其の他神慮を慰め奉る爲めに或は幸福を願ふ爲めに祈禱の式あり、天照大神の天岩屋に籠り給ふや、群神窟前に歌舞音樂を奏するあり、眞榊木あり、白青の和幣あり、又高御產巢日神の勅に天津神籬あり、天津磐境あり

○婚姻 は、後世の如く一定の倫理あらざりしも、女子の男子を尊敬すべきことは、上古より自然に定まれるを見る、即ち諾尊が冊尊に向ひ給ひて、女人先づ言ふは不良なりとの神話を以て其の明證とすべし、又婚儀は男女相逢ひて、男子女を得んと欲すれば、先づ其の名を問ひ其の家を尋ね、さて其の父兄に請ひて其の許可を受け、始めて婚儀を整ふ、故に古語に婚姻を「ヨバヒ」といへるも其の名を呼ぶの義なり、然れども自由結婚の例も亦たなきにあらず、蓋し後世の如く一定の法度あるにあらざればなるべし、又その結婚には叔姪相嫁し、兄弟相婚し、尊卑親を娶ることも常の事なりき、併し同母兄弟は如何なる場合も嫁娶を許さざりしなり、畢竟當時の習慣として夫妻居を別にし、夫は妻の家に通ひしものなるを以て、其の情愛も自ら他に移り易く、一夫多妻の風起り、隨つて同母兄弟の外には、別に父を同じくするものあるを知り難く、爲めに異母兄弟の婚姻も出來しものならん、然れども血統を重んずるの國体として、女は必らず一夫を守れる習は、今も昔も變ることなし、又一夫數妻を娶るといへども、其の內家系の尊きを嫡妻として「ムカヒメ」といふ、必らず一人に限れり、前妻を(コナミ)といひ後妻を(ウハナリ)といふ、往々同時に相對へ居ることもあり、されど皇室にては、名分を愼ませ給ひしと覺えて、嫡后(オホキサキ)は必らず一人にて、其の他は皆な后(キサキ)とのみいひたるなり。

○出產養育 婦人兒を生めば、生兒の臍帶を竹刀にて截り、產湯せしむること後世の如し、木花開耶姫は竹刀にて三子の臍緒を截り給ふことあり、彦火々出見尊、皇子を養育し給ふに乳母、湯母及び飯嚼、湯坐女あり、皇室の產室を掌る部民をば壬生部と稱す、今も諸國に壬生村あるは、其の部民の住せし所なるへし、乳母は哺乳して產兒を養ひ、飯嚼は飯を嚼み和らげて食はしむるもの、湯坐は兒を沐浴せしむる婦なるべし、又當時兒の名は母の命ずるを例とせるが、後には乳母の姓を取りて名づけたり。

○喪祭 人死すれば新たに喪屋を造り、其の中に棺を置き、白細布を以て裝飾し、親戚故舊相集りて種々の禮儀を行ひ、歌舞を奏すること八日八夜の間酒食を供へて誄詞を奏す、貴人の葬送には、幽旛を列ねて之れを送る、又膳部を掌る御食人(ミケビト)あり、死者の食を持て行く岐佐理持(キサリモチ)あり、箒木を持て行きて葬地を掃洒する帚持(ハヽキモチ)あり、其の他玉筒に飯を、玉碗に水を盛り行くもあり、又生前の事をいひて哭きつつ行く哭女(ナキメ)といふもあり、其の葬は、穴居の人は、棺を土室の中に埋葬し、戸を閉ぢ土を以て掩ふ、之れを置津棄戸(オクツステベ)といへり、其の汚穢を忌みたるにやあらん、されど高貴の上に於ては、かかることあるべからず、必らず陵墓を築き、種々の副葬品を備へり、伊弉諾尊の崩ずるや、幽欽の蹟あり、又出雲、伯耆の界に葬るのことあり、且つ石棺、石槨は、太古より皇親の葬儀に用ひしものにして、石棺を「イシキ」、石槨を「オホトコ」といふ、之れを送るに、棺を廻りて青赤の旗おし立て、音樂を奏し、手炬を燎して行くなど、各自分に應じて差等ありしなり。

○醫藥禁厭 も亦た太古よりあり、大國主神(大已貴命なり)、少彦名命と力を合せ、蒼生畜產の爲めに、療病の法を定め、鳥獸昆虫の災を攘はんが爲めに、禁厭の法を定められたり、されば後世に至るまで、大主國神と少彦名命を醫藥の神と崇めり。

○衣服 貴賤により差別あれども、先づ上下を別にして、躰の上部には筒袖の如き衣を被り、長さは膝の上に止り、行は手頭を限りとす、襟

は多く左袵にして緊く頸に纒ひ、紐を結びて胸を見はさず、下には褌を穿ち更に裳を着け、長さ脛に及ぶ、又帶は紐の如きものを用ひたり、其の風男女略ぼ同じ、されど女子は時として襲といへるものを用ひたり、其の面貌を隱さんが爲めのものなるべし。

衣服の地は重に布類なり、即ち麻楮、葛楮などの皮にて織れるものなり、尤も稀れには絹をも用ひたり、是等の布帛を總稱して「タヘ」又は「ハタ」と稱せり、其の中粗にして荒きを荒妙といひ、精にして柔らかきを和妙といへり、又其の最上品をば「ウツタヘ」と稱し、或は「アカルタヘ」、「テルタヘ」等の稱あり、天照大神齋服殿に在して、神衣を織り給ひしことは、當時已に織衣の業のありし證なり、又稚産靈命は蠶と桑を生じ、保食神は繭を生じ、大神之れを口に含み糸を紬ぎ給ふことあり、大神の木綿(ユフ)を作り定め給ふこともあり。

さて楮布は楮皮を晒して木綿とす、「シラニギテ」といふ、是れを績ぎて糸と爲し織りしものを「シロタヘ」といふ、麻布は麻皮にて作りたる木綿にて「アラニギテ」といひ、是れを糸として織れるを「アラタヘ」とはいふなり、又苧布(カラムシヌノ)あり、其の縮れたるを「シーラキ」又は「チーラキ」といふ、其の他志奈布、葛布ありて、卑賤のもの、用ふる所なり、これをも「アラタヘ」といふ、又布類の横縞條(ヨコシマ)を織り成せるを倭文布(シツリ)といふ、我邦稱織の始めなり、又絹は蠶の繭より糸を取りて織り成すものなれども、其の初は繭を煮ることを知らざる故に口中に含みて糸を抽き出せり、尙ほ少彦名神の鷦皮を衣とせられしを思へば、鳥獸の皮を服とせしこともありしが如し、又綺(カムハタ)は暈繝錦(ウンケンニシキ)に似て稍や薄く且つ幅も狹し、是れ我邦固有の錦なり、其の製も蓋し太古より傳へしものなるべし、又すべて色は白を貴び、赤を重んず、靑或は黑は下れるものなりし、これを染むるには大概は榛、鴨跖草(ツユクサ)等の草木の汁液などを用ひしものなり、或は色彩ある粘土を摺り込み染ることもありたり、後世の神事にこの摺衣を用ゐたるは蓋し古風を存せるなり。

○装飾　頭髮は、十五六の間は額に束ね、これを「ヒサコバナ」といふ、十七よりは角子となす、即ち頭の中央より髮を二分して髮に纒ふ、これを髮(ミツラ)といふ、女子は一本に結び束ねて後へ垂れたり、盛裝の時は日蔭蔓或ば眞拆蔓(マサキカツラ)などを以て飾る、又男女ともに櫛を用ゐ、珠玉を緡ねて頭飾となし、或は玉又は鈴を飾りたる環を腕に纒ふ、之れを玉纒(タマキ)または釧(クシロ)といふ、足には足結(アユヒ)とて褌(ハカマ)を結ぶ紐あり、之れにも鈴玉を飾れり、その飾る玉には曲玉、管玉等の種類あり、或は竹管に似たるあり、竹玉といひ、碁石の如く平らなるを平玉といふ、其の色亦一ならず、並ひに光澤あるを上品とす、又男女とも時として太刀を佩き、弓矢を帶び、冠を被り、履を穿つことあり、即ち伊弉諾尊、身そぎの祓せんとて投げ給ひしものに、杖、帶、裳、衣褌(袴)、冠、手纒あり、又追はれて逃げ給ひし時、黑鬘と爪櫛を投げ給ひしことあり、又左のみつらの中の爪櫛に火を點し、手火として伊弉冊尊を見給ひしことあり、頸珠を天照大神に賜ふことありたるを見るべし尤も僻陬の土人に至ては、種々の風習行はれたるなるべし。

○飲食　五穀は最も古くより播種せられしものにて、我邦を千五百秋瑞穗國といへるにても知るべし、神皇產靈神の時、大氣津姬稻種、粟、小豆、麥、大豆を生じ、又保食神は口より飯、鰭廣(ハタノヒロモノ、即ち大魚の古言)、鰭狹(ハタノサモノ、即ち小魚の古言)、毛鹿(ケノアラモノ、即ち大獸の古言)、毛柔(ケノニゴモノ、即ち小獸の古言)を出し、百机に供へて、素盞嗚尊を饗し、神死して其の體より牛、馬、稗を生じたるあり、又天照大神は、陸田の種子、水田の種子を播種し給へるあり、蔬菜、菓實、鳥獸、魚介及び食鹽等、皆な食料に備へたり、されど當時は精米のみを食することは少かりしが如し、多く燒米、糒を用ゐひたるなり、

又粟は、その炊き易きを以て、殊に農家の食料となりて、糕を製し、或は飴を造り、酒を造り、又は織工の糊ともなせしなり、牛馬は御歳神の怒に觸るとて食せず、蓋し耕耘の爲めに必要なる牧畜なりし故ならん、故に多く猪鹿魚鳥の肉を蔬菜と共に、上下の常食用と爲せしなり、尤も獸肉よりは魚肉を貴びしが如し、又朝廷にては、古より膳夫(カシハテ)といふものありて、膳部の事を掌りしなり、又飲料には、井水あり、酒あり、豐玉姫は玉碗を以て井水を汲まれたり、酒は「クシ」又は「キ」ともいひ、黒酒(クロキ)とて醴酒あり、神吾田鹿葦津姫は、狹名田の稻を以て、天甜酒を造り、又渟浪田の稻を以て飯となし給ひしこと見ゆ、白酒(シロキ)とて醇酒あり、或は幾度も釀みたる美酒を八鹽折(ヤシホヲリ)の酒といへり、素盞嗚尊八醞の酒を以て稻田姫を救ひ給ひしを證とすべし、又酒は米若くは果實より造る、其の釀法は、横臼にて舂きて之れを釀す、其の傍には鼓を立ておき、家人等歌ひ且つ舞ひつゝ祝ひて造りける由なり、又食事は朝御食(アサミケ)、夕御食(ユフミケ)の稱あるを以て考ふれば、毎日朝夕を以て飲食の時と定めしが如し、又古へは殊に飲食を重んじ、保食神を食物の神とし、大物主神(大己貴命)少彦名神を酒の神とし、奥津日子、奥津日賣の神を竈の神として崇め祭り、殊に炊爨する時は、火を清淨にし穢に觸るゝことを忌みたり、櫛八玉神の大國主神に天御饗(アメノミアヘ)を奉り給ふ時に、海布の柄を刈りて燧臼とし、海蓴の柄を以て燧杵として、火を鑽りたる由見えたれば、燧石を用ふるは後世に至りて始まれるなるべし。

○住居　住居に穴居あり家居あり、又穴居に石窟(イハヤ)、土窟(ムロ)の別あり、門戸は磐石を以て穴内より閉づ、これに常住する蠻民を土蜘蛛といへり、又家居は其の屋を茅葺にするは貴賤ともに同じ、唯だ其の精粗厚薄を異にするのみ、而して貴人の宮殿を「ミヤミアラカ」といひ、八尋殿、齋服殿といへるもあり、即ち諾、冊二尊が八尋殿を造り給ひ、素盞嗚尊が天照大神の大嘗殿に糞し、齋服殿に天斑駒を剥ぎて投ぜられしに由りて見るべし、何れも大抵木造りにして柱梁、桁椽、戸窓の類は略ぼ備はれるなり、風雨を防ぐ爲めには、屋上に檜木(ヒキ)一に千木といへる木を結束し、其の間に堅魚木を並ぶ、但し堅魚木は後世に至り、皇居又は神社の外は禁せられたり、又柱梁桁椽等は藤葛或は繩を以て結ぶ、其の結び目を綱根といへり、煙を出す所を血足(チタリ)といひ、天井なくして床高く階を用ひて昇降す、又室内には帷幄を垂れて隔となし、寢臥するには牀薦を敷き、菅疊、絹疊、皮疊などを敷く、即ち海神に八重席薦(或は八重海驢皮)ありしは其の證なり、又體を被ふには絹布、獸皮等を用ひたり、其の他胡床(アグラ)、棚床(タナクラ)、假度(サズキ)等あり、素盞嗚尊が、八間の「サズキ」を作られしを見るべし、而して下民は多く穴居なるも、中には矮少の茅屋に住めるものあり、又貴人も時としては穴居せられしことありしが如し、即ち天照大神の天岩屋に籠り給ひ、伊都羽尾張神は天の岩屋に在したる其の例なり、又家屋の周圍には石或は柴竹を用ひて作りたる垣あり、木材には多く檜を用ひたるが、素盞嗚尊は此樹を以て瑞宮の樹たるべしと宣ひしは蓋し建築に適したる故ならん、又吉凶ある時は、必らず新たに家を造るの風習あり、貴人を招待する時も新に造り、新婚の時にも造り、生誕の時にも作り、喪事にも作る、即ち素盞嗚尊が稻田姫を娶りて、出雲の須賀に宮造りし給ひ、木華開耶姫并に豐玉姫の産屋を作り給ひ、天稚彦死し給ひて喪屋を造られし如き、何れも例證とすべし、又新たに家屋を營む時には、宴を開ゐて祝ひを爲すの風あり、即ち親屬知己を饗し、歌舞音樂を奏して之れを賀す、室壽(ムロホキ)といへるは此の宴を稱せるものなり。

○産業　神代にありては、時運尚ほ草昧なりと雖も、人民既に各所に蕃殖して、各生活の道を謀れり、殊に農産の業早くより開けしことは、千五百秋瑞穗國の稱ありしを以て知らる、即ち陸田(ヤキハタ又ハタケ)には、粟、稗、麥、豆等を植え、其の種子を「ハタツモノ」といひ、水田(コナタ又ワタリダ)には稻を種え、其の種子を「タナツモノ」といへり、而して當時農業の法は詳かならざれども、今の摘田(ツミダ)といふものの如く、水田の水を去り、耕鋤して稻種を播種し、生じて後に水を漏らし入れしものの如し、仍て天津罪の中に、樋放(ヒハナチ)と重播(シキマキ)とを以て農を害せるの罪と定められたるなり、又天照大神の時保食神死してその體に五穀と蠶と生れり、大神大に喜び給ひて、天邑君を定

めて、農桑の業を奬勵し給ひ、天八千千姫命を織女となされしに、命は桑葉を天香山に植えて、その絲を以て神衣を織りて供進せられたり、又穀(カヂ)麻を植えしことも、上古より始まりたりしが、神武帝の朝、天日鷲命の裔若干の人々、能く穀麻を作る、帝因て天富命に命じて之れを率ゐて阿波に遣し、之れを殖えしめらる、即ち阿波の齋部(イナベ)といひ、其の地を麻殖(オヱ)といふ、命また阿波の齋部を分け率ゐて東國に往き、穀麻を殖え、好き麻の生ずる所を總國(フサノクニ)と名づけ、好き麻の生ずる所を結城(ユウキ)と名づけ、その齋部の居る所を安房と稱せり、又素盞嗚尊は、建築の材として檜を植え、舟を作るの料に杉、楠を植えられたり、此の如く稼穡を勸むると共に

○漁獵をも盛にせり、我國は四面海もて圍繞せらるゝを以て、漁業の始めは頗る古代なるべし、その始めて史に見ゆるは、保食神が鰭廣、鰭狹、毛麁、毛柔を以て、素盞嗚尊を饗せられしに起る、その後火闌降命は自ら海の幸あり、彦火火出見尊は自ら山の幸あり、されば漁獵の具は、上代に於ても釣鉤、弓矢、網罟、繩筵(ナハハエ)等の外種々の法あり、即ち大和國の阿太には簗を作りて魚を取り、鵜を放つ養鵜部もあり、又神武の御詠によれば鯨なども捕獲したるが如し。

○工藝 は織物の外、金屬工あり、石工あり、玉作部あり、陶工あり、木工ありて、凡百日用の具も稍や備はれるが如し、即ち

○金屬工の作れるものには、諾、冊二尊の天瓊矛あり、諾尊佩る所の十握劍あり、味耜高彦根神が喪屋を切りし大刀あり、天鈿女命が海鼠の口を折ける小刀あり、天津麻羅は金山の鐵を取りて鏡を作り、諾尊の左手に持ち給へる白銅鏡あり、頸飾りに用ゆる鈴あり、

○石工の作れるものには、葬儀に用ゆる石棺、石槨をはじめ、石帶、石斧、石鏃、雷槌、車輪、石狐の鍬の類あり、

○玉作部は天照大神の定められしものにて、其の盛んなりしや知るべし、即ち曲玉、管玉、竹玉、平玉、玉椀(タマワリ)等は最も古し、

○陶工の作れるものには、甕(カヘ)、叱頁迦(ヒラカ)、手抉(テクジリ)埦甌(マリナベ)、秀罇(ホタリ)あり、即ち素盞嗚尊が出雲簸川上にて脚摩乳、手摩乳に教へて、八甕の酒を醸さしめたるは甕ありし證なり、又高皇產靈尊は櫛八玉命に命じて、叱頁瓮若干を作り、珍味を盛て大國主神に供せしめ給ひしことあり、

○木工の作れるものには、宮殿、家屋、倉庫、門戶、橋、垣、船等あり、其の他の器具に至りては、

○農具には、木鍬(コクハ)あり、金鋤(カナスキ)あり、又飾の類に布具志(フクシ)あり、○漁獵の具に、釣鉤、網罟あり○家具に、牀臥あり、疊あり、胡床あり、机あり、○其の外前に述べたる裝飾具あり、又杖あり、笠簑あり、服あり、冠あり、樂器あり、○海を航するには、浮寳(即ち舟)あり、即ち諾冊二尊が蛭子命を葦船に入れて流されたる、素盞嗚尊が杉、楠を種えて舟を造られたるあり、又天磐樟船、鳥の磐樟船、天鳥船、天梍船、天羅摩船(アメノカガミフネ)等の名あり、又此の頃鰐に乘れる人の話說多きは、鰐の形に作れる舟のありしものか、又我國は古來尙武の風盛んなりしを以て其の

○兵器に至りては、その類甚だ多し、既に前に記せる弓矢、刀劍類の外、「ツムカリ又はツムカリノタチ」といふあり、太刀には鐔を有するを以て鐔物と稱す、後世武士を「ツハモノ」と呼べるは、常に鐔物を帶ぶる故なりといふも信ならんか、又弓矢の附具には、天忍日命の持たせる八目鳴鏑あり、天照大神の靱、柄を負ひ、弓弭(ユハカ)を振りたて給へる、大國主命に百八十縫の楯を與へんことを約し給へる、笠縫、楯縫、金作り、玉作りを定め給へる、天稚彦命の鹿兒弓、天羽矢を持たれたるなどあり、又身體を包み固むるに甲(カハラ後世のヨロヒ)あり頭に被むる冑(カブト)あり、馬具には鞍、鐙、轡等も備はりしなり、而して武を尙ぶの風習は、其の兵士の如き、單に男子のみに限らず、女子も強健ならば兵を執り、或は馬に打乘りて軍事に與りしものありたるなり、神武帝東征の時八十梟師が女軍を編成して、皇軍に對抗したるが如き、其の例證なりとす、又皇室親兵の史に見えしは、天兒屋根命、太玉命の二命が皇孫の殿内に侍して防護せられしを以て始めとす。

○文字 神代にありては、全く文字無かりしや否やは、考證の據るべきなければ、玆には言はず、されど歌謠は貴賤となく頗ぶる好める風ありて、事々にこれを吟咏して以てその情を述べたるものにして、素盞嗚尊が出雲須賀に宮造りせられし時、咏じ給へる「出雲八重がき」の歌、神武帝東征の時に咏じ給へる「久米」の歌の如き、其の他古史に載せたるもの頗る多きを見るべし。

神代系譜

天地初メテ闢クルノ時高天原ニ生リマセル神

天之御中主神
高皇產巢日神
神皇產靈神

以上ノ三柱ハ造化ノ元首ナリ此ニ至リテ國土漸ク成ル

可美葦牙彥舅尊
天常立尊

以上ノ五柱ノ神ハ並ニ獨リ神生リマシテ隱レマセル神又此五柱チ別天神ト云フ

少彥名命
思金神
萬幡豐秋津師比賣命 又天萬栲幡千幡姬或ハ栲幡千々姬トモ稱ス天忍穗耳尊ノ妃
三穗津姬命 大己貴命ニ嫁ス

國常立尊
豐斟渟尊 一名豐香節野尊

以上ノ二柱亦獨リ神生リマシテ隱レマセル神ナリ

泥土煑尊 妹沙土煑尊
角杙尊 妹活杙尊
大戶之道尊 妹大戶之邊尊
意母多流尊 妹阿夜可志古禰尊
伊邪那岐尊 妹伊邪那美尊

神聖經綸ノ業此ニ基キ國土既ニ成リ神人生ズ

以上神世七代又ハ天神七代ト云フ

水蛭子命
大事忍男命
石土毘古命
石巢比賣命
大戶日別命
天之吹男命
大屋毗古命
風木津別之忍男命
大綿津見命 海神
秋速津日子命
秋速津比賣命 此二神ハ水戶神
級長津彥命
級長津迎命 風神
句々廼馳命 木神
大山祇命 山神
草野姬命 野神
大宜都比賣命 保食神、五穀、蠶種、牛馬ノ神

大日靈尊 天照太神、高天原ヲ治ム
月夜見尊 滄海原ヲ治ム
建速素盞雄尊 天下ヲ治ム
妃 奇稻田姫命 手名稚ノ女
軻遇突智命 火神 伊邪那美尊、軻遇突智ヲ生ミテ神避リ坐ス
金山彦命
金山姫命
埴安彦命
埴安姫命 土神
罔象女命 水神
稚産靈命 五穀、蠶桑ヲ治ム
以下伊邪那岐尊ノ御物ヨリ化シテ神トナレル神
如岐神
道俣神
以下浴海祓除汚穢ヲ滌テ生ル神
八十禍津日神
神直日神
大直日神

田心姫命
湍津姫命
市杵島姫命 神號 道主貴是胸形大神
大己貴命 一名大國主命 少彦名命ト力ヲ協セ天下ヲ經營シ醫藥ノ法ヲ定ム
三穂津姫命 神皇産靈神ノ女
五十猛命
大屋津姫命 大ニ山林ヲ培殖ス
抓津姫命 木國ヲ領ス
大年神 御年神ト共ニ民ニ樹藝ヲ教ユ 稼穡ニ功アリ
宇迦之御魂之神 穀神
大國御魂神
御年神
奥津日子神
奥津比賣神 民ニ火食ヲ教ユ竈神

天之狹土神
國之狹土神
木華開耶姫命
石長姫命
天之狹霧神
國之狹霧神
天之闇戸神
國之闇戸神
大戸惑子神
大戸惑女神
足名稚
手名稚
奇稻田姫命 速素盞雄尊ノ妃
八重事代主神 母神屋楯比賣命
建御名方神
味耜高彦根神
賀夜奈流美神

伊豆能賣神

底津少童命

底筒男命

中津少童命

中筒男命

表津少童命

表筒男命

（底津少童命・中津少童命・表津少童命）海神阿曇連祖

（底筒男命・中筒男命・表筒男命）住吉大神

經津主神　下総香取大神

伊邪那岐尊ノ劒ニ觸レ身化シテ神トナル

甕速日神

熯速日神

磐裂神

根裂神

磐筒男神

磐筒女神

闇龗

闇山祇

闇罔象

武甕槌神　一ニ伊都之尾羽張神ノ子トアリ　常陸鹿嶋大神

沫那藝神

沫那美神

頰那藝神

頰那美神

天之水分神

國之水分神

天之久比奢母智神

國之久比奢母智神

正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊　天照大神ノ御弟建速素盞雄尊ノ御子大神誓フテ御子ト爲シ玉フ萬幡豐秋津師姫命ヲ妃ト爲シ高天原ヲ治ス

天照國照彦天火明命　尾張連等ノ祖

天饒石國饒石天津彦彦火瓊々杵尊　御母ハ萬幡豐秋津師姫命、天照大神ノ命ニ依リ、日向高千穗峰ニ降臨シ、豐葦原瑞穗國ヲ治シ、大山祇ノ女、木華開耶姫命ヲ妃トス

天穗日命　出雲臣、土師連等ノ祖

大背飯三熊之大人

天村彦根命　凡河内直、山代直等ノ祖

活津彦根命

熊野櫲樟日命

火闌降命　隼人等ノ祖、母ハ木花開耶姫命

天津日高彦火火出見尊　母ハ木花開耶姫命、御兄火闌降命ト山海ノ業ヲ爭ヒ、尊ハ海神豐玉彦ノ計ニ依テ勝利ヲ獲玉ヒ、聖位ニ即キ、豐玉彦ノ女豐玉姫ヲ妃トス

—彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊　母ハ豐玉姫命、豐玉彦ノ少女玉依姫命ヲ妃トス

●天照大神ヨリ葺不合尊ニ至ル五世ヲ地神五代ト云フ

—彦五瀨命　母玉依姫、倭ニ長髄彦ト戰ヒ流矢ニ中リテ崩ズ

—彦稻飯命　母仝上、滄海原ニ入リ主ト爲ル

—三毛入野命　母仝上、常世ノ國ニ御座ス

—神日本磐余彦尊　母仝上、尊初名ハ狹野命又ハ稚三毛淳麻命ト申ス　即チ人皇第一神武天皇ノ御事ナリ

人皇系譜

本表中…▲印ハ女帝…◎印ハ攝政…（　）ヲ附セルハ北朝

一神武—二綏靖—三安寧—四懿德—五孝昭—六孝安—七孝靈—八孝元

九開化—一〇崇神—一一垂仁—一二景行—一三成務

　　　　　　　　　　　　　　景行—日本武尊—一四仲哀—一五應神

　　開化—彦坐王—大筒木眞若王—迦邇米雷王—息長宿禰王—◎神功皇后

一六仁德—一七履中—市邊押磐皇子

　　　　　　　　履中—◎角刺女王

菟道稚郎子

一八反正

一九允恭—◎木梨輕太子

　　　　—二〇安康

　　　　—二一雄略—二二清寧

市邊押磐皇子—二三顯宗

　　　　　　—二四仁賢—二五武烈

若野毛二俣王—意富富杼王—私斐王—彦主人王—二六 繼體

二七 安閑

二八 宣化

二九 欽明

三〇 敏達—忍坂彦人大兄皇子—三四 舒明—三八 天智—三九 弘文

三一 用明—厩戸太子 諡聖德

三二 崇峻

三三 推古

茅渟王—三五 皇極—三七 齊明 皇極重祚

三六 孝德

四〇 天武

四一 持統

舍人親王 諡崇道盡敬皇帝—四七 淳仁

草壁太子 諡岡宮天皇—四四 元正

四二 文武—四五 聖武—四六 孝謙—四八 稱德 孝謙重祚

四三 元明

施基親王 諡春日宮天皇—四九 光仁—五〇 桓武—五一 平城

五二 嵯峨—五四 仁明—五五 文德—五六 清和—五七 陽成

五八 光孝—五九 宇多—六〇 醍醐—六一 朱雀

六二 村上—六三 冷泉—六五 花山

六七 三條

六四 圓融—六六 一條

五三 淳和

六八 後一條 — 七〇 後冷泉

六九 後朱雀 — 七一 後三條 — 七二 白河 — 七三 堀河 — 七四 鳥羽
- 七五 崇德
- 七七 後白河
  - 七八 二條 — 七九 六條
  - 八〇 高倉 — 八一 安德
  - 守貞親王 諡後高倉院 — 八六 後堀河 — 八七 四條
  - 八二 後鳥羽
    - 八三 土御門 — 八八 後嵯峨
      - 八九 後深草 — 九二 伏見
        - 九三 後伏見
          - 一（光嚴） — 三（崇光） — 榮仁親王 — 貞成親王 諡後崇光院
          - 二（光明） — 四（後光嚴） — 五（後圓融） — 一〇〇 後小松 — 一〇一 稱光
        - 九五 花園
      - 九〇 龜山 — 九一 後宇多
        - 九四 後二條
        - 九六 後醍醐 — 九七 後村上
          - 九八 長慶
          - 九九 後龜山
    - 八四 順德 — 八五 仲恭
- 七六 近衞

一〇二 後花園 — 一〇三 後土御門 — 一〇四 後柏原 — 一〇五 後奈良 — 一〇六 正親町 — 誠仁親王 諡陽光院 — 一〇七 後陽成

一〇八 後水尾
- 一〇九 明正
- 一一〇 後光明
- 一一一 後西院
- 一一二 靈元 — 一一三 東山
  - 一一四 中御門 — 一一五 櫻町
    - 一一六 桃園 — 一一八 後桃園
    - 一一七 後櫻町
  - 直仁親王 — 典仁親王 — 一一九 光格 — 一二〇 仁孝 — 一二一 孝明 — 一二二 今上

萬々歲

皇室歷代一覽

歷代聖上	御諱	●御父 ▲御母	御降誕 年月 ●紀元	立太子 ●御元服 ▲踐祚	皇后妃	御即位 年月并御齡 ●紀元 ▲御在位年數	皇居	崩御 聖壽 日子 ●葬日	御陵
一代 神武	神日本磐余彦尊	●彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊第四子 ▲玉依姫命	庚午年 ●前五十一年	前三十七年甲申 ●▲未詳	媛蹈鞴五十鈴依媛命 ▲事代主命ノ女	辛酉年正月元日 御年五十二 ●元年 ▲七十六年 但七十五年三ヶ月	大和畝傍橿原宮	百二十七歲 七十六年三月十一日 ●七十七年九月十二日	大和國高市郡畝傍山東北陵
二代 綏靖	神渟名川耳尊	●神武帝第五子 ▲媛蹈鞴五十鈴依媛皇后	神武帝二十九年 己丑 ●二十九年	神武帝四十二年正月三日	五十鈴依媛命（皇姨ニ當ル） ▲事代主命ノ少女	元年庚辰正月八日 御年五十二歲 ●八十年 ▲三十三年 但三十二年五ヶ月	大和葛城高丘宮	八十四歲 三十三年五月十日 ●安寧帝元年十月十一日	大和國高市郡桃花田丘上陵
三代 安寧	磯城彦玉手見命	●綏靖帝皇長子 ▲五十鈴依媛皇后	綏靖帝十五年 甲午 ●九十四年	綏靖帝二十五年正月七日	渟名底仲媛命 ▲鴨縣主ノ女 一事代主命ノ孫	綏靖帝卅三年壬子七月三日 御年二十九歲 ●百十二年 ▲三十九年 但卅八年六ヶ月	大和片鹽浮穴宮	五十七歲 三十八年十二月十六日 ●懿德帝元年八月一日	大和國高市郡畝傍山西南御陰井上陵
四代 懿德	大日本彦耜友尊	●安寧帝第二子 ▲渟名底仲媛皇后	綏靖帝廿九年 戊申 ●百廿三年	安寧帝十一年正月元日	天豐津媛命（皇姪ニ當ル） ▲息石耳命ノ女 安寧帝ノ孫	元年辛卯二月四日 御年四十四歲 ●百五十一年 ▲三十四年 但三十三年八ヶ月	大和輕地曲峽宮	七十七歲 三十四年九月八日 ●翌年十月十五日	大和國高市郡畝傍山南纖沙溪上陵
五代 孝昭	觀松彦香殖稻尊	●懿德帝皇長子 ▲天豐津媛皇后	懿德帝五年 乙未 ●百七十二年	懿德帝廿二年二月十二日	世襲足媛命 ▲天忍男命ノ女	元年丙寅正月九日 御年三十二歲 ●百八十六年 ▲八十三年 但八十二年八ヶ月	大和掖上池心宮	百十四歲 八十三年八月五日 ●孝安帝元年八月二十日	大和國南葛城郡掖上博多山上陵

六代	孝安	日本足彦國押入尊	●孝昭帝 第二子 ▲世襲足媛皇后	孝昭帝四十九年 甲寅 ●二百五十三年	孝昭帝六十九年正月十四日	(皇姪ニ當ル) 押媛命 ▲天足彦國押人命ノ女 孝昭帝ノ孫	元年己丑正月七日 御年三十六歳 ●二百六十九年 ▲一百〇二年 但一百〇一年一ヶ月	大和室地 秋津島宮	●百三十七歳 一百〇二年正月九日 全年九月十三日	大和國南葛城郡玉手丘上陵
七代	孝靈	大日本根子彦太瓊尊	●孝安帝 御子 ▲押媛皇后	孝安帝五十年 巳卯 ●三百十八年	孝安帝七十六年正月五日	細媛命 ▲磯城縣主大目ノ女	元年辛未正月十二日 御年五十三歳 ●三百七十年 ▲七十六年 但七十五年二ヶ月	大和黒田 廬戸宮	百二十八歳 七十六年二月八日 ●孝元帝六年九月六日	大和國北葛城郡片丘馬坂陵
八代	孝元	大和根子彦國牽尊	●孝靈帝 第一子 ▲細媛皇后	孝靈帝十八年 戊子 ●三百八十八年	孝靈帝三十六年正月元日	欝色謎命 ▲欝色雄命ノ妹	元年丙亥正月十四日 御年六十歳 ●四百四十七年 ▲五十七年 但五十六年九ヶ月	大和輕地 境原宮	百十六歳 五十七年九月二日 開化帝五年二月六日	大和國高市郡劍池島上陵
九代	開化	稚大日根子彦太日々尊	●孝元帝 第二子 ▲欝色謎皇后	孝元帝七年 癸巳 ●四百五十三年	孝元帝二十二年正月十四日	伊香色謎命 ▲大綜麻杵命ノ女	孝元帝五十七年癸未十二月二日 御年五十一歳 ●五百〇三年 ▲六十一年 但六十年五ヶ月	大和春日 率川宮	百十一歳 六十年四月九日 ●全年十月三日	大和國添上郡春日率川宮
十代	崇神	御間城入彦五十瓊殖尊	●開化帝 第二子 ▲伊香色謎皇后	開化帝十年 癸巳 ●五百十三年	開化帝二十八年正月五日	御間城姫命 ▲大彦命ノ女	元年甲申正月十三日 御年五十三歳 ●五百六十四年 ▲六十八年 但全上	大和磯城 瑞籬宮	百十九歳 六十八年十二月五日 ●垂仁帝元年八月十一日	大和國磯城郡山邊道勾丘上陵
十一代	垂仁	活目入彦五十狹茅尊	●崇神帝 第三子 ▲御間城姫皇后	崇神帝廿九年 壬子正月 ●五百九十年	崇神帝四十九年四月十九日	(前)狹穗姫命 ▲狹穗彦命ノ妹 (後)日葉酢媛命 ▲丹波道主王ノ女	元年壬辰正月二日 御年四十三歳 ●六百三十二年 ▲九十九年 但九十八年七ヶ月	大和纏向 珠城宮	百三十九歳 九十九年七月一日 ●全年十二月十日	大和生駒郡菅原伏見東陵
十二代	景行	大足彦忍代別尊	●垂仁帝 第三子 ▲日葉酢媛皇后	垂仁帝十七年 戊申 ●六百四十八年	垂仁帝三十七年正月元日	(前)播磨稻日大郎姫 ▲稚武彦命女 (孝靈帝ノ孫) (後)八坂入媛 ▲八坂入彦命ノ女 (崇神帝ノ孫)	元年辛未七月十一日 御年八十四歳 ●七百三十一年 ▲六十年 但五十九年五ヶ月	大和纏向 日代宮 近江志賀 高穴穗宮	百四十三歳 六十年十一月七日 ●成務帝二年十一月二日	大和國磯城郡山邊道上陵

十三代	成務	稚足彦尊	○景行帝 第四子 ▲八坂入姫皇后	景行帝十三年 癸未 ○七百四十三年	景行帝五十一年八月四日	(皇妃ニ當ル) 吉備郎姫命 ▲稚倭根子皇子ノ女 (景行帝ノ孫)	元年辛未正月五日 御年四十九歳 ○七百九十一年 ▲六十年 但五十九年六ヶ月	近江志賀 高穴穗宮	百〇八歳 六十年六月十一日 ▲翌年九月六日	大和國生駒郡狹城盾列池後陵
十四代	仲哀	足仲彦尊	○日本武尊 第四子 (景行帝ノ孫) ▲両道入姫命 (垂仁帝ノ女)	未詳	成務帝四十八年三月一日	息長足姫命 (諡神功皇后) ▲息長宿禰王ノ女	元年壬申正月十一日 御年未詳 ○八百四十二年 ▲九年 但八年二ヶ月	越前國氣比宮 長門豐浦宮 筑前橿日宮	聖壽未詳 九年二月六日 神功皇后攝政 ▲二年十一月八日	河内國南河内郡惠我長野西陵
攝政	神功	息長足姫命	○息長宿禰王ノ女 (迦邇米雷王ノ孫) ▲葛城高額姫 (但馬日高ノ女)	成務帝四十年 庚戌 ○八百三十年	立后仲哀帝二年正月十一日 攝政仲哀帝九年三月立太后 攝政元年辛巳十月八日	仲哀帝皇后	攝政仲哀帝九年三月 御年三十一歳 ○八百六十九年 ▲攝政七十年 但六十九年二ヶ月	大和磐余 稚櫻宮	一百歳 攝政六十九年四月十一日 ▲仝年十月十五日	大和國生駒郡狹城盾列池上陵
十五代	應神	大鞆和氣尊又譽田別尊一ニ胎中天皇ト稱ス	○仲哀帝 第四子 ▲神功皇后	仲哀帝九年庚辰十二月十四日 ○八百六十年	神功皇后攝政三年正月三日	仲姫命 ▲品陀眞若王ノ女 (景行帝ノ孫)	元年庚寅正月元日 御年七十一歳 ○九百三十年 ▲四十一年 但四十年二ヶ月	大和輕島 明宮	百十一歳 四十一年二月十五日 ▲未詳	河内國南河内郡惠我藻伏丘陵
十六代	仁徳	大鷦鷯尊	○應仁帝 第四子 ▲仲姫皇后	應神帝年子 未詳	▲元年正月三日	(前)磐之媛命 ▲葛城襲津彦ノ女 (後)矢田媛命 (帝ノ異母妹ニ當ル)	元年癸酉正月三日 御年未詳 ○九百七十三年 ▲八十七年 但八十六年一ヶ月	難波高津 宮	聖壽未詳 八十七年正月十六日 ▲仝年十月七日	和泉國泉北郡百舌鳥耳原中陵
十七代	履仲	大兄去來穗別尊	○仁徳帝 皇長子 ▲磐之媛皇后	仁徳帝十七年 巳丑 ○九百八十九年	仁徳帝三十一年正月十五日	(前)草香幡梭命 (帝ノ異母妹ニ當ル) (後)黒媛命 ▲葦田宿禰ノ女	元年庚子二月一日 御年七十二歳 ○一千六十年 ▲六年 但五年二ヶ月	大和磐余 稚櫻宮	七十七歳 六年三月十五日 ▲仝年十月四日	和泉國泉北郡百舌耳原南陵
十八代	反正	稚瑞齒別尊	○仁徳帝 第三子 ▲磐之媛皇后	仁徳帝年子 未詳	履仲帝二年正月四日	皇夫人 津野媛命 ▲丸邇凡共登ノ女 弟媛命 ▲(仝上)	元年丙子正月二日 御年未詳 ○一千六十六年 ▲五年 但四年一ヶ月	河内丹比 柴籬宮	聖壽未詳 五年正月廿三日 ▲允恭帝五年十一月十一日	和泉國泉北郡百舌鳥耳原北陵

十九代 允恭	雄朝津間稚子宿禰尊	仁德帝第四子 ▲磐之媛皇后	仁德帝年子 未詳	▲元年壬子十二月	忍坂大中姫命 ▲稚野毛二俣皇子ノ女（應神帝ノ孫）	元年壬子十二月 御年未詳 一千七十二年 ▲四十二年 但四十一年二ヶ月	大和遠飛鳥宮	聖壽未詳 四十二年正月十四日 ▲仝年十月十日	河內國南河內郡惠我長野北陵
二十代 安康	穴穗尊	允恭帝第三子 ▲忍坂大中姫皇后	履仲帝二年 辛丑 一千六十一年	▲允恭帝四十二年十二月	中蒂姫命 ▲履仲帝ノ皇女	允恭帝四十二年癸巳十二月十四日 御年五十三歳 一千百十三年 ▲四年 但二年九ヶ月	大和石上穴穗宮	五十六歳 三年八月九日 ▲雄略帝三年	大和國生駒郡菅原伏見西陵
二十一代 雄略	大泊瀬稚武尊	允恭帝第五子 ▲忍坂大中姫皇后	允恭帝七年 戊子 一千七十八年	▲安康帝三年十一月	草香幡梭姫命 ▲大草香皇子ノ妹（仁德皇女）	安康帝三年丙申十一月十三日 御年三十九歳 一千百十六年 ▲二十四年 但二十二年十ヶ月	大和泊瀬朝倉宮	六十二歳 二十三年八月七日 ▲清寧帝元年十月九日	河內國南河內郡丹比高鷲原陵
二十二代 清寧	白髮尊又白髮武廣國押稚日本根子尊	雄略帝第三子 ▲皇大夫人韓媛	允恭帝三十三年 庚辰 一千百四年	▲雄略帝二十三年十月四日	未詳	元年庚申正月十五日 御年三十七歳 一千百四十年 ▲五年 但四年一ヶ月	大和磐余甕栗宮	四十一歳 五年正月十五日 ▲仝年十一月九日	河內國南河內古市坂門原陵
稱制 角刺	忍海部姫命又飯豐青姫命	市邊押磐皇子第一女（履仲帝ノ孫） ▲荑媛命（蟻臣ノ女）	允恭帝二十九年 庚辰 一千百年	稱制清寧帝五年二月	—	稱制清寧帝五年甲子二月 御年四十五歳 一千百四十四年 ▲稱制九ヶ月	大和高木角刺宮	四十五歳 清寧帝五年十一月三十日 ▲未詳	大和國北葛城郡埴口丘陵
二十三代 顯宗	弘計尊又表祁石巢別尊	市邊押磐皇子第二子（履仲帝ノ孫） ▲荑媛命	允恭帝三十九年 庚寅 一千百十年	▲元年正月	難波小野女王 ▲丘稚子王ノ女（雄略帝ノ曾孫）	元年乙丑正月元日 御年三十六歳 一千百四十五年 ▲三年 但二年四ヶ月	大和近飛鳥八釣宮	三十八歳 三年四月二十五日 ▲仁賢帝元年十月三日	大和國北葛城傍丘磐坏丘南陵
二十四代 仁賢	億計尊又大脚尊又嶋稚子尊	市邊押磐皇子長子（履仲帝ノ孫） ▲荑媛命	允恭帝三十八年 己丑 一千百九年	清寧帝三年四月七日 顯宗帝元年正月元日	春日大郎姫命 ▲雄略帝ノ皇女	元年戊辰正月五日 御年四十歳 一千百四十八年 ▲十一年 但十年八ヶ月	大和石上廣高宮	五十歳 十一年八月八日 ▲仝年十月五日	河內國南河內郡丹比埴生坂本陵

二十五代 武烈	小泊瀬稚鷦鷯尊	仁賢帝皇長子 ▲春日大娘皇后	雄略帝十三年 己酉 一千百二十九年	仁賢帝七年正月三日	春日娘子媛命 ▲未詳	仁賢帝十一年戊寅十二月 御年二十九歳 一千百五十八年 ▲九年 但八年一ヶ月	大和泊瀬列城宮	三十七歳 八年十二月八日 ▲仝年十月二日	大和國北葛城郡傍丘磐坏丘北陵
二十六代 繼體	男大迹 又彦太尊	彦主人王ノ王子(應神帝五世ノ孫) ▲振媛 乎波智君ノ女(垂仁帝七世孫)	允恭帝三十九年 庚寅 一千百十年	▲元年二月	手白香媛命 ▲仁賢皇ノ皇女	元年丁亥二月四日 御年五十八歳 二十五年 但二十四年一ヶ月	山城筒城宮 仝乙訓宮 大和玉穂宮	八十二歳 二十五年二月七日 ▲仝年十二月五日	攝津國三嶋郡三嶋藍野陵
二十七代 安閑	勾大兄 廣國排武金日尊	繼體帝皇長子 ▲皇妃日子媛(尾張連草香ノ女)	雄畧帝十年 丙午 一千百二十六年	繼體帝七年十二月八日	春日山田媛命 ▲仁賢帝ノ皇女	繼體帝廿五年辛亥十二月十七日 御年六十六歳 一千百九十一年 ▲五年 但三年十一ヶ月	大和勾金橋宮	七十歳 二年十二月十七日 ▲仝年十二月	河内國南河内郡古市高屋丘陵
二十八代 宣化	檜隈高田 又武小廣國押盾尊	繼體帝第二子 ▲皇妃目子媛	雄畧帝十一年 丁未 一千百二十七年	▲安閑帝二年十二月	橘仲媛命 ▲仁賢帝ノ皇女	安閑帝二年乙卯十二月 御年六十九歳 一千百九十五年 ▲五年 但三年三ヶ月	大和檜隈廬入野宮	七十三歳 四年二月十日 ▲仝年十一月十七日	大和國山邊郡身狹桃花鳥坂上陵
二十九代 欽明	天國排開廣庭尊	繼體帝皇嫡子 ▲手白香皇后	繼體帝三年 己丑 一千百六十九年	▲宣化帝四年十二月	石姫命 ▲宣化帝ノ女	宣化帝四年己未十二月五日 御年三十一歳 一千百九十九年 ▲三十三年 但三十一年五ヶ月	大和磯嶋金刺宮	六十三歳 三十二年四月十五日 ▲仝年九月	大和國高市郡檜隈阪合陵
三十代 敏達	譯語田渟中倉太玉敷尊	欽明帝第二子 ▲石姫皇后	宣化帝三年 戊午 一千百九十八年	欽明帝十五年正月七日	(前)廣姫王女 ▲息長眞手王ノ女 (後)額田部皇女(帝ノ異母妹)	元年壬辰四月三日 御年三十五歳 一千二百三十二年 ▲十四年 但十三年五ヶ月	大和譯語田幸玉宮	四十八歳 十四年八月十五日 ▲崇峻帝四年四月十三日	河内國南河内郡磯城中尾陵
三十一代 用明	大兄 橘豐日尊	欽明帝第四子 ▲皇大夫人堅塩媛命(蘇我稲目ノ女)	繼體帝十三年 己亥 一千百七十九年	▲敏達帝十四年九月五日	安穂部間人皇女(帝ノ異母妹)	敏達帝十四年乙巳九月五日 御年六十七歳 一千二百四十五年 ▲三年 但一年八ヶ月	大和磐余雙槻宮	六十九歳 二年四月九日 ▲仝年七月廿一日	河内國南河内郡磯長原陵

三十二代	崇峻	泊瀬部 又長谷部宿禰尊	●欽明帝第十二子 ▲皇妃小姉君（蘇我稻目ノ女）	繼體帝十四年 庚子 ●一百八十年	▲用明帝二年八月	大伴小手子娘 ▲大伴糠手連ノ女	用明帝二年丁未八月二日 ●御年六十八歳 一千二百四十七年 ▲六年 但五年四ヶ月	大和倉梯宮	七十三歳 五年十一月三日 ▲仝年仝月仝日	大和國磯城郡倉梯丘上陵
三十三代	推古	額田部 豐御食炊屋姫命	●欽明帝第八皇女 ▲皇大夫人堅鹽媛命	欽明帝十七年 丙子三月十日 ●一千二百十六年	立后、敏達帝五年三月十日 ▲崇峻帝五年十一月	（敏達帝ノ皇后ナリ）	崇峻帝五年壬子十二月八日 ●御年三十七歳 一千二百五十二年 ▲三十七年 但三十五年四ヶ月	大和小墾田宮	七十三歳 三十六年三月七日 ▲仝年九月廿四日	河内國南河内郡磯長山田陵
三十四代	舒明	田村 息長足日廣額尊	●押坂彦人大兄皇子第一子（敏達帝ノ孫） ▲糠手姫皇女	推古帝元年 癸丑 ●一千二百五十三年	▲元年正月	寶皇女（後皇極天皇ト申ス） ▲茅渟王ノ王女（敏達帝曾孫）	元年己丑正月四日 ●御年三十七歳 一千二百八十九年 ▲十三年 但十二年十ヶ月	大和高市岡本宮	四十九歳 十三年十月九日 ▲皇極元年十二月廿一日	大和國磯城郡押坂内陵
三十五代	皇極	寶 天豐財重日足姫尊	●茅渟王ノ王女（押坂彦人皇子ノ孫） ▲吉備王女（櫻井皇子ノ女）	推古帝二年 甲寅 ●一千二百五十四年	立后、舒明帝二年正月十二日 ▲元年正月	（舒明帝ノ皇后ナリ）	元年壬寅正月十五日 ●御年四十九歳 一千三百二年 ▲四年 但三年六ヶ月	大和飛鳥板蓋宮	齊明帝ノ項ニ出ス	齊明帝ノ項ニ出ス
三十六代	孝德	輕 天萬豐日天皇	●茅渟王ノ王子（皇極帝ノ皇弟） ▲吉備王女	推古帝四年 丙辰 ●一千二百五十六年	▲皇極帝四年六月	間人皇女 ▲舒明帝ノ皇女	大化元年乙巳六月十四日 ●御年五十歳 一千三百五年 ▲十年 但九年五ヶ月	攝津難波豐崎宮	五十九歳 白雉五年十月十日 ▲仝年十二月八日	河内國南河内郡石川大阪磯長陵
三十七代	齊明	皇極重祚	—	—	—	—	元年乙卯正月三日 ●御年六十二歳 一千三百十五年 ▲七年 但六年七ヶ月	大和飛鳥岡本宮 筑前朝倉行宮	六十八歳 七年七月廿四日 天智踐祚六年二月廿七日	大和國高市郡越智丘上陵
三十八代	天智	葛城 又中大兄 天命開別天皇	●舒明帝長子 ▲寶皇后（即チ皇極帝）	推古帝三十四年 甲戌 ●一千二百八十六年	大化元年六月十四日攝政 白雉五年十月 ▲齊明帝七年七月廿四日稱制	倭姫王女 ▲古人大兄皇子ノ女（舒明帝ノ孫）	元年戊辰正月三日 ●御年四十三歳 一千三百二拾八年 ▲踐祚七年 在位四年 但十年六ヶ月	筑前朝倉行宮 近江滋賀大津宮	四十六歳 十年十二月三日 ▲未詳	山城國宇治郡山科陵

三十九代	弘文	伊賀 又大友	○天智帝皇長子 ▲宅子娘（伊賀采女）	孝德帝大化四年戊申 ○一千三百八年	天智帝十年辛未十月 ▲踐祚仝年十二月三日	十市皇女 ▲天武ノ帝皇女	天智帝十年辛未十二月五日 ●御年二十四歲 一千三百三十一年 ▲二年 但八ヶ月	近江滋賀大津宮	二十五歲 元年七月二十三日 ▲未詳	近江國滋賀長等山陵
四十代	天武	大海人 天渟中原瀛眞人天皇	●舒明帝第二子 ▲皇極天皇	舒明帝四年壬辰 ●一千二百九十二年	▲弘文帝元年壬申稱制	鸕野皇女（後持統天皇ト申ス） ▲天智帝ノ皇女	元年癸酉二月廿七日 御年四十二歲 ●一千三百三十三年 ▲十四年 但十二年八ヶ月	大和飛鳥淨見原宮	五十五歲 朱鳥元年九月九日 ▲仝三年十一月十一日	大和國高市郡檜隈大内山陵
四十一代	持統	鸕野 高天原廣野姫天皇	●天智帝第二ノ皇女 ▲皇嬪遠智娘（石川麻呂女）	孝德帝大化元年乙巳 ●一千三百五年	立后、天武帝元年二月 ▲稱制朱鳥元年丙戌九月九日	（天武帝ノ皇后ナリ）	朱鳥四年庚寅正月元日御年四十六歲 ○一千三百五十年 ▲稱制四年 在位八年 但十一年二ヶ月	大和藤原宮	五十八歲 大寶二年十二月二十三日 ▲仝三年十二月十七日	仝上
四十二代	文武	珂瑠 天眞宗豐祖父天皇	▲草壁太子（諡岡宮天皇）ノ皇子（天武帝ノ孫） ▲阿閉皇女（即チ元明帝）	天武帝十一年癸未 ●一千三百四十三年	朱鳥十一年丁酉八月	皇夫人藤原宮子娘 ▲右大臣不比等ノ女	元年丁酉八月一日御年十五歲 ○一千三百五十七年 △十一年 但九年十ヶ月	仝上	二十五歲 慶雲四年六月十五日 ▲仝年十一月十二日	大和國高市郡檜隈安古陵
四十三代	元明	阿閉 日本根子天津御代豐國彦姫天皇	○天智帝第三ノ皇女 ▲皇嬪姪娘（石川麻呂ノ女）	齊明帝七年辛酉 ●一千三百二十一	▲稱制慶雲四年丁未六月	—	慶雲四年丁未七月十七日 御年四十七歲 ●一千三百六十七年 ▲九年 但八年四ヶ月	大和平城宮	六十一歲 養老五年十二月七日 ▲仝年十二月二十日	大和國添上郡奈良山東陵
四十四代	元正	氷高 日本根子高瑞淨足天皇	●草壁太子（諡岡宮天皇）ノ皇女 ▲阿閉皇女（即チ元明帝）	天武帝八年庚辰 ●一千三百四十年	▲受禪靈龜元年乙卯九月二日	—	靈龜元年乙卯九月二日 御年三十六歲 ○一千三百七十五年 ▲十年 但八年六ヶ月	仝上	六十九歲 天平二十年四月廿一日 ▲仝年四月廿八日	大和國添上郡奈保山西陵
四十五代	聖武	美麻斯 又、首 天璽國押開豐櫻彦天皇	●文武帝皇長子 ▲皇太夫人藤原宮子娘	文武帝大寶元年辛丑 ○一千三百六拾一年	和銅七年甲寅六月廿六日	仁正皇后光明子（藤原安宿媛ト申ス） ▲右大臣不比等ノ女	神龜元年甲子二月四日 御年二十四歲 ●一千三百八拾四年 ▲二十六年 但二十五年六ヶ月	仝上 山城恭仁宮	五十六歲 天平勝寶八年五月二日 ▲仝年五月十九日	大和添上郡佐保山南陵

四十六代	孝謙	阿倍	●聖武帝第一皇女 ▲仁政皇后（藤原安宿媛）	●元正帝養老二年戊午 一千三百七十八年	天平十年正月十三日	｜	天平勝寶元年己丑七月二日 御年三十二歳 ●一千四百九年 ▲十年 但九年二ヶ月	大和平城宮	稱德帝ノ項ニ出ス	稱德帝ノ項ニ出ス
四十七代	淳仁	大炊（淡路廢帝）	●舍人親王（崇道盡敬皇帝）ノ王子、天武帝ノ孫 ▲皇太夫人當麻山背（當麻眞人老ノ女）	聖武帝天平六年甲戌 ●一千三百九十四年	天平勝寶九年七月四日 ▲受禪天平寶字二年八月一日	宮人 粟田諸姉	天平寶字二年戊戌八月一日 御年二十五歳 ●一千四百十八年 ▲七年 但六年三ヶ月	近江保良宮	三十三歳 天平神護元年十月二十三日 ▲寶龜三年八月	淡路國三原郡三原淡路陵
四十八代	稱德	孝謙重祚	｜	｜	（重祚）天平寶字八年十月九日	｜	天平寶字八年甲辰十月九日 御年四十七歳 ●千四百二十四年 △七年 但五年十一ヶ月	大和平城宮	五十三歳 神護景雲四年八月四日 ▲仝年五月十七日	大和國生駒郡佐貴高野陵
四十九代	光仁	白壁 天宗高照天皇	●施基皇子（諡春日宮天皇）ノ王子、天智帝ノ孫 ▲贈皇太后橡媛（紀諸人ノ女）	元明帝和銅二年己丑十月十三日 ●一千三百六十九年	神護景雲四年八月四日 ▲仝日受禪	皇后井上内親王 ▲聖武帝皇女（孝謙同母妹） 中宮高野御笠 ▲贈正一位乙繼ノ女	寶龜元年庚戌十月一日 御年六十二歳 ●一千四百三十年 ▲十二年 但十一年七ヶ月	仝上	七十二歳 天應元年十二月二十三日 ▲仝二年正月七日	大和國添上郡田原東陵
五十代	桓武	山部 日本根子皇統彌照天皇	●光仁帝ノ皇長子 ▲贈皇太后御笠	聖武帝天平九年乙丑 ●一千三百九十七年	寶龜四年正月十四日	（前）藤原乙牟漏 ▲内大臣良繼ノ女 （後）藤原旅子 ▲贈太政大臣百川ノ女	天應元年辛酉四月三日 御年四十五歳 ●一千四百四十一年 ▲二十六年 但二十五年	山城長岡宮 仝平安宮	七十歳 延暦二十五年三月十七日 ▲仝年四月七日	山城國紀伊郡柏原陵
五十一代	平城	安殿 日本根子天推國高彦天皇	●桓武帝皇長子 ▲皇太后藤原乙牟漏	光仁帝寶龜五年甲寅八月十五日 ●一千四百三十四年	延暦四年十一月廿五日 ●御元服仝七年正月十五日	藤原帶子 ▲贈太政大臣百川ノ女	大同元年丙戌五月十八日 御年三十三歳 ●一千四百六十六年 ▲四年 但三年	仝上	五十一歳 天長元年七月七日 ▲仝年仝月十二日	大和國添上郡楊梅陵
五十二代	嵯峨	神野	●桓武帝第二子 ▲平城帝同母	桓武帝延暦五年丙寅九月七日 ●一千四百四十六年	●延暦十八年二月七日 立太弟大同元年五月十九日 ▲受禪仝四年四月一日	橘嘉智子 ▲贈太政大臣淨友ノ女	弘仁元年庚寅四月十三日 御年二十五歳 ●一千四百七十年 ▲十五年 但十四年一ヶ月	仝上	五十七歳 承和九年七月十五日 ▲仝年仝月十六日	山城國葛野郡嵯峨山上陵

五十三代 淳和	大伴 日本根子天高譲弥遠天皇	●桓武帝第五子 ▲皇太后藤原旅子	●桓武帝延暦五年丙寅 ●一千四百四十六年	●延暦七年七月十七日 立太弟弘仁元年九月十三日 ▲受禪仝十四年四月十七日	▲(前)高志内親王(桓武帝皇女)(帝ノ異母妹) ▲(後)正子内親王 嵯峨帝ノ皇女	弘仁十四年癸卯四月廿七日 御年三十八歳 ●一千四百八十三年 △十一年 但九年十一ヶ月	仝上	五十五歳 承和六年五月八日 ▲仝年仝月十三日	山城國乙訓郡大原野西山嶺上陵
五十四代 仁明	正良 日本根子天璽豐聰慧天皇	●嵯峨帝第二子 ▲皇太后橘嘉智子	●嵯峨帝弘仁元年庚寅 ●一千四百七十年	弘仁十四年四月十九日 ●仝年八月一日 △受禪天長十年二月廿八日	(前)藤原順子 ▲贈太政大臣冬嗣ノ女 (後)藤原澤子 ▲贈太政大臣總繼ノ女	天長十年癸丑三月六日 御年二十三歳 ●一千四百九十三年 ▲十八年 但十七年一ヶ月	仝上	四十一歳 嘉祥三年三月二十一日 ▲仝年仝月廿五日	仝國紀伊郡深草陵
五十五代 文徳	道康	●仁明帝皇長子 ▲皇后藤原順子	淳和帝天長四年丁未四月 ●一千四百八十七年	●承和九年二月十六日 仝年八月四日	皇后藤原明子 ▲太政大臣良房ノ女 女御従三位藤原古子 ▲左大臣冬嗣ノ女	嘉祥三年庚午四月十七日 御年二十四歳 ●一千五百十年 ▲九年 但七年十一ヶ月	仝上	三十二歳 天安二年八月廿七日 ▲仝年九月六日	仝國葛野郡田村陵
五十六代 清和	惟仁	●文徳帝第四子 ▲皇太后藤原明子	●文徳帝嘉祥三年庚午三月廿五日 ●一千五百十年	嘉祥三年十一月二十六日 ▲天安二年八月廿七日 ●貞觀六年正月元日	中宮藤原高子 ▲中納言長良ノ女 女御正三位藤原多美子 ▲右大臣良相ノ女	天安二年戊寅十一月七日 御年九歳 ●一千五百拾八年 ▲十九年 但拾八年	仝上	三十一歳 元慶四年十二月四日 ▲仝年仝月七日	仝國仝郡水尾山上陵
五十七代 陽成	貞明	●清和帝皇長子 ▲皇太后藤原高子	●清和帝貞觀十年戊子十二月十六日 ●一千五百廿八年	貞觀十一年二月一日 ▲受禪仝十八年十一月廿八日 ●元慶六年正月二日	宮人従三位姉子女王 ▲未詳	貞觀十九年丙申正月三日 御年十歳 ●一千五百三十七年 △八年 但七年二ヶ月	仝上	八十二歳 天暦三年九月廿八日 ▲仝年十月三日	仝國愛宕郡神樂岡東北陵
五十八代 光孝	時康	●仁明帝第三子 ▲皇太后藤原澤子	●淳和帝天長七年庚戌 ●一千四百九十年	●承和十二年二月十六日 ▲元慶八年二月十四日	従三位班子女王 ▲仲野親王ノ王女(桓武帝ノ孫)	元慶八年甲辰二月廿三日 御年五十五歳 ●一千五百四十四年 ●四年 但三年七ヶ月	仝上	五十八歳 仁和三年八月廿六日 ▲仝年九月二日	仝國葛野郡後田村陵
五十九代 宇多	貞省	●光孝帝第七子 ▲皇太后班子女王	清和帝貞觀九年丁亥五月五日 ●一千五百廿七年	▲仁和三年八月廿六日 仝日	中宮正三位藤原温子 ●太政大臣經基ノ女 皇后藤原胤子 ▲内大臣高藤ノ女	仁和三年丁未十一月十七日 御年二十一歳 ●一千五百四十七年 ▲十一年 但八年九ヶ月	仝上	六十五歳 承平元年七月十九日 ▲仝年八月五日	仝國仝郡宇多大内山陵

六十代	六十一代	六十二代	六十三代	六十四代	六十五代	六十六代
醍醐	朱雀	村上	冷泉	圓融	花山	一條
敦仁	寛明	成明	憲平	守平	師貞	懐仁
宇多帝皇長子 皇太后藤原胤子	醍醐帝第十一子 皇太后藤原穏子	醍醐帝第十四子 皇太后藤原穏子	村上帝第二子 皇太后藤原安子	村上帝第五子 皇太后藤原安子	冷泉帝第一子 皇太后藤原懐子	圓融帝第二子 東三條院藤原詮子
光孝帝仁和元年乙巳正月十八日 一千五百四十五年	醍醐帝延長元年丙未七月十四日 一千五百八十三年	醍醐帝延長四年丙戌六月二日 一千五百八十六年	村上帝天暦四年庚戌正月廿四日 一千六百十年	村上帝天德三年己未三月二日 一千六百十九年	冷泉帝安和元年戊辰十月廿六日 一千六百二十八年	圓融帝天元三年庚辰六月一日 一千六百四十年
寛平五年四月二日 仝九年七月三日受禪	延長三年十月三日 受禪仝八年九月二十二日 承平七年正月四日	天慶三年二月十五日立太弟 仝七年四月 受禪仝九年四月二十日	天暦四年七月二十三日 應和三年二月二十九日 康保四年五月廿五日	康保四年九月一日 受禪安和二年八月十三日 天祿三年正月三日	安和二年八月十三日 天元五年二月十五日 受禪永觀二年八月廿七日	永觀二年十月十六日 永祚二年正月五日 受禪寛和二年六月廿三日
妃爲子内親王 光孝帝皇女 中宮藤原穏子 基經ノ四女	女御從三位熈子女王 文献彦太子ノ皇女（醍醐帝ノ孫）	中宮藤原安子 右大臣師輔ノ女 女御莊子女王 代明親王ノ王女（醍醐帝ノ孫）	（前）藤原懐子 太政大臣伊尹ノ女 （後）藤原超子 關白兼家ノ女	（前）藤原媓子 關白兼通ノ女 （中）藤原遵子 關白賴忠ノ女 （後）藤原詮子 攝政兼家ノ女	女御贈從四位藤原恒子 太政大臣爲光ノ女	女御藤原定子 關白道隆ノ女 中宮藤原彰子 攝政道長ノ女
寛平九年丁巳七月十三日 御年十三歳 一千五百五十七年 三十四年 但三十三年三ヶ月	延長八年庚寅十一月二十一日 御年八歳 一千五百九十年 十七年 但十五年六ヶ月	天慶九年丙午四月廿九日 御年二十一歳 一千六百七年 二十二年 但二十一年二ヶ月	康保四年丁卯十月十一日 御年十八歳 一千六百二十七年 三年 但一年十一ヶ月	安和二年己巳九月廿三日 御年十歳 一千六百二十九年 十六年 但十五年	永觀二年甲申十月十日 御年十七歳 一千六百四十四年 三年 但一年二ヶ月	寛和二年丙戌七月廿二日 御年七歳 一千九百四十六年 二十六年 但二十五年二ヶ月
山城國平安宮	仝上	仝上	仝上	仝上	仝上	仝上
四十六歳 延長八年九月廿三日 仝年十月十日	三十歳 天暦六年八月十五日 仝年仝月二十日	四十二歳 康保四年五月二十五日 仝年六月四日	六十二歳 寛弘八年十月廿四日 仝年仝月廿六日	三十三歳 正暦二年二月十二日 仝年仝月十九日	四十一歳 寛弘五年二月八日 仝年仝月十一日	三十二歳 寛弘八年六月二十二日 仝年七月八日
山城國宇治郡南山科後山階陵	仝國仝郡山科後醍醐陵	仝國葛野郡村上陵	仝國愛宕郡櫻木山傍陵	仝國葛野郡村上陵傍後村上陵	仝國仝郡紙屋川上陵	仝國仝郡圓融院傍陵

代	天皇	諱	父母	誕生	立太子・受禪	后妃	即位・在位		崩御	山陵
六十七代	三條	居貞	●冷泉帝第二子 ▲贈皇太后藤原超子	●圓融帝天延四年戊寅正月三日 一千六百三十六年	寛和二年七月十六日 ●仝日 ▲受禪寛弘八年六月十三日	中宮藤原妍子 ▲攝政道長ノ女 皇后藤原娍子 ▲大納言濟時ノ女	寛弘八年辛亥十月十六日 ●御年三十六歲 一千六百七十一年 ▲六年 但四年四ヶ月	仝上	四十二歲 寛仁元年五月九日 ▲仝年仝月十二日	仝國仝郡北山陵
六十八代	後一條	敦成	●一條帝第二子 ▲上東門院藤原彰子	●一條帝寛弘五年戊申九月十一日 一千六百六十四年	寛弘八年六月十三日 ▲長和五年正月廿九日 ●寛仁二年正月二日	中宮藤原威子 ▲攝政道長ノ三女	長和五年丙辰二月七日 ●御年九歲 一千六百七十六年 ▲二十一年 但二十年三ヶ月	仝上	二十九歲 長元九年四月十七日 ▲仝年五月十九日	仝國愛宕郡菩提樹院陵
六十九代	後朱雀	敦良	◯一條帝第三子 ▲後一條帝同母	●一條帝寛弘六年己酉十一月廿五日 一千六百六十九年	立太弟寛仁元年八月八日 ◯仝三年八月廿八日 ▲受禪長元九年四月十七日	(前)皇后禎子内親王 ▲三條帝ノ皇女 中宮藤原源子 ▲敦康親王女(一條帝ノ孫) (後)皇后藤原嬉子 ▲攝政道長ノ女	長元九年丙子七月十日 ●御年二十八歲 一千六百九十六年 ▲十一年 但九年七ヶ月	仝上	三十七歲 寛德二年正月十八日 ▲仝年二月二十日	仝國葛野郡仁和寺中圓敎寺陵
七十代	後冷泉	親仁	●後朱雀帝第一子 ▲贈皇太后藤原嬉子	●後一條帝万壽二年乙丑八月三日 一千六百八十五年	●長暦元年七月二日 仝年八月十七日 ▲寛德二年正月十六日	中宮章子内親王 ▲後一條帝ノ女 皇后藤原寛子 ▲關白頼通ノ女 照皇后藤原歡子 ▲關白敎通ノ女	寛德二年乙酉四月八日 ●御年二十一歲 一千七百五年 ▲二十四年 但二十三年一ヶ月	仝上	四十四歲 治暦四年四月十九日 ▲仝年五月五日	仝上
七十一代	後三條	尊仁	●後朱雀帝第二子 ▲陽明院皇后禎子	●後一條帝長元七年甲戌七月十八日 一千六百九十四年	立太弟寛德二年正月十六日 ●永承元年十二月十九日 ▲治暦四年四月十九日	中宮馨子内親王 ▲後一條帝ノ女 皇后藤原茂子 ▲(中納言公成ノ女)	治暦四年戊申七月廿一日 ●御年三十五歲 一千七百二十八年 ▲五年 但四年六ヶ月	仝上	四十歲 延久五年五月七日 ▲仝年仝月十七日	仝上仁和寺中圓宗寺陵
七十二代	白河	貞仁	●後三條帝皇長子 ▲贈皇太后藤原茂子	●後冷泉帝天喜元年癸巳六月二十日 一千七百十三年	●治暦元年十二月九日 延久元年四月廿八日 ▲受禪仝四年十二月八日	中宮源賢子 ▲右大臣源顯房ノ女	延久四年壬子十二月廿九日 ●御年二十歲 一千七百三十二年 ▲十五年 但十四年	仝上	七十七歲 大治四年七月七日 ▲仝年仝月十五日	仝國紀伊郡鳥羽成菩提院陵
七十三代	堀河	善仁	●白河帝第二子 ▲皇太后源賢子	●白河帝承暦三年己未七月九日 一千七百三十九年	應德三年十一月廿六日 ▲受禪仝日 ●寛治三年正月五日	中宮篤子内親王 ▲後三條帝ノ女 皇后藤原苡子 ▲(贈太政大臣公季ノ女)	應德二年丙寅十二月十九日 ●御年八歲 一千七百四十六年 ▲二十二年 但二十年二ヶ月	仝上	二十九歲 嘉承二年七月十九日 ▲仝年仝月廿四日	仝國葛野郡仁和寺中圓融院陵

代	御名	御諱	父母	御誕生	立太子・受禪・元服	皇后	御即位・在位	都	崩御	御陵
七十四代	鳥羽	宗仁	● 堀河帝第一子 ▲ 贈皇太后藤原苡子	堀河帝康和五年癸未正月十六日 ● 一千七百六十三年	康和五年八月十七日 ▲ 嘉承二年七月十九日 ● 永久元年正月元日	皇后藤原璋子 ▲ 大納言公實ノ女 (前)皇后藤原泰子 ▲ 關白忠實ノ女 (後)中宮藤原得子 ▲ 中納言長實ノ女	嘉承二年丁亥十二月一日 御年五歳 ● 一千七百六十七年 ▲ 十七年 但十五年二ヶ月	山城平安宮	五十四歳 保元元年七月二日 ▲ 仝年仝月仝日	山城國紀伊郡鳥羽安樂壽院本御塔陵
七十五代	崇德	顯仁	● 鳥羽帝第一子 ▲ 待賢門院藤原璋子	鳥羽帝元永二年己亥五月廿八日 ● 一千七百七十九年	保安四年正月廿八日 ▲ 受禪仝日 ● 大治四年正月元日	中宮藤原聖子 ▲ 關白藤原忠通ノ女	保安四年癸卯二月十九日 御年五歳 ● 一千七百八十三年 ▲ 十九年 但十八年十一ヶ月	仝上	四十六歳 長寛二年八月廿六日 ▲ 仝年九月十九日	讃岐國阿野郡白峰陵
七十六代	近衛	體仁	● 鳥羽帝第六子 ▲ 美福門院藤原得子	崇德帝保延五年己未五月十八日 ● 一千七百九十九年	立太弟保延五年八月十八日 ▲ 受禪永治元年十二月七日 ● 久安六年正月四日	皇后藤原多子 ▲ 右大臣公能ノ女 中宮藤原呈子 ▲ 太政大臣伊通ノ女	永治元年辛酉十二月二十七日 御年三歳 ● 一千八百一年 ▲ 十五年 但十四年七ヶ月	仝上	十七歳 久壽二年七月廿三日 ▲ 仝年八月一日	山城國紀伊郡鳥羽安樂壽院新御塔陵
七十七代	後白河	雅仁	● 鳥羽帝第四子 ▲ 崇德帝同母	崇德帝大治二年丁未九月十一日 ● 一千七百八十六年	● 保延五年十二月二十七日 ▲ 久壽二年七月廿四日	(前)皇后平滋子 ▲ 贈左大臣時信ノ女 (後)皇后源懿子 ▲ 左大臣有仁ノ女	久壽二年乙亥十月廿六日 御年二十九歳 ● 一千八百十五年 ▲ 四年 但二年十一ヶ月	仝上	六十六歳 建久三年三月十三日 ▲ 仝年仝月十五日	仝國愛宕郡法住寺法華堂陵
七十八代	二條	守仁	● 後白河帝皇長子 ▲ 贈皇太后源懿子	近衛帝康治二年癸亥六月十七日 ● 一千八百三年	久壽二年九月廿三日 ● 仝年十二月九日 ▲ 受禪保元三年八月十一日	(前)中宮姝子内親王 ▲ 鳥羽帝皇女 (後)中宮藤原育子 ▲ 左大臣實能ノ女	保元三年戊寅十二月二十日 御年十六歳 ● 一千八百十八年 ▲ 八年 但六年七ヶ月	仝上	二十三歳 永萬元年七月二十八日 ▲ 仝年八月七日	仝國葛野郡香隆寺三昧堂陵
七十九代	六條	順仁	● 二條帝第二子 嫡母皇后藤原育子 ▲ 生母伊岐氏 (大藏致遠ノ女)	二條帝長寛二年甲申十一月十四日 ● 一千八百二十四年	永萬元年六月廿五日 ▲ 仝日受禪	—	永萬元年乙酉七月廿七日 御年二歳 ● 一千八百二十五年 ▲ 四年 但二年八ヶ月	仝上	十三歳 安元二年七月十七日 ▲ 仝年仝月廿一日	仝國京都市東山清閑寺陵
八十代	高倉	憲仁	● 後白河帝第三子 ▲ 建春門院平滋子	二條帝應保元年辛巳九月三日 ● 一千八百二十一年	仁安元年十月一日 ▲ 受禪仝三年二月十九日 ● 嘉應二年正月三日	中宮平德子 ▲ 太政大臣平清盛ノ女 典侍藤原殖子 ▲ 贈左大臣信隆ノ女	仁安三年戊子三月二十日 御年八歳 ● 一千八百二十八年 ▲ 十三年 但十二年	仝上	二十一歳 治承五年正月十四日 ▲ 仝年仝月仝日	仝所法華堂陵

八十一代	安徳	言仁	●高倉帝皇長子 ▲建礼門院平徳子	高倉帝治承二年戊戌十一月十二日 ▲一千八百三十八年	治承二年十二月十五日 ▲受禅仝四年二月二十一日		治承四年庚子四月二十二日 ●御年三歳 一千八百四十年 ▲六年 但五年	仝上 摂津福原宮 山城平安宮	八歳 寿永四年二月廿四日（長門國壇ノ浦ニテ入水崩御）	長門國赤間関市阿彌陀寺御影堂陵
八十二代	後鳥羽	尊成	●高倉帝第四子 ▲七條院藤原殖子	安徳帝治承四年庚子七月十四日 ●一千八百四十年	▲壽永二年八月廿四日 ●壽永三年正月三日	中宮藤原任子 ▲摂政兼實ノ女 二條君藤原重子 ▲贈左大臣範季女 皇后源在子 ▲内大臣通親養女	元暦元年甲辰七月廿八日 ●御年五歳 一千八百四十四年 ▲(践祚在位)十六年 但十四年七ヶ月	山城平安宮	六十歳 延應元年二月廿二日 ▲仝年仝月廿六日改諡仁治二年二月八日	隠岐國隠岐郡蔵田山陵 山城國愛宕郡大原法華堂陵
八十三代	土御門	為仁	●後鳥羽帝皇長子 ▲承明門院源在子	後鳥羽帝建久六年乙卯十二月二日 ●一千八百五十五年	建久九年正月十一日 ▲受禅仝日 ●元久二年正月三日	中宮藤原麗子 ▲太政大臣頼實ノ女 皇后源通子 ▲贈太政大臣通宗ノ女	建久九年戊午三月三日 ●御年四歳 一千八百五十八年 ▲十三年 但十二年	仝上	三十七歳 寛喜三年十月十一日 ▲仝年仝月仝日改諡未詳	阿波國里浦陵 山城國葛野郡金原法華堂陵
八十四代	順徳	守成	●後鳥羽帝第二子 ▲修明門院藤原重子	後鳥羽帝建久八年丙辰九月十日 ●一千八百五十七年	立太弟正治二年四月十五日 ●承元二年十二月廿五日 ▲受禅仝四年十一月廿五日	中宮藤原立子 ▲摂政良經ノ女	承元四年庚午十二月廿八日 ●御年十四歳 一千八百七十年 ▲十一年 但十年五ヶ月	仝上	四十六歳 仁治三年九月十二日 ▲仝年九月十三日改諡寛元元年五月十三日	佐渡國佐渡郡眞野山陵 山城國愛宕郡大原法華堂陵
八十五代	仲恭	懐成（九條廃帝）	●順徳帝皇長子 ▲東一條院藤原立子	順徳帝建保六年戊寅十月十日 ●一千八百七十八年	建保六年十一月廿六日 ▲受禅承久三年四月二十日	―	承久三年辛巳四月二十日 ●御年四歳 一千八百八十一年 ▲一年 但四ヶ月	仝上	十七歳 天福二年五月二十日 ▲仝年仝月未詳	未詳
八十六代	後堀河	茂仁	●後高倉院守貞親王ノ王子（高倉帝ノ孫） ▲北白河院藤原陳子（基宗ノ女）	順徳帝建暦二年壬申三月十八日 ●一千八百七十二年	▲承久三年七月九日 ●貞應元年正月三日	皇后藤原有子 ▲太政大臣公房女 中宮藤原長子 ▲關白道家ノ女 (後)中宮藤原竴子 ▲關白道家ノ女	承久三年辛巳十二月一日 ●御年十歳 一千八百八十一年 ▲十二年 但十一年	仝上	二十三歳 天福二年八月六日 ▲仝年仝月十一日	山城國愛宕郡東山觀音寺傍陵
八十七代	四條	秀仁	●後堀河帝皇長子 ▲藻璧門院藤原竴子	後堀河帝寛喜三年辛丑二月十二日 ●一千八百九十一年	寛喜三年十月廿八日 ▲受禅貞永元年十月四日 ●仁治二年正月五日	女御従三位藤原彦子 ▲摂政教實ノ女	貞永元年壬辰十二月五日 ●御年二歳 一千八百九十二年 ▲十一年 但九年二ヶ月	仝上	十二歳 仁治三年正月八日 ▲仝年仝月廿三日	仝國京都市東山泉涌寺後山陵

八十八代 後嵯峨	邦仁	●土御門帝第四子 ▲贈皇太后源通子	●順德帝承久二年庚辰二月廿六日 一千八百八十年	●仁治三年正月二十日 ▲仝日	中宮藤原姞子 ▲太政大臣實氏ノ女	仁治三年壬寅三月十八日 御年二十三歳 ●一千九百二年 ▲五年 但三年十ヶ月	山城 平安宮	五十三歳 文永九年二月十七日 ▲仝年仝月十九日	山城國葛野郡龜山殿新御堂淨金剛院陵
八十九代 後深草	久仁	●後嵯峨帝第二子 ▲大宮院藤原姞子	後嵯峨帝寛元元年癸卯六月十日 ●一千九百三年	寛元元年八月十日 ▲受禪仝四年正月廿九日 ●建長五年正月三日	●中宮藤原公子 ▲太政大臣實氏ノ女 東御方藤原愔子 ▲左大臣實雄ノ女	寛元四年丙午三月十一日 御年四歳 ●一千九百六年 ▲十四年 但十三年九ヶ月	仝上	六十二歳 嘉元二年七月十六日 ▲仝年仝月十七日	仝國紀伊郡深草法華堂陵
九十代 龜山	恒仁	●後嵯峨帝第三子 ▲後深草帝同母	後深草帝建長元年己酉五月二十七日 ●一千九百九年	立太弟正嘉二年八月七日 ●正元元年八月廿九日 ▲受禪仝年十一月廿六日	皇后藤原佶子 ▲左大臣實雄ノ女 中宮藤原嬉子 ▲太政大臣公相ノ女	正元元年己未十二月廿八日 御年十一歳 ●一千九百十九年 ▲十六年 但十四年二ヶ月	仝上	五十七歳 嘉元三年九月十五日 ▲仝年仝月十七日	仝國葛野郡龜山殿法華堂陵
九十一代 後宇多	世仁	●龜山帝第二子 ▲京極院藤原佶子	龜山帝文永四年丁卯十二月一日 ●一千九百二十七年	文永五年八月廿五日 ▲受禪仝十一年正月廿六日 ●建治三年正月三日	皇后姈子內親王 ▲後深草帝皇女 典侍藤原忠子 ▲參議忠繼ノ女 東御方源基子 ▲內大臣具守ノ女	文永十一年甲戌三月廿六日 御年八歳 ●一千九百三十四年 ▲十四年 但十三年八ヶ月	仝上	五十八歳 元亨三年六月二十五日 ▲仝年仝月二十八日	仝國仝郡蓮華峰寺傍山陵
九十二代 伏見	熈仁	●後深草帝第二子 ▲玄輝門院藤原愔子	龜山帝文永二年乙丑四月二十三日 ●一千九百二十五年	建治元年十一月五日 ●仝三年十二月十九日 ▲受禪弘安十年十月廿一日	中宮藤原鏱子 ▲太政大臣兼實女 藤原經子 ▲參議經氏ノ女 從三位藤原季子 ▲左大臣實雄ノ女	正應元年戊子三月十五日 御年二十歳 ●一千九百四十八年 ▲十二年 但十一年五ヶ月	仝上	五十三歳 文保元年九月三日 ▲仝年仝月四日	仝上
九十三代 後伏見	胤仁	●伏見帝第一子 ▲准后藤原經子	伏見帝弘安十一年戊子二月三日 ●一千九百四十八年	正應二年己丑四月二十五日 ▲受禪永仁六年七月廿二日 ●正安二年正月三日	女御從三位藤原寧子 ▲左大臣公衡ノ女	永仁六年戊戌七月十三日 御年十一歳 ●一千九百五十八年 ▲四年 但二年四ヶ月	仝上	四十九歳 延元元年四月六日 ▲仝年仝月八日	仝國紀伊郡深草法華堂陵
九十四代 後二條	邦治	●後宇多帝第一子 ▲西花門院源基子	後宇多帝弘安九年丙戌三月一日 ●一千九百四十六年	●永仁六年六月二十七日 仝年八月十日 ▲受禪正安三年正月廿一日	中宮藤原忻子 ▲太政大臣公孝ノ女	正安三年辛丑三月二十四日 御年十六歳 ●一千九百六十一年 ▲八年 但七年六ヶ月	仝上	二十四歳 德治三年八月二十五日 ▲仝年仝月二十八日	仝國愛宕郡北白河陵

九十五代	花園	富仁	●伏見帝第三子 ▲顯親門院藤原季子	伏見帝永仁五年丁酉七月廿五日 ●一千九百五十七年	[illegible]三年八月二十四日 ▲德治三年八月廿六日 ●延慶四年正月三日	從三位藤原實子 ▲權大納言實明ノ女	延慶元年戊申十一月十六日 御年十二歲 ●一千九百六十八年 ▲十一年 但九年四ヶ月	仝上	五十二歲 正平三年（貞和四）十一月十一日 ▲仝年仝月十三日	仝國仝郡十樂院山上陵
九十六代	後醍醐	尊治	●後宇多帝第二子 ▲談天門院藤原忠子	伏見帝正應元年戊子十二月二日 ●一千九百四十八年	●嘉元元年十二月廿日 德治三年九月十九日 ▲文保二年二月廿六日	（前）中宮藤原禧子 ▲太政大臣實兼女 （後）中宮珣子内親王 ▲後伏見帝皇女 皇后藤原廉子 ▲右中將公廉ノ女	文保二年戊午三月廿九日 御年三十一歲 ●一千九百七十八年 ▲二十二年 但二十一年三ヶ月	仝上 大和吉野宮	五十二歲 延元四年八月十六日 ▲仝年十一月廿三日	大和國吉野郡吉野塔尾陵
九十七代	後村上	義良	●後醍醐帝第八子 ▲新待賢門院藤原廉子	後醍醐帝嘉曆三年戊辰九月 ●一千九百八十六年	●延元元年二月廿六日 仝四年八月九日 ▲仝年八月十五日	中宮藤原勝子 ▲關白藤原經家ノ女	延元四年己卯十月五日 御年十二歲 ●一千九百九十九年 ▲二十九年 但二十七年六ヶ月	仝上	四十一歲 正平二十三年三月廿一日 ▲仝年四月二十日	河内國南河内郡檜尾山陵
九十八代	長慶	寛成	●後村上帝皇長子 未詳 或曰 ▲中宮源顯子	後村上帝興國五年甲申 ●二千四年	▲正平廿三年三月九日	未詳	正平二十三年戊申三月踐祚 御年二十五歲 ●二千二十八年 ▲踐祚六年 但五年六ヶ月	仝上	五十二歲 應永元年八月一日 ▲未詳	未詳
九十九代	後龜山	熙成	●後村上帝第二子 ▲嘉喜門院藤原勝子	後村上帝正平三年戊子五月十一日 ●二千七年	正平十二年正月廿日 ●仝年二月一日 ▲文中二年八月二日	中宮源信子 ▲右大臣顯信ノ女	文中二年癸丑八月二日踐祚 御年二十六歲 ●二千三十三年 ▲二十年 但十九年二ヶ月	仝上	七十七歲 應永三十一年四月十一日 ▲未詳	山城國葛野郡嵯峨稲田寺陵
北朝	（光嚴）	量仁	●後伏見帝皇長子 ▲廣儀門院藤原寧子	花園帝正和二年癸丑七月九日 ●一千九百七十三年	嘉曆元年七月廿四日 ●元德元年十二月廿九日 ▲元弘元年九月廿日	准后壽子内親王 ▲花園帝皇女	元弘二年壬申三月廿二日 御年二十歲 ●一千九百九十二年 ▲二年 但一年五ヶ月	山城平安宮	五十二歲 正平十九年（貞治三）七月七日 ▲仝年仝月八日	丹波國桑田郡山國常照寺後山陵
仝	（光明）	豐仁	●後伏見帝第二子 ▲光嚴院同母	後醍醐帝元亨元年辛酉十二月十三日 ●一千九百八十一年	●延元元年（建武三）八月十五日 ▲仝日	未詳	延元二年（建武四）丁丑十二月廿八日 御年十七歲 ●一千九百九十七年 ▲十一年 但十一年十一ヶ月	仝上	六十歲 天授六年（康曆二）六月二十四日 ▲未詳	攝津國三嶋郡勝尾寺陵

仝 (崇光)	興仁	●光嚴院第一子 ▲陽祿門院藤原秀子	●後醍醐帝建武元年甲戌四月二十二日 一千九百九十四年	暦應元年(延元三)八月十三日 ●貞和四年(正平三)十月二十七日 ▲仝日	女御藤原氏 ▲太政大臣藤原公賢ノ女	●貞和五年(正平四)己丑十二月廿六日 御年十六歲 二千九年 ▲三年 但二年	山城 平安宮	六十五歲 應永五年正月十三日 ▲仝年仝月二十三日	山城國紀伊郡伏見大光明寺陵
仝 (後光嚴)	弥仁	●光嚴院第二子 ▲崇光院同母	●光明院暦應元年(延元三)戊寅三月三日 一千九百九十八年	●觀應三年(正平七)八月十七日 ▲仝日	典侍從三位藤原仲子 ▲贈左大臣藤原兼綱ノ女	●文和二年(正平八)壬辰十二月廿七日 御年十六歲 二千十三年 ▲十九年 但十七年四ヶ月	仝上	三十七歲 應安七年(文中三)正月二十七日 ▲仝年二月二日	仝國仝郡深草法華堂陵
仝 (後圓融)	緒仁	●後光嚴院第一子 ▲崇賢門院藤原仲子	●後光嚴院延文三年(正平十三年)戊戌十二月十三日 二千十八年	●應安四年(建德二)三月二十三日 ▲仝日	藤原嚴子 ▲內大臣藤原公忠ノ女	●應安七年(文中三)甲寅十二月廿八日 御年十七歲 二千三十四年 ▲九年 但七年五ヶ月	仝上	三十六歲 明德四年(元中六)四月二十六日 ▲仝年仝月二十七日	仝上
百代 後小松	幹仁	●後圓融院第一子 ▲通陽門院藤原嚴子	●後圓融院永和三年(天授三)丁巳六月二十六日 二千三十七年	▲永德二年(弘和二)四月十一日 ●至德四年(元中四)正月三日 ▲正統後龜山帝ヨリ受禪明德三年閏十月五日	從二位藤原資子 ▲贈左大臣藤原資國ノ女	●永德二年(弘和二)壬戌十二月廿八日 御年六歲 二千四十三年 ▲北朝十年正統二十一年 但廿九年九ヶ月	仝上	五十七歲 永享五年十月二十日 ▲仝年仝月二十七日	仝上
百〇一代 稱光	實仁	●後小松帝第一子 ▲光範門院藤原資子	●後小松帝應永八年辛巳三月二十九日 二千六十一年	●應永十八年十一月二十八日 ▲受禪仝十九年八月二十九日	藤原氏 ▲權大納言資秀ノ女	●應永二十一年甲午十二月十九日 御年十四歲 二千七十四年 ▲十五年 但十三年八ヶ月	仝上	二十八歲 正長元年七月廿七日 ▲仝年仝年二十七日	仝上
百〇二代 後花園	彥仁	●貞成親王ノ王子(崇光院ノ曾孫) ▲敷政門院源幸子(贈左大臣經有ノ女)	●稱光帝應永二十六年己亥六月十八日 二千七十九年	▲正長元年七月二十八日 ●永享五年正月三日	藤原信子 ▲內大臣藤原信宗ノ女	●永享元年己酉十二月二十七日 御年十一歲 二千八十九年 ▲三十六年 但三十四年八ヶ月	仝上	五十二歲 文明二年十二月二十七日 ▲仝三年正月三日	丹波國桑田郡山國常照寺陵
百〇三代 後土御門	成仁	●後花園帝第一子 ▲嘉樂門院藤原信子	●後花園帝嘉吉二年壬戌五月二十五日 二千百二年	●長祿三年四月十七日 ▲受禪寬正五年七月十九日	准后從三位源朝子 ▲贈內大臣源長賢ノ女	●寬正六年乙酉十二月二十六日 御年二十四歲 二千百二十三年 ▲三十六年 但三十四年十ヶ月	仝上	五十九歲 明應九年九月二十八日 ▲仝年十一月十一日	山城紀伊郡深草法華堂陵

百〇四代 後柏原	勝仁	●後土御門帝皇長子 ▲贈皇后源朝子	後花園帝寛正五年甲申十月廿日 ●二千百二十四年	●文明十二年十二月二十日 ▲明應九年十月二十五日（御年三十七）	從二位藤原藤子 ▲贈左大臣教秀ノ女	永正十八年辛巳三月廿二日 ●御年五十八歳 ●二千百八十一年 ▲踐祚廿一年在位六年但二十六年	仝上	六十三歳 大永六年四月七日 ▲仝年五月三日	仝上
百〇五代 後奈良	知仁	●後柏原帝皇長子 ▲豐樂門院藤原藤子	後土御門帝明應五年丙辰十二月二十三日 ●二千百五十六年	●永正九年四月廿六日 ▲大永六年四月廿九日（御年三十一）	藤原榮子 ▲贈内大臣賢房ノ女	天文五年丙申二月廿六日 ●御年四十一歳 ●二千百九十六年 ▲踐祚十一年在位廿二年但卅一年一ヶ月	仝上	六十二歳 弘治三年九月四日（或曰五日） ▲仝年十一月廿三日	仝上
百〇六代 正親町	方仁	●後奈良帝皇長子 ▲贈皇后藤原榮子	後柏原帝永正十六年己卯五月廿九日 ●二千百七十九年	●天文二年十二月九日 ▲弘治三年十月廿七日（御年三十九）	典侍藤原房子 ▲内大臣秀房ノ女	永祿三年庚申正月廿七日 ●御年四十二歳 ●二千二百二十年 ▲踐祚三年在位廿七年但廿九年十一ヶ月	仝上	七十七歳 文祿二年正月五日 ▲仝年二月廿三日	仝上
百〇七代 後陽成	周仁	●陽光院誠仁親王ノ王子（正親町帝ノ孫） ▲新上東門院藤原晴子（晴秀ノ女）	正親町帝元龜二年辛未十二月十五日 ●二千二百三十一年	●天正十四年九月二十日 ▲受禪仝年十一月七日	女御藤原前子 ▲關白前久ノ女	天正十四年丙戌十一月二十五日 ●御年十六歳 ●二千二百四十六年 ▲二十六年但二十四年五ヶ月	仝上	四十七歳 元和三年八月二十六日 ▲仝年九月二十日	仝上
百〇八代 後水尾	政仁	●後陽成帝第三子 ▲中和門院藤原前子	後陽成帝文祿五年丙申六月四日 ●二千二百五十六年	●慶長十五年十二月二十三日 ▲受禪仝十六年三月廿七日	中宮源和子 ▲德川秀忠ノ女	慶長十六年辛亥四月十二日 ●御年十六歳 ●二千二百七十一年 ▲十九年但十八年三ヶ月	仝上	八十五歳 延寶八年八月十九日 ▲仝年閏八月八日	仝國京都市東山泉涌寺後山陵
百〇九代 明正	興子	●後水尾帝第二子 ▲東福門院源和子	後水尾帝元和九年癸亥十一月十九日 ●二千二百八十三年	▲受禪寛永六年十一月八日	—	寛永七年庚午九月十二日 ●御年八歳 ●二千二百九十年 ▲十四年但十三年一ヶ月	仝上	七十四歳 元祿九年十一月十日 ▲仝年仝月廿五日	仝上
百十代 後光明	紹仁	●後水尾帝第四子 ▲壬生院藤原繼子（贈左大臣基任ノ女）	明正帝寛永十年癸酉三月十二日 ●二千二百九十三年	●寛永二十年九月廿七日 ▲仝年十月三日	大典侍源秀子 ▲左中將重秀ノ女	寛永二十年癸未十月廿一日 ●御年十一歳 ●二千三百三年 ▲十二年但十一年	仝上	二十二歳 承應三年九月二十日 ▲仝年十月十五日	仝上

百十一代 後西院	良仁	●後水尾帝第七子 ▲逢春門院藤原隆子（贈左大臣隆致ノ女）	●明正帝寛永十四年戊寅十一月十六日 二千二百九十七年	●慶安四年十二月二十五日 ▲承應三年十一月廿八日（御年十八）	女御明子女王 贈源氏 ▲源光政朝臣ノ女	明暦二年丙申正月二十三日 御年二十歳 ●二千三百十六年 ▲踐祚二年年在位八年但七年一ヶ月	山城 平安城	四十九歳 貞享二年二月二十二日 ▲全年三月七日	山城國京都市東山泉涌寺後山陵
百十二代 靈元	識仁	●後水尾帝第十六子 ▲新廣義門院藤原國子（贈左大臣基音ノ女）	●後光明帝承應三年甲午五月廿五日 二千三百十四年	●寛文二年二月十一日 ▲受禪全三年正月廿六日	中宮藤原房子 ▲左大臣藤原教平ノ女	寛文三年癸卯四月二十七日 御年十歳 ●二千三百二十三年 ▲二十年 但十九年	全上	七十九歳 享保十七年八月六日 ▲全年全月廿九日	全上
百十三代 東山	朝仁	●靈元帝第四子 ▲敬法門院藤原宗子（内大臣宗長ノ女）	●靈元帝延寶三年乙卯九月三日 二千三百三十五年	天和三年二月九日 ●貞享四年正月廿二日 ▲受禪全年三月二十一日	中宮幸子女王 ▲有栖川幸仁親王ノ王女	貞享四年丁卯四月二十八日 御年十三歳 ●二千三百四十七年 ▲二十三年 但二十二年三ヶ月	全上	三十五歳 寶永六年十二月十六日 ▲全七年正月十日	全上
百十四代 中御門	慶仁	●東山帝第五子 ▲新崇賢門院藤原賀子（内大臣隆賀ノ女）	●東山帝元祿十四年辛巳十二月十七日 二千三百六十一年	寶永五年二月十六日 ▲受禪全五年六月二十一日 ●全八年正月元日	准后藤原尚子 ▲攝政家熙ノ女	寶永七年庚寅十一月十一日 御年十一歳 ●二千三百七十年 ▲二十七年 但二十五年五ヶ月	全上	三十七歳 元文二年四月十一日 ▲全年五月四日	全上
百十五代 櫻町	昭仁	●中御門帝第一子 ▲新中和門院藤原尚子	●中御門帝享保五年戊子正月元日 二千三百八十年	享保十三年六月十一日 ●全十八年正月元日 ▲全二十年三月二十一日	准后藤原舍子 ▲關白吉忠ノ女	享保二十年乙卯十一月三日 御年十六歳 ●二千三百九十五年 ▲十三年 但十一年三ヶ月	全上	三十一歳 寛延三年四月二十三日 ▲全年五月十八日	全上
百〇六代 桃園	遐仁	●櫻町帝皇長子 ▲開明門院藤原定子（大納言實武ノ女）	●櫻町帝寛保元年辛酉二月二十九日 二千四百一年	●延享四年三月十五日 全年全月十六日 ▲受禪全年五月二日	准后藤原富子 ▲關白繼香ノ女	延享四年丁卯九月二十一日 御年七歳 ●二千四百七年 ▲十六年 但十四年十一ヶ月	全上	二十二歳 寶暦十二年七月二十一日 ▲年八月二十二日	全上
百十七代 後櫻町	智子	●櫻町帝第二皇女 ▲青綺門院藤原舍子	●櫻町帝元文五年庚申八月三日 二千四百年	▲寶暦十二年七月二十七日	――	寶暦十三年癸未十一月二十七日 御年二十四歳 ●二千四百二十三年 ▲八年 但七年一ヶ月	全上	七十四歳 文化十年閏十一月三日 ▲全年十二月十七日	全上

代	帝號	諱	系譜	誕生	立太子・踐祚	后妃	即位・在位	都	崩御	陵
百十八代	後桃園	英仁	●桃園帝第一子 ▲恭禮門院藤原富子	桃園帝寶曆八年戊寅七月二日 ●二千四百十八年	明和五年二月十九日 ●仝年八月九日 ▲受禪仝七年十一月廿四日	准后藤原維子 ▲准三宮内前ノ女	明和八年辛卯四月廿八日 御年十四歲 ●二千四百三十一年 ▲十年 但八年十ヶ月	仝上	二十二歲 安永八年十一月九日 ▲仝年十二月十日	仝上
百十九代	光格	兼仁	●自在王院宮典仁親王ノ王子（東山帝ノ曾孫） ▲藤花門院藤原氏（准三宮内前ノ女）	後桃園帝明和八年辛酉八月十五日 ●二千四百三十一年	▲安永八年十一月廿五日 ●仝十年正月元日	中宮欣子内親王 ▲後桃園帝ノ皇女	安永九年庚子十二月四日 御年十歲 ●二千四百四十年 ▲三十八年 但三十六年四ヶ月	仝上	七十歲 天保十一年十一月十九日 ▲仝年十二月二十日	仝所 後月輪陵
百二十代	仁孝	惠仁	●光格帝第四子 ▲東京極院藤原婧子（内大臣經逸ノ女）	光格帝寛政十二年庚申二月二十一日 ●二千四百六十年	文化六年三月廿四日 ●仝八年三月十六日 ▲受禪仝十四年三月廿二日	▲贈皇后藤原繋子 ▲准后從三位藤原祺子	文化十四年丁丑九月廿一日 御年十八歲 ●二千四百七十七年 ▲三十年 但二十八年五ヶ月	仝上	四十七歲 弘化三年二月六日 ▲仝年三月四日	仝所 弘化陵
百廿一代	孝明	統仁	●仁孝帝第四子 ▲新待賢門院藤原雅子（贈左大臣實光ノ女）	仁孝帝天保二年辛卯六月十四日 ●二千四百九十一年	天保十二年三月十四日 ●仝十五年三月廿七日 ▲弘化三年二月十三日	女御從三位藤原夙子 ▲左大臣尚忠ノ女	弘化四年丁未九月廿三日 御年十七歲 ●二千五百七年 ▲二十年 但十九年四ヶ月	仝上	三十六歲 慶應二年十二月廿五日 ▲仝三年正月廿五日	仝所 後月輪東陵
百廿二代	今上	睦仁	●孝明帝第二子 ▲英照皇太后藤原夙子	孝明帝嘉永五年壬子九月廿二日（太陽曆十一月三日） ●二千五百十二年	▲慶應三年正月九日 ●仝四年正月十五日	皇后藤原美子 ▲左大臣忠香ノ女	慶應四年戊辰八月廿七日（明治元年） 御年十七歲 ●二千五百二十八年	武藏國 東京宮城	聖壽萬々歲	

今代御皇室并皇族譜

皇室

今上天皇 御名睦仁　孝明天皇第二皇子

- 御降誕　嘉永五年壬子九月二十二日（陽暦十一月三日）
- 立太子　万延元年庚申九月二十八日
- 御踐祚　慶應三年丁卯正月九日
- 御元服　慶應四年戊辰正月十五日
- 御即位　明治元年戊辰八月二十八日
- 大嘗會　明治四年辛未十一月十七日

皇太子 御名嘉仁　今上第三皇子

- 御生誕　明治十二年己卯八月三十一日
- 東宮宣下　明治二十年丁亥八月卅一日
- 立太子　明治廿二年己丑十一月三日
- 御生母　典侍柳原愛子

昌子内親王 常宮　今上第六皇女

- 御生誕　明治廿一年戊子九月三十日

房子内親王 周宮　仝第七皇女

- 御生誕　明治廿三年庚寅一月二十八日

允子内親王 富美宮　仝第八皇女

- 御生誕　明治廿四年辛卯八月七日

聰子内親王 泰宮　仝[illegible]

- 御生誕　明治廿九年丙申五月十一日

皇后宮 御名美子　故従一位一條忠香公第三女

- 御生誕　嘉永三年庚亥四月十八日（陽暦五月廿八日）
- 入内　明治元年戊辰十二月廿八日
- 皇后宣下　明治元年戊辰十二月廿八日

皇太子妃 御名節子　故従一位九條道孝公第四女

- 御生誕　明治十七年甲申六月十五日
- 御結婚　明治三十三年庚子五月十日
- 皇妃宣下　明治三十三年庚子五月十日

皇孫迪宮裕仁親王 皇太子嘉仁親王第一皇子

- 御生誕　明治三十四年辛丑四月廿九日
- 御母　皇妃節子

仝　淳宮雍仁親王 仝第二皇子

- 御生誕　明治三十五年壬寅六月二十五日
- 御母　仝上

仝　光宮宣仁親王 仝第三皇子

- 御生誕　明治三十八年乙巳一月三日
- 御母　仝上

皇族

宮家	御名	続柄	御生誕
有栖川宮	大勲位 威仁親王	故大勲位幟仁親王第四子	御生誕 文久二年壬戌正月十三日
有栖川宮	御母 勲一等 董子	故大勲位幟仁親王妃 故従三位溝口直博第七女	仝 安政二年乙卯六月廿五日
有栖川宮	御息所 勲一等 慰子	故従三位前田慶寧第四女	仝 元治元年甲子二月八日
有栖川宮	御継嗣 栽仁親王	第一子	仝 明治廿年丁亥九月廿二日
小松宮	勲一等 頼子	故大勲位彰仁親王妃 故従二位有馬頼成第一女	御生誕 嘉永五年壬子六月十八日
東伏見宮	大勲位 依仁親王	故一品邦家親王第十七子	御生誕 慶應三年丁卯九月十九日
東伏見宮	御息所 勲一等 周子	従二位岩倉具定第一女	仝 明治九年丙子八月廿九日
伏見宮	大勲位 貞愛親王	故一品邦家親王第十四子	御生誕 安政五年戊午四月廿八日
伏見宮	御息所 勲一等 利子女王	故一品大勲位幟仁親王第四女	仝 安政五年戊午五月廿一日
伏見宮	大勲位 博恭王	第一子	仝 明治八年乙亥十月十六日
伏見宮	御息所 勲一等 經子	従一位徳川慶喜第九女	仝 明治十五年壬午九月二十三日
北白川宮	勲一等 恒久王	故大勲位能久親王第一子	御生誕 明治十五年壬午九月二十二日
北白川宮	御母 勲一等 富子	故従二位伊達宗徳第二女	仝 文久二年壬戌閏八月八日
山階宮	大勲位 菊麿王	故大勲位晃親王第一子	御生誕 明治七年甲戌七月三日
山階宮	御息所 勲一等 常子	従四位島津忠亮姉	仝 明治七年甲戌二月七日
閑院宮	大勲位 載仁親王	故一品邦家親王第十六子	御生誕 慶應元年乙丑九月二十二日
閑院宮	御息所 勲一等 智恵子	故贈正一位大勲位三條實美女	仝 明治五年壬申五月二十五日
賀陽宮	大勲位 邦憲王	故一品朝彦親王第二子	御生誕 慶應三年丁卯六月朔日
賀陽宮	御息所 勲一等 好子	故従二位醍醐忠順第一女	仝 慶應元年乙丑十月二十日
久邇宮	大勲位 邦彦王	故一品朝彦親王第三子	御生誕 明治五年壬申七月二十三日
久邇宮	御息所 勲一等 俔子	故従一位島津忠義第七女	仝 明治十二年己卯十月十九日
梨本宮	勲一等 守正王	故一品朝彦親王第四子	御生誕 明治七年甲戌三月八日
梨本宮	御息所 勲一等 伊都子	正二位勲一等鍋島直大第二女	仝 明治十五年壬午二月二日
華頂宮	博忠王	勲一等博恭王第二子	御生誕 明治卅五年壬寅一月廿六日
華頂宮	御祖母 勲一等 郁子	故三品博親王妃 故従四位南部利剛第一女	仝 嘉永六年癸丑八月五日

幕府系統

○鎌倉幕府

源氏三代二拾八年○藤原氏二代三拾五年○皇族四代八拾二年、通じて百四拾年別當及執權大江氏、北條氏

- **源頼朝** 淸和帝第六皇子貞純親王の後裔左馬頭義朝三男壽永三年府を鎌倉に開く建久三年七月征夷大將軍に任ず正治元年正月十三日薨す年五十三在職八年
- **同 頼家** 頼朝の長子建仁二年七月征夷大將軍に任ず仝三年九月北條時政の爲めに弑せらる年二十二在職二年
- （公文所及政所別當）**大江廣元** 大江音人七世の裔大江匡房の曾孫にして維光の子なり壽永三年頼朝府を鎌倉に開くや公文所の別當に補す建仁三年職を辭む、後ち建保四年執權職に補せらる
- **同 實朝** 頼朝の二男、建仁三年九月征夷職を襲ぐ永久元年正月二十七日姪公曉（頼家の子）の爲めに弑せらる年二十八在職十七年
- （政所別當）**北條時政** 桓武天皇曾孫高望王の後胤平姓北條時家の二男にして源頼朝の外舅たり建仁三年九月大江廣元に代りて公文所別當となる元久二年閏七月罷む建保三年六月十三日卒す年七拾八
- （執權）**同 義時** 時政の二男なり元久二年閏七月執權職に補し建保四年罷む後ち承久元年再び執權となる
- （同）**大江廣元** 建保四年執權となり仝六年罷じ、在職前後二拾四年嘉保元年六月卒す年七十
- **藤原頼經** 關白藤原道家の四男（頼朝の姉の曾孫に當る）承久元年七月鎌倉府に入り嘉祿二年正月征夷大將軍に任じ寛元二年四月罷む、在職拾九年、後ち康元元年八月十一日薨す年三拾九
- （同）**北條義時** 承久元年執權となり元仁元年六月十三日卒す在職前後拾七年、年六拾二
- （同）**同 泰時** 義時の長男元仁元年六月職を襲ぐ在職拾九年仁治三年六月卒す年六十
- （同）**同 經時** 時氏の子にして泰時の孫なり仁治三年六月襲職寛仁四年三月罷む仝年閏四月卒す在職五年、年三十二
- **同 頼嗣** 頼經の嗣子寛元二年五月職を襲ぐ、建長四年二月廢せらる在職九年康元元年九月十四日薨す年十八
- （同）**同 時頼** 經時の弟寛元四年閏四月襲職、康元元年十一月入道して職を長時に讓る在職拾一年、弘長三年十一月二十二日卒す年三十七
- **宗尊親王** 後嵯峨帝第一の皇子建長四年四月征夷職に任す、文永三年七月廢せらる、在職拾五年、文永十一年七月二十九日薨す年三十三
- （同）**同 長時** 重時の子義時の孫なり、康元元年十一月時頼に代りて執權となる文永元年七月罷む在職九年、文永十年卒す年未詳
- （同）**同 政村** 義時の子泰時の弟なり文元元年七月長時に襲て執權となる仝五年三月、職を時宗に讓る在職五年、文永十年卒す年六十九
- **惟康王** 宗尊親王の長子文永三年七月襲職正應二年六月逐はる在職二拾四年、正中三年十一月薨す、年六十二
- （同）**同 時宗** 時頼の二男文永五年三月襲職弘安七年四月罷む在職拾七年、仝年四月四日卒す、年三十四
- （同）**同 貞時** 時宗長男、弘安七年七月襲職正安三年八月罷む在職拾八年、應長元年十月二十五日卒す年四十一、
- **久明親王** 後深草帝第二皇子正應二年征夷職に任す德治三年廢せらる在職二十年、嘉曆三年十月十四日薨す年五十五
- （同）**同 師時** 時宗の甥、宗政の子なり正安三年八月襲職、族時村連署す應長元年九月卒す、年三十七、在職十一年
- **守邦親王** 久明親王の長子延慶元年八月襲職元弘元年五月廢せらる在職二十四年、元弘三年八月薨す年三十二
- （同）**同 宗宣** 時房（義時の弟）曾孫にして宣時の子なり、應長元年十月襲職正和元年五月卒す在職二年、
- （同）**同 熙時** 正和元年六月襲職仝四年七月（或は曰ふ八月）卒す、在職四年、

同　同　基時
業時の子重時の孫明和四年七月（或は日ふ八月）襲職仝五年七月罷む在職二年

同　同　高時
貞時の長男正和五年七月襲職正中三年二月罷む、在職十一年、元弘三年五月廿二日、新田義貞に亡ぼさる、年三十一、北條氏亡ぶ

同　金澤貞顯
實時の孫正中三年二月高時に代る、仝月罷む

同　赤橋宗時
長時の曾孫嘉暦元（正中三）年四月襲職、元弘三年五月高時等と共に義貞に亡ぼさる在職八年

○元弘建武間征夷府　二代四年

護良親王
後醍醐帝第二皇子元弘三年六月征夷大將軍に任ず、然れども幕府を開かれず、仝年八月罷む、（未詳）建武二年七月賊足利直義の爲めに鎌倉に於て弑せられ玉ふ、御年二十八

成良親王
後醍醐帝第四皇子、建武元年月未詳征大大將軍に任じ、鎌倉に鎮す、仝三年二月罷む、延元三年正月尊氏に毒せられ薨ず御年未詳

○室町幕府　十五代二百三十六代

足利尊氏
清和天皇第六皇子貞純親王の後胤源氏讃岐守足利貞義の次男延元三北朝暦應元年八月征夷職を僭稱し府を京都室町に開く正平十三年（北朝延文三）四月廿九日薨す在職二十一年、年五十四

執事　高師直
高階惟繼の裔高師重の子建武三年就職正平六年（北朝觀應二）罷められ尋で殺さる在職十六年

關東管領　足利基氏
尊氏の二男正平四年（北朝貞和五）就職正平廿二年（貞治六）四月廿六日薨す、在職十九年、年二十八

執事　仁木頼章
尊氏の族仁木義勝の子正平六年（北朝觀應二）就職正平十三年（延文三）罷む在職八年、正平十六年卒す年六十一

同　義詮
尊氏長男正平十三年（北延文三）十二月襲職正平廿二年（貞治六）十二月七日薨す、年三十八、在職十年

同　細川清氏
清和源氏の後胤源義康の裔細川和氏の子、正平十三年（延文三）就職正平十六年（康安元）罷めらる、仝十七年殺さる、

同　斯波義將
尊氏の族足利高經の季子正平十七年（康安二）七月就職、正平二十一年（貞治五）罷む、在職五年

同　義滿
義詮長男正平廿三年（北、應安元）襲職應永元年十二月職を義持に讓る在職廿七年、應永十五年五月六日薨す、年五十一

關東管領　足利氏滿
基氏の子なり正平二十二年（貞治六）四月襲職、應永五年十一月薨す、年四十在職三十二年

執事　細川頼之
細川和氏の弟頼春の子正平二十二年（貞治六）十一月就職天授元年（康暦元）罷む在職十三年、元中九年（明德三年）卒す年六十四

管領　斯波義將
天授五年（康暦元）五月、管領となり、元中九年（明德二）罷む在職十三年

同　細川頼元
頼春の子なり頼之養て子と爲す元中八年（明德二）就職、明德四年罷む在職三年

同　義持
義滿長男應永元年十二月襲職仝三十年三月職を義量に讓る在職三十年、仝卅二年再び事を見る、正長元年正月十七日薨す、年四十二

管領　斯波義將
明德四年六月管領となり應永五年罷む、在職六年、初任より通じて廿四年なり、應永十七年卒す

同　畠山基國
尊氏の族畠山義深の子應永五年八月就職仝十二年罷む在職八年

關東管領　足利滿兼
氏滿の子應永五年十一月襲職、仝十七年七月薨す在職十三年年五十三

管領　斯波義教（又義重）
義將の子應永十二年八月就職、仝十六年罷む在職五年

同　斯波義淳
義將の弟なり應永十六年八月就職、仝十七年罷む、在職二年

同　畠山滿家
基國の子應永十七年六月就職仝十九年罷む、在職三年

關東管領	足利持氏	滿兼の子應永廿年十一月襲職永享十一月上杉憲實と戰ひ敗れて自殺す在職三十年
管領	細川滿元	賴元の子なり應永十九年四月就職仝廿八年七月職を辭す在職十年
同	義量	義持の長男應永三十年三月襲職仝三十二年二月薨す、年十九、在職二年
管領	畠山滿家	應永二十八年八月(或は曰く七月)再び就職正長元年罷む在職八年、前後通じて十一年なり
管領	斯波義淳	正長元年八月再び就職永享四年罷む、在職五年通じて七年なり
同	義敎	義滿三男永享元年三月征夷大將軍に任す嘉吉元年六月二十四日赤松滿祐の爲めに弑せらる年四十八在職十三年
同	細川持之	滿元の子なり永享四年十一月就職嘉吉二年七月卒す在職十一年
同	義勝	義敎長男嘉吉二年十一月征夷職を襲ぐ仝三年七月廿一日薨す、年十、在職二年
同	畠山持國	滿家の子なり嘉吉二年八月就職文安二年罷めらる在職四年
同	細川勝元	持之の子なり文安二年四月就職寶德元年九月罷めらる在職五年
同	義政	義敎二男寶德元年四月征夷職に任す文明五年十二月職を義尙に讓る在職廿五年延德二年正月七日薨す年五十六
同	畠山持國	寶德元年十月再び就職享德元年罷む、在職四年、通じて八年なり康正元年正月卒す
關東管領	足利成氏	持氏の季子寶德元年二月管領職に任せらる明應六年九月古河に(古河御所と稱す)卒す在職四十九年
關東公方	(足利政知)	義政の弟、長祿元年十二月任ぜられ伊豆堀越に居る(故に堀越御所と稱す)延德三年其子茶々に弑せらる在職三十五年
管領	細川勝元	享德元年十二月再任寬正五年十一月罷めらる在職十三年、後ち應仁二年七月三たび就職文明五年五月卒す年四十四在職六年初任より通じて二十四年
同	畠山政長	持富(持國の弟)の子なり寬正五年十一月就職文正二年正月罷めらる在職五年
同	斯波義廉	義種(義將の弟)の孫文正二年(應仁元)正月就職應仁二年七月罷む在職二年
同	義尙	義政長男文明五年十二月襲職延德元年三月廿六日薨す年廿九、在職十七年
同	畠山政長	文明五年五月再び就職尋で罷め、仝九年十二月又た就職仝十八年罷む在職十年初任より通じて十五年明應二年四月戰歿す
同	細川政元	勝元の子、文明十八年七月就職幾もなく罷め、長享元年再任、亦尋で罷む
同	義植	義視(義政の弟)の子延德二年七月征夷職に任す明應三年越中に奔る文龜元年十月職を免せらる在職十二年
同	細川政元	延德二年七月復た就職尋で罷む●永正四年六月其の家宰香西元近に殺さる
同	義澄	政知(義政の弟)の子明應三年十一月(或は曰ふ十二月)征夷職に任す、永正五年近江に奔り、仝八年八月十四日近江に薨す、年三十一、在職十八年
同	義植	永正五年七月再び征夷職に就き大永元年十二月淡路に奔り、職を罷めらる、在職十四年、前後通じて廿六年、仝三年四月九日阿波に薨す年五十八
同	義晴	義澄長子大永元年就職天文十五年罷む、在職廿六年天文十九年五月四日近江に薨ず、年四十
管領	細川高國	政元の養子なり(政春の子)大永元年十一月就職尋て罷む、享祿四年三好海雲、細川晴元等に攻められ自刃す、
同	畠山義堯	大永六年就職初任及び繼續年月等未詳
同	義輝	義晴の長子天文十五年十二月襲職永祿八年五月十九日松永久秀の爲めに弑せらる、年三十、在職二十年

同 **六角定頼** 佐々木高氏の裔六角高頼の子天文十五年十一月就職、尋で罷む

同 **細川氏綱** 高國の子天文廿一年二月就職永祿六年十二月罷む在職十二年

同 **義榮** 義維(義澄の子)の子なり永祿十一年征夷職に任す、仝十一年九月薨す、在職一月に滿たず

同 **朝倉義景** 朝倉孝景の養子(武田義統の弟)永祿十一年四月就職尋で罷む、天正元年八月織田信長に攻められ越前大野に於て自刃す

同 **義昭** 義晴二男、永祿十一年十月襲職天正元年七月廢せらる在職六年、室町幕府亡ぶ、慶長二年八月廿六日薨す、年六十一

○織田、豐臣覇業 織田氏九年 豐臣氏三代

織田信長 桓武帝の曾孫高望王の後胤備後守信秀の子天正二年足利氏に代りて天下に覇たり然れども幕府を開かず將軍に任ぜず、官は右大臣天正十年六月二日覇業央にして明智光秀の爲めに弑せらる年四十九

豐臣秀吉 尾張國中村の住築阿彌の子織田氏に代りて天下に覇たり天正十三年關白太政大臣に任じ仝十九年關白職を秀次に讓り太閤と稱す、大阪城及び伏見桃山に居る慶長三年八月十八日薨す年六十三

同 **秀次** 秀吉の甥(秀吉の姉三好氏の子)天正十九年關白職を襲ぐ京都聚樂亭に居る文祿四年廢せられ仝年七月十五日高野山に於て自刃す

同 **秀頼** 秀吉次男慶長五年内大臣に任す大阪城に居る、徳川家康、前田利家、浮田秀家、上杉景勝毛利輝元等輔佐す、後ち慶長八年徳川家康征夷大將軍に任じ、豐臣氏衰ふ、長和元年五月八日徳川氏に滅せらる、年廿三

○江戸幕府 十五代二百六十五年

徳川家康 清和源氏附大納言廣忠長男慶長八年二月征夷大將軍に任じ府を武藏の江戸(東京)に開く慶長十八年四月職を秀忠に讓る在職三年元和二年四月十七日薨す年七十五諡號東照宮

京都所司代 奥平信昌慶長五年九月より仝六年三月に至る ○加藤正次慶長六年就任、尋で罷む ○板倉勝重慶長六年五月より元和五年六月に至る

同 **秀忠** 家康三男慶長十年四月襲職元和九年六月職を家光に讓る在職十九年寛永九年正月廿四日薨す諡號台德院

京都所司代 板倉重勝前に出す ○板倉重宗元和五年七月より承應三年七月に至る

老中 安藤重信慶長十六年より元和七年六月まで ○土井利勝元和元年九月より寛永十五年十一月まで ○酒井忠利元和二年九月より寛永四年十一月まで ○内藤清次元和六年五月より仝三年に至る ○酒井忠世元和三年七月より寛永十一年七月まで ○本田正純元和三年より仝八年八月まで ○井上正就永和三年より寛永五年八月まで ○青山忠俊元和五年五月より寛永十二年十二月まで

同 **家光** 秀忠嫡子元和九年七月襲職慶安四年四月二十日薨す、年四十八、在職廿九年諡號大猷院

大老 土井利勝寛永十五年十一月より正保元年七月まで ○酒井忠勝寛永十五年十一月より、明曆二年に至る

京都所司代 板倉重宗前に出づ

老中 土井利勝前に出づ ○酒井忠利仝上 ○酒井忠世仝上 ○井上正就仝上 ○内藤忠重元和九年より承應二年四月まで ○稻葉正勝元和九年より、寛永十一年正月まで ○阿部正次元和九年七月より寛永三年四月まで ○酒井忠行元和九年より、寛永十三年十一月まで ○森川重俊寛永四年より仝九年正月まで ○青山幸成寛永五年十月より仝廿年二月まで ○松平信綱寛永九年十一月より寛文二年二月まで ○永井尙政寛永九年より、明

暦四年二月まで ○酒井忠勝寛永九年十二月より仝十五年十一月まで ○堀田正盛寛永十年三月より慶安四年四月まで ○阿部忠秋寛永十年三月より、寛文十二年五月まで ○阿部重次寛永十五年十一月より慶安四年四月まで ○松平乘壽寛永十九年十二月より承應三年正月まで

同 家綱

家光長男慶安四年八月襲職延寶八年五月八日薨ず年四十在職廿九年、諡嚴有院

大老

酒井忠勝前に出づ ○保科正之慶安四年八月より寛文九年四月まで ○榊原忠次寛文三年三月より仝五年三月まで ○酒井忠清寛文六年三月より延寶八年十二月まで ○井伊直澄寛文八年十一月より延寶四年正月まで

京都所司代

板倉重宗前に出づ ○牧野親成承應三年十一月より寛文八年五月まで ○板倉重矩寛文八年正月より仝十年十一月まで ○永井尚庸寛文十年十一月より、延寶四年四月まで ○戸田忠昌延寶四年四月より天和元年十一月まで

老中

酒井忠清承應二年閏六月より寛文六年三月まで ○稲葉正則明暦三年九月より、天和元年九月まで ○久世廣之寛文三年八月より延寶七年六月まで ○土屋數直寛文五年十二月より延寶七年十二月まで ○板倉重矩寛文五年十二月より、延寶五年五月まで ○阿部正能延寶元年十二月より仝四年十月まで ○大久保忠朝延寶五年七月より元祿十一年二月まで ○堀田正俊延寶七年七月より、天和元年十二月まで ○土井利房延寶七年七月より仝九年二月まで

同 綱吉

家光三男初め甲府に封ぜらる延寶八年八月入て宗家を繼ぎ征夷職に任ず寶永六年正月十日薨ず年六十四在職三十年、諡常憲院

大老

堀田正俊天和元年十二月より貞享二年九月まで ○井伊直興元祿十年六月より、仝十三年三月まで ○柳澤吉澤寶永三年正月より仝六年六月まで

京都所司代

稲葉正通天和元年十一月より貞享二年九月まで ○土屋正直貞享二年九月より、仝四年十月まで ○内藤重頼貞享四年十月より元祿三年十月まで ○松平信興元祿三年十二月より仝四年八月まで ○小笠原長重元祿四年閏八月より、仝十年四月まで ○松平信庸元祿十年四月より正德四年九月まで

老中

大久保忠朝前に出づ ○板倉重種延寶八年九月より天和元年十一月まで ○阿部正武延寶九年三月より寶永九年六月まで ○戸田忠昌天和元年十一月より、元祿十二年九月まで ○松平信之貞享二年六月より仝三年七月まで ○土屋正直貞享四年十月より享保三年十二月まで ○小笠原長重元祿十年四月より、寶永七年五月まで ○秋元喬朝元祿十二年十二月より、正德四年八月まで ○稲葉正通元祿十四年正月より寶永四年八月まで ○本多正永寶永元年九月より仝八年二月まで ○井上正岑寶永二年九月より享保七年五月まで ○大久保忠增寶永二年九月より正德三年七月まで

同 家宣

綱重(綱吉の兄)の子初名綱豐寶永六年五月入て宗家を繼ぎ征夷職に任ず正德二年十月十四日薨ず年五十一、在職四年、諡文照院

大老

井伊直該寶永八年二月より正德四年二月まで

京都所司代

松平信庸前に出づ

老中

秋元喬朝前に出づ ○本多正永仝上 ○土屋正直仝上 ○井上正岑仝上 ○大久保忠增仝上 ○阿部正喬正德元年四月より、享保二年九月まで

同 家繼

家宣三男幼名鍋松正德三年四月襲職享保元年四月三日薨ず年八、在職四年諡有章院

大老

井伊直該前に出づ

京都所司代	松平信庸前に出づ　○水野忠之正徳四年九月より享保元年九月まで
老中	土屋正直前に出づ○阿部正喬上仝○井上正岑上仝○久世重元正徳三年八月より享保五年五月まで○松平信庸正徳四年九月より仝六年三月まで○戸田忠眞正徳四年九月より享保八年五月まで
同　吉宗	紀伊侯光貞四男（頼宣の孫）初め其封を襲ぎ享保元年五月入て宗家を繼ぐ仝八年征夷職に任ず、延享二年九月職を家重に讓る在職三十年、寛延四年六月廿日薨ず年六十八諡號有德院
京都所司代	水野忠之享保元年九月より享保二年九月まで○松平忠周享保二年九月より仝九年十二月まで○牧野英成享保九年十二月より仝十九年六月まで○土岐頼稔享保十九年六月より寛保二年六月まで○牧野貞保寛保二年六月より、寛延二年九月まで
老中	土屋正直前に出づ○阿部正喬上仝○久世重元上仝○井上正岑上仝○戸田忠眞上仝○水野忠元享保二年九月より、仝十五年六月まで　○安藤重行享保七年五月より仝十七年七月まで○松平乗邑享保八年四月より延享二年十月まで○松平忠周享保九年十二月より、仝十三年五月まで○大久保常春享保十三年五月より、仝年九月まで○酒井忠音享保十三年十月より仝二十年五月まで　○松平信祝享保十五年七月より、延享元年七月まで○松平輝貞享保十五年七月より延享二年十二月まで○黒田直邦享保十七年七月より仝二十年三月まで　○本多忠良享保十九年六月より、延享三年六月まで○松平乗賢享保二十年五月より延享三年五月まで　○土岐頼稔寛保二年八月より延享元年九月まで　○酒井忠知延享元年五月より、寛延二年正月まで
同　家重	吉宗長男延享二年十一月襲職寶暦十年四月職を家治に讓る在職十六年寶暦十一年六月十二日薨ず年五十一諡號惇信院
京都所司代	牧野貞保前に出づ　○松平資則寛延二年十月より寶暦二年三月まで　○酒井忠用寶暦二年四月より仝六年四月まで　○松平輝高寶暦六年五月より仝八年十月まで　○井上利容寶暦八年十一月より仝十年十二月まで
老中	本多忠良前に出づ○松平乗賢上仝○酒井忠知上仝○西尾忠直延享二年九月より寶暦十年三月まで○堀田忠亮延享二年九月より寶暦十一年二月まで　○松平武元延享三年五月より安永八年七月まで　○本多正珍延享三年十月より寶暦八年九月まで　○秋元凉朝延享四年五月より、明和元年三月まで　○酒井忠寄寛延二年九月より明和元年五月まで　○松平輝高寶暦八年十月より天明元年九月まで
同　家治	家重長男寶暦十年九月襲職天明六年九月八日薨ず年五十、在職二十七年諡號浚明院
大老	井伊直孝天明四年十一月より仝七年九月まで
京都所司代	阿部正右寶暦十年十二月より仝十四年五月まで　○阿部正允明和元年六月より、仝六年八月まで○土井利里明和六年八月より安永六年八月まで○久世廣明安永六年九月より天明元年閏五月まで○牧野貞長天明元年閏五月より、仝四年五月まで○戸田忠寛天明四年五月より仝七年十二月まで
	堀田正亮前に出づ○松平武元上仝○秋元凉朝上仝○酒井忠壽上仝○松平輝高上仝○井上利容寶暦十年十二

老中

年より、仝十三年三月まで ○松平康福寶曆十二年十二月より天明八年四月まで ○阿部正右明和元年五月より仝六年七月まで ○秋元凉朝明和二年十二月より、仝四年六月まで ○板倉勝清明和四年七月より仝六年十一月まで ○田沼意次明和六年八月より天明六年八月まで ○阿部正允明和六年八月より、安永九年十一月まで ○久世廣明天明元年五月より仝五年正月まで ○水野忠友天明元年九月より仝八年五月まで ○鳥居忠意天明元年九月より寛政五年二月まで ○牧野貞長天明四年五月より寛政二年二月まで

同 家齊

一橋治濟の子天明六年十一月入て宗家を繼ぎ仝七年四月襲職天保七年九月職を家慶に讓る、在職五十年、仝十二年閏七月三十日薨す、年六十九諡號文恭院

大老

井伊直孝前に出づ ○井伊直亮天保六年十二月より仝十二年五月まで

京都所司代

戸田忠寛前に出づ ○松平乗完天明七年十二月より寛政元年四月まで ○太田資愛寛政元年四月より仝四年九月まで ○堀田正順寛政四年八月より、仝十年十一月まで ○牧野忠精寛政十年十二月より、明和元年七月まで ○土井利和明和元年七月より仝二年十月まで ○青山忠裕明和二年十月より、仝四年正月まで ○稲葉正謀明和四年正月より文化三年八月まで ○阿部正由文化三年十月より仝五年十一月まで ○酒井忠進文化五年十二月より、仝十二年四月まで ○大久保忠眞文化十二年四月より文政元年八月まで ○松平乗寛文政元年八月より仝五年九月まで ○内藤信敦文政五年九月より、仝八年四月まで ○松平康任文政八年九月より仝九年十一月まで ○間部詮勝文政九年 ○水野忠邦文政九年十一月より仝十一年十一月まで ○松平宗發文政十一年十一月より天保二年五月まで ○太田資始天保二年五月より

仝五年四月まで ○松平信順天保五年四月より仝八年五月まで

老中

松平康福前に出づ ○水野忠友仝上 ○鳥居忠意仝上 ○牧野貞長仝上 ○松平定信天明七年六月より寛政五年七月まで ○阿部正備天明七年八月より仝八年二月まで ○松平乗完寛政元年四月より、仝五年八月まで ○本多忠壽寛政二年四月より仝十年十月まで ○戸田氏敎寛政二年十一月より文化三年四月まで ○太田資愛寛政五年三月より、享和六年六月まで ○安藤信明寛政五年八月より文化七年五月まで ○松平信明寛政八年四月より享和三年十二月まで ○水野忠友寛政八年十一月より、享和二年二月まで ○牧野忠精享和元年七月より文化十三年十月まで ○土井利和享和二年十月より文政五年七月まで ○青山忠裕享和四年正月より天保六年五月まで ○松平信明文化三年五月より仝十四年八月まで ○松平乗保文化七年六月より文政九年七月まで ○酒井忠進文化十二年四月より文政十一年正月まで ○水野忠成文化十四年八月より天保五年二月まで ○阿部正精文化十四年八月より、文政九年十月まで ○大久保忠眞文政元年八月より天保八年三月まで ○松平乗寛文政五年九月より天保十年十二月まで ○松平輝延文政六年十一月より、仝八年二月まで ○植村家長文政八年四月より仝十一年十一月まで ○松平康任文政九年十一月より天保六年九月まで ○水野忠邦文政十一年十一月より天保十四年九月まで ○牧野忠精文政十一年二月より天保二年四月まで ○松平宗發天保二年五月より仝十一年九月まで ○太田資始天保五年四月より、仝十二年六月まで

同 家慶

家齊三男天保七年九月襲職嘉永六年七月廿二日薨す年六十一、在職十八年、諡號愼德院

大老
井伊直亮前に出づ

京都所司代
松平信順前に出づ○土井利位天保八年五月より仝九年四月まで○牧野忠雅天保十一年正月より仝十四年十一月まで○酒井忠義天保十四年十一月より、嘉永三年七月まで○内藤信親嘉永三年九月より仝四年十二月まで○脇坂安宅嘉永四年十二月より安政四年八月まで

老中
○松平乗寛前に出づ○水野忠邦上仝○大久保忠眞上仝○松平宗發上仝○太田資始上仝○脇阪安董天保七年二月より仝十二年二月まで○松平信順天保八年正月より仝年八月まで○堀田正篤天保八年七月より仝十四年閏九月まで○土井利位天保九年九月より、弘化元年十月まで○間部詮勝天保十一年正月より仝十四年閏九月まで○井上正春天保十一年十一月より仝十四年正月まで○眞田幸貫天保十二年六月より弘化元年五月まで○阿部正弘天保十四年閏九月より、安政四年九月まで○牧野忠雅天保十四年十一月より安政四年九月まで○戸田忠温天保十四年十一月より嘉永四年七月まで○水野忠邦弘化元年六月より、仝二年二月まで○青山忠良弘化元年十二月より嘉永元年九月まで○松平乗全弘化二年三月より安政二年八月まで○松平忠優嘉永元年十月より安政二年八月まで○久世廣周嘉永四年十二月より安政五年十月まで

同　家定
家慶三男嘉永六年十一月襲職安政五年八月十四日薨す、歳三十五、在職六年諡號溫恭院

京都所司代
脇坂安宅前に出づ○本多忠民安政四年八月より仝五年六月まで

老中
阿部正弘前に出づ○牧野忠雅上仝○松平乗全上仝○松平忠優上仝○久世廣周上仝○内藤信親嘉永六年九月より、文久二年九月まで○堀田正篤安政二年十月より、仝五年六月まで○松平忠優安政四年九月より仝五年六月まで○脇坂安宅安政四年八月より万延元年十一月まで

同　家茂
前將軍家定の從弟なり、初め紀伊侯たり家定嗣なし安政五年入て宗家を繼ぎ征夷職に任ず慶應二年八月十四日大阪に於て薨す歳二十一諡號昭德院

大老
井伊直弼安政五年四月より万延元年三月まで○酒井忠績慶應二年十二月より、仝三年十二月まで

京都所司代
酒井忠義安政五年六月より文久二年六月まで○松平宗秀文久二年六月○牧野忠恭文久二年八月より仝三年六月まで○稲葉正邦文久三年六月より、元治元年四月まで○松平定敬元治元年四月より慶應三年十二月まで

内藤信親前に出づ○脇坂安宅上仝○太田資始安政五年六月より、仝六年七月まで○松平乗全安政五年六月より万延元年四月まで○間部詮勝安政五年六月より仝六年十二月まで○本多忠民万延元年六月より文久二年三月まで○安藤信睦万延元年正月より文久二年四月まで○久世廣

老中

周万延元年閏三月より文久二年六月まで ○松平信義万延元年十二月より文久三年九月まで ○水野忠精文久二年三月より慶應二年六月まで ○井上正直文久二年十月より元治元年七月まで ○脇坂安宅文久二年五月より仝年九月まで ○板倉勝靜文久二年三月より元治元年八月まで ○牧野忠恭文久三年九月より、慶應元年四月まで ○太田資始文久三年四月より仝年五月まで ○酒井忠績文久三年六月より元治元年六月まで ○有馬道純文久三年七月より元治元年四月まで ○本多忠民元治元年十月より、慶應元年十二月まで ○稻葉正邦元治元年四月より慶應元年四月まで ○阿部正外元治元年六月より慶應元年九月まで ○諏訪忠誠元治元年七月より慶應元年四月まで ○松平宗秀元治元年八月より慶應二年七月まで ○松前崇廣元治元年十一月より、慶應元年九月まで ○井上正直慶應元年十一月より仝三年六月まで ○板倉勝靜慶應元年十月より仝四年正月まで ○松平康直慶應元年四月より(明治元)二月まで

同 慶喜

○小笠原長行慶應元年十月より、仝四年(明治元)二月まで

水戸侯齊昭七男初め一橋家を繼ぎ慶應二年九月入て宗家を繼ぎ仝十二年征夷職に任ず、仝三年十二月征夷職を奉還す、在職二年、此に至て幕府遂に癈絶す

京都所司代

松平定敬前に出づ

老中

井上正直前に出づ○坂倉勝靜仝上○松平康直仝上○小笠原長行仝上○水野忠誠慶應二年七月より仝年十月まで ○稻葉正邦慶應二年四月より、仝四年(明治元)二月まで○松平定昭慶應三年九月より、仝年十月まで ○酒井忠惇慶應三年十二月より仝四年(明治元)二月まで

年號改元一覽表

〔〕ヲ附シタルハ安徳後鳥羽兩帝ノ時

（）ヲ附シルハ北朝

大化 孝德帝元年六月始テ元ヲ建ツ六年二月白雉ト改元ス

白雉 五年十月年號ヲ廢ス即チ孝德帝崩御ノ際ヨリ

（白雉五年十月年號ヲ廢シ持統帝將制ノ年即チ天武帝十四年七月マテ凡ソ三十二年間年號ヲ缺ク）

朱鳥 持統○十一年持統帝讓位ノ年再ビ年號ヲ廢ス

（持統帝讓位即チ文武帝元年ヨリ仝五年三月マデ凡五年間年號ナシ文武帝五年三月廿一日復タ元ヲ建ツ）

大寶 文武○大寶四年五月十日慶雲ト改元ス

慶雲 文武○元明○慶雲五年正月十一日和銅ト改元

和銅 元明○和銅八年九月二日靈龜ト改元

靈龜 元正○靈龜三年十一月十七日養老ト改元

養老 元正○養老八年二月四日神龜ト改元

神龜 聖武○神龜六年八月五日天平ト改元

天平 聖武○天平廿一年四月十四日天平感寶ト改元

天平感寶 聖武〇天平感寶元年七月二日天平勝寶ト改元

天平勝寶 孝謙〇天平勝寶九年八月十八日天平寶字ト改元

天平寶字 淳仁〇天平寶字九年正月七日天平神護ト改元

天平神護 稱德〇天平神護三年八月十六日神護景雲ト改元

神護景雲 稱德〇神護景雲四年十月一日寶龜ト改元

寶龜 光仁〇寶龜十二年正月元日天應ト改元

天應 桓武〇天應二年八月十九日延曆ト改元

延曆 桓武〇延曆廿五年五月十八日大同ト改元

大同 平城〇大同五年九月十九日弘仁ト改元

弘仁 嵯峨〇弘仁十五年正月五日天長ト改元

天長 淳和〇天長十一年正月三日承和ト改元

承和 仁明〇承和十五年六月十三日嘉祥ト改元

嘉祥 仁明〇嘉祥四年四月廿八日仁壽ト改元

仁壽 文德〇仁壽四年十一月三十日齊衡ト改元

齊衡 文德〇齊衡四年二月廿一日天安ト改元

天安 文德〇天安三年四月十五日貞觀ト改元

貞觀 淸和〇貞觀十九年四月十六日元慶ト改元

元慶 陽成〇元慶九年二月廿一日仁和ト改元

仁和 光孝〇仁和五年四月廿七日寛平ト改元

寛平 宇多〇寛平十年四月十六日昌泰ト改元

昌泰 醍醐〇昌泰四年七月十五日延喜ト改元

延喜 醍醐〇延喜廿三年閏四月十一日延長ト改元

延長 醍醐〇延長九年四月廿六日承平ト改元

承平 朱雀〇承平八年五月廿二日天慶ト改元

天慶 朱雀〇天慶十年四月廿二天曆ト改元

天曆 村上〇天曆十一年十月廿七日天德ト改元

天德 村上〇天德五年二月十六日應和ト改元

應和 村上〇應和四年七月十日康保ト改元

康保 村上〇康保五年八月十五日安和ト改元

安和 冷泉〇安和三年三月廿五日天祿ト改元

天祿 圓融〇天祿四年十二月廿日天延ト改元

天延 圓融〇天延四年七月十三日貞元ト改元

貞元 圓融〇貞元三年十一月廿九日天元ト改元

天元 圓融〇天元六年四月十五日永觀ト改元

永觀 圓融〇永觀二年四月廿七日寛和ト改元

寛和 花山〇寛和三年四月五日永延ト改元

永延 一條〇永延三年八月八日永祚ト改元

永祚 一條〇永祚二年十一月十日正曆ト改元

正曆 一條〇正曆六年二月廿二日長德ト改元

長德 一條〇長德五年正月十三日長保ト改元

長保 一條〇長保六年七月廿日寛弘ト改元

寛弘 一條〇寛弘九年十二月廿五日長和ト改元

長和 三條〇長和六年四月廿三日寛仁ト改元

寛仁 後一條〇寛仁五年二月二日治安ト改元

治安 後一條〇治安四年七月廿三日万壽ト改元

万壽 後一條〇万壽五年七月廿五日長元ト改元

長元 後一條〇長元十年四月廿一日長曆ト改元

長曆 後朱雀〇長曆四年十一月十日長久ト改元

長久 後朱雀〇長久五年十一月廿四日寛德ト改元

寛德 後朱雀〇寛德三年四月十四日永承ト改元

永承 後冷泉〇永承八年正月十一日康平ト改元

康平 後冷泉〇康平八年八月二日治曆ト改元

治曆	後冷泉○治曆五年四月十三日延久ト改元
延久	後三條○延久元年八月廿三日承保ト改元
承保	白河○承保四年十一月十七日承曆ト改元
承曆	白河○承曆五年二月十日永保ト改元
永保	白河○永保四年二月七日應德ト改元
應德	白河○應德四年四月七日寛治ト改元
寛治	堀河○寛治八年十二月十五日嘉保ト改元
嘉保	堀河○嘉保三年十二月十七日永長ト改元
永長	堀河○永長二年十一月廿一日承德ト改元
承德	堀河○承德三年八月廿八日康和ト改元
康和	堀河○康和六年二月十日長治ト改元
長治	堀河○長治三年四月九日嘉承ト改元
嘉承	堀河○嘉承三年八月三日天仁ト改元
天仁	鳥羽○天仁三年七月十三日天永ト改元
天永	鳥羽○天永四年七月十三日永久ト改元
永久	鳥羽○永久六年四月三日元永ト改元
元永	鳥羽○元永三年四月十日保安ト改元
保安	鳥羽○保安五年四月三日天治ト改元
天治	崇德○天治三年正月廿二日大治ト改元
大治	崇德○大治六年正月廿九日天承ト改元
天承	崇德○天承二年八月十一日長承ト改元
長承	崇德○長承四年四月二十七日保延ト改元
保延	崇德○保延七年七月十日永治ト改元
永治	近衛○永治二年四月二十八日康治ト改元
康治	近衛○康治三年二月二十三日天養ト改元
天養	近衛○天養二年七月二十二日久安ト改元
久安	近衛○久安七年正月二十六日仁平ト改元
仁平	近衛○仁平四年十月二十八日久壽ト改元
久壽	近衛○久壽三年四月二十七日保元ト改元
保元	後白河○保元四年四月二十日平治ト改元
平治	二條○平治二年正月十日永曆ト改元
永曆	二條○永曆二年九月四日應保ト改元
應保	二條○應保三年三月二十九日長寛ト改元
長寛	二條○長寛三年六月五日永万ト改元
永萬	六條○永万二年八月二十七日仁安ト改元
仁安	六條○仁安四年四月八日嘉應ト改元
嘉應	高倉○嘉應三年四月二十一日承安ト改元
承安	高倉○承安五年七月二十八日安元ト改元
安元	高倉○安元三年八月四日治承ト改元
治承	高倉○治承五年七月十四日養和ト改元
養和	安德○養和二年五月二十七日壽永ト改元
壽永	安德○壽永四年三月二十四日絶ユ
〔元曆〕	後鳥羽○壽永三年四月十六日元曆ト改元、元曆二年（壽永四）八月十四日文治ト改元
文治	後鳥羽○文治六年四月十一日建久ト改元
建久	後鳥羽○建久十年四月廿七日正治ト改元
正治	土御門○正治三年二月十三日建仁ト改元
建仁	土御門○建仁四年二月二十日元久ト改元
元久	土御門○元久三年四月廿七日建永ト改元
建永	土御門○建永二年十月廿五日承元ト改元
承元	土御門○承元五年三月九日建曆ト改元
建曆	順德○建曆三年十二月六日建保ト改元
建保	順德○建保七年四月十二日承久ト改元

承久	順德〇承久四年四月十三日貞應ト改元
貞應	後堀河〇貞應三年十一月廿日元仁ト改元
元仁	後堀河〇元仁元年四月二十日嘉祿ト改元
嘉祿	後堀河〇嘉祿三年十二月十日安貞ト改元
安貞	後堀河〇安貞三年三月五日寛喜ト改元
寛喜	後堀河〇寛喜四年四月二日貞永ト改元
貞永	四條〇貞永二年四月十五日天福ト改元
天福	四條〇天福二年十一月五日文暦ト改元
文暦	四條〇文暦二年九月十九日嘉禎ト改元
嘉禎	四條〇嘉禎四年十一月廿三日暦仁ト改元
暦仁	四條〇暦仁二年二月七日延應ト改元
延應	四條〇延應二年七月十六日仁治ト改元
仁治	四條〇仁治四年二月廿六日寛元ト改元
寛元	後嵯峨〇寛元五年二月十八日寶治ト改元
寶治	後深草〇寶治三年三月十八日建長ト改元
建長	後深草〇建長八年十月五日康元ト改元
康元	後深草〇康元二年三月十四日正嘉ト改元
正嘉	後深草〇正嘉三年三月六日正元ト改元
正元	龜山〇正元二年四月十三日文應ト改元
文應	龜山〇文應二年二月廿日弘長ト改元
弘長	龜山〇弘長四年二月廿八日文永ト改元
文永	龜山〇文永十二年四月廿五日建治ト改元
建治	後宇多〇建治四年二月廿九日弘安ト改元
弘安	後宇多〇弘安十二年四月廿八日正應ト改元
正應	伏見〇正應六年八月五日永仁ト改元
永仁	伏見〇永仁七年四月二十五日正安ト改元
正安	後伏見〇正安四年十一月二十一日乾元ト改元
乾元	後二條〇乾元二年八月五日嘉元ト改元
嘉元	後二條〇嘉元四年十二月十四日德治ト改元
德治	後二條〇德治三年十月九日延慶ト改元
延慶	花園〇延慶四年四月二十八日應長ト改元
應長	花園〇應長二年三月二十日正和ト改元
正和	花園〇正和六年二月三日文保ト改元
文保	花園〇文保三年四月二十八日元應ト改元
元應	後醍醐〇元應三年二月廿三日元亨ト改元
元亨	後醍醐〇元亨四年十二月九日正中ト改元
正中	後醍醐〇正中三年四月廿六日嘉暦ト改元
嘉暦	後醍醐〇嘉暦四年八月二十八日元德ト改元
元德	後醍醐〇元德三年八月十日元弘ト改元
元弘	後醍醐〇元弘三年正月廿九日建武ト改元
建武	後醍醐〇建武三年二月廿九日延元ト改元
延元	後醍醐〇後村上〇延元五年四月二十八日興國ト改元
興國	後村上〇興國七年七月四日正平ト改元
正平	後村上〇長慶〇正平二十五年七月廿四日建德ト改元
建德	長慶〇建德三年十月四日文中ト改元
文中	長慶〇後龜山〇文中四年九月廿七日天授ト改元
天授	後龜山〇天授七年二月十日弘和ト改元
弘和	後龜山〇弘和四年四月廿八日元中ト改元
元中	後龜山〇元中九年閏十月南北朝合体、明德ノ年號ヲ用フ
(正慶)	光嚴〇延元二年四月二十八日正慶ト改元仝二年五月廢ス
(建武)	光明〇建武三年南北朝ニ分レ北朝ハ尚ホ建武ノ號ヲ用ユ五年八月二十八日暦應ト改元
(暦應)	光明〇暦應五年四月二十七日康永ト改元

（康永） 光明○康永四年十月二十一日貞和ト改元

（貞和） 光明○貞和六年二月二十七日觀應ト改元

（觀應） 崇光○觀應三年九月二十日文和ト改元

（文和） 後光嚴○文和五年三月廿八日延文ト改元

（延文） 後光嚴○延文六年三月廿九日康安ト改元

（康安） 後光嚴○康安二年九月二十三日貞治ト改元

（貞治） 後光嚴○貞治七年二月十八日應安ト改元

（應安） 後光嚴○應安八年二月廿七日永和ト改元

（永和） 後圓融○永和五年三月廿二日康暦ト改元

（康暦） 後圓融○康暦三年二月二十日永徳ト改元

（永徳） 後圓融○後小松○永徳四年二月廿七日至徳ト改元

（至徳） 後小松○至徳四年八月廿三日嘉慶ト改元

（嘉慶） 後小松○嘉慶三年二月九日康應ト改元

（康應） 後小松○康應二年三月廿九日明徳ト改元

（明徳） 後小松○明徳三年閏十月南北朝合体

明徳 後小松○南北合体明徳ノ號ヲ用フ、五年七月五日應永ト改元

應永 後小松○稱光○應永卅五年四月二十七日正長ト改元

正長 後花園○正長二年九月五日永享ト改元

永享 後花園○永享十三年二月十七日嘉吉ト改元

嘉吉 後花園○嘉吉四年二月五日文安ト改元

文安 後花園○文安六年七月廿八日寶徳ト改元

寶徳 後花園○寶徳四年七月廿五日享徳ト改元

享徳 後花園○享徳四年七月廿五日康正ト改元

康正 後花園○康正三年九月廿八日長祿ト改元

長祿 後花園○長祿四年十二月二十一日寛正ト改元

寛正 後花園○後土御門○寛正七年二月二十八日文正ト改元

文正 後土御門○文正二年三月五日應仁ト改元

應仁 後土御門○應仁三年四月二十八日文明ト改元

文明 後土御門○文明十九年七月二十日長享ト改元

長享 後土御門○長享三年八月二十一日延徳ト改元

延徳 後土御門○延徳四年七月十九日明應ト改元

明應 後土御門○明應十年二月二十九日文龜ト改元

文龜 後柏原○文龜四年二月三十日永正ト改元

永正 後柏原○永正十八年八月二十三日大永ト改元

大永 後柏原○大永八年八月二十日享祿ト改元

享祿 後奈良○享祿五年七月廿九日天文ト改元

天文 後奈良○天文二十四年十月二十三日弘治ト改元

弘治 後奈良○弘治四年二月廿八日永祿ト改元

永祿 正親町○永祿十三年四月二十三日元龜ト改元

元龜 正親町○元龜四年七月廿八日天正ト改元

天正 正親町○後陽成○天正二十年十二月八日文祿ト改元

文祿 後陽成○文祿五年十一月二十七日慶長ト改元

慶長 後陽成○後水尾○慶長二十年七月十三日元和ト改元

元和 後水尾○元和十年二月三十日寛永ト改元

寛永 後水尾○明正○寛永二十一年十二月十六日正保ト改元

正保 後光明○正保五年二月十五日慶安ト改元

慶安 後光明○慶安五年九月十八日承應ト改元

承應 後光明○承應四年四月十三日明暦ト改元

明暦 後西院○明暦四年七月廿三日万治ト改元

萬治 後西院○万治四年四月廿五日寛文ト改元

寛文 後西院○靈元○寛文十三年九月廿一日延寶ト改元

延寶 靈元○延寶九年九月二十九日天和ト改元

天和	靈元〇天和四年二月廿二日貞享ト改元
貞享	靈元〇貞享五年九月三十日元祿ト改元
元祿	東山〇元祿十七年三月十三日寶永ト改元
寶永	東山〇中御門〇寶永八年四月廿五日正德ト改元
正德	中御門〇正德元年六月廿二日享保ト改元
享保	中御門〇享保二十一年四月廿八日元文ト改元
元文	櫻町〇元文六年二月廿七日寬保ト改元
寬保	櫻町〇寬保四年四月廿一日延享ト改元
延享	櫻町〇延享五年七月十二日寬延ト改元
寬延	桃園〇寬延四年十月廿七日寶曆ト改元
寶曆	桃園〇後櫻町〇寶曆十四年六月二日明和ト改元
明和	後櫻町〇後桃園〇明和九年十一月十六日安永ト改元
安永	後桃園〇光格〇安永十年四月廿二日天明ト改元
天明	光格〇天明九年正月廿五日寬政ト改元
寬政	光格〇寬政十三年二月三日享和ト改元
享和	光格〇享和四年二月十一日文化ト改元
文化	光格〇文化十五年四月廿二日文政ト改元
文政	仁孝〇文政十三年十二月十六日天保ト改元
天保	仁孝〇天保十五年十二月十三日弘化ト改元
弘化	仁孝〇孝明〇弘化五年三月十五日嘉永ト改元
嘉永	孝明〇嘉永七年十一月廿七日安政ト改元
安政	孝明〇安政七年閏三月一日萬延ト改元
萬延	孝明〇萬延二年二月二十八日文久ト改元
文久	孝明〇文久四年三月一日元治ト改元
元治	孝明〇元治二年四月七日慶應ト改元
慶應	孝明〇慶應四年九月八日明治ト改元
明治	今上天皇萬々歲

歴代索引

（　）ヲ附シタルハ北朝

紀元前 五四頁
神武 六一
綏靖 六二
安寧 六三
懿德 六四
孝昭 六五
孝安 六七
孝靈 六九
孝元 七一
開化 七二
崇神 七三
垂仁 七五
景行 七七
成務 七九
仲哀 八〇
神功稱制 八〇
應神 八三
仁德 八五
履仲 八九
反正 八九
允恭 八九
安康 九一
雄略 九一
清寧 九三
顯宗 九三
仁賢 九三
武烈 九四
繼體 九四
安閑 九五
宣化 九五
欽明 九六
敏達 九七
用明 九八
崇峻 九八
推古 九八
舒明 一〇〇
皇極 一〇一
孝德 一〇二
齊明 一〇二
天智 一〇三
弘文 一〇四
天武 一〇四
持統 一〇五
文武 一〇六
元明 一〇七
元正 一〇八
聖武 一〇八
孝謙 一一〇
淳仁 一一一
稱德 一一二
光仁 一一二
桓武 一一三
平城 一一五
嵯峨 一一六
淳和 一一七
仁明 一一八
文德 一一九
清和 一二〇
陽成 一二二
光孝 一二二
宇多 一二三
醍醐 一二三
朱雀 一二五
村上 一二六
冷泉 一二七
圓融 一二八
花山 一二九
一條 一二九
三條 一三二
後一條 一三二
後朱雀 一三三
後冷泉 一三四
後三條 一三五
白河 一三六
堀河 一三七
鳥羽 一三九
崇德 一四〇
近衛 一四二
後白河 一四三
二條 一四三
六條 一四四
高倉 一四四
安德 一四六
後鳥羽 一四七

土御門 一四九
順德 一五〇
仲恭 一五一
後堀河 一五二
四條 一五三
後嵯峨 一五四
後深草 一五四
龜山 一五六
後宇多 一五七
伏見 一五九
後伏見 一六〇
後二條 一六〇
花園 一六一
後醍醐 一六二
後村上 一六五
長慶 一六九
後龜山 一七〇
（光嚴） 一六四
（光明） 一六五
（崇光） 一六七
（後光嚴） 一六七
（後圓融） 一七〇
（後小松） 一七一
後小松 一七二
稱光 一七五
後花園 一七七
後土御門 一八二
後柏原 一八六
後奈良 一八八
正親町 一九一
後陽成 一九五
後水尾 一九九
明正 二〇二
後光明 二〇五
後西院 二〇七
靈元 二〇八
東山 二一三
中御門 二一七
櫻町 二二二
桃園 二二四
後櫻町 二二六
後桃園 二二七
光格 二二八
仁孝 二三六
孝明 二四三
今上 二六一

年號索引

三畫

大

大化 一〇二頁
大寶 一〇六
大同 一一五
大治 一四〇
大永 一八八

久

久安 一四二
久壽 一四三

四畫

天

天平 一〇九
天平感寶 一一〇
天平勝寶 一一〇
天平寶字 一一一
天平神護 一一二
天應 一一三
天長 一一七
天安 一一九
天慶 一二五
天曆 一二六
天德 一二六

天祿 一二八
天延 一二八
天元 一二八
天喜 一三四
天仁 一三九
天永 一三九
天治 一四〇
天承 一四一
天養 一四二
天福 一五三
天授 一七〇
天文 一八九
天正 一九三
天和 二二二
天明 二三九
天保 二三九

仁

仁壽 一一九
仁和 一三一
仁平 一四二
仁安 一四四
仁治 一五四

元

元慶 一二一
元永 一四〇
元曆 一四七
元久 一五〇
元仁 一五二
元應 一六二
元亨 一六二
元德 一六三
元弘 一六四
元中 一七一
元龜 一九三
元和 一九九
元祿 二一三
元文 二二二
元治 二五九

文

文治 一四七
文曆 一五三
文應 一五六
文永 一五六
文保 一六二
文中 一七〇
(文和) 一六七
文安 一七九
文正 一八二
文明 一八二
文龜 一八六
文祿 一九六
文化 二三三
文政 二三六
文久 二五四

五畫

白

白雉 一〇二

弘

弘仁 一一六
弘長 一五六
弘安 一五八
弘和 一七一
弘治 一九一
弘化 二四三

永

永觀 一二九
永延 一二九
永祚 一二九
永承 一三五
永保 一三七
永長 一三八
永久 一三九
永治 一四一
永曆 一四三
永萬 一四四
永仁 一五九
(永和) 一七〇
(永德) 一七二
永享 一七七
永正 一八六
永祿 一九一

平

平治 一四三

正

正曆 一三〇

正治 一四九
正嘉 一五六
正元 一五六
正應 一五九
正安 一六〇
正和 一六一
正中 一六三
正平 一六六
（正慶） 一六四
正長 一七七
正保 二〇五
正德 二一八

六畫

朱
朱鳥 一〇五

安
安和 一二七
安元 一四五
安貞 一五二
安永 二二八
安政 二四七

至
至德 一七一

七畫

延
延曆 一一四
延喜 一二三
延長 一二四
延久 一三五
延應 一五四
延慶 一六一
延元 一六五
（延文） 一六八
延德 一八五
延寶 二二一
延享 二二三

八畫

和
和銅 一〇七

承
承和 一一八
承平 一二五
承保 一三六
承曆 一三六
承德 一三八
承安 一四五
承元 一五〇
承久 一五一
承應 二〇六

昌
昌泰 一二二

長
長德 一三〇
長保 一三〇
長和 一三一
長元 一三三
長曆 一三三
長久 一三三
長治 一三九
長承 一四一
長寬 一四四
長祿 一八一
長享 一八四

治
治安 一三二
治曆 一三五
治承 一四五

明
（明德） 一八二
明應 一八五
明曆 二〇七
明和 二二六
明治 二六二

享
享德 一八〇
享祿 一八八
享保 二一九
享和 二三三

九畫

貞
貞觀 一二〇
貞元 一二八
貞應 一五二
貞永 一五三
（貞和） 一六六

（貞治）一六九
貞享 三一三

【保】
保安 一四〇
保延 一四二
保元 一四三

【建】
建久 一四八
建仁 一四九
建永 一五〇
建暦 一五〇
建保 一五一
建長 一五五
建治 一五八
建武 一六四
建徳 一七〇

十畫

【神】
神龜 一〇八
神護景雲 一一二

十一畫

【康】
康保 一二七
康平 一三五
康和 一三八
康治 一四二
康元 一五六
（康永）一六六
（康安）一六八
（康暦）一七一
（康應）一七二
康正 一八〇

【乾】
乾元 一六〇

十三畫

【萬】
萬壽 一三三
萬治 二〇七
萬延 二五三

十四畫

【嘉】
嘉祥 一一九
嘉保 一三八
嘉承 一三九
嘉應 一四五
嘉祿 一五二
嘉禎 一五三
嘉元 一六〇
嘉暦 一六三
（嘉慶）一七二
嘉吉 一七八
嘉永 二四四

【齊】
齊衡 一一九

【壽】
壽永 一四六

十五畫

【慶】
慶雲 一〇七
慶長 一九六
慶安 二〇五
慶應 二六〇

【養】
養老 一〇八
養和 一四六

【寛】
寛平 一二二
寛和 一二九
寛弘 一三一
寛仁 一三二
寛徳 一三四
寛治 一三七
寛喜 一五三
寛元 一五四
寛正 一八一

寛永 二〇一
寛文 二〇八
寛保 二二三
寛延 二二四
寛政 二三〇

德

德治 一六二

十六畫

興

興國 一六六

曆

曆仁 一五三
(曆應) 一六五

十七畫

應

應和 一二七
應德 一三七
應保 一四四
應長 一六一
(應安) 一六九
應永 一七三
應仁 一八二

二十畫

寶

寶龜 一一三
寶治 一五五
寶德 一七九
寶永 二一六
寶曆 二二四

廿四畫

靈

靈龜 一〇八

廿五畫

觀

(觀應) 一六七

神代重要記事

○紀元前

○別天神　古傳に云ふ、天地初めて開くるの時、高天原に生りませる神を、天之御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神と云ふ、之れを造化の神と云ふ、次に生りませる神を可美葦牙彥舅神、天之常立神と云ふ、此の五柱の神を別天神と云ふ、

○神世七代　以上の別天神生りまして次に生りませる神には、國常立尊、國狹槌尊あり、次に豐斟渟尊あり、次に泥土煮尊、沙土煮尊あり、次に角杙尊活杙尊あり、次に大戶之道尊、大戶之邊尊あり、次に面足尊、惶根尊あり、次に伊邪那岐尊、伊邪那美尊あり、之れを神世七代と云へり、是れ古事記に載する所なり、舊事記、日本書紀の諸說等には神の名も次第に異同あり、又此の神號を以て或は神功に據れる如くに聞えて古今學者の考ふる所も種々あれども何れも確かならず、稍や神功の傳はれるものは、伊邪那岐、伊邪那美二尊の御事よりなりとす

伊邪那岐尊、伊邪那美尊の時、世は猶は混沌として浮脂の如く漂ひしが、天神は二尊に詔して、汝能く此國を修め固め成せとて、天之瓊矛を賜へり、二尊勅を蒙りて天之浮橋に立たし給ひ、瓊矛を以て、滄海を探り給ひて、一つの島を得たり、之れを磤馭盧島と云ふ（今の淡路國の西南に在る一嶼なりと傳ふ）、二尊初めて島を見出し悅び給ひ、急ぎ降りて此の島に八尋殿を作り、二尊共に住み給ひ、夫れより遂に大八洲國を生む（見出し給ふを云ふ）、洲每に神を定めらる、之れを國魂神と云ふ、即ち左の如し

○淡路嶋　穗之狹別と云ふ、○伊豫三名嶋　四神あり、伊豫國を愛比賣と云ひ、讃岐國を飯依比古と云ひ、粟國（阿波）を大宜都比賣と云ひ、土佐國を建依別と云ふ、○隱岐の三子嶋　天之忍許呂別と云ふ、○筑紫洲　四神あり、筑紫國を向日別と云ひ、豐國を豐日別と云ひ、肥國を速日別と云ひ、日向國を豐久士比泥別と云ふ（古事記今本誤謬あり、今筑紫四面考（田中頼庸著）に依る、○壹岐國　天比登都柱と云ふ、○對馬洲　天之狹手依比賣と云ふ、○佐渡洲　建日別と云ふ（原本に名闕く、而して筑紫洲を四神と云ひて五神あり、舊事記の一說及び神皇正統記等には、共に熊曾の建日別なくして佐渡を建日別とあり、因りて今之れに從ふ）、

○大倭秋津洲（即ち本土）　御天豐秋津根別と云ふ、

以上八洲の外に六つの小島あり、之れにも神を定めらる、（神名略す）國土經綸の業此に基く、

二尊、上記の大八洲國を生み給ひし後に、數多の御子を生みて、山川草木風火水土の事を分ち掌らしめ給ひしに、爭で天下の主を生まざらんやと宣ひて、生み給ひし三柱の御子、第一を大日孁尊と云ひ、次を月夜見尊と云ひ、次を建速素盞嗚尊と云ふ、大日孁尊は光華明彩、六合を照らし給ひしかば、天照大神とも日神とも云ふ、二尊大に悅び給ひて、嬉て其の御頸に着け給ひし頸飾の玉を賜ひて高天原を治めしめ給ひ、月夜見尊には滄海原を治めしめ、素盞嗚尊には天下を治めしめ給ふ、（古事記には、月夜見尊は夜食國、素盞烏命は滄海原の君と定め給ふ由に記せり、今は日本記に據る）斯くの如く三柱の分治は定まりたるも、月夜見尊の神功は傳記佚して傳はらず、

○地神五代　（天照大神より鸕鷀草葺不合尊に至る五世を地神五代と云へり、）

●第一代天照大神　は、高天原を治め給ひて、保食神より五穀、蠶種、牛馬等を得玉ひ、人民に樹藝養蠶の道を授け、耕織を勸め給ひしに、素戔嗚尊は勇悍にして天下を治め給はず、山林を枯し、河海を竭し、人民も夭死するに至りしかば、伊邪那岐尊宣して曰く、汝は此の國に君たるべからず、根國へ罷れとて逐はんとし給ふ時、尊曰く、一度根國に退りなば、再び此の國に還らんこと難し、因て日神に見ゆて後に罷らんと、請ひて神許を受く、此の時伊邪那美尊は既に崩れ給ひしが、此の後伊邪那岐尊も神功を畢へて淡路に長く神隱り給へり（或曰く、淡海の多賀なりと）此の神の國土を造り給へる神功を稱へて、國堅太神とも云ふ、素戔嗚尊は御父尊の許を得て天高原に上るに當り、山海も震り動く許りの勢なりしかば、大神は是れ我が國を奪はんとてならんと、弓矢執り、太刀佩き、兵を備へて待ち給ふ、尊は吾れ異心あるにあらず、且は別れをも告げ、且は寶玉をも奉らん爲めなり、我を疑ひ給はゞ誓約をなして赤心を證し奉らん、吾れ子を生まんに男ならば赤き心なりと知ろしめせとて相誓ひ給ふ、斯くて尊は正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊、天穗日命等五柱の神を生み給ふ、大神其の異心なきを知ろしめし、即ち其の五神を取りて御子となし、天忍穗耳尊を立てゝ太子となし給ふ、

素戔嗚尊既に誓約に勝ち給ひしかば、其を恃みて暴惡の行多く、大神の御田を荒し、大嘗殿を汚し、齋服殿を侵すなど、妄狀多く積りしかば、大神震怒、天の岩屋に籠り給ふ、此に於て六合常闇となり邪神並び作りて、世は亂れに亂る、群神慴れ畏み、天の安河原に會議を開き給ふ、時に神皇産靈神の子常世思兼命の思ひ謀に依りて、石凝姥命に八咫鏡を造らしめ、櫛明命（又の名玉祖命）に八坂の曲玉の五百津御統珠を造らしめ、其他の神々に或は瑞殿、和幣、文布、神衣等の物を造らしめ、玉と鏡と和幣とを神の枝に取り懸けて太玉命之れを持ち、天兒屋命は祝詞を申して祈り請ふ、天鈿女命に手襁を掛け蘿を懸け手に茅纏の鉾を持ち、庭火を焚き槽を覆せ、其の上に立ちて舞はしむ（此の思兼命の思ひ謀りは後の神祭の儀式の原となり、鈿女命の舞は神樂の始となる）、八百万神其の雜態を笑ひて、高天原爲めに動搖せり、大神は此の聲を怪み、戸を細く明け給ふ所を、手力雄命其の戸を排き大神を奉して瑞殿に移し奉り、大宮賣命御前に侍りて宸襟を慰め奉り、豐磐間戸、櫛磐間戸の二神、殿門を護る、此に於て常闇なりし世復た明らけくなりて萬妖息めり、而して諸神相共に議して素戔嗚尊の罪を責め、千座置戸の祓を科せて根國に追ふ、（當時の俗、罪穢を除くに祓と云ふことを以てすれば、本の清き身となるものと爲せり、其の法は身に附ける財産を、罪の輕重に由りて持出し、祓川の神に祈り水邊若くは海邊にて其の持物に我が罪を負せて押流せば、罪穢は水の泡の如く消ゆ行くものと信ぜり、後世の六月、十二月の晦に、大祓として、百官悉く其の式を行へり）、

素戔嗚尊は高天原を退りて、先づ新羅國（今の朝鮮）に下り、曾尸茂梨の地に至りませしが、後遂に返りて出雲國に著き給へり、さて簸川上なる鳥上峰に抵り給ふ、此に於て足名椎手名椎夫妻の爲めに高志（出雲國神門郡）なる八岐の大蛇を伐り平げて、都牟刈の太刀を得たり、之れを天叢雲劍と云ふ、是れ私に持つべきものにあらずとて、使して天照大神に獻り給へり、（後に草薙劍と云ひて三種の神寶の一となる）、尊は足名椎手名椎の女奇稻田姫を娶る、

素戔嗚尊は數多の御子を生み給ひて後、大己貴命（大國主神）を生み給ふ（古事記には六世の孫とす今日本紀に從ふ）此の神異母の兄弟多し、之れを八十神と稱せり、常に此の兄弟達に憎まれ給ひて、殆んど危きこと屢々なり、神の母刺國若姫命憐みて、紀ノ國の大屋彦命（素戔嗚命の御子五十猛神のことなるべしと云ふ）の許に行かしめんとすれども、又

妨げられしかど、遂に根國なる素盞嗚尊の許に至り給ふ、此に其の女須勢理姫と相見て夫婦となり給ふ、父尊宣して曰く、汝は生太刀、生弓矢を持ち、八十神を追ひ拂ひて大國主の神となれよ顯國玉神となれよ、汝の愛する須勢理姫を嫡妻となして、宇迦の山の山本に宮を立てゝ居れよと詔ふ、

大己貴命は庶兄弟を服し、不孚の徒を平げ、是れより愈國土經營の事に心を凝して、水利を通じ、田畝を開き、丘を築き池を深くし辛苦艱難せしが、出雲國御穗崎にて、久延彥と云ふものを見る、是は神皇產靈神の御子少彥名神なりと云ふ、大己貴大に悅び少名彥命と共に兄弟の契りをなし、此の國を經營し給へり、少名彥命は久しく常世國(外國)に在りしものなりとぞ、二神力を戮せ國土を經營し、蒼生又は畜產の爲めに療病の方を定め、鳥獸昆蟲の災害を攘はんが爲めに禁厭の法をも定め給ふ、因て我國の醫道禁厭の術を學ふもの此の二神を以て祖神と稱す、(後少名彥命は紀伊熊野御崎より再び常世國に渡る)已にして又大物主神あり、光り海を照して來り、大己貴に告げて、曰く、汝我れを祭り給はゞ相共に國を治めん、然らざれど功成り難からんと、即ち倭の三諸山に宮造りして之れを祀れり、之れを大三輪神とも云へり、大己貴命は天下經營の功を擧へ、素盞嗚尊の遺業を繼ぎて、此の國の主宰となり給へり、其功烈甚だ盛なりしかど、又の名を大國主神とも顯國玉神ともいへる外、大國玉神とも國作大神ともいひ、其の兵威の盛なりしより八千矛神とも云ひ葦原醜男神ともいふ、命の子凡そ百八十一神ありと稱す、事代主神、建御名方神、味耜高彥根神、賀夜奈流美神最も著はる、此等の諸神を各地に分遣して勢甚だ盛なりしかど、新羅の王子と稱する天日槍なども歸化するに至る、大己貴之れに但馬を與へて其の地に居らしむ、

●第二代正哉吾勝勝速日天忍穗耳命　は素盞嗚尊の御子なり、太神の日嗣を受け給ふ、大神、葦原中國は我が子孫の王たるべき地なりと宣ひて、尊を中國の王となし給はんとし、高皇產靈神の女栲幡千々姫命を配となして降し給はんとす、されど大己貴命の勢盛なりしかば、先づ之れを從へんとて、天穗日命を遣はし之れを圖らしむ、天穗日命、大己貴の許に留りて復命せず、因りて其の子大背飯三熊之大人を遣はし給へども、又要領を得ず、乃ち更らに天稚彥を遣はさる、天稚彥抑て大己貴の女を娶り、已れ自ら中國を專らにせんと謀りて殺さる、此に於て大神又群神と議し給ひて、經津主神と武甕槌神とを遣はさる、二神出雲に至り、勅を傳へて曰く、天照大神、高皇產靈神、神胤をして中國に臨ましめ給はんとす、汝能く國を避け奉るべきかと、大己貴初めは承諾の色なかりしが其の子事代主命に議るに事代主命、大神の命背くべからずといふ、建御名方命は之れに抗して二神と爭ひしが、力屈して科野の洲羽(今信濃の諏訪)に走る、武甕槌追ひ行きて殺さんとせしに、建御名方遂に獻國の議に從ひしかど釋さる、此に於て大己貴は吾室を天胤の宮の如く造り給はゞ命に服せむと答へしかば、二神此の由を復命せり、高皇產靈神は此の請を容れて新宮を杵築に造營し、結搆すべて天孫の宮に異ることなからしめ、神は其の女三穗津姫を大己貴に配し妻となさしめ、天穗日命をして之れに事へしむ、大己貴は神勅を畏み、事代主命をして天孫に事へしめ、其の傳ふる廣矛を二神に授け、吾れ此の矛を以て功を立つ、天孫も之れを用ひ給はゝ國必らず平治せんと、又岐神を薦めて嚮導たらしむ、斯くて遂に出雲の杵築宮に隱居せり、是れを天日隅宮といひ、又出雲大社とも云へり、天穗日命の子孫世々本國の國造に任じ大社の祭祀を掌る、(今の千家氏、北嶋氏は其後なり、事代主命は鎭座の社を傳へず、記傳にも其の疑を記せり)、斯くても尙ほ香々背男などいへる惡神は、不順なりしを武甕槌、經津主の二神、岐神を嚮導として伐ち從へ、遂に東國の鎭さなる(武甕槌は常陸の香嶋に祭られ、經津主は下總の香取に祭らる)、

●第三代天津彥彥火瓊瓊杵尊　は、忍穗耳尊の御子、母は高皇產靈神

の女栲幡千々姫の命なり、大己貴命國土を奉還して、中國既に定まりしかぐ、大神は太子忍穗耳尊をして此國を治めしめんとし給ふ、時に尊に二皇子あり、長を天火明命と云ふ、(尾張連等の祖)次は即ち瓊々杵尊なり、大神特に瓊々杵尊を愛し給ひしかぐ、太子も皇孫を以て代へて下し給はんとす、天祖因りて皇孫に八坂瓊曲玉、八咫鏡、天叢雲劍の三種神器寶を賜ひて、天位の御徴と爲さしめ給ひ、詔して曰く、葦原の千五百秋瑞穗國は、汝就て治め給ふべしと宣ひ、大寶鏡を持せ給ひては、之れを以て吾が神靈となし、吾を視るが如くして殿を同じくして齋鏡となし給へと宣ひ、思兼命、天兒屋命、天太玉命以下の諸神をして從ひ降らしめ、且つ諸部の神の其の職に供奉することゝ、一に天上の儀の如くならしめらる、是に於て天孫は中國に降臨せられんとす、天忍日命、(大伴連の祖)天津久米命(久米直の祖)は弓矢を執り、五部の伴領は二十五の物部を帥ゐ兵仗を帶びて從へり、國神猿田彦命先導して筑紫の高千穗に到り給ふ、(猿田彦は其後伊勢に歸りて五十鈴川の上りに居る)、

瓊々杵尊筑紫に在し、國見して吾田の長屋の笠狹崎に至り給ふ、時に國神事勝國勝長狹命と稱へる者あり、其の地を獻ず、天孫喜びて、此の地は韓國に向ひて朝日の日刺國、夕日の日照國なり、眞に吉地なりと宣ひて宮殿を造りて此に都し給へり、今按ずるに太己貴命已に國土を奉還し給へば、天孫は其の故地なる出雲か又は大和に在して中國を統治し給ふべきに、筑紫に降臨し給へるは、中國平定の故を以て、更に韓國をも治め給はんが爲めに、其の地に近き筑紫に降臨し給へるか、猿田彦は、必らす其の謀を建てし人なるへし、攻守を俟つ、又天兒屋命は、天神の命のまゝに齋忌大甞の二國を定め、供奉の官を立てゝ、新穀を以て酒を釀し飯を炊ぎて天神を祭り、天神壽詞を奏す、(後の大甞會は此に起れり)此の他天太玉命、天忍日命、天津久米命以下の諸神、皆子孫相承ぎて天孫を輔翼し、文武の政を掌れり、天孫は笠狹の宮にて大山祇命の女木花開耶姫を娶と爲し給ひ、火闌降命と彦火々出見尊とを生み給へり、

●第四代天津彦彦火々出見尊　彦火々出見尊は、初め山の幸あり、皇兄火闌降命は海の幸あり、此の山海の業に因りて兄弟相爭ひ給ふ事ありて、御中惡かりしに、彦火々出見尊は、鹽土老翁の言を用ひて海神の宮に至り援を乞はしむ、海神豐玉彦、乃ち其の女豐玉姫を上りて妃となし、又潮滿珠、潮涸珠を獻じたり、彦火々出見尊、因りて勢力あり、皇兄火闌降遂に服從し世々臣事すべしと誓ひ給へり、是れ後の隼人等の祖なりと云ふ、斯くて彦火々出見尊立ち給ひて、豐玉姫の御腹に彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊生れ給ふ、

●第五代彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊　尊の母豐玉姫尊を生みて養ひ給へる時、海濱の室なりしかぐ、侍人天忍人命に命じて、箒を作りて蟹を掃はしめらる、忍人命の子孫因りて宮殿の敷設、酒掃を世襲す、之れを蟹守部と云ふ(後二字を增して掃部と云ふ)尊又豐玉彦の女玉依姫を納れて妃と爲し給ひ、彦五瀨命、彦稻飯命、三毛入野命、狹野命の四子を生み給へり、三毛入野命は海を越えて常世國に入り、彦稻飯命は妣の國に居て新羅の王と爲り給ふ、五瀨命と狹野命とは、高千穗宮に在す(笠狹宮より此の宮に徙り給へる時代は考ふべからず、又本書には彦稻飯命、三毛入野命並に東征に從ひ、戊午歲皇軍熊野神邑より海を絕りて進むの時、暴風に遭ひ漂蕩す、稻飯、三毛入野の二皇子憤怨海に入ると傳へり、後文證し之れに據る故に前文と矛盾す)、又狹野は諱は彦火火出見又の名を若御毛沼命とも豐御毛沼命とも申す、(即ち神武天皇の御事にして御即位の後に神日本磐余彦尊と申す)、生れて明達意裕如たり年十五(戊申歲紀元前三十七年)立て皇太子と爲る、甲寅歲御年四十五歲なり、高千穗宮に在す、而して西州は久しく其化を被むるも東國には未ぐ服從せず、特に大倭國は甞て伊邪那岐尊の浦安國とも、細戈千足國とも磯輪上秀眞國とも賞め給ひし國、又大己貴命は出雲より歷々上り來て、玉牆內國と名づけら

れし國にして、其の形勢は青山四方に周りて、大八洲國の中心なれば、實に天業を恢弘して天下に光宅そへき所、神代の時に於て既に天府の地なりしなり、然るに天孫筑紫に降臨し給ひし後は其の地久しく皇化に遠かりしかば、其の地各部の土豪等、諸方に割據して或は土蜘蛛と云ひ、或は梟師と云ひ、或は某の親などゝ稱へて、各々心のまゝに土地人民を領有するもの甚多かりしより、之れを八十梟師と稱するに至る、此等相軋轢して統一する所なければ、竟には天孫の命を用ひざるもの多かりしなり、中にも最も強大なるを長髓彦と云ふ、鳥見の地を領して鳥見彦とも稱せり、

此の時に當り、尊、諸皇兄皇子等に宣して曰く、(古事記に曰く兄五瀬命と議りき) 昔し我が天神高皇産靈神、この豐葦原瑞穗國を擧げて、我天祖彦火瓊々杵尊に授く、是の時運鴻荒に屬し、時草昧に鍾る、故に以て正を養ひこの西偏を治す、皇祖皇考乃ち神乃ち聖、慶を積み暉を重ね、多く年所を歴たり、而して遼邈の地、猶ほ未た王化に霑はず、竟に邑に君あり村に長あらしむ、各自ら疆を分ち以て相凌轢す、又鹽土翁に聞くに東方に美地あり、青山四面に周り、中に天の磐船に乘りて飛び降る者ありと、余れ謂ふに彼の地は以て大業を恢弘し天下に光宅するに足る、厥の飛降する者は、謂ふは饒速日ならん歟、何ぞ就て之れに都せさらん乎と、僉な曰く誠に然り、我れ亦た恒に以て念と爲す、宜しく速かに往くべしと○十月五日辛酉、親ら皇兄五瀬命、稻飯尊、三毛入野命及び皇子手研耳命等を帥ゐ、舟師東征の途に就き給ひ、速吸門に抵る、一漁人あり來り迎へて曰く、珍彦命の嚮導なりと、名を椎根津彦と賜ふ、行て筑紫の菟狹に至る、菟狹津彦、菟狹津媛、宮を造り饗し奉る、菟狹津媛を以て侍臣天種子命に賜ひ、命じて妻と爲す、○十一月九日甲午、岡の水門に至る、○十二月廿七日壬午、安藝に至り、埃宮に居す、○乙卯の歲三月六日己未、吉備の國に入り、行宮を起し、高嶋宮と云ふ、之れに居ること三年、舟檝を備へ、兵食を蓄へ、將に一擧して天下を平けんとす、(古事記に曰く、天皇、日向國を發し豐の國宇沙に到る、土人宇沙都比古、宇沙都比賣、宮を造り饗を設く、行て筑紫に至り岡田宮に居すこと一年、又阿岐の國に抵り、多祁理宮に居すこと七年、又吉備の國に入り、高嶋宮に居ますこと八年、吉備を發して速吸の門に至るに及び、槁根津日子(サホチツヒコ) に遇ふと、年子相違、殆んど十餘年、今本紀に從る)、

○戊午の歲二月十一日丁未、皇師遂に東し海路直ちに進みて浪速の國に抵る、○三月十日丙子、流を遡り河内の草香邑青雲白肩の津に至る、○四月九日甲辰、兵を勒し歩して龍田に赴く、路險隘にして並び行くを得ず、乃ち還りて東、膽駒山を踰て中洲に入らんと欲す、長髓彦、衆を悉くして皇軍を孔舍衛坂に邀ふ、與に戰ふ利あらず、流矢五瀨命の肱に中る、師進む能はず、尊之を憂へ、深く慮て曰く、我れは是れ日の神の子孫而して日に向て虜を征す、是れ天に逆ふなり、若かず退て弱を示し、背に日の神の威を負ひ、影に隨て壓躡せむ、則ち刃に血らずして虜必らず自ら敗れんと、(古事記には五瀨命の言ふ所と爲す) 軍を引て還る、虜亦た逼らず、退て草香津に至り、盾を植ゑて雄誥(ヲタケル)と爲す、因て其の津の名を、盾津と改む、(古事記に曰く、天皇浪速より白肩の津に至る時に長髓彦迎へ戰ふ、王師舟中の楯を取り之れを禦く、其の地を名けて楯津といふと) ○五月八日癸酉茅渟の山城の水門に至る、五瀨命瘡を病む甚し、劍を撫し大に呼て曰く、慨かな大丈夫虜の爲めに傷られ、未だ報せずして死せんとする耶と、進みて紀の竈山に至りて薨す○六月廿三日丁巳、名草邑に入り名草戶畔を誅し、遂に狹野を踰て熊野神の邑に抵り、海を絕て進む、暴風に遇ひて漂蕩す、稻飯命、三毛入野命、憤惋して海に入る、尊荒坂の津に至り、(本書註に又名丹敷浦) 丹敷戶畔を誅す、時に神あり、氣を吐き毒を作す、觸る者迷倒す、熊野の人高倉下なる者、神の靈劍を獻る、天皇適ま寐ね、忽ち寤て曰く、予れ何すれぞ長く眠る斯の

若き乎と、衆軍将て起つ、既にして軍を中洲に進む、險絶にして跋行すべからず、尊、天照大神の夢を夢て曰く、今頭八咫烏を遣し以て嚮導せしむと、會ま頭八咫烏至る、尊大に喜ぶ、（古語拾遺に曰く、賀茂歴代の遠祖は八咫烏なりと、按ずるに神皇録姓氏録に曰く、神魂命の孫鴨建身命化して大烏となり導き奉る、天皇其の有功を嘉す、八咫烏の號、これより始まるなりと）道臣命をして大久米の督將を帥ゐ、頭八咫烏に從て啓行せしむ、遂に菟田の下縣に出づ、〇八月二日乙未、菟田の魁帥兄猾、弟猾を召す、兄猾至らず、弟猾來り兄猾の反狀を奏す、乃ち道臣命をして之れを誅せしむ、弟猾大に牛酒を設けて皇師を饗す、尊酒肉を軍に班ち、久米の歌を作る、親ら輕兵を率ゐて吉野を巡幸す、人あり井より出づ而して尾あり、尊何ものなるやを問ふ、曰く臣の名は井光と、是れ即ち吉野首部の始祖なり、（姓氏録に曰く、帝吉野に幸し神瀬に至る、人を遣し水を汲ましむ、使還て曰く、井に光る女ありと、天皇召して之を問ふ、汝何人なりやと、答て曰く、臣は是れ天より降り來る白雲別神の女、名を豊御富といふと、天皇即ち井光姫と名く、今吉野連祭る所水光神是れなり）、尋て磐石を擁して出る者あり、亦た尾あり、尊又之れを問ふ、對て曰く、磐排別の子なりと、是れ吉野國樔部の先なり、（姓氏録に曰く、時に名を國栖と賜ふ）水に沿ひ西行す、簗を作り魚を捕る者に遇ふ、因て之れを問ふ對て曰く、苞苴擔の子なりと、是れ阿太養鸕部の始祖なり、（古事記を按ずるに、天皇は八咫烏の後に從ひ吉野に入る、初めて苞苴擔の子に遇ひ、次に井光、次に磐排別の子、次に菟田に至り、兄猾弟猾を召すと、事皆本書と同じくして次第異なり）〇九月五日戊辰、尊菟田の高倉山に登り、城中を瞰望す、八十梟師の軍國見の丘上にあり、女軍を女坂に男軍を男坂に置き、炭を墨坂に燃き、又兄磯城の兵あり磐余の邑に踞り、要害に據守す、道路絶塞す、尊之を惡み、祈りて夢む、時に會ま弟猾奏す、其の言夢と協ふ、尊大に喜び、椎根津彦、弟猾に命じ、天香具山の土を取り、八十平瓮（ヤソヒラカ）天の手抉嚴瓮（タクジリイクベ）を造らしめ、親ら神祇を丹生川の上りに祭り、祝して曰く、吾れ當に八十平瓮を用て水なくして飴を造るべし、飴成らば則ち鋒刃を假らず、坐ながらに天下を平げんと、飴果して成る、又祝して曰く、吾れ當に嚴瓮を丹生川に沈むべし、若し群魚醉て浮まば、則ち吾れ能く國を定めんと、嚴瓮を沈むるに及び魚浮び出づ、尊歡ぶ甚し、乃ち丹生川の上りの眞坂樹を抜き 以て諸神を祭る、神を祭るに嚴瓮を用ゆること此より始まる、又親ら顯齋して（ウツシイハヒ）して高皇産靈神を祭り、道臣命に敕して齋主と爲し、嚴媛の號を授く、〇十月癸巳の朔、尊嚴瓮の糧を嘗め、兵を勒して出づ、遂に八十梟師を國見山に破り之を斬る、迺ち密旨を道臣命に授け、其の餘黨を誘ひ之れを殱す、尊曰く、戰ひ勝て驕ることなきは良將の規なり、今賊魁既に滅ぶるも、同惡未だ殄きず、軍を一處に頓するは變を制するの道にあらずと、乃ち營を別處に徙す、〇十一月七日己巳、大舉將に磯城を攻んとす、使を遣し其魁を召す、兄磯城は命を拒み、弟磯城は來り降る、因て弟磯城をして、兄磯城及び兄倉下、弟倉下を曉諭せしむ、皆聽かず、乃ち椎根津彦の計を用ひ、奇兵を設け墨阪より其の背に出づ、挾み擊て之を破り、遂に兄磯城を斬る、〇十二月四日丙申、進みて長髓彦を討つ連戰克たず、適ま天陰り雨ふる、鵄あり尊の弓弭に集る、金色煒燁として狀ち流電の如し、賊軍迷眩し復た戰ふ能はず、尊常に五瀬命の命を隕すを憾む、意に長髓彦を勦絶するを必す、長髓彦素より饒速日命を奉じて君と爲す、故に尊が天神の子と詐稱すと疑ふ、是に於て尊其の攜ふる所の天羽羽矢及び步靫を出して之を示す、長髓彦猶豫して降らず、饒速日命長髓彦を殺し、衆を率ひて歸順す、尊褒して之れを寵し、饒速日の子可美眞手命に賜ふに師の靈劔を以てす、（是れ紀元前三年なり）〇己未の歲二月二十日亥癸、諸將に命じ士卒を練る、偏師を分遣し、層富縣の土蜘蛛、新城戸畔、居勢の祝、猪の祝等を

誅す、（釋日本紀に曰く、時に賊の穴居する者を謂て土蜘蛛と爲す）又高尾張の邑に土蜘蛛あり、身短くして手足長し、皇軍葛の網を結ひ之を掩ひ殺す、因て邑を改め葛城と爲す、（本書を按するに、これより先き、弟猾白す高尾張の邑に赤銅八十梟師ありと、之れに據れば則ち此に土蜘蛛といへる者は、蓋し赤銅八十梟師の類ならん）〇三月七日丁卯、令して曰く、我れ東征してより茲に六年、皇天の威に賴り凶徒戮に就く、邊土未だ靖からず餘妖尙ほ梗ぐと雖も、而も中洲の地復た風塵なし、宜しく皇都を恢廓し大に規摸を壯にすべし、而して今運は屯蒙に屬し、民心朴素にして、巣に棲み穴に處る、習俗の常とす、夫れ大人制を立つる義必らず時に隨ふ、苟くも民に利あらは何ずれそ聖し造るを妨げん、且つ當に山林を剪り披き、宮室を經營し、而して恭しく寶位に臨み、以て元々を鎭め、上は則ち乾靈授國の德に答へ、下は則ち皇孫養正の心を弘むへし、然る後六合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩ふて宇と爲す、亦た可ならずや、夫の畝傍山の東西橿原の地を觀るに、蓋し國の墺區（モナカ）ならん乎、宜しく此に都すべしと、この月有司に命じて橿原の宮を經始す、〇庚申の歳九月廿四日乙巳、（本書己巳に作る、甲子を推すに是月壬午朔、己巳なし、今舊事紀に從ふ）媛蹈鞴五十鈴媛を納れて正妃と爲す、是れ御即位の前年乃ち紀元前一年なり、

紀元	干支	在位年數	天皇	國政太夫	重要記事	支那帝王年數	西暦紀元
元	辛酉	元	神武		●正月一日大和國橿原の宮に即位、之れを紀元元年と爲す〇媛蹈鞴五十鈴媛を立て、皇后と爲す。功を定め賞を行ひ、可美真手命を以て國政太夫と爲し、道臣命を以て將軍と爲す。	周惠王 一七	前六六〇
二	壬戌	二		可美真手命		一八	六五九
三	癸亥	三				一九	六五八
四	甲子	四			神籬を建て皇祖天神を鳥見山に祭る、天種子命、天富命祭祀を掌る。天富命に命じて織業を起さしむ、阿波に赴き楮麻を植へ、志呂多閉、阿良多閉を製す、房総に往き織業を起す。	二〇	六五七
五	乙丑	五				二一	六五六
六	丙寅	六				二二	六五五
七	丁卯	七				二三	六五四
八	戊辰	八				二四	六五三
九	己巳	九				二五	六五二
一〇	庚午	一〇				襄王 元	六五一
一一	辛未	一一				二	六五〇
一二	壬申	一二				三	六四九

紀元	干支	在位年數	天皇	國政太夫	重要記事	支那帝王年數	西暦紀元
一三	癸酉	一三				四	前六四八
一四	甲戌	一四				五	六四七
一五	乙亥	一五				六	六四六
一六	丙子	一六				七	六四五
一七	丁丑	一七				八	六四四
一八	戊寅	一八				九	六四三
一九	己卯	一九				一〇	六四二
二〇	庚辰	二〇				一一	六四一
二一	辛巳	二一				一二	六四〇
二二	壬午	二二				一三	六三九
二三	癸未	二三				一四	六三八
二四	甲申	二四				一五	六三七
二五	乙酉	二五				一六	六三六
二六	丙戌	二六				一七	六三五
二七	丁亥	二七				一八	六三四
二八	戊子	二八				一九	六三三
二九	己丑	二九			第三皇子神渟名川耳尊、(綏靖帝)生る。	二〇	六三二
三〇	庚寅	三〇				二一	六三一
三一	辛卯	三一			帝高丘に登り地形を見、始めて國を秋津洲と名く	二二	六三〇
三二	壬辰	三二				二三	六二九
三三	癸巳	三三				二四	六二八
三四	甲午	三四				二五	六二七

三五	乙未	三五				二六	前六二六
三六	丙申	三六				二七	六二五
三七	丁酉	三七				二八	六二四
三八	戊戌	三八	天日方奇日方命	天日方奇日方命を以て食國政申太夫と爲す。		二九	六二三
三九	己亥	三九				三〇	六二二
四〇	庚子	四〇				三一	六二一
四一	辛丑	四一				三二	六二〇
四二	壬寅	四二		正月三日神渟名川耳尊を立て、皇太子と爲す。		三三	六一九
四三	癸卯	四三			頃王	元	六一八
四四	甲辰	四四				二	六一七
四五	乙巳	四五				三	六一六
四六	丙午	四六				四	六一五
四七	丁未	四七				五	六一四
四八	戊申	四八				六	六一三
四九	己酉	四九			匡王	元	六一二
五〇	庚戌	五〇				二	六一一
五一	辛亥	五一				三	六一〇
五二	壬子	五二				四	六〇九
五三	癸丑	五三				五	六〇八
五四	甲寅	五四				六	六〇七
五五	乙卯	五五			定王	元	六〇六
五六	丙辰	五六				二	六〇五
五七	丁巳	五七				三	六〇四
五八	戊午	五八				四	六〇三
五九	己未	五九				五	前六〇二
六〇	庚申	六〇				六	六〇一
六一	辛酉	六一				七	六〇〇
六二	壬戌	六二				八	五九九
六三	癸亥	六三				九	五九八
六四	甲子	六四				一〇	五九七
六五	乙丑	六五				一一	五九六
六六	丙寅	六六				一二	五九五
六七	丁卯	六七				一三	五九四
六八	戊辰	六八				一四	五九三
六九	己巳	六九				一五	五九二
七〇	庚午	七〇				一六	五九一
七一	辛未	七一				一七	五九〇
七二	壬申	七二				一八	五八九
七三	癸酉	七三				一九	五八八
七四	甲戌	七四				二〇	五八七
七五	乙亥	七五				二一	五八六
七六	丙子	七六		三月十一日天皇崩す、壽一百二十七。	簡王	元	五八五
七七	丁丑	(空位三年)		九月十二日神武天皇を大和國高市郡畝傍山東北陵に葬る○手研耳命攝政。		二	五八四
七八	戊寅					三	五八三
七九	己卯			十一月皇太子、皇庶兄手研耳命不軌を圖るを知りて皇兄神八井耳命と謀りて之を殺す。		四	五八二

紀元	干支	在位年數	天皇	太政大夫執政	重要記事	支那帝王年號	西暦紀元
八〇	庚辰	元	綏靖		●正月八日天皇即位す、○都を大和葛城高丘宮に遷す。	五	前五八一
八一	辛巳	二			正月皇姨五十鈴依媛を立てゝ、皇后と爲す。	六	五八〇
八二	壬午	三		湯彥支命	正月湯彥支命を國政太夫と爲す。	七	五七九
八三	癸未	四			四月皇兄神八井耳命薨す。	八	五七八
八四	甲申	五				九	五七七
八五	乙酉	六				一〇	五七六
八六	丙戌	七				一一	五七五
八七	丁亥	八				一二	五七四
八八	戊子	九				一三	五七三
八九	己丑	一〇				一四	五七二
九〇	庚寅	一一				敬王 元	五七一
九一	辛卯	一二				二	五七〇
九二	壬辰	一三				三	五六九
九三	癸巳	一四				四	五六八
九四	甲午	一五			皇長子磯城津彥玉手看尊(安寧帝)生る。	五	五六七
九五	乙未	一六				六	五六六
九六	丙申	一七				七	五六五
九七	丁酉	一八				八	五六四

紀元	干支	在位年數	天皇	太政大夫執政	重要記事	支那帝王年號	西暦紀元
九八	戊戌	一九				九	前五六三
九九	己亥	二〇				一〇	五六二
一〇〇	庚子	二一				一一	五六一
一〇一	辛丑	二二				一二	五六〇
一〇二	壬寅	二三				一三	五五九
一〇三	癸卯	二四			正月七日磯城津彥玉手看尊を立てゝ、皇太子と爲す。	一四	五五八
一〇四	甲辰	二五				一五	五五七
一〇五	乙巳	二六				一六	五五六
一〇六	丙午	二七				一七	五五五
一〇七	丁未	二八				一八	五五四
一〇八	戊申	二九			第二皇孫日本彥耜友尊、(懿德帝)生る。	一九	五五三
一〇九	己酉	三〇				二〇	五五二
一一〇	庚戌	三一				二一	五五一
一一一	辛亥	三二				二二	五五〇
一一二	壬子	三三			五月十日天皇崩す、壽八十四。	二三	五四九
一一三	癸丑	元	安寧		●七月三日天皇即位す。十月十一日綏靖天皇を大和國高市郡桃花鳥田丘上陵に葬る。	二四	五四八
一一四	甲寅	二			都を大和片鹽浮穴宮に遷す。	二五	五四七

一一五	乙卯	三		正月五日、渟名底仲媛を立て丶皇后と爲す。		二六	前五四六
一一六	丙辰	四	出雲色命	四月出雲色命を以て國政大夫と爲す、大禰命を侍官と爲す。		二七	五四五
一一七	丁巳	五			景王	元	五四四
一一八	戊午	六				二	五四三
一一九	己未	七				三	五四二
一二〇	庚申	八				四	五四一
一二一	辛酉	九				五	五四〇
一二二	壬戌	一〇				六	五三九
一二三	癸亥	一一		正月元日日本彦耜友尊を立て丶皇太子と爲す。		七	五三八
一二四	甲子	一二				八	五三七
一二五	乙丑	一三				九	五三六
一二六	丙寅	一四				一〇	五三五
一二七	丁卯	一五				一一	五三四
一二八	戊辰	一六				一二	五三三
一二九	己巳	一七				一三	五三二
一三〇	庚午	一八				一四	五三一
一三一	辛未	一九				一五	五三〇
一三二	壬申	二〇				一六	五二九
一三三	癸酉	二一				一七	五二八
一三四	甲戌	二二				一八	五二七
一三五	乙亥	二三				一九	五二六
一三六	丙子	二四				二〇	五二五

一三七	丁丑	二五				二一	前五二四
一三八	戊寅	二六				二二	五二三
一三九	己卯	二七				二三	五二二
一四〇	庚辰	二八				二四	五二一
一四一	辛巳	二九			悼王	元	五二〇
一四二	壬午	三〇			敬王	元	五一九
一四三	癸未	三一				二	五一八
一四四	甲申	三二				三	五一七
一四五	乙酉	三三				四	五一六
一四六	丙戌	三四				五	五一五
一四七	丁亥	三五				六	五一四
一四八	戊子	三六				七	五一三
一四九	己丑	三七				八	五一二
一五〇	庚寅	三八		十二月十六日天皇崩す、壽五十七。		九	五一一
一五一	辛卯	元	懿德	●二月四日天皇即位〇八月一日安寧天皇を大和國高市郡畝傍山西南御陰井上陵に葬る。		一〇	五一〇
一五二	壬辰	二		正月五日都を大和輕地曲峽宮に遷す〇二月十一日天豐津媛を立て丶皇后と爲す。		一一	五〇九
一五三	癸巳	三				一二	五〇八
一五四	甲午	四				一三	五〇七
一五五	乙未	五		皇子觀松彦香殖稻尊（孝昭帝）生る。		一四	五〇六

紀元	干支	在位年數	天皇	太政大臣國政	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦紀元
一五六	丙申	六					一五	前五〇五
一五七	丁酉	七					一六	五〇四
一五八	戊戌	八					一七	五〇三
一五九	己亥	九					一八	五〇二
一六〇	庚子	一〇					一九	五〇一
一六一	辛丑	一一					二〇	五〇〇
一六二	壬寅	一二					二一	四九九
一六三	癸卯	一三					二二	四九八
一六四	甲辰	一四					二三	四九七
一六五	乙巳	一五					二四	四九六
一六六	丙午	一六					二五	四九五
一六七	丁未	一七					二六	四九四
一六八	戊申	一八					二七	四九三
一六九	己酉	一九					二八	四九二
一七〇	庚戌	二〇					二九	四九一
一七一	辛亥	二一					三〇	四九〇
一七二	壬子	二二			二月十二日、觀松彦香殖稻尊を立て、皇太子と爲す。		三一	四八九
一七三	癸丑	二三					三二	四八八
一七四	甲寅	二四					三三	四八七
一七五	乙卯	二五					三四	四八六
一七六	丙辰	二六					三五	四八五
一七七	丁巳	二七					三六	四八四
一七八	戊午	二八					三七	四八三

紀元	干支	在位年數	天皇	太政大臣國政	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦紀元
一七九	己未	二九					三八	前四八二
一八〇	庚申	三〇					三九	四八一
一八一	辛酉	三一					四〇	四八〇
一八二	壬戌	三二					四一	四七九
一八三	癸亥	三三					四二	四七八
一八四	甲子	三四			九月四日天皇崩ず、壽七十七○是歳薩摩開聞嶽涌出す。		四三	四七七
一八五	乙丑	空位			十月十五日懿德天皇を大和國高市郡畝傍山南纖沙溪上陵に葬る。		四四	四七六
一八六	丙寅	元	孝昭		●正月九日天皇即位○七月都を大和掖上池心宮に遷す。	元王	元	四七五
一八七	丁卯	二					二	四七四
一八八	戊辰	三					三	四七三
一八九	己巳	四					四	四七二
一九〇	庚午	五					五	四七一
一九一	辛未	六					六	四七〇
一九二	壬申	七					七	四六九
一九三	癸酉	八				貞定王	元	四六八
一九四	甲戌	九					二	四六七
一九五	乙亥	一〇					三	四六六
一九六	丙子	一一					四	四六五
一九七	丁丑	一二					五	四六四
一九八	戊寅	一三					六	四六三
一九九	己卯	一四					七	四六二

二〇〇	庚辰	一五			八	前四六一
二〇一	辛巳	一六			九	四六〇
二〇二	壬午	一七			一〇	四五九
二〇三	癸未	一八			一一	四五八
二〇四	甲申	一九			一二	四五七
二〇五	乙酉	二〇			一三	四五六
二〇六	丙戌	二一			一四	四五五
二〇七	丁亥	二二			一五	四五四
二〇八	戊子	二三			一六	四五三
二〇九	己丑	二四			一七	四五二
二一〇	庚寅	二五			一八	四五一
二一一	辛卯	二六			一九	四五〇
二一二	壬辰	二七			二〇	四四九
二一三	癸巳	二八			二一	四四八
二一四	甲午	二九	正月三日世襲足媛を立て、皇后と爲す。		二二	四四七
二一五	乙未	三〇			二三	四四六
二一六	丙申	三一			二四	四四五
二一七	丁酉	三二			二五	四四四
二一八	戊戌	三三			二六	四四三
二一九	己亥	三四			二七	四四二
二二〇	庚子	三五		哀王 思王	二八	四四一
二二一	辛丑	三六		考王	元	四四〇
二二二	壬寅	三七			二	四三九
二二三	癸卯	三八			三	四三八
二二四	甲辰	三九			四	四三七
二二五	乙巳	四〇			五	四三六

二二六	丙午	四一			六	前四三五
二二七	丁未	四二			七	四三四
二二八	戊申	四三			八	四三三
二二九	己酉	四四			九	四三二
二三〇	庚戌	四五			一〇	四三一
二三一	辛亥	四六			一一	四三〇
二三二	壬子	四七			一二	四二九
二三三	癸丑	四八			一三	四二八
二三四	甲寅	四九	第二皇子日本足彦國押人尊(孝安帝)生る。		一四	四二七
二三五	乙卯	五〇			一五	四二六
二三六	丙辰	五一		威烈王	元	四二五
二三七	丁巳	五二			二	四二四
二三八	戊午	五三			三	四二三
二三九	己未	五四			四	四二二
二四〇	庚申	五五			五	四二一
二四一	辛酉	五六			六	四二〇
二四二	壬戌	五七			七	四一九
二四三	癸亥	五八			八	四一八
二四四	甲子	五九			九	四一七
二四五	乙丑	六〇			一〇	四一六
二四六	丙寅	六一			一一	四一五
二四七	丁卯	六二			一二	四一四
二四八	戊辰	六三			一三	四一三
二四九	己巳	六四			一四	四一二
二五〇	庚午	六五			一五	四一一
二五一	辛未	六六			一六	四一〇

紀元	干支	在位年數	天皇	國政太夫	重要記事	支那帝王年號	支那帝王年號	西曆紀元
二五二	壬申	六七					一七	前四〇九
二五三	癸酉	六八			正月十四日日本足彦國押人尊を立て、皇太子と爲す。		一八	四〇八
二五四	甲戌	六九					一九	四〇七
二五五	乙亥	七〇					二〇	四〇六
二五六	丙子	七一					二一	四〇五
二五七	丁丑	七二					二二	四〇四
二五八	戊寅	七三					二三	四〇三
二五九	己卯	七四					二四	四〇二
二六〇	庚辰	七五				安王	元	四〇一
二六一	辛巳	七六					二	四〇〇
二六二	壬午	七七					三	三九九
二六三	癸未	七八					四	三九八
二六四	甲申	七九					五	三九七
二六五	乙酉	八〇					六	三九六
二六六	丙戌	八一					七	三九五
二六七	丁亥	八二					八	三九四
二六八	戊子	八三			八月五日天皇崩す、壽一百十四。		九	三九三
二六九	己丑	元	孝安		●正月七日天皇即位〇八月廿日孝昭天皇を大和國葛城郡掖上博多山上の陵に葬る。		一〇	三九二
二七〇	庚寅	二			十月都を大和室の地に遷し秋津嶋宮と稱す。		一一	三九一
二七一	辛卯	三					一二	三九〇
二七二	壬辰	四					一三	三八九
二七三	癸巳	五					一四	三八八

紀元	干支	在位年數	天皇	國政太夫	重要記事	支那帝王年號	支那帝王年號	西曆紀元
二七四	甲午	六					一五	前三八七
二七五	乙未	七					一六	三八六
二七六	丙申	八					一七	三八五
二七七	丁酉	九					一八	三八四
二七八	戊戌	一〇					一九	三八三
二七九	己亥	一一					二〇	三八二
二八〇	庚子	一二					二一	三八一
二八一	辛丑	一三					二二	三八〇
二八二	壬寅	一四					二三	三七九
二八三	癸卯	一五					二四	三七八
二八四	甲辰	一六					二五	三七七
二八五	乙巳	一七					二六	三七六
二八六	丙午	一八				烈王	元	三七五
二八七	丁未	一九					二	三七四
二八八	戊申	二〇					三	三七三
二八九	己酉	二一					四	三七二
二九〇	庚戌	二二					五	三七一
二九一	辛亥	二三					六	三七〇
二九二	壬子	二四					七	三六九
二九三	癸丑	二五				顯王	元	三六八
二九四	甲寅	二六			二月十四日押媛を立て、皇后と爲す。		二	三六七
二九五	乙卯	二七					三	三六六
二九六	丙辰	二八					四	三六五
二九七	丁巳	二九					五	三六四

二九八	戊午	三〇				六	前三六三
二九九	己未	三一				七	三六二
三〇〇	庚申	三二				八	三六一
三〇一	辛酉	三三				九	三六〇
三〇二	壬戌	三四				一〇	三五九
三〇三	癸亥	三五				一一	三五八
三〇四	甲子	三六				一二	三五七
三〇五	乙丑	三七				一三	三五六
三〇六	丙寅	三八				一四	三五五
三〇七	丁卯	三九				一五	三五四
三〇八	戊辰	四〇				一六	三五三
三〇九	己巳	四一				一七	三五二
三一〇	庚午	四二				一八	三五一
三一一	辛未	四三				一九	三五〇
三一二	壬申	四四				二〇	三四九
三一三	癸酉	四五				二一	三四八
三一四	甲戌	四六				二二	三四七
三一五	乙亥	四七				二三	三四六
三一六	丙子	四八				二四	三四五
三一七	丁丑	四九				二五	三四四
三一八	戊寅	五〇			皇子大日本根子彦太瓊尊（孝靈帝）生る。	二六	三四三
三一九	己卯	五一				二七	三四二
三二〇	庚辰	五二				二八	三四一
三二一	辛巳	五三				二九	三四〇
三二二	壬午	五四				三〇	三三九
三二三	癸未	五五				三一	三三八

三二四	甲申	五六					三二	前三三七
三二五	乙酉	五七					三三	三三六
三二六	丙戌	五八					三四	三三五
三二七	丁亥	五九					三五	三三四
三二八	戊子	六〇					三六	三三三
三二九	己丑	六一					三七	三三二
三三〇	庚寅	六二					三八	三三一
三三一	辛卯	六三					三九	三三〇
三三二	壬辰	六四					四〇	三二九
三三三	癸巳	六五					四一	三二八
三三四	甲午	六六					四二	三二七
三三五	乙未	六七					四三	三二六
三三六	丙申	六八					四四	三二五
三三七	丁酉	六九					四五	三二四
三三八	戊戌	七〇					四六	三二三
三三九	己亥	七一					四七	三二二
三四〇	庚子	七二					四八	三二一
三四一	辛丑	七三				慎靚王	元	三二〇
三四二	壬寅	七四					二	三一九
三四三	癸卯	七五					三	三一八
三四四	甲辰	七六			正月五日大日本根子彦太瓊尊を立てゝ皇太子と爲す。		四	三一七
三四五	乙巳	七七					五	三一六
三四六	丙午	七八					六	三一五
三四七	丁未	七九				赧王	元	三一四
三四八	戊申	八〇					二	三一二

紀元	干支	在位年數	天皇	攝政太夫	重要記事	支那帝王年號	西曆紀元
三四九	己酉	八一				三	前三一二
三五〇	庚戌	八二				四	三一一
三五一	辛亥	八三				五	三一〇
三五二	壬子	八四				六	三〇九
三五三	癸丑	八五				七	三〇八
三五四	甲寅	八六				八	三〇七
三五五	乙卯	八七				九	三〇六
三五六	丙辰	八八				一〇	三〇五
三五七	丁巳	八九				一一	三〇四
三五八	戊午	九〇				一二	三〇三
三五九	己未	九一				一三	三〇二
三六〇	庚申	九二				一四	三〇一
三六一	辛酉	九三				一五	三〇〇
三六二	壬戌	九四				一六	二九九
三六三	癸亥	九五				一七	二九八
三六四	甲子	九六				一八	二九七
三六五	乙丑	九七				一九	二九六
三六六	丙寅	九八				二〇	二九五
三六七	丁卯	九九				二一	二九四
三六八	戊辰	一〇〇				二二	二九三
三六九	己巳	一〇一				二三	二九二
三七〇	庚午	一〇二			正月九日天皇崩す、壽百廿七〇十二月皇太子大和黒田廬戸宮に遷都す〇秋九月孝安天皇を大和國葛城玉手丘上陵に葬る。	二四	二九一

紀元	干支	在位年數	天皇	攝政太夫	重要記事	支那帝王年號	西曆紀元
三七一	辛未	元	孝靈		●正月十二日天皇即位す、二月十二日細媛を立てゝ皇后と爲す。	二五	前二九〇
三七二	壬申	二				二六	二八九
三七三	癸酉	三				二七	二八八
三七四	甲戌	四				二八	二八七
三七五	乙亥	五			傳へ云ふ、是歳近江國地裂けて湖と爲り、(即ち琵琶湖なり)駿河國に大嶽現出す(即ち富士山なり)	二九	二八六
三七六	丙子	六				三〇	二八五
三七七	丁丑	七				三一	二八四
三七八	戊寅	八				三二	二八三
三七九	己卯	九				三三	二八二
三八〇	庚辰	一〇				三四	二八一
三八一	辛巳	一一				三五	二八〇
三八二	壬午	一二				三六	二七九
三八三	癸未	一三				三七	二七八
三八四	甲申	一四				三八	二七七
三八五	乙酉	一五				三九	二七六
三八六	丙戌	一六				四〇	二七五
三八七	丁亥	一七				四一	二七四
三八八	戊子	一八			皇長子大日本根子彦國牽尊(孝元帝)生る。	四二	二七三
三八九	己丑	一九				四三	二七二
三九〇	庚寅	二〇				四四	二七一
三九一	辛卯	二一				四五	二七〇
三九二	壬辰	二二				四六	二六九
三九三	癸巳	二三				四七	二六八

三九四	甲午	二四				四八	前二六七
三九五	乙未	二五				四九	二六六
三九六	丙申	二六				五〇	二六五
三九七	丁酉	二七				五一	二六四
三九八	戊戌	二八				五二	二六三
三九九	己亥	二九				五三	二六二
四〇〇	庚子	三〇				五四	二六一
四〇一	辛丑	三一				五五	二六〇
四〇二	壬寅	三二				五六	二五九
四〇三	癸卯	三三				五七	二五八
四〇四	甲辰	三四				五八	二五七
四〇五	乙巳	三五				五九	二五六
四〇六	丙午	三六			正月元日大日本根子彦國牽尊を立て、皇太子と爲す。	東周君惠公 元	二五五
四〇七	丁未	三七				二	二五四
四〇八	戊申	三八				三	二五三
四〇九	己酉	三九				四	二五二
四一〇	庚戌	四〇				五	二五一
四一一	辛亥	四一				六	二五〇
四一二	壬子	四二				秦莊襄王 元	二四九
四一三	癸丑	四三				二	二四八
四一四	甲寅	四四				三	二四七
四一五	乙卯	四五				秦王政 元	二四六
四一六	丙辰	四六				二	二四五
四一七	丁巳	四七				三	二四四
四一八	戊午	四八				四	二四三
四一九	己未	四九				五	二四二

四二〇	庚申	五〇				六	前二四一
四二一	辛酉	五一				七	二四〇
四二二	壬戌	五二				八	二三九
四二三	癸亥	五三				九	二三八
四二四	甲子	五四				一〇	二三七
四二五	乙丑	五五				一一	二三六
四二六	丙寅	五六				一二	二三五
四二七	丁卯	五七				一三	二三四
四二八	戊辰	五八				一四	二三三
四二九	己巳	五九				一五	二三二
四三〇	庚午	六〇				一六	二三一
四三一	辛未	六一				一七	二三〇
四三二	壬申	六二				一八	二二九
四三三	癸酉	六〇				一九	二二八
四三四	甲戌	六四				二〇	二二七
四三五	乙亥	六五				二一	二二六
四三六	丙子	六六				二二	二二五
四三七	丁丑	六七				二三	二二四
四三八	戊寅	六八				二四	二二三
四三九	己卯	六九				二五	二二二
四四〇	庚辰	七〇				二六	二二一
四四一	辛巳	七一				始皇帝 二七	二二〇
四四二	壬午	七二			傳へ云ふ、秦人徐福童男童女を率ひて歸化し、其子孫みな秦氏を稱すと。	二八	二一九
四四三	癸未	七三				二九	二一八
四四四	甲申	七四				三〇	二一七
四四五	乙酉	七五				三一	二一六

紀元	干支	在位年數	天皇	國政太夫	重要記事	支那帝王	年號	西暦紀元
四四六	丙戌	七六			二月八日天皇崩す、壽一百廿八。		三二	前二一五
四四七	丁亥	元	孝元	鬱色雄命	●正月十四日天皇即位す。○鬱色雄命執政と爲る。		三三	二一四
四四八	戊子	二					三四	二一三
四四九	己丑	三					三五	二一二
四五〇	庚寅	四			三月都を大和輕地境原宮に遷す。		三六	二一一
四五一	辛卯	五					三七	二一〇
四五二	壬辰	六			秋九月孝靈天皇を大和葛城郡片丘馬坂陵に葬る。	二世皇帝	元	二〇九
四五三	癸巳	七			二月二日鬱色謎命を立てゝ皇后と爲す○第二の皇子稚日本根子彦太日々尊(開化帝)生る。		二	二〇八
四五四	甲午	八				三世子嬰	元	二〇七
四五五	乙未	九				漢高祖	元	二〇六
四五六	丙申	一〇					二	二〇五
四五七	丁酉	一一					三	二〇四
四五八	戊戌	一二					四	二〇三
四五九	己亥	一三					五	二〇二
四六〇	庚子	一四					六	二〇一
四六一	辛丑	一五					七	二〇〇
四六二	壬寅	一六					八	一九九
四六三	癸卯	一七					九	一九八
四六四	甲辰	一八					一〇	一九七
四六五	乙巳	一九					一一	一九六
四六六	丙午	二〇					一二	一九五
四六七	丁未	二一				惠帝	元	一九四
四六八	戊申	二二			正月十四日稚日本根子彦太日々尊を立てゝ皇太子と爲す。		二	一九三

紀元	干支	在位年數	天皇	國政太夫	重要記事	支那帝王	年號	西暦紀元
四六九	己酉	二三					三	前一九二
四七〇	庚戌	二四					四	一九一
四七一	辛亥	二五					五	一九〇
四七二	壬子	二六					六	一八九
四七三	癸丑	二七					七	一八八
四七四	甲寅	二八				呂后攝政	元	一八七
四七五	乙卯	二九					二	一八六
四七六	丙辰	三〇					三	一八五
四七七	丁巳	三一					四	一八四
四七八	戊午	三二					五	一八三
四七九	己未	三三					六	一八二
四八〇	庚申	三四					七	一八一
四八一	辛酉	三五					八	一八〇
四八二	壬戌	三六				文帝	元	一七九
四八三	癸亥	三七					二	一七八
四八四	甲子	三八					三	一七七
四八五	乙丑	三九			六月大雪降る		四	一七六
四八六	丙寅	四〇					五	一七五
四八七	丁卯	四一					六	一七四
四八八	戊辰	四二					七	一七三
四八九	己巳	四三					八	一七二
四九〇	庚午	四四					九	一七一
四九一	辛未	四五					一〇	一七〇
四九二	壬申	四六					一一	一六九

皇紀	干支	年	記事	漢	紀元前
四九三	癸酉	四七		一二	前一六八
四九四	甲戌	四八		一三	一六七
四九五	乙亥	四九		一四	一六六
四九六	丙子	五〇		一五	一六五
四九七	丁丑	五一		一六	一六四
四九八	戊寅	五二		後元	一六三
四九九	己卯	五三		二	一六二
五〇〇	庚辰	五四		三	一六一
五〇一	辛巳	五五		四	一六〇
五〇二	壬午	五六		五	一五九
五〇三	癸未	五七 開化	九月二日天皇崩す、壽一百十六。●十一月十二日天皇即位す。	六	一五八
五〇四	甲申	元	十月十三日都を春日率川宮に遷す。	七	一五七
五〇五	乙酉	二		景帝 元	一五六
五〇六	丙戌	三		二	一五五
五〇七	丁亥	四		三	一五四
五〇八	戊子	五	二月六日孝元天皇を大和國高市郡劍池島上陵に葬る	四	一五三
五〇九	己丑	六	五月十四日伊香色謎命を立て、皇后と爲す。	五	一五二
五一〇	庚寅	七		六	一五一
五一一	辛卯	八		七	一五〇
五一二	壬辰	九		中元	一四九
五一三	癸巳	一〇	第二皇子御間城入彦五十瓊殖命(崇神帝)生る。	二	一四八
五一四	甲午	一一		三	一四七
五一五	乙未	一二		四	一四六
五一六	丙申	一三		五	一四五

皇紀	干支	年	記事	漢	紀元前
五一七	丁酉	一四		六	前一四四
五一八	戊戌	一五		後元	一四三
五一九	己亥	一六		二	一四二
五二〇	庚子	一七		三	一四一
五二一	辛丑	一八		武帝 建元	一四〇
五二二	壬寅	一九		二	一三九
五二三	癸卯	二〇		三	一三八
五二四	甲辰	二一		四	一三七
五二五	乙巳	二二		五	一三六
五二六	丙午	二三		六	一三五
五二七	丁未	二四		元光	一三四
五二八	戊申	二五		二	一三三
五二九	己酉	二六		三	一三二
五三〇	庚戌	二七		四	一三一
五三一	辛亥	二八	正月五日御間城入彦五十瓊殖命を立て、皇太子と爲す。	五	一三〇
五三二	壬子	二九		六	一二九
五三三	癸丑	三〇		元朔	一二八
五三四	甲寅	三一		二	一二七
五三五	乙卯	三二		三	一二六
五三六	丙辰	三三		四	一二五
五三七	丁巳	三四		五	一二四
五三八	戊午	三五		六	一二三
五三九	己未	三六		元狩	一二二
五四〇	庚申	三七		二	一二一
五四一	辛酉	三八		三	一二〇

紀元	干支	在位年數	天皇	國政太夫	重要記事	支那帝王年號	西暦紀元
五四二	壬戌	三九				四	前一一九
五四三	癸亥	四〇				五	一一八
五四四	甲子	四一				六	一一七
五四五	乙丑	四二				元鼎元	一一六
五四六	丙寅	四三				二	一一五
五四七	丁卯	四四				三	一一四
五四八	戊辰	四五				四	一一三
五四九	己巳	四六				五	一一二
五五〇	庚午	四七				六	一一一
五五一	辛未	四八				元封元	一一〇
五五二	壬申	四九				二	一〇九
五五三	癸酉	五〇				三	一〇八
五五四	甲戌	五一				四	一〇七
五五五	乙亥	五二				五	一〇六
五五六	丙子	五三				六	一〇五
五五七	丁丑	五四				太初元	一〇四
五五八	戊寅	五五				二	一〇三
五五九	己卯	五六				三	一〇二
五六〇	庚辰	五七				四	一〇一
五六一	辛巳	五八				天漢元	一〇〇
五六二	壬午	五九				二	九九
五六三	癸未	六〇			四月九日天皇崩ず、壽一百十五〇十月三日開化天皇を大和國添上郡春日率川坂本陵に葬る。	三	九八

紀元	干支	在位年數	天皇	國政太夫	重要記事	支那帝王年號	西暦紀元
五六四	甲申	元	崇神		●正月十三日天皇即位す○二月十二日御間城姫を立て、皇后と爲す。	四	前九七
五六五	乙酉	二				太始元	九六
五六六	丙戌	三			九月都を大和磯城瑞籬宮に遷す。	二	九五
五六七	丁亥	四				三	九〇
五六八	戊子	五			疫癘流行し死亡大半。	四	九三
五六九	己丑	六			天照大神を大和笠縫邑に祭り、神器を遷し、神宮、皇居始めて分る。	征和元	九二
五七〇	庚寅	七			天社、國社、神邑、神戸を定む。	二	九一
五七一	辛卯	八			十二月廿日大田田根子をして、大神を祭らしむ。	三	九〇
五七二	壬辰	九				四	八九
五七三	癸巳	一〇			三輪神社の起り○九月始めて四道將軍を發遣す。（大彦命を北陸に、武渟川別を東海に、吉備津彦を西海に、道臣を丹波に）○武埴安彦及び其妻吾田媛叛す、討て之を平ぐ。	後元元	八八
五七四	甲午	一一			二月四道將軍、戎夷を平ぐの狀を奏す。	二	八七
五七五	乙未	一二			是歲始めて人民の戸口を按し、男女に調役を課す○時人稱して御肇國天皇と曰ふ。	昭帝 始元元	八六
五七六	丙申	一三				二	八五
五七七	丁酉	一四				三	八四
五七八	戊戌	一五				四	八三

皇紀	干支	年	記事	帝	年號	前
五七九	己亥	一六	諸國に令して船舶を造らしむ。		五	八二
五八〇	庚子	一七			六	八一
五八一	辛丑	一八			元鳳元	八〇
五八二	壬寅	一九			二	七九
五八三	癸卯	二〇			三	七八
五八四	甲辰	二一			四	七七
五八五	乙巳	二二			五	七六
五八六	丙午	二三			六	七五
五八七	丁未	二四			元平元	七四
五八八	戊申	二五		宣帝	本始元	七三
五八九	己酉	二六			二	七二
五九〇	庚戌	二七			三	七一
五九一	辛亥	二八			四	七〇
五九二	壬子	二九	正月元日第三皇子活目入彦五十狹茅尊（垂仁帝）生る。		地節元	六九
五九三	癸丑	三〇			二	六八
五九四	甲寅	三一			三	六七
五九五	乙卯	三二			四	六六
五九六	丙辰	三三			元康元	六五
五九七	丁巳	三四			二	六四
五九八	戊午	三五			三	六三
五九九	己未	三六			四	六二
六〇〇	庚申	三七			神爵元	六一
六〇一	辛酉	三八			二	六〇
六〇二	壬戌	三九			三	五九
六〇三	癸亥	四〇			四	五八
六〇四	甲子	四一			五鳳元	五七

皇紀	干支	年	記事	帝	年號	前
六〇五	乙丑	四二			二	五六
六〇六	丙寅	四三			三	五五
六〇七	丁卯	四四			四	五四
六〇八	戊辰	四五			甘露元	五三
六〇九	己巳	四六			二	五二
六一〇	庚午	四七			三	五一
六一一	辛未	四八	四月十九日活目入彦五十狹茅尊を立て、皇太子と爲す○皇長子豐城命をして東國を治めしむ。		四	五〇
六一二	壬申	四九			黃龍元	四九
六一三	癸酉	五〇		元帝	初元元	四八
六一四	甲戌	五一			二	四七
六一五	乙亥	五二			三	四六
六一六	丙子	五三			四	四五
六一七	丁丑	五四			五	四四
六一八	戊寅	五五			永光元	四三
六一九	己卯	五六			二	四二
六二〇	庚辰	五七			三	四一
六二一	辛巳	五八			四	四〇
六二二	壬午	五九			五	三九
六二三	癸未	六〇	七月出雲の振根叛す、吉備津彦等討て之を平ぐ。		建昭元	三八
六二四	甲申	六一			二	三七
六二五	乙酉	六二	十月河内國依羅の池を造り農事を勸む、池溝の始めなり○十一月苅坂池、反折池を作る。		三	三六
六二六	丙戌	六三			四	三五
六二七	丁亥	六四			五	三四

紀元	干支	在位年數	天皇	執政大夫	重要記事	支那帝王	年號	西曆紀元
六二八	戊子	六五			七月任那國始めて人貢を（任那は今の朝鮮國慶尙道西南部の地なり）○是歲始めて熊野本宮を作る		竟寧元	前三三
六二九	己丑	六六				孝成帝	建始元	三二
六三〇	庚寅	六七					二	三一
六三一	辛卯	六八			十二月五日天皇崩す。		三	三〇
六三二	壬辰	元	垂仁		●正月二日天皇即位○八月十一日崇神天皇を大和國磯城郡山邊道勾丘上陵に葬る。		四	二九
六三三	癸巳	二			二月九日狹穗姫を立て、皇后と爲す○十月都を纒向珠城宮に遷す○任那國使歸國す。		河平元	二八
六三四	甲午	三			三月新羅國王子、天日槍歸化す（一說に神代なりと云ふ）。		二	二七
六三五	乙未	四					三	二六
六三六	丙申	五			十月皇后の兄、狹穗彥叛す○狹穗彥誅に伏す、皇后亦崩ず（皇后兄の誅を宥さんとし、城に入り、遂に兄と共に崩ず）。		四	二五
六三七	丁酉	六					陽朔元	二四
六三八	戊戌	七			七月七日相撲の始め（出雲の野見宿禰を召して大和の當麻の蹶速と角力せしむ）		二	二三
六三九	己亥	八					三	二二
六四〇	庚子	九					四	二一
六四一	辛丑	一〇					鴻嘉元	二〇
六四二	壬寅	一一					二	一九
六四三	癸卯	一二					三	一八
六四四	甲辰	一三					四	一七
六四五	乙巳	一四					永始元	一六
六四六	丙午	一五			八月一日日葉酢媛を立てて皇后と爲す。		二	前一五
六四七	丁未	一六					三	一四
六四八	戊申	一七			第三皇子大足彥忍代別尊（景行帝）生る。		四	一三
六四九	己酉	一八					元延元	一二
六五〇	庚戌	一九					二	一一
六五一	辛亥	二〇					三	一〇
六五二	壬子	二一					四	九
六五三	癸丑	二二					綏和元	八
六五四	甲寅	二三					二	七
六五五	乙卯	二四				哀帝	建平元	六
六五六	丙辰	二五			三月詔して天照太神の祠を伊勢度會に建つ、伊勢内宮是れなり、皇女倭姬をして奉らしむ。		二	五
六五七	丁巳	二六			十月天照大神御遷宮。		三	四
六五八	戊午	二七			八月始めて兵器を以て神を祭る○始めて屯倉を置く。		四	三
六五九	己未	二八			十月皇弟倭彥命薨す、詔して殉死を禁ず。		元壽元	二
六六〇	庚申	二九					二	一
六六一	辛酉	三〇				平帝	元始元	紀元一
六六二	壬戌	三一					二	二
六六三	癸亥	三二			七月皇后日葉酢媛崩ず、野見宿禰埴輪を作り奏請して殉死に代ふ、詔して之を永制と定め、宿禰を土部の職とし、姓を土師と賜ふ。		三	三
六六四	甲子	三三					四	四

六六五	乙丑	三四	三月天皇山背に幸す。	五	五
六六六	丙寅	三五	是歳諸國に詔して池溝を開かしむること八百餘ケ所。	儒子嬰 居攝元	六
六六七	丁卯	三六		二	七
六六八	戊辰	三七	正月元日大足彦忍代別尊を立てゝ皇太子と爲す。	初始元	八
六六九	己巳	三八		（新）王莽 建國元	九
六七〇	庚午	三九	十月皇子五十瓊敷命、劔千口を作り、石上神宮に藏む。	二	一〇
六七一	辛未	四〇		三	一一
六七二	壬申	四一		四	一二
六七三	癸酉	四二		五	一三
六七四	甲戌	四三		天鳳元	一四
六七五	乙亥	四四		二	一五
六七六	丙子	四五		三	一六
六七七	丁丑	四六		四	一七
六七八	戊寅	四七		五	一八
六七九	己卯	四八		六	一九
六八〇	庚辰	四九		地皇元	二〇
六八一	辛巳	五〇		二	二一
六八二	壬午	五一		三	二二
六八三	癸未	五二		淮南王 更始元	二三
六八四	甲申	五三		二	二四
六八五	乙酉	五四		後漢光武帝 建武元	二五
六八六	丙戌	五五		二	二六
六八七	丁亥	五六		三	二七
六八八	戊子	五七		四	二八

六八九	己丑	五八		五	二九
六九〇	庚寅	五九		六	三〇
六九一	辛卯	六〇		七	三一
六九二	壬辰	六一		八	三二
六九三	癸巳	六二		九	三三
六九四	甲午	六三		一〇	三四
六九五	乙未	六四		一一	三五
六九六	丙申	六五		一二	三六
六九七	丁酉	六六		一三	三七
六九八	戊戌	六七		一四	三八
六九九	己亥	六八		一五	三九
七〇〇	庚子	六九		一六	四〇
七〇一	辛丑	七〇		一七	四一
七〇二	壬寅	七一		一八	四二
七〇三	癸卯	七二		一九	四三
七〇四	甲辰	七三		二〇	四四
七〇五	乙巳	七四		二一	四五
七〇六	丙午	七五		二二	四六
七〇七	丁未	七六		二三	四七
七〇八	戊申	七七		二四	四八
七〇九	己酉	七八		二五	四九
七一〇	庚戌	七九		二六	五〇
七一一	辛亥	八〇		二七	五一
七一二	壬子	八一		二八	五二
七一三	癸丑	八二		二九	五三
七一四	甲寅	八三		三〇	五四

紀元	干支	在位年數	天皇	太政大夫	重要記事	支那帝王	支那年號	西曆紀元
七一五	乙卯	八四					三一	五五
七一六	丙辰	八五					中元元	五六
七一七	丁巳	八六			支那交通の始め、(筑紫の人漢に交通す、刻文印章あり)		二	五七
七一八	戊午	八七			二月物部十市根代五十瓊敷命をして石上神寶を掌らしむ。	明帝	永平元	五八
七一九	己未	八八			七月新羅國、天日槍の曾孫但馬の淸彥、寶物を貢獻す。		二	五九
七二〇	庚申	八九					三	六〇
七二一	辛酉	九〇			三月田道間守を常世國に遣し、橘を求めしむ。		四	六一
七二二	壬戌	九一					五	六二
七二三	癸亥	九二					六	六三
七二四	甲子	九三					七	六四
七二五	乙丑	九四					八	六五
七二六	丙寅	九五					九	六六
七二七	丁卯	九六					一〇	六七
七二八	戊辰	九七					一一	六八
七二九	己巳	九八					一二	六九
七三〇	庚午	九九			七月一日天皇崩す、壽一百四十一〇十二月垂仁天皇を大和國生駒郡菅原伏見東陵に葬る。		一三	七〇
七三一	辛未	元	景行		◎七月十一日天皇即位〇田道間守常世國より橘を齎して飯り、垂仁帝の陵前に自殺す。		一四	七一
七三二	壬申	二			三月三日播磨稻日大郞姬を立て、皇后と爲す。		一五	七二
七三三	癸酉	三					一六	七三
七三四	甲戌	四			二月美濃に幸す〇十一月還幸して都を大和の纏向に遷し、日代宮と稱す。		一七	七四
七三五	乙亥	五					一八	七五
七三六	丙子	六				章帝	建初元	七六
七三七	丁丑	七					二	七七
七三八	戊寅	八					三	七八
七三九	己卯	九					四	七九
七四〇	庚辰	一〇			傳へ云ふ、近江竹生嶋、是歲湧出すと。		五	八〇
七四一	辛巳	一一					六	八一
七四二	壬午	一二			七月筑紫熊襲叛す、八月天皇親征す(熊襲は今の大隅噌唹郡の邊にありし土酋にして、仲哀帝の時まで反すること三次)〇是歲皇子日本武尊生る。		七	八二
七四三	癸未	一三			第四皇子稚足彥尊(成務帝)生る〇熊襲悉く平く。		八	八三
七四四	甲申	一四			天皇猶筑紫に在す。		元和元	八四
七四五	乙酉	一五					二	八五
七四六	丙戌	一六					三	八六
七四七	丁亥	一七			三月天皇湯縣に幸し、其國を號して日向と云ふ。		章和元	八七
七四八	戊子	一八			天皇八代縣に幸し、其國を號して火の國と云ふ。		二	八八
七四九	己丑	一九			天皇、筑紫日向の高屋宮に在すこと六年、是歲還幸し給ふ。	和帝	永元元	八九
七五〇	庚寅	二〇			二月四日五百野皇女をして、天照太神を祭らしむ。		二	九〇
七五一	辛卯	二一					三	九一

七五二	壬辰	二二			四	九二
七五三	癸巳	二三			五	九三
七五四	甲午	二四			六	九四
七五五	乙未	二五	七月武内宿禰を遣し、北陸及東方諸國を巡廻せしむ。		七	九五
七五六	丙申	二六			八	九六
七五七	丁酉	二七	二月武内皈りて、蝦夷の地形及び民俗を奏す。○熊襲復た叛す、十一月日本武尊をして之を討せしむ。		九	九七
七五八	戊戌	二八	二月日本武尊、熊襲を平げ、皈りて賊を平ぐるの狀を奏す。		一〇	九八
七五九	己亥	二九			一一	九九
七六〇	庚子	三〇			一二	一〇〇
七六一	辛丑	三一			一三	一〇一
七六二	壬寅	三二			一四	一〇二
七六三	癸卯	三三			一五	一〇三
七六四	甲辰	三四			一六	一〇四
七六五	乙巳	三五			永興元	一〇五
七六六	丙午	三六		殤帝	延平元	一〇六
七六七	丁未	三七		安帝	永初元	一〇七
七六八	戊申	三八			二	一〇八
七六九	己酉	三九			三	一〇九
七七〇	庚戌	四〇	六月東夷叛す○十月日本武尊、東夷を征す。		四	一一〇
七七一	辛亥	四一			五	一一一
七七二	壬子	四二			六	一一二

七七三	癸丑	四三		東夷悉く平ぐ、日本武尊薨去、御年三十二、尊還さに日高見國を征し、陸路、常陸、相模より足柄山を越え、甲斐、信濃に入り、美濃、尾張より近江を征討し疾を得、遂に伊勢の能褒野に薨す。		七	一一三
七七四	甲寅	四四				元初元	一一四
七七五	乙卯	四五				二	一一五
七七六	丙辰	四六				三	一一六
七七七	丁巳	四七				四	一一七
七七八	戊午	四八				五	一一八
七七九	己未	四九				六	一一九
七八〇	庚申	五〇				永寧元	一二〇
七八一	辛酉	五一	武内宿禰（棟梁臣）××××××××××××××××××	八月、稚足彦尊を立てゝ皇太子と爲す○武内宿禰を棟梁の臣と爲す。（大臣執政の始め）		建光元	一二一
七八二	壬戌	五二		五月、皇后崩す○七月八阪入媛を立てゝ皇后と爲す。		延光元	一二二
七八三	癸亥	五三		八月東海、東山、諸州に幸す○十二月還りて伊勢の綺の宮に在す。		二	一二三
七八四	甲子	五四		九月天皇伊勢より還幸。		三	一二四
七八五	乙丑	五五		二月彦狹島王を東山道十五國の都督と爲す、王任地に逹せずして薨す。	北郷侯	四	一二五
七八六	丙寅	五六		八月彦狹島王の子、御諸別王東國を領き、既にして蝦夷叛き、御諸別王之を伐つ。	順帝	永建元	一二六
七八七	丁卯	五七		九月坂手池を築かしむ○十月諸國に令して田部の屯倉を起さしむ。		二	一二七

紀元	干支	在位年數	天皇	棟梁之臣	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦紀元
七八八	戊辰	五八			二月天皇近江の志賀に幸し、高穴穂の宮に居す。		三	一二八
七八九	癸巳	五九					四	一二九
七九〇	庚午	六〇			十一月七日天皇崩す、壽一百四十三。		五	一三〇
七九一	辛未	元	成務		●正月五日天皇即位。		六	一三一
七九二	壬申	二			十一月景行天皇を大和磯城郡山邊道上陵に葬る。		陽嘉元	一三二
七九三	癸酉	三		武内宿禰(大臣)	正月武内宿禰を大臣と爲す(大臣職の始め)。		二	一三三
七九四	甲戌	四			二月詔して國郡に長を立て縣邑に首を置き以て中區の藩屏と爲す。		三	一三四
七九五	乙亥	五			九月諸國の郡境を定め、國郡に造長を立て縣邑に稻置を置く。		四	一三五
七九六	丙子	六					永和元	一三六
七九七	丁丑	七					二	一三七
七九八	戊寅	八					三	一三八
七九九	己卯	九					四	一三九
八〇〇	庚辰	一〇					五	一四〇
八〇一	辛巳	一一					六	一四一
八〇二	壬午	一二					漢安元	一四二
八〇三	癸未	一三					二	一四三
八〇四	甲申	一四					建康元	一四四
八〇五	乙酉	一五				沖帝	永嘉元	一四五
八〇六	丙戌	一六					本初元	一四六
八〇七	丁亥	一七				質帝	建和元	一四七
八〇八	戊子	一八				桓帝	二	一四八

紀元	干支	在位年數	天皇	大臣大連	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦紀元
八〇九	己丑	一九					三	一四九
八一〇	庚寅	二〇					和平元	一五〇
八一一	辛卯	二一					元嘉元	一五一
八一二	壬辰	二二					二	一五二
八一三	癸巳	二三					永興元	一五三
八一四	甲午	二四					二	一五四
八一五	乙未	二五					永壽元	一五五
八一六	丙申	二六					二	一五六
八一七	丁酉	二七					三	一五七
八一八	戊戌	二八					延熹元	一五八
八一九	己亥	二九					二	一五九
八二〇	庚子	三〇					三	一六〇
八二一	辛丑	三一					四	一六一
八二二	壬寅	三二					五	一六二
八二三	癸卯	三三					六	一六三
八二四	甲辰	三四					七	一六四
八二五	乙巳	三五					八	一六五
八二六	丙午	三六					九	一六六
八二七	丁未	三七					永康元	一六七
八二八	戊申	三八				靈帝	建寧元	一六八
八二九	己酉	三九					二	一六九
八三〇	庚戌	四〇			氣長足姫命(神功皇后)生る。		三	一七〇
八三一	辛亥	四一					四	一七一
八三二	壬子	四二					熹平元	一七二

八三三	癸丑	四三				二	一七三
八三四	甲寅	四四				三	一七四
八三五	乙卯	四五				四	一七五
八三六	丙辰	四六				五	一七六
八三七	丁巳	四七				六	一七七
八三八	戊午	四八		三月一日皇甥仲足彦尊（日本武尊の第二王子）を立て、皇太子と爲す。		光和元	一七八
八三九	己未	四九				二	一七九
八四〇	庚申	五〇				三	一八〇
八四一	辛酉	五一				四	一八一
八四二	壬戌	五二				五	一八二
八四三	癸亥	五三				六	一八三
八四四	甲子	五四				中平元	一八四
八四五	乙丑	五五				二	一八五
八四六	丙寅	五六				三	一八六
八四七	丁卯	五七				四	一八七
八四八	戊辰	五八				五	一八八
八四九	己巳	五九			弘農王	六	一八九
八五〇	庚午	六〇		六月十一日天皇崩す、壽一百七。	獻帝	初平元	一九〇
八五一	辛未	空位		九月成務天皇を大和國生駒郡狹城盾列池後陵に葬る。		二	一九一
八五二	壬申	元	仲哀	●正月十一日天皇即位○十月大伴武以を以て大連と爲す（大連之より始る）○閏十一月皇弟芦髮蒲見別王、罪あり誅に伏す。		三	一九二
八五三	癸酉	二		正月氣長足姫を立て、皇后と爲す○二月越前角鹿に幸し、氣比宮に在す○三月熊襲叛す、天皇、穴門に幸す○秋九月穴門に營 [illegible]		四	一九三

大伴武以（大連）繼續年[illegible]未詳

八五四	甲戌	三			興平元	一九四
八五五	乙亥	四			二	一九五
八五六	丙子	五			建安元	一九六
八五七	丁丑	六			二	一九七
八五八	戊寅	七			三	一九八
八五九	己卯	八		正月熊襲親征の爲め、筑紫に進幸し、橿日宮に在す。	四	一九九
八六〇	庚辰	九		二月六日、天皇、橿日宮に崩す、壽未詳、皇后、大臣武内と謀り秘して喪を發せず、○冬十月皇后、三韓（新羅、高麗、百濟）を征し凱旋す、任那、三韓に内官家を置て鎭撫す、新羅王、八十艘の方物を獻す○十二月皇子譽田別尊（應神帝）生る。	五	二〇〇
八六一	辛巳	元	皇族攝政 神功皇后	二月仲哀帝の喪を發し梓宮を奉じ京に還る時に先帝の皇子麛坂、忍熊の二王、兵を擧ぐ、三月之れを平ぐ○十月神功皇后攝政（攝政の始め）、皇后を尊みて皇太后と曰ふ。	六	二〇一
八六二	壬午	二		十一月仲哀天皇を河内國惠我長野西陵に葬る。	七	二〇二
八六三	癸未	三		正月譽田別尊を立て、皇太子と爲す、○都を大和磐余稚櫻宮に遷す。	八	二〇三
八六四	甲申	四			九	二〇四
八六五	乙酉	五		三月新羅入貢す（是れより三韓入貢年々絶えず）、葛城襲津彦を送使とす○襲津彦、織工を得て歸る、之を大和に置く。	一〇	二〇五

紀元	干支	在位年數	天皇	皇族攝政	大臣	大連	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦紀元
八六六	丙戌	六							一一	二〇六
八六七	丁亥	七							一二	二〇七
八六八	戊子	八							一三	二〇八
八六九	己丑	九							一四	二〇九
八七〇	庚寅	一〇							一五	二一〇
八七一	辛卯	一一							一六	二一一
八七二	壬辰	一二							一七	二一二
八七三	癸巳	一三					二月皇太后、武内宿禰、皇太子を率ゐ越前鹿角に行啓、仲哀帝を祭る、（氣比大神と號す）、十月還幸。		一八	二一三
八七四	甲午	一四							一九	二一四
八七五	乙未	一五							二〇	二一五
八七六	丙申	一六							二一	二一六
八七七	丁酉	一七							二二	二一七
八七八	戊戌	一八							二三	二一八
八七九	己亥	一九							二四	二一九
八八〇	庚子	二〇							二五	二二〇
八八一	辛丑	二一						蜀 昭烈帝	章武元	二二一
八八二	壬寅	二二							二	二二二
八八三	癸卯	二三						後主	建興元	二二三
八八四	甲辰	二四							二	二二四
八八五	乙巳	二五							三	二二五
八八六	丙午	二六							四	二二六
八八七	丁未	二七							五	二二七
八八八	戊申	二八							六	二二八
八八九	己酉	二九							七	二二九

八九〇	庚戌	三〇		八	二三〇
八九一	辛亥	三一		九	二三一
八九二	壬子	三二		一〇	二三二
八九三	癸丑	三三		一一	二三三
八九四	甲寅	三四		一二	二三四
八九五	乙卯	三五		一三	二三五
八九六	丙辰	三六		一四	二三六
八九七	丁巳	三七		一五	二三七
八九八	戊午	三八		延熙元	二三八
八九九	己未	三九		二	二三九
九〇〇	庚申	四〇		三	二四〇
九〇一	辛酉	四一		四	二四一
九〇二	壬戌	四二		五	二四二
九〇三	癸亥	四三		六	二四三
九〇四	甲子	四四		七	二四四
九〇五	乙丑	四五		八	二四五
九〇六	丙寅	四六	三月斯摩宿禰を卓淳國(任那の南岸の地なり)に遣す。	九	二四六
九〇七	丁卯	四七	四月百濟始めて入貢す、新羅、其貢を奪ひ相易て之を献ず、千熊長彥問罪使となる。	一〇	二四七
九〇八	戊辰	四八		一一	二四八
九〇九	己巳	四九	三月將軍荒田別等、新羅の不貢を責む、百濟兵我軍に會し、共に新羅を破る、官守を置て之を統一す。	一二	二四九
九一〇	庚午	五〇	二月荒田別等還る○五月百濟使を遣し、長彥を送り來る○始めて驛路を遣らしむ。	一三	二五〇
九一一	辛未	五一	三月百濟入貢す、長彥を送使とす。	一四	二五一
九一二	壬申	五二	九月百濟の使、長彥に隨ひ來り方物を献す(此の後百濟每年朝貢す)。	一五	二五二
九一三	癸酉	五三		一六	二五三
九一四	甲戌	五四		一七	二五四
九一五	乙亥	五五	百濟王肖古卒す。	一八	二五五

紀元	干支	在位年數	天皇	皇族攝政	大臣	大連	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦紀元
九一六	丙子	五六		×××	×××		百濟王貴須立つ。		一九	二五六
九一七	丁丑	五七		×××	×××				二〇	二五七
九一八	戊寅	五八		×××	×××				景耀元	二五八
九一九	己卯	五九		×××	×××				二	二五九
九二〇	庚辰	六〇		×××	×××				三	二六〇
九二一	辛巳	六一		×××	×××				四	二六一
九二二	壬午	六二		×××	×××		新羅朝貢せず、襲津彦を遣し、之を伐つ。		五	二六二
九二三	癸未	六三		×××	×××				炎興元	二六三
九二四	甲申	六四		×××	×××		百濟王貴須卒す、子枕流立つ。		二	二六四
九二五	乙酉	六五		×××	×××		百濟王枕流卒す、子阿花猶年少なり、叔父辰斯篡立す。	晋 武帝	太始元	二六五
九二六	丙戌	六六		×××	×××		使を晋に遣す。		二	二六六
九二七	丁亥	六七		×××	×××				三	二六七
九二八	戊子	六八		×××	×××				四	二六八
九二九	己丑	六九		×××	×××		四月十七日、神功皇太后崩す、壽一百〇冬十月神功皇后を大和國生駒郡狹城楯列池上陵に葬る。		五	二六九
九三〇	庚寅	元	應神		×××		❷正月元日、天皇即位、都を大和輕嶋に遷し明宮と號す。		六	二七〇
九三一	辛卯	二			×××		三月仲姫を立て、皇后と爲す。		七	二七一
九三二	壬辰	三			×××		十月蝦夷始て入貢す〇是歲百濟貢せず、紀角宿禰、羽田矢代宿禰、蘇我石川宿禰、平群木菟宿禰等を遣し之を責む、百濟其王辰斯を殺して之を謝す。		八	二七二
九三三	癸巳	四			×××				九	二七三
九三四	甲午	五			×××		八月諸國に令して、海人、山守部を定む〇十月伊豆國に命して船を造らしむ、其船を枯野と名く。		一〇	二七四
九三五	乙未	六			×××		二月近江に幸す。		咸寧元	二七五
九三六	丙申	七			×××		高麗、百濟、任那、新羅、入貢す、韓地全く我有に歸す〇是歲韓人を役し、大和に韓人の池を作らしむ。		二	二七六
九三七	丁酉	八			×××		三月百濟阿花無禮東韓の地を削る、阿花懼れて子直支をして來朝罪を謝す。		三	二七七
九三八	戊戌	九			×××		四月武內宿禰を筑紫に遣す〇甘美內宿禰、其兄武內を讒し、事露はれて罪に伏す。		四	二七八
九三九	己亥	一〇			×××				五	二七九

皇紀	干支	年	記事	支那	西暦
九四〇	庚子	一一	十月剣池、輕池、鹿垣池、廐坂池等を作る。	太康元	二八〇
九四一	辛丑	一二		二	二八一
九四二	壬寅	一三		三	二八二
九四三	癸卯	一四	二月百濟王、縫衣の工女眞毛津を貢す○是歳秦始皇の裔弓月君、融通君、秦人を率ひて歸化せんと乞ふ、途にして新羅の拒む所となり、加羅に留る、葛城襲津彦を遣し之を召す。	四	二八三
九四四	甲辰	一五	八月百濟王、其子阿直岐を遣し、良馬を貢す○荒田別、巫別を百濟に遣し王仁を徵す。	五	二八四
九四五	乙巳	一六	二月百濟の學士王仁、治工、呉服、醸酒人を率ひて來朝し、論語、千字文を獻す○是歳百濟王阿花卒す、直支を還して位に嗣がしむ○平群木菟、的戸田宿禰を加羅に遣し、襲津彦不歸の狀を問ふ、新羅罪に伏し、木菟等襲津彦及び弓月人口を率ひて還る。	六	二八五
九四六	丙午	一七		七	二八六
九四七	丁未	一八		八	二八七
九四八	戊申	一九	十月吉野宮に幸す、國樔人、酒を獻す、是れより每年例と爲す。	九	二八八
九四九	己酉	二〇	九月漢王の裔阿知使主、其十七縣の民を率ひて歸化す。	一〇	二八九
九五〇	庚戌	二一		恵帝 永熙元	二九〇
九五一	辛亥	二二	三月難波の大隅宮に幸す○四月妃兄媛、吉備に歸寧す○九月淡路島に巡し、吉備に巡省し、小豆嶋に行幸。	元康元	二九一
九五二	壬子	二三		二	二九二
九五三	癸丑	二四		三	二九三
九五四	甲寅	二五	百濟王直支卒す、子久爾辛立つ、年幼なり、大倭木滿致、政を擅にす、天皇其暴戾を聞きて之を召す。	四	二九四
九五五	乙卯	二六		五	二九五
九五六	丙辰	二七		六	二九六
九五七	丁巳	二八	九月高麗朝貢す、皇子菟道稚郎子其表文を讀み、其辭の無禮なるを以て大に怒り、使者を詰責し其表を破る。	七	二九七
九五八	戊午	二九		八	二九八
九五九	己未	三〇		九	二九九
九六〇	庚申	三一	諸國に令して船を造らしむ○八月官、枯野の餘材にて琴を作る○新羅の貢船火を失し我船を類燒す、恐れて船工、良匠を獻す。	永康元	三〇〇
九六一	辛酉	三二		永寧元	三〇一
九六二	壬戌	三三		泰安元	三〇二

紀元	干支	在位年數	天皇	皇族攝政	大臣	大連	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦紀元
九六三	癸亥	三四							二	三〇三
九六四	甲子	三五							永興元	三〇四
九六五	乙丑	三六							二	三〇五
九六六	丙寅	三七					二月阿知使主を呉に遣し、縫織工女を求めしむ。		光熙元	三〇六
九六七	丁卯	三八						懐帝	永嘉元	三〇七
九六八	戊辰	三九					百濟王直支、其妹新齋都媛をして入て侍せしむ。		二	三〇八
九六九	己巳	四〇					正月二十四日、菟道稚郎子を立て、皇太子と爲す、大鷦鷯皇子に命じて之を輔けしめ、大山守皇子をして山川林野を掌らしむ。		三	三〇九
九七〇	庚午	四一					二月阿知使主、呉の工女、兄織、漢織等を作ひて歸る○二月十五日天皇崩す、壽一百十一○河内國惠我藻伏丘陵に葬る○大山守皇子叛す、討て之を平ぐ。		四	三一〇
九七一	辛未	（空		角刺皇女			皇太子及び大鷦鷯の二皇子互に位を讓りて立たず、皇姉飯豐皇女（角刺皇女）朝政を聽く		五	三一一
九七二	壬申	位）					皇太子稚郎子自ら縊れて薨す、菟道に葬る。		六	三一二
九七三	癸酉	元	仁徳				●正月三日、天皇即位○都を難波に遷し、高津宮と號す。	愍帝	建興元	三一三
九七四	甲戌	二					三月、磐之媛を立てゝ皇后と爲す。		二	三一四
九七五	乙亥	三							三	三一五
九七六	丙子	四					二月天皇高臺に登り、炊煙を望み、民の疾苦を知り、天下の百姓に三年の課役を免す。		四	三一六
九七七	丁丑	五						中宗元帝	建武元	三一七
九七八	戊寅	六							大興元	三一八
九七九	己卯	七					四月天皇、高臺に登り遥きを望み炊烟の盛に上るを見て、皇后に謂て曰く、朕既に富む復た何をか憂へんと、皇后曰く宮室朽壞、衾露を免れず、何すれぞ富むと謂ふ乎と、天皇曰く、百姓の富は朕の富なりと○八月去來穗別皇子の爲めに壬生部を定め、皇后の爲に葛城部を定む○九月諸國、税調を輸し以て宮室を修理せんと請ふ、聽さず。		二	三一九
九八〇	庚辰	八							三	三二〇
九八一	辛巳	九							四	三二一
九八二	壬午	一〇					十月始めて課役を科して宮室を營む、百姓老幼、先を爭ひ來り赴き日夜營作し、幾くならずして悉く成る。		永昌元	三二二
九八三	癸未	一一					十月朝貢の新羅人を役して、難波の堀江を作り、茨田の堤を築かしむ。	明帝	大寧元	三二三

九八四	甲申	一二	七月高麗入貢し、鐵的、鐵盾を献ず○八月鐵を高麗使に賜ふ。		二	三二四
九八五	乙酉	一三	九月始めて茨田の屯倉を設く、因て舂米部を定む○十月和珥池を作り、橫野堤を築く。		三	三二五
九八六	丙戌	一四	十一月橋を難波の猪甘津に架す○是歳大道を京師南門より、河内丹比邑に通す○河水を疏して田四万頃を得。	成帝	咸和元	三二六
九八七	丁亥	一五			二	三二七
九八八	戊子	一六			三	三二八
九八九	己丑	一七	新羅朝貢せず、九月使を遣りこれを責む、新羅、絹帛等八十艘を貢す。		四	三二九
九九〇	庚寅	一八			五	三三〇
九九一	辛卯	一九			六	三三一
九九二	壬辰	二〇			七	三三二
九九三	癸巳	二一			八	三三三
九九四	甲午	二二			九	三三四
九九五	乙未	二三			咸康元	三三五
九九六	丙申	二四			二	三三六
九九七	丁酉	二五			三	三三七
九九八	戊戌	二六			四	三三八
九九九	己亥	二七			五	三三九
一〇〇〇	庚子	二八			六	三四〇
一〇〇一	辛丑	二九			七	三四一
一〇〇二	壬寅	三〇	九月矢田皇女を納れて妃と為す○十月山背筒城宮に幸す。		八	三四二
一〇〇三	癸卯	三一	正月十五日大兄去来穂別尊を立て、皇太子と為す。	康帝	建元元	三四三
一〇〇四	甲辰	三二			二	三四四
一〇〇五	乙巳	三三		穆帝	永和元	三四五
一〇〇六	丙午	三四			二	三四六
一〇〇七	丁未	三五	六月、皇后、筒城宮に崩す。		三	三四七
一〇〇八	戊申	三六			四	三四八

紀元	干支	在位年數	天皇	大臣	大連	重要記事	支那帝王	年號	西暦紀元
一〇〇九	己酉	三七		×		十一月皇后を葬る。		五	三四九
一〇一〇	庚戌	三八		×		正月矢田皇女を立てゝ皇后と爲す。		六	三五〇
一〇一一	辛亥	三九		×				七	三五一
一〇一二	壬子	四〇		×		三月皇弟隼別皇子、雌鳥皇女、罪あり死を賜ふ。		八	三五二
一〇一三	癸丑	四一		×		三月紀角宿禰を百濟に遣し、疆域を分ち物產を錄せしむ。		九	三五三
一〇一四	甲寅	四二		×				一〇	三五四
一〇一五	乙卯	四三		×		九月依網阿弭古始めて鷹を献す、百濟酒君をして調養せしむ(鷹甘部の始め)。		一一	三五五
一〇一六	丙辰	四四		×				一二	三五六
一〇一七	丁巳	四五		×				升平元	三五七
一〇一八	戊午	四六		×				二	三五八
一〇一九	己未	四七		×				三	三五九
一〇二〇	庚申	四八		×				四	三六〇
一〇二一	辛酉	四九		×				五	三六一
一〇二二	壬戌	五〇		×		武内宿禰大臣を罷む。	哀帝	隆和元	三六二
一〇二三	癸亥	五一						興寧元	三六三
一〇二四	甲子	五二						二	三六四
一〇二五	乙丑	五三				新羅朝貢せず、五月竹葉瀨を遣し之を責む、詔して重ねて其弟田道を遣す○新羅叛す、將軍田道、高勾麗、新羅を伐つて克ち、四邑の民を從へて皈る。		三	三六五
一〇二六	丙寅	五四					廢帝	太和元	三六六
一〇二七	丁卯	五五				蝦夷叛く、將軍田道、之を擊つて敗死す○是歲武内宿禰薨す、五朝に歷仕し、官に在ること凡そ二百四十餘年。		二	三六七
一〇二八	戊辰	五六						三	三六八
一〇二九	己巳	五七						四	三六九
一〇三〇	庚午	五八				十月吳國及び高勾麗朝貢す。		五	三七〇
一〇三一	辛未	五九					簡文帝	咸安元	三七一

一〇三二	壬申	六〇		孝武帝	二	三七二
一〇三三	癸酉	六一			寧康元	三七三
一〇三四	甲戌	六二	是歳始めて冰室を置く○帝、倭直吾子籠をして御船を造らしむ。		二	三七四
一〇三五	乙亥	六三			三	三七五
一〇三六	丙子	六四			太元元	三七六
一〇三七	丁丑	六五	難波根子武振熊を遣し、飛彈の異賊宿儺を誅す。		二	三七七
一〇三八	戊寅	六六			三	三七八
一〇三九	己卯	六七	十月河内石津原に幸し壽陵を作る○是歳吉備中國川嶋大虬有り、人其毒を蒙る、此時に當て妖氣稍や動き叛者始て起る。		四	三七九
一〇四〇	庚辰	六八			五	三八〇
一〇四一	辛巳	六九			六	三八一
一〇四二	壬午	七〇			七	三八二
一〇四三	癸未	七一			八	三八三
一〇四四	甲申	七二			九	三八四
一〇四五	乙酉	七三			一〇	三八五
一〇四六	丙戌	七四			一一	三八六
一〇四七	丁亥	七五			一二	三八七
一〇四八	戊子	七六			一三	三八八
一〇四九	己丑	七七			一四	三八九
一〇五〇	庚寅	七八			一五	三九〇
一〇五一	辛卯	七九			一六	三九一
一〇五二	壬辰	八〇			一七	三九二
一〇五三	癸巳	八一			一八	三九三
一〇五四	甲午	八二			一九	三九四
一〇五五	乙未	八三			二〇	三九五
一〇五六	丙申	八四			二一	三九六
一〇五七	丁酉	八五		安帝	隆安元	三九七

紀元	干支	在位年數	天皇	大臣	大連	國要記事	支那 帝王	支那 年號	西暦紀元
一〇五八	戊戌	八六						貳	三九八
一〇五九	己亥	八七				正月十六日天皇崩ず、壽未詳○仲皇子反す、皇太子、皇弟瑞齒別尊に命じ之れを討たしむ○冬十月七日仁德天皇を和泉國百舌鳥耳原中陵に葬る。		三	三九九
一〇六〇	庚子	元	履仲			●二月一日天皇即位○四月阿曇濱子の死を赦し之を黥す、黥刑の始め○七月葦田黑媛を納れて皇妃と爲す。		四	四〇〇
一〇六一	辛丑	二		葛城圓	平群木菟宿禰 蘇我滿智宿禰 物部伊莒弗	正月皇弟瑞齒別を立てゝ皇太子と爲す○十月都を大和磐余稚櫻宮に遷そ、平群木菟宿禰、蘇我滿智宿禰、物部伊莒弗を大連と爲し、葛城圓を大使主と爲す○十一月磐余池を作る○皇甥八穗尊（安康帝、允恭帝の第二子なり）生る。		五	四〇一
一〇六二	壬寅	三				十一月天皇、皇妃と舟を泛へ、磐余市磯池に宴す。		元興元	四〇二
一〇六三	癸卯	四		(大使主)	繼續年代未詳	八月始めて諸國に史官を置く○十月石上溝を鑿つ。		二	四〇三
一〇六四	甲辰	五				九月帝、淡路嶋に狩す、仍て隷徒を以て飼部と爲す、偶皇妃の凶聞至る、帝還幸。		三	四〇四
一〇六五	乙巳	六				正月草香幡梭媛を立て皇后と爲す○始めて藏職を置く○三月十五日天皇崩ず、壽七十七○冬十月履仲天皇を和泉國百舌鳥耳原南陵に葬る。		義熙元	四〇五
一〇六六	丙午	元	反正			●正月二日天皇即位○八月津野媛を立て皇夫人と爲す○十月都を河内丹比柴籬の宮に遷す。		二	四〇六
一〇六七	丁未	二						三	四〇七
一〇六八	戊申	三						四	四〇八
一〇六九	己酉	四						五	四〇九
一〇七〇	庚戌	五				正月二十三日天皇崩ず、壽未詳。		六	四一〇
一〇七一	辛亥	空位						七	四一一
一〇七二	壬子	元	允恭			●十二月天皇即位○都を大和遠飛鳥宮に遷す。		八	四一二
一〇七三	癸丑	二				二月忍坂大中姫を立てゝ皇后と爲す○皇后の爲めに刑部を定む。		九	四一三
一〇七四	甲寅	三				正月帝病あり、其醫を新羅に徴す○八月新羅の醫、金波鎭、漢紀武の二人來り、帝の病を治す、是より韓の醫方起る。		一〇	四一四
一〇七五	乙卯	四				九月詔して姓氏を定め、氏族の詐僞を正し、神に誓ひ湯を探らしむ、探湯の始。		一一	四一五
一〇七六	丙辰	五				七月地大に震ふ○玉田宿禰誅せらる○冬十一月反正天皇を和泉國百舌鳥耳原北陵に葬る。		一二	四一六
一〇七七	丁巳	六						一三	四一七

一〇七八	戊午	七	皇后の妹、衣通姫を宮に納れ、藤原宮に居らしむ〇帝藤原宮に幸す〇第五皇子大泊瀬稚武尊(雄略帝)生る。		一四	四一八
一〇七九	己未	八	三月衣通姫の爲に藤原部を定む〇茅渟宮を造り、衣通姫を居らしむ、是より天皇數々日根野に獵す。	恭帝	元熙元	四一九
一〇八〇	庚申	九	二月帝、茅渟宮に幸す、秋八月、冬十月復叉幸す。	宋 武帝	永初元	四二〇
一〇八一	辛酉	一〇	正月茅渟宮に行幸す。		二	四二一
一〇八二	壬戌	一一	三月茅渟宮に行幸す。		三	四二二
一〇八三	癸亥	一二		廢帝	景平元	四二三
一〇八四	甲子	一三		文帝	元嘉元	四二四
一〇八五	乙丑	一四	九月帝、淡路に獵す、阿波の男狭磯、海底に潜入して大眞珠を得。		二	四二五
一〇八六	丙寅	一五			三	四二六
一〇八七	丁卯	一六			〇	四二七
一〇八八	戊辰	一七			五	四二八
一〇八九	己巳	一八			六	四二九
一〇九〇	庚午	一九			七	四三〇
一〇九一	辛未	二〇			八	四三一
一〇九二	壬申	二一			九	四三二
一〇九三	癸酉	二二			一〇	四三三
一〇九四	甲戌	二三	三月木梨輕皇子を立て皇太子と爲す、爲めに輕部を定む。		一一	四三四
一〇九五	乙亥	二四	六月輕大娘を伊豫に流す(流刑の始め)。		一二	四三五
一〇九六	丙子	二五			一三	四三六
一〇九七	丁丑	二六			一四	四三七
一〇九八	戊寅	二七			一五	四三八
一〇九九	己卯	二八			一六	四三九
一一〇〇	庚辰	二九	忍海部媛命(市邊押磐皇女、顯宗、仁賢兩帝の皇姉、飯豐青尊)生る。		一七	四四〇
一一〇一	辛巳	三〇			一八	四四一
一一〇二	壬午	三一			一九	四四二

紀元	干支	在位年數	天皇	大臣	大連	重要記事	支那帝王	年號	西暦紀元
一一〇三	癸未	三二				皇孫白髮武廣國押稚日本根子尊（淸寧帝、雄略帝第三子なり）生る。		二〇	四四三
一一〇四	甲申	三三						二一	四四四
一一〇五	乙酉	三四						二二	四四五
一一〇六	丙戌	三五						二三	四四六
一一〇七	丁亥	三六						二〇	四四七
一一〇八	戊子	三七						二五	四四八
一一〇九	己丑	三八				億計王（市邊押磐皇子の第二子、仁賢帝）生る。		二六	四四九
一一一〇	庚寅	三九				弘計王（市邊押磐皇子の第三子、顯宗帝）生る○男大迹尊（彥主人王の子、應神帝五世の孫、繼體帝）生る。		二七	四五〇
一一一一	辛卯	四〇						二八	四五一
一一一二	壬辰	四一						二九	四五二
一一一三	癸巳	四二	安康			正月十四日天皇崩す、壽未詳○新羅始めて國喪を來弔し、又樂人八十名を獻ず○冬十月允恭天皇を大和國生駒郡菅原伏見西陵に葬る○穴穗皇子、木梨輕皇太子に迫り自殺せしめ自立す。●十二月十四日天皇即位○都を大和石上穴穗宮に遷す。		三〇	四五三
一一一四	甲午	元				二月帝、皇叔大草香皇子を殺し其妃を納る、（帝、始め大草香皇子の妹幡梭姫を皇弟大泊瀨皇子の妃と爲さんと思ひ、根使主をして旨を諭さし給ふ、大草香大に悅び、珠鬘を獻じて信とす、根使主之を竊み匿して進めず、詐つて大草香命を奉ぜずと奏す、帝怒りて大草香を殺し、幡梭姫を取り皇弟に配し、又大草香の妃中蒂姫を取りて皇妃とし給ふ）	孝武帝	孝建元	四五四
一一一五	乙未	二				正月妃中蒂姫を立て、皇后と爲す。		二	四五五
一一一六	丙申	三				八月九日、大草香の子眉輪王、天皇を弑す、天皇崩す、壽五十六、眉輪、大臣葛城圓の家に逃る、大泊瀨皇子、眉輪を討て之を誅す○十月大泊瀨皇子、市邊押磐皇子其他諸皇子を殺して自立す。		三	四五六
一一一七	丁酉	元	雄略	平群眞鳥	大伴室屋 物部目	●十一月十三日天皇即位○都を大和泊瀨朝倉に遷す○平群眞鳥を大臣に、大伴連室屋、物部連目を以て大連と爲す。 三月幡梭皇女を立て皇后と爲す。		太明元	四五七
一一一八	戊戌	二				十月吉野に幸し、御馬瀨に獵す○妃池津媛焚せらる（焚刑の始め）。		二	四五八
一一一九	己亥	三						三	四五九
一一二〇	庚子	四				二月葛城山に獵す、八月川上小野にす。		四	四六〇

一一二一	辛丑	五
一一二二	壬寅	六
一一二三	癸卯	七
一一二四	甲辰	八
一一二五	乙巳	九
一一二六	丙午	一〇
一一二七	丁未	一一
一一二八	戊申	一二
一一二九	己酉	一三
一一三〇	庚戌	一四
一一三一	辛亥	一五
一一三二	壬子	一六
一一三三	癸丑	一七
一一三四	甲寅	一八
一一三五	乙卯	一九
一一三六	丙辰	二〇
一一三七	丁巳	二一
一一三八	戊午	二二
一一三九	己未	二三

二月葛城山に獵す、皇后從ふ○七月百濟王、其弟軍君を遣し入て侍せしむ。

三月詔して諸國に桑を植ゑしめ、又皇妃躬ら蠶事を勸めしむ○四月吳使來聘、帝、吉備田狹の妻を納ふて女御と爲す○新羅久しく朝せず、田狹の子弟君を遣し之を征せしむ○吉備田狹、天皇を怨み、任那に據りて叛く○百濟に技工を求む、陶工、鞍工、畫工等來る。

高麗、新羅を侵す、在任那の日本府元帥、新羅を援けて討つて之を破る○二月身狹青等を吳に使す。

三月紀小弓、新羅の不貢を伐つ克たず。

九月身狹青等歸朝し、鵝を獻ず○廣國排武金日尊（勾大兄皇子、繼體帝の庶長子、安閑帝）生る。

七月吳人貢信、百濟より來りて歸化す○武小廣國押盾尊（檜隈高田と申す、安閑帝の同母弟、宣化帝）生る。

四月身狹青等再び吳に使す○十月闘鷄、御田に命じ、内裡に樓閣を起す（樓閣の始め）。

八月播磨の海賊、文石小麻呂を誅す○小泊瀨稚鷦鷯尊（武烈帝、仁賢帝の長子）生る。

正月身狹青等、吳より漢織、吳織、縫工等を從へ皈る○四月根使主、罪あり誅に伏す（根使主、吳の工人の饗應を命ぜられ、入つて謁見す、皇后其着せる珠縵を見て大に哭し、帝に根使主の罪惡を奏せらる、帝大に怒り根使主を糺問し給ひければ、終に罪に服して誅せらる）。

前に諸國に分ちし秦民九十二部、一万八千六百七十人を集め、秦酒公に賜ひ、織業を興す。

七月國縣に詔して桑を植ゑ、絹綿の調を貢せしむ、又吳織、漢織の工人長を立て、織業を監せしむ。

三月土師連、清器を作りて奉る。

八月物部菟代目、伊勢の賊、朝日郎を誅す。

三月穴穗部を置く○是歲高麗、百濟を攻め滅ぼす。

三月百濟汶洲王に久麻那利の地を賜ひ其國を再興す。

九月伊勢の外宮建つ（是歲大佐々命を丹波に遣し、豐受太神を迎へ伊勢の山田に遷し祀る）○正月皇子白髮尊を立てゝ皇太子と爲す。

百濟王卒す、質子に命じて入て立たしめ、兵器軍士を賜ひ之を護送す○四月安致臣、馬飼臣等を遣り高麗を討ち、吉備の尾代を遣り新羅を征す、百濟朝貢す○八月七日天皇崩ず、壽六十二○星川皇子不軌を圖る、討て之を誅そ。

▲十月四日皇太子踐祚を受く。

	五	四六一
	六	四六二
	七	四六三
	八	四六四
廢帝 明帝	景和元 泰始元	四六五
	二	四六六
	三	四六七
	四	四六八
	五	四六九
	六	四七〇
	七	四七一
	泰豫元	四七二
後廢帝	元徽元	四七三
	二	四七四
	三	四七五
	四	四七六
順帝	昇明元	四七七
	二	四七八
齊 高帝	建元元	四七九

紀元	干支	在位年數	天皇	大臣	大連	重要記事	支那帝王	支那年號	西曆紀元
一一四〇	庚申	元	清寧			●正月十五日天皇即位○都を大和磐余甕栗宮に遷す ○十月雄略天皇を河内丹比高鷲原陵に葬る○外表諸蕃貢調す。		二	四八〇
一一四一	辛酉	二				新嘗祭の始め○億計、弘計の二王子（市邊押磐皇子の御子、天皇の從弟なり）を播磨より迎ふ。		三	四八一
一一四二	壬戌	三				四月億計王を立てゝ皇太子と爲す○九月臣、連をして諸國の風俗を巡察せしむ○十月大馬器玩の献を禁す。		四	四八二
一一四三	癸亥	四				正月諸蕃の使を饗す○八月帝、親ら囚徒の數を錄す○九月天皇蕃使の射を觀る	武帝	永明元	四八三
一一四四	甲子	五	稱制 飯豐青尊			正月十六日天皇崩す、壽四十一○皇太子、皇弟弘計に讓りて位に即き給はず、飯豐青尊（皇太子億計皇子幷に弘計皇子の皇姉）朝政を秉り給ふ○十一月九日清寧天皇を河内國古市坂門原陵に葬る○十一月飯豐青尊崩す、壽四十五、仝三十日大和葛城埴口丘陵に葬る。		二	四八四
一一四五	乙丑	元	顯宗			●正月一日天皇即位○皇兄億計を立てゝ皇儲と爲す ○都を大和近飛鳥八釣宮に遷す○三月始めて曲水宴を設く ○四月播磨の國司來目部小楯に山部氏を賜ふ○難波小野媛を立てゝ皇后と爲す。		三	四八五
一一四六	丙寅	二				是歲豐稔、稻斛の價銀錢一文、（是れ貨幣の史に見えたる始めなり）。		四	四八六
一一四七	丁卯	三				四月二十五日天皇崩す、壽三十八○紀生磐宿禰、任那に據りて叛し、百濟王に破らる○顯宗天皇を大和國葛城部傍丘磐坏南陵に葬る。		五	四八七
一一四八	戊辰	元	仁賢			●正月五日天皇即位○都を大和石上廣高宮に遷す○二月妃春日大娘の皇女を立てゝ皇后と爲す。		六	四八八
一一四九	己巳	二				九月先帝の皇后小野媛自殺して崩す。		七	四八九
一一五〇	庚午	三				二月石上部舍人を置く。		八	四九〇
一一五一	辛未	四				五月的臣蚊嶋穗瓮君、獄に下て死す。		九	四九一
一一五二	壬申	五				二月佐伯部仲子の後を佐伯造となす。		一〇	四九二
一一五三	癸酉	六				九月使を高麗に遣し工匠を求む、革工スルキヌルキ等來る、熟皮、染皮の術、是れより起る。		一一	四九三
一一五四	甲戌	七				正月三日小泊瀬稚鷦鷯尊を立てゝ皇太子と爲す。	鬱林 海陵 明帝	建武元	四九四
一一五五	乙亥	八				大に年あり。		二	四九五
一一五六	丙子	九						三	四九六
一一五七	丁丑	一〇						四	四九七

巨勢男人（初任未詳）

大伴金村

物部麁鹿火（初任未詳）

一一五八	戊寅	一一		八月八日天皇崩す、壽五十〇十月五日、仁賢天皇を河内國丹比埴生坂本陵に葬る。〇十一月平群眞鳥及び其子鮪叛し誅に伏す、●十二月天皇即位〇都を大和泊瀬列城宮に遷す。		永泰元	四九八
一一五九	己卯	元	武烈	三月春日娘子を立て、皇后と爲す。	東昏侯	永元元	四九九
一一六〇	庚辰	二				二	五〇〇
一一六一	辛巳	三		十一月大伴室屋大連に命じ、大和、信濃に城壁を築かしむ。	和帝	中興元	五〇一
一一六二	壬午	四		百濟末多王無道なり、國人之を廢して武寧王を立つ。	梁 武帝	天監元	五〇二
一一六三	癸未	五				二	五〇三
一一六四	甲申	六		十月百濟朝貢す、其使を留めて質とす。		三	五〇四
一一六五	乙酉	七		四月百濟朝貢す。		四	五〇五
一一六六	丙戌	八		十二月八日天皇崩す、壽五十七。		五	五〇六
一一六七	丁亥	元	繼體	●二月四日天皇即位、（帝は彥主人王の御子にして、應神天皇五世の孫なり、武烈帝崩じて嗣なし、大連大伴金村等帝を越前の三國より迎へて皇嗣と爲す）〇都を大和樟葉宮に遷す〇巨勢男人の大臣、物部麁鹿火の大連故の如し〇三月手白香皇女を立てゝ皇后と爲す〇神祇を祭る〇勸農桑の詔あり。		六	五〇七
一一六八	戊子	二		十月三日武烈天皇を大和國葛城郡傍丘磐坏丘北陵に葬る。		七	五〇八
一一六九	己丑	三		使を百濟に遣して、亡人を檢し、任那にある者を本國に歸らしむ〇皇嫡子天國排廣庭尊（欽明帝）生る。		八	五〇九
一一七〇	庚寅	四				九	五一〇
一一七一	辛卯	五		十月都を山背筒城宮に遷す。		一〇	五一一
一一七二	壬辰	六		四月穗積押山を任那國守と爲す〇馬四十匹を百濟に賜ふ〇十二月百濟上表して任那の四縣を請ふ、大伴金村奏して、之を許す、後ち遂に新羅に滅ぼさる。		一一	五一二
一一七三	癸巳	七		六月召に應じ、百濟の五經（醫、易、暦、採藥、樂の五經）博士段楊爾來る〇百濟、伴跛と巴紋の地を爭ひ訴ふ、詔して百濟に賜ふ〇十二月八日勾大兄皇子を立て、皇太子と爲す。		一二	五一三
一一七四	甲午	八		百濟、巴紋を復せんと請ふ、天皇、伴跛を論す、伴跛、詔を奉ぜず遂に叛す。		一三	五一四
一一七五	乙未	九		物部連、百濟の使者を送る、伴跛要擊す、明年俱に皈る。		一四	五一五
一一七六	丙申	一〇		九月百濟の使賜地を謝す〇百濟博士高安茂來り、段楊爾に代る。		一五	五一六
一一七七	丁酉	一一				一六	五一七
一一七八	戊戌	一二		三月都を山城弟國に遷す。		一七	五一八

紀元	干支	在位年數	天皇	大臣	大連	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦紀元
一一七九	己亥	一三		××	××	皇孫橘豐日尊（大兄と申す、欽明帝の第四皇庶子、用明帝）生る。		一八	五一九
一一八〇	庚子	一四		××	××	皇孫長谷部若雀尊（泊瀨部と申す、欽明帝第十二皇庶子、崇峻帝）生る。		普通元	五二〇
一一八一	辛丑	一五		××	××			二	五二一
一一八二	壬寅	一六		××	××	梁人司馬達等來る、佛匠の祖なり、當時佛敎入れども、韓國神として人々之を信せす。		三	五二二
一一八三	癸卯	一七		××	××			四	五二三
一一八四	甲辰	一八		××	××			五	五二四
一一八五	乙巳	一九		××	××			六	五二五
一一八六	丙午	二〇		××	××	九月都を大和の磐余に遷し、玉穗宮と號す。		七	五二六
一一八七	丁未	二一		××	××	六月新羅、任那を侵す、近江毛野、任那に赴く○筑紫の磐井、新羅に通じ叛す○八月物部麁鹿火を大將軍と爲し之を討つ。		大通元	五二七
一一八八	戊申	二二		××	××	十一月磐井誅に伏す、磐井曾て靈墓を作り、石人、石楯、石馬、石猪、石殿、石藏を作りて樹つ、其石垣は堅り、門は堅りて造れり、彫刻術の進步。		二	五二八
一一八九	己酉	二三		××	××	近江毛野、加羅に使す○九月大臣巨勢男人薨す。		中大通元	五二九
一一九〇	庚戌	二四			××	二月詔して賢爾の士を擧げ、敎化を流通せしむ。		二	五三〇
一一九一	辛亥	二五	安閑		××	二月天皇病あり、皇太子勾大兄に禪位し、同月七日崩す、壽八十二。 ⓢ二月天皇即位○十一月五日繼體天皇を攝津國三嶋郡三嶋藍野陵に葬る。		三	五三一
一一九二	壬子	？			××			四	五三二
一一九三	癸丑	？			××			五	五三三
一一九四	甲寅	元			××	正月都を大和勾金橋に遷す○三月春日山田皇女を納れて皇后と爲す ○五月百濟來貢す。		六	五三四
一一九五	乙卯	二	宣化		××	正月天下大酺すること五日○新羅を討つ ○十二月十七日天皇崩す、壽七十、河內國古市高屋丘陵に葬る。 ●十二月天皇即位。		大同元	五三五
一一九六	丙辰	元		蘇我稻目	××	正月都を大和檜隈の廬入野に遷す○倉廩を修めて凶年に備ふ ○二月蘇我稻目を大臣と爲す○三月橘仲姫を立て、皇后と爲す○七月大連物部麁鹿火薨す。		二	五三六
一一九七	丁巳	二		××	×	十月大伴狹手彥を遣し、任那を助けて新羅を討つ。		三	五三七
一一九八	戊午	三		××	×	帝の御世に官家を筑紫那津口に置き以て三韓に備ふ、後の太宰府是れなり○渟中倉太珠敷尊（譯語田と申す、欽明帝第二の皇子、敏達帝）生る。		四	五三八

皇紀	干支	年	天皇		記事	支那	年号	西暦
一一九九	己未	四		任未詳	二月十日天皇崩す、壽七十三○十一月十七日宣化天皇を大和國石過郡身狹桃花鳥坂上陵に葬る ●十二月五日天皇即位○物部尾輿の大連故の如し。		五	五三九
一二〇〇	庚申	元	欽明		七月都を大和磯城嶋金刺宮に遷す○八月三韓入貢す○飯化秦人の戸籍を編む、七千五十三戸あり○正月石姫を立てゝ皇后と爲す○大連大伴金村、任那に賂して責を引く。		六	五四〇
一二〇一	辛酉	二			四月百済に詔して任那を復せしむ、百済、新羅を畏れて果さず。		七	五四一
一二〇二	壬戌	三					八	五四二
一二〇三	癸亥	四			九月百済、扶南の貨財及び人口を献す○十一月、津守連を百済に遣り、任那を興復せしむ、果さず。		九	五四三
一二〇四	甲子	五			十二月粛愼の船、佐渡に漂着す。		一〇	五四四
一二〇五	乙丑	六			三月膳巴提を遣り百済を救ふ○十月膳巴提、虎の皮を献す。		一一	五四五
一二〇六	丙寅	七			正月百済に良馬、戦船を賜ふ○疫癘流行し人多く死す○六月百済使を遣し方物を献す。		中大同元	五四六
一二〇七	丁卯	八			四月百済、新羅を伐ち任那を復す、援けを乞ふ之を許す。		大淸元	五四七
一二〇八	戊辰	九			正月高麗兵、馬津城を圍む、百済、援を乞ふ之を許す○十月百済を助けて城を築く○百済を助けて高麗を討つ。		二	五四八
一二〇九	己巳	一〇					三	五四九
一二一〇	庚午	一一			二月使を百済に遣し、矢三拾具を賜ふ○四月百済、高麗の俘を献す。	簡文帝	大寶元	五五〇
一二一一	辛未	一二			三月麥種千石を百済に賜ふ。		二	五五一
一二一二	壬申	一三			四月箭田珠勝大兄皇子薨す○五月、任那、百済、援を乞ふ○十月百済王、佛像、經論、幡、天蓋等を献じ、蘇我稻目奏して佛を敬禮せんと請ふ、物部尾輿、中臣鎌子等之を拒む、即ち佛像を稻目に賜ふ、稻目向原寺を邸内に營む、(寺の始め)○時に疫癘流行す、尾輿等奏して、寺を焼き佛像を難波堀江に投す。	元帝	承聖元	五五二
一二一三	癸酉	一四			正月百済、使を遣し援を請ふ○五月沼渟海を探り、樟木を獲て始て佛像を作る○六月内臣某、新羅を討つ○百済、五經博士僧等九人を献す、隔後遞番往來す。		二	五五三
一二一四	甲戌	一五			正月渟中倉太珠敷命を立てゝ皇太子と爲す○二月百済の使來り救を請ふ○五月内臣を遣し舟師を率ひ百済を援けて新羅を伐つ。		三	五五四
一二一五	乙亥	一六			高麗の使、越後に漂着す○二月百済王の弟來朝す、明年皈る。	敬帝	昭泰元	五五五
一二一六	丙子	一七			正月阿陪臣、佐伯連をして、百済王子を送らしむ○三月第八皇女豐御食炊屋姫尊(額田部と申す、推古帝なり)生る○筑紫火君に命じ、百済に赴き彌弖を守らしむ。		太平元	五五六
一二一七	丁丑	一八				陳武帝	永定元	五五七

紀元	干支	在位年數	天皇	大臣	大連	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦紀元
一二一八	戊寅	一九						二	五五八
一二一九	己卯	二〇						三	五五九
一二二〇	庚辰	二一				九月新羅入貢す、饗應例に超ゆ。	文帝	天嘉元	五六〇
一二二一	辛巳	二二				新羅入貢、使者冷遇を怒り、貢を上らずして去る。		二	五六一
一二二二	壬午	二三				正月新羅、任那の官家を滅ぼす○七月大將軍紀男麿等新羅を討て克たず、紀伊企儺、新羅の爲めに虜となり、勇を斷はし殺さる○八月大伴狹手彦、高麗を破る○十一月新羅入貢す。		三	五六二
一二二三	癸未	二四				六月、詔して任那の臣民に諭して興復せしむ○新羅の使來りて服らず、之を攝津、河内に置く。		四	五六三
一二二四	甲申	二五						五	五六四
一二二五	乙酉	二六				五月高麗人歸化す、之を山城に居く。		六	五六五
一二二六	丙戌	二七					臨海王	天康元	三六六
一二二七	丁亥	二八						光大元	五六七
一二二八	戊子	二九				天下大水民饑ゑて相食む、敕して之を救ふ。		二	五六八
一二二九	己丑	三〇					宣帝	大建元	五六九
一二三〇	庚寅	三一				三月、獻佛者大臣蘇我稻目薨す○四月、高麗使船、越の國に漂着す、館を山背に造り之を迎ふ○高麗、百濟朝貢す。		二	五七〇
一二三一	辛卯	三二				三月使を新羅に遣し、任那を滅せし罪を問ふ○四月十五日天皇崩す、壽六十三、遺詔して任那を復せしむ○五月河内の古市に殯す○八月新羅、使を遣し大喪を弔す○九月欽明天皇を大和國高市郡檜隈阪合陵に葬る。		三	五七一
一二三二	壬辰	元	敏達	蘇我馬子		●四月三日天皇即位○蘇我馬子を大臣と爲す、大連物部守屋故の如し○都を河内國百濟大井に遷す○高麗、烏羽の表文を上る、人讀むこと能はず、王辰爾、蒸して之を帛に印して讀む、帝賞して近侍と爲す。		四	五七二
一二三三	癸巳	二				五月、高麗使船、越海に至る、京に入るを許さず。		五	五七三
一二三四	甲午	三				七月、高麗朝貢す○十一月新羅朝貢す。		六	五七四
一二三五	乙未	四				正月廣姫を立て、皇后と爲す、十一月崩ず○使を新羅、百濟に遣し、任那を復せしむ○都を大和譯語田に遷し、幸玉宮と稱す。		七	五七五
一二三六	丙申	五				三月豐御食炊屋姫(帝の異母妹、後に推古帝)を立てゝ皇后と爲す。		八	五七六

一二七〇	庚午	一八 閏十一月		三月、高麗曾曇徵、法定を貢す、曇徵は紙、墨、碾磑の作者、畫にも巧なり○十月新羅、任那入貢す。	六	六一〇
一二七一	辛未	一九		諸臣の服色を官位に從はしむ○五月天皇菟田野に獵す○八月、新羅、任那朝貢す。	七	六一一
一二七二	壬申	二〇		百濟人、芝香齊をして、南庭に須弥山の形、吳橋の形を作らしむ、是れ築山の始、支那橋の始め○始めて樂を習はしむ。	八	六一二
一二七三	癸酉	二一 閏八月		歸化人、百濟橋工、舞樂匠を櫻井に置く○百濟の味摩之、吳樂を傳ふ○十一月難波より京に至る道路を開く。	九	六一三
一二七四	甲戌	二二		六月、犬上御田鍬等を隋に遣す。	一〇	六一四
一二七五	乙亥	二三		九月、御田鍬等隋より歸る○百濟入貢す。	一一	六一五
一二七六	丙子	二四 閏五月		掖玖人來る○七月新羅、金銅佛を獻ず、是に於て三國の佛法悉く我國に入る。	一二	六一六
一二七七	丁丑	二五		是歳五穀豐穰。	恭帝 義寧元	六一七
一二七八	戊寅	二六		安藝國に令し始めて大船を造る○八月、高麗隋に勝ち、俘虜、鼓吹、弩、拋石、土物、駱駝を獻ず。	唐高祖 武德元	六一八
一二七九	己卯	二七 閏二月			二	六一九
一二八〇	庚辰	二八		是歳皇太子及び馬子等に詔して、天皇記、國記を撰ばしむ○八月掖玖人伊豆に漂泊す○十月檜隈陵を修む。	三	六二〇
一二八一	辛巳	二九 閏十月		二月厩戸皇太子薨す、聖德と謚す。是れより馬子政を專らにす○是歲新羅、朝貢始て表を上る。	四	六二一
一二八二	壬午	三〇		支那にて修業せし僧、始めて歸朝す。	五	六二二
一二八三	癸未	三一		霖雨、大水、五穀登らず○境部臣雄摩侶等新羅を伐て降す○七月新羅、任那より佛像、金塔、舍利等を獻す○遣唐學問僧、惠光等歸朝す。	六	六二三
一二八四	甲申	三二 閏七月		僧官を置き觀勒を僧正と爲す、是歲天下の寺數四十六、僧數八百十六、尼數五百六十九人あり。	七	六二四
一二八五	乙酉	三三		正月惠灌歸化し、三論宗を弘む。	八	六二五
				蘇我蝦夷		
一二八六	丙戌	三四		五月蘇我馬子薨す其子蝦夷大臣と爲る○是歲葛城皇子、舒明帝長子天智帝生る	九	六二六
一二八七	丁亥	三五 閏三月			太宗 貞觀元	六二七
一二八八	戊子	三六		三月七日天皇崩す、壽七十五○九月廿四日、推古天皇を河内國磯長山田陵に葬る○蘇我蝦夷、遺詔を矯めて田村皇子を立て皇儲と爲す○日蝕始めて史に見ゆ。	二	六二八
一二八九	己丑	元 閏十二月	舒明	●正月四日天皇即位。	三	六二九
一二九〇	庚寅	二		正月寶皇女を立てゝ皇后と爲す。三月、高麗、百濟幷に朝貢す○八月犬上御田鍬を唐に使す○都を大和飛鳥丘に遷す、岡本宮と號す。	四	六三〇

紀元	干支	在位年數	天皇	皇族攝政	大臣	重要記事	支那帝王	支那年號	西曆紀元
一二九一	辛卯	三				三月百濟王子豐璋來り質と爲る、○九月有馬溫泉に幸す、十二月還宮。		五	六三一
一二九二	壬辰（閏八月）	四				八月遣唐使皈朝す、唐使倶に來り、明年皈る。		六	六三二
一二九三	癸巳	五				七月、詔して大寺を造らしむ○唐使國に皈る、送りて對馬に至る。		七	六三三
一二九四	甲午	六				八月彗星始めて見ゆ。		八	六三四
一二九五	乙未（閏正月）	七				六月、百濟朝貢す。		九	六三五
一二九六	丙申	八				正月元日日蝕○群臣朝參、鐘を以て期と爲す○五月霖雨大水○六月岡本宮火あり、田中宮に遷り在す○大海人皇子（帝の第二皇子、天武帝）生る○是歲大旱、天下飢ゆ。		一〇	六三六
一二九七	丁酉	九				三月日蝕○是歲蝦夷叛す、上毛野形名之を撃つ。		一一	六三七
一二九八	戊戌（閏二月）	一〇				七月大風○十月有馬溫泉に幸す○是歲百濟、新羅、任那、朝貢す。		一二	六三八
一二九九	己亥	一一				正月有馬より還幸○七月大宮及び大寺を造る○九月唐の學問僧、京に入る○十二月伊豫溫泉に幸す。		一三	六三九
一三〇〇	庚子（閏十月）	一二				四月伊豫より還幸○五月僧惠隱を請し、禁裡に齋を設け、經を誦せしむ○十月、新羅、百濟幷に入朝す、留唐學士高向玄理等を送り來る○帝百濟宮に遷り在す。		一四	六四〇
一三〇一	辛丑	一三				十月九日天皇百濟宮に崩す、壽四十九、十八日宮北諸谷岡後に殯す。		一五	六四一
一三〇二	壬寅	元	皇極			●正月十五日天皇即位○大和小墾田宮に遷宮す○是歲高麗、百濟、國喪を弔し、幷に貢獻す○三韓、任那に使を遣し、天皇の登極を告ぐ○新羅の弔使、賀使來聘す○蝦夷、百濟王子を其第に饗す○蝦夷の子入鹿、政を專らにし威權父に過ぐ○十二月舒明天皇を大和國磯城郡押坂內陵に葬る。		一六	六四二
一三〇三	癸卯（閏七月）	二				四月都を大和飛鳥に遷し、飛鳥板蓋宮と號す○皇居の南面に十二門を建つ（皇居十二門の制の始め）○十月入鹿、山背王の威名を忌み、王を斑鳩宮に弑す。		一七	六四三
一三〇四	甲辰	三				中臣鎌子、神祇伯と爲る○入鹿、山背王を弑し、又忌み憚る者なく、大に邸宅を造りて宮殿に擬し、僭上極りなく、始めて城壁を築き、兵庫を作る。		一八	六四四
一三〇五	乙巳					二月、學問僧を三韓に遣はす○三韓朝貢す○六月蝦夷、入鹿を誅す、入鹿、山背王を弑し、又忌み憚るものなく僭上極りなし、鎌子、匡濟の志あり、中大兄皇子の與に爲すべきを知り、未だ情を通するを得ず、一日皇子に侍して蹴鞠の遊を爲す、これより相親近するを得、終に入鹿を誅せんことを謀る、又蘇我倉山田石河麿の女を納れて皇子の妃と爲し、佐伯子麻呂、葛城稚田を薦む、此際三韓の使者來るに會し帝大極殿に御す、入鹿側らに侍す、石河麿表文を讀む、皇子直ちに入て入鹿を斬り、奏して曰く、入鹿、宗室を削弱し陰に社稷を謀る、臣等宗廟の爲めに逆臣を誅すと、其屍を父蝦夷に賜ひ、遂に兵を遣し蝦夷を誅す○是月天皇位を輕皇子に讓り		一九	六四五

皇紀	干支	年號	天皇	支那	西暦
		大化元	孝德		
一三〇六	丙午	二（閏三月）		二〇	六四六
一三〇七	丁未	三		二一	六四七
一三〇八	戊申	四（閏十二月）		二二	六四八
一三〇九	己酉	五		二三	六四九
一三一〇	庚戌	白雉元		高宗 永徽元	六五〇
一三一一	辛亥	二（閏九月）		二	六五一
一三一二	壬子	三		三	六五二
一三一三	癸丑	四		四	六五三
一三一四	甲寅	五（閏五月）		五	六五四
一三一五	乙卯	元	齊明	六	六五五

内臣中臣鎌足

左大臣阿部内麿　巨勢德太古

右大臣蘇我石河麿　大伴長德

給ふ（讓位の始め）●六月十四日天皇即位○中大兄皇子を立て、皇太子と爲す○始めて元を建て、大化と云ふ（年號の始め）○七月間人皇女を立て、皇后と爲す○鎌足を内臣に、内麻呂を左大臣に、石河麿を右臣大と爲す○封縣の制を廢し、郡縣と爲す○兵士の外、刀劔、弓矢を帶するを禁ず○外蕃への詔書に、日本天皇と書くことを定む○九月古人皇子叛す、討て之を誅す○臣下の帑を私有に定む○任那の貢物に産地を記さしむ、尋て栗隈主人を遣し物産を檢せしむ○鵜野皇女（天智帝第二皇女、持統帝）生る。

二月改新の詔を宣ふ○高麗、百濟、任那、並に朝貢す○八月新に百官を置く○九月高向玄理を新羅に遣し質を徴す、○戸籍、租庸調の法を行ひ賣地を禁ず○鐘匱を朝に設く○驛馬、驛鈴の制を定む○葬法を定め、殉死を禁ず

正月、新羅、高麗、朝貢す○四月新に禮法を定む○十月有間温泉に行幸、十二月還幸○七色、十三階の冠を制し、淳足柵を立て、柵戸を定む○高向玄理等新羅より還る、新羅王子金春秋等、護送し、春秋留て質と爲る。

正月、難波宮に行幸○四月古冠を罷む○磐船柵を修め、蝦夷に備ふ○新羅朝貢す○大友皇子（天智帝皇長子、弘文帝）生る。

元旦朝賀の始め○改めて冠十九階を制し、八省、百官を置く○三月左大臣内麻呂薨ず○右大臣石河麻呂讒せらる○石河麻呂、讒に遇ふて自縊す○四月巨勢德太古を左大臣に、大伴長德を右大臣と爲す○玄理、僧旻、始めて國博士に任ぜらる○新羅、金多遂を送り、金春秋に代り質と爲す。

二月十五日元を改めて白雉と爲す、（改元の始め）○四月、始めて丈六の佛像を繍ひ、千体佛を刻み、二千餘の僧尼に一切經を讀ましむ○新羅入貢す

六月、新羅、百濟、朝貢す○都を難波に遷し豐崎宮に居る○七月右大臣大伴長德薨ず。

班田を定め、戸籍を造る○四月新羅朝貢す○從來良民、賤民と婚嫁せず、帝の世より良賤兩民間の私生兒は賤家に屬せしむ。
五月、吉士長丹等を唐に遣す、留學生之に從ふ○六月、新羅、百濟、朝貢す○七月、又高田麿を唐に遣す、留學僧之に隨ふ、船漂沒す○遣唐使、留學生を發する二回、學生一行二十餘人づゝなり。

二月、鎌足に紫冠を授け、封戸を增す○四月、吐火羅國、（土耳其斯坦の中）人、舍衛國（印度大竺の中）人等、日向に漂着す○七月、長丹等唐より歸る、新羅、百濟之を送り、書籍、寶貨を獻ず○十月十日天皇崩す、壽九十九○十二月八日孝德天皇を河内國石川大阪磯長陵に葬る○三韓方物を獻ず○遣唐使高向玄理等、高宗に見ゆ○新羅士卒するを以て質を返す、

●正月三日天皇即位、（皇極重祚、重祚の始め）○年號を廢す（白雉五年十月先帝崩後廢せられ持統帝元年迄卅四年間年號なし）○新羅百濟高麗朝貢す○都を大和飛鳥に遷し、飛鳥板蓋宮に在す。

紀元	干支	在位年數	天皇	内臣	大臣	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦紀元
一三一六	丙辰	二				八月、三韓朝貢す○九月、膳葉積等を高麗に遣す○是歳宮地を改め造られ、後岡本宮と稱す、結構莊麗を極め、始めて瓦葺にす。		顯慶元	六五六
一三一七	丁巳	閏三月 三				七月、吐火羅國人南海に漂着す○阿曇、少乗等、百濟より歸り、駱駝、驢を獻す○間人、御廐等を遣り唐に聘し、新羅をして之を送らしむ、新羅、詔を奉せす。		二	六五七
一三一八	戊午	四				正月、左大臣巨勢の德太古薨す○阿部比羅夫、蝦夷及び肅愼を討ち、之を降し、渟代、津輕二郡の郡領を置て歸る○十月紀伊の温泉に幸す○十一月有間皇子叛す、蘇我赤兄捕へて行在に致し之を誅す。		三	六五八
一三一九	己未	閏十月 五				正月天皇、紀の温泉より還幸○三月吉野に幸し、尋て近江の平浦に幸す○是月阿倍比羅夫、蝦夷を討ち之を降し後方羊蹄郡領を置く、蝦夷官府の始め○吐火羅人歸化す、始て漏刻を作る○三月復た肅愼を討つ○九月百濟、高麗、唐に攻められ援を乞ふ。		四	六五九
一三二〇	庚申	六				五月帝、西征、筑紫朝倉宮に在し、阿部比羅夫をして百濟を救ふ○七月廿四日天皇、朝倉の行宮に崩ず。		五	六六〇
一三二一	辛酉	七	天智（稱制）			▲七月廿四日皇子中大兄制を稱す○天智第三皇女阿閇（元明帝）生る。		龍朔元	六六一
一三二二	壬戌	閏七月 元				正月、百濟、鬼室福信の功を賞し物を賜ふ○二月上、素服して軍國の事を治む○鎌足、玄理等、律令等を定む○五月阿曇比羅夫、舟師を率ひて百濟に赴き、其王子豐璋を立て、王と爲す○六月百濟、使を遣し其恩を謝す。		二	六六二
一三二三	癸亥	二				二月、百濟朝貢す○三月、上毛稚子等新羅を伐つ克たず○百濟王、唐及び新羅に攻められ、高麗に走る、百濟亡ぶ建國以來六百八十一年。		三	六六三
一三二四	甲子	三				二月冠位階名を增制し、二十六階と爲す○三月百濟善光王歸化す、難波に居らしむ○五月、唐使來聘し、方物を獻す○十二月筑紫に水城を築き、壹岐、對馬、筑紫に烽を置き、以て外寇に備ふ。		麟德元	六六四
一三二五	乙丑	閏三月 四				二月、百濟の男女四百餘人歸化す○百濟の歸化人を近江に置く○八月、歸化の百濟人を役して城を築き、外寇に備ふ○耽羅來聘す○九月唐使劉德高等來聘し、好を通す。		二	六六五
一三二六	丙寅	五				正月高麗の使來朝す○僧、智由、指南車を作る○七月、大水○百濟の歸化人二千餘口を東國に置く、		乾封元	六六六
一三二七	丁卯	閏十一月 六				二月斉明天皇を大和高市郡越智丘上陵に葬る○三月、都を近江の滋賀に遷す、大津宮と號す○七月、耽羅、來朝す○十一月、大山等唐より歸る		二	六六七
一三二八	戊辰	七	（即位）			●正月三日、天皇即位○二月倭姫を立て、皇后と爲す○新羅の僧道行、寶劒を盜みて逃げ、後ち奉還す○越の國より燃る土（石炭）燃る水（石油）を獻す○高麗、唐及び新羅の爲めに亡ぼさる、開國以來七百〇五年○三月耽羅來貢○九月新羅朝		總章元	六六八

皇紀	干支	年	天皇	大臣	記事	支那年號	西暦
一三二九	己巳	八			貢す○十月鎌足を内大臣に叙し大織冠を授く、仝十六日大織冠内臣鎌足薨ず○皈化の百濟人七百餘口を近江に置く○唐使來聘す。	二	六六九
一三三〇	庚午	閏九月 九			○正月朝廷の禮儀と行路相避くるの禮とを定む○二月戸籍を造り盜賊浮浪を糺す、○長門、筑紫に城く。	咸亨元	六七〇
一三三一	辛未	一〇	弘文	太政大臣大友皇子 左大臣蘇我赤兄 右大臣中臣金	正月、大友皇子を以て太政大臣となす(太政大臣の始め)、蘇我赤兄を左大臣に、中臣金を右大臣に任す○天下に大赦す○高麗、百濟并に朝貢す○六月、百濟再び朝貢す○新羅、水牛、山鷄を獻ず○十月帝、疾病なり、皇弟大海人皇子を召して位を傳んとするの意を告げ給ふ、大海人、疾と稱して固辭し、即日剃髮す、詔して袈裟を賜ふ、大海人皇子遂に吉野に入る○皇子大友を立てゝ皇太子と爲す○十二月三日天皇崩ず、壽四十六、山城國宇治山科陵に葬る。 ◐十二月五日天皇即位(一說に踐祚なりと云ふ詳ならず)。	二	六七一
一三三二	壬申	元	天武(踐祚)		○六月、大海人皇子、兵を吉野に擧ぐ、帝兵を發して之を討ち克たず○七月廿三日官軍戰ひ敗れ帝近江の瀨田に崩ず、壽二十五、○近江國滋賀長等山陵に葬る。▲大海人皇子制を稱す○八月右大臣中臣金を斬り、左大臣蘇我赤兄を流に處す○九月都を大和飛鳥に遷し、淨見原の宮と號す○十二月功を論じ賞を行ふ。	三	六七二
一三三三	癸酉	閏六月 元	(即位)		●二月廿七日天皇即位○正妃皇姪菟野皇女(天智帝第二皇女、持統帝)を立てゝ皇后と爲す○閏六月耽羅王子、方物を貢し吊喪す、始めて爵位を賜ふ○新羅の使來朝し登極を賀す○八月、高麗朝貢す○始めて不破關を置く○始めて一切經を川原寺に寫さしむ。	四	六七三
一三三四	甲戌	二			三月對馬より始めて白銀を貢す○六月祓の始め ○十月大來皇女を以て伊勢宮に侍せしむ。	上元元	六七四
一三三五	乙亥	三			正月、百濟、新羅、藥及奇貨を獻ず○二月、新羅、王子を使として朝貢す○三月、高麗入貢す○始めて占星臺を置く○勅して牛、馬、鷄、犬、猿等を食ふ勿らしむ○八月、耽羅、王子を使として朝貢す○大風あり○兵政官を置く○九月、耽羅王、來朝す、明年舟を賜ひて皈らしむ○十一月地大に震ふ。	二	六七五
一三三六	丙子	閏二月 四			放生の令を布く○五穀登らず、百姓大に饑ゑ○十月、物部麿等を新羅に遣す○十一月、新羅朝貢す、耽羅人之れに從ふて來る、并て高麗入貢す。	儀鳳元	六七六
一三三七	丁丑	五			四月、新羅の使者、肥前に漂ふ○八月耽羅王子入貢す○始めて鑄錢司を置く○多禰嶋人來る。	二	六七七
一三三八	戊寅	閏十月 六			多武峯に十三塔を營む(十三塔の始め)○僧定惠、法相宗を傳ふ○帝の世、赤漆の發明あり○冬新羅朝貢す、海上風に遭ふて多く溺死す○十二月、筑紫地大に震ふ。	三	六七八
一三三九	己卯	七			正月、高麗入貢す○僧尼の法服を制す○悲田、施藥、二院を置く○龍田、大江の關を置く○使を耽羅に遣す○十月、新羅、貢獻す。	調露元	六七九
一三四〇	庚辰	八			五月、高麗入貢す○六月、灰を雨らす○八月、大水大風あり○十一月、新羅入貢す○詔して民情を訪ふ○皇后の御病により藥師寺を建つ○氷高皇女、草壁太子の皇女、元正帝、生る。	永隆元	六八〇

紀元	干支	在位年數	天皇	太政大臣	左右大臣	重要記事	支那帝王	年號	西曆紀元
一三四一	辛巳	閏七月 九				二月皇子草壁を立てゝ皇太子と爲す○駿河の二郡を割て伊豆國を置く、○詔して帝紀及び上古の事を撰はしむ、成らず○四月禁式九十二條を設く○親王以下庶民の服色を定む。		開耀元	六八一
一三四二	壬午	一〇				正月境部石積、新字四十四卷を撰ぶ○六月、高勾麗入貢す○八月、天變屢見ゆ○詔して男女悉く結髮せしむ。○詔して立禮を定め、黑漆冠を着せしむ○十二月臣民の氏族を分つ。		永淳元	六八二
一三四三	癸未	一一		攝政大津皇子		三月、大津皇子に詔して朝政を聽かしむ○銅錢を用ひ銀錢を用ゆることを禁ず○葬送に始めて鼓吹を用ゆ○十一月諸國に詔して陣法を習はしむ○珂瑠皇子(草壁太子の第二子、文武帝)生る。		弘道元	六八三
一三四四	甲申	閏四月 一二				四月、高向麻呂等を新羅に遣す○五月、引田難波麻呂を高麗に遣す○十月、縣犬養手繦等を新羅に遣す○臣民の族姓を改めて八等と爲す○家毎に佛舍を作らしむ。	中宗	光宅元	六八四
一三四五	乙酉	一三				正月爵位號を改め、階級を增加し、諸王以上十二階、諸臣四十八階と爲す○三月、信濃、灰を雨らす、草木皆枯る○五月、新羅、高向麻呂に托して物を獻ず○使を遣はして七道の政治を按察せしむ○九月始て神寶二十一種を伊勢兩太神宮に奉る○十一月、新羅、使をなして物を獻ず○民家私に大角、小角、鼓吹、幡、弩、抛石等を藏することを禁す	(武大后)	垂拱元	六八五
一三四六	丙戌	朱鳥元 閏十二月	持統(踐祚)			五月天皇不豫、僧尼を宮内に安居せしむ、天下に大赦す○六月草薙劍を熱田神宮に還納す○七月二十日再び年號を建て朱鳥と號す○九月九日天皇崩す、壽五十五○十月皇后(持統帝)朝に臨みて制を稱す○大津皇子不軌を圖り死を賜ふ。		二	六八六
一三四七	丁亥	二				正月、使を新羅に遣し、大喪に朝せしむ○高麗、新羅の皈化人を諸國に置く○九月、新羅王子、物を獻ず、○十二月、人を筑紫に遣し宴を賜ふ。		三	六八七
一三四八	戊子	三				正月、卯の日始めて御杖を獻ず○二月詔して國忌齋を設く○六月詔して刑を減じ罪を赦し、又天下今年の調賦の半を免す○八月、新羅朝貢す、使者を饗し物を賜ふ○十一月天武天皇を大和國高市郡檜隈大内陵に葬る。		四	六八八
一三四九	己丑	閏八月 四				四月、草壁皇太子薨す○新羅、使をなして先帝の喪を弔す○六月令二十二條を諸司に頒つ○陣法博士を諸國に遣し、武を講せしむ○十二月双六を嚴禁す。		永昌元	六八九
一三五〇	庚寅	四	(即位)	太政大臣高市皇子	右大臣多治比眞人嶋	●正月一日天皇即位、天下に大赦し、鰥、寡、孤、獨及び耆老に稻布を賜ふ○七月、高市皇子を太政大臣に、多治比島眞人を右大臣に任ず○八月、新羅の使、道唐僧を護送し來る○高麗、新羅の皈化人を常陸、下野、武藏に移し、田を賜ふ○十一月始めて元嘉暦及び儀鳳暦を行ふ。		天授元	六九〇
一三五一	辛卯	五				正月始めて女官を置き、皇女に内親王を賜ひ、宮人に位を授く、○四月より六月まで雨降り大水○百濟の皈化人を甲斐に移す。		二	六九一

皇紀	干支	年	天皇	摂関・大臣	記事	中国年号	西暦
一三五二	壬辰	閏五月 六			親王、以上太刀一口を備ふるを許す○四月、新羅僧歸化す○新羅の歸化人を下野に移す○七月天下に大赦す○觀成、始めて鉛粉を製す○新羅の調を分けて五社に奉らしむ。	長壽元	六九二
一三五三	癸巳	七			三月始めて新羅に賻を賜ふ○五月、百濟人歸化す○位を百濟王に授く○八月、百濟の歸化人を武藏に移す○十二月陣法博士を遣して諸國に武を講ぜしむ。	二	六九三
一三五四	甲午	八			大宅麻呂を鑄錢司に任す○十一月都を藤原宮に遷す○耽羅、最終の朝貢。	延載元	六九四
一三五五	乙未	閏二月 九			三月、新羅、使をして貢を調す○九月、大赦○小野毛野等を新羅に遣す○帝、右大臣多治比眞人島に輿を賜ふ（本邦輿を臣下に賜ふこと此に始まる）。	天冊萬歲元	六九五
一三五六	丙申	一〇			三月、肅愼志良守叡草等歸順す、物を賜ふ○帝の御宇、京師を兩分して左右と爲す○七月、太政大臣高市皇子薨す○諸卿、衛門に射術を演す○紀元千三百五十二年即ち朱鳥六年以後本年まで五年間、元嘉暦を用ゐ、明年より儀鳳暦を用ゆ。	萬歲通天元	六九六
一三五七	丁酉	閏十二月 元	文武		二月、天皇、百官を集め、皇孫珂瑠王を皇太子と爲す○八月位を皇太子に讓り玉ふ●八月一日天皇即位、先帝を尊みて太上天皇と云ふ（太上天皇の號此に始まる）、藤原宮子娘を以て皇夫人と爲す○今年より以後四年閏年號中絶す○今年より以後六十七年間（淳仁天皇天平寶字八年迄）儀鳳暦を用ゆ○十月、新羅、朝貢す、之を諸陵、諸社に獻す。	神功元	六九七
一三五八	戊戌	二			夏大旱す、雨を名山、大川に祈る○使を南嶋に遣し國を求めしむ○始めて笞法を制す○七月詔して博奕を禁ず○十二月多氣大神宮を度會郡に遷す。	聖暦元	六九八
一三五九	己亥	三			五月、僧道照寂す、之を葬るに火葬を以てす（本邦火葬の始め）道照曾て隋の玄奘に學び、印度の論理法を我國に唱へ、又諸國に井を堀り、船を造る○役の小角を伊豆大島に流す、小角は大和葛原の人、博學にして佛法を好む、韓國廣足の讒に遭ひて罪に陥る○七月多褹、掖玖、菴美、度感の人來貢す○十二月始めて鑄錢司を置く。	二	六九九
一三六〇	庚子	閏七月 四			三月詔して牧地を定む○五月、使を新羅に遣す○六月藤原不比等（中臣鎌足の子）詔を奉じて、律令を撰ぶ○八月右大臣多治比眞人島を左大臣と爲す。	久視元	七〇〇
一三六一	辛丑	大寶元		（左大臣）右大臣阿部御主人	正月新羅使者歸國す○三月、元を建て大寶と號す、以後年號を絶たず毎年釋奠あり○官服を冠者にす○律令成る、新令により官名、位號を改む○三月阿部御主人を右大臣に任ず○七月左大臣多治比眞人嶋薨す○美麻斯皇子（文武帝皇長子聖武帝）生る。	長安元	七〇一
一三六二	壬寅	二			二月朔、新律を天下に頒つ○三月始めて度量を天下に頒つ○詔して桑を植ゑしむ○太寶令十七條完成す○六月、使を遣し唐に聘す○十二月、始めて美濃岐蘇山道を開く○太上天皇崩ず、壽五十八	二	七〇二
一三六三	癸卯	閏四月 三		忍壁親王（知太政官事）	正月、忍壁親王を知太政官事と爲す○天國小烏丸の名刀を作る○閏四月、右大臣阿部御主人薨ず○賜官の始め○詔して學制を改む○九月、使を新羅に遣す○始めて土牛を作りて追儺す。○十二月、持統天皇を大和國高市郡檜隈大内山陵に葬る。	三	七〇三

紀元	干支	在位年數	天皇	太政大臣	左右大臣	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦紀元
一三六四	甲辰	慶雲元			右大臣石上麻呂	正月、石上麿を右大臣に任す○四月始めて諸國の印を鑄る○五月十日元を改めて慶雲と號す○天下に大赦す○七月、粟田眞人等唐より皈る○十月、幡文通を新羅に遣す○朝會に榻を用ひ、跪伏禮を停む○越後始めて兎毛布を献す○始めて鐵砂を採て鍬を作る○大學に公廨稻を給す。		四	七〇四
一三六五	乙巳	二		穂積親王		五月、知太政官事忍壁親王薨す○九月穂積親王を以て知太政官事と爲す○十月、新羅、朝貢す○諸國飢疫、醫藥を給して之を賑恤す○天皇、黄子錦を織らしむ○詔して斗升法を定む○此頃より朝使往て韓使を筑紫に迎ひ、京に導くこと始まる		神龍元	七〇五
一三六六	丙午	閏正月三				八月、美努淨麿等を新羅に遣し、穀を賜ひ之を褒す○九月使を七道に遣し、始めて田租法を定む○詔して衛士に、絡脊、抛石を習はしむ○帝の世に漆部司を置きてより漆工大に進む、又雄黄、眞珠、朱砂、緑青、白錫等の礦物出づ。		二	七〇六
一三六七	丁未	四	元明			四月天下饑饉、之を賑恤す、○六月十五日天皇崩す壽二十五、母后阿閉皇后、萬機を攝し給ふ。◉七月十七日天皇即位(草壁太子の妃、先帝の御母、阿閉皇后)○十一月、文武天皇を大和國高市郡檜隈安古陵に葬る。		景龍元	七〇七
一三六八	戊申	和銅元 閏八月			左大臣石上麻呂 右大臣藤原不比等	正月十一日、和銅と改元す、武藏國秩父郡より和銅を献ず、因て改元す○銀錢、鐵錢を廢す○銀銅錢、和銅開寶を鑄る○三月、右大臣石上麿を左大臣に、藤原不比等を右大臣に任す○七月宮殿を大和平城に造營せしむ、○大神宮に奉幣して平城宮を營むを告ぐ。		二	七〇八
一三六九	己酉	二				正月私に錢を鑄るを禁す○陸奥、越後の蝦夷叛す、巨勢麻呂、石湯等をして之を討つ○五月新羅朝貢す○不比等始めて新羅の使者を引て面晤す○六月、新羅の使者皈國す○八月銀錢を廢し、銅錢を行ふ○越前、越中、越後、佐渡をして、各一百艘の船を造らしむ○十月、白壁皇子(施基皇子の御子、天智の皇孫、光仁帝)生る。		三	七〇九
一三七〇	庚戌	三				三月十日都を平城に遷し、左右京坊を置く○九月銀錢を禁ず、	睿宗	景雲元	七一〇
一三七一	辛亥	閏六月四				正月始めて都亭驛を置く○十二月詔して豪族の山野を占領するを禁す ○蓄錢の令を廢し、錢を蓄へしむ。		二	七一一
一三七二	壬子	五				正月太安麿、古事記を上る○七月越を十二郡を割て出羽國を置く、○十月、道首名を新羅に遣す○伊勢、尾張等二十一國に令して、綾を織て上らしむ。		先天元	七一二
一三七三	癸丑	六				四月、丹波五郡を割て丹後を置き、備前六郡を割て美作を置き、日向四郡を割て大隅國を置く○詔して諸國の風土記を編ましむ○地名は務めて佳字を用ゐしむ。	玄宗	開元元	七一三
一三七四	甲寅	閏二月七				二月紀清人、三宅藤麿等に詔して國史を撰ましむ○六月文武帝の皇子豐櫻彦(諱美麻斯)を立て、皇太子と爲す○十二月、新羅朝貢す○詔して孝子、貞婦を賞す○布二丈六尺を以て端と爲すことを定む。		二	七一四

皇紀	干支	年号	天皇	在官	記事		西暦
一三七五	乙卯	霊亀元			○七月知太政官事穂積親王薨す○九月二日天皇位を皇女氷高内親王(文武帝の皇姉、天智帝の皇孫、元正帝)に譲る。●九月二日天皇即位、同日元を霊亀と改む○先帝を尊みて太上天皇と云ふ○勸桑の詔を下し給ふ。	三	七一五
一三七六	丙辰	閏十一月 二			四月河内三郡を割て、始めて和泉監を置く○八月多治比縣守を以て遣唐使と爲す吉備眞備、阿部仲麿、僧玄昉等之れに從ふ、凡て五百五十七人○二品施基親王薨す○是歳大隅の櫻嶋涌出す○高麗の歸化人を武藏に移し、高麗郡を置く。	四	七一六
一三七七	丁巳	養老元			○三月左大臣石上麻呂薨す○上總、信濃、始めて絁を献ず、爾來東國も亦絁を織るの業盛なり○美濃冷泉涌出す、九月天皇幸して養老の名を賜ふ○十一月十七日元を養老と改む○衣服の制大に定まる○僧行基を追ふ。○初めて遣唐使の爲に神祇を祭る。	五	七一七
一三七八	戊午	二			不比等、更に律令を撰ふ○五月、越前四郡を割て能登を置き、上總四郡を割て安房を置き、常陸六郡を割て石城を置き、同じく五郡を割て石背國を置く、○大に大宰府の制を定む○五月、小野馬養等を新羅に遣す○阿部皇女(皇太子美麻斯の皇女、孝謙帝)生る○十二月、天下に大赦す。	六	七一八
一三七九	己未	閏七月 三			詔して、諸國の貢献する所の絹絁の制を定めしむ○二月詔して始めて衽を右にせしむ、○始めて按察使を置き、諸國を巡察せしむ○七月、新羅、朝貢し、別に馬を献す○八月、白猪廣成等を新羅に遣す○詔して諸官人に笏を執らしむ○十二月、婦人の服制を定む。	七	七一九
一三八〇	庚申	四		舍人親王(知太政官事)	五月舍人親王、日本紀を上る○諸國に詔して放生せしむ○奥の蝦夷叛す○八月右大臣藤原不比等薨す○一品舍人親王を以て、知太政官事と爲す○石勝等官の漆を盜む○隼人等、風俗歌舞を奏す。	八	七二〇
一三八一	辛酉	五		右大臣長屋王	正月、長屋王を右大臣に任ず○養老中、天竺の僧善無畏來る、天竺の教法始めて入る○左右兵衛を置く○六月信濃國を割て諏訪國を置く○十二月七日、太上天皇崩ず、壽六十一○新羅朝貢す、會々上皇崩ず、由て太宰府より放還す○十二月二十日、元明天皇を大和國添上郡奈保山東陵に葬る。	九	七二一
一三八二	壬戌	閏四月 六			五月、式部大錄津主沼麿を新羅に遣す○是歳五月より八月に至り雨らず、詔して今年の田租を免す。	一〇	七二二
一三八三	癸亥	七			二月、僧満誓を筑紫に遣し、觀世音寺を造らしむ○諸國に課して田疇を開かしむ、○八月新羅朝貢す。	一一	七二三
一三八四	甲子	神亀元	聖武	左大臣長屋王	二月四日天皇位を皇太子に譲る。●二月四日天皇即位、同日元を神亀と改む、先帝を尊みて太上天皇といふ○右大臣長屋王を左大臣と爲す○四月陸奥の蝦夷叛す、藤原宇合、討て之を平ぐ○七月、土師豐麿を新羅に遣す、○是歳始めて多賀城を築く○配所の遠近を定む○木工、唐僧道慈、唐風建築に名あり、大安寺を奈良に營む○詔して五位以下及び庶人の力堪ふる者に瓦舍赤塗を命ず。	一二	七二四

紀元	干支	在位年數	天皇	太政大臣	左右大臣	重要記事	支那帝王	年號	西暦紀元
一三八五	乙丑	二（閏正月）				九月詔して所司三千人を出家せしむ○佛教、帝の世より大に興る		一三	七二五
一三八六	丙寅	三				僧行基、（神佛同体説を唱へし人）山崎の橋を造る○六月、新羅朝貢す。		一四	七二六
一三八七	丁卯	四（閏九月）				三月六和の長谷寺建つ○使を七道に遣す○渤海使船、出羽に漂着す。		一五	七二七
一三八八	戊辰	五				正月渤海國使始めて入貢す、引田蟲麿、送使となり、渤海王に物を賜ふ○大學に、律學、文章の二博士を置く○始めて進士を試す。		一六	七二八
一三八九	己巳	天平元				二月左大臣長屋王叛を謀り、事發れ死を賜ふ○大安寺成る○八月五日元を天平と改む外叔母藤原明光子を立てゝ皇后と爲す○諸國に詔して四丈の廣絹を停め、六丈の狹絹と爲さしむ。		一七	七二九
一三九〇	庚午	二（閏六月）				奈良興福寺の塔建つ○皇后職及び施藥院を置く○八月蟲麿、渤海より歸る○遣唐使歸る、○學生吉備眞備、僧玄昉等倶に歸る○始めて國分寺を建つ。		一八	七三〇
一三九一	辛未	三				雅樂寮を定め、韓、唐兩樂を並用す○三月諏訪國を廢し、信濃國に併す。		一九	七三一
一三九二	壬申	四				詔して遣唐使を定む、江、丹、播、備の四國に命じ、使船四艘を造らしむ○東海、東山、山陰、山陽、西海に詔して、米穀百石以上搭載するに勝ゆる船を造らしめ、以て兵船と爲す○是歲正月帝始めて冕服朝を受く○新羅入貢、以後三年に一貢を許す		二〇	七三二
一三九三	癸酉	五（閏三月）				四月、遣唐使、難波津より發す○大學の貧學生を官費とす○諸國饑ゑ、詔して之を救恤す。		二一	七三三
一三九四	甲戌	六			右大臣藤原武智麿	正月藤原武智麿を右大臣に任ず○四月、地大に震ふ、山崩れ、川塞がり、民多く死す○十月、遣唐使、九州を發し海に入り惡風に遭ふ○光明皇后、興福寺の西金堂を造營す○帝、歌垣を觀る○大炊皇子（舍人親王の御子、天武帝の皇孫、淳仁帝）生る。		二二	七三四
一三九五	乙亥	七（閏十一月）				二月、新羅朝貢す○三月、遣唐使廣成、留學生眞備と共に歸る○十一月、一品舍人親王薨す○疱瘡始めて流行す○歸化唐人道晉卿を大學音博士と爲す。		二三	七三五
一三九六	丙子	八				二月、安倍繼麿、大伴三仲等を新羅に遣す○橘姓を葛城王に賜ふ○唐僧、道璿、華嚴（又賀首）宗を傳ふ○遣唐副使、販波、醫を從へて歸朝す。		二四	七三六
一三九七	丁丑	九		鈴鹿王（知太政官事）		正月、繼麿、對馬に病死す、判官復命す○疱瘡大に天下に流行す、死者多し、藤原宇合等亦疱瘡を病で薨す○七月右大臣藤原武智麿薨す○九月、鈴鹿王を知太政官事と爲す。		二五	七三七
一三九八	戊寅	一〇（閏七月）			右大臣橘諸兄	正月皇女阿部内親王を立てゝ皇太子と爲す○橘諸兄を右大臣と爲す○新羅、朝貢す○渤海使船、廣成を送り、洋中風に遭ひ覆溺す、○當日に漁獵を禁す○諸國をして國郡の圖を上らしむ○山部皇子（白壁皇子即ち光仁帝の皇太子、桓武帝）生る。		二六	七三八

紀元	干支	年號	天皇	大臣	記事	唐年號	西暦
一三九九	己卯	一一			十月崑崙に漂着せし、廣成等皈朝す、渤海使方物を獻ず。	二七	七三九
一四〇〇	庚辰	一二			二月、渤海の使首國に歸る○八月和泉監を廢して河内國に併す○九月大宰少貳、藤原廣嗣叛す(僧玄昉、皇后の寵を蒙り近侍し醜聲外に聞ゆ、廣嗣上書し、時政の失を及び玄昉の姦を指す、朝議謀叛として之を罪つ、廣嗣も亦兵を率ゐて)大野東人等をして之を討たしむ○十一月廣嗣誅に伏す○十二月宮殿を山城、相樂郡恭仁鄉に營む。	二八	七四〇
一四〇一	辛巳	一三 閏三月			正月都を山城に遷し恭仁宮に居る○東大寺を建つ、高十五丈六尺○僧、佛に惑ひ刑賞、黜陟、律令に準らざることあり○詔して國毎に國分寺を置かしむ○九月天下に大赦す○十二月安房を上總に、能登を越中に併す。	二九	七四一
一四〇二	壬午	一四			二月新羅朝貢も、常禮例に違ふ、之を却く、○是歲太宰府を廢す。	天寶元	七四二
一四〇三	癸未	一五		左大臣 橘諸兄	正月筑紫より始て腹赤魚を供す○二月佐渡を越後に併す○筑紫に鎭西府を建て、將軍を置く○新羅入貢す、貢調を土毛と改めたるを責む○五月、右大臣諸兄を左大臣と爲す○近江紫香樂に宮殿を營む。	二	七四三
一四〇四	甲申	一六 閏正月			閏正月安積親王薨ず○九月巡察使を畿内七道に遣す。	三	七四四
一四〇五	乙酉	一七			四月、地大に震ふ○六月太宰府を復興す○三韓皈化の民に姓を賜ふ○九月、知太政官事、鈴鹿王薨ず。○十一月僧、玄昉を筑紫に流す。	四	七四五
一四〇六	丙戌	一八 閏九月			勅して金銅盧舍那佛を造り、東大寺に置く○僧、玄昉、筑紫に死す○五月墾田井園を買ふて永々寺地と爲すを禁ず○新羅の男女七十四人皈化す、之を武藏に置く。	五	七四六
一四〇七	丁亥	一九			五月五日、菖蒲縵を懸けしむ六月より京師大旱、大に飢ゆ詔して今年の租を免ず。	六	七四七
一四〇八	戊子	二〇			三月天下に大赦す、釋奠、服器儀式を改定す○四月廿一日太上天皇(元正帝)崩す、壽六十九、仝二十八日元正天皇を、大和國添上郡奈保山西陵に葬る。	七	七四八
一四〇九	己丑	天平感寶元 閏五月 天平勝寶元	孝謙	右大臣 藤原豐成	奥州小田郡始めて黄金を獻ず ○四月十四日元を天平感寶と改む(四字年号の始め)○藤原豐成を右大臣と爲す○天皇、皇后、皇太子及び百官を率ひて、東大寺に幸し、五千僧をして禮佛せしめ、自ら三寶奴と稱す(天子受戒法名の始め)○僧行基寂す○役夫、皈國の途に餓死するもの多し○七月二日天皇位を皇太子に讓る。是の日元を天平勝寶と改む(一年三元前後例なし)。●七月二日、天皇即位、先帝を尊みて太上天皇といふ○十二月東大寺に幸し、五千僧供養を爲す。	八	七四九
一四一〇	庚寅	二			三月駿河國守、黄金を獲て之を獻ず○九月遣唐使を任命す、藤原清河大使、大伴古麻呂副たり。	九	七五〇
一四一一	辛卯	三			正月東大寺に幸し、始めて常樂會を設く○十月上皇不豫天下に大赦す。	一〇	七五一
一四一二	壬辰	四 閏三月			春、藤原清河、大伴古麻呂、吉備眞備等を唐に遣す○越後國を割て、復び佐渡を置く○正月天下今年の殺生を禁ず○使を新羅に遣し罪を問ふ、新羅、王子をして入朝せしめ、罪を謝す○新羅の王子、貢使と共に來る○四月東大寺に幸し、盧舍那佛を慶す。	一一	七五二

紀元	干支	在位年數	天皇	太政大臣	内大臣	左右大臣	重要記事	支那帝王	年號	西暦紀元
一四一三	癸巳	五				×××××	二月、使を新羅に遣す、新羅、禮を失す、聘を傳へずして皈る○遣唐使入唐、皈途逆風に遭ふ○五月、渤海、使をして物を献ず○攝津大風、海溢れて、民多く漂沒す。		一二	五七三
一四一四	甲午	閏十月 六				×××××	正月東大寺に幸し、二万燈を燃す○遣唐使、吉備眞備等皈朝す、算學等を傳ふ、淸河、唐に留つて歸らず、唐僧、鑑眞(律宗の祖)、吉師を從へ皈化す○四月東大寺に幸し菩薩戒を受く。		一三	七五四
一四一五	乙未	七				×××××	帝疾あり、大赦して平癒を祈る○詔して年を改め歳と爲す。		一四	七五五
一四一六	丙申	八				×××××	二月萬葉集の撰者(万葉集は勅撰集の初めなり)左大臣橘諸兄致仕す○五月二日太上天皇(聖武帝、主尊剃髪の始め)崩す、壽五十六、遺詔して、中務卿道祖王を皇太子と爲す ○仝十九日聖武天皇を大和國添上郡佐保山南陵に葬る。	肅宗	至德元	七五六
一四一七	丁酉	天平寶字元 閏八月			藤原仲麻呂(紫微内相)×××	×××××	正月前左大臣橘諸兄薨す○四月道祖皇太子を廢し大炊王(天武帝の皇孫なり、舎人親王の御子、淳仁帝)を立て、皇太子と爲す○國内に孝經を備へしむ○五月、藤原仲麻呂を紫微内相と爲す○七月左大弁橘奈良麻呂、廢立を謀り事露はれ、其黨黃文王、道祖王、安宿王以下皆罪せらる○右大臣藤原豐成之に坐られて黜けらる○八月十八日、天平寶字と改元す○大學公田を置く(後ち桓武帝の御字増して勸學田と稱す)○能登、安房、和泉を舊に復す。		二	七五七
一四一八	戊戌	二	淳仁		(太保)×××		職騎田を置き、武藝を習はしむ○詔して國司は六年毎に代らしむ○北陸、山陰、山陽、南海の諸國に合し、船舶を造らしめ、成功三年を期す、又船舶に位を授く(本邦船舶に位を授くること今年より始まる)○八月一日天皇位を皇太子に讓る○八月一日、天皇即位、先帝を尊みて上臺寶字稱德孝謙帝と稱す○藤原仲麿を大保と爲す○使を筑紫の香椎宮に遣し、新羅を伐つを告ぐ○太宰府に詔して、海防を嚴にせしむ。		乾元元	七五八
一四一九	己亥	三			×××		正月、渤海の使入朝、上皇の喪を弔す○二月高元度、内藏全成等を遣唐使と爲す○八月、太宰府に勅して、行軍式を造る、新羅を征せんとす○鑑眞、唐招提寺を建つ○十月、渤海の使船、對嶋に漂着す。		二	七五九
一四二〇	庚子	閏四月 四		惠美押勝(大師)×××			正月、惠美押勝、仲麻改名一に大師を授く○常平倉を置く○八月小墾田宮に徙御す○九月、新羅、朝貢す、之を郤く、新羅を征す○新羅人を武藏に置く○万年通寶、太平元寶、開基勝寶等の錢を鑄る。		上元元	七六〇
一四二一	辛丑	五		×××			遣唐使、渤海使を任命す○八月、高元度等、唐より皈る○十月都を近江保良に遷す。		二	七六一
一四二二	壬寅	閏十二月 六		×××			上皇、(孝謙)道鏡を寵す○戒壇を藥師寺等に築く○二月、太宰府に諸禰宜を作らしむ○上皇帝と和せず、奈良に皈り、落飾す○十一月、使を伊勢の大廟、筑紫の香椎宮に遣し、新羅を伐つことを告ぐ。		寶應元	七六二

皇紀	干支	年號	天皇	執政	大臣	事項	唐	西暦
一四二三	癸卯	七				正月、渤海、朝貢す、位を授け物を賜ふ◎道鏡少僧都と爲る◎新羅朝貢す、新羅を伐つの議止む◎夏大旱、五穀熟せず、民饑死す◎儀鳳暦を廢して大衍暦を用ふ。	廣德元	七六三
一四二四	甲辰	八	稱德		右大臣 藤原豐成	七月、新羅人博多に來る◎以後九十四年間大衍暦を用ふ、(紀元一千五百十七年即ち文德帝、天安元年に至る)、◎九月惠美押勝叛せらる(僧道鏡上皇の寵を受く、押勝亦寵あり、道鏡に寵を奪はれんこと恐れ道鏡を殺し、上皇を幽せんと事露はる)◎藤原豐成、再び右大臣と爲る◎道鏡を大臣禪師職と爲す◎十月九日上皇、帝を廢して淡路公とし淡路に徙し、自ら重祚す。◎十月九日天皇即位(孝德重祚)す◎是歲兵旱相仍り米石の價千錢なり。	二	七六四
一四二五	乙巳	天平神護元 閏十月		弓削道鏡		正月七日、天平神護と改元す◎神功開寶錢を鑄る◎詔して河内國の絹戸を停む◎八月和氣王叛し誅に伏す◎詔して太宰大貳、佐伯今毛人をして城を筑前の怡土に造らしむ、石を疊みて壁と爲す◎十月、道鏡を太政大臣禪師と爲す◎十月二十三日、先帝(淳仁帝)淡路に崩す、壽三十三、◎十一月右大臣藤原豐成薨す◎四大寺を建つ。	永泰元	七六五
一四二六	丙午	二		大政大臣(禪師)	左大臣 藤原永手 右大臣 藤原永手 右大臣 吉備眞備	正月藤原永手を右大臣に任す◎十月僧道鏡を以て法王と爲す、右大臣永手を左大臣に、吉備眞備を右大臣に任す。	太曆元	七六六
一四二七	丁未	神護景雲元				二月、大學に釋奠す◎是歲伊治城を築く◎七月始めて内豎省を置く◎八月十六日元を神護景雲と改む。	二	七六七
一四二八	戊申	二 閏六月				七月孔子を尊びて、文宣王の諡號を用ゆ◎貞婦、孝子を賞す◎十一月春日四社を三笠山に創建す、神社、丹塗の始め(奈良の春日社)◎新羅人百九十三人歸化す。	三	七六八
一四二九	己酉	三				八月和氣清麿を大隅に流す(今年宇佐の神主、阿曾麻呂、道鏡に媚ひ、神語に託して、道鏡をして位に即かしめば、天下太平ならんと奏す、帝、其言に惑ひ清麿を宇佐に遣し、神語を受けしむ、清麿歸り神語を奏して曰く、我國家君臣の分定る、敢て非望を企つる者は、速かに誅を加へよと、道鏡大に怒り、清麿の官位を褫奪して流竄す)◎坂東八國の民、陸奥に移り、農桑を力む◎新羅の使來り、物を獻す。	四	七六九
一四三〇	庚戌	寶龜元	光仁			八月四日天皇崩す、壽五十三、(是れより先き道鏡、異味を進む、帝爲めに疾を得て遂に癒へず)藤原永手等遺詔を以て白壁皇子を皇太子と爲す◎稱德天皇を、大和國生駒郡佐貴高野陵に葬る　◎清麻呂を召し還し、道鏡を下野の藥師寺の別當に貶す。◎十月一日、天皇即位、藤原永手、帝を擁立す、井上内親王を立て、皇后と爲す、元を寶龜と改む◎吉備眞備、阿部仲麻呂、唐に卒す(仲麻呂唐に在て、姓名を朝衡と改め、仕へて秘書監となり、後ち歸國せんとして颶に遭ひ、安南に漂着し、復た唐に至る、是に於て卒す)◎我國版刻の始め(無垢淨光經)◎是歲紛川寺を創建す。	五	七七〇

紀元	干支	在位年數	天皇	太政大臣	内大臣	左右大臣	重要記事	支那帝王	年號	西暦紀元
一四三一	辛亥	閏三月二				右大臣大中臣清麿呂	正月大嘗會を行ふ○皇子他戸親王を立て、皇太子と爲す○二月、左大臣藤原永手薨ず○三月、右大臣吉備眞備致仕す、大中臣清麿（和氣）右大臣に任す○武藏國を東海道に屬す。		六	七七一
一四三二	壬子	三			藤原良繼（内臣）		僧道鏡歿す○三月皇后（井上内親王、先帝同母妹）、巫蠱に坐し廢せらる○三月、藤原良繼を内臣に任す○五月皇太子を廢す○渤海の使來り方物を献す○九月、渤海の使船、風に遭ひて能登に漂着す。		七	七七二
一四三三	癸丑	閏十一月四					正月皇長子山部王を立て、皇太子と爲す○天下に大赦す○二月帝、楊梅宮に徙御す○六月渤海使、能登より歸る、其無禮を責め、之を郤く○穀價を定む○八月淡路廢帝を淡路三原郡三原陵に改葬す。		八	七七三
一四三四	甲寅	五					三月、新羅朝貢す、表文例に違ふを以て之を郤く、○七月奥蝦夷入冦す大伴駿河麻呂に命して之を討たしむ、駿河麻呂撃て之を平く○太宰府に勅して新羅の漂民を送り還さしむ○八月安殿皇子（桓武帝の皇長子、平城帝）生る。		九	七七四
一四三五	乙卯	六					前右大臣吉備眞備薨ず、片假名の發明者にして、四朝に歴仕し、大に文教を翊賛せり○六月遣唐使を任命す○始めて天長節を定む○陸奥の田租、課役を復す八月天下大蝗す。		一〇	七七五
一四三六	丙辰	閏八月七					○四月遣唐判官、海上三狩等、耽羅に漂着す○陸奥の兵を發して膽澤の城を伐つ○十二月、渤海使來朝、判官高淑源等風に遭ふて溺死す。		一一	七七六
一四三七	丁巳	八			藤原良繼（内大臣）		正月内臣藤原良繼を内大臣に任ず○遣唐使、小野石根發す、風に遭ひて溺沒す○陸奥、今年の租庸調を復す○九月内大臣藤原良繼薨ず。		一二	七七七
一四三八	戊午	九			藤原魚名（内臣）（忠臣）		三月、藤原魚名を内臣に任ず内臣藤原魚名を以て改めて忠臣と爲す○十一月、遣唐使、大伴繼繩等、天草に漂着し、津守國麿等、飯嶋に漂着す。		一三	七七八
一四三九	己未	閏五月一〇			藤原魚名（内大臣）		正月、忠臣魚名を内大臣に任ず○渤海使來貢す○三月、遣唐副使、唐より皈る○五月唐使來聘す○七月藤原百川薨ず ○九月渤海人三百九十五口を出羽に置く。		一四	七七九
一四四〇	庚申	一一					正月新羅來貢す○三月陸奥の蝦夷叛し、紀廣純を殺す、小黑麻呂之を討つ○新羅の使、蕃官以上に位を授く○蝦夷大亂、藤原繼繩、蝦夷を討つ。	德宗	建中元	七八〇
一四四一	辛酉	天應元	桓武			左大臣藤原魚名	正月元日、元を天應と改む○關東諸國の穀一万石を、奥の軍に送る ○四月三日、天皇位を山部皇太子に讓り給ふ。㊂四月三日、天皇即位、先帝を尊みて太上天皇と稱す○皇弟早良親王を皇太弟と爲す○六月、清直、唐より歸る○内大臣魚名左大臣に任す○大中臣清麻呂致仕し右大臣を罷む○秋、陸奥の蝦夷不定す○十二月廿二日、太上天皇崩す、壽七十二。		二	七八一

皇紀	干支	年號	大臣	記事	唐	西暦
一四四二	壬戌	延暦元（閏正月）	右大臣藤原田麻呂	正月七日、光仁天皇を、大和國添上郡田原東陵に葬る〇六月左大臣魚名冤に坐して免せらる〇藤原田麿、右大臣に任ず〇八月十九日、元を延暦と改む〇是歳氷上川繼叛し、伊豆に流さる。	三	七八二
一四四三	癸亥	二	左大臣藤原田麿 右大臣菅原是公	京畿の内、私に道場を立て、寺堂を造るを禁ず〇僧行賀唐より歸朝す〇三月右大臣藤原田麿左大臣に任ず、尋で薨ず〇七月菅原是公右大臣に任ず。	四	七八三
一四四四	甲子	三（閏九月）		十月越國の篤志者、三宅笠雄麿を賞す〇十一月都を山城の長岡に遷し、後ち宇陀に遷す。	興元元	七八四
一四四五	乙丑	四		始めて學科を賜ふ（菅原清公）〇淡海三船薨す、三船曾て勅を受けて、神武以來列聖の諡を定む、〇中納言大伴家持卒す〇九月盗あり、中納言藤原種繼を射殺す、事、皇太子に連なる、即ち首惡大伴繼人を誅し、其族を斬流し、皇太弟を廢し、十月遂に、淡路に流す、道にて薨す（後ち崇道天皇と追謚す）〇十一月皇子安殿親王を立てて皇太子と爲す。	貞元元	七八五
一四四六	丙寅	五		正月梵釋寺を建つ〇七月太政官院成り、百官始めて朝座に就く〇七月、渤海使、李元泰等、蝦夷に漂着す〇九月第二皇子神野生る（嵯峨帝）〇第五皇子大伴（淳和帝）生る。	二	七八六
一四四七	丁卯	六（閏五月）		十月交野に獵す〇渤海朝貢す、水主多く死す、因て船を賜ふ〇十一月、藤原繼繩を遣り、交野に郊祀せしむ。	三	七八七
一四四八	戊辰	七		正月皇太子加冠す〇是歳僧最澄、比叡山根本中堂を創建す〇七月紀古佐美を征東大將軍として蝦夷を討たしむ〇大中臣清麿薨す。	四	七八八
一四四九	己巳	八		三月征東の諸軍、多賀城に會し、道を分ちて進撃す、利あらず師を班す〇七月詔して伊勢、美濃、越前の三關（即ち鈴鹿、不破、愛發）を廢す〇九月右大臣是公薨す。	五	七八九
一四五〇	庚午	九（閏三月）	右大臣藤原繼繩	〇二月、藤原繼繩を右大臣に任ず〇閏三月皇后藤原乙牟漏崩す、復た鑄錢司を置く〇駿、信、以東の諸國に、革甲二千領つゝを作り、并糒十四万石を調せしむ〇畿内大に飢ゑ。	六	七九〇
一四五一	辛未	一〇		七月大伴弟麿を征東大將軍に、坂上田村麿を副將軍として、蝦夷を討たしむ〇太宰府に鐵冑二千九百餘枚を作らしむ。	七	七九一
一四五二	壬申	一一（閏十一月）		新制律令八十三條を刪正議に下す〇呉音を禁し、漢音を習はしむ〇七月詔して葬禮の奢靡を禁ず。	八	七九二
一四五三	癸酉	一二		正月使を葛野郡宇陀村に遣し、地を相し、宮城を營む（平安城是れなり）〇二月攝津職を改めて國と爲す〇獅子階を定む。	九	七九三
一四五四	甲戌	一三		十月、都を平安城に遷す、大極殿の構造、唐制に擬し、建築極めて莊麗、始めて碧色、釉瓦あり〇山背國を改めて山城と爲す〇是歳、平野社を建つ。	一〇	七九四

紀元	干支	在位年數	天皇	太政大臣	内大臣	左右大臣	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦紀元
一四五五	乙亥	閏七月 一四					正月征東將軍弟麿等覲旋す○二月南海道に新道を作る○諸國に勅して地圖を作らしむ○四月、渤海朝貢し、王の即位を告ぐ○五月、敕書、信物を渤海使に賜ふ○七月、右大臣繼縄薨ず○十月、送使廣岳、渤海より皈る○勅西寺及び東寺建つ。		一一	七九五
一四五六	丙子	一五					二月菅野眞道等續日本紀を上る○十一月坂上田村麿を征夷大將軍と爲す。		一二	七九六
一四五七	丁丑	一六					五月、使を渤海に遣し、土物を賜ひ、貢期を敕定す○十月京畿の夜祭に男女の會飲を禁ず。		一三	七九七
一四五八	戊寅	閏五月 一七				右大臣神王	○八月、神王を右大臣に任ず○九月詔して諸國吏民の蓄錢を禁ず。		一四	七九八
一四五九	己卯	一八					正月、渤海の使の朝賀を受く○四月、渤海に敕書、信物を賜ふ、九月又朝貢す○七月天竺人、三河に漂着す、綿種を齎す、之を西南諸州に植ゆ○和氣清麿薨ず、清麿三朝に歴仕し、庶務に練達し、古事に明かなり、幣、田を賜ひ之を子孫に傳へしめ、又正二位を贈る○崑崙人漂着、綿種を傳ふ。		一五	七九九
一四六〇	庚辰	一九					是歳富士山燒く○十一月詔して錢を輸して罪を求むるを禁ず。		一六	八〇〇
一四六一	辛巳	閏正月 二〇					九月、東夷入寇し、進みて駿河に至る、將軍田村麿討て之を平ぐ。		一七	八〇一
一四六二	壬午	二一					正月田村麿を遣し、膽澤城を築かしむ、城成る、鎭守府を此に移す○四月夷首降る○是歳始めて筥根路を開く、富士山燒けて、砂石足柄の路を塞ぐを以てなり○僧最澄入唐す。		一八	八〇二
一四六三	癸未	閏十月 二二					大僧都行賀寂す○遣唐使を發す○三月田村麿志波城を築く○筥根路を廢して足柄路を復す。		一九	八〇三
一四六四	甲申	二三					三月、藤原葛野麿等唐に使す○僧空海入唐す。		二〇	八〇四
一四六五	乙酉	二四					陸奧の兵役を停む○調綿國十一ヶ國○七月遣唐使皈る、○八月入唐皈朝の僧最澄を殿上に召す○最澄始めて天台宗を開く。	順宗	永貞元	八〇五
一四六六	丙戌	大同元 閏六月	平城			右大臣藤原内麿呂	三月十七日天皇崩ず、壽七十、全日皇太子神璽を受く○四月七日、桓武天皇を山城國紀伊郡柏原陵に葬る○右大臣神王薨ず。○五月十八日天皇即位し、元を大同と改む全十九日皇弟神野を立て、皇太弟と爲す○藤原内麿を右大臣に任ず○六道に觀察使を置く○會津磐梯山破裂し猪苗代湖を生ず○諸王及び五位以上に勅して、其子弟十歳以上の者は、皆大學に入り教習せしむ○秋、僧空海皈朝、眞言密教行はる、始めて八宗あり。	憲宗	元和元	八〇六
一四六七	丁亥	二					四月參議を罷めて觀察使を置く○近衛府、中衛府を改め、左近衛府、右近衛府と爲す○九月巫覡の淫祠を禁ず○十一月伊豫内親王謀反、死を賜ふ。		二	八〇七

皇紀	干支	年號	天皇	記事	西暦
一四六八	戊子	三		二月齋部廣成、古語拾遺を上る○諮師百濟河成、左近衛と爲る○五月侍醫出雲廣貞等大同類聚方を上る。	八〇八
一四六九	己丑	閏二月 四	嵯峨	四月一日天皇位を皇太弟神野に讓る。全日受禪。●四月十三日天皇即位す、先帝を尊みて太上天皇と稱す、皇姪高岳親王を立てゝ皇太弟と爲す ○高津內親王を立てゝ皇妃と爲す○十月、渤海朝貢す。	八〇九
一四七〇	庚寅	弘仁元 閏二月		六月觀察使を罷め、參議を復す○始めて有智子內親王を加茂齋院と爲す○九月十九日元を弘仁と改む、○仲成、誅られ、尚侍藥子自殺す、（平城上皇尚侍藥子を寵す、其兄仲成勢を恃て驕恣、藥子、上皇に復位を勸め、仲成上皇を奉じて東に走る、帝、田村麿に命じ、美濃の要路を扼せしむ、上皇の衆潰ゆ、上皇事の成らざるを慮り、宮に還り薙髮し給ひ、藥子藥を服して死す、仲成遂に誅に伏す、是を弘仁の變といふ○皇太弟（高岳親王先帝の皇子）を廢して僧となし、皇弟大伴親王を立てゝ皇太弟と爲す○九月渤海朝貢、天皇の登極を賀す、從官高多佛、留て皈らず、渤海語學の師と爲る○第二皇子正良親王（仁明帝）生る。	八一〇
一四七一	辛卯	閏十二月 二		正月、渤海使を召見し、射禮を觀る、林東人を以て送使と爲す○五月右近衛大將坂上田村麻呂薨ず○東夷又起る ○七月征夷將軍文室綿麿を遣し蝦夷を征す。	八一一
一四七二	壬辰	三		陸奥鎭守府を永世官とし、東夷始めて從ふ○諸國に俘夷長を置く○十月、右大臣藤原內麿薨ず○十二月藤原園人を右大臣に任す○藤原冬嗣、左近衛大將に任す。	八一二
一四七三	癸巳	四		是歲藤原冬嗣、南圓堂を建立す○詔して疾病の奴僕を道に棄るを禁す○三月、新羅の使肥前に來り、土民に殺さる○九月、對馬に命して、新羅譯語一人を置く○皈化の新羅人を美濃に編す。	八一三
一四七四	甲午	閏七月 五		五月皇子信、弘、常、明、皇女貞姬、潔姬、全姬、善姬に源朝臣の姓を賜ふ○六月、萬多親王、藤原園人等、新撰姓氏錄を上る○九月渤海來貢す。	八一四
一四七五	乙未	六		四月帝、近江に幸す○諸國に命して茶を植ゑしむ○七月夫人橘氏（嘉智子）を立てゝ皇后と爲す。	八一五
一四七六	丙申	七		是歲僧空海、高野山を開き、道場を建立す、（空海は平假名の創始者、後に弘法大師の諡號を賜はる）。	八一六
一四七七	丁酉	閏四月 八		二月新羅人金男昌等二十余人皈化す ○四月新羅人遠山知等百四十余人皈化す。	八一七
一四七八	戊戌	九		三月詔して禮儀、制度、悉く唐に準せしむ○十一月、富壽神寶錢を鑄る○渤海朝貢す ○十二月新羅の樂師數を定む○是月右大臣藤原園人薨ず。	八一八

右大臣藤原園人

紀元	干支	在位年數	天皇	太政大臣		左右大臣	重要記事	支那帝王	年號	西曆紀元
一四七九	己亥	一〇					三月詔して故夫人藤原吉子、及び伊豫内親王の位号を復す○十二月藤原冬嗣、緒嗣等、日本後紀を修む○僧官を定む。		一四	八一九
一四八〇	庚子	一一 閏正月					是歲藤原冬嗣、弘仁格式、内裡式を勅撰す○弘仁の末に、菅原清公、文章院を建つ、私立學校の始め、後ち大江氏之を管す○二月蝦夷の皈化新羅人亂を作す、擊て之を平ぐ○四月唐人李少貞、出羽に漂ふ。		一五	八二〇
一四八一	辛丑	一二				右大臣藤原冬嗣	正月藤原冬嗣を右大臣に任ず○刑法、斷令十條を定む○十一月渤海來貢す○十一月、渤海來貢使に綿を給ふ○藤原冬嗣、勸學院を造る。	穆宗	長慶元	八二一
一四八二	壬寅	一三 閏九月					是歲僧最澄、諡號慈惠大師、寂す○新羅人歸化す○渤海使文矩等、打毬す、帝、物を賜ふて賭す。		二	八二二
一四八三	癸卯	一四	淳和				正月東寺を號して教王護國寺と曰ふ、僧空海を以て長者と爲す○二月比叡山根本中堂を號して延暦寺と曰ふ○三月、越前二郡を割きて加賀を置く○四月十六日天皇位を皇太子に讓る、仝日受禪。●四月廿七日天皇即位し、先帝を尊みて太上天皇と稱す先帝第一皇子正良親王を立てて皇太子と爲す○八月皇太子加冠○十一月渤海朝貢す、契丹、大を獻す。		三	八二三
一四八四	甲辰	天長元					正月五日、元を天長と改む○六月僧義眞を以て天台座主と爲す、（座主此に始まる）○夏大旱○七月七日平城上皇崩ず、壽五十一○七月十二日、平城天皇を大和國添上郡楊梅陵に葬る ○十月多褹嶋司を停めて大隅國に隷屬す。		四	八二四
一四八五	乙巳	二 閏七月				左大臣藤原冬嗣 右大臣藤原緒嗣	四月、右大臣藤原冬嗣を左大臣に、大納言藤原緒嗣を右大臣に任ず○八月畿内七道の觀察使を置く○十一月、施藥院使を置く○十二月渤海來貢す。	敬宗	寶曆元	八二五
一四八六	丙午	三					五月、恒世親王薨ず○七月左大臣冬嗣薨ず○九月、上總、常陸、下野の三國守を改めて大守と稱し、親王の任國と爲す○七月天下に大赦す。		二	八二六
一四八七	丁未	四					皇姪正子内親王（嵯峨帝皇女）を立て皇后と爲す○五月勅して良岑安世に經國集を撰ましむ○八月道康親王（仁明皇長子、文德帝）生る。	文宗	大和元	八二七
一四八八	戊申	五 閏三月					正月渤海來朝す、京に入るを許さず、絹綿を賜ひて遣歸す ○閏三月大中臣春繼、萩原王を射殺す、仍て執て伊豆に放つ、尋で卒す。		二	八二八
一四八九	己酉	六					五月諸國に詔して水車を作り（良岑安世之を作る）、田に灌漑せしむ。		三	八二九
一四九〇	庚戌	七 閏十二月					四月萬多親王薨ず○七月良岑安世薨ず○十月、新撰格式成る○檢非違使廳を置き、文屋秋津を別當とす○時康親王（仁明帝第三皇子、光孝帝）生る。		四	八三〇
一四九一	辛亥	八					八月、山城、河内に、氷室各三所を樹置す○秘府略千卷成る（滋野貞主等勅撰す）。		五	八三一

左大臣藤原緒嗣

右大臣：清原夏野（一四九二―一四九七）　藤原三守（一四九八―一五〇〇）　源常（一五〇〇―）

皇紀	干支	年	天皇	事項	唐	年	西暦
一四九二	壬子	九		小野篁、大宰少貳と爲る○十一月右大臣藤原緒嗣を左大臣に、大納言清原夏野を右大臣に任す。		六	八三二
一四九三	癸丑	閏七月 一〇	仁明	二月廿八日、天皇位を皇太子（嵯峨帝第二皇子、正良親王）に讓り、遷て西院に居す、皇太子即日受禪○清原夏野等、令義解を上る○仝三十日恒貞親王（淳和帝第二皇子）を立てて皇太子と爲す○三月六日天皇即位、先帝を尊みて太上天皇と稱す。		七	八三三
一四九四	甲寅	承和元		正月三日、元を承和と改む○始て白馬節會を行ふ○帝の御宇より、天皇の御名は二字に定る○遣唐使を任命す藤原常嗣大使、小野篁副たり○二月新羅人來る、筑紫人射て之を傷く、救して糧を給し還歸す○十二月詔して令義解を施行す。		八	八三四
一四九五	乙卯	二		正月、承和昌寶を鑄る○大村直福吉、右近衛侍醫と爲る○東海東山の要津に船數を增加して行旅を便にす○僧空海、諡號弘法、寂す○新羅、邊を窺ふ、戍を壹岐に置く。		九	八三五
一四九六	丙辰	閏五月 三		六月遣唐使藤原常嗣、小野篁等、風に遭ひて漂廻す○東寺長者の始め（僧實惠）。		開成元	八三六
一四九七	丁巳	四		七月遣唐使風に遭ひて太宰府に歸る○奥州に警備を置く○十月右大臣清原夏野薨す○十一月、盜、闕を犯す。		二	八三七
一四九八	戊午	五		正月大納言藤原三守を以て右大臣と爲す○小野篁を隱岐に流す（篁、常嗣と不和、病と稱して使を辭し、西道の謠を作り、朝政を譏る）○七月、遣唐使常嗣等、太宰府を發す○群書治要を殿中に講ず。		三	八三八
一四九九	己未	閏正月 六		正月皇妹芳子内親王薨す○七月畿内に蕎麥を植ゑしむ○九月遣唐使還る、藤原貞敏、唐の琵琶曲を修めて歸朝す。		四	八三九
一五〇〇	庚申	七		二月流人小野篁、作有仁等を召還す○勸業の勅を發す○盜賊蜂起す○五月八日、淳和上皇崩す、壽五十五、仝十三日、山城國乙訓郡大原野西山嶺上陵に葬る○七月右大臣藤原三守薨す○八月大納言源常を以て右大臣と爲す○十二月、新羅の張寶高、私に使を發し物を獻ず、之を卻く。		五	八四〇
一五〇一	辛酉	閏九月 八		十二月藤原緒嗣等、日本後紀を上る○渤海使來る。	武宗	會昌元	八四一
一五〇二	壬戌	九		四月、渤海朝貢す○新羅人來り邊を窺ふ○七月十五日嵯峨上皇崩す、壽五十七、仝十六日山城國葛野郡嵯峨山上陵に葬る○仝廿三日皇太子恒貞を廢して淳和院に還し、仝廿八日橘逸成を伊豆に、伴健岑を隱岐に流す、（嵯峨上皇崩じ、淳和上皇の皇子恒貞既に皇太子たり、上皇崩じて太子安んずるを得ず、伴健岑、橘逸成等、太子を奉じ東國に走りて亂を作んとす、謀洩れて罪せらる、）之を承和の變といふ○八月皇子道康を立てて皇太子と爲す○九月東國に令して三史を寫し進めしむ、書籍猶ほ乏し○三品阿保親王薨す。		二	八四二

紀元	干支	在位年數	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	重要記事	支那帝王	年號	西暦紀元
一五〇三	癸亥	一〇					文室宮田麿叛を謀る尋て平ぐ○七月左大臣緒嗣致仕し、尋て薨す○八月筑紫に防人を置き、新羅に備ふ。		三	八四三
一五〇四	甲子	一一				左大臣源常　橘氏公	七月右大臣源常を左大臣に、橘氏公を右大臣に任ず。		四	八四四
一五〇五	乙丑	一二 閏七月					伶人、尾張連濱主に御衣を賜ふ○新羅、我漂民を送る。		五	八四五
一五〇六	丙寅	一三					三月畿內に勅して、所在の髑髏を瘞藏す。		六	八四六
一五〇七	丁卯	一四 閏三月					十月二品有智子內親王（賀茂齋院宮）薨す○僧慈覺（諡號圓仁）唐より歸る、悉曇梵音學の祖とす○十二月右大臣橘氏公薨す。	宣宗	大中元	八四七
一五〇八	戊辰	嘉祥元				藤原良房	正月大納言藤原良房を右大臣に任ず○四月良貞親王薨す○六月十三日、元を嘉祥と改む○九月長年大寶錢を鑄る○十二月渤海來貢す。		二	八四八
一五〇九	己巳	二 閏十二月					正月、去年秋稻稔らす依て租を免す。○渤海朝貢す○饑民を賑し、囚徒を放つ○唐の商船、太宰府に來る。		三	八四九
一五一〇	庚午	三	文德				藤氏學館院を建て、同族の子弟を敎育す○三月廿一日天皇崩す、壽四十一、仝日皇太子御璽を受く○仝廿五日、皇子惟仁（淸和帝）生る●四月十七日、天皇即位○仝廿五日、仁明天皇を山城國紀伊郡深草陵に葬る○五月嵯峨皇后橘氏崩す、世に檀林皇后と申す○十一月皇子惟仁を立て、皇太子と爲す、生れて僅に九月、藤原氏の外孫たり。		四	八五〇
一五一一	辛未	仁壽元					○四月廿八日、元を仁壽と改む。		五	八五一
一五一二	壬申	二 閏八月					十一月、小野篁卒す、篁曾て下野足利に勸學すと云ふ（足利學校の創始）		六	八五二
一五一三	癸酉	三					三月帝、藤原良房の第に幸す○使を唐に遣し、寶器、音樂を贈る○四月疱瘡流行す○六月一品葛原親王（桓武の皇子、平氏の祖）薨す。		七	八五三
一五一四	甲戌	齊衡元					四月陸奧亂る、討て之を平ぐ○六月左大臣源常薨す○十一月三十日、元を齊衡と改む。		八	八五四
一五一五	乙亥	二 閏四月					正月詔して奧地の兵備を嚴にす○二月藤原良房、春澄善繩等に詔して國史を修せしむ。		九	八五五
一五一六	丙子	三					是歳地震々震ふ○詔して五世王の服色は、諸臣に準ぜしむ。		一〇	八五六
一五一七	丁丑	天安元			太政大臣藤原良房	左大臣源信　藤原良相	正月大衍暦を廢し、五紀暦を用ゆ○二月廿一日、元を天安と改む○三月右大臣良房を太政大臣に、源信を左大臣に、藤原良相を右大臣に任ず○四月近江相坂の關を復し、新に大石、龍華の二關を置く○對馬亂る。		一一	八五七
一五一八	戊寅	二 閏二月					正月漏刻を置き、時を正す○夏大水、米鹽を出して窮民を賑恤す○入唐僧智證歸朝す○八月廿七日天皇崩す、壽三十二、仝日皇太子御璽を受く○九		一二	八五八

			清和			月六日、文徳天皇を山城國葛野郡田邑陵に葬る。◎十一月七日、天皇即位、時に年僅に九歳、（幼主の始め）外舅藤原良房、朝政を専にす（臣下執政の始め）。			
一五一九	己卯	貞觀元		藤原良房（執政）		八幡太神祠を山城男山に建つ、饒益神寳錢を鑄る○四月十五日、元を貞觀と改む○六月渤海入貢す、天皇諒闇、入京を許さず。		一三	八五九
一五二〇	庚辰	二 閏十月				二月春日雄繼、天皇に孝經を授け奉る○閏十月の小を改め大と爲す○十二月新に釋奠式を修む。	懿宗	咸通元	八六〇
一五二一	辛巳	三				三月奈良大佛の修理を爲す○六月五紀暦を廢し、宣明暦を用ゆ、以後八百二十三年間改暦なし。		二	八六一
一五二二	壬午	四				九月海賊公行、備前の貢を掠ふ、山陽、南海に令して之を捕へしむ○十一月新羅人、丹後に漂着す糧を給ひ之を還す。		三	八六二
一五二三	癸未	五 閏六月				是歳仁明紀を編む○正月大納言源定、大納言源弘薨す○六月越中、越後の地、大に震ふ○十一月新羅人、石見の海岸に漂着す。		四	八六三
一五二四	甲申	六				正月朔日、天皇元服す、大江音人、唐禮に據り其儀式を定む、天子の冠禮此に始まる、良房執政を罷む○二月天皇、太政大臣良房の家に幸す○新羅人、石見に漂着す○五月富士山噴火す。		五	八六四
一五二五	乙酉	七				二月、使を諸陵に遣し消災を祈る○太宰府、對馬の銀を獻る。		六	八六五
一五二六	丙戌	八 閏三月		藤原良房（攝政）		閏三月應天門火あり、棲鳳樓、翔鸞樓、延燒す○七月美濃乱民起る、之を逮捕す○唐商、張言等、太宰府に至る○八月、伴善男罪あり伊豆に流さる○八月太政大臣良房再び攝政と爲る。		七	八六六
一五二七	丁亥	九				四月、東西京に始めて常平倉を置く○五月貞省親王（光孝帝第七子、宇多帝）生る○十月、右大臣藤原良相薨ず○十二月官人の威によりて強て人馬を雇ひ、或は負荷を切落して、行旅を妨ぐるを嚴禁す。		八	八六七
一五二八	戊子	一〇 閏十二月				二月、左大臣源信薨ず○五月陸奥の地、大に震ふ、山裂け海湧き、死者千餘人あり○十二月、皇長子貞明親王生る。		九	八六八
一五二九	己丑	一一				二月貞明親王を立てゝ皇太子と爲す○五月、新羅の賊船、博多に來り人家を掠めて去る、西海、山陰、諸國に兵器を具へて外寇に備へしむ○七月、肥後、大風雨、潮水漲溢し、六郡を漂沒し、其間田閣數百里、陷て海と爲る○京都洛東の祇園社建つ○是歳貞觀格式及び續日本後紀成る。		一〇	八六九
一五三〇	庚寅	一二			右大臣藤原氏宗	正月大納言藤原氏宗を右大臣と爲す貞觀永寳錢を鑄る○二月、沿海を修備し、諸國に禱る○十一月、太宰少貳藤原光利麿、新羅に通じ、事露はれて捕へらる。		一一	八七〇
一五三一	辛卯	一三 閏八月				藤原良房を准三宮と爲し、隨身兵仗を賜ふ（准三宮、隨身兵仗の始め）○二月帝、紫宸殿に御して政を視る○八月藤原氏宗等、貞觀格式を上る。		一二	八七一

紀元	干支	在位年數	天皇	攝政關白	太政大臣	左大臣	右大臣	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦紀元
一五三二	壬辰	一四		藤原基經(攝政)		左大臣源融	藤原基經	二月右大臣藤原氏宗薨ず○三月渤海の使來り、虎豹皮等を獻ず○八月大納言藤原基經を以て右大臣に、大納言源融を左大臣と爲す○九月、攝政太政大臣藤原良房薨ず○十一月右大臣基經攝政と爲る。		一三	八七二
一五三三	癸巳	一五						五月、渤海の崔宗佐等、薩摩に漂着す。		一四	八七三
一五三四	甲午	閏四月 一六						三月貞觀寺を建つ○四月淳和院火く○六月、渤海船、石見に漂着す○八月、大風雨○新羅人對馬に漂着す。	僖宗	乾符元	八七四
一五三五	乙未	一七						正月冷泉院火く○十一月、出羽、渡嶋の荒狄叛す、牧宰に敕して之を討つ。		二	八七五
一五三六	丙申	一八						四月、大極殿火あり、小安殿及び諸殿多く延燒す○十一月廿九日、天皇位を皇太子に讓る、○仝日皇太子受禪年僅かに九歲、之を陽成天皇と爲す、先帝を尊みて太上天皇と稱す。		三	八七六
一五三七	丁酉	閏二月 元慶元	陽成					○正月三日、天皇即位、年甫めて十歲、藤原基經、政を執る○正月渤海朝貢す、時に非らざるを以て之を卻け、物を給ひて還却す○四月十六日、元を元慶と改む○唐商崔鐸等、我が商民を送りて來る○大江音人薨ず。		四	八七七
一五三八	戊戌	二						三月出羽夷俘叛す、小野春風を鎭守府將軍とし、藤原保則を出羽權守とし、討て之を平ぐ。		五	八七八
一五三九	己亥	閏十月 三						五月清和上皇落飾○十一月藤原基經、文德實錄を上る。		六	八七九
一五四〇	庚子	四		藤原基經(關白)	太政大臣藤原基經			五月在原業平薨ず○八月菅原是善薨ず○是歲高岳親王薨ず(親王、天竺に至らんとし、途上、老撾に於て薨ず)○十一月右大臣基經、太政大臣に進み、關白と爲る(關白の始め)○十二月四日、清和上皇崩ず、壽三十一、仝七日山城國葛野郡水尾山上陵に葬る、(上粟田山に火葬し奉る)		廣明元	八八〇
一五四一	辛丑	閏五月 五						是歲行平、始めて奬學院を設く○廢太子恒貞親王、(淳和帝の皇子、淳和院に居る)淳和院を學校と爲す。		中和元	八八一
一五四二	壬寅	六					源多	正月、天皇元服あり○關白太政大臣基經、三后に准ぜらる○大納言源多を右大臣に任ず。		二	八八二
一五四三	癸卯	七						正月、渤海朝貢す○二月上總の俘囚叛す、討て之を平ぐ○七月盜、筑後守御酉を殺す。		三	八八三
一五四四	甲辰	八	光孝					二月四日天皇位を仁明帝第三皇子、時康親王に讓る、實は基經帝を廢せるなり(臣下の廢立を行ふの始め)○仝日時康親王神璽を受けらる。○二月廿三日天皇即位、先帝を尊みて太上天皇といふ、上皇陽成院に移され給ふ、基經關白故の如し○高瀨舟三艘を造る。		四	八八四
一五四五	乙巳	閏三月 仁和元						二月廿一日、元を仁和と改む○十月、太宰府に勅して、私に唐物を買ふを禁ず○基經の子時平元服す、帝之れに冠を加ふ。		光啓元	八八五

左大臣藤原良世

右大臣藤原良世　源能有

皇紀	干支	年號	天皇	記事	支那	西暦
一五四六	丙午	二		正月勅して湊防を嚴にす○皇孫敦仁親王(醍醐帝)生る。	二	八八六
一五四七	丁未	三(閏十一月)		五月帝、大原野を陽成上皇に奉じ、遊獵地と爲す○八月廿六日第七皇子貞省親王を立てゝ皇太子と爲す、(帝不豫、太子未だ定まらず、基經、奏して皇嗣を定めんと請ふ、帝之を基經に囑す、基經、貞省親王を以て答ふ、帝大に喜び、親王を召し、右に其手を執り、左に基經の手を執り曰く、朕と汝と位に即くこと、皆大臣の力なり、愼みて其功を忘るゝ勿れと、遂に皇太子と爲す)○仝日天皇崩す、壽五十八、皇太子踐祚す○九月二日、光孝天皇を山城國葛野郡後田村陵に葬る。	三	八八七
			宇多	●十一月十七日天皇即位○基經關白故の如し。		
一五四八	戊申	四		八月、仁和寺建つ、御室門跡の始め○九月、巨勢金岡に勅し、中夏古賢の像を御所南廂の障子に畫かしむ(世に聖賢の障子と云ふ)○十月、右大臣源多薨す。	昭宗 文德元	八八八
一五四九	己酉	寛平元([illegible]十二月)		四月廿七日、元を寛平と改む○寛平大寶錢を鑄る○高望王に平姓を賜ふ○九月帝、易經を善淵愛成に受く○十一月始めて賀茂臨時祭を修む。	龍紀元	八八九
一五五〇	庚戌	二		正月元旦、天皇、天地四方を拜し給ふ(四方拜の始め)○始めて正月、七種の粥を獻ず○十一月基經關白を辭す。	大順元	八九〇
一五五一	辛亥	三		正月太政大臣藤原基經薨す(藤原氏專權の一挫折)○三月藤原良世を右大臣に任ず。	二	八九一
一五五二	壬子	四		是歲菅原道眞敕を奉じて類聚國史を撰ぶ○勅書を渤海に遣す。	景福元	八九二
一五五三	癸丑	五(閏五月)		四月帝、道眞と謀り、皇子敦仁を立てゝ皇太子と爲す。	二	八九三
一五五四	甲寅	六		五月、唐使來聘す○八月、菅原道眞を以て遣唐使と爲し、尋で之を罷む○九月新羅の海賊、筑紫に寇す、文室善友、討て之を破る、是より先き西海屢々寇警あり、太宰府に勅して曰く、日戰ひ日耕し、兵起るを以て農事を失ふ勿れと○出雲、隱岐に勅して、烽燧を復す○冬渤海來貢す。	乾寧元	八九四
一五五五	乙卯	七		八月左大臣源融薨す。	二	八九五
一五五六	丙辰	八(閏正月)		正月帝、雲林院に幸し、子の日の宴を爲す(子の日の遊びの始め)○七月右大臣藤原良世を左大臣に、源能有を右大臣に任ず○九月二條皇太后を廢す僧善祐を伊豆に流す○十二月左大臣良世致仕す。	三	八九六
一五五七	丁巳	九	醍醐	六月右大臣源能有薨ず○七月三日皇太子加冠、是日天皇位を皇太子に讓り自ら書を著して新主を誡む(帝菅原道眞と謀りて讓位あり)○仝日皇太子受禪○仝十日先帝を尊みて太上天皇と稱す。●七月十三日天皇即位、帝時に歲十三、上皇大納言藤原時平、權大納言菅原道眞、二人に命じて政事を參決せしむ。	四	八九七
一五五八	戊午	昌泰元(閏十月)		四月十六日、元を昌泰と改む○十一月冬至、群臣朝賀す。	光化元	八九八

紀元	干支	在位年數	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	重要記事	帝王	年數	紀元
一五五九	己未	二		藤原時平×(內覽)／菅原道眞×(內覽)		左大臣藤原時平／右大臣菅原道眞	二月藤原時平を左大臣に、菅原道眞を右大臣に任じ、倶に政を攝し、文書內覽を許さる○十月上皇落飾法皇と稱す(法皇の始め)。		二	八九九
一五六〇	庚申	三					四月洞院皇太后(光孝帝の皇后諱班子、仲野親王王女、桓武帝の孫)崩ず○五月太皇太后藤氏(諱明子、文德帝の皇后)崩ず○十月三善淸行、明年辛酉革命の議を上る。		三	九〇〇
一五六一	辛酉	延喜元 閏六月				右大臣源光	正月右大臣菅原道眞を太宰權帥に貶謫す、(道眞殊遇を受く、時平悒ばず、源光、藤原定國、藤原菅根等と謀り、讒して曰く、道眞、帝を廢して、其女婿齊世親王を立てんとすと、帝、震怒し道眞を貶し給ふ、法皇聞て大に驚き、之を救はんと欲す、菅根、門者を戒めて法皇を入れず、道眞の男女悉く配流せらる)天下之を寃とす○源光を右大臣に任ず○七月十五日、元を改めて延喜と號す○八月時平、淸行等、三代實錄を上る。		天復元	九〇一
一五六二	壬戌	二					四月法皇、比叡山に幸し、舍利會を設く。		二	九〇二
一五六三	癸亥	三					二月菅原道眞、配所に薨ず○外國の商船至るに、官の貿易に先ち、富豪の私に交易するを禁す。		三	九〇三
一五六四	甲子	閏三月 四					二月皇子崇象親王(後ち名を保明と改む)を立て、皇太子と爲す○三月、盜、安藝守忠行を殺す○十二月菅神を北野に祭る。		天祐元	九〇四
一五六五	乙丑	五					正月帝、仁和寺に幸し、法皇に覲す○四月紀友則、紀貫之等、古今集を上る○七月、博徒を逮捕す○九月高陽院火く。		二	九〇五
一五六六	丙寅	閏十二月 六					九月鈴鹿山の群盜を捕へて之を誅す。		三	九〇六
一五六七	丁卯	七					十一月延喜通寶を鑄る○藤原時平延喜格を撰して上る。	後梁太祖	開平元	九〇七
一五六八	戊辰	八					四月、渤海朝貢す、饗して東帶、報物を賜ふ○十月菅根卒す○十二月延喜格を頒つ。		二	九〇八
一五六九	己巳	閏八月 九					四月、左大臣藤原時平薨ず○右大臣源光、政事を參決す。		三	九〇九
一五七〇	庚午	一〇					三月皇太后藤原氏(諱高子、淸和帝の前中宮、藤原長良の女)薨ず○東寺にて、弘法御影供會を創む○七月大に旱す○八月大風、是月、雨を神泉苑に禱る。		四	九一〇
一五七一	辛未	一一					正月地震あり。		乾化元	九一一
一五七二	壬申	閏五月 一二					是歲京師火あり○紀長谷雄薨ず。		二	九一二
一五七三	癸酉	一三					三月三品貞純親王薨ず○右大臣源光薨ず○夏大旱○八月大風○十月藤原能子(藤原定方の女)を立て、女御と爲す。	均王(末帝)	三	九一三

皇紀	干支	年號	支那年號	西暦
一五七四	甲戌	一四	四	九一四
一五七五	乙亥	閏二月 一五	貞明元	九一五
一五七六	丙子	一六	二	九一六
一五七七	丁丑	閏十月 一七	三	九一七
一五七八	戊寅	一八	四	九一八
一五七九	己卯	一九	五	九一九
一五八〇	庚辰	閏六月 二〇	六	九二〇
一五八一	辛巳	二一	龍德元	九二一
一五八二	壬午	二二	二	九二二
一五八三	癸未	延長元 閏四月	後唐莊宗 同光元	九二三
一五八四	甲申	二	二	九二四
一五八五	乙酉	閏十二月 三	三	九二五
一五八六	丙戌	四	明宗 天成元	九二六
一五八七	丁亥	五	二	九二七
一五八八	戊子	閏八月 六	三	九二八
一五八九	己丑	七	四	九二九

右大臣藤原忠平

左大臣藤原忠平

藤原定方

是歳三善淸行、意見封事を上り、便宜十二條を陳す、淸行、算學に精く世に算博士たり○五月東都火く○六月洪水○八月大納言藤原忠平を右大臣に任す。

二月盜、上野介厚載を殺す○隆平永寳錢を鑄る○是歳疱瘡疫病大に流行す天皇亦た疱瘡を病み給ふ。

三月、帝、朱雀院に幸し、法皇五十の賀筵を行はせらる○五月貞純親王(淸和帝の皇子、桃園親王と申す、淸和源氏の祖)薨す○是歳烈風、洪水○三善淸行卒す。

九月帝、朱雀院に幸し、文人を召し、詩を賦す○是歳大旱、九月より雨らずして十二月に至る、京師の井水涸れ、京畿數々火あり、十二月廿七日漸くに雨ふる。

三月火色を服するを禁し、染法を定む○深根輔仁、掌中要方を撰す、前には養生鈔、倭名本草の著あり○八月、洪水。

七月、唐商、孔雀を齎し來る○今歳三十五國稔らす。

五月、渤海朝貢す○諸國稔らす、疫病流行す。

空海に弘法大師の謚號を賜らる○佐理、生る○十一月崇福寺火く。

夏、京師大旱○新羅の甄萱、使を遣し上奏して物を献す、又之を卻く○十月詔して諸國に不堪田、興水使を置く。

三月皇太子保明親王薨す○四月慶賴親王(故皇太子の御子、帝の皇孫)を立てゝ皇太子と爲す○菅原道眞を本官に追復す○閏四月十一日、元を延長と改む○七月、中宮藤原穩子(基經の女)皇子寬明親王(第十一皇子、朱雀帝)を生む。

正月右大臣藤原忠平を左大臣に大納言藤原定方を右大臣に任す○十月帝、朱雀院に幸し、競馬及び御舟張樂を見る。

六月帝、瘡を疾む○皇太子慶賴親王薨す○十月寬明親王を立て、皇太子と爲す○諸國に命じて風土記を上らしむ。

六月皇子成明親王(帝の第十四子、中宮藤原穩子の腹)生る○帝北野に獵す○七月大和の長谷山崩る○僧寬建入唐す○諸國の上損戸法を定む。

十一月左大臣忠平等、延喜式を上る○是歳、渤海國、契丹の爲めに滅ぼさる

是歳諸國風土記成る○四月淸涼殿、聖賢の障子成る、詩は朝綱、畫は金岡、書は道風なり。

四月貞辰親王薨す○新羅の甄萱、又入貢を請ふ、許さす○七月洪水。

紀元	干支	年號	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	重要紀事	支那帝王	支那年號	西暦紀元
一五九〇	庚寅	八	朱雀	藤原忠平（攝政）			春疫癘流行す○六月、烈風雷雨し、雷、清涼殿に震し、藤原清貫、平希世等震死す○九月廿二日、天皇位を皇太子に譲り、剃髪して寶金剛と號す、皇太子受禪、時年八歳、左大臣忠平攝政たり、是日天皇崩ず、壽四十六、○十月十日醍醐天皇を山城國宇治郡南山科後山階陵に葬る。●十一月廿一日天皇即位し給ふ。		長興元	九三〇
一五九一	辛卯	承平元（閏五月）					二月、京師盗多し、近衛衛門、檢非違使に命じて毎夜逮捕せしむ○四月廿六日元を承平と改む○七月十九日宇多法皇崩ず、壽六十五、○八月五日宇多天皇を、山城國葛野郡宇多大内山陵に葬る。		二	九三一
一五九二	壬辰	二					七月詔して御常膳の四分の一を減じ給ふ○八月右大臣藤原定方薨ず。		三	九三二
一五九三	癸巳	三				藤原仲平	正月京師盗多く、南海、西海、盗賊起る○二月藤原仲平を右大臣と爲す。		四	九三三
一五九四	甲午	四（閏正月）					諸國盗賊蜂起す○十月、追捕海賊使を定む。	閔帝	清泰元	九三四
一五九五	乙未	五					二月、平將門（平高望王の孫、下總に居る）、常陸大掾、平國香（高望王の子）を殺す。○新羅下令傳、高麗に降る、新羅滅ぶ（開國以來九百九十二年）○維時始めて文選を讀む○延暦寺火く○九月、呉越始めて入貢す。	廢帝	二	九三五
一五九六	丙申	六（閏十一月）			藤原忠平		八月左大臣藤原忠平を太政大臣と爲す、攝政故の如し○呉越の使、太宰府に來る、忠平返牒す○藤原純友、貢物を掠む○紀淑人、海賊を伐つ。	後晋高祖	天福元	九三六
一五九七	丁酉	七				藤原仲平・藤原恒佐	正月天皇元服す○右大臣仲平を左大臣に大納言藤原恒佐を右大臣に任ず、○二月熙子女王（文彦太子保明親王の王女、醍醐帝の孫）を以て女御と爲す○富士山火く○八月、高麗使を遣し朝貢を請ふ、許さず。		二	九三七
一五九八	戊戌	天慶元					三月内裡に闘鶏會あり○夏四月、地大に震ふ○五月廿二日、元を天慶と改む○右大臣藤原恒佐薨ず。		三	九三八
一五九九	己亥	二（閏七月）					出羽に賊起る○内裡に庚申遊あり○三月、高麗、方物を貢し、互市を請ふ○十一月、平將門叛し關東亂る○十二月前伊豫掾藤原純友叛して將門に應ず京師騷然たり。		四	九三九
一六〇〇	庚子	三					正月官符を東海東山の二道に下し勇士を募る○二月藤原忠文を征東將軍と爲し節刀を賜ひ、將門を討つ○二月平貞盛（國香の子）藤原秀郷等將門を誅す、首を京師に梟す（梟首の始め）○十月純友、太宰府を陷る、五月征西海賊使小野好古、征西大將軍藤原忠文等、純友を西海に討つ、純友戰ひ敗れて伊豫に逝る、警固使、橘遠保、純友を誅す、首を京師に送る○忠平の孫女（藤原慶子と申す、實頼の女なり）を納れて女御と爲す○九月追討使源經基（清和天皇第六の皇子貞純親王の子、世に六孫王と云ふ、姓源氏を賜ふ）純友の餘黨を平ぐ。		五	九四〇

一六〇一	辛丑	四		藤原忠平(關白)	右大臣藤原實賴	○十月忠平、攝政を罷む○十一月忠平關白さ爲る、藤氏又攝政、關白を世襲す。		六	九四一
一六〇二	壬寅	五 閏三月				四月始めて賀茂の社に行幸す○十月新羅の船七艘、隱岐に到る。		七	九四二
一六〇三	癸卯	六				七月三品元良親王薨す。		八	九四三
一六〇四	甲辰	七 閏十二月				四月成明王(醍醐第十四皇子、村上帝)を立てゝ皇太弟さ爲す○藤原實賴を右大臣に任す○九月天下大風洪水。		開運元	九四四
一六〇五	乙巳	八				七月大風雨、吳越人肥前に至る○九月左大臣藤原仲平罷む、尋で薨す。		二	九四五
一六〇六	丙午	九	村上			四月廿日天皇位を皇太弟に讓る、全日受禪。●四月廿八日天皇即位、先帝を尊みて太上天皇さ稱す。忠平の關白故の如し○五月藤原安子(師輔の女)を立てゝ女御と爲す○十二月藤原述子(實賴の女)を以て女御さ爲す。		三	九四六
一六〇七	丁未	天暦元 閏七月			左大臣藤原實賴　藤原師輔	正月天皇、朱雀院に幸して、太上天皇に謁す○二月賊坂東に亂を作す、平貞盛討て之を平ぐ○四月廿二日、元を天暦さ改む○右大臣藤原實賴を左大臣に、大納言藤原師輔を右大臣に任す○菅公廟を北野に遷し建つ(天滿宮)。	後漢 高祖	天福元	九四七
一六〇八	戊申	二				五月四品行明親王薨す○夏、大旱○秋、大雨。	隱帝	乾祐元	九四八
一六〇九	己酉	三				正月關白太政大臣藤原忠平薨す、以後十九年攝政を置かず○八月太政大臣忠平薨す○九月廿八日陽成法皇崩す、壽八十二○十月三日陽成天皇を山城國愛宕郡神樂岡東北陵に葬る○十二月大江朝綱坤元錄を撰す。		二	九四九
一六一〇	庚戌	四 閏七月				正月中宮藤原安子(藤原師輔の女)憲平親王(第二の皇子)を生む○七月憲平親王を立てゝ皇太子さ爲す○是歲丹波、播磨、蝗害あり。		三	九五〇
一六一一	辛亥	五				十月和歌所を置き、藤原伊尹を別當さし、大中臣能宣に敕して後撰和歌集を撰ばしむ。	後周 太祖	廣順元	九五一
一六一二	壬子	六				上皇を朱雀院さ申す(院號の始め)○三月上皇落飾○八月十五日、法皇崩す壽三十、全二十日山城國宇治郡山科後醍醐陵に葬る。		二	九五二
一六一三	癸丑	七 閏五月				大納言元方薨す○吳越、使を遣して來り、錦綺珍寶を貢す。		三	九五三
一六一四	甲寅	八				正月太皇太后藤氏(諱は穩子、基經女、醍醐帝皇后)崩す○七月菅原文時等封事を上る○九月三品重明親王薨す。	世宗	顯德元	九五四
一六一五	乙卯	九				正月始めて禁中に八講を修む。		二	九五五
一六一六	丙辰	一〇 閏九月				七月詔して今年諸國の調庸を免す○盜、駿河介忠幹を殺す。		三	九五六
一六一七	丁巳	天德元				七月、吳越王、盛德言を使さして、書を相府に寄せ黃金を贈り、釋書を求む○十月廿七日、元を天德さ改む、○十二月穀倉院に常平所を置く。		四	九五七
一六一八	戊午	二 閏七月				三月乾元大寶錢を鑄る○五月三品元平親王薨す。		五	九五八

紀元	干支	在位年數	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦紀元
一六一九	己未	三					正月、吳越の使復た來る○成神院、清水寺と爭鬪す○三月中宮安子、守平親王（第五の皇子、圓融帝）を生む。		六	九五九
一六二〇	庚申	四				藤原顯忠	三月、帝、清涼殿に御し、歌合會を爲す、歌合此に始まる○五月右大臣藤原師輔罷め、尋て、薨ず○八月大納言藤原顯忠を以て右大臣と爲す○九月、禁中火あり、宣明、溫明、仁壽諸殿、皆燒け、累世の寶器、文籍皆亡び、神鏡飛んで南殿の櫻樹に懸る、内侍之を承けて、纔に火を免る、神鏡を内侍所と稱すること此に始まる、（遷都より一百六十六年、内裡初めて火く）帝火を神嘉殿に避け、尋て太政官の朝所に遷居す○畿内及び美濃、長門十六國に詔して宮殿を修造せしむ、大納言藤原在衡之を督す○十一月帝、冷泉院に遷居す。	宋太祖	乾隆元	九六〇
一六二一	辛酉	應和元（閏三月）					正月、始めて敍位を行ふ○二月十日、元を應和と改む、陰陽說、辛酉の革命に中るを以てなり○十一月天皇、新宮の皇居に還御す。		二	九六一
一六二二	壬戌	二					二月奉幣使を、伊勢以下の諸社に發す○五月霖雨洪水○八月大和、近江、大風雨。		三	九六二
一六二三	癸亥	三（閏十二月）					二月皇太子、清涼殿に於て元服し玉ふ○三月昌子内親王（朱雀帝の女）を納れ皇太子妃と爲す○八月南都北嶺の僧をして各宗義を論ぜしむ。		乾德元	九六三
一六二四	甲子	康保元					是歲櫻樹を紫宸殿前に栽ゆ○四月、中宮安子崩ず、其妹登子を立てゝ中宮と爲す（右大臣師輔の女なり）○六月三品元平親王薨ず○七月十日、元を康保と改む、甲子の革命に中るを以てなり。		二	九六四
一六二五	乙丑	二					正月橘樹を紫宸殿前に栽ゆ○四月右大臣藤原顯忠薨ず ○十月朱雀院に幸し、文人を召して詩を獻ぜしむ。		三	九六五
一六二六	丙寅	三（閏八月）				源高明	正月大納言源高明を以て右大臣と爲す ○小野道風卒す○良源（慈惠大僧正）を天台座主と爲す○閏八月京師大水○十二月三品式明親王薨ず。		四	九六六
一六二七	丁卯	四	冷泉	藤原實頼（關白）	藤原實頼	源高明 藤原師尹	正月敦實親王薨ず○五月廿六日天皇崩ず、壽四十二、仝日群臣皇太子に神璽を奉る、皇太子踐祚○六月四日村上天皇を山城國葛野郡村上陵に葬る○左大臣實頼を關白と爲す、（攝政と爲らずして關白となるの始め）○七月、始めて延喜式を頒つ○九月皇弟守平親王を立てゝ皇太弟と爲す ○妃昌子内親王を立てゝ中宮と爲す●十月十一日天皇即位、十二月左大臣藤原實頼を太政大臣に、右大臣源高明を左大臣に、大納言藤原師尹を右大臣に任ず。		五	九六七
一六二八	戊辰	安和元					八月十五日、元を安和と改む○十月女御藤原懐子（右大臣伊尹の女）師貞親王（皇長子、花山帝）を生む。		開寶元	九六八

一六二九	己巳	二 閏五月	圓融			藤原師尹	藤原在衡	三月右大臣源高明を太宰權帥に貶謫し、橘繁延を土佐に竄す（初め繁延、藤原千晴、僧連茂等と與に爲平親王を奉じて乱を作んと謀る、源滿仲亦之に與す、既にして滿仲、繁延と不和となり、右大臣師尹に告ぐるに、高明は繁延等と廢立を謀ると、爲平親王の妃は高明の女なり、師尹左大臣を望むこと久し、即ち諸門を戒嚴し高明の第を圍みて之を貶せり）藤原千晴等を遠謫す○右大臣師尹を左大臣に、大納言藤原在衡を右大臣に任ず○八月十三日帝不豫、位を皇太弟守平親王に讓り冷泉院に遷り給ふ、皇太弟受禪、先帝を尊みて太上天皇と稱す。●九月廿三日天皇即位す時に歲十一、太政大臣實賴、關白故の如し○皇姪貞純親王（冷泉帝の皇子）立て、皇太子と爲す○十月左大臣師尹薨ず。		二	九六九
一六三〇	庚午	天祿元		藤原伊尹（攝政）		藤原在衡	藤原伊尹	正月右大臣在衡を左大臣に、大納言藤原伊尹を右大臣に任ず○三月廿五日元を改めて天祿と號す○五月關白實賴薨ず、右大臣伊尹攝政と爲る○六月始めて祇園會を行ふ○十月左大臣在衡薨ず。		三	九七〇
一六三一	辛未	二			藤原伊尹	源兼明		三月石淸水臨時祭を行ふ○九月、宮淹の使者對馬に至る、太宰府之を報ず○十月源高明を召還す○十一月、攝政、右大臣藤原伊尹を太政大臣と爲す、攝政故の如し、又大納言源兼明を左大臣に、權大納言藤原賴忠を右大臣に任ず。		四	九七一
一六三二	壬申	三 閏二月					藤原賴忠	正月五日、天皇元服し玉ふ○十一月攝政太政大臣藤原伊尹罷め、權中納言藤原兼通に詔して庶務を參決せしむ○十一月前攝政伊尹薨ず、權中納言兼通內大臣に任ず。		五	九七二
一六三三	癸酉	天延元						四月盜あり、源滿仲の第を火く○七月女御藤原媓子（兼通の女）を立て、中宮と爲す○十二月廿日元を天延と改む。		六	九七三
一六三四	甲戌	二		藤原兼通（關白）	藤原兼通（關白）			二月關白藤原兼通を太政大臣に任ず○三月兼通關白と爲る。		七	九七四
一六三五	乙亥	三 閏十月						二月武德殿火あり是歲天變屢々見はる。		八	九七五
一六三六	丙子	貞元元						正月皇子居貞（冷泉帝第二の皇子、三條帝）生る○五月皇居火あり○帝職曹司に徙御す○六月地數々震ふ○詔して服御常膳を減し、天下の役の半を免す○七月十三日、元を貞元と改む、帝、職曹司より、關白兼通の堀河第に徙御す。	大宋	太平興國元	九七六
一六三七	丁丑	二 閏七月		藤原賴忠（關白）		藤原賴忠	源雅信	四月左大臣兼明親王、兼通に嫉まれ停職と爲る○右大臣藤原賴忠左大臣に、源雅信右大臣に任ず○曆、天文家加茂保憲卒す○七月、帝新造皇居に遷る○十一月關白太政大臣藤原兼通罷め、大臣藤原賴忠關白と爲る○是月前關白兼通薨ず。		二	九七七
一六三八	戊寅	天元元			藤原賴忠	源雅信	藤原兼家	五月藤原遵子（關白賴忠の女）を立て、女御と爲す○十月左大臣賴忠太政大臣に、右大臣雅信左大臣に、藤原兼家右大臣と爲る○十一月藤原詮子（兼家の女）を女御と爲す○仝月廿九日、元を改めて天元と號す。		三	九七八
一六三九	己卯	二						三月、石淸水の社に行幸す、（石淸水行幸の始めなり）○皇后藤原媓子（堀河院と稱す）崩す。		四	九七九

紀元	干支	在位年數	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	重要記事	支那帝王年號	西暦紀元
一六四〇	庚辰	三 閏三月					關白賴忠の子公任、清涼殿に於て元服す○帝、加茂の祠に幸す○六月、女御藤原詮子(兼家の女)皇長子懷仁親王(一條帝)を生む○內裡炎上す。	五	九八〇
一六四一	辛巳	四					二月始めて平野祠に幸す○菅原文時卒す○十月皇居成る、帝、新宮に還居し玉ふ。	六	九八一
一六四二	壬午	五 閏十一月					二月皇太子加冠あり○二月京師盜多し○叡山の門徒、闕に訴ふ○宋商、若狹に來る○東大寺の僧奝然、入宋す○是歲諸國盜起る○十一月禁內火あり。	七	九八二
一六四三	癸未	永觀元					二月洛中猥りに兵器を攜ふる者を捕ふ○和名鈔著者源順卒す○四月十五日、元を永觀と改む、天下に大赦す、頻年災變多きを以ての故なり○永觀寺建つ。	八	九八三
一六四四	甲申	二	花山				是歲僧奝然、宋に入り、銅器及び書籍を獻す○丹波康賴、醫方三十卷を撰ぶ丹波氏世々醫に名あり○八月廿七日、天皇位を皇太子師貞親王に讓る、皇太子仝日受禪。●十月十日天皇即位、先帝を尊みて太上天皇と稱す、太政大臣賴忠關白故の如し○是月新宮に徙御す、先帝の皇子懷仁親王を立て、皇太子と爲す○十一月藤原忯子(爲光の女)を以て女御と爲す。	雍熙元	九八四
一六四五	乙酉	寛和元 閏八月					正月藤原齊明、大江匡衡を傷けて逃亡○四月廿七日、元を改めて寛和と號す○五月藤原齊明誅せらる○十二月詔して直言を求め、公卿以下をして封事を上らしむ。	二	九八五
一六四六	丙戌	二	一條	藤原兼家(攝政)		藤原爲光	六月廿三日天皇位を遜れて花山院に入り給ふ(初め帝の位に即く藤原義懷外舅の親を以て朝政に預かる、藤原兼家之を嫉み、帝の讓位を望む、會ま帝の女御忯子薨す、帝哀悼世を遁るの御心あり、兼家の子道兼慫慂し、夜、花山元慶寺に入り給ふ)皇太子踐祚、年、甫めて七歲、先帝を華山法皇と稱し奉る○太政大臣賴忠關白を罷め、右大臣兼家攝政たり、○居貞親王(冷泉帝第二の皇子)を立て、皇太子と爲す。●七月廿二日天皇即位、兼家右大臣を罷め大納言藤原爲光右大臣に任す○兼家、新第を營み、清涼殿に擬す、○安倍晴明天文に名あり○花山法皇、書寫山に幸す。	三	九八六
一六四七	丁亥	永延元					二月僧奝然宋より皈朝し、物を獻す○三月新制十三條を定む○四月五日元を永延と改む○七月宋商、若狹に來る○九月一品兼明親王(前中書王)薨す○十月帝、男山、加茂の兩社に幸す○圓融法皇、南都に幸す。	四	九八七
一六四八	戊子	二 閏五月					六月僧の從者、制に違へ、奇服を着け短兵を挾むを禁す○僧奝然等、佛を迎へて京に入り雨を祈る。	端拱元	九八八
一六四九	己丑	永祚元			藤原兼家		二月權大納言藤原道隆內大臣に任す○三月、帝、春日社に幸す○六月太政大臣藤原賴忠薨す○諸國大風○八月八日、元を永祚と改む○十二月藤原兼家太政大臣に任す。	二	九八九

皇紀	干支	年號	攝關	太政大臣	左大臣	右大臣	記事	宋	西暦
一六五〇	庚寅	正暦元	(關白)藤原道隆(關白)(攝政)				正月五日天皇元服し給ふ○二月、西寺火く○藤原定子(道隆の女)を以て女御と爲す○五月兼家攝政を罷め關白と爲る、數日にし罷め、内大臣藤原道隆之れに代る尋て攝政と爲る○七月前關白太政大臣兼家薨す○十一月七日、元を正暦と改む。	淳化元	九九〇
一六五一	辛卯	二(閏二月)		藤原爲光		源重信	二月十二日圓融法皇崩す、壽三十三、全十九日山城國葛野郡後村上陵に葬る○七月道隆内大臣を罷む○九月梅壺皇太后(諱詮子、兼家の女、圓融帝の皇后)落飾、東三條院と號す、女院此に始る○九月右大臣藤原爲光を太政大臣に、大納言源重信を右大臣に任す、權大納言藤原道兼内大臣に任す、○泉式部卒す、女小式部亦名あり。	二	九九一
一六五二	壬辰	三					紫式部卒す○帝、平野の祠に幸す○六月太政大臣爲光薨す○十一月阿波の海賊を追捕す	三	九九二
一六五三	癸巳	四(閏十月)	(關白)				今歳、帝始めて大原野宮に幸す○四月藤原道隆、關白と爲る○五月詔して使を太宰府に遣し、故右大臣菅原道眞に左大臣正一位を贈り、廟を天滿天神と號す、尋て太政大臣を贈らる○七月左大臣源雅信罷む尋で薨す。	四	九九三
一六五四	甲午	五					是歳諸國盜起る、源平二氏赴て之を捕ふ○是歳諸國に疫癘流行す○八月右大臣源重信を左大臣に、内大臣藤原道兼を右大臣に、權大納言藤原伊周を内大臣に任す。	五	九九四
一六五五	乙未	長徳元	藤原道兼　藤原伊周(内覽)　藤原道長		源重信	藤原道兼　藤原道長	二月廿二日、元を長徳と改む○四月關白攝政道隆薨す、右大臣道兼之に代る、五月關白右大臣道兼左大臣源重信薨す、藤原伊周關白と爲る。六月伊周の關白を罷め、藤原道長を右大臣に任じ、文書内覽せしむ○諸國に疫癘大に流行す。	至道元	九九五
一六五六	丙申	二(閏七月)			藤原道長	藤原顯光	四月藤原伊周、隆家を流に處す(上皇を傷け奉りし罪に因る)○七月右大臣藤原道長を左大臣に、大納言藤原顯光を右大臣に任す○宋人、鵞、羊を獻ず○天下饑饉、米價騰貴す。	二	九九六
一六五七	丁酉	三					正月伊周、隆家を召還す、始めて、近江、法華峰八幡に放生會を行ふ○六月高麗の使者來り、書を獻ず報ぜず○七月大納言藤原公季内大臣に任す○十月高麗筑紫に寇し、邊陲を掠む。	三	九九七
一六五八	戊戌	四					是歳誉家參議藤原佐理卒す○始めて麻疹(赤斑瘡)流行す○七月女御婉子女王(華山帝の女御)薨す、寮上に石寶塔を立つ(石寶塔の始め。	真宗 咸平元	九九八
一六五九	己亥	長保元(閏三月)					正月十二日、元を長保と改む○十一月道長の女彰子を納れて女御と爲す○内裏火あり○太宰府高麗の賊を伐つて之を卻く○十二月新制拾壹條を頒つ。	二	九九九
一六六〇	庚子	二					二月女御彰子を中宮と爲す○巨勢廣貫、畝所預となる○河原院を修む。	三	一〇〇〇
一六六一	辛丑	三(閏十二月)					十一月内裡火あり○十二月女院(東三條院)詮子崩す。	四	一〇〇一

紀元	干支	在位年數	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦紀元
一六六二	壬寅	四					寂照(圓通)宋に入り、吳門寺に留りて遂に皈らず○宋人漂到す。		五	一〇〇二
一六六三	癸卯	五					五月京師大水○十月新宮成る、帝即ち遷幸す。		六	一〇〇三
一六六四	甲辰	寛弘元 閏九月					七月二十日、元を寛弘と改む○十二月帝、始めて北野の祠及び、松尾の祠に幸す○高麗人、漂ふて因幡に着す。		景德元	一〇〇四
一六六五	乙巳	二					安倍晴明卒す○七月宋商來る○道長淨明寺を建つ○長船の劍工正恒、三條の鍛冶宗近は、帝の世の人なり○十一月内裡炎上し、神鏡災に罹る、帝火を神嘉殿に避け、遂に太政官の朝所に徙御す○十二月使を伊勢に遣し、宸筆の宣命を太神宮に奉り、神鏡の災に罹りたるを告け給ふ(宸筆の宣命此に始まる)。		二	一〇〇五
一六六六	丙午	三					十月冷泉院火あり、帝、一條院に遷御す。		三	一〇〇六
一六七六	丁未	四 閏五月					十月三品敦道親王薨ず○書寫山(播磨)の僧性空寂す。		四	一〇〇七
一六六八	戊申	五					二月八日、華山法皇崩ず、壽四十一、仝十七日山城國葛野郡紙屋川上陵に葬る○宋の漂民を送還す、宋人來り謝す○九月十一日中宮彰子、敦成親王(第二の皇子、後一條帝)を生む○帝の世に衣服に螺鈿を飾ること始まる○十二月冷泉南院成、上皇徙御す。		大中祥符元	一〇〇八
一六六九	己酉	六					七月二品具平親王(後中書王)薨ず○寛弘、寛仁中、土佐畫の開祖、春日基光あり○十月一條院火あり、延喜、天暦の御記、累朝の寶器、多く災に罹る○十一月中宮彰子、第三皇子敦良親王(後朱雀帝)を生む。		二	一〇〇九
一六七〇	庚戌	七 閏二月					十一月一條院成る、帝之れに徙御す。		三	一〇一〇
一六七一	辛亥	八	三條				六月十三日、天皇位を皇太子居貞親王(冷泉帝第二の皇子)に讓り、薙髮し給ひ、尋で崩ず、壽三十二、仝日受禪、敦成親王(一條帝第二皇子)を立てゝ、皇太子と爲す、○七月八日、一條天皇を、山城國葛野郡後村上陵(圓融御陵)の傍に葬る。●十月十六日天皇即位、道長の内覽故の如し○仝廿四日冷泉院崩ず、壽六十二、仝廿六日冷泉天皇を山城國愛宕郡櫻木山傍陵に葬る。		四	一〇一一
一六七二	壬子	長和元 閏十月					二月、宋使來り、白銀、錦綾等を獻ず○左大臣藤原道長の女妍子を立てゝ中宮と爲す○四月女御藤原娀子(藤原濟時の女)を立て、皇后と爲す○七月大江匡衡卒す、匡衡博學、其妻赤染衛門亦名あり(榮華物語の著者)○十二月廿五日、元を長和と改む。		五	一〇一二
一六七三	癸丑	二					正月東三條院火く○九月帝、道長の第に幸す○十一月帝、男山八幡祠に幸す。		六	一〇一三
一六七四	甲寅	三					二月内裡火あり、帝之を松下曹司に避く○四月道長の枇杷の第に徙御す○五月道長の第に幸して競馬、騎射の遊を觀る。		七	一〇一四

皇紀	干支	年號	天皇	攝政・關白	太政大臣	左大臣	右大臣	記事	支那	西暦
一六七五	乙卯	四 閏六月						秋、内裏落成、冬又火く○天下大疫。	八	一〇一五
一六七六	丙辰	五	後一條	藤原道長(攝政)				正月廿九日天皇位を皇太子敦成親王に讓る(帝病みて明を失ひ朝會に臨御し給ふこと少し、道長數々讓位を諷す、遂に意を決して脱屣し給ふ、)仝日受禪、先帝を尊みて太上天皇と稱す、上皇の皇子敦明親王を立て、皇太子と爲す。●二月七月天皇即位す、時に年甫めて九歳○十月左大臣藤原道長を以て攝政と爲す○五月上皇叡山に幸す○十一月道長左大臣を罷む。	九	一〇一六
一六七七	丁巳	寛仁元		藤原頼通(攝政)	藤原道長	藤原顯光	藤原公季	三月道長攝政を罷め、藤原頼通之に代る○右大臣顯光を左大臣に、藤原公季を右大臣に任ず○四月廿三日、元を改めて寛仁と号す○五月九日三條法皇崩ず、壽四十二、仝十二日山城國葛野郡北山陵に葬る○六月太皇太后藤原遵子(圓融帝の皇后、東北院と稱す、)崩ず○八月皇太子敦明親王病あり、道長奏して位を遜らしむ、小一條院と號す、上皇に准す、皇弟敦良親王を立て、皇太弟と爲す○十一月前攝政左大臣道長を太政大臣と爲す○盗、内裡に入る。	天禧元	一〇一七
一六七八	戊午	二 閏四月						正月三日天皇元服し給ふ○二月太政大臣道長致仕す○四月新宮成り、遷御道長の女、威子を納れて女御と爲す○僧、行圓、一條草堂を建つ○六月、大に旱す。	二	一〇一八
一六七九	己未	三		(關白)				四月刀伊(女眞國の一部)の賊船來りて壹岐に寇す、壹岐守藤原理忠を殺し遂に筑前を犯す、太宰權帥藤原隆家、大村種村等を迎へ擊て之を破る○前の攝政太政大臣道長入道す(法性寺の入道)○九月、長岑等、高麗より歸る、○十二月頼通攝政を辭し、關白と爲る。	三	一〇一九
一六八〇	庚申	四 閏十二月						是歳道長、法性寺を建つ、治安二年成る○二月僧、濟信、始めて牛車を許さる○閏十二月南蠻、薩摩に寇す、擊て之を卻く。	四	一〇二〇
一六八一	辛酉	治安元			藤原公季	藤原頼通	藤原實資	二月二日元を治安と改む○五月左大臣顯光薨ず○源頼光卒す○七月右大臣公季を太政大臣に、關白頼通を左大臣に、大納言藤原實資を右大臣に任ず○天下大疫。	五	一〇二一
一六八二	壬戌	二						佛工定朝、法性寺建立の功を依て法橋と爲る、工人叙位の始め(定朝は佛師中興の祖にして、其子孫奈良彫の祖と爲る)○十一月地大に震ふ。	六	一〇二二
一六八三	癸亥	三						二月盗、隆京殿を火く○七月地大に震ふ。	仁宗 天聖元	一〇二三
一六八四	甲子	万壽元 閏九月						洛中盗多し○七月十三日元を万壽と改む○十二月帝、始めて天滿宮に幸す	二	一〇二四
一六八五	乙丑	二						是歳麻疹(赤斑瘡)流行す、帝又た之を疾み給ふ。	三	一〇二五
一六八六	丙寅	三 閏七月						正月皇太后(藤原彰子、一條帝の皇后)を上東門院と號す○八月皇太弟敦良親王の妃藤原嬉子(道長の女)親仁御下(後冷泉帝)を生む。	四	一〇二六
一六八七	丁卯	四						赤染衛門、榮花物語を著して藤氏の全盛を記す○藤原行成(世尊寺流の祖)卒す○皇太后妍子(三條帝の皇后、道長の女なり)崩ず○京師火あり又盗多し○十二月前太政大臣藤原道長(世に御堂の關白と稱す)薨ず。	五	一〇二七

紀元	干支	在位年數	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	重要記事	支那帝王	支那年號	西曆紀元
一六八八	戊辰	長元元					七月廿五日元を長元と改む○八月前上總介平忠常叛し、安房守惟忠を殺す、檢非違使平直方等に詔し、東海東山兩道の兵を發し之を討つ、尾張國に命じ、猿頭硯二十口、瓶二十口を進めしむ○耽羅人、北國に漂着す。		六	一〇二八
一六八九	己巳	閏二月 二					二月平直方、忠常を伐つ克たず○六月檢非違使を遣し、平忠常の家僮、京師に在る者を搜索す○七月太政大臣藤原公季薨す。		七	一〇二九
一六九〇	庚午	三					正月安房守藤原光業、忠常を畏れ、印鑑を棄て逃れ還る、平正輔を以て之に代ふ○七月彈正尹四品清仁親王薨す○九月平直方を召し還し、甲斐守源賴信に勅して忠常を討つ、忠常戰ひ敗れて降る。		八	一〇三〇
一六九一	辛未	閏十月 四					六月賴信、賴義父子、忠常を捕へて京師に入る、忠常途にして病死す、首を斬て獻す、是れより源氏益々威を東國に布く○十二月京極殿火く。		九	一〇三一
一六九二	壬申	五					夏大旱○八月大風○宇佐宮倒る○十二月富士山火く。		明道元	一〇三二
一六九三	癸酉	六					二月盜、禁闕に入る。		二	一〇三三
一六九四	甲戌	閏六月 七					始めて僧官、阿闍梨を置く○三月高麗人、大隅に漂着す○七月皇太弟妃禎子內親王(三條帝皇女)皇子尊仁親王(第二皇子、後三條帝)を生む○十二月醫得業生及び明經得業生を試課す。		景祐元	一〇三四
一六九五	乙亥	八					正月高陽院に於て歌合會あり。		二	一〇三五
一六九六	丙子	九	後朱雀				四月十七日天皇崩ず、壽二十九、仝日皇太弟敦良受禪○五月十九日後一條天皇を山城國愛宕郡菩提樹院陵に葬る。●七月十日天皇即位、賴通關白故の如し○高麗の漂民を送り還さる○九月、先皇の中宮威子薨ず。		三	一〇三六
一六九七	丁丑	長曆元 閏四月					京師盜多し○群僧、行旅を掠む○三月中宮禎子內親王(三條帝の皇女)を立てゝ皇后と爲す○賴通の女、藤原嫄子を立てゝ中宮と爲す○攝津國始めて銅を貢ぐ○四月廿一日、元を長曆と改む○八月十七日、皇長子親仁親王を立てゝ皇太子と爲す。		四	一〇三七
一六九八	戊寅	二					正月帝、上東門院(皇祖母なり、一條帝の皇后藤原彰子)に謁す。		寶元元	一〇三八
一六九九	己卯	閏十二月 三					二月叡山の僧徒、關白賴道の弟を殺し、勅訴して亂を作す、之を捕へ獄に下す山僧漸く武威を用ふ○六月禁內火あり、帝、京極殿に徙御す。		二	一〇三九
一七〇〇	庚辰	長久元					九月京極院火あり、神鏡災に罹りて毀損す、帝、上東門院に遷る○十一月十日元を長久と改む。		康定元	一〇四〇
一七〇一	辛巳	二					十二月新宮成る、帝還幸す○大納言藤原公任薨す。		慶曆元	一〇四一

皇紀	干支	年號	天皇	記事	宋年號	西暦
一七〇二	壬午	三(閏五月)		十二月皇宮火あり。	二	一〇四二
一七〇三	癸未	四		五月大旱、仁海僧正、雨を祈りて驗あり、牛車を許さる○十二月一條院火く。	三	一〇四三
一七〇四	甲申	寛徳元		四月藤原通房薨す○興福寺火く○七月宋商張守隆等、但馬に至る○十月帝上東門院にて病む、一万僧を集めて供養す○十一月廿日元を寛徳と改む。	四	一〇四四
一七〇五	乙酉	二(閏五月)	後冷泉	正月十六日天皇位を皇太子親仁親王に讓る、仝日皇太子受禪、先帝を尊みて太上天皇と稱し、尊仁親王を立てゝ皇太弟と爲す、仝十八日太上天皇崩す、壽三十七○二月二十日後朱雀天皇を山城國葛野郡仁和寺中圓教寺陵に葬る。 ●四月八日天皇即位、頼通、關白故の如し。	五	一〇四五
一七〇六	丙戌	永承元		正月右大臣藤原實資(小野宮と稱す)薨す、公は、淸愼公兼家の孫にして九朝に歷仕し、其日記を小右記と名けて百餘卷あり、年九十○太政官朝所火く○四月十四日元を永承と改む○七月後一條院の皇女章子内親王を立てゝ中宮と爲す○九月、筑前の人、宋に往き私に貿易を爲す、事露はれて法に處せらる○十二月皇太弟加冠。	六	一〇四六
一七〇七	丁亥	二		宋商來り貿易す○八月頼通の男内大臣教通を右大臣に任し、弟大納言頼宗を内大臣に任す○十二月淸原守武、私に宋に往き貿易するに坐し、佐渡に流さる。	七	一〇四七
一七〇八	戊子	三(閏正月)		源頼信卒す○五月、太宰府、新羅暦を献ず ○八月宋商來る之を追還す○十一月内裡災上す。○太宰府、宋暦を獻ず。	八	一〇四八
一七〇九	己丑	四		是歲佛舍利を諸國の神社に奉納す○宋の張守隆、皈化す○帝、春日の祠に幸す○高麗人漂到す、之を送還す。	皇祐元	一〇四九
一七一〇	庚寅	五(閏十月)		三月太宰府の安樂寺火く○十二月頼通の女、寛子を立てゝ皇后と爲す。	二	一〇五〇
一七一一	辛卯	六		阿部頼時、陸奥を亂る○七月冷泉院成る、帝遷居す。	三	一〇五一
一七一二	壬辰	七		八月大和長谷寺火く○十一月、帝、松尾、平野の兩祠に幸す。	四	一〇五二
一七一三	癸巳	天喜元(閏七月)		正月十一日元を天喜と改む○攝津の住吉祠火く○六月藤原茂子(皇太弟尊仁親王の妃、藤原公成の女)貞仁親王(白河帝)を生む。	五	一〇五三
一七一四	甲午	二		正月賀陽院○京極院火く。	至和元	一〇五四
一七一五	乙未	三		六月一條院を造る○法成寺火く。	二	一〇五五
一七一六	丙申	四(閏二月)		二月一條院成る、帝徙御す○八月陸奥守兼鎭守府將軍源頼義任滿つ、再任を奏請して、安部頼時を討つ(頼時は陸奥の土豪、父祖より世々酋長と爲り頼時に至り六郡を略有し、衣川に據り貢賦を輸さす兵力を以て封掠を擅にす)。	嘉祐元	一〇五六

藤原教通

紀元	干支	年號	天皇	攝政關白	太政大臣	左大臣	右大臣	重要記事	支那帝王	支那年號	西曆紀元
一七一七	丁酉	五						九月頼義、頼時を誅す、其子貞任勢猶ほ張る、衣川の關を出でて掠奪を逞くす○十一月頼義、義家等、大に貞任と戰ふ○出羽の豪族淸原武則等、頼義、義家を援く。		二	一〇五七
一七一八	戊戌	康平元 閏十二月						二月禁裡火あり大極殿に及ぶ、天德四年(村上帝の御宇、紀元一千六百二十年)內裡の炎上より九十九年間に十數回罹災あり○八月廿九日元を康平と改む。		三	一〇五八
一七一九	己亥	二						一條院火あり、切韲剱燒く○七月宋商を越前に安置す。		四	一〇五九
一七二〇	庚子	三				藤原教通	藤原頼宗	七月關白頼通左大臣を罷め、右大臣教通を左大臣に、內大臣頼宗を右大臣に任す○對馬に命じ、高麗の漂民を送り遣す○八月賀陽院成る、帝徙御す。		五	一〇六〇
一七二一	辛丑	四 閏八月			藤原頼通			十二月頼通を太政大臣に任す、關白故の如し。		六	一〇六一
一七二二	壬寅	五						九月頼通太政大臣を罷む○是月源頼義、義家、淸原光頼及び武則等と貞任を誅す、貞任の弟宗任等、族を率ひて出て降り、餘黨悉く平ぐ(之を前九年の役と云ふ)。		七	一〇六二
一七二三	癸卯	六						二月頼義、義家以下の功を賞す(頼義を伊豫守に、義家を陸奧守に、武則を鎭守府將軍に、其他等差あり)○六月、八省院を造る。		八	一〇六三
一七二四	甲辰	七 閏七月						三月頼義降虜を以て京師に歸る○五月太宰府觀世音寺火く○九月源頼資、佐渡に流さる。	英宗	治平元	一〇六四
一七二五	乙巳	治曆元					藤原師實	正月右大臣藤原頼宗罷む○二月前右大臣頼宗薨す○六月內大臣藤原師實を以て右大臣と爲す○八月二日元を治曆と改む○宋人漂到す、糧を給し、遣歸す。		二	一〇六五
一七二六	丙午	二						五月、宋商、靈藥及び鸚鵡を獻す○十一月太宰府觀世音寺を修す。		三	一〇六六
一七二七	丁未	三 閏正月						十月頼通の請に依て平等院に幸す○十二月頼通關白を罷む特に勅して政事を諮詢す。		四	一〇六七
一七二八	戊申	四	後三條	藤原教通(關白)				宋人土物を献ず○四月十九日左大臣藤原教通關白となる○全十九日天皇崩ず、壽四十四、(以上十一帝皆藤原氏の出なり)○五月五日後冷泉天皇を山城國葛野郡仁和寺中圓教寺陵に葬る。●七月廿一日、天皇太政官廳に於て即位(官廳に於ての即位は此に始まる)。	神宗	熙寧元	一〇六八
一七二九	己酉	延久元 閏十月				藤原師實	源師房	四月十三日、元を延久と改む○全廿八日皇子貞仁親王を立てゝ皇太子と爲す○八月敎通の左大臣を罷め、右大臣藤原師實を左大臣に、內大臣源師房を右大臣に任す○平維盛、源家宗等を遣し、賊師致宗を大和國釜摩多山に討つ○閏十月始めて記錄所を置く○寬德二年以後新置の莊園を罷む(時に權貴多く莊園を占め、民の蠹害を爲せり、帝命じて各契券を上らしめ、記錄		二	一〇六九

所に置て券契を檢覈せしむ〇帝自ら訴訟を斷し、藏人所の政を記錄所に移し、藤原氏手を斂む。

皇紀	干支	年號	天皇	攝政・關白	大臣	大臣	事蹟	宋	西暦
一七三〇	庚戌	二			藤原教通		二月絹布の制を定む〇二月禁裡火く。〇三月關白教通、太政大臣と爲る。	三	一〇七〇
一七三一	辛亥	三					八月教通太政大臣を罷む、關白故の如し〇是月新宮成る、帝、遷居し給ふ、	四	一〇七一
一七三二	壬子	閏七月 四	白河				是歳僧成尋、宋に往く、宋主紫方袍を賜ふ、以後平氏起るまで渡外の僧なし〇八月沽価の法を定む〇九月斗升の法を定む、帝、量の制を審にせんと欲し、藏人頭藤原資仲に命じて督作せしめ、親ら御簾の竹を抜き、截て準とし給ふ、後世之を宣旨升と稱す〇十二月八日天皇位を皇太子貞仁親王に讓る　仝日皇太子受禪。●十二月廿九日天皇即位、先帝を尊みて、太上天皇と申す（世に一院と稱す）皇弟實仁親王を立てて皇太弟と爲す、教通關白故の如し。	五	一〇七二
一七三三	癸丑	五					四月上皇落飾〇五月七日後三條法皇崩ず、壽四十一、仝十七日、山城國葛野郡仁和寺中圓宗寺陵に葬る〇是歳十月成尋、宋より歸る、宋主、金泥法華經及び一切經を贈る、帝の世より商人、朝鮮に至り貿易する者あり。	六	一〇七三
一七三四	甲寅	承保元					二月前關白太政大臣藤原頼通（世に宇治關白と稱す）薨ず〇二月我商人高麗に至り貿易す〇八月廿三日元を承保と改む〇十月叡山の僧、圓城寺を焚く〇上東門院藤原彰子崩ず。	七	一〇七四
一七三五	乙卯	閏四月 二		藤原師實（攝政）			二月延暦寺の僧、圓城寺僧と爭ひ、戒壇を建て相鬪ふ〇法勝寺造營を始む〇我商、高麗に往きて貿易す〇九月關白教通薨ず〇十月左大臣藤原師實攝政と爲る、是歳源俊頼、勅を奉じて、金葉和歌集を撰む。	八	一〇七五
一七三六	丙辰	三					七月六條宮成る、八月帝臨御す〇十月大井川に幸し、三船の御遊あり。	九	一〇七六
一七三七	丁巳	承暦元 閏十二月					二月右大臣源師房薨ず〇宋商、羊を獻ず〇宋主、使を遣し方物を獻ず、五月物を贈り之に答ふ〇石清水の祠に封戸を增す〇十一月十七日元を承暦と改む。	一〇	一〇七七
一七三八	戊午	二					九月耽羅の漂民を送り還す〇十一月、帝、大内に還御す〇我商人高麗に往き貿易す。	元豐元	一〇七八
一七三九	己未	三					是歳高麗の漂民を送り還す〇二月伊勢内宮外院火あり〇七月中宮賢子（源顯房の女）皇子善仁親王（帝の第二子堀河帝）を生む〇八月源重宗、源國房と兵を搆へ、美濃に戰ふ、勅して源義家を遣はし之を平ぐ。	二	一〇七九
一七四〇	庚申	閏八月 四			藤原信長	藤原俊家	春京師變災あり〇八月内大臣藤原信長（九條家）を太政大臣に、權大納言藤原俊家を右大臣に任ず〇閏八月高麗王、醫を求む、書辭不遜たるを以て之を抑く、以後彼我の聘問久しく絶つ〇九月宋主聘を通ず、返詔報ぜず。	三	一〇八〇

紀元	干支	年號	天皇	院政	攝政關白	太政大臣	左右大臣	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦紀元
一七四一	辛酉	永保元					源俊房	二月十日、元を永保と改む○三月、興福寺の僧、多武峰を焚く○四月より延暦、園城二寺隙あり両寺の僧徒屢々闘ふ○六月延暦寺の僧、園城寺を焚く、○七月園城寺の僧延暦寺を焼んとし、争闘絶えず○九月源頼義を遣し、園城寺の兇魁を捕ふ。		四	一〇八一
一七四二	壬戌	二					源俊房　源顯房	對馬の宗氏、人をして朝鮮と貿易す○七月皇居火あり、延ひて神嘉殿に及ぶ、帝六條宮に徙御す○八月宋商鸚鵡を獻ず○十月右大臣藤原俊家薨す、○熊野の僧徒、神輿を奉じて訴ふ○十二月、源俊房右大臣に任す。		五	一〇八二
一七四三	癸亥	三（閏六月）						正月師實左大臣を罷め右大臣俊房を左大臣に、權大納言源顯房を右大臣に任ず○二月皇子の僧に賜位の始め（仁和寺性信）○三月富士山火く○源義家を陸奥守兼鎭守府將軍に任ず。		六	一〇八三
一七四四	甲子	應德元						二月七日元を應保と改む○六月筑前の商民、高麗に往き貿易す○園城寺の金堂建つ○九月中宮賢子薨じ、帝政事を怠る。		七	一〇八四
一七四五	乙丑	二						七月京師の民、毎街小祠を建て、榜して福徳神、或は長福神といふ、檢非違使に勅して之を毀たしむ○僧を内裡に召し法華經を受け、又故中宮の爲めに、宸筆經を寫す○十一月皇太弟實仁親王薨す。		八	一〇八五
一八四六	丙寅	三（閏二月）	堀河	院政 白河	藤原師實（攝政）			七月離宮を鳥羽に營む、頗る壯麗巧妙を極む○九月鳥羽宮成る○藤原通俊、後拾遺和歌集を上る○十一月廿六日、皇子善仁親王を皇太子と爲す、全日天皇位を皇太子に讓る、皇太子受禪。先帝を尊みて太上天皇と申す、關白師實攝政と爲る。○十二月十九日天皇即位、年甫めて八歳、政、上皇に出で、師實は唯攝政に位するのみ。是より院宣の政治と曰ふ。	哲宗	元祐元	一〇八六
一七四七	丁卯	寛治元						四月七日、元を寛治と改む○十二月源義家、出羽の俘酋、清原武衡、家衡を討って之を誅す（初め清原武則、功を以て鎭守府將軍に拜し武貞武衡を生む、其の孫家衡清衡兵を構ふ、義家陸奥守と爲るに及び、家衡を討つ、其叔父武衡又家衡を援けて金澤柵に據る、義家其弟義光と之を攻むること三年、遂に之を誅し、奥羽悉く平く、之を後三年の役といふ）。		二	一〇八七
一七四八	戊辰	二（閏十月）				藤原師實		二月上皇、高野山に幸し、大師（弘法）の像を拜す○十月宋商、豹を獻す○十二月太政大臣信長罷め、攝政師實太政大臣に任す。		三	一〇八八
一七四九	己巳	三						正月五日天皇元服を加へ玉ふ○四月師實太政大臣を罷む○是歳大旱○我商民、高麗に往きて貿易す○十二月上皇、近江彦根山、西寺に幸す。		四	一〇八九

一七五〇	庚午	四	藤原師通（關白）		正月上皇、熊野山に幸す○三月使を賀茂上下兩社に遣し、始めて御饌を奠す、旬日供進より始まる ○十二月師實攝政を辭し關白と爲る。	五	一〇九〇
一七五一	辛未	五 閏七月			源義家、弟義綱と隙あり、朝廷、其兵士の京師に入るを禁す○二月上皇高野山に幸す、○十月准三宮篤子內親王（後三條帝第四皇女）を立て、女御と爲す。	六	一〇九一
一七五二	壬申	六			三月南都の僧、加茂邑を焚く○七月上皇、金峰山に幸す○六月我商、遼に航せんとし、事に會て果さず。	七	一〇九二
一七五三	癸酉	七			三月上皇、春日、大原の二社に幸す○七月、對馬の民、高麗を侵す○八月、叡山の僧相鬪ふ ○出羽の賊起る、源義綱に命じて之を討たしむ。	八	一〇九三
一七五四	甲戌	嘉保元 閏三月	藤原師通（關白）		正月陽明門院（後朱雀帝の皇后、禎子內親王）崩す○三月關白師實職を罷め、內大臣藤原師通之に代る○大江匡房、源通俊、中納言に任す○五月前太宰權中納言伊房、遼と貿易するに坐し、官位を奪はる○九月太政大臣信長、右大臣顯房薨す○十月天皇疱を病み玉ふ○出羽の賊平ぐ○十二月十五日嘉保と改元す。	紹聖元	一〇九四
一七五五	乙亥	二			十月延曆寺の僧嗷訴す神輿を奉じて源義綱を訴ふ○義家、內裡に弦を鳴らす○上皇、始めて院の別當を置き、兵曹を設け、北面の士を置く。	二	一〇九五
一七五六	丙子	永長元			上皇落飾して法皇と號す ○平忠盛生る○十二月十七日永長と改元す○興福寺を造營す。	三	一〇九六
一七五七	丁丑	承德元 閏正月			是歲良忍、來迎院を建つ○源經信卒す。 ○十一月廿一日承德と改元す。	四	一〇九七
一七五八	戊寅	二			是歲大江匡房、太宰權帥に任せらる（但し西國へは赴任せざるなり）○九月法皇、閑院を毀ち其材を鳥羽宮の營構に用ゆ。	元符元	一〇九八
一七五九	己卯	康和元 閏九月			正月仁和寺覺行を以て始めて法親王と爲す（法親王此に始まる）○六月關白內大臣藤原師通薨す○法皇、始めて院別當執事を置き、院宣を以て天下に命す、文殿の政なり○八月廿八日康和と改元す。	二	一〇九九
一七六〇	庚辰	二		藤原忠實	六月大內成る、帝遷御す○源賴治を佐渡に流す○七月權大納言藤原忠實を以て右大臣と爲す。	三	一一〇〇
一七六一	辛巳	三			正月前關白太政大臣藤原師實薨す○七月源義親（義家の子なり）鎭西に橫行す、勅して之を討つ。	徽宗 建中靖國元	一一〇一

紀元	干支	年號	天皇	院政	攝政關白	太政大臣	左右大臣	重要記事	支那帝王年號	西暦
一七六二	壬午	四（閏五月）						三月法皇五十の賀を行はせらる○閏五月、宮中の男女、和歌を善くする者をして、歌を作り其優劣を判す、之を歌合といふ○七月法皇、尊勝寺を度す○八月小野皇太后歡子（後冷泉帝の皇后、關白教通の女）崩ず○源義親を隱岐に流す。	崇寧元	一一〇二
一七六三	癸未	五						正月十六日、女御藤原苡子（藤原實季の女）皇子宗仁親王を生む○鳥羽宮に幸す○八月宗仁親王を立てゝ皇太子と爲す。	二	一一〇三
一七六四	甲申	長治元						二月十日長治と改元す○三月法皇尊勝寺に幸す、○八月内裡に法華經を講ず。	三	一一〇四
一七六五	乙酉	二（閏二月）			藤原忠實（關白）			是歳延暦寺の僧、闕に詣り數々訴ふ○宋の泉州の商來り貿易を請ふ○十二月右大臣藤原忠實を關白と爲す。	四	一一〇五
一七六六	丙戌	嘉承元						四月九日元を嘉承と改む○七月法皇、石清水に詣す○天下疾疫。	五	一一〇六
一七六七	丁亥	二（閏十月）	鳥羽		藤原忠實（攝政）			七月十九日天皇崩す、壽二十九、仝日、皇太子踐祚、年甫めて五歳、白河法皇政を統べ給ふ、關白忠實攝政と爲る○仝廿四日堀河天皇を山城國葛野郡香隆寺に火葬し奉る、後ち永久元年改葬○十二月一日天皇位に即き給ふ○十二月源義親叛す、平正盛、之れを討つ。	大觀元	一一〇七
一七六八	戊子	天仁元						正月源義親誅に伏す○延暦寺の僧數千神輿を奉じて入京す、法皇使を遣し之を諭す○是歳、源義家卒す○八月三日天仁と改元す○九月興福寺の僧徒、多武峰を火く。	二	一一〇八
一七六九	己丑	二						二月源義忠、人の爲めに殺さる○檢非違使重時、源義明を誅す、義明の父義綱亡げて近江甲賀山に據る、源爲義に詔して義綱を討つ、義綱降る之を佐渡に流す。	三	一一〇九
一七七〇	庚寅	天永元（閏七月）						是歳法勝寺にて大藏經供養○七月十三日天永と改元す。	四	一一一〇
一七七一	辛卯	二						九月興福寺の僧、東大寺の僧と鬪ふ○大江匡房薨ず○十一月源明國途に人を殺すに坐し佐渡に流さる。	政和元	一一一一
一七七二	壬辰	三				藤原忠實		帝の世、藤原氏通、蹴鞠に名あり、僧法祠、攻玉に名あり○十一月攝政忠實の右大臣を罷む○十二月攝政忠實を太政大臣と爲す。	二	一一一二
一七七三	癸巳	永久元（閏三月）			藤原忠實（關白）			正月元日天皇元服あり○三月廿二日堀河帝の御骨を仁和寺中圓融院に移し藏む○四月興福寺の僧、延暦寺の僧と鬪ふ、源平二氏の武士に敕して之を拒がしむ○僧仁寛を伊豆に流す○四月忠實の太政大臣を罷む、○七月十三日永久と改元す○十一月（或は十二月ともいふ）忠實攝政を罷め、關白と爲る。	三	一一一三

一七七四	甲午	二						源雅實	是歳奥賊乱を作す○七月院宣を延暦寺に下し、僧徒の兵仗を帶ぶるを禁す。	四	一一一四
一七七五	乙未	三							四月源雅實（久我家）を右大臣に、大納言藤原忠通を内大臣に任す○島千歳、若の前女舞す（白拍子の始め）。	五	一一一五
一七七六	丙申	四 閏正月							二月、我商、高麗に往き貿易す○宋國の牒状至る ○三井寺の行尊僧正と爲る○七月新制七條を下す。	六	一一一六
一七七七	丁酉	五							三月土御門殿を造る○九月大風○十一月土御門殿成る、帝徙御す。	七	一一一七
一七七八	戊戌	元永元 閏九月							正月藤原公實の女、璋子を納れて中宮と爲す○三月、宋主、海商に托して、書を贈る、書辭不遜なり○四月三日、元永と改元す○閏九月法皇熊野に幸す。	重和元	一一一八
一七七九	己亥	二							五月中宮璋子、顯仁親王（皇長子、崇德帝）を生む○十一月輔仁親王（後三條帝の皇子、世に三宮百大夫と申す）薨す○平清盛生る○今歳諸國饑ゆ、京師盜多し。	宣和元	一一一九
一七八〇	庚子	保安元							四月十日、保安と改元す○園城寺、延暦寺と爭ふ。	二	一一二〇
一七八一	辛丑	二 閏五月			藤原忠通（關白）				正月關白忠實罷む、左大臣源俊房罷む○三月内大臣藤原忠通關白と爲る五月宋に牒報す○閏五月延暦寺の僧徒、園城寺を火く○十一月前左大臣俊房薨す。	三	一一二一
一七八二	壬寅	三				源雅實	藤原忠通	藤原家忠	十二月右大臣源雅實を太政大臣に、内大臣藤原忠通を左大臣に、藤原家忠を右大臣に任す。	四	一一二二
一七八三	癸卯	四	崇德		藤原忠通（攝政）				正月廿八日顯仁親王を立てゝ皇太子と爲し、即日讓位、仝日皇太子受禪、關白忠通を攝政と爲す。●二月十九日天皇即位、時に年甫めて五歳、先帝を尊みて太上天皇と稱す、白河法皇、政を聽き給ふこと故の如し○七月延暦寺の僧徒、神輿を奉じ入京嗷訴す。	五	一一二三
一七八四	甲辰	天治元 閏二月							閏二月上皇、法皇と花を法勝寺に觀る○四月三日、天治と改元す○六月始めて祇園臨時祭を行ふ○七月太政大臣源雅實罷む ○十一月法皇、源俊頼に敕して金葉和歌集を撰せしむ。	六	一一二四
一七八五	乙巳	二							是歳行尊大僧正、牛車を許さる、此僧始めて、熊野三山の檢校たり○京師火く。	七	一一二五
一七八六	丙午	大治元 閏十月							正月廿二日大治と改元す○八月法皇、室町殿に遷る○十一月法皇、上皇、待賢門院（鳥羽帝の皇后璋子）熊野に幸す○大に年あり。	欽宗 清康元	一一二六
一七八七	丁未	二							二月法皇、上皇、待賢門院熊野に幸す○大内火く○源俊頼、金葉和歌集を上る○源爲義檢非違使と爲る ○五月京畿諸國霖雨○九月藤原璋子、雅仁親王（鳥羽帝第四の皇子、後白河帝）を生む。	南宋 高宗 建炎元	一一二七
一七八八	戊申	三				藤原忠通			三月法皇有馬溫泉に幸す○十二月攝政忠通、太政大臣と爲る。	二	一一二八

紀元	干支	年號	天皇	院政	攝政關白	太政大臣	左右大臣	重要記事	支那帝王	支那年數	西暦
一七八九	己酉	四（閏十月）		鳥羽上皇	藤原忠通（關白）			正月天皇加冠○三月山陽、南海、海賊起る、平忠盛に命じ追捕せしむ○四月忠通太政大臣を罷む○七月、忠通攝政を罷め關白と爲る○七月七日白河法皇崩す、壽七十七、仝十五日山城國紀伊郡鳥羽成菩提院陵に葬る○是より鳥羽上皇、政を聽く。		三	一一二九
一七九〇	庚戌	五						二月、忠通の女聖子を立てゝ中宮と爲す。		四	一一三〇
一七九一	辛亥	天永元					藤原家忠／源有仁	正月廿九日元を元永と改む○二月晝御座劍、失す○十二月右大臣家忠を左大臣に、内大臣源有仁を右大臣に任す。		紹興元	一一三一
一七九二	壬子	長承元（閏四月）			藤原忠實（内覽）			三月、上皇、三十三間堂を東山に建て得長壽院と號す、平忠盛其事を督し、功を以て院昇殿を許さる○忠實、内覽宣旨を許さる○八月十一日長承と改元す○新制十四條を定む。		二	一一三二
一七九三	癸丑	二						上皇、忠實の女、泰子を納れて女御と爲す○四月、僧源空（法然）生る		三	一一三三
一七九四	甲寅	三（閏十二月）						三月上皇、女御泰子を尊みて皇后といふ○今歳風水疾疫、天下洪水饑饉。		四	一一三四
一七九五	乙卯	保延元						四月忠盛、海賊を捕ふ○四月廿七日保延と改元す○頻年、饑疫災異多し、式部大輔藤原敦光、七弊を疏陳す。		五	一一三五
一七九六	丙辰	二					源有仁／藤原忠宗	是歳天下大飢、餓莩途に相望む○五月、左大臣藤原家忠（華山院と號す）罷む尋て薨す○十二月右大臣源有仁を左大臣に、内大臣藤原忠宗を右大臣に、權大納言藤原頼長を内大臣に任す。		六	一一三六
一七九七	丁巳	三（閏九月）						二月興福寺の僧徒、入京して訴ふ○藤原爲業、大鑑を著す○北面の士佐藤憲清、落髮遁世して西行と稱す○十二月、平季盛を佐渡に流す。		七	一一三七
一七九八	戊午	四						二月二條東洞院内裡火く○三月京師大火○叡山の僧、園城寺を火く○平重盛生る。		八	一一三八
一七九九	己未	五						五月、美福門院（鳥羽上皇の中宮、藤原得子、藤原長實の女）體仁親王（鳥羽第六の皇子、近衞帝）を生む○八月上皇、體仁親王を立て皇太弟たらしむ。		九	一一三九
一八〇〇	庚申	六（閏五月）						閏五月延暦寺の僧、園城寺の僧と鬪ひ、又園城寺を燒く○鳥羽僧正覺猷寂す、戲畫に名あり（鳥羽繪の祖）。		一〇	一一四〇
一八〇一	辛酉	永治元		鳥羽法皇				三月上皇落飾法皇と稱す、朝政を聽くこと故の如し○四月右大臣忠宗薨す○七月十日永治と改元す○南都、叡山の爭鬪止まず○十二月七日天皇位を皇太弟に讓る、（法皇、寵妃美福門院の所生を立てんと欲す、帝、位を去り給ふ意なし、法皇強て讓位せしむ、是より兩宮相		一一	一一四一

近衛

藤原忠通(攝政)　藤原忠通(關白)　藤原頼長(內覽)

藤原忠通　藤原實行

藤原頼長

藤原實行　源雅定

協はす)全日皇太弟受禪。●十二月廿七日天皇即位、帝年甫めて三歳、先帝を尊みて太上天皇と稱す、法皇聽政故の如し、關白忠通を攝政と爲す世に鳥羽法皇を稱し一院と稱し、崇德上皇を新院といふ。

皇紀	干支	年號	記事	西暦
一八〇二	壬戌	康治元	三月延暦、園城二寺の爭鬪止まず、園城寺の僧、延暦寺を燒く○叡山の僧徒、大津を燒く○四月廿八日康治と改元す。	一一四二
一八〇三	癸亥	二 閏二月	五月、大水、禁中に入る是月、上皇、天皇、疱瘡を患ひ給ふ。	一一四三
一八〇四	甲子	天養元	二月廿三日天養と改元す○六月守仁親王(後白河帝の第一皇子、二條帝)生る○上皇、藤原顯輔に敕して詞花和歌集を撰ましむ○六月白河離宮成る、法皇徙御す。	一一四四
一八〇五	乙丑	久安元 閏十月	三月興福寺の僧、東大寺の僧と爭鬪す○七月廿二日久安と改元す○興福寺の僧、金峰山を攻む○八月待賢門院(鳥羽の皇后、藤原璋子)崩す。	一一四五
一八〇六	丙寅	二	三月園城、延暦二寺の爭鬪、園城寺の僧、延暦寺の僧坊を燒く○五月洪水。	一一四六
一八〇七	丁卯	三	正月左大臣源有仁(花園と號す)罷む○二月前左大臣有仁薨す○四月越前の白山(平泉寺)延暦寺の末寺と爲る○六月延暦寺の僧徒、平忠盛、其子淸盛を訴ふ、法皇之を諭す。	一一四七
一八〇八	戊辰	四 閏六月	六月內裡火く○源頼朝生る○八月興福寺の僧徒、入京して訴へんとす、法皇、藤原忠實をして之を諭さしむ。	一一四八
一八〇九	己巳	五	高野大塔、雷火に罹る、平淸盛に命じ修理せしむ○七月內大臣藤原頼長を左大臣に、大納言藤原實行を右大臣に任す○十月攝政忠通復び太政大臣と爲る、太政大臣の再任此に始まる。	一一四九
一八一〇	庚午	六	正月四日、天皇元服を加ふ○三月忠通太政大臣を罷む○頼長の養女(藤原多子、公能の女)皇后となり、頼長權勢あり○四月忠通、其養女呈子(藤原伊通の女)を納れて女御と爲し、尋いで中宮となる○忠通弟頼長と權を爭ふ○八月右大臣藤原實行を太政大臣に、內大臣源雅定を右大臣に任す○九月忠通を氏の長者に任す○源義國、下野に就く(新田氏足利氏等の祖)○十二月忠通攝政を罷め關白と爲る。	一一五〇
一八一一	辛未	仁平元 閏四月	正月廿六日、仁平と改元す○左大臣頼長、太政官の文書內覽を許さる○六月上皇、忠通の第に幸す○七月大水○八月八條殿火く。	一一五一
一八一二	壬申	二	三月、鳥羽殿に幸し、法皇五十の賀を行はせらる○九月法皇、高陽院、(鳥羽皇后藤泰子)美福門院、四天王寺に幸す。	一一五二
一八一三	癸酉	三 閏十二月	禁中怪あり、源頼政、鵺を射て宮女(菖蒲の前)を賜はる。	一一五三

紀元	干支	年號	天皇	院政	攝政關白	太政大臣	左右大臣	重要記事	支那帝王	支那年號	西曆
一八一四	甲戌	久壽元						五月、右大臣源雅定、致仕祝髮す〇源爲朝、鎭西に至り、橫暴を逞くす、世に鎭西八郎と稱す、爲義の八男なるを以てなり〇十月廿八日久壽と改元す。		二四	一一五四
一八一五	乙亥	二	後白河					七月廿三日天皇崩ず、壽十七、法皇、美福門院、關白忠通と謀り、雅仁親王（法皇第四の皇子、上皇の同母弟）を立つ（天皇崩ず、皇嗣なし、上皇は皇子重仁親王を立てんとし、衆人亦望を屬す、美福門院（天皇の生母）は上皇、帝を咒咀し玉ふかと疑ひ、重仁を立るを欲せず、乃ち法皇に勸む、上皇益々不平、朝野亦愕然たり）〇仝廿四日雅仁親王受禪。〇八月一日近衛天皇を山城國紀伊郡鳥羽安樂壽院新御塔陵に葬る〇九月守仁親王を立て、皇太子と爲す。●十月廿七日天皇即位、法皇の聽政、忠通の關白故の如し〇十二月皇太子加冠あり。		二五	一一五五
一八一六	丙子	保元元（閏九月）					藤原實能 藤原宗輔	四月廿七日保元と改元す〇七月二日鳥羽法皇崩ず、壽五十四〇崇德上皇兵を擧ぐ（鳥羽法皇の崩ずるや、上皇入御せんとす、藤原惟方、法皇の遺詔と稱し拒んで入れず、上皇大に恚り、還りて賴長と謀り、白河の北殿に據り、源爲義、平忠正等を召して兵を起し給ふ）天皇、源義朝、平清盛等を遣し之を討す〇賴長左大臣内奏覽を停めらる〇〇賴長、敗死し、爲義、忠正以下誅に伏す、〇崇德上皇を讃岐に遷す〇〇九月源爲朝を伊豆大嶋に流す〇帝、政を聽き院政中絶す〇鳥羽天皇を山城國紀伊郡鳥羽安樂壽院本御塔陵に葬る 〇九月藤原實能を左大臣に、大納言藤原宗輔を右大臣に任ず。		二六	一一五六
一八一七	丁丑	二				藤原宗輔	藤原伊通 藤原基實	五畿七道に課して皇宮を營む〇五月左大臣藤原實能罷む〇八月、太政大臣藤原實行罷む、右大臣藤原宗輔を太政大臣に、内大臣藤原伊通を左大臣に、權大納言基實を右大臣に任ず〇十月皇宮成る、帝徙御す〇復た記錄所を置く、		二七	一一五七
一八一八	戊寅	三	二條	後白河	（關白）藤原基實			是歲藤原俊成、千載集を撰む〇八月十一日天皇位を皇太子に讓る、仝日皇太子受禪、忠通の關白を罷め、右大臣基實を以て之に代ふ。●十二月廿日天皇即位、先帝を尊みて太上天皇と稱す、上皇、院中に在て政を聽き玉ふこと白河、鳥羽、両帝の例の如し。		二八	一一五八
一八一九	己卯	平治元（閏五月）						四月廿日平治と改元す〇十二月藤原信賴、源義朝等、亂を作す、平清盛に命じて之を討ぜしむ（平氏之より榮ふ）〇信賴、誅に伏し、義朝逃れ餘黨悉く平ぐ、是を平治の亂といふ。		二九	一一五九
一八二〇	庚辰	永曆元				藤原伊通	藤原基實 藤原公能	正月十日、永曆と改元す〇前の關白忠通流さる〇源義朝、尾張に逃れ長田忠致父子に殺さる、其子義平又誅せらる〇三月源賴朝を伊豆に流す〇近衛帝の皇后藤原多子（公能の女）再び入て皇后と爲る、世に之を二代后と呼ぶ〇七月太政大臣藤原宗輔罷む〇八月左大臣藤原伊通を太政大臣に、右大臣藤原基實を左大臣に、權大納言公能を右大臣に任ず〇十一月美福門院（鳥羽帝皇后藤原得子）崩ず。		三〇	一一六〇

皇紀	干支	年號	年	天皇	攝政・關白	太政大臣	左大臣	右大臣	記事	支那	年號	西暦
一八二一	辛巳	應保元						藤原基房	二月鳥羽北殿火く○八月右大臣公能薨す○九月三日憲仁親王(上皇第三の皇子、高倉帝)生る○内大臣藤原基房を右大臣に任す○仝月四日應保と改元す。		三一	一一六一
一八二二	壬午		二 閏二月						正月前太政大臣宗輔薨す○女御藤原育子(藤原實能の女)を立て、中宮と爲す○三月二條院成る、帝徙御す○五月前右大臣雅定薨す○六月前太政大臣忠實薨す○七月前太政大臣實行薨す。		三二	一一六二
一八二三	癸未	長寛元							三月廿九日長寛と改元す○六月延暦寺の僧徒、園城寺を燒く。	孝宗	隆興元	一一六三
一八二四	甲申		二 閏十月				藤原基房	藤原經宗	二月前の關白忠通薨す○八月廿六日、崇德上皇、讃岐に崩す、壽四十六、曾て親ら血を刺して經(五部の大乘經)を寫し玉ふ、九月十九日讃岐國阿野郡白峰陵に葬る○閏十月、基實左大臣を罷め、右大臣基房を左大臣に、權大納言藤原經宗を右大臣に任す○十一月中宮育子、(大藏兼盛女)順仁親王(第二の皇子、六條帝)を生む。		二	一一六四
一八二五	乙酉	永萬元		六條	藤原基實(攝政)				二月關白基實攝政となる○平重盛參議に任す○六月五日永萬と改元す○仝廿五日順仁親王を立て、皇太子と爲す仝日天皇讓位、皇太子受禪○二月太政大臣伊通薨す。 ㊅七月廿七日天皇即位、時に年甫めて二歲、後白河上皇政を聽く、基實攝政故の如し○仝廿八日、先帝崩す、壽二十三○八月七日二條天皇を山城國葛野郡香隆寺三昧堂陵に葬る○東大寺、興福寺、万像會を修む、延暦寺、興福寺、額打の論あり、延暦寺の僧、淸水寺を火く。		乾道元	一一六五
一八二六	丙戌	仁安元			藤原基房(攝政)		藤原經宗	藤原兼實	七月攝政藤原基實薨す、左大臣藤原基房攝政と爲る○八月廿七日仁安と改元す○十月憲仁親王(後白河上皇第三の皇子、建春門院平滋子の腹)を立て、皇太子と爲す、皇太子六歲、時人以て奇摸とす○十一月基房左大臣を罷む、右大臣經宗を左大臣に、内大臣藤原兼實を右大臣に任じ權大納言平淸盛を内大臣に任す○傳へ云ふ、源爲朝琉球に入ると。		二	一一六六
一八二七	丁亥		二 閏七月			平淸盛			二月内大臣平淸盛を太政大臣に任す(武臣大臣の始め)平淸盛朝政を擅にす○五月淸盛太政大臣を辭す○僧重源、宋に入り法を學ぶ。		三	一一六七
一八二八	戊子		三	高倉		藤原忠雅			淸盛入道して朝政を執る、臣下の入道後、朝政を執るの始め(是より先き、淸盛病を以て入道し、既に太政大臣を辭して、太政入道と稱し、朝廷の賞罰一に其手に出づ)○二月十九日天皇位を皇太子に讓る、仝日皇太子受禪(上皇、淸盛と謀り、讓位せしむ)先帝を尊みて太上天皇と申す。 ㊂三月廿日天皇即位、時に年八歲、上皇時に六歲、後白河上皇、政を聽く、基房、攝政故の如し○皇母は淸盛の妻の妹なり○八月内大臣藤原忠雅を太政大臣に任す○六波羅治所の始め(六波羅は淸盛の館なり)。		四	一一六八

紀元	干支	年號	天皇	院政	攝政關白	太政大臣	左右大臣	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦
一八二九	己丑	嘉應元						四月八日嘉應と改元す○六月後白河上皇落飾(上皇、淸盛の專橫を恐み玉ひ、心平ならず自ら髮を剃て佛門に入る)然れども朝政を聽くこと故の如し○僧重源、宋より歸る(天台新章疏を齎し歸る)○十二月山門の嗷訴に依り藤原成親を流に處す。		五	一一六八
一八三〇	庚寅	二 閏四月				藤原基房		四月源爲朝を殺す(是れより先き爲朝、大島に流され年あり、自ら天子と稱し、大島を賜ふと稱して近傍の諸嶋を領有す、狩野介茂光、奏し請ふて之を討つ、爲朝其船一艘を沈め、館に入りて自殺す、或は曰く、爲朝は其終る所を知らず、逃れて琉球に入る、琉球の舜天王は、爲朝の子なりと)○五月藤原秀衡鎭守府將軍に任ず○六月太政大臣藤原忠雅罷む○十二月攝政基房太政大臣と爲る。		六	一一六九
一八三一	辛卯	承安元						當時平氏高官六十餘人、釆邑三十餘國、最も榮華を極む○四月攝政基房、太政大臣を罷む○仝月廿一日承安と改元す○十二月淸盛の女德子、女御となる、時に帝年十一、女御は十五なり○僧覺阿、宋より歸る。		七	一一七〇
一八三二	壬辰	二 閏十二月			藤原基房(關白)			二月女御德子を立て、中宮と爲す○七月蒼帥、嚴嶋の土人を殺して逃ぐ○法皇、烏丸宮に遷る○九月宋の明州の刺史、方物を奉る、染革、沙金を酬ふ○十二月、基房攝政を辭して關白と爲る。		八	一一七一
一八三三	癸巳	三						二月淸盛、經嶋を築く、僧性圓、十七憲法を刻す、刻書の始め○六月南都の僧、多武峰を火く○是歲平重盛、黃金を宋の明州の育王山に贈る。		九	一一七二
一八三四	甲午	四						三月法皇嚴嶋に詣づ○義朝の遺子源義經、鞍馬を脫し奥州に下り、藤原秀衡に依る、年十六○僧、源空、念佛宗を唱ふ○帝の世、[illegible]部梳始る。		淳熙元	一一七三
一八三五	乙未	安元元 閏九月						三月疱瘡流行す○六月霖雨洪水○七月廿八日安元と改元す。		二	一一七四
一八三六	丙申	二						大學、燒亡す、釋奠を太政官廳に行ふ○山徒、藤原師高、師經を禁獄せんことを強請す○七月十七日六條上皇崩ず、壽十三、仝廿一日六條天皇を山城國東山淸閑寺陵に葬る○遼氏、宋の明州に漂着す、宋主之を送り還す。		三	一一七五
一八三七	丁酉	治承元				藤原師長		三月內大臣藤原師長を太政大臣に任ず、大納言平重盛を內大臣に任ず○四月京師火あり、內裡災上す○五月、延曆寺の座主、明雲を伊豆に流す、山徒、院宣を奉ぜず、明雲を奪ひ還す○六月淨海(淸盛入道、)藤原師光を殺し、藤原成親、仝成經、平康賴、僧俊寬(法勝寺執行)を流す、尋て成親を配所に殺す○淨海、法皇を幽せんとす、重盛諫めて之を停む、是より法皇、淨海と隙益々甚し○八月四日治承と改元す。		四	一一七六

一八三八	戊戌	二 閏六月			七月藤原成經、平康賴を召還す○九月叡山の僧徒相鬪ふ○十一月、中宮平徳子、言仁親王（帝の皇長子、安徳帝）を生む。○十二月言仁親王を立てゝ皇太子と爲す。	五	一一七七
一八三九	己亥	三		藤原基通	三月内大臣重盛薨ず（重盛常に父淨海の驕恣を諫む、重盛薨じて淨海又憚る者なし）○十一月地大に震ふ、淨海法皇を鳥羽殿に幽し、關白基房を貶して太宰權帥と爲し、太政大臣師長、權大納言資賢以下法皇に親近する者三十九人の官爵を奪ひ師長を尾張に流し、資賢を丹波に流す、藤原基通を以て內大臣關白と爲す。	六	一一七八
一八四〇	庚子	四	安徳	（關白）（攝政）	二月廿一日天皇位を皇太子に讓る、全日皇太子受禪、關白基通攝政たり。◎四月廿二日天皇即位、時に年甫めて三歳、先帝を尊みて太上天皇と稱す、又新院と申す、基通の攝政故の如し○五月源賴政、以仁王（法皇第二の皇子、高倉宮と稱す）を奉じて兵を擧ぐ、戰ひ利あらず、賴政戰死し、王は流矢に中りて薨ず○七月尊成親王（上皇第四皇子、後鳥羽帝）生る○六月都を福原に遷す（淸盛入道之を爲す）○新院嚴島に幸す○八月源賴朝、以仁王の令旨を奉じて義兵を擧ぐ○九月源義仲又義兵を擧ぐ○十月都を京師に復す○淨海、其族を遣はし賴朝を討たしむ克たず○十一月賴朝、府を鎌倉に開く○十二月平重衡等東大寺、興福寺を攻めて之を燒く。	七	一一七九
一八四一	辛丑	養和元 閏二月			正月十一日新院（高倉上皇）崩す、壽二十一、全夜山城國京都東山淸閑寺法華堂陵に葬る○閏二月前太政大臣淸盛入道淨海薨ず○三月、平重衡、源行家を洲股河に破り、其子義圓を斬る、行家走りて賴朝に依り、後ち義仲に屬す○六月平宗盛、城資永をして義仲を討たしむ、資永戰ふて利あらず○七月十四日養和と改元す ○八月藤原秀衡を陸奥守に、城資永を越後守と爲し、賴朝、義仲を討せしむ○九月平通盛等、義仲の兵と越前に戰ひ敗れて歸る、義仲の兵益々振ふ、○十二月皇嘉門院（崇德帝皇后藤原聖子）崩す。	八	一一八〇
一八四二	壬寅	壽永元			五月廿七日壽永と改元す○賴朝、義仲の軍大に振ふ○九月城長茂、義仲を討て敗走す○義仲北陸を平定す○宋の佛工來り大佛を鑄る。	九	一一八一
一八四三	癸卯	二 閏十月			二月法皇、藤原俊成に勅して千載集を撰ばしむ○四月平維盛、通盛等の六將、兵十万を率ひて義仲を伐つ○五月維盛等義仲と礪波山に戰ふて大敗す○六月維盛通盛等義仲と篠原に戰ふて又敗績す、齋藤實盛等の武士多く戰死す○七月義仲、行家等東山北陸兩道の兵を率ひ、京に入らんとして叡山に據る、法皇、夜宮を出で潛に叡山に幸す平宗盛、帝を奉じ、族を擧げて西國に奔る、義仲、行家、京師に入る○法皇、義仲を伊豫守と爲し、行家を備前守と爲し、勅して平氏を伐たしむ○平氏二百餘人の官爵を削る ○八月天皇平族に擁せられて太宰府に在す○法皇、京師に主無きを以て議して立てんと欲す、義仲、	一〇	一一八二

紀元		一八四四	一八四五
干支		甲辰	乙巳
年號		(元暦元)三	(文治元)四
天皇	後鳥羽(踐祚)	後鳥羽(即位)	
院政			
攝政關白	藤原師家 攝政	藤原基通(攝政)	
太政大臣			
左右大臣			
征夷將軍			
別當		大江廣元(別當)	
重要記事	以仁王の王子北陸宮を立んと請ふ、法皇可かず、高倉帝第四の皇子、尊成親王をして踐祚せしむ、○義仲征夷大將軍と爲る。 ▲八月二十四日天皇踐祚、時に年甫めて五歲、法皇朝政を聽く、攝政基通故の如し○法皇、義仲に敕して平族を伐たしむ、義仲事に托して遷延、漸く暴威を逞くす、法皇之を厭ひ、頼朝を延て之を除かんとす○九月平宗盛等、先帝を奉じて讃岐に遷り八嶋に行宮を建てこれに居る○十月敕して頼朝の本官を復す○十一月法皇、檢非違使平知康をして、義仲の亂暴を糾さしむ○義仲兵を發して、法住寺殿(法皇の御所)を圍み、法皇を鳥羽殿に幽し、基通の攝政を罷め、藤原師家(義仲の妻の兄)を以て內大臣攝政と爲し公卿四十餘人の官爵を奪ふ。	正月帝八嶋に在り○是月源義仲ゝ[illegible]ず、是より先き頼朝、法皇の院宣を奉じ、二弟範頼、義經を西上せしめ、義仲を伐つ、義仲、粟津に敗死す○藤原師家の攝政を罷め、藤原基通をして復た攝政たらしむ○二月宗盛等帝を奉じて、福原に徙る範頼、義經、平氏を一の谷に破る、重衡虜となり、通盛等戰死し、宗盛、帝を奉じて八嶋に遁る○是より先き水島の戰ひ、平敎經等、行家を破る○四月十六日京師改元して元暦と號す。 ●七月廿八日天皇位に即く、時に年六歲法皇院政○八月頼朝、鎌倉に公文所を設け、大江廣元を以て別當と爲す。	二月義經、攝津の福嶋を發し四國に渡り、平氏を八嶋に伐つ、行宮を火く○三月宗盛帝を奉じて九州に赴くの海上、壇の浦に於て大に源軍に敗らる○仝廿四日安德帝崩ず(平二位尼、帝を擁して入水す、宗盛父子虜となり、平氏悉く亡ぶ○四月義經、神器(寶劍は海に入りて失す)并に建禮門院(安德帝の御母徳子)を奉じて京師に入る○五月義經、宗盛父子を護送し鎌倉に入らんとす、頼朝拒んで容れず、蓋し西海の役、義經、頼朝の命に背ける事あり、且つ梶原景時等の讒に因る○義經冤を訴ふるも許されず○六月宗盛父子斬らる、重衡又南都に斬らる○八月十四日文治と改元す○對馬守藤原親光、高麗に在り、是歲頼朝之を迎ふ○大江廣元、守護地頭の制を設く、政權全く頼朝に歸す○十一月義經京師を出奔す、遂颶風に遇ひ、吉野に匿る。
支那 帝王			
支那 年號			
西暦		一一八四	一一八五

攝政・關白：藤原兼實（攝政）……藤原兼實（關白）
太政大臣：藤原兼實……藤原兼房
左大臣：藤原實定……藤原實房
右大臣：藤原實定……藤原實房……藤原兼雅
源頼朝
（政所別當）

紀元	干支	年號	記事	宋	西暦
一八四六	丙午	二（閏十月）	三月攝政基通罷む、右大臣藤原兼實攝政と爲る○義經奧州に奔り、秀衡に投す○五月源行家殺さる○六月、北條時忠、源有綱、有綱等を討ち之を殺す○七月義經の妾靜、男子を產む、頼朝命じて之を殺さしむ○十月兼實右大臣を辭す、內大臣藤原實定右大臣に任す。	一三	一一八六
一八四七	丁未	三	頼朝、東大寺を再建せんとす○七月頼朝、閑院の內裡を造る○復た記錄所を置く○九月長門の海を搜り寶劒を求む、○九月藤原俊成、千載和歌集を上る○藤原秀衡卒す○僧榮西入宋す○始めて京都守護を置く。	一四	一一八七
一八四八	戊申	四	二月頼朝奏して、泰衡に敕して義經を誅せしめんと請ふ、之を許す○四月法皇、頼朝に敕して六條殿を造らしむ○五月鬼界嶋を伐て之を降す○十月泰衡に敕して義經を捕へしむ○十一月左大臣經宗罷む。	一五	一一八八
一八四九	己酉	五（閏七月）	二月頼朝に敕して大內を修めしむ○前左大臣經宗薨す○五月泰衡、義經を衣川の舘に襲ふて之を殺す（或は曰く、義經走りて蝦夷に渡り、後ち韃靼に渡ると）○七月頼朝、泰衡を討つ、是月右大臣藤原實定を左大臣に、藤原實房を右大臣に任す○九月泰衡其部將河田某に殺さる、奧羽悉く平ぐ○越前平泉寺の塔師成る○仝月法皇四天王寺に幸す○十二月藤原兼實を太政大臣に任す。	一六	一一八九
一八五〇	庚戌	建久元	正月、天皇紫宸殿に於て元服し給ふ、寶劒海に沈めるを以て、晝御座劒を以て代ふ○二月陸奧の大河兼任、亂を作す○四月十一日元を建久と改む○兼實太政大臣を辭す○七月左伐て之を平ぐ○淺民、宋に漂着す、宋主これを送還す○四大臣實定罷む、右大臣實房を左大臣に、內大臣藤原兼雅を右大臣に任す○十一月頼朝上洛し、右近衞大將に任ぜられ六十六國の總追捕使と爲す。	光宗 紹熙元	一一九〇
一八五一	辛亥	二（閏十二月）	是歲僧榮西宋より皈朝、抹茶起る○二月公文所を改め政所と爲す○三月左大臣藤原兼房を以て太政大臣と爲す○十二月藤原兼實の攝政を罷め關白と爲す　○閏十二月前左大臣實定薨す。	二	一一九一
一八五二	壬子	三	正月頼朝、鎌倉に永福寺を建つ○平氏の遺臣、藤原忠光、頼朝を狙ひ、捕はれて殺さる○三月十三日後白河法皇崩す、壽六十六、仝十五日、山城國愛宕郡、法住寺法華堂陵に葬る○七月頼朝、征夷大將軍に任じ、府を鎌倉に開く、京都、奈良より工人を召す。	三	一一九二
一八五三	癸丑	四	五月頼朝、富士野に獵す、曾我祐成、弟時宗と共に、父の仇、工藤祐經を殺し、尋で斬らる○東海道の驛路を監し、駿河以西旅人の夜行を警衞せしむ○八月頼朝、弟範賴を殺す。	四	一一九三

紀元	干支	年號	天皇	院政	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	別當	重要記事	支那 帝王	支那 年號	西暦
一八五四	甲寅	五 閏六月								三月、盗、禁内を燒かんとし囚はれ誅せらる○詔して僧榮西の禪宗を禁す。		五	一一九四
一八五五	乙卯	六								三月頼朝入朝す、時に東大寺の再建成る、佛工康慶、運慶、定慶等なり奏して天皇の行幸を請ひ、公卿百官將卒等供奉す○藤原宗清（忠光の弟）頼朝を狙ひ囚はれ、食せすして死す○水鏡、山槐記著、藤原忠親纂す。	寧宗	慶元元	一一九五
一八五六	丙辰	七			藤原基通（關白）					三月左大臣藤原實房罷む○六月平知忠、京師に匿れ兵を集む、事覺はれ、自殺す、是より先き平氏の遺族平忠房、盛嗣等各所に匿れ頼朝を刺さんと圖りしも事成らすして、皆殺され、是に至り餘黨悉く平ぐ○十一月兼實の關白を罷め、基通をして代らしむ○太政大臣藤原兼房罷む。		二	一一九六
一八五七	丁巳	八 閏六月								帝の世、信濃前司行長、平家物語を作る○是の夏天下疫疾流行す。		三	一一九七
一八五八	戊午	九	土御門	後鳥羽	藤原基通（攝政）		藤原兼雅 藤原頼實			正月十一日皇子爲仁を立て、皇太子と爲し、仝日位を皇太子に讓り皇太子受禪、先帝を尊みて太上天皇と稱す、上皇政を聽くこと後白河法皇の例の如し、關白基通攝政たり「土御門天皇」●三月三日、天皇即位、時に年甫めて四歳○十一月右大臣藤原兼雅を左大臣に、權大納言藤原頼實を右大臣に任す○稻毛重成、相摸川に架橋し之を落す、頼朝臨會、歸路馬より落ち疾發る是歳僧西行寂す。		四	一一九八
一八五九	己未	正治元				藤原頼實	藤原良經 藤原家實	源頼家		正月將軍頼朝薨す、年五十三、長子頼家に命して諸國の守護を總督せしむ、時に年十八、母、政子、外祖北條時政、權を擅にす○問註所を設け、三善康信をして執事と爲す○三月僧文覺流さる○律宗の僧、俊芿入宋す○四月廿七日正治と改元す○六月左大臣兼雅罷む、右大臣頼實を太政大臣に、內大臣藤原良經を左大臣に、權大納言藤原家實を右大臣に任す。		五	一一九九
一八六〇	庚申	二 閏二月								正月梶原景時誅せらる○四月十五日皇弟守成親王を立てゝ皇太弟となす○七月前左大臣兼雅薨す。		六	一二〇〇
一八六一	辛酉	建仁元								上皇、和歌所を置く○通具、有家、定家、家隆、雅經等、新古今集を勅撰す○正月城長茂叛す討て之を平ぐ○二月十三日建仁と改元す。		嘉泰元	一二〇一
一八六二	壬戌	二 閏十月			藤原良經（攝政）			頼家將軍に任す		建仁寺建つ、禪宗寺院建築の模範たり、僧榮西を開山と爲し、禪宗を擴む○七月頼家、征夷大將軍に任す○城資盛叛す、討て之を平ぐ○邊民、宋に漂着す、宋主之を送還す○十二月攝政基通罷む、左大臣良經攝政と爲る。		二	一二〇二

藤原家實（攝政 關白）

藤原良經 — 藤原賴實

藤原家實 — 藤原隆忠 — 藤原良輔

藤原隆忠 — 藤原忠經 — 藤原道經 — 藤原良輔 — 藤原公繼

源實朝

北條時政 — 北條義時（執權）

皇紀	干支	年號	天皇	記事	支那年號	西暦
一八六三	癸亥	三		紀行景、蹴鞠を賴家に教ふ○九月平政子（賴朝の夫人、時政の子）北條時政、將軍賴家を幽し、其子一幡及び其舅比企能員を殺し、奏し請ふて賴家の弟實朝を鎌倉の主と爲す○詔して實朝を征夷大將軍に任す○大江廣元、政所の別當を罷め時政代て別當と爲る	三	一二〇三
一八六四	甲子	元久元		二月廿日元を元久と改む ○藤原俊成卒す○三月平氏の餘黨、亂を作す、伐て之を平ぐ○七月北條時政、前將軍賴家を弑す○十一月攝政良經左大臣を罷む ○十二月太政大臣賴實罷め、攝政良經を太政大臣に、右大臣家實を左大臣に、內大臣藤原隆忠を右大臣に任す。	四	一二〇四
一八六五	乙丑	二（閏七月）		正月三日天皇元服し玉ふ○三月、通具、定家等、新古今集を上る○六月時政、圖りて畠山重忠を殺す○閏七月時政、將軍實朝を弑し、女婿源朝雅を立て、將軍と爲さんと謀る、事覺はれて、伊豆北條に放たれ、朝雅、京師に於て殺さる○北條義時（時政の子）鎌倉の執權と爲る。	開禧元	一二〇五
一八六六	丙寅	建永元		三月、盜、攝政良經を殺す○左大臣家實攝政と爲る○四月廿七日建永と改元す○十二月攝政家實關白となる。	二	一二〇六
一八六七	丁卯	承元元		二月家實左大臣を辭し、右大臣隆忠、左大臣に、內大臣藤原忠經、右大臣に任す○前關白兼實、月輪殿と稱す、薨す○六月右大臣忠經罷む○十月廿五日元を承元と改む。	三	一二〇七
一八六八	戊辰	二（閏四月）		二月專修念佛宗を禁じ、僧源空を土佐に、其弟子親鸞を佐渡に流す○上皇劍を好み、又親ら刀を作る、番鍛冶を定め、每月刀を作らしむ○七月藤原道經右大臣に任す○十二月藤原賴實再び太政大臣に任す○是月廿五日皇太弟加冠。	嘉定元	一二〇八
一八六九	己巳	三		正月太政大臣賴實罷む○三月右大臣道經罷む、內大臣藤原良輔右大臣に任す。	二	一二〇九
一八七〇	庚午	四	順德	十一月廿五日天皇位を皇太弟に讓る、全日皇太弟受禪、蓋し上皇之れを強ひられたるに由る、先帝を尊みて太上天皇と稱す。●十二月廿八日天皇即位「後鳥羽上皇の院政故の如し。	三	一二一〇
一八七一	辛未	建曆元（閏正月）		正月女御の藤原立子（良經の女）を立てゝ中宮と爲す○三月九日建曆と改元す○四月僧俊芿、宋より歸り、泉涌寺を造り、律宗を弘通す○鴨長明、實朝に謁す○東海道の守護地頭をして新宿を設けしむ○六月八條院（鳥羽帝皇女暲子內親王二條帝の準母）崩す○八月、清水寺の僧、延曆寺と鬪ふ○十月左大臣藤原隆忠罷む○全月、右大臣良輔を左大臣に、內大臣藤原公繼を右大臣に任す○十一月流人僧源空、親鸞を召し還す。	四	一二一一

紀元	干支	年號	天皇	院政	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	執權	重要記事	支那 帝王	支那 年號	西暦
一八七二	壬申	二								正月僧源空寂す○新制二十一條を頒つ。		五	一二一二
一八七三	癸酉	建保元（閏九月）								泉親衡、先將軍頼家の遺子千壽丸を擁して、兵を擧げ、北條氏を撃んとす、事覺はれて殺さる○五月和田義盛、一族を擧げて北條義時と戰ひ敗死す○八月延暦寺僧徒清水寺僧徒と地を爭ひ戰はんとす○十二月元を建保と改む。○建禮門院（平徳子、高倉帝皇后、清盛の女なり）崩ず。		六	一二一三
一八七四	甲戌	二								是歳和田義盛の子、朝比夷義秀、高麗に入ると傳ふ○四月延暦寺の僧、園城寺を火く○十一月和田義盛の餘黨、先將軍頼家の子僧榮實を挾みて乱を謀る、大江廣元撃て之を撃つ榮實自殺す。		七	一二一四
一八七五	乙亥	三					藤原道家			正月六日北條時政卒す○是歳義時、執權を罷む○十二月右大臣公繼罷め内大臣藤原道家右大臣に任ず。		八	一二一五
一八七六	丙子	四（閏六月）							大江廣元	宋人陳和卿、將軍實朝に謁す○大江廣元執權と爲る。		九	一二一六
一八七七	丁丑	五								實朝、渡宋せんとして果さず（是より先き、實朝、大船を造らしむるに、成りて浮ばず、依りて渡宋を罷む）○十二月我商船、金に漂着す、金主之を送還す。		一〇	一二一七
一八七八	戊寅	六				藤原公房	藤原道家 源實朝			十月内大臣藤原公房太政大臣に將軍實朝内大臣に任ず、○十一月皇子懷成を立て、皇太子と爲す○十二月左大臣良輔薨す、右大臣道家左大臣に、將軍實朝右大臣、左近衞大將に任ず、平政子（實朝の母、時政の女）從二位に叙す。		一一	一二一八
一八七九	己卯	承久元（閏二月）					藤原家道	藤原頼經（鎌倉の主となる）	北條義時	正月將軍實朝、其の姪公曉の爲めに弑せらる、公曉は先將軍頼家の子なり、尋で公曉を殺す、源氏亡ぶ、頼朝、將軍となりしより三代、廿八年なり○三月内大臣藤原家道右大臣に任ず○四月十二日元を承久と改む○七月藤原道家の子頼經（頼朝の姉の夫藤原能保の女婿藤原良經の孫）を請ふて鎌倉の主と爲す、時に年二歳、大江廣元執權を罷め北條義時代る、二位禪尼政子（世に尼將軍と云ふ）義時と共に權を執る、○七月大内の守護、源頼茂乱を謀る、官兵之を伐つ頼茂、火を仁壽殿に放ちて自殺す。		一二	一二一九
一八八〇	庚辰	二								三月大内を造營す○七月鎌倉大風雨。		一三	一二二〇
			仲恭		藤原道家（攝政）	藤原道家				▲四月廿日天皇、位を皇太子に讓る、仝日皇太子受禪、時に年四歳、先帝を尊みて太上天皇と稱す、後鳥羽上皇、朝政を聽く、時に三上皇（後鳥羽、土御門、順徳）あり○家實の關白、公房の太政大臣を罷め、左大臣道家を太政大臣攝政と爲す			

一八八一　辛巳　承久三（閏十月）　後堀河　藤原家實（攝政）

〇五月後鳥羽上皇、義時を討て克たず〇七月義時、三上皇を遷す、後鳥羽を隱岐に、土御門を土佐に、順德を佐渡に遷し〇全九日義時廢立を行ふ、帝九條院に遜れ給ふ、義時、高倉帝の皇子守貞親王の王子、茂仁親王を迎へ立つ。

▲全日茂仁親王踐祚、藤原道家の太政大臣攝政を罷め、前關白藤原家實を攝政と爲す〇是より先き六月始めて兩六波羅を設け、北條時房を南方に、全泰時を北方に居らしめ以て京師を鎭せしむ〇和歌、蹴鞠の達人藤原雅經薨す〇八月皇父守貞親王を尊みて太上法皇と申す〇閏十月右大臣家道を左大臣に、前右大臣藤原公繼を右大臣に任ず。

〇十二月一日天皇即位、攝政家實を太政大臣に任ず。

宋　寧宗　一四　一二二一

一八八二　壬午　貞應元　藤原家實　藤原公經

正月三日天皇加冠〇四月十三日元を貞應と改む〇家實太政大臣を辭す〇坂東五千人漸く院宣を賜ひ得たり、文學衰ふ〇八月内大臣藤原公經を太政大臣に任ず〇是歲僧日蓮生る。

一五　一二二二

一八八三　癸未　二　藤原家實（關白）

二月女御藤原有子（公房の女）を立て、中宮と爲す〇四月公經、太政大臣を罷む〇僧道元、入宋して禪を學ぶ、尾張瀨戸燒中祖加藤四郎左衞門景正、隨ひ往く〇五月十四日太上法皇崩ず、壽四十五、北白河に葬る〇十二月藤原家實、攝政を罷め、關白と爲る。

一六　一二二三

一八八四　甲申　元仁元（閏七月）　北條泰時

六月義時卒し、泰時執權〇全月北條時氏六波羅北方に鎭す〇全南方、北條時房鎌倉に赴り時盛之に代る〇政子、義時の領地を泰時等に與ふ〇八月左大臣公繼左大臣家道罷む〇十一月元を元仁と改む〇十二月右大臣公繼を左大臣に、内大臣藤原師經を右大臣に任ず〇是歲僧親鸞始めて一向宗を唱ふ。

一七　一二二四

一八八五　乙酉　嘉祿元

四月廿日元を嘉祿と改む〇六月大江廣元卒す〇七月前太政大臣賴實薨す〇二位禪尼平政子薨す〇前左大臣實房薨す〇十月新制三十六條を下す。

理宗　寶慶元　一二二五

一八八六　丙戌　二　賴經將軍に任ず

正月賴經征夷大將軍に任ず〇四月鎌倉大地震〇八月太政官文殿火く〇是歲地屢震ふ。

二　一二二六

一八八七　丁亥　安貞元（閏三月）

正月左大臣公繼罷む、尋で薨す〇邊民、高麗に寇す、高麗使を遣し、之を禁せんと乞ふ〇四月右大臣師經罷む、内大臣藤原良平を左大臣に、權大納言藤原教實を右大臣に任ず〇是月京師大火内裡に及ぶ〇高麗の使、太宰府に來る、捕へて之を斬る〇十二月元を安貞と改む。

藤原良平　藤原教實

三　一二二七

一八八八　戊子　二　藤原道家（關白）

四月南都の衆徒、多武峰を火く〇九月七條院（後鳥羽帝の御母）崩ず〇十二月關白家實罷む、前攝政左大臣道家關白と爲る。

紹定元　一二二八

紀元	干支	年號	天皇	院政	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	執權	重要記事	支那 帝王	支那 年號	西暦
一八八九	己丑	寛喜元								三月五日寛喜と改元す○前右大臣藤原忠經薨す。		二	一二二九
一八九〇	庚寅	二(閏正月)								四月六波羅北條時氏卒す、北條重時代る○米一石の價を永一貫文に定む○賴家の女(二十八)を以て賴經(十三)の室と爲す○新に諸國に莊園を置くを禁す。		三	一二三〇
一八九一	辛卯	三			藤原教實(關白)		藤原教實 / 藤原兼經			四月左大臣良平罷む、右大臣教實を左大臣に、內大臣藤原兼經を右大臣に任す○七月藤原道家の關白を罷め、左大臣教實を關白と爲す○是歲天下大に饑ゆ○十月十一日土御門上皇阿波に崩す、壽卅七、全國畢浦の陵に葬る、後ち山城國葛野郡金原法華堂陵に改め葬る○十月皇子秀仁親王を立て、皇太子と爲す。		四	一二三一
一八九二	壬辰	貞永元(閏九月)	四條	後堀河	藤原教實(攝政)					四月二日貞永と改元す○八月泰時、師員、康俊等、貞永式目五十條を定む、永く武家法律の寶鑑たり○十月四日天皇位を皇太子に讓る、全日皇太子受禪、關白教實攝政たり○十二月二日藤原定家、新勅撰和歌集を上る。●十二月五日天皇即位、帝時年甫めて二歲、先帝を尊みて太上天皇と號す、後堀河上皇政を聽く。		五	一二三二
一八九三	癸巳	天福元								四月十五日元を天福と改む○興福、延暦、兩寺の僧徒爭ふ○五月前攝政基通薨す。		六	一二三三
一八九四	甲午	文暦元								五月二十日、仲恭天皇崩す、壽十七、○八月六日後堀河上皇崩す、壽二十三、全十一日山城國愛宕郡東山觀音寺傍陵に葬る○十一月五日文暦と改元す。	端平元		一二三四
一八九五	乙未	嘉禎元(閏六月)			藤原道家(攝政)		藤原兼經 / 藤原實氏			三月攝政教實罷め、尋て薨す、道家復た攝政となる○僧、圓爾入宋す○是歲興福寺の僧、石清水神人と爭ふ○九月十九日嘉禎と改元す○十月右大臣兼經を左大臣に、內大臣藤原實氏を右大臣に任す。		二	一二三五
一八九六	丙申	二					藤原良實			二月北條泰時使を遣し興福寺の僧徒を諭す、僧徒提服す○救して石清水の神領田福を除く○四月右大臣實氏罷む、六月內大臣藤原良實を右大臣に任す○九月興福寺の僧徒、城を築き、戰具を修す、泰時櫨りに大和の守護を罷き、地頭を莊園に補す、僧徒漸くに城を棄て兵を解く。		三	一二三六
一八九七	丁酉	三			藤原兼經(攝政)					三月攝政道家罷む、左大臣兼經攝政となる。	嘉熙元		一二三七
一八九八	戊戌	暦仁元(閏二月)				藤原良平	藤原良實 / 藤原實親			二月將軍賴經入朝す○六月兼經、左大臣を罷む○七月前左大臣良平を太政大臣に、右大臣良實を左大臣に、大納言藤原實親を右大臣に任す○十一月北白河院(後堀河帝御母、藤原陳子、基家の女なり)崩す○十二月廿三日暦仁と改元す。		二	一二三八

紀元	干支	年號	天皇	上皇	攝政關白	太政大臣	左大臣	右大臣	將軍	執權	記事	宋	西暦
一八九九	己亥	延應元									正月太政大臣良平罷む○二月七日延應と改元す○六波羅の早飛脚、四日にして鎌倉に達す○二月廿二日後鳥羽法皇隠岐に崩ず、壽六十、仝廿六日同國隠岐郡苅田山陵に葬る、後ち山城愛宕郡大原法華堂陵に改め葬る。	三	一二三九
一九〇〇	庚子	仁治元				藤原兼經		藤原實經			三月前左大臣良平薨ず○七月十六日仁治と改元す○九月右大臣實親罷む○十月藤原實經右大臣に任ず○高麗、書を致す、無禮なり、尋で還に寇す○北條時房卒す○十一月攝政兼經太政大臣に任ず。	四	一二四〇
一九〇一	辛丑	二									二月後鳥羽天皇を大原法華堂陵に改葬す○藤原定家卒す、定家の後、二條、冷泉の兩家となり、永く歌宗たり○武藏野に水田を開くを定む○十二月兼經太政大臣を罷む○正月僧圓爾、（東福寺の開祖）宋より歸朝し、崇德寺、承天寺を創む。	淳祐元	一二四一
一九〇二	壬寅	三	後嵯峨		藤原兼經（關白） 藤原實經（關白）					北條經時	正月九日天皇崩ず、壽十二、義時土御門上皇の第四皇子邦仁親王を立つ、仝廿日邦仁親王踐祚、攝政兼經關白となる、仝廿五日四條天皇を山城國東山泉涌寺後山陵に葬る。○三月十八日天皇即位、兼經の關白を罷め、左大臣良實（二條家）を關白と爲す○六月執權泰時卒す、孫經時（時氏の子）代りて執權と爲る○六波羅南方時盛卒す○九月十二日順德上皇、佐渡に崩ず、壽四十六、仝十三日同國佐渡郡眞野山陵に葬る、後ち山城國愛宕郡大原法華堂陵に改め葬る○十二月前關白家實薨ず。	二	一二四二
一九〇三	癸卯	寛元元（二月）									二月廿六日寛元と改元す○藤原道家、東福寺を建つ、僧圓爾（諡號聖一國師）開基○我商、高麗の漂民を送り、金州に至り貿易す○八月皇子久仁を立て皇太子と爲す。	三	一二四三
一九〇四	甲辰	二					藤原實經	藤原兼平	藤原賴嗣		四月將軍賴經北條經時の爲に職を解かれ、其子賴嗣襲で征夷大將軍に任ず（五月）年甫めて六歳○六月良實左大臣を罷め、右大臣實經左大臣に、內大臣藤原兼平右大臣に任ず○八月前太政官公經薨す。	四	一二四四
一九〇五	乙巳	三									是歳天變頻に見はる、四月廿二社に奉幣して天變を禳ふ○五月前右大臣隆忠薨ず。	五	一二四五
一九〇六	丙午	四（閏四月）	後深草	後嵯峨	藤原實經（關白） （攝政）	藤原實氏				北條時賴	正月廿八日藤原良實罷め、左大臣實經（一條家）關白となる○同廿九日天皇位を皇太子に讓る、同日皇太子受禪○關白實經攝政なり○二月十三日先帝を尊みて太上天皇と稱す、○三月四日前左大臣藤原實氏太政官に任ず○三月十一日天皇即位、時に年甫めて四歳、後嵯峨上皇、朝政を聽く、左大臣實經攝政故の如し○閏四月執權經時卒す、北條時賴（經時の弟）執權と爲る、○宋僧道隆歸化す○京師	六	一二四六

紀元	干支	年號	天皇	院政	攝政 關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	執權	重要記事	支那 帝王	支那 年號	西暦
						源通光	藤原兼平（左） 藤原忠家（右）			より鎌倉まで旅行十八日を要す、宿驛は粟田口、鏡野路、馬塲、垂井、墨俣、萱津、矢作、豐川、橋本、池田、掛川、嶋田、手越、蒲原、木瀨川、鮎澤等なり○十二月太政大臣實氏罷む、源通光を太政大臣に任す、左大臣實經罷め、右大臣兼平左大臣に、內大臣藤原忠家右大臣に任す○時賴、青砥藤綱を任用す。			
一九〇七	丁未	寶治元			藤原兼經（攝政）					正月攝政實經を罷め、前關白兼經を攝政と爲す○二月廿八日寶治と改元す○六月時賴、安達景盛、其子義景等と謀り、三浦泰村を殺す、三浦氏亡ふ○出雲大社建つ○七月六波羅北方北條重時罷む、北條長時六波羅北方に鎭す。		七	一二四七
一九〇八	戊申	二 閏十二月								正月太政大臣源通光罷む尋で薨す。		八	一二四八
一九〇九	己酉	建長元								二月閑院內裡火く○三月十八日建長と改元す ○時賴、建長寺を鎌倉に創す、宋の歸化僧道隆（諡號大覺禪師）開基○八月前太政大臣公房薨す○十月沽價の法を定む。		九	一二四九
一九一〇	庚戌	二								四月閑院內裏を造營す ○六月沽價法を下す ○鎌倉の地震ふ。		一〇	一二五〇
一九一一	辛亥	三 閏九月								六月閑院內裡成る○十月藤原爲家、續後撰和歌集を上る。		一一	一二五一
一九一二	壬子	四			藤原兼平（攝政）	藤原兼平	藤原道長（左） 藤原道長（右） 藤原定雅（右）	宗尊親王		二月征夷將軍賴嗣廢せらる（賴嗣父賴經、北條氏を滅さんと圖る事覺はる）○前攝政左大臣道家薨す○三月時賴、後嵯峨上皇の皇長子宗尊親王を請ふて鎌倉の主と爲す○四月宗尊親王征夷大將軍に任す○七月右大臣忠家罷む、內大臣藤原道長右大臣に任す○十月兼經の攝政を罷め、左大臣兼平（鷹司家）を以て攝政と爲す ○十一月兼平太政大臣に任す右大臣道長を左大臣に、內大臣藤原定雅を右大臣に任す○五攝家（近衞、九條、一條、二條、鷹司）の始め、攝家の權衰ふ。		一二	一二五二
一九一三	癸丑	五				藤原實基				七月新制十八條を下す○是歲日蓮始めて法華宗を唱ふ○十一月攝政兼平太政大臣を罷む、前內大臣實基太政大臣に任す。		寶祐元	一二五三
一九一四	甲寅	六 閏五月			（關白）		藤原公相（右）			二月太政大臣實基罷む○十一月右大臣定雅罷む ○十二月內大臣藤原公相右大臣に任ず、兼平攝政を罷め關白となる		二	一二五四
一九一五	乙卯	七								二月三品雅成親王、後鳥羽帝の皇子、薨す。		三	一二五五

一九一六	丙辰	康元元								北條長時	三月長時六波羅北方を罷む○六月北條時茂、長時に代りて六波羅（北方）を衛る○八月前の將軍藤原賴經卒す、年三十九○九月前將軍藤原賴嗣卒す年十八○十月五日康元と改元す○十一月執權時賴疾の爲め入道して最明寺と稱し、退隱し、職を長時（義時の孫）に讓る○長時執權。	四	一二五六
一九一七	丁巳	正嘉元 閏三月					藤原公基				三月十四日正嘉と改元す○七月承明門院（後鳥羽帝の皇后源在子）崩す、○八月鎌倉の地大に震ふ○十一月右大臣公相罷め、内大臣藤原公基を右大臣に任ず。	五	一二五七
一九一八	戊午	二					藤原實雄				四月延暦、園城の兩寺爭ふ○八月七日皇弟恒仁親王を立て皇太子と爲す○八月右大臣公基罷む○十一月内大臣藤原實雄を右大臣に任ず。	六	一二五八
一九一九	己未	正元元 閏十月	龜山			藤原公相					正月前右大臣師繼薨す○三月廿八日元を正元と改む○五月後嵯峨院内裡を火く○八月廿九日皇太弟加冠○十一月廿六日天皇位を皇太弟に讓る、同日受禪、左大臣道長罷む、前右大臣公相左大臣に任ず。○十二月廿八日天皇即位、先帝を尊みて太上天皇と申す、（又後嵯峨上皇を本院、後深草上皇を新院とも稱す）後嵯峨上皇政を聽く、關白兼平故の如し。	開慶元	一二五九
一九二〇	庚申	文應元									四月十三日文應と改元す○日蓮の布教○宋僧、普寧、歸化す○高麗、我海寇を訴ふ○十二月帝始めて萬機に臨む。	景定元	一二六〇
一九二一	辛酉	弘長元		藤原良實（關白）		藤原實雄	藤原基平				二月廿日弘長と改元○左大臣公相罷む。○三月右大臣實雄を左大臣に、内大臣藤原基平を右大臣に任ず○四月、日蓮を伊豆に流す○關白兼平罷む、前關白良實復た關白となる○十二月前左大臣公相太政大臣に任ず。	二	一二六一
一九二二	壬戌	二 閏七月			藤原公相						七月太政大臣公相罷む○十一月一向宗の祖、親鸞寂す。	三	一二六二
一九二三	癸亥	三				藤原實經					三月左大臣實雄罷む○八月前左大臣實經復任○十一月北條時賴卒す、年三十七。	四	一二六三
一九二四	甲子	文永元								北條政村	二月廿六日文永と改元す○七月執權長時職を罷む、八月北條政村執權となる時宗連署○十一月北條時輔六波羅南總に鎭す○日蓮再び佐渡に流さる。	五	一二六四
一九二五	乙丑	二 閏四月		藤原實經（關白）		藤原基平	藤原基忠				四月左大臣實經、良實に代りて關白と爲る○十月實經左大臣を罷む、右大臣基平左大臣に、内大臣藤原基忠右大臣に任ず○十二月藤原爲家纘古今和歌集を上る○前太政大臣藤原實基薨す○藤原信實薨す詣歌の達人なり○僧普寧宋に皈る。	度宗 咸淳元	一二六五
一九二六	丙寅	三						惟康親王			七月將軍宗尊親王北條時宗に廢せられ、其子惟康親王征夷將軍に任ず、年甫めて三歳○僧曉元入宋す。	二	一二六六

紀元	干支	年號	天皇	院政	攝政關白	太政大臣	左大臣	右大臣	征夷將軍	執權	重要記事	支那 帝王	支那 年號	西曆
一九二七	丁卯	四			藤原基平(關白)						○是歲東鑑成る○紹明、宋より皈朝す○十月前太政大臣藤原公相薨す○十二月關白實經罷む、左大臣基平關白となる		三	一二六七
一九二八	戊辰	閏正月 五			藤原基忠(關白)		藤原基忠	藤原家經		北條時宗	二月蒙古書を奉じ通好を求む、高麗時宗に方物を献ず、書辭不遜答へず○三月執權政村罷め、時宗執權となる、時に年十八○蒙古の使來る、時宗之を卻く○使を大廟諸社に遣し蒙古の難を告ぐ○慈實、宋より皈朝す○八月廿五日皇子世仁親王を立て、皇太子と爲す ○七月關白左大臣基平薨す、右大臣基忠左大臣となり 內大臣藤原家經右大臣と爲る○十二月左大臣基忠關白となる。		四	一二六八
一九二九	己巳	六					藤原家經	藤原通雅			春元使對馬人二人を拉し去る、尋で太宰府に來り牒を返し答書を求む之を拒む ○三月關白基忠左大臣を罷む○四月右大臣家經を左大臣に內大臣藤原通雅を右大臣に任す ○五月高麗の漂民を送還す ○六月前太政大臣實氏薨す○九月高麗國書を致す報せず○宋僧正念來る。元僧子曇來る。		五	一二六九
一九三〇	庚午	閏九月 七									正月六波羅北廳北條時茂卒す ○十一月前關白左大臣良實薨す。		六	一二七〇
一九三一	辛未	八						藤原師忠			三月右大臣通雅罷め內大臣藤原師忠右大臣に任す○九月、元使趙良弼、太宰府に來る、時宗之を逐ひ返す○高麗、蒙古の來寇を告ぐ、西陲に命じて警備せしむ○十一月北條義宗六波羅北廳に鎭す ○十二月使を伊勢太廟に遣し、蒙古難を奉告す。		七	一二七一
一九三二	壬申	九									二月、時宗、義宗をして、六波羅南方時輔(時宗の兄なる)を殺さしむ○高麗又蒙古の爲めに書を致す ○二月十七日後嵯峨法皇崩す、壽五十三、仝十九日、山城國葛野郡龜山殿新御堂淨金剛院陵に葬る○爾後兩統互立の遺賜あり(後深草龜山の兩統)○是歲本願寺建つ。		八	一二七二
一九三三	癸酉	閏五月 一〇			藤原忠家(關白)						○五月基忠關白を罷め前右大臣藤原忠家關白となる ○北條政村卒す○元使又來る○日蓮、佐渡より還る○八月前左大臣藤原實雄薨す。		九	一二七三
一九三四	甲戌	一一	後宇多	龜山	(攝政) 藤原家經(攝政)						正月廿六日天皇位を皇太子に讓る、仝日受禪、先帝を尊みて太上天皇と稱す、上皇政を聽く、關白忠家攝政となる。●三月廿六日天皇即位、時に年甫めて八歲○六月攝政忠家罷め、左大臣家經、攝政となる○七月廿九日先將軍宗尊親王薨す、年三十三○十月蒙古兵、壹岐、對馬を襲擊し、宗助國、平經高等戰歿す、尋で筑前に寇す、太宰府の兵擊て走らす之を文永の役と云ふ○前右大臣藤原公基薨す。		一〇	一二七四

一九三五	乙亥	建治元		藤原兼平（攝政）	藤原通雅	藤原師忠	藤原忠教			四月廿八日建治と改元す○蒙古の使、杜世忠等來る、太宰府之を鎌倉に送る、○六月前攝政忠家薨す○八月前右大臣通雅太政大臣に任す○九月時宗元使を斬る、○十月攝政右大臣家經罷められ、藤原兼平攝政となり○十一月始めて九州に探題を置く、北條實政を以て之れに補す○十一月五日後深草上皇の皇子煕仁親王を立てゝ皇太子と爲す、○十二月右大臣師忠左大臣に、内大臣藤原忠教右大臣と爲る○十二月北條時國に六波羅南廳を鎭せしむ。	恭帝	德祐元	一二七五
一九三六	丙子	閏三月 二			藤原兼平					三月太政大臣通雅罷む、五月薨す○僧、一遍、始めて時宗を唱ふ○興福寺の僧、神木を動かす○十二月攝政兼平太政大臣に任す○十二月北條義宗罷む。		景炎元	一二七六
一九三七	丁丑	三								四月兼平太政大臣を罷む○祇園神輿を動かす○六月宋にある我商船難を避けて逃げ皈る○十二月十九日皇太子加冠。	端宗	二	一二七七
一九三八	戊寅	弘安元 閏十月		（關白）						正月北條時村來りて六波羅北廳を衛る、○二月廿九日弘安と改元す○十二月（或は曰く正月）兼平の攝政を罷めて、關白となす○藤原爲氏、續拾遺和歌集を上る○延暦寺、清水寺、神輿を動かす○僧、圓爾寂す（聖一國師號の始め）○僧、圓爾寂す。	衛王	祥興元	一二七八
一九三九	己卯	二								六月、時宗、蒙古の使、周福等を博多に斬る○十月時宗、兵を筑紫に遣し、蒙古に備ふ。	元世宗	至元一六	一二七九
一九四〇	庚辰	三								大に西海の兵備を修め、勅使は、神社を祈り、東兵、禁闕を守る○國師號の始（圓爾を聖一國師と謚す）。		一七	一二八〇
一九四一	辛巳	閏七月 四								五月蒙古大擧（十四萬）して來襲す我兵屢々戰ふて克たず、○閏七月大に蒙古兵を破る生て還る者三人（實は生て高麗に逃る者三万三千余人なり）○七月戰全く止む○十月興福寺の僧侶、春日の神木を奉じ、石淸水神戸を訴へ、御旅を切るに至る。		一八	一二八一
一九四二	壬午	五								時宗、圓覺寺を建て、僧祖元を以て開山とす○法華宗の開祖日蓮寂す。		一九	一二八二
一九四三	癸未	六								正月、延暦寺の僧徒、禁闕を犯す○四月時宗、北條業時をして連署せしむ。		二〇	一二八三
一九四四	甲申	閏四月 七							北條貞時	四月時宗卒す、年三十七○六月六波羅南方時國罷む○七月貞時（時宗の子）執權と爲る、時に年十四○十月貞時、時國を殺す（時國六波羅南方に任りて威名貞時より重し、六月貞時事に托して鎌倉に誘致し、之を常陸に放ち後ち遂に殺す）○十二月北條兼時六波羅南廳に鎭たり。		二一	一二八四

紀元	干支	年號	天皇	院政	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	執權	重要記事	支那 帝王	支那 年號	西暦
一九四五	乙酉	八				藤原基忠				四月前關白基忠太政大臣に任す○十一月貞時、安達泰盛父子を殺す、○元蒙古主再擧を謀り遂に罷む是れより隣交全く絶つ、		二二	一二八五
一九四六	丙戌	閏十二月 九								是歳宇治十三重塔建つ○僧祖元寂す。		二三	一二八六
一九四七	丁亥	一〇		後深草	藤原師忠					八月六波羅北方時村罷め、南方北條兼時之れに代る○太政大臣基忠罷む、關白兼平罷め、左大臣師忠關白と爲る○十月廿一日天皇讓位、同日皇太子受禪、先帝を尊みて太上天皇と稱す、後深草上皇、龜山上皇に代りて朝政を聽く（時に三上皇あり後深草、龜山、後宇多）。		二四	一二八七
一九四八	戊子	正應元	伏見				藤原忠教 藤原家基			二月北條盛房六波羅南廳の鎭となる。○三月十五日天皇即位、○四月廿八日正應と改元す○六月關白師忠左大臣を罷む、○七月右大臣忠教を左大臣に内大臣藤原家基右大臣に任す。		二五	一二八八
一九四九	己丑	閏十月 二			藤原家基	藤原基具		久明親王		四月廿五日皇子胤仁を立てて皇太子と爲す、○關白師忠罷め、右大臣家基關白と爲る○儀同三司藤原基具太政大臣に任す、○九月貞時將軍惟康王を逐ふ（時人云ふ將軍京師に流さると）、○家基右大臣を罷む○十月貞時、後深草上皇第三の皇子久明親王を請ふて征夷大將軍と爲す、○内大臣藤原兼忠右大臣に任す。		二六	一二八九
一九五〇	庚寅	三					藤原兼忠			正月賊淺原爲頼亂を起し禁中に入り、衞士に圍まれ紫宸殿上に自殺す○十一月貞時北條時輔を誅す。		二七	一二九〇
一九五一	辛卯	四			藤原忠教	藤原實兼				三月太政大臣基具罷む、五月家基の關白を罷め左大臣忠教を關白と爲す○十二月忠教左大臣を罷む、○前内大臣藤原實兼を太政大臣に、右大臣兼忠を左大臣に内大臣藤原兼基を右大臣に任す○高麗、金有成、我漂民を送り來る○後深草院政を罷め玉ひ天皇始めて政事を親らす。		二八	一二九一
一九五二	壬辰	閏六月 五					藤原兼忠 藤原兼基			十二月太政大臣實兼罷む。		二九	一二九二
一九五三	癸巳	永仁元			藤原家基					正月六波羅北廳兼時罷む○二月關白忠教罷め、家基代る○三月北廳兼時鎭西探題となる○四月北條久時、六波羅北廳を衞る○鎌倉の地大に震ふ○南禪寺を創む○八月三日永仁と改元す○十二月前攝政左大臣實經薨す。		三〇	一二九三
一九五四	甲午	二								八月前關白太政大臣基平薨す。		三一	一二九四
一九五五	乙未	閏二月 三								四月鎭西探題、北條兼時罷む。	成宗	元貞元	一二九五

皇紀	干支	年號	天皇	上皇	攝政關白	太政大臣	左大臣	右大臣	内大臣	執權	記事	元	西暦
一九五六	丙申	四			藤原兼忠(關白)		藤原兼基	藤原師教			六月關白家基罷む、尋て薨す○七月左大臣兼忠關白さなる○十一月故源範頼の裔、吉見義世乱を謀る執へて之を殺す○十二月兼忠左大臣を罷む、右大臣兼基左大臣に内大臣藤原師教右大臣に任ず。	二	一二九六
一九五七	丁酉	五(閏十月)									五月六波羅南廳北條盛房罷む○六月北條宗方、久時に代りて六波羅北廳を衛る○七月大佛宗宣南廳に鎭す。	大德元	一二九七
一九五八	戊戌	六	後伏見	伏見	(攝政)						七月廿二日天皇讓位、仝日皇太子受禪、先帝を尊みて太上天皇さ稱す、時に四上皇(後深草、龜山、後宇多、伏見)あり關白兼忠攝政たり○法燈國師寂す○爲兼流さる○八月十日後宇多上皇の皇子邦治親王を立て、皇太子さ爲す。●十月十三日天皇即位、年甫めて十歲、伏見上皇政を聽く○十二月攝政兼忠罷め、左大臣兼基攝政さなる。	二	一二九八
一九五九	己亥	正安元			藤原兼基(攝政)	藤原公守 藤原兼基	藤原師教	藤原公衡 藤原公孝			四月廿五日正安さ改元す○兼基左大臣を罷む○右大臣師教左大臣に内大臣藤原公衡右大臣に任ず○六月前内大臣藤原公守太政大臣に任ず○元の僧一寧一山、博多に來る、之を伊豆に置く○十月公守太政大臣を罷む○十一月攝政兼基太政大臣に任ず○十二月右大臣公衡罷め、前内大臣藤原公孝右大臣に任ず。	三	一二九九
一九六〇	庚子	二(閏七月)			(關白)						四月兼基太政大臣を罷む、○閏七月西大寺の僧、叡尊に號、興正菩薩を賜ふ、菩薩號の始め○十一月六波羅北方北條宗方罷む○十二月攝政兼基を關白さなす。	四	一三〇〇
一九六一	辛丑	三	後二條	後宇多		源定實				北條師時	正月廿一日天皇讓位、仝日皇太子受禪、先帝を尊みて太上天皇さ稱す、時に五上皇あり(後深草、龜山、後宇多、伏見、後伏見)○是歳元兵、薩摩に寇す、擊ちて之を郤く。●三月廿四日天皇即位、後宇多上皇政を聽く○六月前内大臣源定實太政大臣に任ず○北條基時六波羅北廳に鎭す○八月貞時剃髮職を師時に讓る、時村連署す然れども猶政に與る○前攝政左大臣兼忠薨す○仝廿四日伏見上皇の皇子富仁親王を立て、皇太子さなす。	五	一三〇一
一九六二	壬寅	乾元元				藤原公孝		藤原冬平			正月六波羅南方宗宣罷む、七月金澤貞顯これに代る○七月太政大臣定實罷む○十月六波羅北方基時罷む○十一月廿一日乾元さ改元す○右大臣公孝太政大臣に、内大臣藤原冬平右大臣に任ず○是歳最勝國寺建つ、開山、玄惠は太平記庭訓往來の著者なり。	六	一三〇二
一九六三	癸卯	嘉元元(閏四月)									八月五日嘉元さ改元す○十二月藤原爲世、續後撰和歌集を上る。	七	一三〇三
一九六四	甲辰	二			藤原内實(内覽)						三月太政大臣公孝罷む○七月十六日後深草法皇崩す、壽六十二仝十七日山城國紀伊郡深草法華堂陵に葬る○藤原内實文書内覽を許され、尋て罷む○十二月北條時範六波羅北方に鎭す。	八	一三〇四

紀元	干支	年號	天皇	院政	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	執權	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦
一九六五	乙巳	三 閏十二月			藤原師教（關白）		藤原冬平 藤原家平			四月兼基關白を罷め、左大臣師教關白となる○貞時の從弟宗方、將軍の命を矯めて、時村を殺し、尋で誅せらる○七月前太政大臣公孝薨す○九月十五日龜山法皇崩ず、壽五十七、仝十七日山城葛野郡龜山殿深草法華堂陵に葬る○十二月左大臣師教罷む、右大臣冬平左大臣に、内大臣藤原家平右大臣に任ず。		九	一三〇五
一九六六	丙午	德治元				藤原實家				三月前太政大臣定實薨す○十二月前内大臣藤原實家太政大臣に任ず○仝月十四日德治と改元す。		一〇	一三〇六
一九六七	丁未	二								貞時微行す○八月六波羅北方北條時範卒す○興福寺の僧徒強訴す○邊民、元の一城を燒く。		一一	一三〇七
一九六八	戊申	延慶元 閏八月	花園	伏見	（攝政） 藤原冬平（攝政）			守邦親王		八月貞時、久明親王を廢し、其子守邦王を將軍と爲す年僅に七歲○八月廿五日天皇崩ず、壽二十四、仝廿六日皇太子踐祚、仝廿八日後二條天皇を山城愛宕郡北白河陵に葬る○伏見上皇政を聽く、關白師教攝政となる○九月十九日後宇多第二の皇子尊治親王を立て、皇太子と爲す、○十月九日延慶と改元す。○十一月十六日天皇即位、攝政師教罷め、左大臣冬平攝政となる○是月大佛貞房六波羅南方に鎭す。	武宗	至大元	一三〇八
一九六九	己酉	二				藤原信嗣	藤原公衡 藤原家平 藤原道平			正月六波羅南方金澤貞顯罷む○三月冬平左大臣を罷む、前右大臣藤原公衡左大臣に任ず○六月左大臣公衡罷む○延曆寺の僧徒、日吉神輿を奉して入京す○十月太政大臣實家罷め、前内大臣藤原信嗣太政大臣に任ず、右大臣家平左大臣に、内大臣藤原道平右大臣に任ず○十一月六波羅南方貞房卒す。		二	一三〇九
一九七〇	庚戌	三				藤原冬平				六月金澤定顯六波羅北方に鎭す、○十二月信嗣太政大臣を罷め、攝政冬平太政大臣に任ず○是歲北條時敦六波羅南方に鎭す。		三	一三一〇
一九七一	辛亥	應長元 閏六月			（關白）				北條宗宣	三月攝政冬平關白となる、前太政大臣信嗣薨す○四月廿八日應長と改元す○冬平太政大臣を罷む○宇治橋燒く○九月執權師時卒す、年三十七○十月貞時卒す、年四十一、其子高時年僅に九歲、依て、北條宗宣、執權職を襲ぎ、熙時連署す。		四	一三一一
一九七二	壬子	正和元							北條熙時	三月廿日正和と改元す○藤原爲兼玉葉和歌集を撰す○六月執權宗宣卒す、熙時代る、北條氏の家宰長崎圓喜、時に漸く威あり。	仁宗	皇慶元	一三一二

一九七三	癸丑	二		後伏見	藤原家平(關白)		藤原道平	藤原經平		七月冬平の關白を罷め、左大臣家平を關白と爲す○十月後伏見上皇代つて政を聽く○十二月家平、左大臣を罷め、右大臣道平左大臣に、内大臣藤原經平左大臣に任す。			二一三一二
一九七四	甲寅	閏三月 三								閏三月石淸水の神人強訴す ○十月六波羅北方金澤定顯罷む。		延祐元	一三一四
一九七五	乙卯	四			藤原冬平(關白)				北條基時	○七月(或は八月)執權熈時卒す、北條基時之れに代る、北條貞時連署す○六月北條時敦六波羅北方に遷る○九月大佛維貞六波羅南方に鎭す○九月家平の關白を罷め、冬平再び關白と爲る○前左大臣公衡薨す。		二	一三一五
一九七六	丙辰	閏十月 五			藤原道平(關白)		藤原經平	藤原實泰	北條高時	七月執權基時罷め、高時之れに代る○金澤貞顯、文庫を建つ○八月關白冬平罷む、左大臣道平關白となる○十月道平左大臣を罷む、右大臣經平左大臣に、内大臣藤原實泰右大臣に任す。		三	一三一六
一九七七	丁巳	文保元						藤原公顯		二月三日文保と改元す○六月右大臣實泰罷む、内大臣藤原公顯右大臣に任す○九月三日、伏見法皇崩す、壽五十三、全四日山城葛野郡迹華峯寺傍山陵に葬る○十二月公顯罷む。		四	一三一七
一九七八	戊午	二	後醍醐	後宇多法皇	藤原内經(關白)	藤原實重	藤原實泰	藤原家定		二月廿六日天皇讓位全日皇太子踐祚、先帝を尊みて太上天皇と稱す○後宇多法皇政を聽く○三月九日皇姪邦良親王(後二條帝皇子)を立てて皇太子と爲す。●三月廿九日即位、六月左大臣經平薨す○八月前右大臣實泰を左大臣に、内大臣藤原家定を右大臣に任じ、前内大臣藤原實重を太政大臣に任す○十二月道平關白を罷め、内大臣藤原内經代りて關白となる。		五	一三一八
一九七九	己未	元應元 閏七月				源道雅		藤原房實		四月廿八日元應と改元す○右大臣家定罷む○七月藤原房實右大臣に任す○八月藤原嬉子(藤原實兼の女)を立てて中宮と爲す○十月太政大臣實重罷め、前内大臣源道雅太政大臣に任す。		六	一三一九
一九八〇	庚申	二								四月藤原爲世、續千載和歌集を上る○五月六波羅北方北條時敦卒す、前攝政師教薨す○鎌倉内管領高資權威あり○僧、圓旨、元光、元に入る。		七	一三二〇
一九八一	辛酉	元亨元								二月廿五日元亨と改元す○十一月北條範貞、來つて六波羅北方に鎭す○元僧、楚俊來る○十二月法皇政を罷め、記錄所を復し、天皇親ら訟を聽き玉ふ。	英宗	至治元	一三二一
一九八二	壬戌	閏五月 二					藤原房實	藤原兼季		春陸奥安藤季長乱を作す、高時之を討て克たず○八月實泰左大臣を罷む、右大臣房實左大臣に、大納言藤原兼季右大臣に任す○詔して五經、三史を講ぜしむ○僧、師錬(虎關)元亨釋書を上る、僧史の始り、上木の時、官、田を給す○夏大旱○九月前太政大臣實兼薨す。		二	一三二二

紀元	干支	年號	天皇	北朝天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	執權	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦
一九八三	癸亥	三			藤原房實（關白）		藤原實泰			三月關白內經罷む、左大臣房實代て關白となる○五月道雅太政大臣を罷む○高時、田樂鬪犬の遊を爲す○六月關白房實左大臣を罷む、前左大臣實泰再任○七月右大臣兼季罷む○十一月前關白冬平太政大臣に任す、關白房實罷む○元亨中、唐津、米量燒、始る。		三	一三二三
一九八四	甲子	正中元				藤原冬平	藤原冬教 藤原經忠			左大臣實泰罷む○四月內大臣藤原冬教左大臣に、藤原經忠右大臣に任す○六月廿五日後宇多法皇崩す、壽五十八、仝廿八日山城葛野郡蓮華峰寺山陵に葬る、○五月前關白家平薨す○八月六波羅南廳大佛維貞罷む、○十一月金澤貞將之れに代る。	晉宗	泰定元	一三二四
一九八五	乙丑	閏正月 二			藤原冬平（關白）					九月帝、資朝、俊基、賴兼、國長等に詔して北條氏を滅するを謀る○高時、賴兼、國長を殺す○十二月九日正中と改元す○太政大臣冬平關白と爲る ○十二月藤原爲定續後拾遺和歌集を上る○前關白內大臣內經薨す○資朝、佐渡に流され、俊基釋さる○帝、誓書を高時に賜ふて事解く○僧、疎石南禪寺に入る。		二	一三二五
一九八六	丙寅	嘉曆元							金澤貞顯 赤橋守時	二月高時疾を以て入道す、金澤貞顯執權、四月赤橋守時貞顯に代る○三月皇太子邦良薨す○四月廿六日嘉曆と改元す○七月廿四日、後伏見帝の皇子量仁親王を立てて皇太子と爲す○十一月前の將軍惟康親王薨す、年六十二。		三	一三二六
一九八七	丁卯	閏九月 二			藤原道平（關白）					正月關白太政大臣冬平薨す ○二月前關白道平關白となる○三月前關白房實薨す○天皇、僧圓觀、文觀等を召して、北條高時を咒詛せしむ、○元の僧正澄來る○八月前左大臣實泰薨す○九月北條維時卒す○第三皇子尊雲、護良法親王を天台座主と爲す。		四	一三二七
一九八八	戊辰	三								十月前將軍久明親王薨す、年五十五。		致和元 天曆元	一三二八
一九八九	己巳	元德元								六月前太政大臣實重薨す ○八月廿八日元德と改元す○梅友、元より還る、元主、號を賜る○十二月前太政大臣道雅薨す○皇太子加冠す。	明宗 文宗	二	一三二九
一九九〇	庚午	二			藤原經忠（關白） 藤原冬教（關白）		藤原良嗣			正月關白道平罷む、右大臣經忠關白となる○二月關白經忠右大臣を罷む、內大臣藤原良嗣右大臣に任す○二月天皇、奈良、及び叡山に行幸し、僧徒と東征を議す○七月北條時益金澤貞將に代り六波羅南廳の鎭となる ○八月關白經忠罷め、左大臣冬教關白となる○十二月北條仲時、來り範貞に代りて六波羅北廳の鎭と爲る。		至順元	一三三〇

紀元	干支	年號	天皇	攝政・關白	太政大臣	左大臣	右大臣	將軍	執權	記事	支那	西暦
一八八一	辛巳	三（閏十月）	後堀河	藤原家實（攝政）	藤原家實	藤原道家	藤原公繼			○五月後鳥羽上皇、義時を討て克たず○七月義時、三上皇を配遷す、後鳥羽を隱岐に、土御門を土佐に、順德を佐渡に一○仝九日義時廢立を行ふ、帝九條院に遷れ給ふ、義時、高倉帝の皇子守貞親王の王子、茂仁親王を迎へ立つ。▲仝日茂仁親王踐祚、藤原道家の太政大臣攝政を罷め、前關白藤原家實を攝政と爲す ○是より先き六月始めて兩六波羅廳を設け、北條時房を南方に、仝泰時を北方に居らしめ以て京師を鎭せしむ○和歌、蹴鞠の達人藤原雅經薨ず○八月皇父守貞親王を尊みて太上法皇と申す ○閏十月右大臣家道を左大臣に、前右大臣藤原公繼を右大臣に任ず。○十二月一日天皇即位、攝政家實を太政大臣に任ず。	一四	一二二一
一八八二	壬午	貞應元			藤原公經					正月三日天皇加冠○四月十三日元を貞應と改む ○家實太政大臣を辭す○關東五千人漸く院宣を讀み得たり、文學衰ふ○八月內大臣藤原公經を太政大臣に任す ○是歲僧日蓮生る。	一五	一二二二
一八八三	癸未	二		藤原家實（關白）						二月女御藤原有子（公房の女）を立て、中宮と爲す○四月公經、太政大臣を罷む○僧道元、入宋して禪を學ぶ、尾張瀨戸燒の祖加藤四郎左衛門景正、隨ひ往く○五月十四日太上法皇崩す、壽四十五、北白河に葬る○十二月藤原家實、攝政を罷め、關白と爲る。	一六	一二二三
一八八四	甲申	元仁元（閏七月）				藤原公繼	藤原師經		北條泰時	六月義時卒し、泰時執權○仝月北條時氏六波羅北方に鎭す仝南方、北條時房鎌倉に歸り時盛之に代る○政子、義時の領地を泰時等に與ふ○八月左大臣家道罷む ○十一月元を元仁と改む○十二月右大臣公繼を左大臣に、內大臣藤原師經右大臣に任す○是歲僧親鸞始めて一向宗を唱ふ。	一七	一二二四
一八八五	乙酉	嘉祿元								四月廿日元を嘉祿と改む○六月大江廣元卒す ○七月前太政大臣賴實薨す○二位禪尼平政子薨す ○前左大臣實房薨す○十月新制三十六條を下す。	理宗 寶慶元	一二二五
一八八六	丙戌	二						賴經（將軍に任ず）		正月賴經征夷大將軍に任ず○四月鎌倉大地震 ○八月太政官文殿火く○是歲地屢震ふ。	二	一二二六
一八八七	丁亥	安貞元（閏三月）				藤原良平	藤原教實			正月左大臣公繼罷む、尋で薨ず○邊民、高麗に寇す、高麗使を還し、之を禁ぜんと乞ふ○四月右大臣師經罷む、內大臣藤原良平を左大臣に、權大納言藤原教實を右大臣に任ず○是月京師大火內裡に及ぶ○高麗の使、太宰府に來る、捕へて之を斬る○十二月元を安貞と改む。	三	一二二七
一八八八	戊子	二		藤原道家（關白）						四月南都の衆徒、多武峰を火く○九月七條院（後鳥羽帝の御母）崩す○十二月關白家實罷む、前攝政左大臣道家關白と爲る。	紹定元	一二二八

紀元	干支	年號	天皇	院政	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	執權	重要記事	支那帝王	支那年號	西曆
一八八九	己丑	寬喜元								三月五日寬喜と改元す○前右大臣藤原忠經薨す。		二	一二二九
一八九〇	庚寅	二（閏正月）								四月六波羅北條時氏卒す、北條重時代る○米一石の價を永一貫文に定む○賴家の女（二十八）を以て賴經（十三）の室と爲す○新に諸國に莊園を置くを禁す。		三	一二三〇
一八九一	辛卯	三			藤原教實（關白）		藤原教實 藤原兼經			四月左大臣良平罷む、右大臣教實左大臣に、內大臣藤原兼經を右大臣に任す○七月藤原道家の關白を罷め、落飾に入り抄原せし者を許す○是歲天下大に饑ゆ○十月十一日土御門上皇阿波に崩す、壽卅七、全國土浦の陵に葬る、後ち山城國葛野郡金原法華堂陵に改め葬る○十月皇子秀仁親王を立て、皇太子と爲す。		四	一二三一
一八九二	壬辰	貞永元（閏九月）	四條	後堀河	藤原教實（攝政）					四月二日貞永と改元を○八月泰時、師員、康俊等、貞永式目五十條を定む、永く武家法律の寶鑑たり○十月四日天皇位を皇太子に讓る、全日皇太子受禪、關白教實攝政たり○十二月二日藤原定家、新勅撰和歌集を上る。 ●十二月五日天皇即位、帝時年甫めて二歲、先帝を尊みて太上天皇と號す、後堀河上皇政を聽く。		五	一二三二
一八九三	癸巳	天福元								四月十五日元を天福と改む○興福、延暦、兩寺の僧徒爭ふ○五月前攝政基通薨す。		六	一二三三
一八九四	甲午	文曆元								五月二十日、仲恭天皇崩す、壽十七、○八月六日後堀河上皇崩す、壽二十三、全十一日山城國愛宕郡東山觀音寺傍陵に葬る○十一月五日文曆と改元す。		端平元	一二三四
一八九五	乙未	嘉禎元（閏六月）			藤原道家（攝政）		藤原兼經 藤原實氏			三月攝政教實罷め、尋て薨す、道家復た攝政となる○僧、闕入来す○是歲興福寺の僧、石淸水神人と爭ふ○九月十九日嘉禎と改元す○十月右大臣兼經を左大臣に、內大臣藤原實氏を右大臣に任す。		二	一二三五
一八九六	丙申	二					藤原良實			二月北條泰時使を遣し興福寺の僧徒を諭す、僧徒畏服す○六月石淸水の神領四輔を除く○四月右大臣實氏罷む、六月內大臣藤原良實を右大臣に任す○九月興福寺の僧徒、城を築き、兵具を修す、泰時權りに大和の守護を置き、地頭を莊園に補す、僧徒漸くに城を棄て兵を解く。		三	一二三六
一八九七	丁酉	三			藤原兼經（攝政）					三月攝政道家罷む、左大臣兼經攝政となる。	嘉熙元		一二三七
一八九八	戊戌	曆仁元（閏二月）				藤原良平	藤原良實 藤原實親			二月將軍賴經入朝す○六月兼經、左大臣を罷む○七月前左大臣良平を太政大臣に、右大臣良實を左大臣に大納言藤原實親を右大臣に任す○十一月北白河院（後堀河帝御母、藤原陳子、基宗の女なり）崩す○十二月廿三日曆仁と改元す。		二	一二三八

一八九九	己亥	延應元									正月太政大臣良平罷む〇二月七日延應と改元す〇六波羅の早飛脚、四日にして鎌倉に達す〇二月廿二日後鳥羽法皇隱岐に崩ず、壽六十、仝廿六日同國隱岐郡葛田山陵に葬る、後ち山城愛宕郡大原法華堂陵に改め葬る。	三	一二三九
一九〇〇	庚子	仁治元				藤原兼經		藤原實經			三月前左大臣良平薨す〇九月右大臣實親罷む〇十月藤原實經右大臣に任ず〇七月十六日仁治と改元す〇高麗、書を致す、無禮なり、尋て邊に寇す〇北條時房卒す〇十一月攝政兼經太政大臣に任ず。	四	一二四〇
一九〇一	辛丑	二									二月後鳥羽天皇を大原法華堂陵に改葬す〇藤原定家卒す、定家の後、二條、冷泉の兩家となり、永く歌宗たり〇武藏野に水田を闢くを定む〇十二月兼經太政大臣を罷む〇正月僧圓爾(東福寺の開祖)宋より歸朝し、崇德寺、承大寺を創む。	淳祐元	一二四一
一九〇二	壬寅	三	後嵯峨		藤原兼經(關白) 藤原實經(關白)					北條經時	正月九日天皇崩ず、壽十二、義時土御門上皇の第四皇子邦仁親王を立つ、仝廿日邦仁親王踐祚、攝政兼經關白となる、〇仝廿五日四條天皇を山城國東山泉涌寺後山陵に葬る。◉三月十八日天皇即位、兼經の關白を罷め、左大臣良實(二條家)を關白と爲す〇六月執權泰時卒す、孫經時(時氏の子)代りて執權と爲る〇六波羅南方時盛卒す〇九月十二日順德上皇、佐渡に崩ず、壽四十六、仝十三日同國佐渡郡眞野山陵に葬る、後ち山城國愛宕郡大原法華堂陵に改め葬る〇十二月前關白家實薨す。	二	一二四二
一九〇三	癸卯	寛元元 閏七月									二月廿六日寛元と改元す〇藤原道家、東福寺を建つ、僧圓爾(謚號聖一國師)開基〇我商、高麗の漂民を送り、金州に至り貿易す〇八月皇子久仁を立て皇太子と爲す。	三	一二四三
一九〇四	甲辰	二					藤原實經	藤原兼平	藤原賴嗣		四月將軍賴經北條經時の爲に職を解かれ、其子賴嗣襲て征夷大將軍に任ず(五月)年甫めて六歲〇六月良實左大臣を罷め、右大臣實經左大臣に、內大臣藤原兼平右大臣に任ず〇八月前太政官公經薨す。	四	一二四四
一九〇五	乙巳	三									是歲天變頻に見はる、四月廿二社に奉幣して天變を禳ふ〇五月前左大臣隆忠薨す。	五	一二四五
一九〇六	丙午	四 閏四月	後深草	後嵯峨	藤原實經(關白)(攝政)	藤原實氏				北條時賴	正月廿八日藤原良實罷め、左大臣實經(一條家)關白となる〇同廿九日天皇位を皇太子に讓る、同日皇太子受禪〇關白實經攝政となり〇二月十三日先帝を尊みて太上天皇と稱す、〇三月四日前左大臣藤原實氏太政官に任ず。◉三月十一日天皇即位、時に年甫めて四歲、後嵯峨上皇、朝政を聽く、左大臣實經攝政故の如し〇閏四月執權經時卒す北條時賴(經時の弟)執權と爲る、〇宋僧道隆歸化す〇京師	六	一二四六

紀元	干支	年號	天皇	院政	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	執權	重要記事	支那帝王	支那年號	西曆
						源通光	藤原兼平　藤原忠家			より鎌倉まで旅行十八日を要す、宿驛は粟田口、鏡野路、馬場、垂井、墨俣、萱津、矢作、豐川、橋本、池田、掛川、嶋田、手越、蒲原、木瀬川、鮎澤等なり〇十二月太政大臣實氏罷む、源通光を太政大臣に任す、左大臣實經罷め、右大臣兼平左大臣に、内大臣藤原忠家右大臣に任す〇時賴、靑砥藤綱を任用す。			
一九〇七	丁未	寶治元			藤原兼經（攝政）					正月攝政實經を罷め、前關白兼經を攝政と爲す〇二月廿八日寶治と改元す〇六月時賴、安達景盛、其子義景等と謀り、三浦泰村を殺す、三浦氏亡ぶ〇出雲大社建つ〇七月六波羅北方北條重時罷む、北條長時六波羅北方に鎭す。		七	一二四七
一九〇八	戊申	二（閏十二月）								正月太政大臣源通光罷む、尋て薨す。		八	一二四八
一九〇九	己酉	建長元								二月閑院内裡火く〇三月十八日建長と改元す〇時賴、建長寺を鎌倉に創す、宋の僧化僧道隆、諸號大覺禪師開基〇八月前太政大臣公房薨ず〇十月沽價の法を定む。		九	一二四九
一九一〇	庚戌	二								四月閑院内裏を造營す〇六月沽價法を下す〇鎌倉の地震ふ。		一〇	一二五〇
一九一一	辛亥	三（閏九月）								六月閑院内裡成る〇十月藤原爲家、續後撰和歌集を上る。		一一	一二五一
一九一二	壬子	四			藤原兼平（攝政）	藤原兼平	藤原道長	宗尊親王		二月征夷將軍賴嗣廢せらる（賴嗣父賴經、北條氏を滅さんと圖る事覺はる）〇前攝政左大臣道家薨ず〇三月時賴、後嵯峨上皇の皇長子宗尊親王を請ふて鎌倉の主と爲す〇四月宗尊親王征夷大將軍に任す〇七月右大臣忠家罷む、内大臣藤原道長右大臣に任す〇十月兼經の攝政を罷め、左大臣兼平（鷹司家）を以て攝政と爲す〇十一月兼平太政大臣に任す右大臣道長を左大臣に、内大臣藤原定雅を右大臣に任す〇五攝家（近衛、九條、一條、二條、鷹司）の始め、攝家の權衰ふ。		一二	一二五二
一九一三	癸丑	五				藤原實基	藤原道長　藤原定雅			七月新制十八條を下す〇是歲日蓮始めて法華宗を唱ふ〇十一月攝政兼平太政大臣を罷む、前内大臣實基太政大臣に任ず。		寶祐元	一二五三
一九一四	甲寅	六（閏五月）			（關白）		藤原公相			二月太政大臣實基罷む〇十一月右大臣定雅罷む〇十二月内大臣藤原公相右大臣に任す、兼平攝政を罷め關白となる		二	一二五四
一九一五	乙卯	七								二月三品雅成親王（後鳥羽帝の皇子）薨す。		三	一二五五

一九一六	丙辰	康元元								北條長時	三月長時六波羅北方を罷む○六月北條時茂、長時に代りて六波羅（北方）を備る○八月前の將軍藤原頼經卒す、年三十九○九月前將軍藤原頼嗣卒す年十八 ○十月五日康元と改元す○十一月執權時頼疾の爲め入道して最明寺と稱し、退隱し、職を長時（義時の孫）に讓る○長時執權。	四	一二五六
一九一七	丁巳	正嘉元（閏三月）						藤原公基			三月十四日正嘉と改元す○七月承明門院（後鳥羽帝の皇后源任子）崩す、○八月鎌倉の地大に震ふ○十一月右大臣公相罷め、內大臣藤原公基を右大臣に任す。	五	一二五七
一九一八	戊午	二						藤原實雄			四月延暦、園城の兩寺爭ふ○八月七日皇弟恒仁親王を立て皇太子と爲す ○八月右大臣公基罷む○十一月內大臣藤原實雄を右大臣に任す。	六	一二五八
一九一九	己未	正元元（閏十月）	龜山				藤原公相				正月前右大臣師經薨す ○三月廿八日元を正元と改む○五月盜、閑院內裡を火く○八月廿九日皇太弟加冠○十一月廿六日天皇位を皇太弟に讓る、同日受禪、左大臣道長罷む、前右大臣公相左大臣に任す。○十二月廿八日天皇即位、先帝を尊みて太上天皇と申す、（又後嵯峨上皇を本院、後深草上皇を新院とも稱す）後嵯峨上皇政を聽く、關白兼平故の如し。	開慶元	一二五九
一九二〇	庚申	文應元									四月十三日文應と改元す○日蓮の布教○宋僧、普寧、歸化す○高麗、我海寇を訴ふ○十二月帝始めて萬機に臨む。	景定元	一二六〇
一九二一	辛酉	弘長元		藤原良實（關白）			藤原實雄	藤原基平			二月廿日弘長と改元○左大臣公相罷む。○三月右大臣實雄を左大臣に、內大臣藤原基平を右大臣に任ず○四月、日蓮を伊豆に流す○關白兼平罷む、前關白良實復た關白となる○十二月前左大臣公相太政大臣に任す。	二	一二六一
一九二二	壬戌	二（閏七月）				藤原公相					七月太政大臣公相罷む○十一月一向宗の祖、親鸞寂す。	三	一二六二
一九二三	癸亥	三					藤原實經				三月左大臣實雄罷む○八月前左大臣と實經復任 ○十一月北條時頼卒す、年三十七。	四	一二六三
一九二四	甲子	文永元								北條政村	二月廿六日文永と改元す○七月執權長時職を罷む、八月北條政村執權となる時宗連署 ○十一月北條時輔六波羅南總に鎭す○日蓮再び佐渡に流さる。	五	一二六四
一九二五	乙丑	二（閏四月）		藤原實經（關白）			藤原基平	藤原基忠			四月左大臣實經、良實に代りて關白と爲る○十月實經左大臣を罷む、右大臣基平左大臣に、內大臣藤原基忠右大臣に任ず○十二月藤原爲家續古今和歌集を上る○前太政大臣藤原實基薨ず ○藤原信實薨ず畫歌の達人なり○僧普寧宋に皈る。	度宗 咸淳元	一二六五
一九二六	丙寅	三							惟康親王		七月將軍宗尊親王北條時宗に廢せられ、其子惟康王征夷將軍に任ず、年甫めて三歲○僧曉元入宋す。	二	一二六六

紀元	干支	年號	天皇	院政	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	執權	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦
一九二七	丁卯	四			藤原基平(關白)					○是歲東鑑成る○紹明、宋より皈朝す○十月前太政大臣藤原公相薨す○十二月關白實經罷む、左大臣基平關白となる		三	一二六七
一九二八	戊辰	閏正月 五			藤原基忠(關白)		藤原基忠 藤原家經		北條時宗	二月蒙古書を齎し通好を求む、高麗時宗に方物を献す、書辭不遜答へず○三月執權政村罷め、時宗執權となる、時に年十八○蒙古の使來る、時宗之を卻く○使を大廟諸社に遣し蒙古の難を告ぐ○慈實、宋より皈朝す○八月廿五日皇子世仁親王を立て、皇太子と爲す ○七月關白左大臣基平薨す、右大臣基忠左大臣となり內大臣藤原家經右大臣と爲る○十二月左大臣基忠關白となる。		四	一二六八
一九二九	己巳	六					藤原家經 藤原通雅			春元使對馬人二人を拉し去る、尋で太宰府に來り牒を返し答書を求む之を拒む ○三月關白基忠左大臣を罷む○四月右大臣家經を左大臣に內大臣藤原通雅を右大臣に任す○五月高麗の漂民を送還す ○六月前太政大臣實氏薨す○九月高麗國書を致す報せず○宋僧正念來る、元僧子曇來る。		五	一二六九
一九三〇	庚午	閏九月 七								正月六波羅北廳北條時茂卒す ○十一月前關白左大臣良實薨す。		六	一二七〇
一九三一	辛未	八					藤原師忠			三月右大臣通雅罷め內大臣藤原師忠右大臣に任す○九月、元使趙良弼、太宰府に來る、時宗之を逐ひ返す○高麗、蒙古の來寇を告ぐ、西陲に命じて警備せしむ○十一月北條義宗六波羅北廳に鎭す ○十二月使を伊勢太廟に遣し、蒙古難を奉告す。		七	一二七一
一九三二	壬申	九								二月、時宗、義宗をして、六波羅南方時輔(時宗の兄なる)を殺さしむ○高麗又蒙古の爲めに書を致す ○二月十七日後嵯峨法皇崩す、壽五十三、仝十九日、山城國葛野郡龜山殿新御堂淨金剛院陵に葬る○爾後兩統互立の遺賜あり(後深草龜山の兩統)○是歲本願寺建つ。		八	一二七二
一九三三	癸酉	閏五月 一〇			藤原忠家(關白)					○五月基忠關白を罷め前右大臣藤原忠家關白となる ○北條政村卒す○元使又來る○日蓮、佐渡より還る○八月前左大臣藤原實雄薨す。		九	一二七三
一九三四	甲戌	一一	後宇多	龜山	(攝政) 藤原家經(攝政)					正月廿六日天皇位を皇太子に讓る、仝日受禪、先帝を尊みて太上天皇と稱す、上皇政を聽く、關白忠家攝政となる。●三月廿六日天皇卽位、時に年甫めて八歲○六月攝政忠家罷め、左大臣家經、攝政となる○七月廿九日先將軍宗尊親王薨す、年三十三○十月蒙古兵、壹岐、對馬を襲撃し、宗助國、平經高等戰歿す、尋で筑前に犯す、太宰府の兵擊て走らす之を文永の役と云ふ○前右大臣藤原公基薨す。		一〇	一二七四

紀元	干支	年號	攝政・關白	太政大臣	左大臣	右大臣	執權	記事	支那	支那年號	西暦
一九三五	乙亥	建治元	藤原兼平（攝政）	藤原通雅	藤原師忠	藤原忠教		四月廿八日建治と改元す○蒙古の使、杜世忠等來る、太宰府之を鎌倉に送る、○六月前攝政忠家薨す○八月前右大臣通雅太政大臣に任す○九月時宗元使を斬る、○十月攝政右大臣家經罷められ、藤原兼平攝政となり○十一月始めて九州に探題を置く、北條實政を以て之れに補す○十一月五日後深草上皇の皇子熙仁親王を立て、皇太子と爲す、○十二月右大臣師忠左大臣に、内大臣藤原忠教右大臣と爲る○十二月北條時國に六波羅南廳を鎭せしむ。	恭帝	德祐元	一二七五
一九三六	丙子	閏三月 二		藤原兼平				三月太政大臣通雅罷む、五月薨す○僧、一遍、始めて時宗を唱ふ○興福寺の僧、神木を動かす○十二月攝政兼平太政大臣に任す○十二月北條義宗罷む。		景炎元	一二七六
一九三七	丁丑	三						四月兼平太政大臣を罷む ○祇園神輿を動かす○六月宋にある我商船難を避けて逃げ皈る ○十二月十九日皇太子加冠。	端宗	二	一二七七
一九三八	戊寅	弘安元 閏十月	（關白）					正月北條時村來りて六波羅北廳を衞る、○二月廿九日弘安と改元す○十二月（或は曰く正月）兼平の攝政を罷めて、關白となす○藤原爲氏、續拾遺和歌集を上る○延暦寺、清水寺、神輿を動かす○僧、闡渓寂す（禪師號の始め）○僧、圓爾寂す。	衞王	祥興元	一二七八
一九三九	己卯	二						六月、時宗、蒙古の使、周福等を博多に斬る○十月時宗、兵を筑紫に遣し、蒙古に備ふ。	元世宗	至元一六	一二七九
一九四〇	庚辰	三						大に西海の兵備を修め、勅使は、神社を祈り、東兵、禁闕を守る○國師號の始（圓爾を聖一國師と諡す）。		一七	一二八〇
一九四一	辛巳	閏七月 四						五月蒙古大擧（十四萬）して來襲す我兵屢々戰ふて克たず、○閏七月大に蒙古兵を破る生て還る者三人（實は生て高麗に逃る者三万三千余人なり）○七月戰全く止む○十月興福寺の僧侶、春日の神木を奉じ、石清水神戸を訴へ、御簾を切るに至る。		一八	一二八一
一九四二	壬午	五						時宗、圓覺寺を建て、僧祖元を以て開山とす○法華宗の開祖日蓮寂す。		一九	一二八二
一九四三	癸未	六						正月、延暦寺の僧徒、禁闕を犯す○四月時宗、北條業時をして連署せしむ。		二〇	一二八三
一九四四	甲申	閏四月 七					北條貞時	四月時宗卒す、年三十七○六月六波羅南方時國罷む○七月貞時（時宗の子）執權と爲る、時に年十四○十月貞時、時國を殺す（時國六波羅南方に在りて威名貞時より重し、六月貞時事に托して鎌倉に誘致し、之を常陸に放ち後ち遂に殺す）○十二月北條兼時六波羅南廳に蒞たり。		二一	一二八四

紀元	干支	年號	天皇	院政	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	執權	重要記事	支那 帝王	支那 年號	西暦
一九四五	乙酉	八				藤原兼忠				四月前關白兼忠太政大臣に任す○十一月貞時、安達泰盛父子を殺す、○元蒙古主再擧を謀り遂に罷む是れより隣交全く絶つ、		二二	一二八五
一九四六	丙戌	閏十二月 九								是歳宇治十三重塔建つ○僧祖元寂す。		二三	一二八六
一九四七	丁亥	一〇		後深草	藤原師忠（關白）					八月六波羅北方時村罷め、南方北條兼時之れに代る○太政大臣兼忠罷む、關白兼平罷め、左大臣師忠關白と爲る○十月廿一日天皇讓位、同日皇太子受禪、先帝を尊みて太上天皇と稱す、後深草上皇、龜山上皇に代りて朝政を聽く（一時に三上皇あり後深草、龜山、後宇多）。		二四	一二八七
一九四八	戊子	正應元	伏見				藤原忠教 藤原家基			二月北條盛房六波羅南廳の鎭となる。●三月十五日天皇即位、○四月廿八日正應と改元す○六月關白師忠左大臣を罷む、○七月右大臣忠教を左大臣に内大臣藤原家基右大臣に任す。		二五	一二八八
一九四九	己丑	閏十月 二			藤原家基（關白）	藤原兼基	藤原兼忠	久明親王		四月廿五日皇子胤仁を立てて皇太子と爲す、○關白師忠罷め、右大臣家基關白と爲る○議同三司藤原兼基太政大臣に任す、○九月貞時將軍惟康王を逐ふ（時人云ふ將軍京師に流さると）、○家基右大臣を罷む○十月貞時、後深草上皇第三の皇子久明親王を請ふて征夷大將軍と爲す、○内大臣藤原兼忠右大臣に任す。		二六	一二八九
一九五〇	庚寅	三								正月賊淺原爲頼亂を起し禁中に入り、衞士に圍まれ紫宸殿上に自殺す○十一月貞時北條時輔を誅す。		二七	一二九〇
一九五一	辛卯	四			藤原忠教（關白）	藤原實兼	藤原兼忠 藤原兼基			三月太政大臣兼基罷む、五月家基の關白を罷め左大臣忠教を關白と爲す○十二月忠教左大臣を罷む、○前内大臣藤原實兼を太政大臣に、右大臣兼忠を左大臣に内大臣藤原兼基を右大臣に任す○高麗、金有成、我漂民を送り來る○後深草院政を罷め玉ひ天皇始めて政事を視らす。		二八	一二九一
一九五二	壬辰	閏六月 五								十二月太政大臣實兼罷む。		二九	一二九二
一九五三	癸巳	永仁元			藤原家基（關白）					正月六波羅北廳兼時罷む○二月關白忠教罷め、家基代る○三月北條兼時鎭西探題となる○四月北條久時、六波羅北廳を衞る○鎌倉の地大に震ふ○南禪寺を創む○八月三日永仁と改元す○十二月前攝政左大臣實經薨す。		三〇	一二九三
一九五四	甲午	二								八月前關白太政大臣兼平薨す。		三一	一二九四
一九五五	乙未	閏二月 三								四月鎭西探題、北條兼時罷む。	成宗	元貞元	一二九五

一九五六	丙申	四			藤原兼忠（關白）		藤原兼基	藤原師教			六月關白家基罷む、尋て薨ず○七月左大臣兼忠關白となる○十一月故源範賴の裔、吉見義世乱を謀る執へて之を殺す○十二月兼忠左大臣を罷む、右大臣兼基左大臣に内大臣藤原師教右大臣に任ず。	二	一二九六
一九五七	丁酉	閏十月 五									五月六波羅南廳北條盛房罷む○六月北條宗方、久時に代りて六波羅北廳を衛る○七月大佛宗宣南廳に鎮す。	大德元	一二九七
一九五八	戊戌	六	後伏見	伏見	（攝政）						七月廿二日天皇讓位、仝日皇太子受禪、先帝を尊みて太上天皇と稱す、時に四上皇（後深草、龜山、後宇多、伏見）あり關白兼忠攝政たり○法燈國師寂す○爲兼流さる○八月十日後宇多上皇の皇子邦治親王を立て、皇太子と爲す。○十月十三日天皇即位、年甫めて十歳、伏見上皇政を聽く○十二月攝政兼忠罷め、左大臣兼基攝政となる。	二	一二九八
一九五九	己亥	正安元			藤原兼基（攝政）	藤原公守 藤原兼基	藤原師教	藤原公衡			四月廿五日正安と改元す○兼基左大臣を罷む○右大臣師教左大臣に内大臣藤原公衡右大臣に任ず○六月前内大臣藤原公守太政大臣に任ず○元の僧一寧（一山）博多に來る、之を伊豆に置く○十月公守太政大臣を罷む○十一月攝政兼基太政大臣に任ず○十二月右大臣公衡罷め、前内大臣藤原公孝右大臣に任ず。	三	一二九九
一九六〇	庚子	閏七月 二			（關白）			藤原公孝			四月兼基太政大臣を罷む、○閏七月西大寺の僧、叡尊に號、興正菩薩を賜ふ、菩薩號の始め○十一月六波羅北方北條宗方罷む○十二月攝政兼基を關白となす。	四	一三〇〇
一九六一	辛丑	三	後二條	後宇多		源定實				北條師時	正月廿一日天皇讓位、仝日皇太子受禪、先帝を尊みて太上天皇と稱す、時に五上皇あり（後深草、龜山、後宇多、伏見、後伏見）○是歲元兵、薩摩に寇す、擊ちて之を卻く。○三月廿四日天皇即位、後宇多上皇政を聽く○六月前内大臣源定實太政大臣に任ず○北條某時六波羅北廳に鎮す○八月貞時剃髮職を師時に讓る、時村連署す然れども猶政に興る○前攝政左大臣兼忠薨ず○仝廿四日伏見上皇の皇子富仁親王を立て、皇太子となす。	五	一三〇一
一九六二	壬寅	乾元元				藤原公孝		藤原冬平			正月六波羅南方宗宣罷む、七月金澤貞顯これに代る○七月太政大臣定實罷む○十月六波羅北方某時罷む○十一月廿一日乾元と改元す○右大臣公孝太政大臣に、内大臣藤原冬平右大臣に任ず○是歲最勝園寺建つ、開山、玄惠は太平記、庭訓往來の著者なり。	六	一三〇二
一九六三	癸卯	嘉元元 閏四月									八月五日嘉元と改元す○十二月藤原爲世、續後撰和歌集を上る。	七	一三〇三
一九六四	甲辰	二			藤原内實（内覽）						三月太政大臣公孝罷む○七月十六日後深草法皇崩ず、壽六十二仝十七日山城國紀伊郡深草法華堂陵に葬る○藤原内實文書内覽を許され、尋て罷む○十二月北條時範六波羅北方に鎮す。	八	一三〇四

紀元	干支	年號	天皇	院政	攝政關白	太政大臣	左右大臣		征夷將軍	執權	重要紀事	支那 帝王	年號	西暦
一九六五	乙巳	閏十二月 三			藤原師教(關白)		藤原冬平	藤原家平			四月兼基關白を罷め、左大臣師教關白となる○貞時の從弟宗方、將軍の命を矯めて、時村を殺し、尋で誅せらる○七月前太政大臣公孝薨す○九月十五日龜山法皇崩す、壽五十七、仝十七日山城葛野郡龜山殿深草法華堂陵に葬る○十二月左大臣師教罷む、右大臣冬平左大臣に、内大臣藤原家平右大臣に任す。		九	一三〇五
一九六六	丙午	徳治元				藤原實家					三月前太政大臣定實薨す○十二月前内大臣藤原實家太政大臣に任す○仝月十四日徳治と改元す。		一〇	一三〇六
一九六七	丁未	二									貞時微行す○八月六波羅北方北條時範卒す○興福寺の僧徒強訴す○遼民、元の一城を燒く。		一一	一三〇七
一九六八	戊申	延慶元 閏八月	花園	伏見	(攝政) 藤原冬平(攝政)				守邦親王		八月貞時、久明親王を廢し、其子守邦王を將軍と爲す年僅に七歳○八月廿五日天皇崩す、壽二十四、仝廿六日皇太子踐祚、仝廿八日後二條天皇を山城愛宕郡北白河陵に葬る○伏見上皇政を聽く、關白師教攝政となる○九月十九日後宇多第二の皇子尊治親王を立て、皇太子と爲す、○十月九日延慶と改元す。○十一月十六日天皇即位、攝政師教罷め、左大臣冬平攝政となる○是月大佛貞房六波羅南方に鎭す。	武宗	至大元	一三〇八
一九六九	己酉	二				藤原信嗣	藤原公衡、藤原家平	藤原道平			正月六波羅南方金澤貞顯罷む○三月冬平左大臣を罷む、前右大臣藤原公衡左大臣に任す○六月左大臣公衡罷む○延暦寺の僧徒、日吉神輿を奉して入京す○十月太政大臣實家罷め、前内大臣藤原信嗣太政大臣に任す、右大臣家平左大臣に、内大臣藤原道平右大臣に任す○十一月六波羅南方貞房卒す。		二	一三〇九
一九七〇	庚戌	三									六月金澤貞顯六波羅北方に鎭す、○十二月信嗣太政大臣を罷め、攝政冬平太政大臣に任す○是歳北條時敦六波羅南方に鎭す。		三	一三一〇
一九七一	辛亥	應長元 閏六月			(關白)	藤原冬平				北條宗宣	三月攝政冬平關白となる、前太政大臣信嗣薨す○四月廿八日應長と改元す○冬平太政大臣を罷む○宇治橋燒く○九月執權師時卒す、年三十七○十月貞時卒す、年四十一、其子高時年僅に九歳、依て、北條宗宣、執權職を襲ぎ、熙時連署す。		四	一三一一
一九七二	壬子	正和元								北條熙時	三月廿日正和と改元す○藤原爲兼玉葉和歌集を撰す○六月執權宗宣卒す、熙時代る、北條氏の家宰長崎圓喜、時に漸く威あり。	仁宗	皇慶元	一三一二

皇紀	干支	年号	天皇	院	摂関	太政大臣	左大臣	右大臣	執権	記事	元帝	元年号	西暦
一九七三	癸丑	二		後伏見	藤原家平（關白）		藤原道平	藤原經平		七月冬平の關白を罷め、左大臣家平を關白と爲す○十月後伏見上皇代つて政を聽く○十二月家平、左大臣を罷め、右大臣道平左大臣に、內大臣藤原經平左大臣に任ず。		二	一三一二
一九七四	甲寅	三（閏三月）								閏三月石淸水の神人强訴す○十月六波羅北方金澤貞顯罷む。		延祐元	一三一四
一九七五	乙卯	四			藤原冬平（關白）		藤原經平	藤原實泰	北條基時	○七月（或は八月）執權凞時卒す、北條基時之れに代る、北條貞時連署す○六月北條時敦六波羅北方に遷る○九月大佛維貞六波羅南方に鎭す○九月家平の關白を罷め、冬平再び關白と爲る○前左大臣公衡薨ず。		二	一三一五
一九七六	丙辰	五（閏十月）			藤原道平（關白）				北條高時	七月執權基時罷め、高時之れに代る○金澤貞顯、文庫を建つ○八月關白冬平罷む、左大臣道平關白となる○十月道平左大臣を罷む、右大臣經平左大臣に、內大臣藤原實泰右大臣に任ず。		三	一三一六
一九七七	丁巳	文保元						藤原公顯		二月三日文保と改元す○六月右大臣實泰罷む、內大臣藤原公顯右大臣に任ず○九月三日、伏見法皇崩ず、壽五十三、仝四日山城葛野郡深草峯寺傍山陵に葬る○十二月公顯罷む。		四	一三一七
一九七八	戊午	二	後醍醐	後宇多法皇	藤原內經（關白）	藤原實重	藤原實泰	藤原家定		二月廿六日天皇讓位仝日皇太子踐祚、先帝を尊みて太上天皇と稱す○後宇多法皇政を聽く○三月九日皇姪邦良親王（後二條帝皇子）を立てて皇太子と爲す。●三月廿九日即位、六月左大臣經平薨ず○八月前右大臣實泰を左大臣に、內大臣藤原家定を右大臣に任じ、前內大臣藤原實重を太政大臣に任ず○十二月道平關白を罷め、內大臣藤原內經代りて關白となる。		五	一三一八
一九七九	己未	元應元（閏七月）				源道雅		藤原房實		四月廿八日元應と改元す○右大臣家定罷む○七月藤原房實右大臣に任ず○八月藤原禧子（藤原實兼の女）を立てて中宮と爲す○十月太政大臣實重罷め、前內大臣源道雅太政大臣に任ず。		六	一三一九
一九八〇	庚申	二								四月藤原爲世、續千載和歌集を上る○五月六波羅北方北條時敦卒す、前攝政師敎薨ず○鎌倉內宮領両貢權威あり○僧、圓旨、元光、元に入る。		七	一三二〇
一九八一	辛酉	元亨元								二月廿五日元亨と改元す○十一月北條範貞、來つて六波羅北方に鎭す○元僧、楚俊來る○十二月法皇政を罷め、記録所を復し、天皇親ら訟を聽き玉ふ。	英宗	至治元	一三二一
一九八二	壬戌	二（閏五月）					藤原實房	藤原兼季		春蝦夷安藤季長乱を作す、高時之を討て克たず○八月實泰左大臣を罷む、右大臣房實左大臣に、大納言藤原兼季右大臣に任ず○詔して五禪、三史を講ぜしむ○僧、師錬（虎關）元亨釋書を上る、僧史の始り、上木の時、官、田を給す○夏大旱○九月前太政大臣實兼薨ず。		二	一三二二

紀元	干支	年號	天皇	北朝天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	執權	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦
一九八三	癸亥	三			藤原房實(關白)	藤原冬平	藤原實泰			三月關白内經罷む、左大臣房實代て關白となる○五月道雅太政大臣を罷む○高時、騎禁鬪犬の遊を爲す○六月關白房實左大臣を罷む、前左大臣實泰再任○七月右大臣兼季罷む○十一月前關白冬平太政大臣に任ず、關白房實罷む○元亨中、唐津、米量燒、始る。		三	一三二三
一九八四	甲子	正中元					藤原冬教 藤原經忠			左大臣實泰罷む○四月内大臣藤原冬教左大臣に、藤原經忠右大臣に任ず○六月廿五日後宇多法皇崩ず、壽五十八、仝廿八日山城葛野郡蓮華峰寺山陵に葬る、○五月前關白家平薨ず○八月六波羅南廳大佛維貞罷む、○十一月金澤貞將之れに代る。	晋宗	泰定元	一三二四
一九八五	乙丑	閏正月 二			藤原冬平(關白)					九月帝、資朝、俊基、賴兼、國長等に詔して北條氏を滅するを謀る○高時、賴兼、國長を殺す○十二月九日正中と改元す○太政大臣冬平關白と爲る ○十二月藤原爲定續後拾遺和歌集を上る○前關白内大臣内經薨ず○資朝、佐渡に流され、俊基釋さる○帝、誓書を高時に賜ふて事解く○僧、疎石南禪寺に入る。		三	一三二五
一九八六	丙寅	嘉暦元							金澤貞顯 赤橋守時	二月高時疾を以て入道す、金澤貞顯執權、四月赤橋守時貞顯に代る○三月皇太子邦良薨ず ○四月廿六日嘉暦と改元す○七月廿四日、後伏見帝の皇子量仁親王を立てて皇太子と爲す○十一月前の將軍惟康親王薨ず、年六十二。		三	一三二六
一九八七	丁卯	閏九月 二			藤原道平(關白)					正月關白太政大臣冬平薨ず ○二月前關白道平關白となる○三月前關白房實薨ず○天皇、僧圓觀、文觀等を召して、北條高時を咒詛せしむ、○元の僧正澄來る○八月前左大臣實泰薨ず○九月北條維時卒す○第三皇子尊雲、護良、法親王を天台座主と爲す。		四	一三二七
一九八八	戊辰	三								十月前將軍久明親王薨ず、年五十五。		致和元 天暦元	一三二八
一九八九	己巳	元德元								六月前太政大臣實重薨ず ○八月廿八日元德と改元す○梅友、元より還る、元主、號を賜る○十二月前太政大臣道雅薨ず○皇太子加冠す。	明宗 文宗	二	一三二九
一九九〇	庚午	二			藤原經忠(關白) 藤原冬教(關白)		藤原良嗣			正月關白道平罷む、右大臣經忠關白となる○二月關白經忠右大臣を罷む、内大臣藤原良嗣右大臣に任す○二月天皇、奈良、及び叡山に行幸し、僧徒と東征を議す○七月北條時益金澤貞將に代り六波羅南廳の鎮となる ○八月關白經忠罷め、左大臣冬教關白となる○十二月北條仲時、來り範貞に代りて六波羅北廳の鎮と爲る。		至順元	一三三〇

一九九一	辛未	元弘元				藤原基嗣	源長通		正月關白冬教左大臣を罷む○二月右大臣基嗣左大臣に、源長通右大臣に任ず○四月東征の謀漏れ、僧圓觀、文觀等鎌倉に送らる○六月俊基鎌倉に送らる○八月十日元弘と改元す○是月高時、廢立を圖る天皇笠置に幸す○九月笠置破れ、錦織俊政、石川義純等戰死し、帝東兵に執はれ玉ふ○楠正成、櫻山茲俊等各地に義兵を擧ぐ○九月廿日、高時、皇太子を立つ、皇太子踐祚○十月櫻山茲俊戰歿す。	二	一三三一
一九九二	壬申	二（正慶元）	（光嚴）		藤原兼季		藤原季衡		帝二月廿二日新帝即位○三月廿日高時、後醍醐天皇を隱岐に遷し奉る○四月廿八日、京師元を正慶と改む○兒嶋高德車駕を奪はんとして成らず、櫻樹に書して志を述ぶ○護良親王（尊雲を還俗）兵を起す、赤松則村之に應ず○六月高時、資朝、俊基を殺す○具行、成輔殺さる○七月右大臣長通罷む○十月藤原季衡を右大臣に任ず○十一月藤原兼季、太政大臣に任ず。	三	一三三二
一九九三	癸酉	三（閏二月）				藤原道平	源長通	護良親王	二月赤坂城陷る、○閏二月吉野城陷る○正成千破城を築く○閏二月後醍醐帝隱岐を遁れて伯耆に還幸、名和長年之を船上山に奉す○土居通治、得能通綱義兵を擧ぐ○菊池武時義兵を擧ぐ○三月右大臣季衡罷む○四月足利高氏歸順す○新田義貞兵を起して北條氏を討つ、○五月廿二日高時誅に伏し北條氏滅ぶ○將軍守邦剃髮○源忠顯等六波羅を攻め、時益、仲時等誅に伏す○五月關白冬教太政大臣兼季、左大臣基嗣罷められ、前關白道平左大臣に任ず○關白を廢す○五月廿七日新帝を廢す○六月帝還幸○護良親王を征夷大將軍と爲す○前右大臣長通再任す○楠正成に詔して北條氏の餘黨を討たしむ。	寧宗 順宗（廢帝） 元統元	一三三三
一九九四	甲戌	建武元		藤原道平（內覽）			藤原經忠 藤原冬教	成良親王	正月廿九日建武と改元す、仝廿二日恒良親王を立てて皇太子と爲す○記錄所及雜訴決斷所等を置く○大內裡を造る、○二月右大臣長通罷む、前右大臣經忠再任○藤原道平文書內覽を許さる○十月護良親王を馬場殿に幽す（尊氏の讒に因る）○論功、行賞あり、諸將怨望す○十月權中納言藤原藤房官を棄て遁世、右大臣經忠罷め、前左大臣冬教右大臣に任ず○十一月護良親王を鎌倉に流す、○是歲成良親王征夷大將軍に任ず。	二	一三三四
一九九五	乙亥	二（閏十月）		藤原冬教（內覽）		藤原冬教	藤原公賢		二月左大臣道平薨す、右大臣冬教左大臣に、前內大臣藤原公賢右大臣に任ず、前關白冬教內覽を許さる○六月藤原公宗謀叛執へらる○七月北條時行亂を作し、鎌倉を襲はんとす、足利直義、護良親王を弑し（年二十八）成良親王を奉じて走る○八月公宗誅せらる○足利尊氏征夷大將軍に任じ、關東の管領たらんことを請ふ許さず○十月尊氏叛す○十一月新田義貞に命じ尊氏を討たしむ、○左大	至元元	一三三五

紀元	干支	年號	天皇	北朝天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	執權	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦
							藤原經忠			臣冬教辭任し、前右大臣經忠左大臣に任ず〇十二月義貞、尊氏を討つて克たず、京師に引返す、尊氏、官軍を追ふて西上す。			
一九九六	丙子	延元元（建武三）		光明（踐祚）	藤原經忠（關白）		藤原經通 藤原道教		高師直	正月尊氏大擧京師を犯す、帝之を叡山に避く〇結城親光、尊氏を刺んとして克たず死す〇是月義貞、正成等尊氏を討つ尊氏九州に奔る〇二月車駕京師に還幸す〇同廿九日延元と改元す〇成良親王征夷大將軍を罷む〇三月義貞に命じて尊氏を討たしむ〇四月六日後伏見上皇崩ず、壽四十九、廿六日山城紀伊郡深草法華堂陵に葬る〇五月尊氏大擧東上す、楠正成湊川に於て戰死す〇帝再び叡山に幸す〇八月尊氏、後伏見天皇第二皇子豐仁親王を立て、帝と爲す、建武の年號を用ふ。△八月十五日新帝踐祚、冬教內覽を罷む左大臣經忠關白と爲る〇十月尊氏佯つて降を乞ふ、帝之れを許し、京師に還幸す、義貞に命じて、皇太子恒良及び皇子尊良親王を奉じて北陸を經營せしむ〇十二月帝潜に吉野に幸す、楠正行之を迎へ、行宮を吉野に遷る、是れより南北兩朝に分る〇尊氏、成良親王を幽す〇高師直、尊氏の執事と爲る。		二	一三三六
一九九七	丁丑	二（四）		即位	藤原基嗣（關白）					二月足利高經、金崎城を圍む〇三月金崎城陷る、尊良親王自刃、新田義顯等之に殉ず、皇太子恒良執はれ玉ふ〇建武式目成る、足利氏代々、貞永式目と共に行ふ〇四月（北）經忠の關白を罷め、藤原基嗣を關白と爲す〇七月（北）右大臣公賢罷め、藤原經道左大臣に、藤原道教右大臣に任ず〇十二月北畠顯家、新田義興等鎌倉を陷れ、足利義詮を奔らす ■十二月廿八日北朝光明帝即位あり。		三	一三三七
一九九八	戊寅	三（曆應元 閏七月）			藤原經通（關白）			足利尊氏		四月尊氏皇太子恒良及び成良親王を弑す〇五月北畠顯家阿倍野に戰歿す〇五月（北）關白基嗣罷め、左大臣經通關白と爲る〇七月八幡陷り顯信、河內に奔る〇閏七月新田義貞藤嶋を攻め克たず流矢に中て戰死す、年三十八〇八月廿八日北朝元を曆應と改む〇足利尊氏征夷大將軍と爲る〇北朝、光嚴帝の皇子興仁親王を立てて皇太子と爲す。		四	一三三八
一九九九	己卯	四（二）	後村上							三月義良親王吉野に還る 〇北畠親房神皇正統記を上る〇尊氏天龍寺を建つ〇八月帝不豫、同九日皇子義良親王を立て皇太子と爲す〇同十五日天皇讓位、同日皇太子踐祚、同十六日後醍醐天皇崩ず、壽五十二〇九月脇屋義助、足利高經と越前に戰ひ、敗れて美濃に走る、◎十月五日天皇吉野の行宮に即位す、時に年十二、北畠親		五	一三三九

皇紀	干支	年號	關白	太政大臣	左大臣	右大臣	記事	支那年號	西暦
二〇〇〇	庚辰	興國元（三）			藤原道教	藤原師平	房輔佐し、隆資、實世、機務を掌どる○十一月廿三日後醍醐天皇を大和吉野山塔尾陵に葬る○脇屋義助吉野に至る○十二月（北朝）左大臣經通罷め、右大臣道教左大臣に內大臣藤原師平右大臣に任ず○時に征東將軍宗良親王遠江に在り、征西將軍懷良親王筑紫に在り。	六	一三四〇
二〇〇一	辛巳	二（四）閏四月		源長通			三月脇屋義助を伊豫に遣し、南海、西海の諸軍を總督せしむ○四月廿八日興國と改元す○五月義助卒す○直義商船を元に遣し、什器を求めしむ○元の淨因、皈化す、饅頭の始め○十二月（北朝）源長通を太政大臣に任す。	至正元	一三四一
二〇〇二	壬午	（康永元）三	藤原道教（關白）				二月親房、職原抄を上る○北畠親房、其子顯時と小田城に據る、○天龍寺船の法を定む○本國寺建つ○當時文學大に頽れ、孔子の傑等は、花園上皇の持佛堂に安置せり○直義、商船を元に遣り、什器を求めしむ。	二	一三四二
二〇〇三	癸未	四（二）	藤原師平（關白）		藤原公賢	藤原良基	正月（北朝）關白經通罷め、左大臣道教、關白と爲る○三月太政大臣長通罷む○四月廿七日元を康永と改む○六月高師冬、源親房及顯時を常陸の小田城に攻む○十一月（北）關白左大臣道教罷め、右大臣師平關白と爲る○十一月小田治久、師冬に降る○北畠親房走りて關城を保ち、顯時奔つて大寶城を保つ○僧、日象寂す。	三	一三四三
二〇〇四	甲申	五（三）閏二月					三月（北）師平右大臣を罷む○四月（北）前右大臣藤原公賢（洞院と號す）を左大臣に、內大臣藤原良基（二條家）を右大臣に任ず○高師直、眞如寺を建つ○劍工正宗、鎌倉亡後京都に住す○七月旱す○關、大寶の二城陷り、親房等奔りて吉野に還る。	四	一三四四
二〇〇五	乙酉	（貞和元）六					五月河內觀心寺火く、○玄惠寂す、玄惠始て程朱の說を唱ふ。 七月尊氏天龍寺を落慶す、疎石（夢想國師）開山、上皇臨幸す○八月兒嶋高德等、脇屋義助を迎へて、兵を起し、京都を襲はんとして成らす、信濃に走る○十月廿一日（北）貞和と改元す。	五	一三四五
二〇〇六	丙戌	正平元（二）	藤原良基				二月（北）關白師平罷め、右大臣良基關白と爲る○六月（北）公賢左大臣を罷む○七月四日元を正平と改む○元の皈化僧梵仙寂す○風雅集成る○僧師錬寂す。	六	一三四六
二〇〇七	丁亥	二（三）閏二月			藤原良基	藤原經教	九月楠正行、細川顯氏を破る○（北）右大臣良基左大臣に、權大納言藤原經教右大臣に任ず○十一月正行、細川、山名を破る○貞和集成る。	七	一三四七

紀元	干支	年號	天皇	北朝天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	執事	重要記事	支那帝王	支那年號	西曆
二〇〇八	戊子	(四)三		崇光		藤原公賢				正月楠正行等、北軍高師直、師泰等と四條畷に戰ひ戰歿す○天皇、高師直の兵を避け穴太に幸す、師直、吉野行宮を火く○十月光明帝讓位、同日皇太子踐祚(北)藤原公賢、太政大臣に任ず○十一月十一日花園上皇崩ず、壽五十二、同十三日山城愛宕郡十樂院山上陵に葬る。		八	一〇四八
二〇〇九	己丑	(五)四 閏六月		即位			藤原經教 藤原道嗣			直冬(尊氏の子)四國探題と爲る○崇光帝の世、四條橋勸進猿樂あり、猿樂興リ田樂漸く廢る○七月(北)經教、右大臣を罷む○九月其某左大臣を罷め、前右大臣經教左大臣に、藤原道嗣右大臣に任ず○足利基氏(尊氏の子、義詮の弟)關東管領と爲る。閏十二月廿六日崇光帝即位○直義、剃髮す、是れより先き、直義、師直を殺さんとして成らず、却つて師直兄弟に迫られ、退隱せしめらる。		九	一〇四九
二〇一〇	庚寅	(觀應元)五								二月廿七日(北)觀應と改元す○六月直冬、父尊氏に背きて兵を鎭西に起す○邊氏、高麗を侵す、此頃より應永の末迄暴掠最も甚だしく、朝鮮其の防禦に苦しむ○十月(北)太政大臣公賢罷む○十二月直義順に歸す。		一〇	一三五〇
二〇一一	辛卯	(二)六							仁木頼章(執事)	正月上杉能憲官軍に應じ高師冬を鎌倉に攻め殺す、直義、男山に陣す、尊氏備前に在り還り戰ふて播磨に奔る○二月尊氏、直義、和し尊氏京に還る高師直、師泰、誅せらる○仁木頼章執事となる○七月赤松則祐歸順す○直義復た尊氏と不和、尊氏自ら將として之を薩埵嶺に破る○八月尊氏降を請ふ聽かす○十月尊氏、義詮復た降を請ふ之を許す○十一月義詮、車駕の京に還らんことを請ふ、詔して之れを許す○同七日義詮崇光帝を廢し、正平の號を用ふ○十二月新朝廢鏡を收めて行宮に送る。		一一	一三五一
二〇一二	壬辰	(文和元)七 閏二月		後光嚴(踐祚)						二月尊氏、弟直義を殺す○同廿七日光嚴、光明、崇光の三皇及び太子直仁を行宮に遷す○新田義興、義宗、脇屋義治鎌倉を襲ふて其氏を走らす○閏二月帝、四天王寺に行幸○三月帝男山に在り○四月義詮、復た叛して東山に據る、弥松則祐叛きて義詮に降る義詮等京に入る○四月義詮男山を犯す、楠正儀等防戰利あらず○五月帝復た南山の行宮に幸す○六月光嚴、光明、崇光の三院及び直仁親王を賀名生の別宮に幽す○八月義詮、光嚴帝第二の皇子彌仁親王を立てて帝と爲す。△八月十七日彌仁親王踐祚○九月廿七日(北)文和と改元す○山名時氏順に歸す○十一月直冬復た降る。		一二	一三五二

二〇一三	癸巳	八(二)	(即位)					六月楠正儀、山名時氏、京師を攻め、義詮新帝を奉じて美濃に奔る○七月義詮、京師に迫る○九月尊氏新主を奉じて京に還る。■十二月廿七日後光嚴帝即位。	一三	一三五三
二〇一四	甲午	九(三)閏十月						四月准三宮源親房(北畠)薨す○十二月直冬等尊氏を討つ、尊氏、新帝を奉じて近江に奔る○邊民、高麗船を掠ふ○足利高經降を乞ふ。	一四	一三五四
二〇一五	乙未	一〇(四)						正月直冬等京師に入る、尊氏延暦寺に據る○菊池武光、征西將軍懷良親王を奉じて、豐肥を征服す○三月尊氏、義詮、京師を復す○八月光明院を京師に還す。	一五	一三五五
二〇一六	丙申	一一(延文元)						正月足利高經、尊氏に降る○關白良基、連歌菟玖波集を撰む○三月廿八日(北)延文と改元○廣信歿す、康永亂記の著者なり○尊圓法親王(伏見帝皇子初名尊彦、和風青蓮院祖)薨す。	一六	一三五六
二〇一七	丁酉	一二(二)閏七月						正月廿日煕成親王を立てゝ皇太子と爲す○十一月光嚴、崇光の二皇及び直仁親王を京に還す○此頃、頓阿、兼好、淨辨、慶雲を和歌四天王と稱す○十二月(北)關白良基罷む。	一七	一三五七
二〇一八	戊戌	一三(三)		藤原經教(關白)			足利義詮 / 細川清氏(執事)	四月尊氏病で薨す執事賴章卒す○七月菊池武光、懷良親王を奉じて少貳賴尚を破る、尋で大友氏時を討て克たず○八月左大臣藤原實世薨す○十月畠山國清、新田義興を矢口渡に誘殺す○十一月義詮、國清等、吉野行宮を犯す、帝觀心寺に遷幸す○十二月義詮征夷大將軍に任ず、細川清氏執事となる○(北)左大臣經教關白と爲る。	一八	一三五八
二〇一九	己亥	一四(四)						三月菊池武光、畠山重信、少貳賴尚等を討つ○藤原爲定、新千載和歌集の撰成る○邊民、全羅道追捕副使と戰ふ○八月菊池武光、懷良親王を奉じて少貳賴尚を討ち大に之を破る○十月畠山國清、行宮を犯す帝觀心寺に御す。	一九	一三五九
二〇二〇	庚子	一五(五)閏四月			藤原道嗣	藤原冬通		正月楠正儀和田正武等赤坂に城く○二月北軍、南方諸城を陷る○四月興仁親王(懷良親王の王子)叛きて賊に通じ、賀名生行宮を火く○七月官軍競ひ起る、京師騒擾す○八月仁木義長歸順す○(北)經教左大臣を辭し、右大臣道嗣左大臣に、藤原冬通、右大臣に任す。	二〇	一三六〇
二〇二一	辛丑	一六(康安)						三月廿九日(北)康安と改元す、○是歳六月より地大に震ひ八月に至る、阿波、攝津、海溢れて溺死數百人に及ぶ○八月菊池武光大に威を九州に振ひ、少貳、大友等を破る○十月細川清氏、義詮と不和管領を罷む、尋て歸順す○十一月正儀等清氏を援けて京師を襲ふ○(北)關白經教罷め、左大臣	二一	一三六一

紀元	干支	年號	天皇	北朝天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	執事	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦
					藤原道嗣（關白）					道嗣關白と爲る○十二月義詮新帝を奉じて近江に奔る、南軍京に入る、尋て復た義詮京師を復す○畠山道誓、足利氏に背く。			
二〇二二	壬寅	一七（貞治元）					藤原冬通 源通相		斯波義將（執事）	正月細川清氏四國を殉ふ○六月山名時氏中國を殉ふ、○七月斯波義將執事と爲る○義詮細川賴之をして清氏を誘殺せしむ○九月二十三日(北)貞治と改元す○武光、少貳氏經を破る○十一月(北)道嗣左大臣を辭す○十二月右大臣冬通左大臣に、源通相右大臣に任す、○正平中大內弘世、周防に機業を起し、綃、錦、綾等出づ○彗星見る。		二二	一三六二
二〇二三	癸卯	一八（二）閏正月			藤原良基（關白）					菊池武光、大友氏時を斬る○高麗の俘虜を還す○河野通直歸順す○六月(北)道嗣關白を罷め、良基復び關白と爲る。		二三	一三六三
二〇二四	甲辰	一九（三）								七月七日光嚴上皇崩す、壽五十二、丹波國桑田郡山國常照寺後山陵に葬る○藤原爲明、新拾遺集を撰ぶ○是歲、山名時氏、仁木義長、大內弘世等、義詮に降る○弘世等の賊軍來犯す○菊池武光卒す○論語集解刻成る。		二四	一三六四
二〇二五	乙巳	二〇（四）閏九月								正月前關白師基薨す○八月行宮火く○十一月疫病流行す。		二五	一三六五
二〇二六	丙午	二一（五）				源通相	藤原實俊			斯波義將の執事を罷む○五月邊民、高麗の沿海を破る○八月(北)右大臣通相太政大臣に、藤原實俊を右大臣に任す○高麗、禁寇を乞ふ○京師飢饉、死者途に盈つ。		二六	一三六六
二〇二七	丁未	二二（六）			藤原冬通		藤原師長		細川賴之	二月元主、使を北朝に遣はし、寇を禁じ修好を修めんと乞ふ、之を許す○四月關東管領基氏薨す、年二十八、其子氏滿襲ぐ○八月(北)關白良基罷め、左大臣冬通關白と爲る○九月右大臣實俊罷め、藤原師長右大臣に任す○十一月細川賴之執事と爲る○十二月將軍義詮薨す、年三十八。		二七	一三六七
二〇二八	戊申	二三（應安元）閏六月	長慶（踐祚）					足利義滿		二月十八日(北)應安と改元す ○三月天皇位を皇子寬成親王に讓る○(北)太政大臣通相罷む○明主、好を通ず、道阻みて通ぜず○弘安後、支那始めて好を通ず、懷良親王之に答ふ。 ▲三月九日天皇踐祚、同十一日先帝住吉殿に崩ず、壽四十一、○四月二十日後村上天皇を河內國檜尾山上陵に葬る○七月新田義宗、脇屋義治兵を起し上杉憲將等と戰ひ克たず、義宗戰死し義治出羽に走る○十二月足利義滿征夷大將軍に任ず、年十一歲、細川賴之、之を輔佐す。	明太祖	洪武元	一三六八

二〇二九	己酉	二四（二）			藤原師長（關白）			正月楠正儀、足利義滿に降る○山徒、神輿を動かし、南禪寺を破らんとす○三月楠氏の族、正儀を討す○明主、邊寇の禁を請ふ○十一月（北）關白左大臣冬通罷む、右大臣師長關白と爲る○十一月河野通直、伊豫を復す。	二	一三六九
二〇三〇	庚戌	建徳元（三）				藤原師長	藤原忠基	正月脇屋義治等上杉憲顯と戰ひ克たず○和田正武等正儀を攻む○三月（北）右大臣師長左大臣に、藤原忠基右大臣に任ず○七月廿四日建徳と改元す○邊民、明の山東、浙東を襲ふ。	三	一三七〇
二〇三一	辛亥	二（四）閏三月		後圓融（踐祚）				義滿、今川貞世を筑紫探題に補す○二月菊池武政、懷良親王を奉じて、今川貞世と戰ふ○三月廿三日後光嚴帝位を緒仁親王に讓る。▲三月廿三日緒仁親王受禪、○山名時氏卒す○是歳細川頼之職を辭し幾も無く復職○赤松則祐卒す○駕籠の始、義滿の時代○武政、使を明に遣し、日本國王の名を用ふ○明主邊寇を禁ぜんと乞ふ。	四	一三七一
二〇三二	壬子	文中元（五）						二月菊池武政、今川貞世を肥後に破る○義滿判始として八幡の社領を寄附す○八月兵を發し楠正儀を討つ、義滿、細川頼之をして正儀を援せしむ○邊民、屢々明を侵す○十月四日元を文中と改む。	五	一三七二
二〇三三	癸丑	二（六）閏十月	後龜山（踐祚）					三月義滿、細川氏春をして行在を犯さしむ、帝吉野に幸す○明使始て將軍に謁す○八月二日天皇位を皇太子に讓り、玉川宮に徙御し剃髮して覺理と號し玉ふ○今日皇太子煕仁親王受禪。▲八月二日天皇踐祚○先帝を尊みて太上天皇と曰す、皇弟泰成親王を立てて皇太弟と爲す○邊民漢陽を攻む。	六	一三七三
二〇三四	甲寅	三（七）		（即位）				正月廿七日後光嚴上皇崩ず、壽卅七○二月二日後光嚴帝を山城紀伊郡深草法華堂陵に葬る、○四月舟師高麗に入る○僧印原寂す○邊民、明の膠洲に入る○五月菊池武政卒す。■十二月廿八日（北）後圓融帝即位。	七	一三七四
二〇三五	乙卯	天授元（永和元）			藤原忠基（關白）	藤原忠基	藤原師嗣	二月廿七日（北）永和と改元す○是歳武朝、今川貞世を水島に破る○武朝少貳冬資を誘ひ、貞世と戰ひ克たず、冬資殺さる○九月廿七日天授と改元す○高麗禁寇を乞ひ、海内略ぼ定まる○十一月（北）左大臣師長罷め、右大臣忠基を左大臣に、藤原師嗣右大臣に任ず○十二月師長の關白を罷め、忠基を關白と爲す。	八	一三七五
二〇三六	丙辰	二（二）閏七月						直冬、義滿に降り、石見に退居す○僧汝霖絶海、歸朝す、絶海、文名あり、嘗て明の太祖に謁す○懷良親王好を明國に通ず○邊民、高麗を侵す○是歳菊池武朝、今川貞世と肥西に戰ふ。	九	一三七六

紀元	干支	年號	天皇	北朝天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	管領	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦
二〇三七	丁巳	三 (三)								朝鮮使、今川了俊(貞世入道)に逢ふて皈る○八月武朝、懷良親王を奉して大内義弘と戰ひ敗績す　○實朝以後の渡唐者、陶工景正の外、悉く僧徒たり。		一〇	一三七七
二〇三八	戊午	四 (四)					藤原師嗣　藤原兼嗣			正時、正種、正勝等兵を擧ぐ○醫、竹田昌慶明より歸る○銅人形傳はる○邊民、高麗を侵す○將軍義滿、室町に花亭を營む○八月(北)忠基左大臣を辭し、右大臣師嗣左大臣に、藤原兼嗣右大臣に任ず○九月懷良親王、武朝等、了俊と戰ひ之を破る。		一一	一三七八
二〇三九	己未	五 (康暦元 閏四月)			藤原師嗣(關白)				斯波義將	正月山名氏淸等來犯し土丸城陷る○二月藤波、石垣の二城陷る○三月廿二日(北)康暦と改元す○上杉憲春、氏滿の異圖を諫めて自殺す　○細川賴之退隱す○五月斯波義將管領と爲る○和田正武卒す○八月(北)關白忠基罷め、左大臣師嗣關白と爲る○邊民、明の順天府を侵す。		一二	一三七九
二〇四〇	庚申	六 (二)								明主禁寇を乞ふ○小山義政、兵を起す○義滿、鹿苑院を建つ○六月廿四日光明法皇崩す、壽六十、攝津國三嶋郡務尾寺陵に葬る○八月邊民、鎭浦口を侵す○是歳、官軍、山名義滿の爲めに屢々破らる。		一三	一三八〇
二〇四一	辛酉	弘和元 (永德元)				藤原良基				二月十日弘和と改元す　○二月廿四日(北)永德と改元す○七月(北)前關白良基太政大臣に任ず　○十二月宗良親王新葉和歌集を上る○明、關職を以て恐嚇し、禁寇を乞ふ○北帝、義滿の花亭に幸す。		一四	一三八一
二〇四二	壬戌	二 (二) 閏正月		後小松	藤原良基(攝政)		源義滿			正月楠正儀皈順す○(北)左大臣師嗣辭し、將軍義滿、左大臣に任じ、院別當執事を兼ぬ○四月十一日北帝讓位、同日後小松帝(第一皇子幹仁親王)受禪、關白師嗣罷め、太政大臣良基攝政たり○山名氏淸、十六分一殿の稱あり(日本六分の一其所領たるを以て)○和田正頼卒す○楠正儀、氏淸と戰ふて死す、南朝僅に吉野を領す、氏淸河內を定む。[illegible]十二月二十八日北帝卽位、年甫めて六歲、良基攝政たり○邊民、高麗を擾つ。		一五	一三八二
二〇四三	癸亥	三 (三)								義滿、淳和獎學兩院別當を兼ね、氏の長者に補し、准三宮に任ぜらる○義滿、相國寺を建つ○小山義政足利氏滿と戰ふて敗死す○明始めて琉球に冊封使を發す○邊民汶洲を陷る○藤原爲明新拾遺和歌集を撰ぶ。		一六	一三八三
二〇四四	甲子	元中元 (至德元 閏九月)								二月廿七日(北)至德と改元す○邊民鎭浦に入る○僧、成玲明の胡惟庸と謀を通し、事覺れて罪せらる○四月廿八日元中と改元す○相國寺成る○七月新田義則、氏滿と古河に戰ふて敗死す。		一七	一三八四

二〇四五	乙丑	二(二)					細川頼之、寶冠寺を建つ○帝の御宇、堺浦に春慶塗始まる○七月邊民、濟州、耽羅嶋を攻む。	一八	一三八五
二〇四六	丙寅	三(三)					六月小山若犬丸(義政の孤)田村則義等兵を起す○七月小山、田村等、足利氏満と戰ふて敗らる○京都、鎌倉五山の班列を定む○外國通信の文書は、永く五山僧徒の手に成る○義満、鹿苑園を創む○九月赤松氏範、義満と戰ひて戰死す。	一九	一三八六
二〇四七	丁卯	四(嘉慶元)閏五月		藤原兼嗣(攝政)			正月(北)攝政太政大臣良基罷む○二月右大臣兼嗣攝政と爲る○三月、小田五郎、兵を常陸に擧ぐ○甲冑工、明珍、宗安、此の頃に名あり○八月廿三日(北)嘉慶と改元す○冬邊民、光州に入る○是歳義満、東海に遊ぶ○僧義堂寂す、文詞に名あり○邊民兵船八十艘、鎭浦が光州を侵す。	二〇	一三八七
二〇四八	戊辰	五(二)		藤原良基	藤原實時 源具通		三月(北)攝政兼嗣罷め、良基再び攝政と爲る○五月良基薨す○義満左大臣を辭し、右大臣兼綱罷む、藤原實時左大臣に、源具通右大臣に任ず○小田五郎、上杉朝宗と戰ひ敗死す○六月前左大臣師嗣關白と爲る。	二一	一三八八
二〇四九	己巳	六(康應元)		藤原師嗣(關白)			二月九日(北)康應と改元す○高麗、對馬に寇す○元中年間羅及び綾、紗を織るは、京都、堺、山口の三所のみ○義満、西海に遊ぶ○十月高麗と戰ふて利あらず。	二二	一三八九
二〇五〇	庚午	七(明徳元)閏三月					三月廿八日(北)明徳と改元す○楠氏の族、山名、畠山と戰ひ敗績す○六月、邊民、楊廣道を襲ふ。	二三	一三九〇
二〇五一	辛未	八(二)				細川頼元	正月斯波義將の管領を罷め、細川頼元(頼之猶子)をして代らしむ○山名満幸、仙洞領を押領し改易せらる○山名氏清満幸等、義満に叛き、大内義弘、畠山基國等と八幡に戰ふて死す○邊民、高麗の慶尚道を襲ふ。	二四	一三九一
二〇五二	壬申	九(三)閏十月	後小松		源義満		三月義満、使をして楠正勝を招かしむ、正勝等聽かず、義満畠山義深をして、千破城を攻めしむ、城陷る元時、正元等十津川に逃る○義満、大内義弘、六角満高をして、南朝に至ら しめ、神器を北帝に傳ふると、兩統更立の事を以て和を議せしむ、帝之を許す○十月廿八日南帝儀仗を備へて、京都に還幸す○閏十月二日車駕大覺寺に至る、儀衛具に備はる●閏十月五日天皇、神器を後小松帝に傳へ玉ふ、(後醍醐帝吉野に幸してより茲に五十七年南北一つと爲る)○琉球中山王、其子姪を明に遊學せしむ○十一月高麗使を遣し禁寇を請ふ○細川頼之卒す○十二月左大臣實時罷め、義満再び左大臣に任ず○是歳高麗、李成桂、國を朝鮮と號す。	二五	一三九二

紀元	干支	年號	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	管領	重要記事	支那帝王年號	西暦
二〇五三	癸酉	明德四				藤原公直		斯波義將	朝威振はず、足利氏榮ふ○放生會あり○義滿、第を營む、明制に倣ふて造る○應永の始めに至りても南人尚ほ元中の號を用ゆ○四月廿六日後圓融帝崩ず、壽三十六、山城國紀伊郡深草法華堂陵に葬る○六月細川賴元の管領を罷め、斯波義將を管領となす○九月義滿左大臣を罷む。	二六	一三九三
二〇五四	甲戌	應永元		藤原經嗣（關白）	藤原實時、源義滿	藤原經嗣、藤原實直	足利義持		二月後龜山天皇を尊んで太上天皇と稱す○三月右大臣具通罷む、前内大臣公直右大臣に任ず○六月前左大臣實時太政大臣に任す、内大臣藤原經嗣左大臣に任す○七月五日應永と改元す○八月一日長慶法皇崩す、壽五十二○十一月關白師嗣罷め、左大臣經嗣關白となる○十二月義滿、軍職を其子義持に讓る、義持時に年九歲、太政大臣實時右大臣公直罷め、權大納言藤原實直右大臣に前左大臣義滿太政大臣に任ず○今川貞世幕命を奉じて、嶋津氏を討つ○長尾景久、學校を政所より足利に移す。	二七	一三九四
二〇五五	乙亥	二（閏七月）			源具通	藤原公通、源善成、藤原通定、藤公定			三月右大臣實直罷む、内大臣藤原通定右大臣に任す○四月左大臣經嗣罷む、前右大臣公直左大臣に任す○帝太政大臣義滿の第に幸す○六月義滿太政大臣を罷め剃髮す、前右大臣源具通太政大臣に任す○左大臣公直罷め、前内大臣源善成（四辻）左大臣に任す、通定右大臣を罷む○八月左大臣源善成致仕す、河海鈔の著者なり、後ち源語を註するもの多し○世人義滿を公方と呼ぶ○九月内大臣藤原公定右大臣に任す。	二八	一三九五
二〇五六	丙子	三							二月太政大臣具通罷む○三管（細川、畠山、斯波三氏をして交々管領と爲し）、四職（山名、一色、佐々木、赤松の四氏をして交々侍所の別當たらしむ）、七頭（武田、小笠原、吉良、今川、伊勢、澁川、上野の七氏を云ふ）を置き、後ち改めて三管、七相伴、國持衆、御伴衆等の制を設く○小山若犬丸再び兵を起す○七月右大臣公定、左大臣に前内大臣藤原實冬を右大臣に任す。	二九	一三九六
二〇五七	丁丑	四				藤原公定、藤原實冬			四月義滿、別業を北山に營み、金閣を起して（始めて柱壁に金箔を付く）徙居、北山殿と云ふ（今の金閣寺是れ也）○少貳忠資菊池貞賴等兵を起す、大內義弘を遣し討て之を平ぐ義弘、威を鎭西に振ふ○浚民明の金郷を侵す○十一月建仁寺火く。	三〇	一三九七
二〇五八	戊寅	五（閏四月）		藤原師嗣（關白）					正月十三日崇光上皇崩す、壽六十五、同廿三日山城紀伊郡深草法華堂の陵に葬る○三月經嗣の關白を罷め、前關白師嗣代る○二條道忠（師嗣の子）義滿の偏諱を受け、爾後例と	三一	一三九八

									なる○關東亦た三官四職を置く○八月畠山基國、斯波義將に代つて管領となる○朝鮮、禁寇を乞ふ○十一月關東管領氏滿薨す、其子滿兼襲ぐ○十二月左大臣公定罷む。			
二〇五九	己卯	六	藤原經嗣(關白)		藤原實冬	藤原教嗣		畠山基國	二月右大臣實冬左大臣に、內大臣藤原教嗣右大臣に任ず○四月關白師嗣罷め、前關白經嗣再任○關東管領滿兼、自立の志あり、大内義弘之れに應じて東西相起つて、京師を攻めんと謀る、滿兼之を義滿に告ぐ○十月義弘遂に兵を起す○十二月義滿、義弘を討て之を殺す○洞院藤原公定(系圖家)入道す○相國寺七重塔成る、高さ三十六丈。	惠帝	建文元	一三九九
二〇六〇	庚辰	七							足利直冬卒す○五月前關白經教薨す。○十一月前關白師嗣薨す。		二	一四〇〇
二〇六一	辛巳	閏正月 八							三月義滿、始めて明主に好を通じ、書及び黄金三千兩を贈聘す、然れども邊寇は故の如し○二月皇宮火あり帝之を義滿の室町第に避く、○八月明の漂民を送還す○八月土御門殿を造る。		三	一四〇一
二〇六二	壬午	九		藤原實冬	藤原良嗣(後忠嗣)				皇宮諸門を建つ○八月左大臣實冬太政大臣に任じ、內大臣藤原良嗣(後ち忠嗣と改む)を左大臣に任ず○明主、義滿を封じて日本國王と爲す、義滿之を受く○九月義滿、明使を北山の第に引見す○十一月土御門殿成る、帝徙御す。		四	一四〇二
二〇六三	癸未	閏十月 一〇							遣明使僧歸る、四書、詩經等の集註渡る○明主義滿に即位を告ぐ○二月明使歸る、命じて之を送らしむ、○八月右大臣教嗣罷め、內大臣藤原公行右大臣に任ず。	成祖	永樂元	一四〇三
二〇六四	甲申	一一				藤原公行			五月明使來る○明の勘合符を得、貿易船數、員數を定む。		二	一四〇四
二〇六五	乙酉	一二							四月、明主、書冊を贈り、又阿蘇山を壽安鎭國之山と封ず○八月斯波義教(又義重)畠山基國に代りて管領と爲る。		三	一四〇五
二〇六六	丙戌	閏六月 一三						斯波義教(又義重)	義滿、明の使僧を引見す○一色詮範卒す。		四	一四〇六
二〇六七	丁亥	一四							二月太政大臣實冬罷む○明國の船來る○菊池武朝卒す○兆殿司(明兆)東福寺の佛像を畫く。		五	一四〇七
二〇六八	戊子	一五	藤原忠嗣(關白)						三月帝、義滿の別第北山に幸す○四月經嗣の關白を罷め、左大臣忠嗣を關白と爲す○五月義滿薨す、年五十一、鹿苑院と稱す、詔して太上天皇の號を諡る、義持辭して受けず、明主之を吊し、恭獻王と諡す○馬術家大坪道禪(慶秀)は義滿、義持に仕へし人なり。		六	一四〇八

紀元	干支	年號	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	管領	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦
二〇六九	己丑	一六 閏三月		藤原滿基（關白）		藤原滿基		斯波義淳	正月忠嗣左大臣を罷む○二月忠嗣關白を罷む○三月内大臣藤原滿基を左大臣に任じ關白と爲す○七月將軍義持内大臣に任ず、○南蠻人鸚鵡を貢す○澁川滿頼（九州探題）朝鮮に土物を贈る○義持、朝鮮に大藏經を求む○八月斯波義淳義重に代りて管領と爲る○十二月明の聘使來る、之れに報ぜず、先に義滿の薨ずるや、遺言して明と絶たしむ、故に今年及び應永十八、廿四、廿五には、來使あれども報ぜず。		七	一四〇九
二〇七〇	庚寅	一七						畠山滿家	邊民明の廣州を攻む○六月畠山滿家、斯波義淳に代つて管領と爲る○七月關東管領滿兼薨ず、持氏代りて管領となり上杉憲定之を補佐す○斯波義將卒す○十二月關白左大臣滿基薨ず前關白經嗣再び關白と爲る。		八	一四一〇
二〇七一	辛卯	一八 閏十月		藤原經嗣（關白）		藤原公行、藤原冬家			四月右大臣公行を左大臣に、前權大納言藤原冬家を右大臣に任ず○一休禪師、將軍義持に謁す○上杉憲定卒し、氏憲代つて持氏を佐く○七月飛驒國司藤原尹熙叛す、討て之を平ぐ○九月明使王進兵庫に來る、之れに報ぜず。		九	一四一一
二〇七二	壬辰	一九	稱元						六月南蠻の使者、若狹に來る○八月廿九日天皇位を皇長子實仁親王に讓る。△八月廿九日天皇踐祚○九月先帝を尊て太上天皇と曰す。		一〇	一四一二
二〇七三	癸巳	二〇						細川滿元	四月細川滿元、畠山滿家に代つて管領と爲る。		一一	一四一三
二〇七四	甲午	二一 閏七月	即位			藤原滿教			四月伊達松大丸、兵を陸奥に起す、持氏討て之を平ぐ○即位の段錢を諸國に徴す○如雪、滿讃君臺觀を周文に授く共に漢畫の巧手なり。●十二月十九日天皇即位、右大臣冬家罷め、藤原滿教右大臣に任ず。		一二	一四一四
二〇七五	乙未	二二							應永中備前燒再興、後年天正に至り始て茶壷を作る。		一三	一四一五
二〇七六	丙申	二三							十月關東の管領持氏、執事氏憲を罷め、憲基を以て之に代ふ○十二月氏憲持氏の弟持仲を擁して亂を作す、持氏駿河に奔り、今川範政に依る。		一四	一四一六
二〇七七	丁酉	二四 閏五月							正月義持、關東の諸將に令して持氏を援け、氏憲持仲を討たしむ、攻めて鎌倉を復し、氏憲持仲敗死す○逆民、明の平陽等を攻む、明使を遣し之を告ぐ、報ぜず。		一五	一四一七
二〇七八	戊戌	二五		藤原滿教（關白）		藤原滿教、藤原公俊			帝疾あり、七社に奉幣し、平癒を祈る○將軍義持、弟義嗣を殺す（義嗣、持仲と相應じ義持を倒さんとして事覺る）○十一月關白一條經嗣薨ず○十二月左大臣公行罷む、右大臣滿教を關白左大臣に藤原公俊を右大臣に任ず。		一六	一四一八

皇紀	干支	年	關白	太政大臣	左大臣	右大臣	將軍	管領	記事	明	年號	西暦
二〇七九	己亥	二六			藤原公俊	藤原持基			釋奠を行ふ○六月明使呂淵來り通好を請ふ、謝絶す○朝鮮、離粗と共に對馬に寇す、九州探題澁川滿賴、擊て之を卻く○七月、明、邊民の侵害を告く○九月滿數左大臣を辭す○十二月右大臣公俊を左大臣に、藤原持基を左大臣に任す。		一七	一四一九
二〇八〇	庚子	二七 閏正月		藤原公俊	藤原持基	藤原實永			閏正月左大臣公俊太政大臣に、右大臣持基左大臣に、藤原實永右大臣に任す○三月太政大臣公俊罷む○皇太神宮災る、國司造らず、祝人造る○明使來る○澁川義俊、使を朝鮮に遣す○六月大旱、年大に饑ゆ○此の時代より旅亭に屋號を用ふ○十二月右大臣實永罷め、藤原公光右大臣に任す。		一八	一四二〇
二〇八一	辛丑	二八				藤原公光		畠山滿家	諸國饑疫し、餓莩相望む○邊民明の潮州に入る○八月(或は七月)滿元管領を辭し、畠山滿家再び管領と爲る。		一九	一四二一
二〇八二	壬寅	二九 閏十月							五月、義持、朝鮮に大藏經を求む○明の俘を還す○小栗滿重叛す、持氏討て之を誅す。		二〇	一四二二
二〇八三	癸卯	三〇					足利義量		二月將軍義持辭し、其子義量をして代らしむ、三月義量將軍に任す○義持、諸弟をして多く僧と爲らしむ、蓋し義嗣の事に懲れるなり○義持亦た薙髮す○東大寺をして兵庫關務を直管せしむ○使者朝鮮より一切經を獲て歸る、○八月右大臣公光罷む○朝鮮、使を遣し好を修め、俘を還さんことを請ふ○義持、持氏と不和。		二一	一四二三
二〇八四	甲辰	三一	藤原持基			藤原兼良			太上皇、佛骨を宮中に迎ふ○朝鮮使をなして大藏經を送る、義持、朝鮮に大藏經の鏤版を求む、朝鮮、大藏版なきを以て辭す○四月十二日後龜山上皇崩す、壽七十七、山城國葛野郡、嵯峨福田寺の陵に葬る○興福寺東大寺と鬪ふ○義持、持氏と和す○四月滿數關白を罷め左大臣持基關白となり、藤原兼良(一條)右大臣に任す。		二二	一四二四
二〇八五	乙巳	三二 閏六月							二月將軍義量薨す、年十九、義持再び軍國の事を行ふ○帝、樂師を召し、琵琶を彈す、上皇之を止む○關白持基左大臣を辭す。	仁宗	洪熙元	一四二五
二〇八六	丙午	三三							義持始めて使を明に遣す○藤原滿幸、帝王系圖を獻ず○六月武田信長叛す、持氏討て之を平ぐ。	宣宗	宣德元	一四二六
二〇八七	丁未	三四			藤原持基				赤松滿祐叛す始め滿祐、族持貞と釆邑を爭ふ、義持、持貞を寵し、滿祐の邑を割て與ふ、滿祐怒りて叛す、義持、細川、山名の諸將に命して、之を討たしむ、諸將議して滿祐を赦さんと乞ふ、義持止を得す、滿祐を免し持貞をして自殺せしめ、事平ぐ○關白持基再び左大臣に任す。		二	一四二七

紀元	干支	年號	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	管領	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦
二〇八八	戊申	正長元（閏三月）	後花園 踐祚	藤原持基（攝政）		藤原兼良 藤原房嗣		斯波義淳	正月前將軍義持薨す、年四十二、嗣なし弟義教嗣ぐ（義持の子義量既に薨じて嗣なし、義持其の弟僧義圓を還俗せしめ名を義宣と改め後ち義教と改む）鎌倉持氏不滿なり。○帝の繼嗣の事を僧宗純（一休禪師、後小松帝の御子）に問ひて定む○兩統更立の事紛紜安からす○四月廿七日正長と改元す○七月廿八日天皇崩す、壽二十八。▲同日崇光帝の曾孫彥仁親王（貞成親王の王子）踐祚あり○同廿七日稱光天皇を山城國紀伊郡深草法華堂陵に葬る、○關白持基攝政と爲る○斯波義淳、畠山滿家に代りて再び管領と爲る○八月伊勢國司北畠滿雅、後龜山天皇の皇子小倉宮を奉じて兵を擧ぐ（稱光帝崩ず、兩統互立の約に依り小倉宮は入りて大統を繼がんと欲す得ず、故に滿雅に謀りて兵を起す）義教、土岐持賴をして之を討たしむ、滿雅戰死し、小倉宮執へらる○明主、藤給師を求む○藤原冬家薨す。		三	一四二八
二〇八九	己酉	永享元	即位				足利義教		三月義教征夷大將軍に任す○今川了俊卒す○八月持基左大臣を辭す、右大臣兼良左大臣に、藤原房嗣右大臣に任す○九月五日元を永享と改む○持氏、義教に含みて屈せず尚ほ正長の號を用ゆ。●十二月廿七日天皇即位、年甫めて十一、天皇、藤原宗業に孝經を受け給ふ。		四	一四二九
二〇九〇	庚戌	二（閏十一月）							二月筑紫の富商四人を京都に移す○三月多武峰の僧徒、小川弘氏を攻む、義教命じて兵を罷めしむ、聽かず、乃ち山名赤松等の諸將に命じて、之を平定せしむ。		五	一四三〇
二〇九一	辛亥	三							鎌倉始めて永享の號を用ふ。		六	一四三一
二〇九二	壬子	四		藤原兼良	藤原持基	源義教			義教、雅世等、富士山に遊ぶ○將軍、射を小笠原雅康に學ぶ○七月持基太政大臣に任ず○八月義教、僧道淵を明に遣はす、明主内官、雷春等をして報聘す、音問又舊に復す○持基攝政を罷む、左大臣兼良攝政となる○兼良左大臣を辭し、將軍義教左大臣に任ず○十月攝政兼良罷め、持基再び攝政と爲る○十一月細川持之、斯波義淳に代りて管領と爲る。		七	一四三二
二〇九三	癸丑	五（閏七月）		藤原持基（攝政）				細川持之	畠山滿家、斯波義淳卒す○二月持基太政大臣を辭す、三月攝政持基罷む○六月道淵、明より還る○九月鎌倉大地震、山崩れ地裂く○十月山徒神輿を動かし京に入る、義教兵を遣し、防ぎて之を卻く○十月二十日後小松法皇崩す、壽五十七、同廿七日山城紀伊郡深草法華堂陵に葬る、		八	一四三三

二〇九四	甲寅	六					僧中誓を明に遣す○貞成親王、明徳記、堺記等を献す○六月明の使者來朝し、義教に錢三十万を贈る。	九	一四三四
二〇九五	乙卯	七					山徒衆徒及び五山の僧數十人を斬る、山徒復又乱る○貞成親王、古今著聞集を献す。	一〇	一四三五
二〇九六	丙辰	八（閏五月）					小笠原政康、村上頼清と地を爭ひ信濃に鬪ふ○僧思皿、明に赴く。	正統元	一四三六
二〇九七	丁巳	九					三月、義教、諸將を遣り、多武峰を攻む○八月楠氏の族、兵を河内に起す、守護の兵討て之を平ぐ○十月、帝、義教の第に幸す。	二	一四三七
二〇九八	戊午	一〇	藤原房嗣	藤原房平			五月義教、一色義範を殺す○大和の士、越智、箸尾等、多武峰を攻めて之を焚く○八月義教左大臣を辭す○九月右大臣房嗣左大臣に、藤原房平右大臣に任ず○關東管領持氏、其執事上杉憲實を逐ふ、憲實之を義教に訴ふ、義教命じて持氏を討たしむ○是歳藤原雅世、新續古今和歌集を上る、延喜中、紀貫之、古今集を勅撰せしより、自後歴朝の勅撰あり是に至つて凡て二十一部是を廿一代集といふ、以後和歌の勅撰なし。	三	一四三八
二〇九九	己未	一一（閏正月）					帝、居を泉殿に遷し方位を避く○二月、義教攻めて持氏及び其子義久を殺し、上杉氏をして關東を代管せしむ、然れども管領を置かず○四月邊民、浙東に寇す○是歳義教使を琉球に遣す○朝鮮王、使を遣し來聘す。	四	一四三九
二一〇〇	庚申	一二					正月結城氏朝、持氏の遺孤春王、安王を擁して兵を擧げ、結城、古河二城を守る○七月上杉清方結城を圍む○朝鮮使來る、物を賜ふ。	五	一四四〇
二一〇一	辛酉	嘉吉元（閏九月）					二月十七日嘉吉と改元す○四月結城、古河陷り、氏朝父子戰死し、春王安王亦た捕はれて斬らる○六月赤松滿祐、將軍義教を弑して播磨に奔る○諸將議して義教の子義勝を立つ時に年八歲○八月管領細川持之に勅して滿祐を討たしむ、山名持豐等進みて滿祐を白旗城に攻め、九月遂に滿祐を斬る、義勝賞して赤松の領地を持豐に與ふ、是より山名氏大なり○琉球を以て薩摩の嶋津氏に附す○里見氏、安房を取る○大内氏、太宰府を取る○幕府厳島の神封を削りて信賢に與ふ。	六	一四四一
二一〇二	壬戌	二			足利義勝	畠山持國	七月管領細川持之卒す○八月畠山持國管領となる、或は曰く六月なりと○朝鮮始めて對馬の宗氏と通商す○十一月義勝征夷大將軍に任す。	七	一四四二

紀元	干支	年號	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	管領	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦
二一〇三	癸亥	三							五月朝鮮使來賀す○地大に震ふ○七月將軍義勝卒す、管領持國等議して義勝の弟義成を立つ、後ち名を義政と改む、時に年八歳○九月南朝の殘黨、日野有光、資親等、火を禁中に放ちて神器を奪ふ、衛士進撃して神鏡と寶劍を得(有光等後龜山帝の第三の皇子(金藏主)の僧となり玉へるを擁し蓄髮せしめ之を奉ず、たり、有光等、玉璽に依りて後龜山帝の皇子を叡山に即位せしめ中興の宮と號す、畠山德本(持國入道)討ちて平ぐ○朝鮮、使を遣し、和を議し俘を還す○武田信廣、蝦夷に入る○朝廷資用缺乏月次等の祀を廢す		八	一四四三
二一〇四	甲子	文安元(閏六月)							二月五日文安と改元す○四月北野社火あり○美濃、近江亂る○上杉實憲卒す○六月資親の遺臣等、後龜山の皇子二人を擁し神璽を奉じて吉野に據る、後村上帝の皇子泰成の王子義有王も亦た、兵を紀伊の北山に擧ぐ○宗盛家、使を朝鮮に遣し、年に船四隻を遣るを約す。		九	一四四四
二一〇五	乙丑	二		藤原房嗣(關白)				細川勝元	四月畠山持國の管領を罷め、細川勝元之に代る、年十六○足利持氏の遺子成氏、鎌倉を領す、上杉憲忠之を補佐す○松浦源吉、朝鮮と約し、年に船一隻を遣る○十一月前攝政二條持基薨ず○左大臣房嗣關白と爲る。		一〇	一四四五
二一〇六	丙寅	三			藤原兼良	藤原房平 藤原持通			正月前攝政左大臣兼良太政大臣に任ず、房嗣左大臣を罷め右大臣房平左大臣に、藤原持通右大臣に任ず○賊徒、財を強奪して德政と稱す○逸民浙西に入り海寇を爲る。		一一	一四四六
二一〇七	丁卯	四(閏二月)		藤原兼良(關白)					楠氏の族、兵を紀伊に起す○加賀亂る○六月房嗣關白を罷め、太政大臣兼良關白と爲る○周布、朝鮮と約し年に船一隻を遣る○十一月南方平ぐ。		一二	一四四七
二一〇八	戊辰	五							琉球使來る○文安以後、朝鮮と貿易船數を約したる者、宗、松浦、周布、大内、藤原等あり、交通盛なり○是歲天下大に饑ゆ。		一三	一四四八
二一〇九	己巳	寶德元(閏十月)					足利義政	畠山持國	二月義政、成氏を以て關東管領と爲す○四月義政征夷大將軍に任ず○四月京都地大に震ふ○東國亂る、成氏之を鎭す○宗盛家、朝鮮と約し、船三隻を增す○琉球使者來り、藥種及び錢を幕府に獻す○是歲琉球王、尚金福立つ○七月廿八日寶德と改元す○此の頃縉紳舊制を守らず、濫りに四脚門を建つる者多し○九月管領細川勝元罷む○十月畠山持國再び管領と爲る。		一四	一四四九

二一一〇	庚午	二							寶德中、義政、東求堂を營む、四疊半茶室の創なり、此の頃より古器物の鑑定、及び蒔絵に山水、樓閣等を畫くこと、年を逐ふて行はる、五十嵐某、蒔絵に名あり〇夢想國師に佛統國師の諡號を加賜す 〇是歲淺間山噴火す〇四月兼良太政大臣を辭す。	景帝	景泰元	一四五〇
二一一一	辛未	三							七月琉球使來り錢一千緡を貢す 〇德政を行ふ〇義政使を明に遣す。		二	一四五一
二一一二	壬申	享德元 閏八月	藤原持通	源清通					南禪寺を再建す〇蹴鞠會を開く〇七月廿五日享德と改元す〇琉球王尚金福、天照大神の祠を那覇に建つ〇十月源清通太政大臣に任ず〇義政の奢侈より、茶湯、猿樂、香道の進步、陶磁器、漆器の發達を促せり〇十二月細川勝元、畠山持國に代つて再び管領となる。		三	一四五二
二一一三	癸酉	二						細川勝元	二月太政大臣清通罷む〇四月兼良關白を罷め、右大臣持通關白と爲る〇長尾景仲等亂を鎌倉に作す、成氏之を京師に訴ふ、義政人を遣し之を和解す。		四	一四五三
二一一四	甲戌	三	藤原房平			藤原實熙			京師盜賊蠭起し、都下騷然天下奢侈の俗極る〇七月關白右大臣持通罷む、左大臣房平關白となり、藤原實熙右大臣に任ず〇山名持豐、京を掠む〇畠山義就、政長と嗣を爭ふ、義就は持國の少子、政長は持國の養子にして持國の弟持富の子なり〇八月細川勝元、義就を逐ふ、義就、河內に奔る、持國、政長を嗣と爲し、自ら建仁寺に屏居す〇盜あり持國の邸を燒く〇十二月成氏、執事上杉憲忠を殺す、憲忠の家宰、長尾昌賢等、憲忠の弟房顯を立てて將と爲し、成氏の罪を京師に訴ふ。		五	一四五四
二一一五	乙亥	康正元 閏四月	藤原持通(關白)	藤原公名	藤原實熙	藤原教房			正月成氏憲忠の餘黨を討て之を破る〇五月山名持豐、赤松則尚を攻む〇六月關白左大臣房平罷む、前關白持通再び關白と爲る、藤原公名太政大臣に、右大臣實熙左大臣に、藤原教房右大臣に任ず〇政長義就と和す〇義政、今川範忠に命じて成氏を討たしむ、成氏古河に走る〇七月廿日康正と改元す〇義就大和を略す〇上杉憲秋自殺す〇波多嶋某、平嶋某等、朝鮮と約し、年に船二隻を遣る〇朝鮮人、對馬に漂着す〇是歲畠山持國卒す、義忠義就を召還せんと請ふ、義政之を許す、義就京に入る、政長出でて大和に奔る。		六	一四五五
二一一六	丙子	二							義政、僧永嵩を朝鮮に遣し好を修む〇九州嶋義永、神田原德、佐藤信、重れて朝鮮と約し、年に船一隻を遣る、菊池爲邦亦二隻を遣る 〇山名持豐剃髮して宗全と號す〇八月太上皇(貞成親王)崩す、後崇光院と稱す、院曾て、朝廷實錄椿葉記を著す。		七	一四五六

紀元	干支	年號	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	管領	重要記事	支那 帝王	支那 年號	西暦
二一一七	丁丑	長祿元				藤原教房 藤原實量 藤原教基			義政を行ふ○四月左大臣實煕(洞院)致仕す○志佐某、朝鮮と船三隻を約す○六月右大臣教房左大臣に、藤原實量左大臣に任す○南朝の二皇子を殺す○澁川義鏡を以て關東の探題と爲す○八月太政大臣公名罷む、○九月廿八日長祿と改元す○右大臣實量罷め、藤原教基右大臣に任す○十二月義政其弟政知を以て關東の公方と爲す、探題澁川義鏡の請に依る政知伊豆の堀越に居る、依て堀越御所といふ。	英宗(復位)	天順元	一四五七
二一一八	戊寅	二(閏正月)		藤原教房(關白)	藤原持通				赤松教祐、則尙に播磨を與ふ○是より先き赤松の遺臣、吉野に至り南朝の王子を暗殺し神璽を取返したる功に因る○山名持豐、赤松教祐、則尙を攻め殺す○細川時元、教祐の族政則に加賀を與ふ、是れより細川、山名不和甚だし○淸原業忠入道す、明經博士の名あり太田道灌、江戸城を築く○京極、山名、使を朝鮮に通す○七月關白持通太政大臣に任ず○京極、山名、使を朝鮮に遣す○十二月關白持通罷め、左大臣教房關白と爲る。		二	一四五八
二一一九	己卯	三		藤原持通(内覽)		藤原實量			關税錢を以て大神宮造營費に充つ○義政茶亭を營み、奢侈を極む○金工祐乘、名あり○太政大臣持通、文書内覽を許さる○十二月關白教房左大臣を辭し、前右大臣實量、左大臣に任す。		三	一四五九
二一二〇	庚辰	寛正元(閏九月)				源義政			二月地大に震ふ、時に比年水旱、加ふるに兵革を以てし天下凶荒す、義政、土木を起し、民其役に苦しむ、之を諫止す○六月持通太政大臣を辭す○七月左大臣實量罷む、○八月將軍義政左大臣に任す○義政、政長をして義就を討たしむ○韓使、僧水蕭を送り來る○畠山義就、斯波義敏、好を朝鮮に通す○十二月廿一日寛正と改元す。		四	一四六〇
二一二一	辛巳	二			藤原房嗣				政知、兩上杉に寄る○足利成氏、上杉顯房を討つ○十月義政、弟政知を關東の總轄と爲す○十二月前關白房嗣太政大臣に任す。		五	一四六一
二一二二	壬午	三				藤原公有			畠山義就、山名宗全と和す○四月政長、岳山を拔く、義就、吉野に奔る○斯波義廉、好を朝鮮に通す○八月右大臣教基罷め、藤原公有右大臣に任す○僧等楊(雪舟と號す)明に往き畫を學ぶ。		六	一四六二
二一二三	癸未	四(閏六月)		藤原持通(關白)					四月關白教房罷め、再び持通關白に任す○太政大臣房嗣罷む○義就高野山に入る○宗盛吉、朝鮮と約し船額を定む○僧等楊、明より還る。		七	一四六三

皇紀	干支	年號	天皇	攝關			將軍	管領	記事	支那	年號	西暦
二一二四	甲申	五	後土御門			源通尚		畠山政長	法印義哉、猿楽を興行す、観世音阿彌等役者たり○七月十九日天皇位を皇子成仁親王に讓る。△七月十九日天皇受禪○九月右大臣公有罷む○村上某、朝鮮と通商す○十一月源通尚右大臣に任す○畠山政長、細川勝元に代りて管領と為る○十二月義政、弟義視を以て嗣と為す。		八	一四六四
二一二五	乙酉	六	即位						幕府使を明に遣し、書籍銅銭を求む○斯波義敏京に還る○三月義政、伊勢、春日等に詣す、義政遊楽華美を極め、賦役度無し、天下亂を思ふ○十一月義政の夫人富子、義尚を生む後ち名を義熙と改む、是より繼嗣の爭ひ生ず●十二月廿日天皇即位、持通關白故の如し。	憲宗	成化元	一四六五
二一二六	丙戌	文正元(閏二月)				藤原政嗣			正月右大臣通尚罷む○二月藤原政嗣右大臣に任ず○二月廿八日文正と改元す○四月義政斯波義廉の守護を罷む、山名持豊、怒りて兵を集む、蓋し義廉は持豊の婿なり○上杉房顯卒す○十一月畠山義就、赦されて京に還る、持豊の請ふに依るなり、是より細川、山名益々拮抗し京師騒然たり。		二	一四六六
二一二七	丁亥	應仁元		藤原兼良(關白)				斯波義廉	正月管領畠山政長出奔す、斯波義廉代つて管領と為る○三月五日應仁と改元す○山名、細川京師に戰ふ、兩軍合せて二十七万人之を應仁の亂と云ふ、山名、上皇の名を請ひて名と為す、天皇、上皇、神器を擁し、室町幕府に幸す○五月持通の關白を罷め、前關白兼良再任○義政令して曰く先づ戰ふ者は我敵なりと○八月義政左大臣を罷む○平方忠吉、朝鮮と約して年に船一隻を遣る、宗貞は七隻を遣る○朝鮮人越前に漂着す○兩軍相戰ひ、交々勝敗あり京師多く兵燹に罹る。		三	一四六七
二一二八	戊子	二(閏十月)			藤原政嗣	藤原政基		細川勝元	正月右大臣政嗣左大臣に、藤原政基を右大臣に任ず○應仁中上杉憲實、足利學校を再興す○七月斯波義廉の管領を罷め、勝元復び管領と為る○九月詔して義視を召還す、飛語あり勝元廢立を謀ると、義政疑惧し潜に西軍(山名方)に赴かんとす、持豊、義視を迎へて西陣に入る、是より兩軍、將軍の兄弟相戰ふものゝ如し○眞弓某、朝鮮と約して年に船三隻を遣る○朝鮮人周防に漂着す○兵燹の為め、西陣の織工、業を營む能はず、居を白雲の原野に占む、是より新在家の織物出づ。		四	一四六八
二一二九	己丑	文明元							大内、少貳二氏、西海を略す○四月廿八日文明と改元す○此の頃香道家、志野宗信、志野焼を始む○牧山正使、朝鮮と約して年に船一隻を遣る。		五	一四六九
二一三〇	庚寅	二		藤原政嗣(關白)					三月勝元、火を放つて持豊の營を襲ふ、持豊督戰之を卻く○七月關白兼良罷む、左大臣政嗣關白に任ず○八月僧光以を朝鮮に遣す○十二月廿七日後花園上皇崩す、壽五十二。		六	一四七〇

紀元	干支	年號	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	管領	重要記事	支那帝王	支那年號	西曆
二一三一	辛卯	三（閏八月）							正月後花園天皇を丹波國桑田郡山國常照寺陵に葬る、兵士三千甲冑に喪服を加へて護衛す○大友親常、使を朝鮮に遣す○少貳頼忠、朝鮮と貿易を約す○五月上杉顯定、古河を攻む、成氏千葉に奔る○東常緣、宗祇に傳ひ、古今傳授始まる○斯波氏の家臣織田、甲斐の二族亂を作し、其主義雄を殺し、甲斐は越前を取り、織田信秀は尾張を取る、斯波の臣朝倉敏景、京師より歸りて甲斐を殺し越前を領す、各國豪族、築壘相築く。		七	一四七一
二一三二	壬辰	四							成氏、古河を復し、政知と和す○東軍（細川方）振ふ○十月義政、朝鮮に、屏風書扇を贈る。		八	一四七二
二一三三	癸巳	五					足利義尚（義熈）	畠山政長（一時）	三月山名宗全卒す年七十○五月細川勝元卒す、年四十四○畠山政長管領と爲る（一時）○十二月義政征夷大將軍を辭し、其子義尚（義熈）征夷大將軍に任ず、時に年九歳。		九	一四七三
二一三四	甲午	六（閏五月）							九月、義政、書を朝鮮に贈り、明國勘合の印を求む。畠山氏副使を遣す。		一〇	一四七四
二一三五	乙未	七				藤原政基（左） 藤原政平（右）			元會の儀、資用乏しく省禮す○僧瑞谿年用林、明に往く○釋兼壽、富樫氏を滅ぼし、加賀を領す○二月政嗣左大臣を罷む○三月右大臣政基左大臣に、藤原政平右大臣に任ず○八月義政使を明に遣し、典籍及び銅錢を求む。		一一	一四七五
二一三六	丙申	八		藤原政基（關白）		藤原勝光（左）			正月四方拜再興せらる、應仁以降朝儀悉く廢す、是に至り諸の節會皆な舊に復す○左大臣政基罷め、藤原勝光左大臣に任ず○五月關白政嗣罷め、前左大臣政基關白に任ず○八月左大臣勝光罷め、右大臣政平左大臣に、藤原政家右大臣に任ず○十一月室町行宮火あり、典籍悉く燒く、帝、北小路殿に幸す、儀仗備はらす、輿丁神器を荷く。		一二	一四七六
二一三七	丁酉	九（閏正月）				藤原政平（左） 藤原政家（右）		畠山政長	帝、宮に還る、廷臣俸給充たす、朝章欠典多し○九月畠山義就河内に奔る○十月土岐頼成、義視を奉して美濃に奔る西軍の諸將悉く奔竄す、應仁以來十一年間兵亂相踵ぎ、京師戰區となりしも、是に至り始て平ぐ○十二月畠山政長、管領に復す○志佐某朝鮮と約し年に船一隻を遣る。		一三	一四七七
二一三八	戊戌	一〇							正月足利成氏、上杉顯定と和す○八月義政、義視と和す。		一四	一四七八
二一三九	己亥	一一（閏九月）		藤原政家（關白） 藤原政平		藤原政家（左） 藤原公敎（右）			二月政基關白を罷め、右大臣政家關白と爲る○三月左大臣政平辭す○四月右大臣政家左大臣に、藤原公敎右大臣に任す○政平文書内覽を許さる○北小路行宮火く○曆の十月小を改めて大と爲す○義政、東山別業を營む○義尚始て事を見る。		一五	一四七九

二一四〇	庚子	一二	（内覽）			藤原教孝			武人京師に七關を設けて錢を徴し、宮闕造營料と號す○唯一神道主唱者卜部兼俱、侍講たり○前關白一條兼良、樵談治要を義尚に贈る○前關白一條教房薨ず○十二月右大臣公教罷め、藤原教孝右大臣に任ず。	一六	一四八〇
二一四一	辛丑	一三		源通博	藤原教孝	藤原實道			正月右大臣教孝罷め、藤原實道右大臣に任ず○四月前關白一條兼良薨ず、公事根源、花鳥餘情、樵談治要等の著あり○義政、義尚と不和なり○七月源通博太政大臣に任ず○十一月僧、宗純寂す、年八十八、一休と號す、詩を能くし、諧謔世を翫ぶ、謠曲江口は其作なりといふ○十二月左大臣政家罷め、前右大臣教孝左大臣に任ず。	一七	一四八一
二一四二	壬寅	一四 閏七月							五月朝鮮、大藏經及び胡椒、藥劑を足利氏に贈る○畠山義就、攝津に寇す、政長之を討つ○十月太政大臣通博罷む○十二月左大臣教孝罷む。	一八	一四八二
二一四三	癸卯	一五	藤原政平（關白）		藤原實道	藤原信量			正月右大臣實道左大臣に、藤原信量右大臣に任ず○二月政家關白を罷め、前左大臣政平關白となる○七月義政の別業東山銀閣成る、義滿の金閣に擬す、義政徙居す、東山殿と稱す○義政、使を明に遣し銅錢十一万緡を求む○義滿より義政に至るの間、明に贈りし兵器、刀劔六百十九口、長刀四百柄、槍一百柄に及ぶ○僧、心月圭軍、明に入る。	一九	一四八三
二一四四	甲辰	一六							應仁乱後、朝廷始めて奏樂す○京師、盗賊横行す○畠山義就、政長、相戰ふ。	二〇	一四八四
二一四五	乙巳	一七 閏三月		藤原政平					三月關白政平太政大臣に任じ、四月辭す○義政落飾○德政を行ふ○義就、政長、各兵を收む○七月義尚、成氏と成を行ふ。	二一	一四八五
二一四六	丙午	一八	藤原政忠（關白）					細川政元（一時）	二月關白政平罷め、藤原政忠關白と爲る○德政を行ふ○七月畠山政長管領を罷め、細川政元管領と爲る（一時）○上杉定政其老臣太田道灌（持資入道）を殺す○八月義政、僧等堅を以て朝鮮に大藏經を求む。	二二	一四八六
二一四七	丁未	長享元 閏十一月			藤原實敦	藤原政長		細川政元	七月廿日長享と改元す○八月左大臣實道右大臣信量罷め、藤原實敦左大臣に、藤原政長右大臣に任ず○細川政元管領と爲る尋で罷む○九月義尚、六角高頼を近江に討つ、陣中閑あれば、春秋、孝經を講ず○伊勢長氏（北條早雲）始めて今川氏に仕ふ○里見義實卒す。	二三	一四八七
二一四八	戊申	二	藤原冬良（關白）	藤原政家					六月加賀の一向宗乱を作す○八月關白政忠薨ず、内大臣藤原冬良代って關白と爲る○九月前關白政家太政大臣に任ず○將軍義尚名を義煕と改む。	孝宗 弘治元	一四八八

紀元	干支	年號	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	管領	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦
二一四九	己酉	延德元							三月將軍義煕近江（鈎里）の陣中に薨す、年二十五嗣子なし○四月義政、義視の子義材を養ひて嗣と爲し、後ち名を義植と改む○德政を行ふ○八月廿一日延德と改元す○九月僧等堅、佛教を獲て朝鮮より皈る。		二	一四八九
二一五〇	庚戌	閏八月二				藤原尚通	足利義植	細川政元	正月前將軍義政薨す年五十六○三月右大臣政長罷め、藤原尚通右大臣に任す○四月政家太政大臣を罷む○七月義植征夷大將軍に任す○細川政元管領となり尋で罷む。		三	一四九〇
二一五一	辛亥	三							正月足利義視薨す○政知其の子茶々に弑せらる○四月伊勢長氏、茶々を破り、伊豆を取り韮山に城き、氏を改めて北條といふ。		四	一四九一
二一五二	壬子	明應元							七月十九日元を明應と改む○八月義植、高賴を討て克たず		五	一四九二
二一五三	癸丑	閏四月二		藤原尚通 關白	藤原冬良	藤原政長			正月義植、高賴を破る、高賴、甲賀に奔る○關白冬良太政大臣に任ず○三月冬良關白を辭し、右大臣尚通關白と爲る○四月左大臣實敦罷め、前右大臣政長、左大臣に任ず○畠山政長將軍義植を奉じて畠山義豐を擊つ、細川政元、義豐を援けて之を攻む、政長戰死し、義植越中に奔る○政元義政の遺旨と稱し、足利政知の子義澄を立てゝ主と爲す。		六	一四九三
二一五四	甲寅	三					足利義澄		九月三浦義同其父時高を弑す、大森高賴之を助くるに因る○十二月義澄征夷大將軍に任す、義植未だ職を免ぜざれども、朝廷、義澄を怖れて任命あり、故に當時二將軍あり、細川政元自ら管領と稱す。		七	一四九四
二一五五	乙卯	四							二月長氏、大森高賴を小田原に襲ふて之を奔らし城地を略取す○雪村寂す（或は曰く元龜三年尚ほ常陸にありと）○大内政弘卒す○是歳大坂本願寺建つ○藤原冬良、新撰菟玖波集を上る。		八	一四九五
二一五六	丙辰	閏二月五				藤原尚通 藤原公興			赤松政則卒す○美濃乱る、土岐元賴、其臣齋藤利國に弑せらる○十一月政長左大臣を罷む○十二月右大臣關白尚通左大臣に、藤原公興右大臣に任ず。		九	一四九六
二一五七	丁巳	六		藤原尚基 關白					足利成氏古河に卒す、關東管領絶ゆ○帝の世に門入、飛來、非黑を始む○四月左大臣尚通罷め、右大臣公興左大臣に、藤原尚基右大臣に任ず○六月關白尚通罷め、右大臣尚基關白と爲る○七月冬良太政大臣を辭す○十月關白右大臣尚基罷め、前關白太政大臣冬良復た關白と爲る。		一〇	一四九七
二一五八	戊午	閏十月七		藤原冬良 關白		藤原公興 藤原尚基			今歳將軍義植越前に在り。		一一	一四九八

二一五九	己未	八				源豐通	正月將軍義澄、一切經版を朝鮮に求む○茶道、立花の名人珠光歿す○五月源豐通を右大臣に任す○將軍義植、阿波に奔る○十月又僧正龍を朝鮮に遣り佛教を求む。		一二	一四九九
二一六〇	庚申	九	後柏原踐祚				三月右大臣豐通罷む○九月廿八日天皇崩ず、壽五十九、時に天下騷亂相踵ぎ、資料納れず、空しく靈柩を黑戶に置くこと四十餘日、十一月十一日山城國紀伊郡深草法華堂陵に葬る○十月廿五日皇子勝仁親王（前帝の第一子）踐祚し玉ふ。		一三	一五〇〇
二一六一	辛酉	文龜元（閏六月）		藤原尚經（關白）		藤原尚經	二月藤原尚經右大臣に任す○二月廿九日元を文龜と改む○幕府に勅して即位の資を奉らしむ、調せず○義澄奏して義植の官爵を罷む○六月關白冬良罷め、右大臣藤原尚經（九條）關白と爲る○義植兵を九州に募る○大內義興を討つ。		一四	一五〇一
二一六二	壬戌	二					連歌の翹祖宗祇歿す、年八十二○細川政元、賊を討て之を平ぐ。		一五	一五〇二
二一六三	癸亥	三					三月將軍、象牙を朝鮮に求む○四月僧周清をして、明の勘合符を朝鮮に求めしむ。		一六	一五〇三
二一六四	甲子	永正元（閏三月）					二月三十日元を永正と改む○九月上杉朝良、北條長氏と兵を合せて、上杉顯定と戰ひ敗走す○十月顯定、朝良を河越に圍む、朝良和を講す○京師賊起り、市民、宮垣中に避く○天下大に饑ゆ。		一七	一五〇四
二一六五	乙丑	二					二月左大臣公興罷む○三月兩上杉和す、○肥後亂る○北條早雲（長氏）の威關東に振ふ。		一八	一五〇五
二一六六	丙寅	三（閏十一月）				藤原尚經 藤原公藤	二月右大臣尚經左大臣に、藤原公藤右大臣に任す○加賀、能登、越中三ヶ國の一向宗僧徒亂を作す○雪舟寂す○邊民又朝鮮に寇す。	武宗	正德元	一五〇六
二一六七	丁卯	四				藤原兼輔	三月公藤右大臣を罷む、○四月藤原兼輔右大臣に任す○六月細川政元の宰、香西元近、政元を弑し、澄之を立てて主と爲す○七月三好長輝、細川澄元を擁し、香西元近を誅し、澄之に及ぼし、澄元を立つ、澄元、澄之共に政元の養子なり、細川の權、三好氏に皈す○九月長尾爲景其主上杉房義を弑し、越後を押領す、諸國羣盜盛んに行はる。		二	一五〇七
二一六八	戊辰	五			足利義植		三月大內義興前將軍義植を奉じて東上す、細川高國之に應じ京に入る、將軍義澄近江に走り六角定賴に依る、三好長輝、細川澄元阿波に奔る○五月長輝、定賴と謀して京師を攻め、長輝敗れ走り、定賴引還る○七月義植再び將軍に任ず、大內義興事を執る○邊民全羅道に寇す。		三	一五〇八

紀元	干支	年號	天皇	關白攝政	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	管領	重要記事	支那帝王年號	西暦
二一六九	己巳	閏八月 六			藤原實淳				二月義植、近江を征して克たず○越後亂る○十月盜、幕府に入る義植格鬪して負傷す、蓋し義澄の爲めなり○十二月藤原實淳太政大臣に任す。	四	一五〇九
二一七〇	庚午	七							六月上杉顯定、長尾爲景を討て敗死す○八月東海道地大に震ひ、遠江の海溢れ、濱名湖口壞る、之を今切れといふ○是歲宗義盛、其子盛弘を遣し朝鮮を伐ち、二城を拔き、進みて熊川に戰ひ死す。	五	一五一〇
二一七一	辛未	八							大内義興、僧桂梧を明に遣し、釋典儀註を請はしむ○僧、彌中を朝鮮に遣り和を請ふ○二月太政大臣實淳罷む○八月將軍義澄近江に竄す○細川政賢兵を擧げて京師に入る、義興、將軍を奉じて丹波に避け、還り討て政賢を斬る○九月義植京に還る○宗氏、朝鮮と和す。	六	一五一一
二一七二	壬申	閏四月 九							北條早雲、三浦義同を攻む○後藤祐乘沒す、祐乘曾て一個の胡桃に二十一社、六十八猿を彫刻す○宗氏、朝鮮との條約を改め、船二十五隻を減す。	七	一五一二
二一七三	癸酉	一〇		藤原尚通（關白）					内侍所御樂費供具はらず娥に儀を停む○三月義植、六角定賴を討て敗れ、近江に奔り、五月京に還る○陶工、祥瑞五郎大輔、明より皈る、始めて磁器あり○十月關白左大臣尚經罷む、前關白尚通復び關白と爲る。	八	一五一三
二一七四	甲戌	一一		藤原兼輔（關白）	藤原尚通				八月尚通關白を罷め、太政大臣に任し、右大臣兼輔關白と爲る○前關白太政大臣冬良（一條）薨す、公は新葉玖波集、増鏡等の著者なり。	九	一五一四
二一七五	乙亥	閏二月 一二				藤原兼輔（左） 藤原實香（右）			四月右大臣兼輔左大臣に、藤原實香右大臣に任す○將軍義植、高倉第に移る○永正年間萩燒始まる○明人銜屋、京都に樂燒を創む○大内義興、屏風、扇、刀を朝鮮に贈る。	一〇	一五一五
二一七六	丙子	一三							北近江亂る、淺井亮政兵を立す○大内義興をして遣明船の事を督せしむ○琉球使僧、薩摩に來る○十二月太政大臣尚通罷む。	一一	一五一六
二一七七	丁丑	閏十一月 一四							毛利元就、武田元繁を斬る○里見成義卒す。	一二	一五一七
二一七八	戊寅	一五		藤原尹房（關白）	藤原政長	藤原實香（左） 藤原尹房（右）			三月關白兼輔罷む、内大臣藤原尹房之れに代る○四月兼輔左大臣を辭す○五月前左大臣政長太政大臣に、右大臣實香左大臣に、内大臣尹房右大臣に任す○五月蝦夷亂る、蠣崎氏討て之を平ぐ○天下大に饑ゆ○七月北條早雲、荒井城を拔き三浦義同父子を誅す○上杉朝良卒す○大内義興國に歸る。	一三	一五一八
二一七九	己卯	一六							八月北條早雲韮山城に卒す、年八十八○細川澄元攝津を復す。	一四	一五一九

二一八〇	庚辰	一七 閏六月	即位							二月細川澄元、細川高國と戰ひ、尋で阿波に卒す◯三好元長制壓して海賊と號す◯内大臣藤原實隆、本願寺の僧光兼を喩して、金一萬兩を献ぜしめ、以て即位の費に供す。	一五	一五二〇
二一八一	辛巳	大永元				藤原尹房	藤原經名	足利義晴	細川高國（一時）	◉三月廿二日即位の大禮を行はる、本願寺光兼に勅して門跡に准ぜしむ◯太政大臣政長罷む、◯六月將軍義稙、細川高國に責められ、淡路に奔る、高國、前將軍義澄の子義晴を迎へ立つ◯七月左大臣實香罷む、右大臣尹房左大臣に、藤原經名右大臣に任す◯八月廿三日大永と改元す ◯十一月義稙の職を罷む◯十一月細川高國管領と爲る（一時）◯十二月足利義晴征夷大將軍に任す ◯是歳大内義興、細川高國、使を明に遣し貿易を爲す。	一六	一五二一
二一八二	壬午	二								此の頃、醫、長田德本あり、中興と稱せらる、寛永七年に至り年百十七にて歿す◯九月浦上村宗、其主赤松義村を弑す ◯是歳尼子經久安藝を略す、安藝の將士多く之に屬す、獨り毛利元就、大内義興に屬し、數々經久と戰ふ。	世宗 嘉靖元	一五二二
二一八三	癸未	三 閏三月				藤原公胤	藤原稙家			三月尹房左大臣を辭し、經名右大臣を罷め、藤原公胤左大臣に、藤原稙家右大臣に任す◯四月前將軍義稙、阿波に薨ず、年五十八◯大内義興の商船、明の興紹府を陥る◯僧宗設、明に往き通商す。	二	一五二三
二一八四	甲申	四								正月北條氏綱（長氏の子）江戸城を取る◯大内義興、安藝を攻む。	三	一五二四
二一八五	乙酉	五 閏十一月		藤原稙家（關白）						四月關白尹房罷め、右大臣稙家關白となる◯九月公胤左大臣を罷む◯土佐光信（三筆の一）歿す◯上杉憲房卒す、子憲政幼なり、家臣謀して足利高基の子晴道を以て嗣と爲し、名を憲廣と改む。	四	一五二五
二一八六	丙戌	六	後奈良踐祚						畠山義堯（不詳）	四月七日天皇崩ず、壽六十三。▲四月二十九日皇子知仁親王（前帝第一皇子）踐祚 ◯五月三日後柏原天皇を山城國紀伊郡深草法華堂陵に葬る ◯畠山義堯管領と爲る（不詳）◯波多野元清、高田に叛く。	五	一五二六
二一八七	丁亥	七								春、三好元長（海雲）細川晴之を擁し、京師に入る、將軍義晴之れと戰ひ敗れて近江に奔る◯十月朝倉教景、六角定頼等兵を出して、義晴を京師に入る、元長、晴之等阿波に還る。	六	一五二七
二一八八	戊子	享祿元 閏九月				藤原稙家	源通言			三好京を犯し將軍義晴再び近江に奔る◯大内義興卒す ◯八月右大臣稙家左大臣に、源通言右大臣に任す◯八月廿日元を享祿と改む。	七	一五二八
二一八九	己丑	二								柳元賢治、大和、攝津を略す◯帝の御宇、天竺の人周防に來り、始めて眼鏡、望遠鏡等を傳ふ。	八	一五二九
二一九〇	庚寅	三								葡萄牙の商船始めて豐後に來り、大友氏と貿易す◯少貳資元筑前を亂る、大内義隆（義興の子）之を攻めて克たず。	九	一五三〇

紀元	干支	年號	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	管領	重要記事	支那 帝王	支那 年號	西暦
二一九一	辛卯	四（閏五月）							廷臣、衣食窮乏の爲め、多く四方に遁去し、地方の豪族に寄る○六月三日元長、細川晴元を挾し、細川高國を攻む、高國敗れて自刃す		一〇	一五三一
二一九二	壬辰	天文元							一向宗徒、興福寺を火く○此の頃、僧兵強く、列侯其力を借る者あり○三月細川晴元、其宰三好元長を殺す○本願寺光教、徙つて大坂に居る○七月廿九日天文と改元す○大内義隆、家臣に命じて、少貳資元を討たしむ。		一一	一五三二
二一九三	癸巳	二		藤原稙通（關白）					二月關白植家罷め、内大臣藤原稙通關白と爲る○一向宗の僧徒、法華宗の僧徒と戰ふ。		一二	一五三三
二一九四	甲午	三（閏正月）		藤原尹房（關白）					春、將軍義晴京に入る○義隆、鎭西を平ぐ○十一月關白植家罷む、十二月尹房再び關白と爲る。		一三	一五三四
二一九五	乙未	四			藤原實香				美濃洪水、溺死二万余人○僧、光明、明より皈る○松平清康、尾張を略し遂に殺さる○大内義隆、本願寺光教、即位の資を獻す○八月前左大臣實香太政大臣に任ず○十二月植家左大臣を罷む。		一四	一五三五
二一九六	丙申	五（閏十月）	即位	藤原植家（關白）					●二月廿六日天皇即位の大禮を舉げ玉ふ○延暦寺の僧徒、法華宗徒と戰ふ、○六月太政大臣實香罷む○閏十月尹房關白を罷め、植家再び關白と爲る、通言右大臣を辭す○武田晴信、海の口城を拔く。		一五	一五三六
二一九七	丁酉	六			藤原植家	藤原實宣 藤原忠冬			三條西隆實薨ず、博識有文の人なり○北條氏綱、河越の城を取る○僧、周良、明主に謁す、明主詩を賜ふ○十二月關白植家太政大臣に、藤原實宣左大臣に、藤原忠冬右大臣に任ず。		一六	一五三七
二一九八	戊戌	七							大内義隆、使を朝鮮に遣し、一切經を求む○七月晴信、諏訪長茂、小笠原長時を破る○十月義隆、朱新註の五經及び近漏器を朝鮮に求む○北條氏綱、足利義明を鴻臺に破る○長曾我部氏土佐を略す		一七	一五三八
二一九九	己亥	八（閏六月）							三好範長京都を爭ふ、將軍義晴、八瀬に退き、三好の侵掠を避く○使を明に遣し勘合印を求む。		一八	一五三九
二二〇〇	庚子	九							九月尼子晴久、吉田城を圍む、毛利元就、撃て之を破る○天下大に饑ゆ○當時邊民の朝鮮、支那沿海を侵掠するを八幡船と稱して大に畏る○十一月左大臣實宣罷む。		一九	一五四〇
二二〇一	辛丑	一〇				藤原忠冬 藤原房通			正月右大臣忠冬左大臣に、藤原房道右大臣に任ず○三月武田晴信父信虎を逐ふて自立す○毛利元就、尼子晴久を破る○四月植家太政大臣を辭す○將軍義晴近江に赴く○七月北條氏綱卒す○尼子經久卒す○僧、吉田宗柏明より歸る○我商薺浦の民と戰ふ、朝鮮之を逐ふ○葡船、豊後に漂着す、サビールなる者薩摩に漂着す。		二〇	一五四一

二二〇二	壬寅	一一（閏三月）	藤原忠冬／藤原房通（內覽）	藤原房通	藤原公條			義晴京師に還る ○齋藤利政其主土岐賴藝を逐ふ○二月關白稙家罷む○閏三月左大臣忠冬關白となり、左大臣を罷む、右大臣房通左大臣に、藤原公條右大臣に任す○大內義隆、尼子晴久を攻めて克たず○是歲德川家康生る○明人入貢、大友氏私に之を取る○軍義晴、人を朝鮮に遣し、薺浦商民の居住を復するを求む、朝鮮聽さす○六月左大臣房通、文書內覽を許さる○八月今川義元、織田信秀と小豆坂に戰ふて敗績す。	二一	一五四二
二二〇三	癸卯	一二			藤原公賴			大內義隆、出雲に入り尼子晴久と戰ひ敗績す○七月右大臣公條罷め、藤原公賴右大臣に任す○八月葡萄牙船、多褹嶋に來り、互市を求め、鳥銃を傳ふ、天主教も亦此時始めて我國に入る○是歲、大內義隆の使者朝鮮より更漏器を獲て歸る。	二二	一五四三
二二〇四	甲辰	一三（閏十一月）						京都洪水○十二月葡萄牙船、再び薩摩に來り貿易を求む。	二三	一五四四
二二〇五	乙巳	一四	藤原房通（關白）		藤原公彥			六月關白忠冬罷め、房通關白となる○右大臣公賴罷め、藤原公彥右大臣に任す○上杉憲政大擧して北條綱成を河越城に圍む。	二四	一五四五
二二〇六	丙午	一五		藤原公賴／藤原公彥	藤原晴良	足利義輝	六角定賴（一時）	正月房通左大臣を辭し、前右大臣公賴左大臣に任す○三月左大臣公賴罷む、右大臣公彥左大臣に藤原晴良右大臣に任す○四月北條氏康、河越を援け、大に上杉憲政を破る○織田信長元服す○德政を行ふ○十二月將軍義晴職を辭し、其子義輝征夷大將軍に任す、年僅に十二、六角定賴管領と爲る（一時）。	二五	一五四六
二二〇七	丁未	一六（閏七月）		藤原晴良	藤原兼冬			二月左大臣公彥罷め、右大臣晴良左大臣に、藤原兼冬右大臣に任す○大內義隆人を明に遣し貿易せしむ○細川晴元、兵を率ひて入京す、前將軍義晴將軍義輝と共に近江に奔る○是歲武田晴信、村上義清を信濃に攻めて之を破る義清、越後に奔り上杉景虎に依る甲越戰爭の起因なり。	二六	一五四七
二二〇八	戊申	一七	藤原晴良（關白）					義晴、義輝、京師に還る○葡船豐前に來り貿易す○武田晴信、信濃を略す○十二月關白房通罷め、左大臣晴良關白と爲る。	二七	一五四八
二二〇九	己酉	一八						細川晴元、三好長慶と戰ひ敗れ、將軍を挾みて近江に奔る○十一月三好長慶京師に入り進んで大津に至る、義輝等船木に徙る、晴元志賀に陣し、長慶を邀へ擊て敗走す○葡萄牙人サヒール來り、九州天主教流行し、洗禮を受くる者二ヶ月間に五百名○葡船、臼杵浦に來り尋て九州諸港に入る。	二八	一五四九
二二一〇	庚戌	一九（閏五月）						五月前將軍義晴、近江の穴太に薨す、三好長慶入京す○葡萄牙人大砲を貢す○僧、了西、印度に入り、如德の教を學び兼て製革法を傳ふ。	二九	一五五〇

紀元	干支	年號	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	管領	重要記事	帝王年號	西暦
二二一一	辛亥	二〇				藤原兼冬 藤原晴嗣			二月三好長慶京師の民に課して地子錢を出さしむ○織田信秀卒す○八月陶晴賢叛し其主大内義隆を襲ふ、義隆自刃大内氏亡ぶ○十月北條氏康、上杉憲政を平井に攻め之を陥る、憲政越後に奔り長尾景虎に依り、其姓氏官号を譲る、景虎是より上杉氏を冒し關東管領と稱して威を振ふ○武田晴信薙髮して信玄と號す、○十二月景虎も亦剃髮して謙信と號す。	三〇	一五五一
二二一二	壬子	二一						細川氏綱	二月細川氏綱、管領となる、晴元出奔す○陶晴賢、大友義長を迎立す○十二月晴良左大臣を罷む。	三一	一五五二
二二一三	癸丑	閏正月 二二		藤原兼冬(關白)					正月晴良の關白を罷め、右大臣兼冬を關白左大臣に、藤原晴嗣右大臣に任ず○河中嶋の戰ひ○五月武田晴信、信濃を畧す○七月長慶、晴元を崩にす、將軍義輝復た近江に奔る。	三二	一五五三
二二一四	甲寅	三		藤原晴嗣 前嗣 又前久(關白)		藤原晴嗣(前嗣) 藤原公朝			二月兼冬關白左大臣を罷む○三月右大臣晴嗣、後ち名を前嗣又前久と改む、關白と爲る○四月右大臣晴嗣左大臣に、藤原公朝右大臣に任ず○毛利元就兵を擧げて陶晴賢を討つ○北條氏康、足利晴氏を幽す。	三三	一五五四
二二一五	乙卯	弘治元 閏十月							伊勢両宮の營繕明を過ぐ百五十年、是歳始めて修む○葡國の使來る○五月葡萄人又來る、之れに鐵砲鑄造及び射擊法を習ふ○武田、上杉、兵を川中嶋に交ふ○茶人紹鴎歿す○十月毛利元就、陶晴賢を嚴嶋に誅す○十月廿三日元を弘治と改む。	三四	一五五五
二二一六	丙辰	二							三月甲、越、兵を川中嶋に交ゆ○七月明使來朝し倭寇を訴ふ○葡使來る。	三五	一五五六
二二一七	丁巳	三	正親町 踐祚			藤原公朝 藤原家輔			三月織田信長、其弟信行を殺す○元就山口を攻む、大内義長敗死す、元就、周防長門を略す○九月四日(或は曰く五日)天皇崩す、壽六十二○晴嗣左大臣を辭し、右大臣公朝左大臣に、藤原宗輔右大臣に任す。▲十月二十七日方仁親王(先帝皇長子)踐祚○十一月二十三日後奈良天皇を山城國紀伊郡深草法華堂陵に葬る。	三六	一五五七
二二一八	戊午	永祿元 閏六月							二月廿八日元を永祿と改む○將軍義輝、長慶と和し京に還る○是歳、秀吉初めて信長に仕ふ○邊民明の沿海の男女一千余を擄にす。	三七	一五五八
二二一九	己未	二							三月邊民福建浙東を陥る○四月、齋藤義龍、其父利政を弑す○五月上杉景虎入京し、將軍義輝に謁し、關白近衛前久を請ふて北國の主と爲し歸て隴る、義輝其偏諱を賜ひて輝虎と改む○古法眼元信歿す○毛利隆元(元就の長子)備中を略す。	三八	一五五九

皇紀	干支	年	即位	関白	将軍	管領	記事	朝鮮	明	西暦
二二二〇	庚申	三					●正月廿七日天皇即位の大禮を擧げ給ふ○毛利元就を大膳太夫に任じ菊桐の紋章を賜ひ、本願寺に院家號を賜ふ、共に即位の資を獻ぜしに因る○五月今川義元、織田信長を攻めんとして桶峽間に戰死す○十月輝虎上州を居る○十一月三好の臣松永久秀、天主閣を創む。		三九	一六六〇
二二二一	辛酉	四（閏三月）					三月三好範長（長慶）、細川晴元と和す○藤原惺窩生る○八月輝虎、信玄と川中島に戰ふ○松永久秀、其主三好義長を弑す○輝虎、氏康を小田原に攻む○十一月齋藤義龍卒す。		四〇	一六六一
二二二二	壬戌	五					畠山高政、三好範長と戰ふ○明船始めて長崎に來り貿易を請ふ○十月密詔を織田信長に賜ふ○十二月尼子晴久卒す○邊氏、明の興化府を陥む。		四一	一五六二
二二二三	癸亥	六（閏十二月）					三月細川晴元卒す、○六月毛利氏大友氏と和す○毛利隆元卒す○元就兵を雲州に出し、尼子氏と戰ふ○十二月細川氏綱の管領を罷む。		四二	一五六三
二二二四	甲子	七					正月氏康、里見義弘を鴻の臺に破る、○家康、一向僧徒を伐つ○五月信長、美濃を取る○七月三好範長（長慶）卒す○八月信長、齋藤龍興を逐ふ、龍興越前に奔り朝倉氏に寄る○英人始めて來り通商を乞ふ。		四三	一五五四
二二二五	乙丑	八					五月松永久秀、將軍義輝を弑す、細川藤孝、義輝の弟僧、覺慶を奉じて近江に奔る、覺慶還俗して義昭と改名す○十一月、織田氏、武田氏と婚す○是歳宗氏、朝鮮貿易の船額を增す。		四四	一五五五
二二二六	丙寅	九（閏八月）					始めて長崎に葡萄牙人の居留地を定む、○安南船漂着す○明の漂客、五島宥を傳ふ○元就、出雲の富田城を陥れ、尼子義久を降す。		四五	一五五六
二二二七	丁卯	一〇			足利義榮	朝倉義景（一時）	二月三好、松永、爭鬪し、東大寺を火く○信長復た詔書を拜す○十月氏康、輝虎と戰ふ○使を朝鮮に遣す○三好の黨、足利義榮（義維の子、義澄の孫にして前將軍義輝の從弟なり）を迎へ立つ。	穆宗	隆慶元	一五五七
二二二八	戊辰	一一		藤原晴良（関白）	足利義昭		足利義榮征夷大將軍に任ず○四月朝倉義景管領と爲る（一時）○七月足利義昭、近江を逃れ若狹に走り、又去て越前の朝倉義景に依り、終に尾張の織田信長に依る○八月信長、義昭を奉じて京に入る○九月將軍義榮薨す○信長葡萄牙人を召して南蠻寺を建つ、○十月足利義昭征夷大將軍に任ず○十二月關白前久罷め、前關白晴良再び關白と爲る○信長今川氏眞を逐ふて駿河を畧す、氏眞奔つて氏康に依る今川氏亡ぶ。		二	一五五八
二二二九	己巳	一二（閏五月）					正月、三好、岩成等京を攻めて克たず○二月將軍義昭、二條第に徙る、木下秀吉之を守護す○六月尼子氏の遺臣山中幸盛、出雲を復す○家康、遠江を攻めて之に勝つ○武田晴信、駿河を略す○八月信長、伊勢を平ぐ○毛利氏、大友氏を攻む○大内輝弘、兵を周防に擧げ敗死す。		三	一五五九

紀元	干支	年號	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	將軍	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦
二二三〇	庚午	元龜元						四月廿三日元を元龜と改む〇六月佐々木義賢兵を甲賀に起す、柴田勝家討て之を平ぐ〇是月信長、淺井長政を横山城に攻む、朝倉義景、淺井を救ふ、德川家康、信長を援け、姉川に戰ひて大に之を破る〇信長、本願寺と戰ふ〇十月北條氏康卒す〇明船長崎に來り通商を請ふ。		四	一五七〇
二二三一	辛未	二						六月毛利元就卒す〇吉川元春(元就の子)末吉城を攻めて山中幸盛を降す〇葡萄牙人復た來りて貿易す〇長崎を互市場とし、平戸大村の商戸を遷す〇九月長嶋一向宗徒亂を作す〇信長、叡山を焚く〇是歳皇居落成す。		五	一五七一
二二三二	壬申	三 閏正月						天主教大に九州に行はれ、大友宗麟、寺を丹生嶋に建つ〇雪村、常陸に住す(明應四年の項參照)〇信長、書を將軍義昭に呈し、其失政を諫む〇十二月德川家康、武田信玄と三方ヶ原に戰ふ、信長、佐久間信盛、瀧川一益、平手汎秀等をして家康を援けしむ、克たず、平手汎秀戰死す。		六	一五七二
二二三三	癸酉	天正元					織田信長(天下に令す)	二月義昭、信長の威名を忌み、之を除かんとす、信長、之を攻む〇三月信長西上し義昭と和す〇武田信玄卒す〇七月義昭再び兵を擧げ槇の嶋に據る、信長攻めて之を拔き、義昭を幽し、足利氏に代りて天下に令す、足利氏亡ぶ〇七月廿八日天正と改元す〇八月信長、淺井、朝倉を亡ぼす〇九月六角義弼、信長に降る〇十一月信長、三好義繼を攻めて之を殺す、近畿稍々平ぐ〇長曾我部元親、土佐を纂ふ。	神宗	萬暦元	一五七三
二二三四	甲戌	二 閏十一月				藤原兼孝		二月右大臣家輔罷む、藤原兼孝右大臣に任ず〇三月信長入朝し參議に任ず〇信長道路を修め、一里塚を設け、關を廢す〇五月武田勝頼、遠州を侵す〇七月、信長、長嶋の一向賊を夷ぐ〇醫師曲直瀨正盛、啓廸集を撰して獻す。		二	一五七四
二二三五	乙亥	三						三月明の商船、豐後に來り貿易す〇四月信長、三好康長を攻む〇五月武田勝頼大擧して長篠を攻む、德川家康、援を信長に請ひ、兩家の兵七万赴き助け、大に勝頼を破る、甲州の宿將多く戰死す〇前將軍義昭恢復を圖らんと毛利氏に依る。		三	一五七五
二二三六	丙子	四				藤原兼孝 藤原内基		正月信長安土に城きて謙信に備ふ〇二月安土に天主閣を造る〇四、五月信長、長嶋の一向賊を討つ〇信長、北畠具教を殺す〇十一月嶋津義久、伊東祐丘を攻め日向を取る〇明人造瓦術を傳ふ〇十二月左大臣公朝罷め、右大臣兼孝左大臣に、藤原内基(一條)右大臣に任す。		四	一五七六

皇紀	干支	天正	官職				記事	年	西暦
二二三七	丁丑	五（閏七月）	藤原兼孝（内覽）		藤原内基	平信長	三月紀伊雜賀の賊起る○十月信長、松永久秀を殺す○秀吉、山陰、山陽を略す○十一月兼孝左大臣を罷め、文書内覽を許さる、右大臣内基左大臣に、信長右大臣に任ず。	五	一五七七
二二三八	戊寅	六	藤原兼孝（關白）				正月始めて節會を行ふ○三月上杉謙信卒す○毛利輝元、秀吉の兵を上月城に圍む○四月關白晴良罷む、信長右大臣を辭す○十月大友義鎭、島津義久と耳川に戰ふ○吉川元春、上月城を陷る、城將尼子勝久自殺し、山中幸盛降る○十二月兼孝關白に任ず。	六	一五七八
二二三九	己卯	七				藤原昭實	正月藤原昭實（二條）右大臣に任ず○信長、日蓮、淨土の衆僧を安土に會して教法を討論せしむ○六月信長、明智光秀をして丹波を略せしめ之を與ふ○七月竹中重治卒す○十二月信長、荒木村重を殺す○信長二條城を修め、其子信忠をして居らしむ。	七	一五七九
二二四〇	庚辰	八（閏三月）					信長、耶蘇教徒を安土の城南に置く○正月秀吉、三木城を攻めて、別所長治を殺す○七月信長、本願寺光佐と和解す○九月京都大疫○英船來り、平戸に貿易す。	八	一五八〇
二二四一	辛巳	九	藤原内基				二月信長入朝、時に西班牙船始めて來り昆倫奴を貢す○四月兼孝關白を罷め、左大臣内基關白と爲る○七月勝頼、韮山に城く秀吉、姫路城を修築す○秀吉鳥取城を陷る○八月信長、高野を火く○十一月朝鮮、勘合銅印を京極晴廣に贈る。	九	一五八一
二二四二	壬午	一〇		藤原前久（關白）			二月前關白左大臣藤原前久（晴嗣改名）太政大臣に任ず○三月信長其子、信忠と兵十二万を率ひて武田勝頼を伐つ、德川氏、北條氏と兵數万を率ゐて來會す、勝頼敗走天目山に入り遂に戰死す、武田氏亡ぶ○五月太政大臣前久罷む、○秀吉高松城を圍む、毛利輝元來りて秀吉に對抗す、秀吉援を乞ふ信長兵を徵し京に入り本能寺に陣す○六月明智光秀、信長及び信忠を弑す、前田玄以、信忠の子三法師を奉じて淸洲に遁る、秀吉毛利氏と和し還り伐つて光秀を誅す○大村氏、有馬氏、使を羅馬に遣し天主教を傳習す○大友宗麟使を葡萄牙に遣す○八月家康、甲、信二州を取る○十月秀吉任官す。	一〇	一五八二
二二四三	癸未	一一（閏正月）					正月秀吉、瀧川一益を長嶋に攻む、三月柴田勝家、一益を援はんとして柳ヶ瀬に至る、中川淸秀戰死す○秀吉、佐久間盛政を賤ヶ岳に破る、尋て柴田勝家を攻め殺す○五月秀吉、織田信孝を岐阜に攻む、信孝弃死す○十一月秀吉大坂に城く。	一一	一五八三
二二四四	甲申	一二			藤原昭實		正月織田信雄、秀吉と絶ちて小牧山に陣す、德川家康之を援く○三月家康秀吉と大に長湫に戰ひ之を破る、秀吉の將森長可、池田信輝等戰死す○六月秀吉大坂に歸り家康三河に還る○十月信雄、秀吉、和し、家康に勸めて亦た秀吉と和せしむ○朝鮮王書を致し、修好を求む○大村の使羅馬に達す○十二月關白左大臣内基罷め、右大臣昭實左大臣に任ず。	一二	一五八四

紀元	干支	年號	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	武家	重要記事	支那帝王	支那年號	西曆
二二四五	乙酉	一三（閏八月）		藤原昭實（關白）・豐臣秀吉（關白）		藤原信輔・藤原晴季	豐臣秀吉（天下に令す）	三月左大臣昭實關白と爲り、藤原信輔左大臣に、藤原晴季右大臣に、羽柴秀吉内大臣に任ず○根來寺を燬す○秀吉、南蠻寺を廢し、天主教を禁ず、時に在留牧師三百餘人、寺院二百五十餘、信徒三十万あり○四月秀吉、養嗣子秀次をして、長曾我部元親を土佐に討たしむ、元親降り四國悉く平ぐ○丹羽長秀卒す○七月昭實の關白を罷め、秀吉關白と爲る○秀吉五奉行を置く○十一月地大に震ひ、郡國大に饑ゆ。		一三	一五八五
二二四六	丙戌	一四	後陽成		豐臣秀次			正月秀吉、家康と和し、入京を勸む○秀吉妹を家康に嫁す○秀吉方廣寺幷に其大佛殿を建つ○加茂の神田を附し、競馬の舊式を復興す○十一月天皇位を皇孫周仁親王（陽光院贈太上天皇誠仁の皇子）に讓る、同日受禪○秀吉聚樂第を營む。○十一月廿五日天皇卽位、先帝を尊みて太上天皇といふ○十二月秀吉太政大臣に任じ姓を豐臣と改む、關白故の如し○秀吉、朝鮮に修交を求む應ぜず。		一四	一五八六
二二四七	丁亥	一五						三月秀吉、嶋津義久を攻む○五月義久降る○七月九州平定家康入朝す○天主敎徒を禁す○方廣寺大佛殿成る　○長崎を修め官地と爲す○聚樂第成る秀吉徙て之れに居る。		一五	一五八七
二二四八	戊子	一六（閏五月）						正月佐々成政を誅す○四月上、聚樂第に幸す、諸侯誓盟す○五月北條氏直に入朝を諭す、答へず○蠣崎慶廣入貢す○新に大判小判を作る○秀吉大に北野に茗讌を張る○宗義智、朝鮮の入朝を促す、應ぜず。		一六	一五八八
二二四九	己丑	一七						二月駿遠二國地大に震ふ○五月、秀吉金銀を、親王、諸侯、太夫に頒與す○方廣寺の大佛を造營す○天主敎を禁ず○六月伊達政宗、蘆名盛重を破り、會津を取る○使を朝鮮に遣し通交を諭す。		一七	一五八九
二二五〇	庚寅	一八						二月秀吉大擧北條氏直を討つ、德川、前田、上杉、其他の諸將、先發す○朝鮮の使來る○四月秀吉小田原に至る○伊達政宗來り謁す、秀吉久しく來謁せざるを譴め之を國に皈す○七月氏直降を乞ふ、秀吉之を許し、其父氏政に死を賜ひ、氏直を高野に放つ、北條氏亡ぶ○大友の使、葡萄牙より皈る○八月秀吉、蒲生氏郷を會津十一郡に封じ、德川家康に北條氏の故地關八州を與ふ、家康江戶城に入る○秀吉地を割き大に功臣を封す○十月奧賊亂を爲す討て之を平ぐ。		一八	一五九〇
二二五一	辛卯	一九（閏正月）		豐臣秀次（關白）				二月千利休殺さる○九月秀吉九戶政實を討て之を平ぐ、奧羽平定す○十一月北條氏直卒す　○十二月秀吉關白職を秀次に讓り自ら太閤と稱す○是歲宗義智を朝鮮に遣し、明國を攻むるの意を諭し、先導して明に入らしめんとす、朝鮮從はず、秀吉朝鮮征伐の令を下す。		一九	一五九一

皇紀	干支	年號		記事	西暦
二二五二	壬辰	文祿元	豐臣秀次	正月左大臣信輔罷め、秀次左大臣に任ず○二月上聚樂第に幸す○三月秀吉大兵を發し朝鮮を征す○四月秀吉名護屋に營す○五月我兵朝鮮の京城に入る○七月清正、韓の二王子を虜にす○九月明、沈惟敬を使として和を請ぜしむ○衙儞牙船、貿易を乞ふ、朱印船を置き、安南等と貿易す○西班牙貿易を乞ふ、其使呂宋より來る、佛教僧徒從ふ、○十二月八日元を文祿と改む。	一五九二
二二五三	癸巳	二 閏九月		正月五日正親町上皇崩ず、壽七十七○明の援軍朝鮮に入り、大將李如松小西行長を破り平壤を略す、行長國都に敗走す○李如松、國都に迫る、小早川隆景、毛利秀包、立花宗茂等迎へ擊て大に之を敗る○二月二十三日正親町天皇を山城國紀伊郡深草法華堂陵に葬る○活版古文孝經成る○家康江戸に城く○是歲始めて小笠原嶋を撿す○八月秀頼生る。	一五九三
二二五四	甲午	三		正月秀吉大に伏見に城き、從つて之れに居る、夫人淺井氏を淀に置く、(淀君と稱す、秀頼の生母なり)○內藤如安、明に使す○秀吉、吉野に觀櫻す○此の頃毛利勘兵衛、明の珠算を傳へ、石村檢校、三味線を創む。	一五九四
二二五五	乙未	四		六月秀吉令を下し初めて天下の田を實撿す○七月秀次罪あり官職を褫き、高野に放つ尋て自殺せしむ○紹巴流さる○秀吉令六條を天下に頒布す○曲直瀨道三歿す、其子玄朔より醫士の名に玄の字多し○八月晴季の右大臣を罷む。	一五九五
二二五六	丙申	慶長元 閏七月		七月京畿地大に震ふ、方廣寺の大佛破壞す○明使楊方亨、沈惟敬及び朝鮮使來る○九月秀吉明使を引見す、明使、封冊、金印、冕服を奉る、封冊文中、汝を封じて日本國王と爲すの文あり、秀吉大に怒り、册書を裂き冕服を擲ち、即日使者を逐還し、和議破る○秀吉朝鮮再征を令す○十一月廿七日元を慶長と改む○慶長年間より諸國に木綿布流行す○秀吉古事手鑑を弄す○衙儞牙國船漂着す。	一五九六
二二五七	丁酉	二		正月小早川秀秋を元帥とし、毛利輝元、浮田秀家を副として、再び韓明を伐つ○三月蒲生氏鄉卒す○天主教教師七人を誅す○七月藤堂高虎等の水軍、韓將元均を破る○八月清正、慶尙、全羅の二道を平定す○足利義昭薨ず○十二月明將、清正を蔚山に圍む。	一五九七
二二五八	戊戌	三	豐臣秀頼 藤原晴季	正月秀秋、諸將と共に蔚山を救ふ、敵軍圍を解き去る、清正等追擊大に明軍を破る○五月秀吉、清正、行長、義弘等を留め、其餘の諸將を呼還す○八月秀吉伏見城に薨ず、年六十三○秀吉死に臨みて德川家康に世を讓らんとす、家康固辭して受けず、依て秀頼を立て、片桐且元、小出吉政を傅たらしめ、尙ほ秀頼を前田利家に托し、外政の收局を石田三成に托し、家康、利家、景勝、秀家、輝元五人を年寄として國家の大事に當らしめ、五奉行(淺井長政、前田寬以、石田三成、增田長盛、長束正家)をして小事を決せしめ、三中老(中村一氏、生駒、堀尾吉晴)をして、年寄、奉行の間を調停せしむる等の遺言を爲す○九月家康征韓師を召還す○十一月征韓諸將名護屋に皈り至る、長政、三成、遺命を傳ふ、諸將相率ひて伏見に抵り秀頼に謁す○十二月前々大臣晴季再び右大臣に任ず○是歲朝鮮の陶工、長門肥前に皈化す○閩船漂着す。	一五九八

紀元	干支	年號	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	重要記事	支那 帝王	支那 年號	西暦
二二五九	己亥	閏三月 四						正月利家、秀頼を奉じて大阪に徙り、徳川家康伏見に居り、天下の政を執る○東寺燒失す○石田三成、小西行長等謀りて、家康、利家を不和ならしむ、三中老之れを和解す○加藤清正、淺野長政、福嶋、池田、黒田、藤堂等三成と隙あり、家康に勸めて三成を誅せんと請ふ、家康許さず○閏三月前田利家薨す、家康、威權愈々盛んなり ○諸將三成を擊んとす家康之れを諭し、三成をして佐和山に屏居せしむ○四月豐國神社建つ○是歳蘭人アダムス江戸に來り洋算を傳へ、洋式船を造る○上杉景勝等石田三成と謀を通じ明歳兵を東西に擧げて家康を討んと約す○七月上杉景勝、浮田秀家、毛利輝元、前田利長及び征韓の諸將等、皆な國に就く○石田三成等反間を放ちて、前田利長、細川忠興等兵を起して家康を討んとすと告げしむ、家康兵を發して、利長を討んとす、利長、忠興質を納れて事解くるを得、○十一月臺灣、貿易を請ふ。		二七	一五九九
二二六〇	庚子	五		藤原兼孝		藤原兼孝		二月家康、上杉景勝の西上を聽かず、家康、其將鳥居元忠をして伏見城を守らしめ、東下し景勝を討んとす○三成、檄を西國の諸侯に移し兵を擧ぐ○六月家康、其子秀忠と共に部署を定めて景勝を討つ○三成、伏見城を攻む ○七月家康下野に至り伏見の報に接し江戸に還る○八月伏見城陷り元忠自殺す○九月家康西下し關ヶ原の戰、三成等敗走す○是月家康、奥平信昌を以て京都所司代と爲す、德川氏所司代を置くの始め○十月三成、行長等を斬る、景勝等降る○是歳貞觀政要を刻す○高取八代、上野薩摩燒始まる○英船來る○明艦長崎に來り貿易す○蘭船、堺浦に來り通商す○十二月藤原兼孝左大臣に任じ、關白と爲る。		二八	一六〇〇
二二六一	辛丑	閏十一月 六				藤原信尹		正月關白兼孝左大臣を罷め、藤原信尹左大臣に任ず○東海道五十三驛を定む○學校を伏見に立つ○藤原惺窩（肅）博士と爲る○金銀制を改め、大判小判金を造る○家康大に功臣を封ず、上杉景勝、佐竹義宣の封を收め、景勝に米澤三十万石を、義宣に秋田二十万石を食ましむ○嶋津義弘、浮田秀家の罪を宥されんことを乞ふ○朱印船額を定む、安南始めて來聘し好を通ず○是歳加藤正次、奥平信昌に代て京都所司代と爲る、○五月板倉勝重、加藤正次に代る。		二九	一六〇一
二二六二	壬寅	七						正月家康、大坂に往き新正を賀す○京都大佛火く○前田玄以卒す○安南海賊を訴ふ○宋義智、使を朝鮮に遣す、朝鮮、和を議す○近年に至り鍛冶の術大に興る○長刀の達人、宍澤盛秀は此頃の人なり、		三〇	一六〇二
二二六三	癸卯	八				徳川家康	征夷大將軍徳川家康	正月呂宋、來聘、方物を獻ず○右大臣晴季罷む○二月徳川家康右大臣に敘し、淳和、奨學、兩院の別當、源氏の長者に補し、征夷大將軍に任ず○四月豐臣秀頼内大臣と爲る、家康、孫女（秀忠の女）を以て之れに嫁す○四月柬埔寨の使來り方物を貢す○五月安南來聘す ○浮田秀家を八丈嶋に流す○諸書の禁を罷む○十月家康右大臣を辭す○過る文禄元年頃より、寛永十三年頃迄の間、朱印船渡航地十九ヶ所あり（六坤、太泥、新州、天南		三一	一六〇三

紀元	干支	年			将軍	記事		西暦
二二六四	甲辰	九（閏八月）				回彊、滿剌加、臥亞、呂宋、亞媽港、安南、東京、占城、柬埔寨、暹羅、順化、加知爻、西洋、密西耶、芠榮、等なり）○是歳東本願寺を創建す。朝鮮文和を議す○七月呂宋來聘し、書を幕府及び嶋津氏に致す○安南來聘し、書及び方物を獻す○藤堂高虎の議に因りて、諸侯の藩邸及び質を江戸に置かしむ○是歳東海、東山、北陸の三道に一里塚を築く（三十六町を以て一里と爲す）○大久保長安をして佐渡、石見の金銀山を管掌せしむ○十一月關白兼孝罷む。	三二	一六〇四
二二六五	乙巳	一〇	藤原信尹	豐臣秀頼	秀忠	宗義智、朝鮮の使を率ひて伏見に至り將軍に謁す、家康、朝鮮の俘一千三百を還す○三月秀忠西上す○四月家康大將軍を辭す、秀忠を內大臣征夷大將軍に任ず、是より家康を大御所と稱す、家康、駿河の府中に徙る○內大臣秀頼右大臣に任ず○四月柬埔寨來聘す○南蠻煙草を輸入し來る、命じて煙草を植ゆるを禁ず○藥屋某、渤泥に通商す○肥前の船、媽港に漂到す○七月信尹左大臣を罷め、關白と爲る○長崎の貿易盛んなるを以て其傍地を收む○增上寺成る○十二月大將軍秀忠命じて金幣を作らしむ。	三三	一六〇五
二二六六	丙午	一一	藤原信房	藤原忠榮　藤原信房		正月嶋津義弘書を呂宋に與へ、方物を寄するを謝す○家康、諸侯に課して宮城及び江戸城を修築す○秀頼右大臣を辭し、藤原忠榮右大臣に任ず○三月柬埔寨、方物を貢す○四月羅馬船來る、官其船を買ふ○八月太泥、賊掠を禁ぜんことを請ふ○九月島津義久、書を明に遣し通商を求む○嶋津忠恒に、姓松平を賚さしめ、名を家久と改む、諸侯多く之に倣ふ○十一月關白信尹罷め、藤原信房關白左大臣と爲る○十二月新錢慶長通寶を鑄て、永樂錢の通用を止む○是歳京都人角倉了意、大堰川を鑿つ○秀吉の未亡人杉原氏高臺寺を建つ。	三四	一六〇六
二二六七	丁未	一二（閏四月）				四月越前中納言秀康薨ず○諸侯に課して駿府城を築く○松平忠吉卒す○朝鮮使人貢將軍に謁す○明船長崎に來る○角倉了意、富士川を浚ひ、船路を開く。	三五	一六〇七
二二六八	戊申	一三	藤原忠榮			八月蘭人通商を乞ふ之を許す○叡山の法制を定む○呂宋、方物を貢す○柬埔寨方物を獻ず○安南、呂宋、海寇を訴ふ○十二月關白左大臣信房罷め、右大臣忠榮關白と爲る。	三六	一六〇八
二二六九	己酉	一四				二月藤堂高虎、秀忠に勸めて、諸侯の妻子重臣を質として、江戸に收めしむ○是月嶋津家久琉球を征服す（是より先き嶋津家久幕命を受けて琉球を招く、來らず、家久請ふて之を討つ、琉球王尙寧及び王子を擒にす、幕府琉球を嶋津氏の隷屬と爲す）○堺の鐵工、始めて大砲を鑄る○七月、公卿、宮女を姦す（猪熊侍從等、後陽成帝の寵姫長橋局以下の徒を姦す）天皇、德川氏に命じて其罪を治めしむ、是より公卿を黜陟するの權、德川氏に移る○八月秀忠、令を下して軍艦を造るを禁ず○九月明商薩摩に來る○是歳有馬晴信、媽港船を擊沈す○葡萄牙船長崎に來る、擊て之を墜にす。	三七	一六〇九

紀元	干支	年號	天皇	攝政關白	太政大臣	左大臣	右大臣	征夷將軍	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦
二二七〇	庚戌	一五 閏二月							平戸を以て蘭商の貿易港と定む○西班牙船漂着す○名古屋城を築く○秀頼、方廣寺を造り、片桐且元に役を掌らしむ○七月本多正純書を明の福建總督に與へ、勘合符を求む、又應天府の商人周性如に朱印を與へ、日本國中何れの地に限らず貿易を許す○京師の商人、朱屋王成ノビスハン(北米新西班牙の號墨西哥なり)に渡り貿易す○九月東埔寨、倭掠を訴ふ○煙草の禁を嚴にす○琉球入貢○是歲、細川藤孝、淺野長政等卒す。		三八	一六一〇
二二七一	辛亥	一六	後水尾						三月廿七日天皇位を皇太子に讓る、仝日受禪先帝を尊みて太上天皇と曰ず、○三月廿八日天皇位を皇太子に讓る…家康入洛す、秀頼を二條城に饗す、淸正、幸長(淺野)從ふ○四月十二日天皇即位○七月嗎港人來謝し、更に互市を乞ふ之を許す○蘭人、天主教の變を上る、主謀葡萄牙人を誅し、信徒を逐ふ○八月蘭使忠を謝す○葡萄牙人寶字全圖を獻す○我民嗎港に漂着す○十一月明商、家康に謁す○是歲、田中勝助なる者ノビスハンに航し、羅紗、葡萄酒等を携へて歸る○是歲始めて江戸及び駿府に老中職を置く、安藤重信江戸老中と爲る。		三九	一六一一
二二七二	壬子	一七 閏十月		藤原信尙		藤原忠榮	藤原信尙		三月右大臣忠榮左大臣に、藤原信尙右大臣に任す○六月呂宋、貿易を乞ふ○京都大佛成る○天主教を嚴禁し、寺院を毀ち、信徒有馬晴信等に死を賜ふ○七月嗎港人我漂民を送り來る○關白忠榮罷め、右大臣信尙關白と爲る○八月明人、家康に謁し物を獻す○蘭船平戸に來る○武人刀身を短くす○近衞龍山薨す○是歲始めて市尹(町奉行)を置く○明人鄭之龍帰化す。		四〇	一六一二
二二七三	癸丑	一八							呂宋入貢す○英船漂着す○八月英人貿易を乞ふ、家康延見して之を許す○明人煙火を獻す○宗氏再び朝鮮貿易船五十隻に復するを請ふ○大久保長安、天主教に黨するに坐して誅せらる○是歲大に皇居を修む○松平政宗(伊達)使を羅馬に遣す○松平輝政(池田)卒す○大久保忠隣讒に遭ひて退隱す。		四一	一六一三
二二七四	甲寅	一九				藤原信尙	源秀忠 藤原信尋		正月忠榮左大臣を罷む將軍秀忠右大臣に任し尋て辭し、關白右大臣信尙左大臣に、藤原信尋(近衞)右大臣に任す○六月天主教堂を毀ち、教徒を嗎港に放つ○七月方廣寺成り、其大鐘を鑄る、秀頼之を落慶せんとす、家康其鐘銘は我身を呪咀するものなりとして其慶儀を停む○九月蘭人家康に謁す○十月家康天下に令して大坂を攻む○十一月大坂冬の役○十二月和議成る○是歲近衞三藐院薨す。		四二	一六一四
二二七五	丁卯	元和元 閏六月							正月家康、秀忠、江戸に歸る○戸每に拜佛堂を造らしむ○宗義智卒す朝鮮厚く之を吊す○三月大阪の客兵、秀頼母子を勸めて再舉を計る○四月家康、秀忠、兵を率ひて大坂に向ふ○五月開戰、家康終に大坂城を		四三	一六一五

二二七六	丙辰	二	藤原昭實	源家康		昭る、秀頼母子自殺し（一説秀頼、薩摩に遁るさ）豐臣氏亡ぶ○七月關白信尚罷め、藤原昭實（二條）關白さ爲る○家康、朝廷御條目十七條、公武法則十八條を定め奏して之を頒つ○豐國廟（秀吉の廟）を毀つ○是月十三日元和さ改元す○八月家康駿府に秀忠江戸に皈る○是冬將軍秀忠、五畿七道に令して諸城塁を毀たしむ○是歳山田長政、臺灣に赴く、尋で暹羅に入る○九月土井利勝老中さ爲る。 三月家康病あり詔して太政大臣に任ず○四月十七日前征夷大將軍德川家康薨ず、年七十五、駿河の久能山に葬る○五月酒井忠利、安藤清次老中さなる○京都始めてトロメンを織る○是歳始めて下田奉行を置く○嶋津家久、鹿兒嶋の貿易を停む○政宗大船を造り呂宋に至る○政宗の使さして羅馬に赴ける支倉常長、英人に托して政宗に通牒す○英商の互市を平戸一港に限り許す○群書治要版刻成る○八月天主教を嚴禁す○呂宋の商船來る、朱印を與ふ○令して關東の渡船場を定、場外に於て渡船するを禁ず。	四四	一六一六
二二七七	丁巳	三				二月家康を下野日光山に改葬す、新に廟を建つ、詔して東照大權現の號を賜ふ○老中内藤清次罷め、本多正純、井上正就老中さ爲る○六月將軍上洛す、明商薩摩に至る、諭して長崎に至らしむ○朝鮮來聘す○七月酒井忠世老中さ爲る○八月廿六日後陽成上皇崩す、壽四十七、九月廿日山城國紀伊郡深草法華堂の陵に葬る。	四五	一六一七
二二七八	戊午	閏三月 四				朝鮮釜山日本館成る○江戸淺草寺建つ○日光廟成る、始めて石の水盤を造る○此の頃、遺書多く世に出づ○十月船本顯定を安南に遣り我商民を鎮む。	四六	一六一八
二二七九	己未	五	藤原忠榮			五月青山忠俊、老中さ爲る○六月福嶋正則、國除かれ、津輕に放たる、後ち信濃に移す○京都所司代板倉勝重罷む○七月勝重の子重宗、京都所司代さ爲る○德川賴宣（秀忠の弟）を紀伊に封ず○七月關白昭實罷む、○九月前關白忠榮復び關白さ爲る○南洋群嶋を巡視せしむ○是歳始めて大阪城代及び城番を置く○智恩院門跡の始め○和蘭商船の貢物を卻く○嶋津義弘卒す○藤原惺窩卒す。	四七	一六一九
二二八〇	庚申	閏十二月 六			藤原信尋 藤原實益	正月家光（將軍秀忠の長子）權大納言に任ず、左大臣信尚罷め右大臣信尋左大臣に任ず○後藤光乘歿す○六月將軍秀忠の女和子を納れて女御さ爲す、後ち中宮さ爲る○耶蘇教始めて暹羅に入る○八月政宗の臣支倉常長、羅馬より歸る○藤原實益、右大臣に任ず○當時呂宋に日本町あり○十二月將軍秀忠、河野正安を召して侍醫さ爲す、正安、長崎に在りて醫を洋人に學べり。	光宗 泰昌元	一六二〇
二二八一	辛酉	七			藤原家凞 藤原兼遐	正月右大臣實益罷む、藤原宗凞右大臣に任じ尋で罷め、藤原兼遐右大臣に任ず○江戸大火○英人通商を許す○和蘭館を平戸に置く○宋智順を朝鮮に遣す○六月安藤重信老中を罷む○八月暹羅國使、江戸に來り山田長政の珍貨を獻じ互市を乞ふ、之を許す○媽港人上書して通商を乞ふ○此時、我國人の暹羅に在る者八百人に過ぐ○元和中、濱田彌兵衛、眼鏡を作る。	熹宗 天啓元	一六二一

紀元	干支	年號	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦
二二八二	壬戌	八						二月錢價を定む○將軍秀忠日光廟に詣す○五月宋智順、朝鮮より歸る○八月本多正純の老中を罷め、之を出羽に放つ、秀忠日光廟に詣す正純宇都宮に在國して之を迎へんとす、讒人其異圖あるを告ぐ、秀忠警戒江戸に還り、之を處刑す」○墓碑に戒名、年月を記するは、慶長以後に行はる。		二	一六二二
二二八三	癸亥	九 閏八月		藤原信尋			德川家光	七月秀忠征夷大將軍を辭す、家光入朝、內大臣征夷大將軍に任ず○諸侯悉く德川氏の臣屬と爲る○八月忠榮關白を罷め、左大臣信尋關白と爲る○松平忠直(越前侯)を豐後に流す○東埔寨船、筑後に漂着す○上杉景勝卒す○天主教會長、仙台を去り害に遭ふ、益々天主教を嚴禁す○十月天主教徒原主水を火刑に處す、連坐火刑せらるゝ者二十四人○是歲阿部正次、內藤忠重、稻葉正勝、酒井忠利等老中と爲る○石川丈山安藝の淺野侯に仕ふ。		三	一六二三
二二八四	甲子	寬永元						二月卅日元を寬永と改む○三月西班牙使を遣し互市を乞ふ、耶蘇教の本國たるを以て之を卻く○五月安南、寶桃香木等を献ず○九月朝鮮來聘す○女御和子を立てて中宮と爲す○板倉勝重卒す○始めて關を相州三崎に置く○家光、江戸忍岡に寬永寺を創す○江戸勸進相撲の始め		四	一六二四
二二八五	乙丑	二						毛利輝元卒す○將軍日光廟に詣す○林羅山(名は信勝、藤原惺窩の門より出で、德川氏に重用せられ、子孫大學頭と爲る)訓點の五經全く成る○是歲駿河人、暹羅より皈る。		五	一六二五
二二八六	丙寅	三 閏四月			德川秀忠	德川家光		四月老中阿部正次罷む○山田長政、戰艦圖を駿河の淺間社に献ず○長崎鎭台を置き耶教を禁ず○竹中安治卒す○八月將軍家光、前將軍秀忠入朝す、秀忠を太政大臣に、家光を左大臣に任ず○九月天皇、二條城に幸す○是歲高砂德兵衛、東印度に至り貿易す。		六	一六二六
二二八七	丁卯	四						寬永寺成る東叡山と號す、僧天海開基○小倉商船、爪哇に至り、伽羅を購ふ○森田長助、暹羅に往き、其國語を解ふ○秋、東埔寨人、書を長崎奉行に呈し互市を乞ふ○九月和蘭國書を將軍に呈し互市を乞ふ、文辭禮無きを以て之を卻く○津田又左衛門、佛像を齎し暹羅より皈る○森川重俊老中と爲る○僧侶法令を定む○十一月酒井忠利老中を罷む○十二月臺灣人將軍に謁す○是歲諸國大水。		七	一六二七
二二八八	戊辰	五						將軍家光、前將軍秀忠、日光廟に詣す○濱田彌兵衛、臺灣に往き、蘭人を懲し其酋長を擒にす○加茂祠建つ○中江藤樹、大學啓蒙を作る○富士山燒け、灰を江戸に降らす○八月豐嶋信滿、老中井上正就を殺す○十月青山幸成老中と爲る○是歲宗義成、國(對馬)に就く幕府命じて、愛親覺羅(淸)氏と明の爭鬪を探索して報ぜしめ、且つ朝鮮若し難あらば、兵を發して之を救はんことを朝鮮王に通ぜしむ○皈化明人鄭芝龍其子成功を携へて去る。	毅宗	崇禎元	一六二八

皇紀	干支	年	天皇	攝關	大臣	記事	西暦
二二八九	己巳	六（閏二月）		藤原兼遐	藤原兼遐 藤原康道	耶蘇教を嚴禁し、蹈繪の令を發す○松花堂歿す○暹羅の使來る○使を朝鮮に遣す○家光、武家法令を改定す○七月關白信尋罷む、右大臣兼遐關白と爲る○九月前關白信尋左大臣を罷め、關白右大臣兼遐左大臣に、藤原康道右大臣に任ず○天皇、大德寺の僧澤庵玉室以下に紫衣を與へ、其位階を進む、將軍家光、其幕府の手を經ざるを以て制度に背くと爲し、紫衣を奪ひ、位階を廢し、澤庵以下を流竄す、天皇大に之を震怒し玉ふ○是歲、家光の乳母春日局、天皇に謁見を乞ふ、朝議匹婦拜謁の例なきを以て許さざらんとす、然れども德川氏の威を恐れ、相謀つて西三條大納言實條の妹と號し、拜謁せしめ、且つ天盃を與ふ、天皇益々震怒し玉ひ、十一月遂に位を皇女興子内親王（中宮德川氏の出）に讓る、同日受禪、先帝を尊みて太上天皇と曰す○暹羅人來聘す。	一六二九
二二九〇	庚午	七	明正（即位）			六月琉球來聘○身延の日遠、池上の日樹と爭ふ、日樹、不受不施の說を唱へ、秀忠夫人葬送の施を受けず、時人耶蘇教會の爲す所に類ると爲す、幕府日樹を罪に行ふ○忍岡の地若干を林道春に與へ、學寮、弘文院）を起さしむ○洋書の輸入を禁ず○天主教徒を呂宋に放つ○鈎屋某勇を暹羅に振ふ○松倉重成呂宋を取らんことを謀る。●九月十二日天皇即位、家光其費を獻ず、以後例と爲る、帝御年甫めて八歲○十月藤堂高虎卒す○幕府新造軍艦天地丸を品海に泛ぶ、	一六三〇
二二九一	辛未	八（閏十月）				將軍家光、後水尾上皇を隱岐に遷さんとす、秀忠之を制止す○土井利勝等、傳奏中院大納言通村を以て事に害ありとし之を罷めしめ日野大納言資勝、心を德川氏に寄するを以て、之に代ふ、上皇慚恚漸く德川氏を除かんとする大志あり○德川義直（尾張侯）の家士、阿部正資、地球儀を作り、將軍に獻ず○嶋原の人、吉岡、木村、呂宋より皈る○幕府軍艦安宅丸を造る○加藤嘉明卒す○曲直瀨玄朔歿す。	一六三一
二二九二	壬申	九		（攝政）	藤原定熙 藤原兼遐 藤原康道 藤原教平	正月前大將軍太政大臣德川秀忠薨す、台德公と諡す○家光、諸侯を召し謂つて曰く、前將軍薨ず、諸君天下を望まば、兵馬の間に授受せん、諸君國に就く三年之を熟慮せよと、伊達政宗進んで曰く、天下若し異圖ある者あらば請ふ先鋒と爲りて之を討たんと、諸侯唯々服從す、德川氏の權愈々確定す○森川重俊老中を罷む○六月肥後の國主加藤忠廣（淸正の子）の失政を責めて其封を沒取し出羽の庄内に放ち、一万石を給す○是歲八代城始まる○泄水に閘を置く○林信勝（道春）孔子廟を忍岡に建て、先聖殿と曰ふ○秋、朝鮮使を以て前將軍の喪を弔ふ（春宗義成、秀忠の薨を告ぐるを以てなり）○將軍家光、其弟駿河大納言忠長を甲府に幽す○十一月關白兼遐、攝政と爲る○松平信綱、永井尙政老中と爲る○十二月攝政兼遐左大臣を罷め、藤原定熙左大臣に任じ、尋で罷め、右大臣康道左大臣に、藤原教平右大臣に任ず○酒井忠勝老中と爲る。	一六三二

正月地大に震ふ○二月家光軍賦制を定む○三月上皇の皇子紹仁親王（後光明帝）生る○初めて若年寄を置き、尋で又大目付を置く、堀田正盛、阿部忠秋、老中と爲る○金地院崇傳寂す○是歲長崎の貿易令を定

紀元	干支	年號	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦
二二九三	癸酉	一〇						め、奉書船の外、外國へ遣はさず、奉書船に依るの外、外國に渡航するを禁じ、犯す者は死罪、而して船は官沒す、又外國に居住する日本人にして歸來すれば死罪とす、貿易品を一手に買集むるを禁じ、九月廿日を以て外國船は凡て出帆すべし、又耶蘇教徒を密告すべしと命ず○朱印船を停止す○十二月家光、其弟忠長に迫つて自殺せしむ人心少しく安からず、後水尾上皇、此の機に乘じて兵を擧げ、德川氏を討んと密かに圖り玉ふ○是歲智恩院火く。		六	一六三三
二二九四	甲戌	一一 閏七月		藤原康道				正月老中稻葉正勝罷む○二月將軍家光、勅使及び諸侯を江戸に招き猿樂を催し、江戸市中の人をして芝居にて觀せしむ○名匠左甚五郎歿す○明僧、如定來り、石橋、攻玉、眼鏡、造法を傳ふ○七月將軍家光、入朝（是より先き家光、弟忠長を殺すや、後水尾上皇、此の機に乘じ兵を擧げんとす、家光之を聞き、今年に至り諸道の兵卅万を起し、伊達政宗を先鋒として上洛す）天皇に謁し、銀十二万枚を京都市民に散與し、皇室、公卿に贈與する甚だ多く、上皇の御料を增して一万石とす、上皇遂に屈して、復た德川氏を擊つを企て玉はず○老中酒井忠世罷む○八月家光江戸に歸る○西丸火あり ○九月攝政兼遐罷む ○將軍江戸の市民、廿年居住する者に銀三枚、其以上永く居住する者に銀五枚を賞與す ○此頃より旗下の士、氣を負ふて漸く驕傲なり		七	一六三四
二二九五	乙亥	一二						三月宗義成、其臣柳川調興と交々訴ふ、調興を津輕政義の家に拘す○家光、武家制度十九條を定め、及び諸侯會同の期を定む○幕府、大砲百餘門を鑄る○交趾、古城等の互市を停む○清船の貿易を長崎に限る○初めて寺社奉行を置く○是歲板倉重昌、熊澤蕃山を池田光政に薦む、蕃山時に年十六○十月左大臣康道關白と爲る○十二月青山忠俊老中を罷む。		八	一六三五
二二九六	丙子	一三						正月初めて評定所を設く○寬永通寶を鑄る ○伊達政宗卒す○南船の外航を禁じ、大橋船を禁ず○南蠻人を媽港に放つ○朝鮮來聘使、日光廟に詣ず○十一月酒井忠行老中を罷む○葡萄牙宣教師サン、セウアスチヤン、ウイレラを火刑に處す。		九	一六三六
二二九七	丁丑	一四 閏三月						斥候台を長崎に築く ○書畫名家本阿彌光悅歿す○葡船南嶋に漂着す○伯耆の民朝鮮に漂着す ○宣教師を薩摩に捕ふ ○耶蘇教を禁じ貿易を停む○十月小西の遺臣、大矢野、千束、森、大江、等の徒、嶋原大矢野の村長益田小左衛門の子四郎時貞を擁して首領とし、耶蘇教徒を糾合して兵を擧げ、代官を殺して原の城に據る、嶋原の領主松倉、天草の領主寺澤等、之を討つて克たず、幕府近傍の諸侯、（嶋津、細川、黑田、鍋嶋、有馬、立花）に命じて援兵を出さしめ、板倉重昌をして諸軍を督せしめ、數々戰つて克たず、長圍を計る、將軍更に松平信綱に命じて赴援せしむ○十二月關白康道左大臣を罷む。		一〇	一六三七

二二九八 戊寅 一五 一六三八
大老 土井利勝 酒井忠勝
正月板倉重昌戰歿す○三月嶋原賊平ぐ○烏丸光廣薨す○長崎に貿易官舍を置く○闌人の出嶋に居留するを許す○朝鮮使來聘○長崎に烽火臺を設く○五月重れて五百石以上の船を造るを禁す○耶蘇教を嚴禁す○十一月始めて大老職を置き、老中土井利勝、酒井忠勝を以て大老と爲す、阿部重次老中と爲る。

二二九九 己卯 一六 閏十一月 一六三九
江戸城火あり○宣教師を誅す○江戸、築地の海濱を砲場地と定む○五月闌人來聘す、闌人の砲術を試む○大砲を演習す○媽港、葡萄牙人の來るを禁す○再び耶蘇教を嚴禁し、基督の像を蹈ましむるの勅を全國に及ぼし、寺請の制を立て、寺院の保證を受け、寺院の祭日に必らず參詣せしめ、死者あれば、必らず僧侶より戒名を授けしめ、之に服せざる者は酷刑、慘罰に處す○十一月長崎に在る英吉利人を逐ふ、耶蘇教を唱ふるを以てなり。

二三〇〇 庚辰 一七 一六四〇
藤原教平 藤原實條
正月松平直次の同心、衣服美に過ぐるを以て追放せられ、旗下の士加藤某の家美に過ぐるを以て之を毀つ、○將軍日光廟に詣す○江戸城成る○媽港人を長崎に斬る○葡萄牙の使節來つて貿易を舊の如くせんことを請ふ、幕府其商船内に耶蘇宣教師を藏したりと云ふを以て、其船員六十三人を斬り、船舶貨物を燒き、十三人を放還す、是より基督教漸く亡び、貿易の權全く闌人に皈す○近隣の諸藩に命じて長崎を守らしむ○船手頭に命じて沿海を巡邏せしむ○是歲中江藤樹、陽明全書を得て、始めて陽明説を唱ふ、時に年三十三○三月右大臣教平左大臣に、藤原實條右大臣に任ず○十一月右大臣實條罷め、藤原道房右大臣に任ず○智恩院を再建す。

二三〇一 辛巳 一八 一六四一
藤原道房
江戸大火○日光廟成る、朝鮮王の扁額を求む○諸宗系譜を編纂せしむ○殿中の風流踊を禁ず○六月巡檢使を諸國に發す○平戶の闌人を長崎に移し、通事譯官を置く、長崎全く外國商臨と爲る○始めて走水奉行を置く○十二月内藤正次の族其主を殺す、江戸市中を引廻し日本橋の上に曝し、行人をして竹鋸を以て其首を斬らしむ○左大臣教平罷む。

二三〇二 壬午 一九 閏九月 一六四二
藤原道房 藤原尚嗣
正月右大臣道房左大臣に、藤原尚嗣右大臣に任ず○譜代大名交代の制を定む○重て敎禁を嚴にす○闌船甲比丹、望遠鏡を獻ず○將軍、日光廟に詣す○朝鮮、圖書を贈り、貿易船を增す○天下大に飢ゆ○是歲、農夫の食物に雜穀を交へ、又農夫の酒を醸すを禁じ、飩饂素麪等費穀を消費するものを作らざらしめ、烟草は畠田のみに作らしめ、獨身の農夫、病むときは、村邑共同して耕作を助くべきを命ず、又農夫の衣服、紫色紅梅に染るを禁じ、其他の色も采紋を用ゆる能はざらしめ、庄屋は絹紬木綿を用ひ、一般農夫は木綿以上を用ふる能はざらしむ、又田畑の永代賣買を禁ず○十二月松平乘壽老中と爲る

紀元	干支	年號	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	大老	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦
二三〇三	癸未	二〇	後光明						二月老中青山幸成罷む○東京久藏、東京語を、中原漢六、印度語を傳ふ○蘭船、陸奥に、葡人、筑前に漂着す○諸家系譜編纂成る、號して寛永諸家圖傳といふ○十月三日天皇位を皇弟紹仁親王に讓る、同日受禪、先帝を尊みて太上天皇と曰ふ○僧天海寂す。●十一月廿一日天皇即位○是歳吉田安齋、媽港に往き、栗崎道喜、呂宋に航し、共に醫を學ぶ。		一六	一六四三
二三〇四	甲申	正保元							琉球來貢す、西瓜を薩摩に齎らす○七月大老土井利勝罷む○耶蘇教徒を誅す○異船、長崎を侵す、之を擊沈す○十二月十六日元を正保と改む○是月明の水師總督、崔芝、援兵を借り、清を防がんと乞ふ、之を卻く。		一七	一六四四
二三〇五	乙酉	二（閏五月）							京都五條石橋成る○清の逸然、來り畫法を傳ふ○僧、澤菴寂す○十一月藤原經季を勅使として、宮號を日光廟に賜ふ、是れより東照宮と曰ふ。	帝由松（福王）	弘光元	一六四五
二三〇六	丙戌	三							三月、伊勢、日光の例幣使を創む○朝鮮、釜山館を修む○朝鮮我漂民を送還す○劍道指南役、柳生宗矩卒す○算者、林吉左衛門、死刑に處せらる○切支丹邸を作る○西海を巡警す○大砲を下總野に演す○八月守澄法親王を以て東叡山寛永寺座主と爲す○九月明の隆武帝黃徵明をして、援を乞はしむ、幕府其明主の正使にあらざるを以て拒みて容れず○十月明主、黃方諭、陳必勝をして、其書及び鄭芝龍の書を携へ來つて援兵を乞はしむ、幕府躊躇して答へざるに先ち、（紀伊侯松平賴宣の排擊により遂に兵を出さず）、清已に福建を取り、芝龍走り、隆武帝執はれ明遂に亡ぶ。	帝聿鍵（唐王）	隆武元	一六四六
二三〇七	丁亥	四		藤原道房（攝政） 藤原昭良（攝政）		藤原尚嗣 藤原光平			正月關白康道罷む、道房左大臣を罷め攝政と爲る○二月小堀遠州（名は政一、遠州流茶式の祖）卒す○伊万里の陶工、德右衛門、清人に赤彩色法を習ふ○諸藩、留主居を長崎に置く○葡船、修好を乞ふ、許さず○將軍、徒士の水泳を見る○和蘭、來聘す○三月攝政道房罷め、藤原昭良攝政と爲る○六月天下に大赦す○七月右大臣尚嗣を左大臣に、藤原光平を右大臣に任ず○南蠻人來る、驅て之を卻く○是歳山崎闇齋還俗して儒に入る、時に年三十五。	帝由榔（永明王）	永曆元	一六四七
二三〇八	戊子	慶安元（閏正月）		（關白）					二月十五日元を慶安と改む○昭良攝政を罷めて關白と爲る○東京船に擬して船を造る、安宅丸と號す○燈臺を浦賀及び三崎に設く○那波活所歿す○將軍家光、日光廟に詣す○蘭人の入貢を停む○中江藤樹卒す、藤樹（名は愿）近江の人、業隱を受る者多し、時人稱して近江聖人と曰ふ○五月松永尺五京都堀川に、私塾講習堂を立つ、所司代板倉重宗の勸誘に因る。		二	一六四八

二三〇九	二三一〇	二三一一	二三一二	二三一三
己丑	庚寅	辛卯	壬辰	癸巳
二	閏十月三	四	承應元	閏六月二
			藤原尚嗣（關白）	藤原光平
			藤原經季　藤原光平	藤原光平　藤原實秀　源家綱　藤原定好
		家綱		
		保科正之		

二三〇九　三月家光、諸侯伯及び旗下の士に儉約の令を下す○近衞應山薨す○琉球入貢す○清船、薩摩に漂着す○諸國に令して外夷に備ふ○六月三宅寄齋歿す○宗義成、使をして朝鮮王の訃を吊す○十二月谷時中歿す。

二三一〇　四月將軍家光、江戸に諸侯の消火番を設く○蘭人の入貢を許す○蘭人に命じて大砲を演習せしむ○此の頃、九谷燒、樂山燒、京都天鵞絨織始まる○北條正房、和蘭兵法を上る○松平義直（尾州侯）薨す○是歲、江戸大地震あり。

二三一一　四月將軍家光薨す、老中堀田正盛、阿部重次及び内藤正信、春日の局の母等殉死す○八月家綱（家光の嫡子）内大臣征夷大將軍に任す、時に年十一歲、保科正之大老と爲る○由井正雪（自ら楠氏の遺裔と稱す）叛を謀る（將軍家光薨じ、諸侯不安、新將軍幼にして、紀伊侯賴宣の重名を負を以て、其名を藉りて武器を作り、浪士を招き、其徒、丸橋忠彌（長曾我部元親の孫）は江戸に在り、金井半兵衞、吉田勘右衞門は大坂に在り、熊谷三郎兵衞、加藤市右衞門は京師に在り、共に火を放つて同日に起らんとし、正雪は駿府に入て事を起し命を三方に傳へんとす）事覺はれ、忠彌、金井等執へられ、正雪等九人自殺す○九月關白昭良罷む○十一月忠彌以下二十九人を品川に磔し、正雪等の首を梟す、是より餘黨尋で刑せらるる者多し○朝鮮、將軍の襲職を賀す○令して浪士を養ふを禁す○十二月左大臣尚嗣關白と爲る。

二三一二　正月芝、麴町（共に江戸）の民、多摩川の上水を市中に引んことを乞ふ之を許し、其費用を助く（是より先き既に神田上水あり）○二月右大臣光平罷め、藤原經季右大臣に任す、尋で經季罷め、光平復任○當時耶蘇教徒の飯正を效さず、悉く之を刑す、前後死する者凡そ三十万人○懸賞耶蘇教徒を搜む○清僧、澄一飯化す○浪士別木庄右衞門、林八右衞門等、故秀忠夫人の法會に乘じ、火を江戸に放たんとす、事覺はれ捕斬せらる○八月關白尚嗣左大臣を罷む○九月十八日元を承應と改む○是歲王代一覽成る、○右大臣光平左大臣に藤原實秀右大臣に任す。

二三一三　二月右大臣實秀罷む○將軍家綱右大臣に任す○四月老中内藤忠重罷む○家綱、平戸城主松浦鎭信に命じ、砲臺を平戸長崎等七ヶ所に築き以て外寇に備ふ○秤を一定して東方三十三ヶ國は、守隨秤、西方三十三ヶ國は善四郎秤を用ひしむ○十多摩川上水成る○閏六月酒井忠清老中と爲る○皇宮火あり○琉球入貢す○俳人松永貞德歿す○七月關白尚嗣罷む○九月左大臣光平關白と爲る○對馬の民、朝鮮に漂着す○蘭人來聘す○十一月藤原定好右大臣に任す。

三一一六四九	四一一六五〇	五一一六五一	六一一六五二	七一一六五三

紀元	干支	年號	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	大老	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦
二三一四	甲午	三	後西院(踐祚)			藤原實晴			正月老中松平乘壽罷む○明僧、隱元、歸化し、黄檗宗を唱ふ○懸賞して耶蘇教徒を捕ふ○六月右大臣定好罷め、藤原實晴右大臣に任ず○七月所司代板倉重宗罷む○九月二十日天皇崩ず、壽廿二、帝幼にして英敏、學を好み、又擊劍を愛し玉ふ、所司代板倉重宗奏して曰く、擊劍は天子の業に非ず、幕府聞かば喜ばざるべし、帝聽かず、重宗復た奏して曰く、陛下之を停め玉はずば、臣、幕府に辭なし、腹を割て死せんと、帝曰く、朕未だ武人の腹を割て死する狀を見ず、宜しく壇を南殿に築きて自裁せよ朕臨みて之を觀るべしと、重宗慚て謝す、帝又短襖を廢し烏帽素襖の舊に復せんと欲し、又嘗て孔子廟を建て大學寮を復せんとす、未だ果さず、世稱して聖天子とす、又持統帝を初めて火葬せしより累代相受け能く改むる無し、帝之を復せんとす、會々帝を患ひ給ふ、幕府其英明を忌み、醫官山脇道築をして藥を進めしむ、暴に崩ず、朝議火葬と爲さんとす、京都の魚商八兵衛なる者、大に哭き遂に仙院の掖庭及び關白等の門に奔走し、火葬を廢し帝意に協はんことを請ひ、歔欷流涕人を感動せしむ、朝議爲めに遂に埋葬に決す○十月十五日後光明天皇を山城國愛宕郡東山泉涌寺の後山に葬る。▲十一月廿八日後水尾帝第十皇子(先帝の異母弟)良仁親王踐祚○牧野親成を京都所司代と爲す ○十二月右大臣實晴罷む、		八	一六五四
二三一五	乙未	明暦元				藤原敎輔			正月藤原敎輔右大臣に任ず ○四月十三日元を明暦と改む○江戸町中定めなるものを頒布す、法令漸く備はる○朝鮮使、來聘日光廟に詣し、扁額を献ず○蘭人來聘す○又教徒を捕ふ○醫、板坂卜齋歿す○承應、万治の間、伊万里志田窯開く		九	一六五五
二三一六	丙申	二 閏四月	(即位)						○正月廿三日天皇即位○五月暹羅使を遣し貿易を乞ふ、許さず、後數年にして許さる○耶教禁制札を設く○沿海の防備を嚴にす○八月大老酒井忠勝罷む。		一〇	一六五六
二三一七	丁酉	三							正月江戸大火(本郷丸山本妙寺、小石川鷹匠町より出火し、本丸、二の丸、三の丸以下江戸大半燒失す)死者十万八千人、既にして雪降る、貧民餓死する者多し○本所牛嶋に、燒死者を埋め、爲めに一堵を建つ之を回向院と號す○民部卿法印林道春卒す○醫古林見宜歿す ○是歳北亞米利加へ漂到せし者あり○吉田重賢、弓術を日置彈正に受く○是歳七月、皇女淺宮、將軍家綱に降嫁せらる○九月稻葉正則、老中と爲る○是歳德川光圀、四方の學者を招きて、大日本史の編纂を初む。		一一	一六五七

二三一八	戊戌	萬治元（閏十二月）						二月永井尚政老中を罷む○三月將軍蘭人を引見し、南蠻諸國にして耶蘇教國となりしものあらば告ぐるを怠る勿れと命ず、○四月關白光平左大臣を罷む○明の鄭成功兄弟、援を乞ふ、聽ぜず○明の皈化僧、隱元禪師に、山城宇治郷大和田村に地を與へて、黄檗宗を弘通するを許す○肥前大村の耶蘇徒を處刑す○七月廿三日元を萬治と改元す○和蘭人來聘す○伊勢內宮火あり○十一月出羽山形城主、松平忠弘其城を修繕せんことを請ふ、許さず、抑て其城を破却せしむ○宗氏書を以て釜山館を移すを求む○是歳下總佐倉の義民、宗五郎、領主の苛政を將軍に直訴して磔刑に處せらる。	一二	一六五八
二三一九	己亥	二						二月明人、朱舜水、陳元贇、皈化す、拳法は元贇より始まる○明僧、万福寺成る○江戸兩國橋を架す○耶蘇禁令を頒つ○宗義眞、使を朝鮮に遣す○六月井伊直孝卒す○十二月右大臣藤原教輔罷む○是歳、伊勢神宮造營成る。	一三	一六五九
二三二〇	庚子	三			藤原實秀	藤原公信		正月前右大臣藤原實秀左大臣に、藤原公信右大臣に任ず○豐後の耶蘇教徒を刑に處す○江戸、本所、深川を開く○万治中江戸に富士名燒始まる○是歳大坂城火く。	一四	一六六〇
二三二一	辛丑	寛文元（閏八月）			藤原定好	藤原房輔		四月左大臣實秀罷む、○令を下して百姓の鳥銃を蓄ふるを禁ず○四月元を寛文と改む、○渡邊某大砲を献ず、○五月前右大臣藤原定好左大臣に任ず ○右大臣公信罷む○漆工蒔繪家尾形光琳歿す○六月藤原房輔右大臣に任ず○七月德川賴房水戸侯薨ず、其嗣子光圀に遺命して藩士の殉死を禁ず、時に其臣眞木某猶、山野邊義忠等殉死せんとす、光圀懇諭再三遂に止む、是歳保科正之も亦た其藩士に殉死を禁ず○是歳皇宮火あり○此の頃、道中の助けに、山越、川越、渡船、乘かけ馬、駄賃の馬、から尻馬、駕籠、乘物、荷物助け、道案內等あり。	一五	一六六一
二三二二	壬寅	二						二月松平信綱老中を罷む○三月松平信綱卒す○將軍家綱、京都方廣寺の銅佛を毀ち錢を鑄る、背面に文字あり、謂ゆる文錢なり○驛傳を置き、量制を改む○大砲を武藏に演習す○十一月江戸淺草橋、筋違、小石川、牛込、市ヶ谷、赤阪、虎の門、山下等の門より內は賤民農夫、馬に乘りて過ぐるを禁ず○令して火事に際し、火元より二町以外の者にして財物を動かし往來を妨ぐる者は、入牢せしむ。	一六	一六六二
二三二三	癸卯	三	靈元	（攝政）	藤原房輔	藤原經孝	榊原忠次	正月二十六日天皇位を皇弟識仁親王に讓る、同日受禪、先帝を尊みて太上天皇と曰す、關白光平攝政たり、左大臣定好罷め、右大臣房輔左大臣に任ず○二月藤原經孝右大臣に任ず○甲州流軍學の祖小幡勘兵衛歿す ○三月蘭人來聘す○榊原忠次大老と爲る。●四月廿七日天皇即位○將軍家綱、日光廟に詣す○殉死を禁	清聖祖 康熙二	一六六三

紀元	干支	年號	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	大老	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦
									す、背く者あらば、亡主、新主の罪とす○朝鮮我漂民を送還す○八月武家法令廿四條を頒つ○皇宮成る○此頃伊藤仁齋(今年三十六)京都に在り、漢魏の古註によりて四書、五經を說く時人之を古學といふ○土佐の儒者野中兼山歿す ○八月久世廣之、老中と爲る。			
二三二四	甲辰	四(閏五月)		藤原房輔(攝政)		藤原公富			二月右大臣經孝罷む○四月藤原公富右大臣に任ず○儒者、鵜飼石齋歿す、書籍雕刻に力を致せし人なり○六月米澤藩主上杉綱勝子無くして卒す、養子を爲すを末期に際して屆けしを以て其封の半を沒收せらる○九月攝政光平罷め、左大臣房輔攝政と爲る○十月新吉原以外の地に娼婦を置く者あらば、其婦人は逃れて奉行所に訴ふれば、自由を與ふることを令す。		三	一六六四
二三二五	乙巳	五				藤原廣通 藤原兼晴			正月右大臣公富罷め、藤原廣通右大臣に任ず○三月右大臣廣通罷め、藤原兼晴右大臣に任ず○大老酒井忠次罷む○令して布帛は、二丈六尺を以て一端と定む○朱舜水、水戸藩に聘せらる○七月寺法を定め、新儀を立てて奇怪を說くを禁じ、寺領を質入又は賣買するを禁じ、宗派を撰ぶは檀越の權にありと規定す○十月暮六つ(現今の六時)過ぎは商賣すべからざることを令す○日蓮宗、不受不施派の僧若干員を捕へ、嚴に其派を禁ず○此の頃、甲州の甲斐絹、京都、堺の羽二重織始まる○十一月僧侶の町家に法話するを禁ず○十二月土屋數直、板倉重矩老中と爲る。		四	一六六五
二三二六	丙午	六						酒井忠清	二月、山林保護の令を發す○三月老中酒井忠清大老と爲る○西洋外科醫、西玄甫、此の頃名あり○伯耆の民、朝鮮に、蘭人五嶋に漂着す○德川光圀、國內の新寺九百九十七宇を毀ち、破戒の僧を辭して編戶と爲す○是歲貝原益軒、小學近思錄備考を著す。		五	一六六六
二三二七	丁未	七(閏二月)				藤原實晴			閏二月關白房輔左大臣を罷む○筑前の民、朝鮮と密商して刑せらる○三月煙草を良田に植うるを禁ず○四月前右大臣藤原實晴左大臣に任ず ○肥前大村の耶蘇教徒を獄に下す○船手頭に命じて、沿海を巡視せしむ○盜あり禁御座の劍を竊む○是歲足利學校に修覆金を給す。		六	一六六七
二三二八	戊申	八		(關白)					正月京都少年公卿の淫風を匡さんが爲め、老中板倉重矩を所司代として上京せしむ ○三月令して町人の家屋は大なるべからず、長押、杉戶附、書院、彫刻を用ひ、床を塗り、唐紙を張るを禁ず、又毛織の羽織を用ふるを禁じ、有福者と雖も、二汁五菜に過ぐるを禁ず ○尾張の民巴丹嶋に漂着す○攝政房輔		七	一六六八

二三二九	二三三〇	二三三一	二三三二
己酉	庚戌	辛亥	壬子
閏十月 九	一〇	一一	閏六月 一二
藤原公信	藤原經孝	藤原兼晴	
		藤原基熙	
井伊直澄			
八	九	一〇	一一
一六六九	一六七〇	一六七一	一六七二

關白となる　○五月左大臣實晴罷む○牧野親成京都所司代を罷む○新に寺院を建つるを禁す　○商田某外人と密商して刑せらる○八月、町人の上下を用ふるを禁す、又町人の帶刀を禁す○○九月前右大臣公信左大臣に任す　○是歳深草の僧元政歿す○○十一月井伊直澄大老となる。

四月大老保科正之退隱す○池田光政、封內に學校を建つ（閑谷黌是れなり）○幕府末次某に命じて、明船を摸造せしむ○七月蝦夷の酋長シトケリイ、シヤクシヤエン叛して商船を掠ふ、松前泰廣に命じて之を討つ、泰廣討つて之を平ぐ○根付工の祖、雛屋立圃歿す○十二月左大臣藤原公信罷む○是歲、紀伊侯より渾天儀を獻ず。

四月前右大臣經孝左大臣に任す○五月嚴に造酒を禁す○漂民、巳カより歸る○清商と密貿を禁す○四國中國諸方は銀を通用す、北方諸國は金を通用とし、不便なるを以て、令を下して其通用を混一ならしむ○本朝通鑑成る、家綱、老中に命じて之を三家に示す、尾紀の二藩其盛擧を賀す、獨り水戸光圀、披ひて之を閲す、皇朝を以て吳の太伯の後となさ爲すに至りて大に驚き曰く、天朝自ら正史あり如何ぞ海外の妄說を取て以て皇胤を汚瀆すや、且つ祖先の西土に於ける相下らず、今附庸を以て自ら處る是れ祖宗を誣ゆるなり、請ふ命じて改定せよと、老中大に歎服す、蓋し本書は林春齋、幕命を奉じて撰するもの二百六十五冊、七年にして成る、幕府之を朝廷に獻ず○土佐派中興の畫家住吉廣通歿す、年七十三○太刀は二尺八寸九分、大脇差は一尺八寸を限るを令す○十一月永井尚庸、板倉重矩に代りて京都所司代と爲る。

三月伊達騷動起る、裁して、伊達宗勝、原甲斐を刑す○五月左大臣經孝罷め、右大臣兼晴左大臣に、藤原基熙右大臣に任す、○七月琉球王尚貞使を遣し入貢す○台灣船、肥前に漂着す○播磨の民、朝鮮に漂着す○十一月伊勢外宮の中西丹波、祠の表に天照太神のみを記さず、伊勢兩皇大神として內宮と構を爭ふ、幕府判して之を追放す○此の頃世間の風聞を出版するものあり、令して奉行の許可なくして出版するを禁す○是歲明の歸化人陳元贇歿す。

二月奥平忠昌の舊臣奥平源八、仝傳藏・夏目外記を伊豆に流す（源八、其父の讐同姓隼人を討んとす、傳藏、外記之を助けて志を遂ぐ、大老井伊直澄、其孝心を好し、將軍家綱に乞ふて死を宥め流刑に處す、後ち赦されて歸り直澄に仕ふ）○三月石川丈山卒す、年九十（丈山名は重之、大坂の役先登して首を斬る、然れども其軍令を犯すを以て斥けらる、退ひて京都東山に隱れ、自ら丈六山人と號し詩仙堂を建つ、縉紳、文士の砥礪を受

紀元	干支	年號	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	大老	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦
									く）○五月老中阿部忠秋罷む○闔人輿地圖を献ず○前大老保科正之卒す○六橋長左衛門殺す○讃岐の民朝鮮に漂到す○德川光圀水戸に彰考館を開く。			
二三三三	癸丑	延寶元							三月英人來りて互市を乞ふ許さず○闔人來聘す○五月清船、平戸に漂着す○僧隱元寂す○皇宮火く○九月廿一日元を延寶と改む○十二月阿部正能老中と爲る。		一二	一六七三
二三三四	甲寅	二							狩野探幽守信殁す○是歳天下大に饑ゆ。		一三	一六七四
二三三五	乙卯	三 閏四月							代官伊奈兵右衛門、伊豆八丈嶋近傍の無人島を檢せしめ、草木禽鳥を獲○宗義眞、使を朝鮮に遣す○長崎代官末次政直密商して隱岐に流さる○是歳皇宮造營成る。		一四	一六七五
二三三六	丙辰	四							正月大老井伊直澄罷む、尋で卒す○四月戸田忠昌、永井尚庸に代りて京都所司代となる○耶蘇教徒を刑す○豐後の民、朝鮮に漂着す○八月德川光圀、儒臣に命し髮を蓄へしむ（足利氏の末、武人皆文字を識らず、僧徒をして文墨を掌らしむ、海内平くるに及ぶも猶ほ其弊風を承け、文學者皆頭髮を薙へず亦方外の徒を以て之を待つ、林氏累世知を幕府に受く、而して皆僧官に任ず、光圀即ち之を改む）○延寶中、契冲、大に假名の音を正す、和學の首唱者たり○十月老中阿部正能罷む。		一五	一六七六
二三三七	丁巳	五 閏十二月							五月老中板倉重矩罷む○七月大久保忠朝老中となる○清僧心越、皈化す○十一月左大臣兼晴罷む○十二月右大臣基熙左大臣に藤原内房（後ち冬經と改名）右大臣に任ず。		一六	一六七七
二三三八	戊午	六				藤原基熙 藤原内房			放生會再興○平根山の砲臺を廢す○巴丹人漂着す○東福門院崩す、（後水尾帝の中宮、明正帝の御母、源和子、德川秀忠の女なり）。		一七	一六七八
二三三九	己未	七							正月朝鮮人漂着す○五月巴丹人漂着す○六月老中久世廣之罷む○七月堀田正俊、土井利房老中と爲る○是歳賀茂社を修む。		一八	一六七九
二三四〇	庚申	八 閏八月					源綱吉		五月將軍家綱病む嗣無し、大老酒井忠清、建議し鎌倉の古例を引き、皇族を京師に迎へ嗣と爲さんと欲す、老中堀田正俊之を爭ふて議止む、老中更に之を三藩に謀る、德川光圀、館林侯綱吉（將軍の弟）を立んと請ふ、家綱之を許す、綱吉入りて後を襲ぐ、從二位に叙し權大納言に任ず、既にして家綱薨ず、年四十○八月綱吉内大臣征夷大將軍に任ず○仝十九日後水		一九	一六八〇

二三四一	二三四二	二三四三
辛酉	壬戌	癸亥
天和元	二	三 閏五月
	藤原冬經(關白)	
		藤原兼熙
堀田正俊		

尾上皇崩す、壽八十五○閏八月八日後水尾天皇を山城國愛宕郡東山泉涌寺後山陵に葬る○徳川光圀、扶桑拾葉集を上る○將軍綱吉、儒人、人見友元、林春齋を殿中に召し、自ら經書を討論す、是より數々此事あり○宗義眞使を朝鮮に遣す○綱吉、前將軍の法會を增上寺に設く、內藤忠勝事を掌る、永井尙長、事に因て忠勝を辱しむ、忠勝之を斬殺す、綱吉、忠勝に死を賜ひ、其封鳥羽を沒し、又尙長の封宮津を沒收す○林春齋(本朝通鑑の編者)卒す。

二月老中土井利房罷む○教禁を嚴にす○評定所式法を定む○越後の松平光長を流す、○三月阿部正武老中と爲る○蘭人來聘す○清舶、天草に漂着す○九月廿九日元を天和と改む○十一月板倉重種老中を罷む。京都所司代戸田忠昌老中と爲り、稻葉正通代りて京都所司代となる○十二月大老酒井忠清、罷免し、老中堀田正俊、大老と爲る○天和に至り京都織染復た盛んにして始めて琥珀織を織る。○是歳源經照大藏經を刻す。

二月關白房輔罷め、右大臣冬經(內房改名)關白と爲る○四月琉球來聘す○山崎闇齋歿す、(名は嘉、京都の人、谷時中に就て程朱の學を修め、惟足に就て神道の蘊義を極む、其徒稱して垂加先生といふ)○松平光政(備前池田侯)卒す○西山宗因歿す○明の歸化儒士朱舜水(之瑜)歿す○五月諸國に標して忠孝の民を勵ます○六月職工の其技に誇り天下一と稱するを禁ず○七月綱吉加賀の儒臣木下貞幹を聘して儒官と爲す○駿河富士郡の孝子を賞し其傳を作らしむ○和蘭、加比丹の從者に洋曲を奏せしむ、洋樂の始め○八月朝鮮の使來聘す○十二月旗下の士大橋與左衛門遁世す、幕府其所爲、人臣の義に背くとして之を拘せしむ。

正月關白冬經右大臣を罷め、藤原兼熙右大臣に任ず○二月綱吉、婦人の衣服に金銀絲、縫箔及び過巧の裝飾を用ふるを禁ず、又藥物以外の植物、生物、小間物、道具、珠玉、米、衣服に爲すべからざる織物を外國より輸入するを禁じ、織木綿、綾絹布、染物、麻、銅、漆器等を輸入するを禁ず○庶人は短刀一口の外佩るを許さず○耶蘇教徒を誅す○無人嶋を撿す○二月九日皇子朝仁親王を立て、皇太子と爲す(後龜山帝、後小松帝に讓位ありしより後ち復た東宮を置かざること十三代、是に至り始めて此の禮を復す)○宗氏、館を朝鮮に建つ。

二月廿一日元を貞享と改む○此の頃俗謠、時事を歌ふもの、時事を板行して報ずるもの、一切之を禁ず○那波木庵歿す○蘭人來聘す、○朝鮮人漂着す○六月松平信之老中と爲る○八

二〇	二一	二二
一六八一	一六八二	一六八三

紀元	干支	年號	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	大老	重要記事	支那 帝王	支那 年號	西曆
二三四四	甲子	貞享元							月若年寄稻葉正休、大老堀田正俊を殺す、正俊、將軍を贊立し權勢並ぶ者無く、其勇敢果斷、數々綱吉を直諫す、綱吉之を疎み、志を得さる者亦た之を排斥せんとす、正休、忠俊を讒誅するも聽かれす遂に之を殺す。		二三	一六八四
二三四五	乙丑	二							三月後西院上皇崩す、壽四十九、仝廿二日山城國愛宕郡東山泉涌寺後山陵に葬る○幕府、住吉具慶を召して繪師とす、土佐流繪師を置くの始め ○兵學山鹿流祖、山鹿素行、琴曲八橋流祖、八橋撿校歿す○六月媽港人我漂民を送還す、幕府諭して再び來ることを禁じ、糧薪水を給して還航を○七月松平信之老中を罷む○蘭人を召して醫理を質問す○福州、厦門の商船始めて長崎に來る○八月朝鮮通商の法を定む(年額金一萬八千両)○九月土屋正直、稻葉正通に代り京都所司代と爲る○十二月琉球通商の法を定む(年額金二千両)○是歲保井算哲、宣明曆の差違を發明し、元の授時曆に依りて新曆を立つ、之を貞享曆と稱し、天下に頒つ○忌服令を頒つ○紀伊藩士、和佐大八郎、京都蓮華王院(三十三間堂)に射術を試む、天下第一と稱せらる。		二四	一六八五
二三四六	丙寅	三 閏三月		(攝政)					今歲武德大成記成る○醫下河邊長流歿す。		二五	一六八六
二三四七	丁卯	四	東山						▲三月廿一日天皇位を皇太子に讓る、仝日皇太子踐祚○關白冬經攝政たり、先帝を尊みて太上天皇と曰す○此の際猿樂大に殿中に流行す○四月綱吉、殺生を禁じ、犬雞の令を布く○病馬を荒地に棄しもの十人流罪せられ、保泉市右衛門の仲間、犬を斬りて八丈嶋に流され、市右衛門は俸祿を奪はる、此禁を犯して斬殺せられ流罪に處せらる者數百を以て數ふ。●四月廿八日天皇即位○十月土屋正直、老中と爲り、內藤重賴、正直に代りて京都所司代と爲る○十一月大嘗會を行ふ○林鳳岡を、弘文院學士と爲す○清船の禁書を舶載するを撿す○邪宗人名を錄す。		二六	一六八七
二三四八	戊辰	元祿元							四月清商との互市額一年七十隻を定額とす、後ち十隻を增して八十隻と爲す ○東大寺大佛殿を造る○長崎に遠見番所を設く○幕府釋奠す○葡萄牙人漂着す ○九月二十日元を元祿と改む○是歲大阪堂嶋を開く。		二七	一六八八
二三四九	己巳	二 閏正月		(關白)					三月攝政冬經關白と爲る○唐人屋舖を長崎に造る、○朝鮮人參を貿易するを禁ず○淸人、朝鮮人、漂到す ○安南復た通商を乞ふ許さず○六月狼、猪、鹿の田畑を荒すも、追散らして容		二八	一六八九

二三五〇	庚午	三	藤原基熙(關白)	藤原兼熙	藤原經光
二三五一	辛未	閏八月 四			
二三五二	壬申	五			藤原公規
二三五三	癸酉	六			藤原宗熙

易に殺す勿らしめ、萬一止を得ざる時は官に乞ふて殺すべきを命ず○十月幕府奥右筆組を設け、徳川彦右衛門を組頭とす○十二月歌人北村季吟を辟して醫師に准ず、幕府歌所を置くの始め。

正月關白冬經罷む、左大臣基熙關白と爲る○聖堂(孔子廟)を湯島臺に建設す○蘭人ケンプル長崎に來り、日本紀事を著す○清の貿易船を增して八十隻と爲す○隣人廣東に漂着す○近松大阪にて著作す○梁田蛻巖、帷を下して弟子に教ゆ○十月京都所司代内藤重頼罷む○十二月關白基熙左大臣を罷め、右大臣兼熙左大臣に藤原經光右大臣に任ず○松平信興京都所司代と爲る。

正月聖堂成る、將軍綱吉親ら大成殿の扁額を書し、畫工狩野益信に命じ、七十二賢并に先儒の像を描かしむ○法印林信篤をして蓄髪せしめ大學頭に任ず、是れより儒者皆蓄髪す(水戸會津の兩藩既に先して實行せり)○二月將軍大成殿に詣り孔子像を拜す○四月日蓮宗不受不施派、悲田宗と號して弘通す、令して之を禁じ、其僧七十餘人を伊豆に流す○昌平黌開け文教興る○吉田自庵、官醫と爲る○土佐光起歿す○八月京都所司代松平信興罷む、○閏八月小笠原長重京都所司代と爲る○高野山の行人、僧侶の二派爭ふ、行人六百二十七人を流罪に處す○十一月眞言宗寂照院、綸旨を得て、江戸に勸化す、幕府其の諾を得ずして、朝廷の綸旨を與へられしを怒り、僧を逆ふて歸らしめ、且つ綸旨を容易に出さゝられんことを奏上す○是歳熊澤蕃山歿す、蕃山名は了介京都の人なり、中江藤樹に從ふて學を修め後ち池田侯(光政)に仕へ、政を執る十四年治績大に顯はる、年七十三。

二月將軍綱吉、聖堂に於て親から論語を講ず、是に於て士太夫彬々學に向ふ○是歳德川光圀、楠正成の墓の荒廢を見て碑を湊川に建て、題して嗚呼忠臣楠子之墓と曰ふ、嘗て朱之瑜の作りし贊を其碑陰に刻す○此の頃鍼醫杉山和一、名あり○友禪染始まる、又漆術大に進歩す○清、我漂民を送還す○讃岐人、浙江に漂着す○安南漂民を送還す○十二月左大臣經光罷む藤原公規右大臣に任す。

江戸新大橋成る○大阪西本願寺建つ○井原西鶴歿す、年五十三○八月右大臣公規罷む、藤原宗熙右大臣に任ず○暹羅人我漂民を送り還す○安南其漂民を送るを謝す。

四月賀茂葵祭を復す(後醍醐帝の朝此典を廢するより三百五十年なり)○神道家吉川惟足歿す○俳士松尾桃青歿す、藤堂

二九	三〇	三一	三二
一六九〇	一六九一	一六九二	一六九三

紀元	干支	年號	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	大老
二三五四	甲戌	七 閏五月						
二三五五	乙亥	八						
二三五六	丙子	九						
二三五七	丁丑	一〇 閏二月						井伊直興
二三五八	戊寅	一一						
二三五九	己卯	一二 閏九月						

重要記事

氏の臣なり、名は宗房、性俳諧を好み、夙て俳學に長ず、致仕し北村季吟に從ひ學ぶこと數年、後ち江戸深川に住み多く芭蕉を植え、自ら芭蕉翁と號す、旅中大阪にて歿す、○大阪漂民の露國に移住して還らざる者あり○江戸火く○暹羅船、長門の漂民を送り來る。

三月綱吉諸侯の爲めに親ら中庸を講ず、聽者三百四十人○彩色甲冑の始め○八月國用足らず、元字金銀を鑄る、○書家佐々木志津磨歿す○將軍犬小屋を建てしめ浪犬を養ふ○清舶禁書を齎せ來る、命じて之を焚く○漂着清船を送還す○朝鮮人漂着す○十一月日用坐を設け、勞働者を制す、其札を有せざる者は傭使せざらしむ。

三月諸國大に饑ゆ○殖産家宮崎安貞の農學全書成る○醫、名護屋玄一(円水)歿す○朝鮮人蝦夷に漂着す○箔座を置く、○日本輿地圖を校正せしむ○十一月國用の不足より酒税を徴す、是より酒戸雜然として起る○十一月十日明正上皇崩ず、壽七十四、仝廿五日山城國愛宕郡東山泉涌寺後山陵に葬る。

四月京都所司代小笠原長重老中と爲り、松平信庸代りて京都所司代と爲る○六月井伊直興大老と爲る○二朱金を鑄る○旗下の士に采邑を賜ひて廩米に替ふ○元祿中幕府蠶種商人に帶刀を許す。

二月老中大久保忠朝罷む○江戸永代橋を架す○清舶五嶋に漂着す○川村瑞軒召されて祿を賜はる○七月柳澤保明左少將に任ず○九月寛永寺中堂なる○江戸大火、京橋南鍋町より起り千住に及ぶ、明暦以後の大火なり、是日寛永寺に天皇宸筆の額を掲げんとして未だ成らず故に之を勅額火事といふ、○柳澤保明に名を吉保と賜ひ、松平氏を冒さしむ○十二月小作二十年に及ばゞ、永代小作たるべきを命ず。

三月人身賣買を禁ずるも、少年年季の制限を廢して、無年限に召使ふは相對次第なるべきを命ず○四月歷朝の山陵修繕成る○木下順庵歿す、(新井君美、室直清等の名士學者多く其門より出づ)○清舶禁書を齎せ來る、撿して之を焚く○元祿中、青磁三田燒始まる○九月戸田忠昌老中を罷む○十月秋元喬朝老中と爲る。

三月大老井伊直興罷む○六月川村瑞軒歿す○綱吉、生類賣買の禁を布く○下總香取宮を營む○十月草梁館を修む○十二

支那 帝王	支那 年號	西暦
	三三	一六九四
	三四	一六九五
	三五	一六九六
	三六	一六九七
	三七	一六九八
	三八	一六九九

二三六〇	庚辰	一三					月徳川光圀薨す、年七十三、私に謚して義公さ曰ふ、義公、名聲天下に並く、外蕃長崎に來る必らず其安否を問ふ。	三九一七〇〇
二三六一	辛巳	一四					正月稻葉正通老中と爲る○三月綱吉勅使を城中に延く、淺野長矩、吉良義央を嚀て之を傷け、綱吉即日長矩に之を賜ひ其封を沒收す○藩翰譜成る○僧契冲寂す○紙歯酎海、年十七、半日に百律を賦す。	四〇一七〇一
二三六二	壬午	一五 閏八月					十二月淺野長矩の遺臣、大石良雄等四十七人、君仇吉良義央を其邸に襲ひて之を殺す、老中夜盜を以て是を擬し刑せんさの議あり、荻生徂徠、其主柳澤吉保に勸めて曰く、彼等を自殺せしめて、士人の體面を保たでしめよ、死は以て國法を行ふを示し、自刃は以て忠義の風を勸ますに足らんさ、吉保決議を將軍に告げ、四十七人遂に死を賜はる○足歳煙草培植の禁令を發す○中村惕齋歿す。	四一一七〇二
二三六三	癸未	一六	藤原兼熙（關白）				正月關白基熙罷め、左大臣兼熙關白さ爲る○二月吉良義央の嗣子義因（上杉憲綱の弟）父の難に死せざるを以て其邑を沒し其第を毀ち棄地さ爲し、大石良雄等に死を賜ひ其子弟を伊豆の大嶋に流す、後ち皆赦され還りて多くは淺野侯（長矩の本家藝州侯）に仕ふ○關東の地大に震ふ、既にして江戶大火燒死者三万七千人○山陵を修む○相摸、安房、上總の海、横濱して死者十万人に及ぶ。	四二一七〇三
二三六四	甲申	寶永元		藤原經光 藤原家熙 藤原實治 藤原輔實			正月關白兼熙左大臣を罷め、前右大臣藤原經光左大臣に任し、尋で罷め、右大臣家熙左大臣に藤原實治右大臣に任す○二月右大臣實治罷め、藤原輔實右大臣に任す、○三月十三日元を寶永さ改む○寶字銀を鑄る○江戶芝濱御殿建つ○關人來聘す○初代團十郎死す○九月阿部正武老中を罷め、本多正永老中さ爲る○和泉、河內の間に新川を開き、大和川を引て堺浦に達す、之を新大和川さ名く○是歲將軍綱吉、兄綱重の子綱豐を養ひ嗣子さ爲し、名を家宣さ改めしむ。	四三一七〇四
二三六五	乙酉	二 閏四月			源綱吉		三月伊藤仁齋歿す、年七十九○四月芝濱御殿成る○將軍綱吉、右大臣に任す○奈良東大寺大佛殿を再建す○歌人北村季吟歿す、年八十八○九月井上正岑、大久保忠增、並に老中さ爲る	四四一七〇五
二三六六	丙戌	三				柳澤吉保	正月柳澤吉保、大老さ爲る○銀幣寶字銀を改鑄す○根津宇右衛門誅死す○陸奥の民、廣東に、英人、蘭人、大嶋に漂着す○駿州、吉原の日蓮宗僧三鳥、新說を唱へ、頻りに寺院の如きものを起して說法す、已にして之を執んさするや、病て死す、依て其徒七人を流す○十二月將軍綱吉、大老柳澤吉保の邸に遊ぶ。	四五一七〇六

紀元	干支	年號	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	大老	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦
二三六七	丁亥	四							是歲富士山火け、寶永山出づ○清船、陸奧の漂民を送還す○俳士榎本其角、服部嵐雪歿す、共に芭蕉翁桃青十哲の一人なり○寶永通寶の大錢を鑄て、寬永通寶の十文に當らしむ、而して實價は二文二分あるのみ、民大に苦しむ○八月老中稻葉正通罷む○十一月關白兼煕罷め、左大臣家煕關白と爲る。		四六	一七〇七
二三六八	戊子	五(閏正月)		藤原家煕(關白)		藤原輔實 藤原綱平			正月關白家煕左大臣を罷む、右大臣輔實左大臣に、藤原綱平右大臣に任ず○三月京都大火、皇宮延燒す○華夷通商考、再刻成る、洋學の始め○陸奧の漂民、呂宋に漂着す○羅馬宣教師大隅に漂着す○元祿、享保間、明律の考究流行す。		四七	一七〇八
二三六九	己丑	六	中御門(受禪)		藤原某煕		源家宣		正月將軍綱吉薨ず、綱吉嘗に柳澤吉保を甲斐に封じ七十五万石を食しむ、故事に甲斐、駿河は將軍の親屬に非らざれば之を封ぜず、人皆之を異しむ、是より先き吉保謀る所あり將軍をして己れの第に臨ましめ、其愛妾を侍せしむ、已にして男子を生む之を安輝と云ふ、後ち黜に侍し、安輝の將軍に酷似せるを云ふ、綱吉遂に名を吉里と賜ふ、人以て私子とす、故に吉保を封ずるに甲斐駿河百万石を以てせんとす、偶々疾あり、疾愈るを待て命を下さんとす、將軍の夫人鷹司氏賢にして聰略あり、戚族執政と謀る所あり、九日綱吉疾愈ゆ、十日暴に薨ず、夫人夜る起居を候ふ、而して夫人亦た斃す、或は以て夫人の刺す所と爲す○將軍を上野寬永寺に葬らんとするや、增上寺強訴して芝に葬らんと乞ふ、許さず○貝原益軒の大和本草成る、時に年七十九○二月家宣、重臣の出行の途上と雖も、醫師、産婆のみは其行を止めざらしむ○俳優の徒の帶刀及び紗綾、縮緬の服を用ふるを禁ず○乞食非人の結髮を禁ず○酒の税を廢す○五月家宣內大臣征夷大將軍に任ず○六月廿一日天皇位を皇太子に讓る、同日受禪、先帝を尊みて太上天皇と曰す○柳澤吉保の大老を免ず○殺生の業を禁ず○寶字銀通用○驕奢の者の橫行を禁ず○夜中街路の踊を禁じ、俳優の外に出で演技するを禁す○十月大赦す○前關白某煕太政大臣に任ず、○十一月新井君美(白石)を小石川切支丹屋敷に遣し、大隅屋久嶋より來れる宣教師を詰問せしむ、君美之れに外情を問ふて、西洋紀聞を著はす○罪人を刑するに、耳、鼻、指等を削ぐが如きこと勿らしむ○十二月十六日先帝崩ず、壽三十五○太政大臣某煕罷む。		四八	一七〇九
二三七〇	庚寅	七(閏八月)							正月十日東山天皇を山城國愛宕郡東山泉涌寺後山陵に葬る○四月新井君美、讀史餘論を著す○五月老中小笠原長重罷む○武家諸法度を新定し、註解を附して之を頒つ○六月關白家		四九	一七一〇

煕太政大臣に任ず、○漂民六人露國に移住し一人呂宋より飯る ○乾字金を鑄て二朱金を廢す○大學頭林信篤、新井君美の任用を快よしとせず致仕す。○十一月十一日天皇位に即き玉ふ、關白家煕攝政たり○新井君美、建議して皇太子の外、皆佛門に入るの舊制を破り、皇子に親王號を奉る。

二三七一	辛卯	正德元	（即位）	（攝政）	藤原家煕		井伊直該	二月井伊直該（初名直興）大老と爲る ○朝鮮馬術を演ず○三月老中秋元喬朝罷む○室直清（鳩巣）將軍の侍講と爲る、年五十四○四月廿三日元を正德と改む、○是月阿部正喬老中と爲る○宗氏、朝鮮と犯奸律令を議定す○水戶藩より禮儀類典を献す○寶字銀を止む○朝鮮來聘す、君美建議して其の待遇を改め、君美接伴す○蘭人來聘す○八月關白家煕太政大臣を罷む。	五〇一一七一一
二三七二	壬辰	二		藤原輔實（攝政）				二月新井君美をして蘭人の宿所に就き、外國の事を問はしむ、「采覽異言」を作る○淺見絅齋歿す○我漂民廣東に、朝鮮人對馬に漂着す○八月攝政家煕罷め、左大臣輔實代つて攝政と爲る○九月荻野重秀の勘定奉行を罷む、○十月將軍家宣薨ず、年五十一、遺言を老中に與へ後事を命じ、又增上寺に葬らしむ○是歳大岡忠相、山田奉行と爲る○十二月詔して家宣の子鍋松を以て權大納言に任じ正二位に叙す、上皇勅して名を家繼と賜ひ、親ら宸筆を染めて之を賜ふ、年甫めて四歲。	五一一一七一二
二三七三	癸巳	三（閏五月）				源家繼		二月遠國に出入し、神社を出入する使者は、皆間部詮房に謁せしむ○四月家繼を以て內大臣征夷大將軍に任ず○清人我漂民を送り來る○我民朝鮮に漂到す○狩野守信、大高芝山歿す○細井廣澤、今井順庵と謀り、正面板を始む○五月女の衣服の價の制限を設く○八月久世重之老中と爲る○九月小普請西山勝兵衞、浪人の子を養子と爲さんと乞ふ、許さず、已にして死するや家除かる○伊藤東涯の著、古學指要、鄉黨大旨成る。	五二一一七一三
二三七四	甲午	四						二月大老井伊直該罷む○貨幣を改め慶長の舊に復す、○清舶の信牌を改む、○清國と密貿するを禁ず○三月勝田氏の婢江嶋を信濃に流す、初め伶人間部詮房、家宣に寵あり專政と爲る、家宣の勝田氏に通じ、內禁大に弛む、是に於て江嶋等の淫行覺はれ之を罰す連坐頗る多し○耶蘇教徒自首す○沿海諸州に命じて防備を嚴にす ○琉球入貢す○七月大久保忠增老中を罷む○八月貝原益軒歿す○服部南郭、江戶赤羽に家塾を開く○是歳柳澤吉保卒す○九月戶田忠眞京都所司代松平信庸并に老中と爲る、水野忠之、信庸に代りて京都所司代と爲る。	五三一一七一四

紀元	干支	年號	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	大老	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦
二三七五	乙未	五				藤原實治 藤原綱平（左）藤原家久（右）			三月攝政輔實左大臣を罷め、前右大臣實治左大臣に任ず○長崎貿易の新令を定む○蘭、清舶の歳額を減ず○羅馬宣教師を附す○森川許六、菱川師宣歿す○八月左大臣實治罷む、右大臣綱平左大臣に、藤原家久右大臣に任ず○是歳水戸の大日本史紀成る。明暦三年より五十九年にして大成す。		五四	一七一五
二三七六	丙申	享保元（閏二月）					源吉宗		正月江戸大火、湯島より發し、八丁堀、靈岸嶋に及ぶ○旗下の士五十歳以後にして死せし者は養子を許す、○荻生徂徠始めて明の李王修辭の說を唱へ、新經義を唱ふ○尾形光琳、小西來山歿す、○四月將軍家繼薨ず時に年八歳○三月松平信庸老中を罷む、○五月家宣の夫人藤原氏嘗て家宣の遺命ありしを以て、紀伊侯徳川吉宗（賴宣の孫にして光貞の四男なり）に命じ入て宗家を襲がしむ、吉宗固辭す、副將軍家水戸徳川綱條、吉宗の手を執り之を上坐に延く、遂に繼統と爲す時に年三十三、翌日命じて四脚門を毀つ、或人諫て曰く、古に云ふ、三年父の道を改めずと、吉宗曰く父祖の不儀を知りて改めざるを不孝と云ふと、直に之を毀たしむ、吉宗、學を好み、洋學再び起る○對馬人密に朝鮮と貿易し刑に處せらる○六月廿二日享保と改元す○八月詔して吉宗を以て權大納言に任じ、尋で内大臣征夷大將軍に拜す○間部詮房を黜け、新井君美を罷め、君美の鋭意經營せし改革は漸次廢せられて舊体に復するに至る○十一月攝政輔實關白と爲る。		五五	一七一六
二三七七	丁酉	二		（關白）					二月蘭人を見るに簾を隔つるの式を改め、簾を徹して延見す、以後之を例とす○江戸火あり○清人長崎に來り貿易す○九月阿部正喬老中を罷む、京都所司代水野忠之老中と爲り、松平忠周京都所司代と爲る○後藤松軒歿す○是歳大岡忠相を江戸町奉行と爲す。		五六	一七一七
二三七八	戊戌	三（閏十月）							將軍自ら測午儀を作る○山陵を修む、始め綱吉修めて遺れるあり是に於て成る○三月老中土屋正直罷む○箱館に蝦夷奉行を置く○貿易三條例を揭ぐ○諸藩をして密商を捕へしむ○吏をして沿海を巡視せしむ、○琉球入貢す○乾字金幣を停む○我民廣東に漂着す○僧祐天寂す○並河天民、三宅觀瀾歿す○林大學頭の門弟をして聖堂に書を講じ四民に聽かしむ。		五七	一七一八
二三七九	己亥	四							稻葉若水の庶物類纂成る○朝鮮人參を日光山に植ゆ○再び密商を禁ず○西川如見を召し、洋書を講ぜしむ○徒士の水泳を觀る○輿地圖を修む○朝鮮入貢す、將軍吉宗、朝鮮人の射擊を觀る。		五八	一七一九

紀元	干支	年	公卿	記事	清	西暦
二三八〇	庚子	五		始めて宗教以外の洋書の輸入を許す○高瀬喜朴、明律釋義を撰む○五月久世重元老中を罷む○清商、貝馬を貢す○清の密商を捕へ其船を燒く○是歲水戸藩、大日本史を幕府に獻ず○是歲關東大水。	五九	一七二〇
二三八一	辛丑	閏七月 六		春來の火災に燒失せる江戸の戸數十四万千三百三十に至る○四月三奉行に、町人百姓の其主人を殺せし者、其他の重罪は臨時に議定すべし、其他は誅殺、獄門の刑も子孫に及ぼすべからず、武士は此の外なりと令す○新書刊行又は大阪より來るものを賣るものは許可を受けしむ○時の雜說を版行するを禁ず○勤儉の令を下す○吉宗三奉行の決斷を聽く○六月砲を吹上及び德丸原に演習す、○七月評定所の腰掛及び京都大阪の廳前に投書箱を置き、官吏の非曲を訴へしむ、世人之を訴狀箱といふ、棄文等に依りて訴ふるものは採らざるを令す○九月荻生徂徠を老中の邸に召して、六諭衍義を譯講せしむ、○六諭衍義は、清主の頒ちしものを、琉球人程順則の進めしなり○清醫長崎近郊の藥草を探す○下田奉行を改め、始めて浦賀奉行を置く○後藤通乘歿す○清商、臺灣經解を載せ來る○是歲衣服、玩器の制を設く。	六〇	一七二一
二三八二	壬寅	七	藤原綱平 藤原家久 藤原吉忠	正月關白輔實罷め、左大臣綱平關白と爲る○古書を搜索す○二月荻生徂徠、將軍の爲めに、政談を著して獻ず○徂徠の論語徵、大學中庸解成る○蘭人に歐洲の形勢を報ぜしむ○六諭衍義を兒童の手本とす○五月關白綱平左大臣を罷む、右大臣家久左大臣に、藤原吉忠右大臣に任す○上皇、關白輔實の第に幸す○諸侯の獻賜を減ず○寺院の驕奢を禁じ、法會の饗は、家柄あるものも、二汁三菜、三獻に止らしむ○五月井上正岑老中を罷む、安藤重行老中と爲る○町醫小川笙船の目安箱投書を採用して、施藥院を小石川藥園の傍に建つ○大河內從開く○享保年學士頗る多し。	六一	一七二二
二三八三	癸卯	八		四月松平乘邑老中と爲る○室鳩巢、五常和解を撰む○貨銀を止む○下總船橋に兵を演習す○有司役高を定め、且つ足高の制を布く○若林寬齋歿す○墓碑材を磨くは、享保以後に行はる。	六一	一七二三
二三八四	甲辰	閏四月 九		節儉の令を布く○元亨療馬集、渡る、將軍、清商を賞す○大阪火く○朝鮮の使者對馬に來る○甲府勤番を置く、○畫工英一蝶歿す○近松門左衛門歿す○山田麟嶼、十三歲にして徵されて儒官となる○十二月京都所司代松平忠周老中と爲り、牧野英成京都所司代と爲る。 二月清商、朱來章等來る○五月新井君美卒す、年六十九○甫筑に命じ、洋方藥品を製せしむ○蘭人、波斯及び瓜哇馬を獻	世宗 雍正元	一七二四

紀元	干支	年號	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	大老	重要記事	支那帝王	支那年號	西曆
二三八五	乙巳	一〇							ず、西洋御馬術習の始め○大判の改鑄を命ず○宗義誠に命じ、朝鮮王の即位を賀す○十一月江戸の紀伊國屋源兵衛、大阪屋新右衛門、野村屋甚兵衛の三人に米穀を買集るの特權を與へ、且つ大阪に米相場所を立つるを許し、他に集會して賣買するを禁ず。		三	一七二五
二三八六	丙午	一一		藤原家久		藤原吉忠 藤原兼香			戸口を調す、以後子午の年を以て例となす○三宅石庵、官命により尼ヶ崎に懷德書院を立つ、大阪府學の創めなり○六月關白綱平罷め左大臣家久關白となる○清人、天草に漂着す○清國騎射法を傳ふ○清醫、趙淞陽來る○清人、人參、砂糖製造法を傳ふ○將軍小金原に狩す○錢を鑄る○九月關白家久左大臣を罷む、右大臣吉忠左大臣に、藤原兼香右大臣に任ず○是歳越前海溢。		四	一七二六
二三八七	丁未	一二 閏正月							荻生徂徠、幕命によりて三五中錄を改正す○都下一般の奢侈を禁じ、瓦拜借金を許す○醫、後藤艮山歿す。		五	一七二七
二三八八	戊申	一三							正月荻生徂徠歿す、年六十三、徂徠、物茂卿と號す、著書頗る多し○將軍日光廟に詣る○江戸にいろは消防組を置く○足利學校を修覆す○五月松平忠周老中を罷む、大久保常春老中と爲る○六月皇子昭仁親王を立てて皇太子と爲す○假字交り水滸傳刻成る○支那俗語學者岡島冠山歿す○九月酒井忠音老中と爲る○十二月唐胡麻より油を絞るを許し、又唐胡麻を作るを許す○八經考文成る。		六	一七二八
二三八九	己酉	一四 閏九月							四月修驗者改行、(天一坊と號す)將軍吉宗の庶子と稱し、非望を企つ、執へ鞫して之を磔し、其徒、修驗者南嶽等三十余人を斬る○五月大久保常春老中を罷む○薩人東察加に漂到し、二人露に歸化す○交趾人象を獻す。		七	一七二九
二三九〇	庚戌	一五							官刻、普救類方を諸國に頒つ○六月老中水野忠元罷む○京師火あり○七月松平信祝松平輝貞、并に老中と爲る○蘭人の馬術を試む○三宅石庵、志賀隨節歿す、○十二月町人貸金を取らん爲めに武士の邸前に集るを禁す、○旗下の士の貧を救はん爲め、五百石以下の者に拜借金を許し、十ヶ年を以て返濟期限と爲す、又諸侯伯の紙幣發行は、二十万石以上、二十五年、二十万石以下は十五年を期限と爲すことを命す。		八	一七三〇
二三九一	辛亥	一六							正月將軍吉宗、其次子宗武の第を江戸田安門内に造る、是を田安家の祖とす○江戸大火(目白臺より發し芝、神明に及ぶ)○沈南蘋、長崎に來り畫法を傳ふ○吹上に於て砲術を演習す		九	一七三一

皇紀	干支	年號	天皇	關白	太政大臣	大臣	記事	清	年號	西暦
二三九二	壬子	一七（閏五月）					○節儉の令を出す○日光門跡に天台座主を宣下す。七月老中安藤重行罷め、黒田直邦老中と爲る○八月六日靈元上皇崩す、壽七十九同廿九日山城國愛宕郡東山泉涌寺後山陵に葬る○大砲を鑄造す○九月西國、四國、中國、大蝗、大に饑ゆ、幽東米を出す○淸船肥前に漂着す○矢野拙齋、林鳳岡、歿す		一〇	一七三二
二三九三	癸丑	一八			藤原家久		正月關白家久、太政大臣に任す○皇宮を營む○小笠原貞任を小笠原嶋に遣す○金工横谷宗珉歿す○建部彦次郎、中根某等、曆算全書を校正す○西南四道大に饑ゆ、死者十六万九千九百餘人、將軍吉宗命じて諸國に甘藷を植えしむ○十二月關白家久、太政大臣を罷む。		一一	一七三三
二三九四	甲寅	一九					六月牧野英成、京都所司代を罷め、土岐頼稔之に代る、本多忠良老中と爲る○貞文、伊勢家流の書（亂桜記典）を京師に献す○淸船の數を減す○室鳩巢（直淸）歿す○巨商紀文死す○是歳命じて諸國の物產を探らしめ、庶物類纂を編纂せしむ。		一二	一七三四
二三九五	乙卯	二〇（閏三月）	櫻町				三月天皇位を皇太子に讓る、同日受禪、先帝を尊みて太上天皇と曰す○老中黒田直邦罷む○長崎の工人、始めて淸の堆朱沈金、蒔繪、靑貝等の漆器法を傚ふ○五月老中大久保忠音罷め、松平乘賢老中と爲る○將軍和蘭人の御術を觀る○朝鮮人、永良部嶋に漂着す○金銀貨幣を改鑄す。（●）十一月三日天皇即位○荒川天散、細井廣澤等歿す○是歳藥園を小石川に置く。		一三	一七三五
二三九六	丙辰	元文元		藤原吉忠			四月廿八日元文と改元す、○文字金を鑄る○朝鮮漂民を送還す○荷田春滿歿す○鎌倉に砲術を演す○八月關白家久罷め、左大臣吉忠關白と爲る○和蘭人來る○忌服令を補ふ○十一月伊藤東涯（名は長胤、仁齋の子）歿す年六十七。	高宗	乾隆元	一七三六
二三九七	丁巳	二（閏十一月）		藤原兼香			四月十一日上皇崩す、壽三十七○五月八日中御門天皇を山城國愛宕郡東山泉涌寺後山陵に葬る、○鳥羽にて文錢を鑄る○佐々木某に命じて大砲を鑄る○八月關白左大臣吉忠罷め、右大臣兼香關白と爲る○十月安積澹泊（名は覺、字は子先）歿す年七十二、澹泊、常陸の人、明人、朱舜水を師とし學を修め、尤も史學に長ず、水戸彰考館に入り、史編の總裁と爲る、大日本史の撰、與つて最も力あり○十一月關白兼香左大臣に任す		二	一七三七
二三九八	戊午	三				藤原兼香　藤原宗熈　藤原致季　源通躬　藤原道香	正月藤原宗熈右大臣に任す○淸船互市の數を減す○朝鮮の使者來聘す○右大臣宗熈罷め、藤原致季右大臣に任ず、尋で罷め源通躬右大臣に任ず○八月右大臣通躬罷め、藤原道香右大臣に任ず。		三	一七三八

紀元	干支	年號	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	大老	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦
二三九九	己未	四		藤原道香(內覽)					正月德川宗春(尾張侯)を麴町の邸に禁居せしむ、政治苛酷、領民を苦しむるを以てなり ○二月青木敦書、名は文藏、辟されて幕府の蘭學員と爲る○九月新嘗祭を復興す(二百八十年目なり)○露船、安房に來る○右大臣道香文書内覽を許さる○鐵錢を鑄る○朝鮮人漂着す○澤村琴所歿す。		四	一七三九
二四〇〇	庚申	五 閏七月							將軍吉宗、其子(第四子)宗尹の爲めに第を一橋の門内に賜ひ、是を一橋家の祖と爲す○元文中、近江長濱縮緬、伊勢万古燒、薩摩綿木綿始まる○篠崎東海歿す。		五	一七四〇
二四〇一	辛酉	寛保元							二月廿七日寛保と改元す○武德編年集成、成る○此の前後三年青木敦書に命じ近國の舊記、古書を搜訪せしむ○薩人、清國に漂着す○蘭人來聘す○三宅尙齋、北川汶陽、歿す。		六	一七四一
二四〇二	壬戌	二							四月吉宗令して民間の堅埋錢を用ゆるを禁す、堅埋錢とは、世俗にいふ、草鞋錢又は六道錢なり○六月京都所司代土岐賴稔老中と爲る、牧野貞俊之れに代る○清の船、薩摩の漂民を送り還す○木村毅齋歿す○東北大水、大に堤塘を修む。		七	一七四二
二四〇三	癸亥	三 閏四月							四月婦人笄櫛の裝飾驕奢なるを禁す○六月諸侯留主居役の遊宴し、又徒黨して其主命に抗するを禁す○清船の額數を減す○九月大阪の百姓伊兵衛、貧民救恤費を獻じて、宅地を賜はり終身課役を免ぜらる○東埔寨薩摩に來着す○十月本多正珍老中と爲る○尾形乾山歿す。		八	一七四三
二四〇四	甲子	延享元							二月廿一日延享と改元す○五月酒井忠知老中と爲る○長崎譯官、洋書を讀むを許さんを乞ふ○江戶神田に天文台を設く○青木敦書をして蘭學を講ぜしむ○詔して幣を七廟に奉ず○七月老中松平信祝罷め○九月土岐賴稔老中を罷む○十月甘蔗の苗を植えしむ、(本邦古來甘蔗を產せず、故に砂糖は總て外國に仰ぐ、是に於て苗を外舶より徵し、並びに植ゆるの法を求む)○始めて砂糖を製す○是歲老中、若年寄等の職務權限を定む○是歲、新田社祠建つ。		九	一七四四
二四〇五	乙丑	二 閏十二月				藤原致季—藤原道香 藤原冬熙—源惟通	源家重		二月關白兼熙左大臣を罷め、前右大臣致季左大臣に任ず○三月左大臣致季罷め、右大臣道香左大臣に藤原冬熙右大臣に任す○長崎譯官に洋文を讀むを許す、洋學一切を禁じてより百八年○江戶大火、築地より淺草に及ぶ○九月將軍吉宗、職を辭す、其子家重襲ぐ○西尾忠直、堀田正亮、並に老中と爲る○右大臣冬熙罷め、源惟通右大臣に任ず○十月松平乘邑老中を罷む○十一月詔して家重を內大臣、征夷大將軍に任ず○十二		一〇	一七四五

二四〇六	丙寅	三		藤原兼香　藤原内前	月右大臣推通罷め、藤原内前右大臣に任す○老中松平輝貞罷む。 二月前關白兼香太政大臣に任す○二月巡察使を諸國に遣し風俗を觀せしむ○三月蘭人國法を輕んする者あり、且つ其商賈、長崎に永住の俗となるを以て之を禁す○此の頃加茂眞淵大に國學を唱ふ○五月松平乘賢老中を罷め、松平武元老中と爲る○六月本多忠良老中を罷む○十月本多正珍、老中となる○十一月關白兼香罷め、左大臣道香關白と爲る。	一一	一七四六
二四〇七	丁卯	四	桃園	藤原道香	三月十六日皇子遐仁を立てて皇太子と爲す、○五月二日天皇位を皇太子に讓る、今日受禪、先帝を尊みて太上天皇と曰す、關白道香攝政たり○丹波貞幾、綱庶物類纂を著す○五月秋元凉朝、老中と爲る。	一二	一七四七
二四〇八	戊辰	寛延元（閏十月）		（攝政）　藤原冬熙	○九月廿一日天皇即位○太宰春臺、小川笠翁歿す。 關人來聘して家重の襲職を賀す○是歲大岡忠相を列侯とす、忠相、江戸町奉行として名あり○朝鮮、琉球入貢す○七月十二日寛延と改元す○藤原霞洲歿す○十二月攝政道香左大臣を罷め、前右大臣冬熙左大臣と爲る。	一三	一七四八
二四〇九	己巳	二		藤原常雅	正月酒井忠知老中を罷む○二月左大臣冬熙罷め、右大臣內前左大臣に藤原常雅右大臣に任す○淸船互市の數を增す、○九月酒井忠寄老中と爲る、京都所司代牧野貞保罷め、松平資訓之れに代る○十一月右大臣常雅罷め、藤原宗基、右大臣に任す○帝の世に周防の錦帶橋成る。	一四	一七四九
二四一〇	庚午	三		藤原內前　藤原宗基	四月廿三日上皇崩ず、壽三十一○五月十八日櫻町天皇を山城國愛宕郡東山泉涌寺後山陵に葬る○桂秋齋歿す○大岡忠相律九十四條を撰定す、	一五	一七五〇
二四一一	辛未	寶暦元（閏六月）			四月越後地大に震ふ○閏六月前將軍吉宗薨ず、年六十八、德川幕府中興の主と稱せらる○大岡忠相卒す○太政大臣兼香薨ず、○蘭人來聘す○淸船我漂民を送り來る○詩人祇園南海歿す○西川祐信歿す○十月廿七日元を寶暦と改む。	一六	一七五一
二四一二	壬申	二			三月京都所司代松平資訓罷む○四月酒井忠用京都所司代と爲る○琉球入貢す○八月加賀藩（前田侯）家臣大槻內藏允、坤淺尾等、逆を謀り事覺はれ誅に伏す。○山縣周南歿す○僧文子歿す○墻保己一、明を失す○我國本年の人口二千六百萬千八百三十人なり、	一七	一七五二
二四一三	癸酉	三			二月我民臺灣に漂着す○我船西比利亞に漂着す○四月我民呂宋に漂着す○伊藤維禎、古義堂院を建つ○奧人、露國に漂	一八	一七五三

紀元	干支	年號	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	大老	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦
									流す○重て清商密貿の禁を布く○阿倍泰邦、天文を觀測す。○阿部時翁歿す○且野芸之、鄒註孝經を刊す			
二四一四	甲戌	四（閏二月）				藤原實顯			正月右大臣宗基罷め、藤原實顯右大臣に任ず○清船我漂民を送り來る○醫山脇尚德、死屍を解剖し其臟を見る、觀臟の擧之を嚆矢とす○五月右大臣實顯罷め源通兄右大臣に任ず○石嶋筑波歿す○六月閑院直仁親王、王女五十宮、將軍世子家治に降嫁す○十一月貞享暦に過あるを以て新暦を立つ、西川忠次郎、澁川圖書等の撰なり○國庫窮乏、更に命じて、經費節減を謀せしむ。		一九	一七五四
二四一五	乙亥	五		（關白）		源通兄、藤原尚實			正月右大臣通兄罷む、藤原尚實右大臣に任ず○二月攝政道香關白と爲る、○四月幕府の會計豫算を定め節儉法を行ふ○七月朝鮮飢饉、幕府金壹万両を贈り賑給す○蘭人醫術を傳ふ○雨森芳洲、香川修菴歿す○是歳、水戸、仙台の両藩に鑄錢を許す、		二〇	一七五五
二四一六	丙子	六（閏十一月）							四月京都所司代酒井忠用罷め、松平輝高之れに代る○富永鳳、砂糖を製す○米價騰貴す○江戸火あり○濟書館を建つ○我民呂宋より飯る。		二一	一七五六
二四一七	丁丑	七		藤原内前（關白）					三月關白道香罷め、左大臣内前關白と爲る○杉田玄白、西洋外科術を唱ふ○東海、北陸地方大水○清船五嶋に漂着す○土肥霞洲、高野蘭亭歿す。		二二	一七五七
二四一八	戊寅	八							幕府奏して大納言公城等十七人の公卿を免黜し、竹内式部を重追放に處す（式部丹波の人王室の式微を嘆き、公城等に説くに大義を以てし、武を講し兵を談ず、遂に幕府の忌む所となり處罰せらる）所謂勤王論の主唱者なり○九月老中本多正珍罷む○十月京都所司代松平輝高、老中に轉ず○十一月井上利容京都所司代と爲る○是歳美濃郡上の民、領主の苛政に苦しみ、黨を結び一揆を起す、幕府之を糾して領主八幡城主金森頼錦を南部に流し、徒黨の巨魁二人を梟首し十人を斬首して事平く○柳澤淇園歿す。		二三	一七五八
二四一九	己卯	九（閏七月）				藤原尚實、藤原輔平			此の頃平賀源内、電氣學を唱ふ○清船我漂民を送り來る○京都清水燒の始め、（音羽屋九郎兵衛之を創む）○將軍家重、其次子重好の第を清水に營み、之れに居らしむ、是れを清水家の祖とす○十一月關白内前左大臣を罷め、右大臣尚實左大臣に、藤原輔平右大臣に任ず○加賀金澤火く○服部南郭歿す。		二四	一七五九

二四二〇	庚辰	一〇			源家重 源家治	二月將軍家重右大臣に、世子家治大納言に任す、是の日江戸赤阪今井谷より出火し、翌日神田佐久間町より出火し、深川に至り、江戸大半燒亡す、○三月老中西尾忠直卒す○五月將軍多病事を見る事少く職を辭す、○五月世子家治職を襲ぐ○九月詔して德川家治を內大臣に任し、征夷大將軍に拜す○平賀源內、物產會を開く○長阪圓陵、稻葉迂齋、唱鳴鳳卿、吐方科齋、奥村貞筑等殁す、○十二月京都所司代井上利容老中となり、阿部正右代りて所司代と爲る。	二五	一七六〇
二四二一	辛巳	一一				二月老中堀田正亮卒す、○公事吟味六ヶ月以上決せざるものは老中に屆けしめ、更に六ヶ月を經て裁決せざるものは其由を屆けしむ○六月前將軍家重薨す、年五十一○土屋蕙洲、井上蘭台殁す。	二六	一七六一
二四二二	壬午	一二 閏四月	後櫻町（踐祚）	（攝政）		正月寺院に新地を寄附し、寺院が本山を離れて獨立し、廢絕したる寺號を以て新寺を立るを禁す○七月廿一日天皇崩す、壽二十二、皇子英仁親王猶ほ幼なるを以て、明正帝の故に依り櫻町帝の第二皇女智子內親王を迎へ立つ。▲七月廿七日天皇踐祚、關白內前攝政たり○臟志著者醫山脇東洋殁す○五井蘭洲殁す、○八月廿二日桃園天皇を山城國愛宕郡東山泉涌寺後山陵に葬る、○十二月松平康福老中と爲る○攝津の民、北嶋に漂着す	二七	一七六二
二四二三	癸未	一三	（即位）			三月老中井上利容罷む○四月朝鮮來聘し、將軍の襲を賀す○銀の外出を禁す、○筑人、容那嶋に漂流す○清商諸金貨を齎せ至る。○十一月廿七日天皇位に即き給ふ○是歲秋山玉山殁す ○和蘭輸出の銅類を減じ定めて八十万斤と爲す。	二八	一七六三
二四二四	甲申	明和元 閏十二月				正月朝鮮人と詩文の贈答の外、濫に筆談して自國を賤むの風勿らしむ、○長崎烽火台を廢す○二月老中秋元涼朝罷む○五月老中酒井忠寄罷む、京都所司代阿部正右、老中に轉す、○六月二日明和と改元す、○六月阿部正允京都所司代と爲る○朝鮮、琉球入貢す○火浣布を製す○對馬宗氏朝鮮人蔘を獻す、之を日光山に納む○平賀源內殁す ○是歲武藏秩父郡八幡山の農民、非政を訴へんとして、檄を遠近に傳へ、神長川に集る者二十万人、城驛に至る、郡代伊奈備前守之を鎭壓し、其張本人を殺す。	二九	一七六四
二四二五	乙酉	二				多紀安元に神田に千五百坪の地を貸與し、醫學校を建て、躋壽館と號す○吉田四郎新居調所を牛込に建つ○文字銀、鐵錢寬永通寶を鑄る○清船互市の數を減す○我民、呂宋安南に漂着す○七月醫、日向陶庵、其著、本草綱目考異を獻す○吉本宗市、中根東里殁す○十二月秋元涼朝再び老中と爲る。	三〇	一七六五

紀元	干支	年號	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	大老	重要記事	支那 帝王	支那 年號	西暦
二四二六	丙戌	三							三月御掛門徒を獄に投ず○四月大坂に銅座を設け、全國の銅を總轄せしむ○高谷帆谷、久野鳳洲歿す○清商、安南金を齎し來る○我民安南に漂着す。		三一	一七六六
二四二七	丁亥	閏九月 四							六月老中秋元涼朝罷む○七月板倉勝清老中と爲る、○將軍家治、田沼意次に命じ、遠州相良に築きて治せしむ、意次は和歌山の小吏の子、吉宗、職を繼ぐに及び、其父從ひ入り、近侍と爲る、意次後を承け、家重、家治に寵あり、累進諸侯に列す、○岡白駒歿す、○八月勤王家山縣大貳（甲州の人、山縣昌景の裔と稱し兵學に通ず、柳子新論を著はして王綱の弛を論じ、王政の回復を說く）藤井右門（京都正親町家の士、大貳に從遊し、王室の衰微を慨く、往々人に對して慷慨の氣を洩らす）梟せられ、竹內式部流さる○清商、西藏金を齎らす、○我民安南より皈る。		三二	一七六七
二四二八	戊子	五			藤原內前				二月十五日皇姪英仁親王（桃園帝第一皇子）を立て、皇太子と爲す○五月攝政內前、太政大臣に任ず○是月銅錢を鑄る、背面波形を畫き、一以て四に當る、世に之を四文錢と云ふ○齒科醫、賀川玄悅、阿波侯（蜂須賀家）に仕ふ○蘭人來聘す、○露人阿波に來る○清船漂着す○村田春鄉歿す○露船、蝦夷ウルップ嶋に來り抄掠す。		三三	一七六八
二四二九	己丑	六							七月老中阿部正右罷む○八月田沼意次、京都所司代阿部正允、老中と爲り、土井利里、正允に代りて京都所司代と爲る○加茂眞淵歿す○十一月板倉勝清老中を罷む○靑木敦書（名は文藏、昆陽、又甘薯先生と稱す）、服部蘇門歿す。		三四	一七六九
二四三〇	庚寅	閏六月 七	後桃園						明和中、浮糸織及び透綾を創製す○朝鮮人漂着す○藤井西洞（書家）歿す○赤氣北方に見はる○夏大旱○十月攝政內前、太政大臣を罷む○十一月廿四日天皇位を皇太子に讓る、仝日受禪、先帝を尊んで太上天皇と曰ふす。		三五	一七七〇
二四三一	辛卯	八			藤原內前				三月宗義功の小吏、朝鮮釜山浦に在り二虎を獲す、是より先き互市館附近虎多く數々人を害ふ、我吏之を患ひて此の舉あり、韓人驚歎し、詩を賦して之を傳ふ。○四月廿八日天皇位に即き玉ふ、攝政內前故の如し○筑前の漂民、安南海より皈る○幕府財政窮乏、來年度の豫算を節減す○露船阿波に漂着す○杉田玄白、解体新書を譯す、洋書飜譯及び醫科的解剖の始め○當時田沼意次大に權を弄す○十二月攝政內前再び太政大臣に任ず○和歌會を設く○後藤梧桐庵歿す		三六	一七七一

殁す。

皇紀	干支	年号	天皇	攝政・關白	太政大臣	左大臣	右大臣	記事	乾隆	西暦
二四三二	壬辰	安永元						二月江戸大火、（目黒行人坂より發火し、又本所菊坂町より發火し、麻布、本郷、本所、淺草、下谷、谷中、駒込に及び、幅一里長五里に達す）燒死する者四百余人なり○銅貨の貨幣を以て南鐐判を作る、之を二銖銀と云ふ○清商の密賣を禁す○熊代繡江殁す○日本詩選成る○八月大風雨、大に農作を害す○是歳京都の畫工、始めて明製に倣ひ、印花箋を造る○十月水戸、仙台、兩藩の鑄錢權を停む○十一月十六日元を安永と改む。	三七	一七七二
二四三三	癸巳	二（閏三月）						二月より疫病流行し五月に至る迄に江戸市中死者十九万人に達す、又遠州日坂近傍は人烟殆んど盡くるに至る○古方家醫、吉益東洞殁す○薩人池山某、浙江に漂着す。	三八	一七七三
二四三四	甲午	三						三月再び水戸藩に鑄錢を許す ○六月大風○是歳江戸大川橋を架す○杉田玄白の新譯解躰新書成る○建部綾足殁す。	三九	一七七四
二四三五	乙未	四（閏十二月）						四月將軍家治、日光廟に詣す○清國、大宰純、佐台ノ校、古文孝經を飜刻す○俳人加賀の千代女殁す○松崎觀海殁す、○我民清國に漂着す。	四〇	一七七五
二四三六	丙申	五						池野無名（大雅堂と號す、京都の人、書畫を善くす）殁す○蘭人來聘す。	四一	一七七六
二四三七	丁酉	六						八月京都所司代土井利里罷め、久世廣明之に代る○清商浙泉山、人頭錢を齎し來る○帝麻疹を患ひ玉ふ。	四二	一七七七
二四三八	戊戌	七（閏七月）		藤原尚實（關白）		藤原輔平	藤原兼潔	二月關白太政大臣内前罷む、左大臣尚實關白と爲る○伊豆大嶋の三原山噴火す○十二月關白尚實左大臣を罷め、右大臣輔平左大臣に藤原兼潔右大臣に任ず。	四三	一七七八
二四三九	己亥	八	光格（踐祚）	（攝政）			藤原季晴 藤原輝良	正月右大臣兼潔罷め、藤原季晴右大臣に任ず○大隅櫻島の地震ひ、櫻嶋噴火し、死亡人一万六千、牛馬二千余頭○三月右大臣季晴罷め、藤原輝良右大臣に任ず○富士谷成章、平賀源内殁す ○七月松平武元老中を罷む○九月帝不豫○十一月九日天皇崩ず、壽二十二、帝嗣なし、朝議、東山帝の曾孫、兼仁親王（閑院宮典仁親王の御子、後桃園帝の再從弟なり）を迎へ立つ▲十一月廿五日兼仁親王踐祚、年甫めて六歳、關白尚實攝政たり、○十二月十日後桃園天皇を山城國愛宕郡東山泉涌寺後山陵に葬る、	四四	一七七九
二四四〇	庚子	九	（即位）		藤原尚實			安永以後の築碑は方材多し○清船安房に漂着す、之を送り還す○十一月老中阿部正允罷む○此の頃菅笠廢せられ、京染用ひらる。◎十二月四日天皇位に卽き玉ふ、攝政尚實太政大臣に任ず、	四五	一七八〇

紀元	干支	年號	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	大老	重要記事	支那 帝王	支那 年號	西曆
二四四一	辛丑	天明元（閏五月）							四月二日天明と改元す○五月攝政尚實太政大臣を罷む、○閏五月京都所司代久世廣明老中に轉じ、牧野貞長京都所司代と爲る、○大槻玄澤、書を著して蘭學を唱ふ○湯淺常山歿す○九月老中松平輝高卒す○水野忠友、鳥居忠意、老中と爲る。		四六	一七八一
二四四二	壬寅	二							○五月關職の利製を奬勵す、○群書類聚成る○天文台を江戸淺草に造る○武藏、相模、地大に震ひ、小田原城壞る○後藤芝山、片山兼山歿す○十二月我民露國に漂着す。		四七	一七八二
二四四三	癸卯	三							七月信濃淺間嶽噴火し、附近三十五村を蕩盡し、死者四万余人、死屍、樹木、流れて利根川に浮び、災害四十里に及び、上、信、武、三州の人民洶々として安んぜず○蠶卵紙の寸法を一定す○大槻玄澤の著、蘭學階梯成る○初代尾上菊五郎死す。		四八	一七八三
二四四四	甲辰	四（閏正月）						井伊直幸	三月旗下の士佐野政言、田沼意知を殿中に殺す、意知は意次の子なり、父子權を恃んて專横、政言屢々辱を受け、又將軍の系譜を借りて返さず、政言怨恨に堪へず遂に之を刺す、政言に死を賜ふ、其妻又自刃す、時人之を悼む○五月京都所司代牧野貞長老中に轉じ、戶田忠寛代て所司代と爲る○仙台藩方錢を鑄る○伊勢貞文、井上金峨歿す○五月井伊直幸大老と爲る、○是歳天下大に饑ゆ、餓莩途に滿ち、中にも四國、關東、奥羽最も甚だしく餓死する者踵々算を亂す。		四九	一七八四
二四四五	乙巳	五		（關白）					正月老中久世廣明卒す、○二月攝政尚實關白と爲る○萬國圖說、紅毛雜話成る○嶋津氏琉球の飢饉を賑はす○細川重賢卒す○小川泰山歿す○是歳大旱、饑饉、米價益々騰貴、		五〇	一七八五
二四四六	丙午	六（閏十月）							印旛沼を疏す○江戸蔦吉燒の始め○九月將軍家治薨す、年五十、子無し、嚮さに一橋治濟の子家齊を養ふて嗣と爲す、○田沼意次の封を收む、（意次、家重、家治の寵を恃み專横、驕奢を極む、是歳八月家治病あり癒へざらんとす、意次、町醫若林敬順の藥を進むるや急に薨ず、寵姬津田氏、意次の速に世子家齊を立てんも爲め逆謀すと爲し、意次と爭ひ短劍を揮ふて之を刺んとす、家齊變を聞き馳せ來り、津田氏を斬て之を殺す、意次將に家齊を擁して權を恣らにせんとす、三家力を合し遺命と稱して意次を已め、其黨與を黜く）○十一月家齊嗣ぐ○松前藩に命じて北海を巡視せしむ○露艦蝦夷に來る、北防を嚴にす○是歳江戸大水、米價頗る貴く、窮民大に苦しむ○十二月吏を派して東西蝦夷を巡歷せしむ。		五一	一七八六
							源家齊		○三月詔して徳川家齊を内大臣に叙し征夷大將軍に拜す、時			

皇紀	干支	年	攝關	大臣			記事		西暦
二四四七	丁未	七	藤原綱平	藤原輝良	藤原經熙		に年十五、○阿部正倫老中と爲る、○關白尙實を罷め、左大臣綱平關白と爲る○五月關白綱平左大臣を罷め、右大臣輝良左大臣に、藤原經熙右大臣に任ず○六月松平定信（白川侯）老中と爲る○天下大に饑ゆ、江戸の米價金貳兩に一斗八九升、大坂は一石に付銀百九十目なり、江戸大坂の市民騷起し、米商富豪の家を破る、五畿の諸國多くこれあり、幕府金二万両と米六万俵を出し、此の饑民を救ふ、令して米穀を蓄積せざらしむ○富豪米を貯へて炭と稱する者あり、老中命じて炭の價を以て悉く之を買取らしむ○海國兵談著成り、始めて沿海防禦の策を論ず○安南人長崎に漂着す○十一月大老井伊直幸罷む○十二月松平乘完、戸田忠寬に代りて京都所司代と爲る○山田圖南歿す。	五二	一七八七
二四四八	戊申	八					正月柴野彥助（栗山と號す）聘されて幕府の儒官と爲る、○京都大火、皇宮、二條城、皆災に罹る、公卿の邸宅六十九、社寺千百五十余、戸數十八萬三千余、町數三十に及ぶ○二月松平定信の月番を免じ補佐と爲す○二月老中阿部正倫罷む○四月老中松平康福罷む○五月伏見奉行小堀政方、非政民怨を招く、譴めて其本領を沒收す○老中水野忠友罷む、○清舶長崎に漂着す。	五三	一七八八
二四四九	己酉	寬政元（閏六月）					正月廿五日寬政と改元す○本願寺、淨土眞宗と稱せんと乞ふ、急遽の沙汰に及び難しとて之を卻く○四月京都所司代松平乘完老中に轉じ、太田資愛所司代と爲る○司馬江漢、銅版を始む、又油繪の中興たり○異學を禁ず○旗下への貸附金六ヶ年以前の分棄捐せしむ○六月朝鮮信使來らば、費用に堪えざるを以て延期を照會せしむ、○奢侈を禁ず○和蘭使節の入覲の儀を省く○豫備倉を設く○十月蝦夷國後騷擾す、松前道廣討て之を平ぐ○露人北蝦夷に來る○市川寬齋、江湖詩社を設く○戀川春町歿す。	五四	一七八九
二四五〇	庚戌	二					二月牧野貞長老中を罷む、○婦人の裝飾品を制限す○皇宮を營む○柴野栗山、錦峰等、聖堂の制を改む○琉球入貢す○清、我漂民を送り來る○四月本多忠籌老中と爲る○九月外國藥草を民間に植むるの令を發し、何人にも之を傳ふるの自由を與ふ○九月外舶の歲額を減ず、是より先き支那十三隻、和蘭二隻を以て限りとす、是に至りて支那二隻、和蘭一隻を減ず、銅は六十一萬斤を給し、更に五歲一貢の期を定む○節儉の詔勅下る○皇宮成る○原任齋歿す○十一月戸田教老中と爲る。	五五	一七九〇
二四五一	辛亥	三	藤原輝良（關白）				尾藤良助（二洲と號す伊豫の人なり）を聘して幕府の儒官と爲す○多紀の醫學館を改めて官設とす○畫師栗田口直芳歿す○八月關白綱平罷め、左大臣輝良關白と爲る○東國大風	五六	一七九一

紀元	干支	年號	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	大老	重要記事	支那 帝王	支那 年號	西暦
二四五二	壬子	四（閏二月）				藤原政熙 藤原治孝			九月沿海諸侯に防備を嚴にせしめ、且つ航海を練習せしむ○北海を巡視せしむ○露艦、紀伊に漂着す○十一月關白輔良左大臣を辭め、右大臣政熙左大臣に藤原治孝右大臣に任す。 正月肥前嶋原温泉嶽俄烈噴火す○海國兵談の著者、林子平（仙台の人）禁錮せられ、其版は毀たる○塙保已一、和學所を創む○聖堂學問所の制を定む○七月江戸大火、麻布笄橋より發し小石川に及ぶ○露船蝦夷に來る、諭して長崎に至らしむ○八月京都所司代太田資愛罷め、堀田正順之れに代る。		五七	一七九二
二四五三	癸丑	五							二月天皇の御生父典仁親王、尊號の件に付、勅使中山愛親、正親町公明東下す、幕府命を奉ぜず○老中堀田忠意罷む○三月太田資愛老中と爲る、○六月林子平歿す○露使節、我漂民を送り來り互市を乞ふ、露使來聘の始め○闌人來聘す○老中筆頭松平定信に命じ、豆相沿海を巡視せしむ○七月松平定信老中を罷む、○九月漂流して露國に在ること十二年間なりし幸太夫、磯吉の二人をして將軍に謁せしめ、且つ二人を留めて江戸に客び、郷里に皈らざらしむ○是歲高山正之歿す、正之「彥九郎仲繩と稱す、上野の人なり、慷慨大義を唱へ、天下を周遊し志士を鼓舞す、京師に入る毎に三條橋上に至り跪坐して遙かに皇居を拜し、又足利尊氏の木像を鞭つ、蒲生秀實、林子平と並以て、世に三奇人と稱せらる子平は外寇の來侵を憂ひ、秀實は古學の散逸するを憂ひ、正之は王室の式微を憂ふ、皆な義士を以て、世に重んぜらる○八月老中松平乘完罷め、安藤信明老中と爲る、		五八	一七九三
二四五四	甲寅	六（閏十一月）							五月我民、露國東部に漂着す○宇田川玄隨歿す○十一月我民安南に漂着す、○寬政以後、安南、呂宋地方の來船貿易全く絕ゆ○是歲閑院宮典仁親王薨ず、自在王院と謚す。		五九	一七九四
二四五五	乙卯	七		藤原政熙（關白）					松前漁夫、滿州に漂着す○我民安南より皈る○畫師丸山應擧歿す○將軍家齊小金原に獵す○寬政中「一宮桃亭、沈金織に名あり、又和泉の岩村善兵衞、始めて天文鏡を作る○八月上總、下總の不受不施派を禁壓す○十月婦女の髮結に賴るを戒しむ○十月關白輔良薨ず○十一月左大臣政熙關白と爲る。		六〇	一七九五
二四五六	丙辰	八				藤原治孝 藤原家孝			四月關白政熙左大臣を罷め、右大臣治孝左大臣に藤原家孝右大臣に任す○是月松平信明老中と爲る○五月古賀彌助（精里と號す、佐賀鍋島侯、松平肥前守の家士）を辟して儒官と爲す○尾張二洲府下に小學を設けんと乞ふ、省せず○右大臣家孝	仁宗	嘉慶元	一七九六

二四五七	丁巳	九 閏七月	藤原實孝	二 一七九七
二四五八	戊午	一〇	藤原忠良	三 一七九八
二四五九	己未	一一		四 一七九九
二四六〇	庚申	一二 閏四月		五 一八〇〇

罷め、藤原實孝右大臣に任ず○八月大に僧侶を撿し其不行狀を責め、甚しき者は遠嶋に處す○十一月水野忠友再び老中と爲る○琉球入貢す、○ハルマ和解成る、辭書對譯の始め○清舶漂着す○十二月右大臣實孝罷め、藤原忠良、右大臣に任ず○命じて南海群嶋を巡視せしむ。

三月將軍家齊の世子家慶を權大納言に任ず○集古十種、成る○米船、肥前に漂着す○松前の漁夫、滿より皈る○八月日雇の札を廢し、勞働者は隨意に人に雇はるゝを得せしむ○天文台を京都西三條に設く○英船、蝦夷に來る○十一月曆を改め寛政曆を頒つ○醫師板谷廣當歿す○醫宇田川玄隨（内科撰要大意の著者）歿す○對馬の海上に外國船數艘あり、大砲を演習す、

二月女子の男子に三絃唱歌を教ゆるを禁ず、○三月關東長脇差の徒を戒飭せしむ、○露人惠土呂府を占領せりと傳ふ○庶人帶刀一尺五寸以上を禁ず○闌使來朝、途に歿す、○方廣寺大佛殿火く○關を天草に設け、清の密商を撿す○十月老中本多忠籌罷む○露船蝦夷に來る○近藤守重をして蝦夷地を撿せしむ、守重惠土呂府に到れば、露國既に標柱を樹つ、守重隨行者木村謙に命じ其標柱を拔き、代るに大日本惠土呂府の標木を建つ、○十一月京師所司代堀田正順罷め、十二月牧野忠精代りて所司代と爲る。

三月松平忠明、石川忠房、羽太正養を蝦夷に遣し、互市場を箱館に設く、南部、津輕兩藩に命じて之を戍らしむ○北防を嚴にし露國に備ふ○清、蘭の藥苗を蝦夷地に植う○江戸湯嶋の聖堂を改造す○堀田仁助、北海道の舟運を始む○清の王氏の船、西洋貨物を輸入するを許す○綾部剛正歿す。

二月廿一日惠仁親王（第四皇子、光孝帝）御降誕○五月伊能忠敬（三郎右衛門と稱す、下總の人）に命じて、蝦夷の地圖を作らしむ（十八年にして成る）測量圖此に始まる、當時、備中の古川某、地學に長じ、諸國を周遊して地圖を作る、官費せんとするに辭して受けず○十一月昌平黌編、孝義錄成る○間宮林藏唐太より黑龍江を溯りて山海關に至りて歸り、韃靼紀行を著す○清船漂着す○船を豐前に置き、清國の密商を逮撿せしむ○竹内式部歿す、○服部栗齋歿す○德川齊昭（水戸侯子）生る○當時江戸の人口、市人のみ（武家を除く）にて一百五十万人余あり

二月五日享和と改元す○聖堂を修む○戸川安論、大河内政長をして蝦夷を巡檢せしむ○馬加撒人漂着す○加藤民吉、瀨戸

紀元	干支	年號	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	大老	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦
二四六一	辛酉	享和元							燒を始む○七月京都所司代堀田忠順、老中に轉じ土井利厚、代つて所司代となる○清の漂民を送還す○八月二日、日蝕○九月本居宣長歿す、年七十二、宣長は伊勢松坂の人、醫を業とす、後ち加茂眞淵に從ひ國學を修め、古事記傳、馭戎慨言等を著はし、國學是より大に振ふ○醫多紀元悳歿す○出羽の民蜂起す○清人始めて、我刊書、佚存叢書を輸出す○大阪四天王寺雷火○十二月代官大草太郎右衛門罪あり、其子の孝心に依り、之れを免さる。		六	一八〇一
二四六二	壬戌	二							二月蝦夷奉行(後に箱館奉行と改稱す)を置き、羽太正養、戸川正倫之れに任じ、蝦夷開發の方針を定む○老中水野忠友罷む○山本北山、事類集を著す○十返舍一九、道中膝栗毛を編す○畿內洪水、淀川決す○江戸風邪流行(俗に御七風といふ)○天滿宮九百年忌祭を行ふ○九月吏を派し、伊豆諸嶋を巡視せしむ○十月京都所司代土井利厚、老中に轉じ、青山忠裕代つて所司代となる○木村蒹葭堂、北澤浮世、歿す。		七	一八〇二
二四六三	癸亥	三 閏正月							是歲、皇居紫宸殿、承明門等の額を修む、博士加茂保孝、之を書す○諸國、痲疹流行す○米船、長崎に來り互市を乞ふ、許さず○清商、人頭錢を截せ來る○僧日遂、法を犯し刑せらる○梁川星巖(詩人)始めて江戸に遊ぶ○十月伊豆大嶋三原山噴火し灰を江戸に降らす○蘭學者前野良澤歿す、年八十一○心學者中澤道二歿す○十二月松平信明老中を罷む。		八	一八〇三
二四六四	甲子	文化元							正月京都所司代青山忠裕老中に轉じ、稻葉正諶代て所司代と爲る○二月十一日文化と改元す○中井竹山歿す○將軍家齊天台、禪、淨土の三宗を蝦夷に弘通せしむ(蝦夷布敎の始め)○戸口を檢す○幕府韓使の內地に入るを停め、吏を派し之れに應接せしむ○石清水宮成る○九月露使節レサノット我漂民四人を送還し來り通商を乞ふ、幕府祖宗の禁を述べて之を拒絕す、○漂民は、仙台の舟夫佐平等なり、寬政五年颶風に遭ひ、翌年夏、露の東境に漂到し、翌年夏オコツクに到り、夫れよりイルクツクに抵り留ること八年、露主の召により露都に赴き、今年に至り送還せらる○清人諸貨を載せ來る。		九	一八〇四
二四六五	乙丑	二 閏八月							露使を諭して還らしむ、露使長崎を去りて東察加に入り我北邊を掠さんとす○五月地方の農民、浪人を養ふて武藝を習ふを禁ず○始めて朝鮮使を對馬に受け、以後例と爲す○幕府准門跡光瑞をして本願寺宗義の惑亂を裁決せしむ○桓武帝一千年忌を延曆寺に修す○清の漂民を送還す○佐藤一齋、林		一〇	一八〇五

家の熟長と爲る○菊池衡岳歿す。

二四六六 丙寅 三 一一 一八〇六

三月江戸大火、芝、泉岳寺前より出火し、神田、淺草、下谷に及ぶ、燒亡家屋十六万余戸、燒死者二千余人○四月老中戸田氏教罷む○五月松平信明再び老中と爲る ○八月京都所司代稲葉正諶罷む、○續藩翰譜成る○系圖考成る○繪本西遊記刻成る○九月露艦二隻、樺太に至り、驍番の柵を燒き戍兵を捕へ去る、餘衆急を江戸に訴ふ、時に雪已に至り、使者逗撓進む能はず、翌年四月漸く江戸に達す○橋本經亮歿す○十月阿部正由、京都所司代と爲る○土佐光貞歿す年六十九、○伴蒿蹊歿す。

二四六七 丁卯 四 一二 一八〇七

四月蝦夷の警報江戸に達す○是月露艦惠土呂府に寇し、名備穩の柵及び紗那の寨を犯す、戍兵皆潰走す、露艦抄掠を擅にし番士を捕へて去る ○幕府東北諸藩に命じて兵備を嚴にし、仙台、秋田、両藩をして松前を守らしむ○五月露艦復た利尻嶋に來り、嚮きに執ふる所の番兵を放し、書を箱館に致さしめ、互市を許さずんば明年大擧來り攻めんと揚言す○幕府人を遣り蝦夷地を巡撿せしむ○皆川淇園歿す、自ら弘道先生と號す○江戸深川八幡祭禮、永代橋墜ち溺死者千六百余人○幕府吏に命じて、下田、浦賀及び安房、上總の海岸を巡視せしむ、○始めて松前奉行を置く○宇内輿地全圖(伊能忠敬著)成る○幕府北邊を巡視せしむ○清、我漂民を送還す○柴野栗山歿す、○十二月仙台會津の兩藩をして兵を發して蝦夷の諸要地に屯衛せしむ。

二四六八 戊辰 閏六月 五 一三 一八〇八

幕府、砲臺を相房沿岸に築く○釜山烽火臺を復す○砲臺を伊豆に築く○異船、但馬に漂着す○塙保己一歿す ○八月英船長崎に寇す、奉行松平康秀、檄を近國の諸藩に飛し、將に之を燒夷せんとす、機を失し英船遁れ去る、康英自殺して幕府に謝す○譯官をして露英國語を學ばしむ○諸國大水○加藤千蔭、森嶋中良、小石元俊、初代並川五瓶歿す○十一月京都所司代阿部正由罷め、十二月酒井忠進之れに代る○渡邊華山始めて畫を學ぶ、年十六○仙台、會津の兵蝦夷を守る者、露寇止むを以て罷め歸る。

二四六九 己巳 六 一四 一八〇九

三月廿四日皇子惠仁親王を立てゝ皇太子となす、○長崎砲臺を修築す○松前及び津輕海岸に烽火臺を設く○清國浙江の商船、日向細嶋に漂着す○新に長崎に砲臺を築く○伊勢大神宮遷宮式あり○江戸増上寺五重塔成る○清船、日本書紀、論語徵等を載せ歸る ○關東大風雨○柴田元泰、劍工川部正秀、蘭醫桂川甫周歿す。

正月佐渡大地震連日止まず○江戸灣富津、竹岡、洲崎及び浦

紀元	干支	年數	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	大老	重要記事	支那帝王	年號	西曆
二四七〇	庚午	七							賀、走水、城嶋の砲臺を修む○水戸藩、大日本史を皇室に献す○六月松平乘保老中と爲る○英船、常陸に來る○吉田篁八右衛門、九谷燒を中興す○會津、白河等の諸藩をして、北地の警備を嚴にせしむ○高野山火く○江戸築地本願寺を建つ○八月松平信明老中を罷む○本草家小野蘭山歿す、年八十二、○醫官多紀桂山歿す○清原雄風歿す。		一五	一八一〇
二四七一	辛未	閏二月 八							三月十六日皇太子加冠○幕府繙譯局を設け、大槻玄澤（字は茂質）、馬場佐十郎、宇田川玄眞等に蕃書和解方を命ず、洋學官の始め○五月露船、國後島のヤンヘコタンに漂着す、南部の戍兵擊て其八人を擒にす、船將ゴロウヰン其內に在り○朝鮮使、來聘し對馬に留す○村田春海、松村月溪（四條風畫開祖）歿す、○天覺日記成る○源空に弘覺大師の號を賜ふ○文身を禁ず○是歲令して何れの港灣を問はず、異國船を見れば直に擊攘せしめ、誤つて和蘭船を擊つも不可なしとす。		一六	一八一一
二四七二	壬申	九							露艦、我商船を獲し、幕府の船頭高田屋嘉兵衛等三人を捕へ去る○四月松平定信、退隱し樂翁と號す○寛政重修諸家譜、成る○內山眞龍、日本紀類聚解を撰す○山本北山歿す○十一月關東地震、日光山火く○是歲寒威嚴冽、關東諸川氷結す○八月露艦入、捕ふる所の我民三人を皈し、八人の俘を還さんことを求む許さず。		一七	一八一二
二四七三	癸酉	閏十一月 一〇							幕府譯官馬場佐十郎、露囚に就て露語を學ぶ○五月露艦、松前に來り、俘を還さんことを請ふ、即ち謝狀を徵し、俘虜を交換す○清人、七經、孟子、考文補遺等を載せ來る○閏十一月三日後櫻町上皇崩す、壽七十四、十二月十七日山城國愛宕郡泉涌寺後山陵に葬る○是歲石清水臨時祭を行ふ○篠崎三嶋、尾藤二洲、歿す。		一八	一八一三
二四七四	甲戌	一一		藤原忠良（關白）		藤原忠良 / 藤原實起 / 藤原基前			二月和蘭人來聘す○露艦來り國境を定めんと請ふ、即ち得撫嶋を中立地とし其の以北を露領とし以南を我領地と定む○諸家譜を撰ぶ○北地の戍兵を撤す○加茂臨時祭を行ふ○四月左大臣治孝罷め、右大臣忠良左大臣に、藤原實起右大臣に任ず○美濃の磁器、京の永樂燒、文化中始まる○高田屋嘉兵衛、賞金を受く○東叡山東坊火く○蒲生君平（秀實、山陵志の著者）歿す年四十七○聖堂學問所火く○曲亭馬琴八犬傳を著す○九月關白政熙、右大臣實起罷む、左大臣忠良關白と爲り、藤原基前右大臣に任ず○龜井南溟、田山敬儀、豐嶋豐洲歿す。		一九	一八一四

皇紀	干支	年號	天皇	記事	西暦
二四七五	乙亥	一二		正月關白忠良左大臣を罷め、右大臣基前左大臣に、藤原政通右大臣に、藤原實親右大臣に任ず○二月右大臣實親罷む、藤原政通右大臣に任ず○四月京都所司代酒井忠進、老中に轉じ、大久保忠眞代て所司代と爲る○將軍家齊、始祖德川家康の二百年忌を日光山に營む○和蘭貢使等對譯辭書を撰ぶ○海邊測量圖成る○畿内、東海大水○英人我漂民を救ふ○是歲朝鮮饑饉、米穀を賣らんことを求む、輸さず、米一万苞を賜ふて之を賑はす○此の頃江戶町内の喧嘩多し、町内の顏を爭ふの風を生ず○村井椿樹、雨森牛南歿す。	一八一五
二四七六	丙子	一三（閏八月）		園友鉛當、蘭法に倣ひ、氣砲を造る○蘭學凡論（六概容里者）成る、洋學文法書の始め○江戶吉原全燒、難を避けて深川、淺草に假宅を營み居る○先哲叢談成る、○仙洞、中宮、濫觴成る○清、我漂民を送還す○夏畿內、東海洪水○英船、琉球に來り互市を乞ふ○賴春水歿す、年七十一○夏秋の頃、關東疫病流行す○十月老中水野忠精罷む○清船、下田に漂着す○土肥鹿鳴、中井履軒歿す○德川治紀（水戶侯）薨す○曆法家間重富歿す○山東京傳歿す、	一八一六
二四七七	丁丑	一四	仁孝	三月廿二日天皇位を皇太子に讓る、全日受禪、先帝を尊みて太上天皇と曰ふ○五月より七月に至る諸國大旱○關鳩、杉田玄白歿す、年八十五○古賀精里歿す、年六十八○七月老中松平信明卒す○馬琴、水滸傳を著す○清船五島に漂着す○柴田是眞、坂内寬哉に就て、始て蒔繪を學ぶ○八月阿部忠精老中と爲る、水野忠友復た老中と爲る○九月廿一日天皇位に即き給ふ○前關白准三宮、藤原政煕の女繋子を納れて女御と爲す○是歲始めて雁皮紙を製す。	一八一七
二四七八	戊寅	文政元		四月廿二日文政と改元す○五月英船、浦賀に來り互市を乞ふ、奉行松平正弘、薪炭を給して之を拒絕す○二分金を鑄る○大嘗會を行はる○蘭人來聘す○洋畫師司馬江漢歿す○是歲青地林宗、輿地圖を譯す、○八月大久保忠眞老中に轉じ、松平乘寬代りて京都所司代と爲る、水野忠成老中と爲る○十二月砂糖の繁殖盛きを以て新田畑の外、耕作すべからずと令す。	一八一八
二四七九	己卯	二（閏四月）		五月金銀を改鑄す（草文判是れなり）○龜田鵬齋、赤穗義士の碑文を撰す○夏疫病流行、俗に「コロリ」と稱す○六月近畿地方大地震○清の漂民を送還す○清人壹岐に、朝鮮人伯耆に漂着す○是歲豐稔、米價壹斗三十錢。	一八一九
二四八〇	庚辰	三		四月左大臣基前薨ず○高橋作左衞門、滿州の書を譯し、尋で露西亞の書を譯して獻ず○六月右大臣政煕左大臣に藤原愛德右大臣に任ず○市川寬齋歿す、年七十二、○原念齋歿す○西國大水○浦賀砲臺を浦賀衞營に委す○清船漂着す○南部	一八二〇

藤原實親　藤原基前　藤原政通

藤原政煕

藤原愛德

紀元	干支	年號	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	大老	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦
									の民混羅に漂着す○十月右大臣愛德罷む、藤原齊信右大臣に任す○此頃より有馬水天宮參詣者多し。			
二四八一	辛巳	四				藤原齊信			正月清舶、熊野に漂着す○伊能忠敬の實測圖成る○南部、津輕兵の北戍を止む○鎌倉八幡宮火く、○江戸及び諸國風邪流行、貧民に米穀を賜ふ○畫師狙仙歿す○松前章廣、再び松前城主と爲り、東西蝦夷を戍る、○八月近畿大風雨、洪水○城嶋砲臺を撤す○伊能忠敬歿す、年七十七○十二月清船對馬に漂着す。	宣宗	道光元	一八二一
二四八二	壬午	五 閏正月				源家齊			二月將軍家齊左大臣に任す○奥蝦夷の地大に震ふ、○准后藤原繁子薨す、新皇嘉門院を諡す○上皇修學院離宮に幸す○上杉治憲卒す、年七十二、其治は天下諸侯の模範たり○蘭人來聘す○清人、徐隊圃、長崎に來る○蝙蝠傘、始めて舶載す○八月山陵志、刻成る（蒲生君平、廣く山陵の所在を歷訪して著せるもの）○九月松平乘寬老中に轉し、内藤信敦代て京都所司代となる○異船浦賀に來る、兵を出して之れに備ふ○清船漂着す○富津砲臺を修む○平戶に關を設け、清の密商を視察せしむ○洋學家馬場佐十郎歿す○式亭三馬歿す。		二	一八二二
二四八三	癸未	六		藤原政熙（關白）					三月關白忠良罷め、左大臣政熙關白となる○靑山延于、皇朝史略の著成る○蘭醫シーボルト長崎に來る○房、總の砲臺を代官に委す○書家秦星池歿す○太田南畝（蜀山人と號す）歿す、年七十五○菅茶山歿す○大風水○葛西因是歿す○十一月松平輝延老中となる○十二月東本願寺火く。		三	一八二三
二四八四	甲申	七 閏七月				藤原齊信 藤原尙忠			正月關白政熙左大臣を罷む、右大臣齊信左大臣に、藤原尙忠右大臣に任す○春諸國麻疹流行す○上皇修學院に幸す○一朱銀を鑄る、○七月英船薩摩の寶嶋に來り、銃擊して侵掠す、監吏吉村某、其一人を殺す○八月英艦、常陸大津港に來り、水戶の兵、之を執ふ、長崎通辨をして之を糺問せしめ、其他意なきを知り之れを放つ○九月足立左内の諳厄利亞語筌、譯成る○吉田駒谷歿す、（蘭藥鏡原の著者）○淸水濱臣歿す○是歲將軍家齊の孫家定（將軍世子家慶の子）生る。		四	一八二四
二四八五	乙酉	八							二月令して外國船、海濱に近くものは之れを砲擊退攘すべきを命す、又漁民の竊に外人と洋中に於て貿易するを嚴禁す○是月老中松平輝延罷む○四月上總に土寇起る、○是月京都所司代内藤信敦罷む、植村家長老中となる○藤原祺子（關白政熙の女）を納れて女御となす○五月英船、陸奧に來る、六月又		五	一八二五

皇紀	干支	年
二四八六	丙戌	九
二四八七	丁亥	一〇 閏九月
二四八八	戊子	一一
二四八九	己丑	一二

源家齊

來る○浮世繪師歌川豐國歿す○太田錦城歿す、年六十一○異船、大阪の漂民を送り來る○八月彗星現はる○九月松平康任京都所司代となる○高野長英、長崎に遊びシーボルトに學ぶ○是歲春より秋に至り連雨止まず、東海道諸河大水。

三月晉博士源松苗（殿垣氏）の著國史略成る○高橋作左衛門盜書を評して獻す○清船、南部の漂民を送りて遠江に來る○和蘭貢使、江戶に覲す、シーボルト之れに從ふ○青池林宗（名は絢）氣海觀瀾輿地史界を著す、西洋理學書の始めなり○異船上總に來る命じて兵備を嚴にせしむ○江戶群盜出沒し路人を掠略す○龜田鵬齋歿す、年七十五○七月老中松平乘保罷む○十月阿部正精老中を罷む○十一月京都所司代松平康任老中に轉じ、間部詮房代つて京都所司代と爲る○素川彰信、藤田一正歿す○韻學者山梨稻川歿す○水野忠邦、間部詮房に代りて京都所司代と爲る

將軍家齊太政大臣に任ず、○大槻玄澤（字は茂質、盤水と號す、磐溪、磐里二人の父なり）歿す、年七十一、○伊藤圭介始めて物產學を唱ふ○清船我漂民を送り來る○賴山陽、日本外史を著し、松平定信之れを見る○清人土佐に、朝鮮人隱岐に漂到す○我民浙江に漂到す○是歲西鄕隆盛生る。

正月老中酒井忠進罷む、○二月牧野忠精再び老中と爲る○書物奉行高橋作左衛門、測量方下河邊林右衛門、蘭人シーボルトと地圖を交換せしこと發はれ、共に禁錮せらる○芝增上寺火く○本居春庭（詞の八衢著者）歿す、年六十六○越後地大に震ふ○酒井一抱、野呂介石歿す○九州大風水（倒家五万余戶、壓死者一万余人）、○高橋作左衛門、下河邊林右衛門死刑に處せらる○清、我漂民を送り來る○十一月京都所司代水野忠邦再び老中と爲り、松平宗發代て京都所司代と爲る、是月植村家長老中を罷む○朝鮮人隱岐に漂着す、○十二月朝鮮人丹後に漂着す。

正月朝鮮人、出雲に漂着す○八丈嶋の民、呂宋に漂着す○松平定信（白川侯、樂翁）卒す、年七十二、○壹朱銀を鑄る○三月江戶大火、神田佐久間町より發し、東は深川、靈岸島、南は新橋、西は城裡に至る、大名の邸四十七、旗下の邸八百、町家十一万七千戶、燒死者千九百人に及ぶ○消防用の羔股、大綴の始め○狹日樓交詩、成る○北川眞顏、初代鍋島南北歿す○十一月朝鮮人長門に、清船五嶋に漂着す○大山燒、文政中に起る○本年我國の人口、公家武家を除くの外男千四百十六万七百三十六人女千三百○四万○○六十四人あり。

年	西暦
六	一八二六
七	一八二七
八	一八二八
九	一八二九

紀元	干支	年號	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	大老	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦
二四九〇	庚寅	天保元（閏三月）							正月朝鮮人肥前に漂着す○足立長雋、西洋産科學を唱ふ○高野長英、長崎を去て江戸に來り醫を開業す○伊勢參宮流行す、沿道の富豪、輿馬食物を施與す、時人之れを御蔭參りと稱す○七月京都大地震○越後、新潟に一揆起る○八月薩人清國に漂着す ○十二月京都に於て切支丹の徒を捕へ之れを誅す○十二月十六日天保と改元す。		一〇	一八三〇
二四九一	辛卯	二							二月將軍家齊令して大阪の安治川口を浚渫せしむ、大阪の民爭ふて役に從ひ、海口を浚へて一丘を爲す之れを天保山と名く○海産物の密賣を禁す○天地丸を修めて品川灣に泛ぶ○加賀の商人錢屋五兵衛米國に漂着す○淸人漂着す○四月牧野忠精老中を罷む○五月京都所司代松平宗發老中に轉し太田資始代て所司代と爲る○葬式及び墓碑の制を定む○異船、蝦夷に來る、松前藩兵を出して之れに備ふ○十返舍一九歿す○箱館の商、異船に遊びて物を掠めらる○六月十四日皇子統仁親王、(孝明帝)御生誕○三條實萬、議奏に任す。		一一	一八三一
二四九二	壬辰	三（閏十一月）							五月賴襄歿す、年五十三、襄字は可成、安藝の人、自ら山陽外史と號す、又京都三本木に住し、三十六峰外史と號す、其著、日本外史、日本政記、通議新策、等最も名高し○德川齊昭(水戸侯)海防策を講す○渡邊登(華山と號す)海防事務官と爲る○六月陸奥の民浙江に漂着す、○二朱金を鑄る○琉球入貢す○德川光圀に從二位權大納言を追贈す○芝泉岳寺山門再建○大盜次郎太夫(鼠小僧)を梟す ○浮世繪師柳川重信歿す○是歳飢饉。		一二	一八三二
二四九三	癸巳	四							二月老中水野忠成罷む○宇田川榕庵、植學啓原を著す○我邦究理學祖、青地林宗歿す、年五十九○書家卷菱湖歿す、年六十七○三河漁民、外國の漂流商船を掠む○六月奥羽地方、寒冷冬の如し○本居太平歿す○八月東國大風○是歳朝鮮人、肥前五嶋に漂着す○年飢え、米價騰貴す○諸國の物産を調査す。		一三	一八三三
二四九四	甲午	五							二月水野忠成老中を罷む○德川齊昭、蝦夷を開拓し邊に備へんと請ふ、復た松前奉行を置く○春雨少く諸國大火多し○朝鮮人漂到す ○二分金を鑄る(眞字金と云ふ)○四月富士山鳴動す○五月京都所司代大田資始、老中に轉し、松平信順代て所司代と爲る○六月江戸大火○大阪天滿火く、○賴杏坪、田能村竹田歿す○春より夏に至り、幕府江戸貧民を賑はす○朝鮮國飢饉、王宮火あり、幕府金一万兩を送り之を賑恤す○夏秋大旱五穀稔らす○國圖御帳を上らしむ。		一四	一八三四

二四九五　乙未　閏七月　六

井伊直亮

三月十四日皇子統仁親王を立てて皇太子と爲す ○五月老中青山忠裕罷む○美濃笠松に一揆起り、代官野田斧吉自殺す○仙台地震并に海嘯、大阪川口海嘯○將軍家齊命じて大錢を鑄る、天保通寶といひ、一以て百に當る○朝鮮人漂到す○淸商の密賣を監督せしめ、違犯淸商を獄に下す○有栖川幟仁親王生る○仙石騷動（仙石久利の封を削り、其家老仙石左京を誅す、初め久利の父久道并に兄政美共に左京を寵す、左京、政美を鴆殺し其子小太郎を立てんとす、事成らず久利嗣ぐ、又久道を毒殺し將で久利に及ばんとす、河野瀨兵衛、神谷轉等之を知る、遂に河野を讒殺す、轉、出奔し普化僧と爲り、時機を待つて左京の惡を懲さんとす、左京、江戸町奉行に請ふて轉を捕へしむ、轉、其實を訴ふ、是に於て幕府左京を糺問して之れを處分す）○十一月老中松平康任罷む○十二月井伊直亮を以て大老と爲す。

一五　一八三五

二四九六　丙申　七

眞田幸貫十二支砲を鑄る ○松平康任卒す○五月脇坂安董老中と爲る○五六月霖雨寒きこと冬の如し、人皆な綿衣を着る○水戸侯砲台を常陸の助川に築く○七八月大風雨○大日桑蠶考成る ○九月將軍家齊、職を辭す、詔して世子家慶を內大臣に任じ征夷大將軍に拜す○蘭醫足立長雋、洋學者藤林普山歿す○古賀穀堂歿す ○十月陸奥の民廣東に漂着す○天保年中桑織の發明、淡路燒、紀州燒の創始○是歲大飢饉、餓莩途に充つ、江戸の米價、錢壹貫文に付米一升八合なり。

一六　一八三六

二四九七　丁酉　八

源家慶

二月大阪町奉行の與力大鹽平八郎等、貧民救恤を名とし火を各所に放ちて富豪の家を燒き亂を作す、奉行跡部良弼、堀利堅等討て之を平ぐ、燒失戸數一万二千五百戸に及ぶ○六月越後柏崎に一揆起る、大鹽の徒と稱する者三十余人首領たり、日ならずして平ぐ○米船、浦賀に來る、之を砲擊す○五月京都所司代松平信順老中に轉し土井利位代て所司代と爲る○七月堀田正篤老中と爲る○八月米船薩摩に來る、之を砲擊す○五兩判及び一分銀を鑄る ○原在中歿す○巡察使を諸國に遣し民の疾苦を視せしむ○西國大雨水、肥前松浦海嘯、溺死者多し ○幕府酒戸に令して釀造高の三分の二を減ぜしむ○八月老中松平信順罷む○十月朝鮮の民、五嶋に漂着す○十一月三宅康直、三河砲台を築む○大槻磐里歿す○徳川慶喜（水戸齊昭の子）生る、

一七　一八三七

二四九八　戊戌　閏四月　九

正月朝鮮の民長門に漂着す○淸商の密賣を嚴禁す ○和蘭貢使、江戸に觀す○四月京都所司代土井利位罷む○幕府、代官羽黒外記を遣り伊豆諸嶋を巡視せしむ○渡邊登（三洲岡崎三宅城の老臣）鴃舌小記及び愼機論を著し、高野長英（陸奥水澤の人）夢物語を著し、共に外寇を通論す○江戸西城火く○長

一八　一八三八

紀元	干支	年號	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	大老	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦
									崎大火○九月土井利位老中と爲る○蘭人、寒暖計を長崎に傳ふ○畫師岸駒歿す○江戸西城を造營す。			
二四九九	己亥	一〇							正月日本輿地圖成る○宇田川榕庵化學を唱へ、舍密開宗を著す、幕府命じて沿海を巡視せしむ○五月渡邊登、高野長英を獄に下す○小關三英自殺す○米人我漂民を救ふ○朝鮮人漂到す○百姓の武藝を禁じ、町方の火消の風を學ぶを禁す○妖婆中山ミキ天理教を唱ふ○植木雪臣、幸嶋塘井歿す、[illegible]、月峰寂す○八月百目以上の鐵砲を鑄る者は屆出を命す○十一月老中松平乘寛罷む。		一九	一八三九
二五〇〇	庚子	一一							正月間部詮勝老中と爲る○牧野忠雅京都所司代と爲る○二月幕府殿中表坊主の驕慢にして賄賂を貪る者を戒飭す○三月十四日皇子統仁親王を立てて皇太子と爲す○鈴木春山、西洋兵制を著す○夏、旱す○陸奥の民南海の小嶋に漂到す○九月老中松平宗發罷む○江戸府下の兩替屋を六百軒と規定し、此外に營業を禁す○十一月井上正春、老中と爲る○是月十九日上皇崩す、壽七十○水戸齊昭の獻言に因り、法號と佛事を營むを止め、光格天皇と諡號を上るに止まらしむ、後宇多天皇、諡法を停めてより是に至りて復す。○十二月廿日光格天皇を山城國愛宕郡泉山泉涌寺後山に葬り、後月輪陵と號す。		二〇	一八四〇
二五〇一	辛丑	一二 閏正月							閏正月前將軍家齊薨す、年六十九○二月脇坂安董老中を罷む○三月鍋島齊正、兵を香燒島に練す○五月德川齊昭、銅佛、梵鐘を收めて巨砲を鑄る○大老井伊直亮罷む○六月老中太田資始罷む○眞田幸貫老中と爲る○老中水野忠邦、奢侈を嚴禁す、茶坊主の貪婪無禮を戒飭し、異風の頭巾によりて容を掩ふを禁じ、富札を禁じ、農夫が平常、蠟燭、雪駄を用ひ、家作を美にするを禁じ、每村結髪店あるを禁じ、村落に江戸菓子を賣り、上菓子を作るを禁じ、町人が高價なる菓子、美麗なる衣服、能裝束、高價なる翫弄物は悉く用ふるを禁じ、命に背く者は刑罰に處す、又女結髪を嚴禁し、俳優の市中に雜居するを禁じ、市中兩替屋の制限を發し、女子淨瑠璃三絃を敎ゆるを禁し、髪結床、暖簾の彩色を禁じ、人情本の賣買を禁じ、諸國の民、江戸下りの俳優を傭ふて興行するを禁じ、金銀を施したる看板を禁じ、閣字を看板に用ふるを禁じ、江戸の寄席を十五席に限る○十月陸奥の民、呂宋に漂着す○渡邊登自殺す、年四十九○林述齋歿す、年七十四○谷文晁歿す、年七十八○京都泉涌寺火く○伊藤博文生る○長崎の高嶋高致（四郎太夫）を召して砲術を旗下の士に教授せしむ○十一月更に文勸儉		二一	一八四一

二五〇二 壬寅 一三	二五〇三 癸卯 一四 閏九月
藤原政通	

の令を布き、衣服の制限を嚴にす。

三月新曆（天保曆）を頒つ○季節に先ちて蔬菓、異果を賣るを禁す○諸商社を禁す○十組問屋の制を廢す○堀川學校の地子を免す○西班牙人阿波の漂民を救ふ○四月江戸市中の表通りは土藏塗屋に改めしむ○五月越中の漂民米國より歸る、（錢屋五兵衛等なり）○六月文學獎勵の爲め諸侯をして大部の書を藏版せしむ（加賀の欽定四書、長州の名臣奏議、薩摩の左傳等是より起る）○七月外人の漂流者に薪炭を給し放還せしむ○川越、忍の三藩をして相、總、沿岸の防禦を嚴にせしむ○八月關白政通太政大臣に任す○俳優市川海老藏を追放す、驕奢の爲なり○出家社人の市人と雜居するを禁じ、町中に念佛題目講と稱して僧侶相會するを禁す○人情本の版木書籍を官沒す、寺內靜軒、柳亭種彥、爲永春水等、著述の爲に譴責せらる○近江に百姓一揆起る○學問教授所を麹町に置く○武備を嚴にせしむ○十月大久保氏（小田原侯）の家士、二宮金次郎（尊德翁）を辟して儒官と爲し普請役格とす○羽田奉行を置き、下田奉行を復す○陸奥の民、呂宋に漂着す○加賀の商人木屋藤右衛門罪せらる、密貿易の爲なり○一朱銀の通用を止む○初代柳亭種彥歿す○加茂秀鷹歿す、年九十一○爲永春水歿す○昨年九月より本年末までに府民の孝貞を表せしもの一百八十八人なり。

正月老中井上正春罷む○兇徒關東に橫行す、廿九藩に命じて鎭賊せしむ○三月異船南海に來る兵を出して之れに備ふ○四月駕籠に依りて往來するもの多く、旗下の馬を厭ふもの多し、令して之れを戒しむ○五月市中に金銀を施したる看板を出すを禁す○將軍家慶日光廟に詣す○香川景樹歿す、年七十六○蘭醫小森桃塢歿す○儒師長谷川宵舟歿す、○新潟奉行を置く○田地の測量を爲す、○和學者平田篤胤歿す○九月水野忠邦老中を罷む、忠邦幕府財政の困難を救はんため、江戸の四方十里の地を幕府の地と爲さんとし、旗下の士及び所在各藩の反抗、并に田安、水戸、兩家の干涉に依りて之を止む、忠邦病と稱して職を辭す○閏九月老中堀田正篤、間部詮勝罷む○阿部正弘老中と爲る○古金銀、二步判、二朱銀及び一朱銀等通用す、○青山延于（水戸弘道館總裁）歿す○十一月京都所司代牧野忠雅、老中に轉じ、酒井忠義代て所司代と爲る、戸田忠溫老中と爲る、○是歲印旛沼を開鑿せんとす。

○三月佛艦、琉球に來り國王を說きて其保護を受けしめんとす○五月德川齊昭及び其臣戸田忠敬、藤田東湖等の水戸名士を罰す○老中眞田幸貫罷む○六月長崎の蘭人上書して本國軍艦の來らんとするを報じ、船中の武器を撿査するの前例を

二二 一八四二	二三 一八四三

紀元	干支	年號	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	大老	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦
二五〇四	甲辰	弘化元							勝し、且つ其の士官の帶劍を容認し、軍艦よりの祝砲に答砲せんことを乞ふ、幕府答砲を許さず○水野忠邦復た老中と爲る○江戸城火く○八月蘭人長崎に來り國王の書を幕府に呈して曰く、方今の形勢、西洋諸國と盟約を結び、交易を爲さずんば、各國軍艦數十を率ひ來り寇せん、貴國舊法を嚴守せば恐らくは兵端を開かんと、幕府信ぜず○日本人民の漂流するこさあるも、清、蘭國の手を經るにあらざれば之れを請取るべからざることを内外に公示す○十月異船松前に來る兵を出して之れに備ふ○箕作省吾、坤輿圖識を譯し、永井助吉、万國輿地方圖を著す○下田、羽田の鎮臺を廢し、防備を撤す○老中土井利位罷む○十二月青山忠良老中と爲る○十二月十三日、元を弘化と改む○是歲松崎慊堂、蘭醫桂川賢甫歿す。		二四	一八四四
二五〇五	乙巳	二							正月江戸大火、青山より高輪に至る○二月米船、阿波及び南部の漂民を送りて浦賀に來る○老中野忠邦罷む○土民數千、夜る水野忠邦の邸を襲ふ、兵を出して之れを鎮壓す○三月松平乘全、老中と爲る○蘭醫眼科、杉田立卿(錦腸と號す)歿す○米の捕鯨船擇捉に漂着す○砲臺を浦賀に築く○本邦化學の祖宇田川榕庵歿す○六月幕府和蘭政府に返書を送り、祖宗の法禁變すべからざるを述べて開港を拒絶し、且つ和蘭政府さすらも、通商を許すも通信を拒む○三條實萬傳奏に任ず○史籍年表成る○英艦長崎に來る○海防掛を增し、閣老、參政各二員と爲す○十二月京都に學習院を創設す。		二五	一八四五
二五〇六	丙午	三 閏五月	孝明(踐祚)						正月廿六日天皇崩ず、壽四十七、▲二月十三日皇太子踐祚、御年十七、關白太政大臣政通故の如し○三月四日山城國愛宕郡東山泉涌寺の後山に葬り、御陵を弘化陵と號す○是月英、佛の軍艦共に琉球に來り、開港通商を促し、琉球王を恫喝す、琉球は薩摩管轄の下に在り、薩摩が私に外國と通商するは、已に久に幕府の知る所なり、即ち島津齊彬をして國に皈りて、英佛の事を處せしめ、暗に交易を許すの訓令を與ふ○五月米艦二艘浦賀に來り通商を乞ふ許さず○六月佛國軍艦長崎に來り、佛艦若し難船せば、救助を與へんを乞ふ○露の使節船來りて通商を乞ふ許さず○高嶋秋帆、(四郎太夫高敦といふ嘗て砲術を蘭人に學び頗る蘊奥を極む、後に辟されて旗下の士に教授す)神代總次等を禁錮し、其黨二十余人を刑す○八月英艦又琉球に來り、其の近海を測量す○鈴木春山(洋式兵法家)蘭醫高良齋、洋學家箕作省吾等歿す○丁抹船始めて來る○伴信友歿す○關東大洪水。		二六	一八四六

二五〇七 丁未 四 （即位）
藤原尚忠
藤原忠熙

三藩に命じ相、房、沿海を衞る○熊谷宕陰、阿芙蓉彙聞を著す○左大臣齋信罷む、右大臣尚忠左大臣に藤原忠熙右大臣に任す○六月蘭人上書して、歐洲各國合縱して日本の開港を促さんとすと告ぐ○川本幸民、氣海觀測講義を著す○肥後天草に土寇起る○信州大地震、死者五万余人あり○吏に命じて沿海を巡視せしむ○飯田忠彦、日本野史を著す○古學者小山田與清歿す。
○九月廿三日天皇位に即き給ふ○越前大風雨、福井城壞る、○藤井三郎英文範を著す○十一月鍋嶋齋正、長崎の砲臺を増置して、大砲百挺を備へんと乞ふ、幕府許さず、齊正自ら命を犯して之れに備ふ。

二七 一八四七

二五〇八 戊申 嘉永元
源家慶

三月十五日嘉永と改元す○當時英米の船艦、北海西海に出沒し、殆んど送迎に遑あらず、其他諸外國の船艦亦た東西南北の海洋に出沒するの警報あり、人心洶々たり○松平慶永（越前侯）始めて洋式大砲を鑄る、佐久間象山洋式砲を作る○村上英俊、佛蘭文を讀む○實生太夫、勸進能を江戸に興行す○新山城大雨水桓武帝御陵の山崩る○英文家藤井三郎歿す○新に浦賀に砲臺を築く○將軍家慶左大臣に任す○九月關白政通太政大臣を罷む○老中青山忠良罷む、○異船越後に來る之れに備ふ○一筆庵英泉歿す○樋口正虎、蘭醫坪井信道歿す○瀧澤馬琴歿す、年八十二、關白左大臣尚忠の女夙子を納れて女御と爲す○十月松平忠優老中と爲る、○蘭人十五名蝦夷に漂着す ○十一月廿一日大嘗祭を行はる○十二月上州の大盜國貞忠次刑せらる。

二八 一八四八

二五〇九 己酉 二 閏四月

三月再び問屋を起して商業を統轄す、然れども藥種問屋、兩替屋、鮮問屋等の外、新に業を開くを禁ず○相、房、海岸の防備を諸侯に問ふ○米艦長崎に來り、漂流人を受領し去る○畫師葛飾北齋歿す、年九十、○幕府蘭醫を禁ず○將軍家慶、小金原に獵して、武を閲す○閏四月英船浦賀に來り上陸す、奉行戸田氏榮諭して還らしむ、歸途伊豆の下田を抄掠し大嶋に往き容を刈り牛を掠め、復た下田に來り、海の淺深山の大小等を測量して去る○五月將軍、諸侯に策問するに對外の政を以てし忌憚なく論說するを許す、此に於てか海防の論大に起り、有司上に惑ひ、有志下に橫議し、言論制限の禁令復た行はれず、縱論橫議天下に充滿す○蘭人始めて種痘牛痘の法を傳ふ○橋守部、朝川善菴歿す○塞を肥前五嶋及び松浦福山に築く○英船、松前に、米船蝦夷に漂着す。
滿文を譯せしむ○農學者佐藤信淵歿す、年八十二○六月蘭國使節、再び外國の形勢を上言す○佛船來る○七月京都所司代酒井忠義罷む○琉球入貢す○江戸火あり ○神嶋に砲臺を築く

二九 一八四九

紀元	干支	年號	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	大老	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦
二五一〇	庚戌	三							く○岩垣松苗(國史略の著者)歿す○伊井直亮卒す○砲臺を佐渡相川に築く○松平慶永(越前侯)新に和蘭式砲術を採用す○九月内藤信親京都所司代と爲る○十月高野長英自殺す、(長英甞に渡邊華山と共に禁錮せらる長英、脫獄し漂泊の後、宇和島侯に身を托せしが、探偵嚴なるを以て江戶に歸り妾宅に在り、薩摩侯の托に應じて、三兵タクチツキを譯す、伊藤玄朴、之れを見て譯文明快、長英の外あるべからずと爲す、之れより捕吏の追跡する所と爲る)年四十七○是歲竹に實生る大さ麥の如し○京畿西國飢饉。		三〇	一八五〇
二五一一	辛亥	四							三月護王神社(和氣清麿を祭る)に正一位を追贈せらる○土佐の漁夫万次郎(米國に在ること十三年)歸り萬國輿地圖を獻ず○浦賀砲臺を增築す○篠崎小竹歿す○出雲國大雨洪水○七月老中戶田忠溫罷む○諸國富饒、人心驕奢に走り、遊覽地大に賑ふ○九月久世廣周老中と爲る、京都所司代内藤信親罷め、脇坂安宅之れに代る。	文宗	咸豐元	一八五一
二五一二	壬子	五 閏二月							正月英人復た琉球に來る、强て城内に入りて開港を促すの報あり○露艦下田に來り肥前の漂民七人を送還す○京都大洪水○畫師土佐光孚歿す、年七十三○清船我漂民を送り來る○五月井伊直弼等をして浦賀砲臺を管せしめ、始めて砲臺を大森に築く○八月在長崎和蘭船長、國王の助言を幕府に呈し、明年米使必らず軍艦を率ひ來りて開港を乞ふべく、之れに應ぜずんば戰爭を免れざるを報じ、長崎の地に限りて貿易を許すべきを勸め、通商條約の梗概を示し、且つ米國が世界の爲め日本の發達のため、必らず日本を開かんことを欲すと、米國が歐洲列國に傳へたる激文なるものを副ふ、老中秘して人に示さず、之れを知るものは浦賀奉行戶田氏榮と其下吏二人あるのみ、一國の運命に關する大事は、五六有司の胸中に藏せらる○九月廿二日(陽曆の十一月三日に當る)皇子睦仁親王(今上天皇)御降誕あり、○江戶西城火く○齋藤竹堂歿す○白虹日を貫く。		二	一八五二
									二月より江戶西城造營のために、諸侯諸士に上納金を命ず(每一万石に金五百兩を課す)○四月米の水師提督ペルリ軍艦四隻を率ひて琉球に來り、尋で小笠原島に石炭を積む○豆、相、遠、參の地大に震ひ、箱根山崩れ、小田原城壞る○加賀の商人錢屋五兵衞磔刑に處せられ、家財を沒收せらる、外國密貿易の罪による○六月米の使節ペルリ浦賀に來泊す奉行戶			

二五一三

癸丑

六

源家定

三一八五三

田氏榮、來意を問ふ答へて曰く貴國の重臣に會し、國書及び方物を獻じ、通商互市を求めんとすと、尋で進みて本牧に入る、幕府此の報を得て大會議を起し、布衣以上の意見を徵し、假りに國書を受くるに決し毛利慶親、細川齊護、及び其他諸侯に命じて武、相、房、總の海岸に屯戍せしめ又林健（大學頭）戶田氏榮、井戶覺弘等をして、館を浦賀の北、一里久里濱に築きてペルリ等に應接せしむ、ペルリ乃ち兵を率ひて上陸し、國書及び方物を獻ず、幕府諭して曰く、答辭は明年を以て長崎在留の和蘭船長を以て傳へしむべし、期する所は開國にあり、戰鬪を目的とせざるペルリは爭はずして皈る○幕府令して米艦明年來るも開港を諾せざるべきを豫報し、然るも猶ほ平穩を主とし我より事端を開くこと勿らんことを命ず、○蘭人、露人の來つて請ふ所あらんとするを報ず○幕府水戶齊昭を召して政事に參與せしむ（侯は嘗て幕府の優柔を憤慨し、天保年間に梵鐘を毀ちて、大砲大船を造るの資に供し、佛寺を廢し冗費を省き、僧侶等の迷信を破らんとし、幕府の內官と表裏拮抗して閉門せしめらる）○七月大將軍家慶薨ず、年六十一、第三子家定嗣ぐ○是月露國の使節プーチャチン軍艦四隻を率ひ長崎に來る、黑田、鍋嶋を始め十四藩兵を出して之れに備ふ、奉行水野忠德をして來意を問はしむ、使節國書を呈す、其要は修好と北地の境域を劃定すること、及び互市を乞ふにあり○十月幕府答書を露使に贈る、其要は邊境の劃定は正に詳細の檢査を加へて議定すべく、修好互市の事は、祖宗の禁なり、然れども方今宇內の形勢は、固より古へを以て律すべからず、然れども亦忽緖にすべからず、上は京師に奏し下は列藩に告げ熟議の後ち事に從ふべし、願ふに三四の時月を要すべし、幸に此意を察せよと、露使乃ち還る○八月德川慶恕、尾張侯 上書して曰く、宜しく和蘭より大砲軍艦を購入すべしと幕議之れに從ふ、○中嶋三郎に命じて兵艦を造り、巨砲を鑄、砲臺を品川に築かしむ○高嶋高敦（四郎太夫嘗て密商に關して罪せられたり）の罪を宥し江川太郞左衛門に屬せしめ諸侯諸士に砲術を傳へしむ ○土佐の萬次郎を採用す○九月內藤信親老中となる○佐久間象山（名は修理、信州松代藩士なり）十策を幕府に上る○水戶齊昭、大砲を幕府に獻ず ○十一月詔して德川家定を內大臣に任じ征夷大將軍に拜す鍋島齊正に命じて大砲五十門を造らしむ ○大船製造禁止の令を解く○嶋津齊彬、十五隻の大船を造りて品川灣に入る○諸國の商人に命じて國防費を献金せしむ ○佐久間象山大に砲術を進歩せしむ○林鶴梁、中泉藩に仕ふ。

正月米使ペルリ軍艦七隻を率ひて、琉球より浦賀に來り、前年の答書を求め、進んで神奈川に入り、空砲を發し海濱を測

紀元	干支	年號	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	大老	支那帝王	支那年號	西暦
二五一四	甲寅	安政元（閏七月）								四	一八五四

重要記事

畳す、將軍家定急に列藩に命じ、益々京都、江戸、及び諸道の要害を護らしめ、井戸學弘等に命じて之れに應接せしむ、會々ペルリ疾む、副使アーダンスを召して曰く、外舶妄りに内海に入る國法の禁ずる所なり速に船を浦賀に返すべしと、答へて曰く、去年の貴答を得ば、直に去らん、事猶ほ辨ぜずんば直に江戸に赴き返答を聞かん、否らざれば則ち品川に泊して處分を待んと、井戸等其論ずべからざるを知り、更に横濱に應接所を開き談判し、反覆辨論數回、ペルリ等幕府若し瑞港を拒絶せば直に兵火に訴ふべき決心を示す ○三月遂に和親條約十二條を締結し、下田、箱舘の三港を開くを約す、ペルリ等下田に退航す ○幕吏諸侯は、老中等が前年の命に反するを咎むる者多く德川齊昭、亦其主戰論の容れられざるを憤りて幕府を退く、物議囂々全國騷然たり ○長州の吉田松陰（寅次郎）及び其師佐久間象山井に金子重介等を獄に下す（一米艦の下田に泊するや吉田松陰、密にペルリの船に就き俱に航せんことを請ふ、ペルリ肯せずして之を送還す、松陰、曾て象山の說、方今の勢、宜しく海外に航して各國の形勢を審にすべしと云へるを聞き、大に感奮、此に至り江戸に赴き象山に謀り其計を受け密に金子重介と外航を企てしが事覺はれ、其國禁を犯すの故を以て獄に下され、事象山に連るを以て亦た之れを獄に下す ○六月家定、日章を以て本邦の徽號と爲す ○皇宮火く ○遠西奇器述成る ○七月英艦來つて、英佛二國、露と戰端を開くを告げ、軍艦を港中に繫がんことを報じ、時に薪水等を給せんことを求む ○是月蘭人、國王の命を報じ電信機を送り來る、○八月幕府米國條約を基礎として英と和親を約し、長崎、箱舘三港を開くを約す ○十月露の兵艦下田に來る幕府、下田、長崎、箱舘の三港を開くの條約をなす米國の例の如し、是より先に和蘭にも亦た前條約をなす ○駿州、土佐の地震ふ ○鍋嶋齊正、砲臺を長崎に築く ○家定に詔して銅像、梵鐘を鎔して大砲を鑄せしむ ○一朱銀を鑄る ○十一月露人風濤の爲め其船を失ひ、戸田浦に於て我大工を使役し新船を造る、西洋造船術の我國に入るの始め ○十一月廿七日元を安政と改む ○十二月米使、大統領の條約批准を携へ來り、大統領自ら署名したる如く、將軍をして記名せしめんとす幕吏之を難じ、往復數回遂に大君の命を以て老中連署して交換す、尋で和蘭にも亦た同一の特典を與ふ ○天下紛々幕府が外夷に屈するを難ず。

幕府講武所を神田に建つ ○六月和蘭より汽船を献ず、幕府矢

二五一五	二五一六	
乙卯	丙辰	
二	三	
	藤原尙忠	
	藤原忠熙	
	藤原經久	藤原輔熙

田堀景藏、勝麟太郎（安房）等を長崎に遣はし、其運用法を學ばしむ○幕府松前崇廣に命じて蝦夷地を献ぜしむ○八月嶋津齊彬、新造の軍艦を献ず、命じて昌平丸と名く○廣瀬淡窓殁す○老中松平乘全、松平忠優罷む○十月堀田正篤（後に正睦と稱す）再び老中となる（正篤は下總佐倉侯、曾て水野忠邦の時一度老中たりしも、忠邦の政策を不可とし、病に托して退隱するもの十四年、夙に蘭學者の説を聞きて、屢ば泰西の形勢に通じ、西力東漸の衝に當りて孤立鎖國せんとするの得べからざるを知り早く開國の見を持す、首席老中阿部正弘は進んでは外國を攘ふ能はず、退いては諸侯諸士の横議を鎭壓する能はず、外に向つては開港を諾し、内に向つては攘夷家の説をも採らんとするの風を示めす、此に於てか攘夷の説益々盛んに、諸藩諸士の氣焔愈よ揚る、此の如く曖昧模稜、内外の間に窮するや、自然堀田をして外交事務の老中たらしめたり、是より幕府の政策開國の一方に傾く）○是月江戸近傍地大に震ひ、都下の火災一時五十餘ヶ所に起る、死者十万余人と稱す、水戸の名士戸田銀次郎、藤田東湖等亦た壓死す、（東湖名は彪字は斌卿通稱虎之助、德川齊昭の側用人、當今尊王攘夷の首唱者たり、嘗て藩主齊昭と共に幽せらること三年米使節の渡來に當り、齊昭に從ひ江戸の邸に在り、地震起るや、馳せて母の室を伺ふ、老母戰慄起つ能はず、即ち母を扶けて出づ棟倒れて壓死す年五十）○皇宮造營成る○江川太郎左衛門（英龍）殁す○松平慶永、明道館を福井に建つ。

正月土井能登守（越前大野藩主）獨力、北蝦夷を開かんと乞ふ之れを許す○二月蕃書調所を設く○七月米國の總領事ハルリス、下田に來る、本國より全權を委任せられ、日本滯在を命ぜらる、因て直に國書を將軍に呈せんとし、奉行井上淸直、百方沮むも止むる能はず、之れを江戸に告ぐ、幕府米使の謁見を議す決せず○幕府西洋内科醫を以て侍醫となす○八月關白政通罷む左大臣尙忠關白となる○關東大風死傷者万を以て數ふ、江戸永代橋墜つ○砲臺を大阪川口に築く（天保山砲台）○伊藤玄朴、種痘所を江戸に設く○足代弘訓殁す○二宮尊德殁す年七十一○是歳外國事務局を設く。

正月關白尙忠左大臣を罷む、右大臣忠熙左大臣に、藤原經久右大臣に任ず○二月右大臣經久罷め、藤原輔熙右大臣に任ず○山本梅逸殁す○清人、朱賊の狀を報告す○箱館通寶錢を鑄る○五月和蘭使節上書して曰く、貴國既に米、英、露と約して二港を開く、佛國も亦た互市を乞はんとす、此の四國は富強世界に冠たり、貴國俱に與に通信す、幣國深く貴國の爲めに謀る所なり、然れども貴國舊法を革めず、擬威自ら恃んで頻に

一八五五	一八五六

紀元	二五一七
干支	丁巳
年號	四（閏五月）
天皇	
攝政關白	
太政大臣	
左右大臣	
征夷將軍	
大老	

重要紀事

ぶる外國を畏み、事を乞ふものあるも速かに決せず、已を得ざるに至りて忽ち之れを決す、遂に自ら威を損し侮を招くこと少なからず、之れ竊に貴國の爲めに取らざるなり、貴國未だ清國の事を聞かずや、外交宜を失し自尊他を卑み、交際信を失ひ、英國と兵端を開き一敗地に塗れ、五港を失ひ、廈門は全く取られ、廣東は燬かる、貴國も亦た此の轍を踏まんことを憂ふ宜しく鑒るべしと、幕府恐怖す○六月老中阿部正弘罷む、尋で卒す○七月長崎に製鐵所を設く○將軍家定、米使ハルリスを引見せんと欲す、德川齊昭及び諸侯多く連署して之れを諫むれども聽かず、齊昭是に於て幕議に參するを辭す、鍋嶋齊正も亦た上疏して米夷を討んと請ふ、既にして仙臺、（伊達侯）、鹿兒嶋、（嶋津侯）、金澤、（前田侯）、熊本、（細川侯）等の二十餘藩上書して大に其不可を論ずれども聽かず○八月京都所司代脇坂安宅老中に轉じ本多忠民之れに代る○九月老中牧野忠雅罷め松平忠優再び老中と爲る、（堀田正篤已に幕府の大柄を執るや、忠優を延きて老中と爲し、志を併せて開國の方針を取る、忠優曾て一度老中となり阿部正弘の擯棄、大奧に依賴するを惡みて之れを除かんとし却つて卻けらる、此に至つて堀田と相合ふや、幕府の形勢一變し、攘夷黨に媚ぶるの擧動を變し決然として開國の方針を取る）○跡部甲斐、土岐丹波守、松平河內守、川路左衞門尉、水野筑後守、岩瀨修理太夫、大久保右近將監等をして外國掛たらしむ○松平慶永、屢々時宜を幕府に建白す、聽かれず○京都四條大橋成る○米人フルベッキ來る○十月將軍家定、米使ハルリスを江戸城中に延見し物を賜ふて之れを慰勞す、事終るやハルリス大事を國老に告ぐる所あらんと乞ふ、正篤即ちハルリスを其邸に招き、外國掛の諸士列席其言を聽く、ハルリス曰く、米國は日本を以て義俠の國となす、如何なる事あるも砲火を以て脅さざるの訓令を受くるのみならず、米國は世界に對して一視同仁の主義を持し、併呑を事とせざるを說き以て衆心を安んじ、且つ一國の富强は唯だ開國に在ることを諄々亦誠を以て開說す○老中阿部正弘等鋭意開國の方針を取り、日米通商條約を作り、ハルリスを恃みて外交顧問として、列國に應接し、又其上書を和譯して諸侯に示し、以て衆心を和らげんことを需む、然れどもハルリスが强ひて將軍に謁見せし一事より、攘夷黨の氣焰益々揚る○米使と江戸、大阪、兵庫、新潟を開くを約す、調印の期を明年三月と定む然れども物議を憚り、之れを朝廷に奏請し、勅許を得んとす○十二月林大學頭健、津田半三郎をして嘉永以來、外交の顚末を朝廷に奏し、日米條約

支那 帝王	
支那 年號	七
西暦	一八五七

二五一八

戊午

五

を批准せんことを乞ふ、朝議決せず。

井伊直弼

正月老中堀田正篤等を京師に遣し、時勢を審かにして外交を許されんことを奏請す、諸公卿に詔して外國事件を審議せしむ、當時、浪士過激、謗議百出、爲に浪士の説に動かされたる公卿は容易に之れを聽す、○三月ハルリス江戸に至り條約の答を迫る是に於て幕府使を馳せて正篤を促かす、正篤請求之れを力む、朝議漸く將に許す所あらんとす而して中頃變して遂に正篤に詔して曰く、奏事極めて大なり、國家の安危實に之れに係る、輕々しく決すべからず宜しく更に天下の諸侯をして會議を開かしめ、其議決を具さに奏上すべし、且つ幕府は早く將軍の世子を定め以て天下の民心を安んずべしと(偶ま德川將軍家定病む)、正篤乃ち江戸に還り、ハルリスを其私邸に招き、具さに内情を陳べ、約期を七月に延さんことを請ふ、因て老中連署を以て之れを證す、ハルリス自ら京師に抵り決を取らんといふ、正篤大に苦しみ漸く諭して止む○四月井伊直弼大老と爲る○私立種痘館立つ○六月老中堀田正篤罷む○京都所司代本多忠民罷め、酒井忠義之れに代る○是月米艦二隻下田に來り露艦又神奈川に至り、共に英、佛軍艦の海を掩ふて至らんとするを報ず、外國掛、ハルリスに就て其の何の意あるかを問ふ、ハルリス曰く、英、佛二國清國と戰つて北京に城下の盟を爲さしめ、餘勢を日本に加へて開港を促がさんとするを報し、速かに日米條約に調印して以て不法の恐迫條約を命ぜらるゝを避けんことを勸む、幕吏皆急、皈つて會議を開く、老中松平忠優曰く、長袖の公卿、天下の形勢を知らずして妄議す、若し其滿足を得んとせば、百年また足らざるべし、國を以て青公卿の私意に殉すべからずと、井伊直弼、決然として斷じて曰く、萬機幕府に一任せられつゝあるなり、勅裁なしと雖も、機に臨み變に應じて國家を保全するは幕府の責なり、若し勅裁を得ざるに因りて事起らば、直弼一身を以て之れに當らんと○七月大老井伊直弼群議を排して紀伊侯家茂を迎へて將軍の世子と爲す(是より先き將軍病あり、一橋慶喜(水戸德川齊昭の七子)を立て世子を爲さんとす、幕府の諸士多く悅ばず、而して最も之れを悅ばざるは大奥の婦女なり、紀伊家茂の家臣、又其間に遊説して慶喜を排し家茂を世子にならしめんとす、越前侯(慶永)尾張侯(慶恕)等之れを聽かず、慶喜を立んとして爭ふ。)○是月遂に下田奉行井上清直目附岩瀨肥後守等に命じ、ハルリスと條約十四條を神奈川に結ぶ、稱して假條約と云ふ、尋で蘭、露、英、佛と並に假條約を結び、其由を京師に奏す是に於て外には攘夷に熱狂して實力の比較を忘れ、内には政權の爭奪に熱して、百年の得失を顧みざる公卿諸士には、直弼を以て違勅の徒とし、合縱

八

一八五八

紀元	干支	年號	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍	大老
				近衞忠熙(内覽)			源家茂	

重要記事

大呼して之れを攻め、水戸、越前、尾張の親藩又直弼の專恣横断違勅の命を受くるを責め、加ふるに一橋慶喜を世子と爲さざりし不滿の情を以てし、特に水戸齊昭の如きは憤激己れを失し、殿中に大聲疾呼して井伊と爭ひ、遂に直弼をして切腹せしめずんば已まずと揚言するに至る、而して共に直弼を責むるに違勅を以てし、速に京師に上りて罪を朝廷に謝せしめんとし、囂々已まず、直弼は固より越前、尾張の輩に幕府の利害を思ふを信ず、然れども水戸に於ては此の如き誠實の心術ありと信ずる能はず、遂に水戸齊昭、尾張慶恕、越前慶永を、其別邸に謹愼せしめ、一橋慶喜の出仕を止む○八月(一書は七月)將軍家定薨ず、年三十五、世子家茂嗣ぐ、年甫めて十三、是月朝廷、水戸を起して列藩會議を開かしめんとし、水戸、尾張、越前、加賀、薩摩、長門、安藝、備前、肥後、伊勢、阿波、土佐、因幡、筑前の十三藩に勅書を與へ、之れを京師に招きて列藩會議を朝廷に起し、一擧して幕府の實權を朝廷に移さんとし、近衞、鷹司、一條、二條、三條、の諸公卿、主として之れを唱ふ、(初め齊昭の譴けらるるや其臣安嶋信立、鵜飼知明等相議して、窃に京師に至り奏請する所あらんとす、乃ち内旨を受け奉りて以て東下す)、是れ蓋し浪士の毒を聞き、天下の事一擧して定まるべしと信じたるなり、獨り關白九條尚忠、岩倉具視等猶ほ幕府の實力を認識して聽ぜず、水戸齊昭、老中を其邸に招きて之れを示す、老中之れを辭つて返さず、他の十二藩又幕府を恐れて一人京師に出るものなし、公卿怒を九條尚忠に移し、迫つて關白を辭せしめ、近衞忠熙をして内覽せしむ○九月大老井伊直弼、間部詮勝を京師に遣し、外交の顚末を朝廷に奏すと稱して、私に浪士を蹤跡し、若狹の梅田雲濱(源次郎)を捕へ、次で鵜飼吉左衞門(知明)父子、安嶋帶刀(信立)及び處士賴三樹(醇)等三十餘人を捕へ遂に前關白政通、前内大臣三條實萬等を劾し幷て青蓮院宮尊融法親王を幽す、之れを戊午の難といふ、浪士風を聞き逃遁すれども捜索嚴密、往々にして羅致せられ、是れより安政六年に至るまで、四方に於て捕縛せらるる者七十餘人に及ぶ○九月太田資始(遠州掛川領)、松平乘全(三州西尾侯)間部詮勝(越前鯖江侯)等再び老中と爲る○十月老中久世廣周罷む○詔して徳川家茂を内大臣に任じ征夷大將軍に拜す○是歳虎列拉病始めて流行す○十一月淸水法性院の僧月照、薩摩に遁れ海に投じて歿す、月照は慷慨の僧、嘗て薩摩の西鄕吉之助(隆盛)と交を結ぶ、直弼志士を捕ふるに及んで事月照に連る、月照薩摩に走り、西鄕と共に追窮免る可らざるを歎じ倶に海に投ず、會々舟人

支那 帝王	年號	西曆

二五一九

己未

六

九條尙忠（關白）

藤原忠香

藤原家厚

の之れを救ふ者あり看護懇に到る、然れども月照遂に死し、吉之助蘇生す、藩人物議を懼り吉之助を大嶋に流す、吉之助事に坐せられ三回大島に流竄せらる、因つて名を改めて大島三左衛門と云ふ（後ち許され還りて藩政に參かる）○幕府、間部詮勝に命じ黄金を散じて貧寒なる公卿の心を賄ひ、又伏見奉行内藤正縄をして公卿の間に遊び、内外多難の形勢を述べて、外交を以て已むべからざるの事態と爲し、軍備を整理せば、他日必らず外夷を擊攘せんことを說かしむ、朝議爲めに一變して、外國と和親を通するを許し、猶ほ國防を嚴にして、他日擊攘を實行すべきを命じ。九條尙忠をして復た關白たらしめ、近衛忠熈の內覽を罷む。

正月將軍家茂令して、商戶を神奈川に徙し大に互市場を開く（橫濱港）○西洋服を禁ぜしむ○三月近衛左大臣（忠熈）、鷹司右大臣（輔熈）罷む、是より先き幕府、更に鷹司前關白（政通）、及び近衛、鷹司、三條（前內大臣實萬）の三大臣をして剃髮して身を引かしめんとす、是れ其家臣を糺斷して幕府を傾けんとするの陰謀ありとの事實を發見したればなり、天皇之れを宥めんとし屢々書を間部詮勝に賜ふも聽かず、天皇の三大臣を保護し玉ふは、公武の間を離隔せしめらるるものとなし、三大臣に迫つて遂に剃髮せしめ、藤原忠香（一條）を左大臣に、藤原家厚（花山）を右大臣に、藤原齊敬（二條）を內大臣に爲して之れに代ふ○四月和蘭、領事を江戶に置く○五月英國、公使を江戶に置く○六月橫濱、長崎、箱館に於て內外貿易を行ふを許す○幕府大阪の守備を嚴にし、以て京師朝廷の意を安んぜんとす○七月大老、老中等水戶齊昭を譴めて曰く、私に意見を京師に奏問し、遂に攘夷の朝旨を蒙り、且つ幕府世子の定まらざるに際し、安嶋帶刀等朝命を請ふて一橋慶喜を納んとせしを皆其意に出るなりと云て、齊昭に永蟄居を命じ一橋慶喜に隱居謹愼を命じ其事に與せし尾張慶恕、越前慶永、土佐豐信（山內侯）宇和嶋宗城（伊達侯）等を蟄居せしめ、水戶慶篤に差扣を命じ、一橋慶喜を世子となすの議に與せし作事奉行岩瀨肥後守、軍艦奉行永井玄蕃の職を奪ひ、西丸留主居川路左衞門尉（聖謨）事を謹愼せしむ、其他連坐して幽閉せらるるもの多し、又小林民部以下廿餘人を或は流し或は禁錮せしむ、○老中太田資始罷む○八月露國及び佛國と本條約を結び其公使を江戶に置くを許す○五國條約を頒つ○九月前年以來の囚人を刑罰す、安嶋帶刀自殺し、鵜飼父子、越前の橋本左內、若狹の梅田雲濱、藝州の賴三樹、長州の吉田寅次郎等の正義黨は皆斬に處す是れを己未の難と云ふ諸侯、恐怖して皆な幕府の命を奉じ、各藩中の保守派大に力を得て革命派を攻め最峻、酷烈の手段を以て浪士を追跡す、浪士漂泊天地の

九

一八五九

紀元　二五二〇
干支　庚申
年號　万延元（閏三月）
天皇
攝政關白
太政大臣
左右大臣
征夷將軍
大老

重要記事

間身を容るの地なく、姓名を變し服裝を替へて潛伏す、攘夷黨の巣窟たる長州に於てすら、開國黨の首領長井雅樂の説行はる、に至る○是歳京都東本願寺火く○江戸本城火く○三條内大臣實萬薨す、年五十八○佐藤一齋歿す○菊池五山、浮田一蕙、安積艮齋等歿す○十二月粟田青蓮院宮尊融法親王を永く蟄居せしめ、更らに水戸侯に命じ前年の勅書を返さしむ、水戸の士民隊を爲して江戸に出で、幕府に訴ふ○老中間部詮勝罷む○蠶種生糸を西洋に輸出す○虎列拉病流行す。

正月安藤信睦（後ち信正）老中と爲る○幕府初て外國奉行新見豐前守（正興）村垣淡路守（範正）目附小栗上野介、軍艦奉行木村攝津守、勝麟太郎等を修信使とし、米國に遣し本條約を交換し、且つ文物を視せしむ○三月三日水戸浪士佐野竹之助、大關和七郎、齋藤監物、黑澤忠三郎等、薩藩浪士有村治左衛門等都て十七人、大老井伊直弼の登城を伺ひ、櫻田門外に要殺す、此の日大に雪降る、浪士は其從者と格鬪し或は死し或は遁れ去る、大關和七郎等四人熊本藩邸（細川侯）に赴き、佐野竹之助等、四人老中脇坂安宅の邸に詣り并に自首し罪を請ひ且つ上書す、其略に曰く、井伊中將幼主を挾み私意を抱き有司を黜陟す其罪一、苟且私慾至らざる所なし其罪二、幕府羽翼の良將を斥く其罪三、閣紀閣老を黜して九條公を誅し、廟堂輔弼の名卿を幽す其罪四、洋夷の虚喝を怖れ、勅許なし得ずして擅に條約を結ぶ其罪五、斯の五罪は神人共に容れざる所なり、故に臣等天に代りて之を誅す固より敢て大府に犯さざるなりと、後ち皆死刑に處せらる茲に於て幕府の中心力を拔かれ、天下攘唱、幕府の威權地に落つと爲し、地方佐幕の諸侯久敷怯して方嚮に迷ふ、是より諸士又志を得、暗殺を以て、最良の武器と爲し漸く血に渇し來る○閏三月一日元を萬延と改む○久世廣周再び老中と爲る○四月松平乘全老中を罷む○六月本多忠民老中と爲る○是月葡萄牙國に通商を許し條約を結ぶ○小判、一朱、二朱等を改鑄す○八月水戸前中納言齊昭薨す齊昭在世天朝を尊奉し、幕府を扶翼し、大小の事知て言はざるなく、身を以て天下の望に關はること殆んど卅年、識者其志業の畢らざるを惜む○幕府、齊昭の死を聞くや之れに連坐せられたる一橋慶喜及び尾張、越前、土佐等諸侯の閉幽を許す○英人始て富士山に登る、○九月廿八日睦仁親王を立てて皇太子と爲す ○十一月老中脇坂安宅罷む○是月外國奉行堀利熙、老中安藤信睦と外國の事を極言面折し、案に倣り書を作り再び安藤を規諫し遂に自殺す ○是より先

支那
帝王
年號
西暦　一八六〇

二五二一　辛酉　文久元　一八六一

き水戸齊昭甍じ藩内尊攘の徒、大に失望し、三十七人脱藩して鹿兒嶋の藩邸に至り、攘夷を勸め先鋒ならんと請ふ、又關東の攘夷家は齊昭を喪ふて其主を失したる奔馬の如く、狂躁妄動其の爲さんと欲する所を爲し、横濱居留地に入りて外人を殺し、外交の局面を困難ならしめて、以て開國黨を苦めんと唱ふるに由て、幕府近國の諸藩に命じて大に警備せしむ○十二月浪士等米國公使館（麻布古川に在り）を襲ふて、其譯官ヒウスケンを殺す○是歳江戸本城成る○英國蒸滊船を献ず○普魯士との條約成る○米國修信使、歸朝す○外國貿法の禁を解く。

正月常、總の攘夷黨、日に蔓延、終に兩野の間に至り、攘夷の軍用と稱し、地方の農商に金を募る、幕府水戸藩に命じて之れを追捕せしむ○二月廿八日元を文久と改む　○是月露國其の軍艦をして對馬の尾崎浦に入り、兵士を上陸せしめ近傍を抄掠し殆んど占領せるものの如し、幕府即ち外國奉行小栗豐後守等をして之れを詰問すれども聽かず、更らに外國奉行野々山丹波守、目附小笠原攝津守等をして、外交談判を開始せしめ、且つ英人の助力を乞ふて漸くこれを退くるを得たり○將軍家茂、鹽谷世弘（宕陰と號す）を延見す○長崎に精得館を立つ○寛永通寶（四文錢）を鑄る　○五月水戸の浪士有賀重信等十餘人高輪の英公使館（東禪寺に館す）を襲ひ、二人を殺す、英人怒て佛國公使と共に横濱に引取り兵端を開かんとす、幕府百方之れを謝し事機に止む、是れより英人兵を横濱に置き以て自衛す　○老中安藤信正、嘆じて曰く、浪士にして血に渴せば、寧ろ余を殺し、若くば將軍を弑して内乱を起すも外人を殺して國難を起す勿れと、○飯田忠彦（野史の著者）自殺す○外國公使館を高輪御殿山に建つ　○乾金十郎及び金子孫十郎等殺さる　○九月水野豐後守をして小笠原嶋を巡視せしむ、外人占領の說あるを以てなり　○十一月皇女和宮、將軍家茂に降嫁す、是より先き幕府皇女を乞ふて將軍の夫人とし、以て皇室と親を結び、難を拒かんとし、前將軍の侍女姉小路勝光院をして京師に上りて周旋せしむ、公卿多くこれを不可とす、九條關白及び侍從岩倉具視頻りに之れを慫慂し、遂に天皇の寵姬、右衛門内侍に依りて奏する所あり、幕府の乞を許さる、時に公卿、之れを以て天皇の叡慮にあらずとし、所司代小濱侯（酒井忠義）が和宮を欺き、天皇を要し奉りて勅許を得たるものとなし、又和宮、拜別に臨み、天皇に謁せらる、も幕吏一語を交ゆるを許さざりきと訛傳し、以て民心を激昂せんとす、且つ是より先き浪士已に井伊大老を倒すや勢に乘じ勢に激まされ、眼中幕府なく、井伊の鎮壓政策の爲めに、一旦四方に逃散せし、浪士は今や潮の盛り返せる如くに京師に

紀元	二五二二
干支	壬戌
年號	二（閏八月）
天皇	
攝政關白	
太政大臣	
左右大臣	藤原齊敬
征夷將軍	
大老	

重要記事

集る、長州の藩士久坂玄瑞等、京都に在りて專ら之れを縱縱す、是より所在相傳へて幕府の專橫を憤り、討幕の論益々盛んなり○十一月鹿兒嶋侯、近衞公の手を經て朝廷に密奏し、（兵を出して京師を護り、攘夷の勅旨を貫徹せしめんと奏す、是より先き浪士等薩摩に入りて天下の形勢を說き、侯に兵を擁して京師に出て、天下の機先を制せんことを乞ふ○十二月外國奉行竹內下野守、松平石見守、目附京極能登守等をして歐洲に航して列國（條約濟の六ヶ國）に開港の延期を乞はしむ（當時浪士は大に血に渴し、民心大に動搖し、外人の生命財產を安全に保つべからざるを以てなり）、英國は之れを諾す、然れども其報酬として酒類の輸入稅を減じ、玻璃器を五分稅品中に入るるの倫敦覺書を生ず、○是歲大島圭介鉛版を作る○將軍家茂、安井息軒（經濟、文學を以て其の名高し）を延見す。

正月右大臣家厚罷む、藤原齊敬（二條）右大臣に任す○是月下野の醫士河野顯三（字は通植）水戶の浪士小田彥次郎、越後の浪士川本杜四郎（正安）等六人老中安藤信睦を、坂下門外に要ひ之れを傷く、河野等從士と戰ひ或は死或は遁る、後皆な殺さる、其懷中に各斬奸狀を所持し、信睦の罪惡を責む、河野顯三は、堀利煕の臣、利煕、信睦を諫めて自殺す、顯三之れを含みて事を擧ぐ○下野の人大橋順藏等浪士を募つて橫濱の外館を襲擊せんとして執へらる○二月毛利慶親、書を幕府に呈し、時務を論說す、幕府其の家士長井雅樂を召す（當時長州は其壯士の大勢已に討幕に傾きたるに關らず、長井雅樂等、猶ほ其主を擁して討幕に靡はしめず、必らず公武を合體せしめて、國家を鎭靜せんとせしが、今や浪士等薩摩を中心として京師に據らんとするを見、天下大亂の兆となし、急に江戶に使を遣らし幕府に說く、幕府大に驚き、長藩をして京師に周旋せしめ、朝廷を薩摩及び浪士の手より離れしめんとす○雅樂素より公武合體を主とす、故に其の言ふ所叡旨に合ふ、因て密旨を授けて京師に說かしむ○三月老中本多忠民罷む、水野忠精、板倉勝靜老中と爲る○長井雅樂京師に入り和親の議を陳べ、更らに勅許を得んと願ふ、時に攘夷の說紛々と起り、雅樂遂に志を得ずして皈る、○九州、四國、中國、諸藩の士、脫藩して大坂に會する者數百人、皆な京師に入らんとす○四月筑前の浪士平野二郎（國臣）討幕の議を朝廷に上る、是れ公然討幕奏議の最初なり○是月老中安藤信睦罷む○五月老中內藤信親罷め、脇坂安宅再び老中と爲る○六月京都所司代酒井

支那 帝王	穆宗
支那 年號	同治元
西曆	一八六二

藤原忠熙(關白)

藤原輔熙(關白)

忠義罷め、松平宗秀之れに代る○老中久世廣周罷む○高知藩士數十人、其の參政吉田元吉の公武合体を唱ふるを惡み、與ふて之れを殺し京師に走る ○鹿兒嶋藩の支族嶋津久光入京す、平野國臣等之れを道に要し、書を呈し久光を主として鷹輿を函嶺に奉し、幕府の罪を問ひ、洋夷を攘はんことを乞ふ、久光其の徒を伏見に止め、京都に入り即夜國臣等の書を近衛家に呈す、朝廷浪士等の過激を恐れ、久光を京師に滯留せしめ鎭靜を命ぜらる、久光人を遣し浪士等を說諭すれども肯ぜず終に相戰ふて死傷あり、久光其の從臣の內西鄕吉之助(隆盛)を沖の永良部に流す、(其の浪士を煽動したるを罪せるなり)、是まで久光建議する所あり(先づ公武合体の政策を陳べ、粟田宮以下の幽閉を解き、又幕府は德川親藩の幽閉を解き、近衛公を關白たらしめ、越前侯を幕府の大老たらしめ、且つ將軍の入京を促し、又朝廷の意を容易に浪士に添はざらんことを建議す)、天皇其の忠誠を嘉みし、兒島高德に比して名を三郎と賜ふ、○毛利慶親の世子元德江戶より國に歸らんとして京師に至る、朝廷之れを止めて嶋津三郎と力を合して浪士を鎭撫し、京師を護衛せしむ○山內豐範(土佐侯)兵を率ひて入りて京師を守護す○是月青蓮宮以下諸公卿の幽閉を解き、關白尙忠を罷め、前左大臣忠熙(近衛)を以て關白と爲す○勅使大原重德江戶に下る、嶋津久光之れを護衛す、其の勅旨に曰く將軍速かに諸侯を率ひて入朝し以て國論を定むへし、曰く五大藩を以て五大老と爲し以て國政を諮詢すへし、曰く一橋慶喜を擧げて輔佐と爲し、松平慶永を執政と爲すへしとの三條なり○七月將軍家茂勅命を奉じ、慶喜を擧げて輔佐職と爲し、越前慶永を以て政事總裁と爲す○八月勅使歸京の途武州生麥村に於て、前驅の士英人四人を斬る、(勅使大原重德の歸途、英人騎して其行列を犯す、護衛嶋津久光の從士前驅する者捕へて之れを斬る)之れを生麥の變と云ふ○是月牧野忠恭、松平宗秀に代て京都所司代と爲る○閏八月家茂京師に守護職を置き松平容保(會津侯)を以て之れに任ず○九月老中脇坂安宅罷む、○十二月中川久昭伏見を過ぎて東江戶に赴かんとす、青蓮院宮人を遣し之れを詰て曰く、何ぞ關東を先きにし京師を後にするやと、久昭即ち京師に入る、是時在京の諸侯八十余藩あり○是歲幕府和蘭に囑し軍艦を造らしめ、尋て榎本釜次郎(武揚)等を遣し留學せしむ、又庶民を募り步兵を編み、其士卒を分ちて砲騎二隊を作り、以て三兵隊と爲す○政事總裁松平慶永、橫井小楠(平四郞)の議に從ひ、參勤交代の制を改め、諸侯の質を放つて國に還らしむ○大槻俊齋、藤森弘菴歿す○大橋順藏獄死す○守田治兵衛、寶丹を發明す

正月關白忠熙罷め、藤原輔熙關白と爲る○家茂、鍋嶋齊正を

紀元	干支	年號	天皇	攝政 關白	太政 大臣	左右 大臣	征夷 將軍	大老
二五二三	癸亥	三						

重要紀事

以て文武の總裁と爲す、一橋慶喜入京、東本願寺に館す、於諸の浪士迫るに攘夷の期を以てす、慶喜答ふるに將軍の入京を俟つへしと、浪士等其の姑息を憤り、賀川肇（長井雅樂の黨）を殺し、首を慶喜の館に投し攘夷の血祭りを爲すと、又其の左右の腕を岩倉具視、千種有文に贈り曰く、公等肇の奸謀を制す故に之れを献すと、○長井雅樂事により自殺す○二月青蓮院宮尊融法親王に詔して復歸せしめ、機務を參り聞かしむ、是れを中川宮といふ○松平慶永等入京す○浪士三輪田綱一郎、宮和田勇、諸岡節齋、大庭恭平等、等持院に置ける足利尊氏以下三代將軍の木像の首を斬り、之れを三條磧に梟し、其罪を唱へて幕府を譏す、松平容保其黨十余人を捕へ獄に下し刑せんとす、毛利元德之れを宥さんと請ふ、爾後士民多く志を毛利氏に寄す○三月太田資始復た老中と爲る○將軍家茂入朝し二條城に營す（朝廷曩きに大原重德を幕府に遣し攘夷を命せしも決行せす、因て更に三條實美、姉小路公知を遣はし之れを促さんとす、是に於て一橋慶喜先つ入京し、次て家茂入朝す）○天皇賀茂に幸し攘夷を祈る、家茂諸侯を率ひて扈從す○諸浪士、松平慶永に迫り攘夷を促す、慶永憂懼し遂に職を辭す、未た免許を得すして國に皈る、家茂其の輕卒を譴めて之れを幽閉す○四月天皇男山に幸し、祠前に於て將軍家茂に節刀を授けんとす、家茂病と稱し扈從せす、慶喜をして代つて受けしむ、慶喜亦た遽かに病と稱して之を避く、浪士等大に憤慨し、天皇の親征を乞ふ、慰諭して止む○新徵組の魁、隊長淸川八郎殺さる○家茂勅命を奉し、攘夷の期を五月十日と定めて、列藩に令す○五月老中太田資始罷む○幕府生麥の變の償金五十萬元を英國に與ふ○毛利藩米艦を赤間關に砲擊す、米艦遁れ去る○盜あり姉小路公知を朔平門外に刺す、道路薩人の所爲と評す、詔して嶋津氏の乾門守衞を罷む○六月將軍家茂海路江戸に還る○稻葉正邦、牧野忠恭に代りて京都所司代と爲る○酒井忠績老中と爲る○七月英艦七艘薩摩に寇し、櫻嶋を砲擊す、藩士擊て之れを退け、其の一艦の錨を奪ふ（英艦生麥の變の償金三萬元を更に鹿兒嶋藩に要む、應ぜず、因て砲擊す、後ち藩主金を幕府に借て之れを與ふ、事平くの後ち之を返附す、英人之を德とす○幕府中根一之丞、牧野左近を長藩（毛利侯）に遣し、米艦砲擊を詰る、藩主、朝廷幕府の命令に從ると謂て服せす、却て中根を拘留す、中根遂に長藩に在りて死す、幕府大に之れを含む○有馬道純老中と爲る○八月毛利氏の禁門守護を罷む、（初め毛利氏奏して大和に幸し親征の命を擧げんと請ふ、時に毛利氏天子を挾

支那 帝王	支那 年號	西暦
	二	一八六三

藤原齊敬（關白）

藤原齊敬
源家茂
藤原公純

んて幕府を圖ると流言す、是に於て松平容保等俄かに上京し在京の諸藩に命じ九門を守護せしむ、毛利元純等朝議變あるを察し、哀訴するも許されず、毛利氏兵を引て國に歸る○三條實美以下の七卿（三條西季知、東久世通禧、壬生基修、四條隆謌、錦小路賴德、澤宣嘉）亦た長門に奔る、詔して其の官爵を削る○近頃教令眞僞濫出して人心を惑す多し、然れども今日以降は實に朕の意に出づ、諸藩其れ之れを體せよとの詔勅出づ○九月老中松平信義罷む、牧野忠恭老中と爲る○大和に天忠組起る、幕府紀伊彦根等諸藩に命じ討て之れを平ぐ、是より先き藤本津之助（鐵石）松本謙三郞（奎堂）吉村寅太郞、安積五郞等中山忠光を以て將とし天忠組と稱して、攘夷討幕の兵を擧げ大和に據る、藤本、松本等戰死し、忠光長門に奔り、安積以下捕へられ後ち誅せらる○十月平野二郞（國臣）、南木八郞等、在長州の澤宣嘉を擁して但馬の生野銀山に據り討幕攘夷の兵を起す、幕府諸侯に命じて之れを討たしむ、南木等戰死し、平野捕はれて後ち誅せられ、宣嘉再び長崎に奔る○嶋津久光入京し奏して將軍家茂を召さんと請ふ、慶喜、慶永、山內容堂等皆々踵で入京す○十一月將軍家茂、外國奉行池田筑後等を歐洲に遣はし、鎖國の事を議せしむ○江戸本城火く○是歲文久錢を鑄る○緒方洪菴、箕作阮甫歿す○英人新聞紙を橫濱に發刊す○十二月關白輔煕罷む、左大臣忠香罷む、右大臣齊敬を以て左大臣關白と爲し、藤原公純を右大臣に任ず

正月將軍家茂入朝す、家茂右大臣に任ず○嶋津久光諸侯に列す○一橋慶喜を以て禁裡守衛攝海防禦總督と爲す○佐久間象山を斬に處す○三月一日元を改めて元治と號す○有栖川熾仁親王以下七十余人を幽閉す○伴林六郞殺さる○四月詔して家茂に命じ毛利氏及七卿の處分を爲さしむ○家茂新法十八條を奏す○將軍家茂江戸に還る○嶋津久光歸國す○老中有馬道純罷む○京都所司代稻葉正邦老中に轉じ、松平定敬（桑名侯）京都所司代となる○水戸藩內二分し攘夷派藤田小四郞（東湖の三男）兵を常野の間に起し筑波山に據る、幕府近傍諸藩に命じ之れを討たしむ○六月老中酒井忠績、板倉勝靜罷む、阿部正外老中と爲る○幕府新選組の士會津藩士と共に三條の旅亭池田屋を襲ひ長藩の有志石田九一等數人を殺す、○長藩の國老福原越後兵を率ひて伏見に來り、七卿の罪を宥し、毛利敬親父子の入朝を許さんと請ふ、次で國司信濃、益田右衛門等兵を率ひて上京し、國司は嵯峨に、益田は天王山に陣す、幕府其の請を許さず、一橋、會津、加賀、越前、桑名、彦根大坂の兵を配置して之れに備ふ○七月長藩の兵は君側を淸むると稱して京師に入り、一隊は蛤門に一隊は中立賣門に向ひ、會津、薩摩二藩の兵と戰ふて大敗し、久坂玄瑞等之れに死

紀元

干支

年號

天皇

攝政關白

太政大臣

左右大臣

征夷將軍

大老

重要記事

し、福原、國司、益田等殘兵を集めて西走す○老中井上正直罷め、諏訪忠誠老中となる○池田筑後等使命を果さずして歐洲より歸る、幕府其食祿を削り退隱せしむ（池田等鎖港の命を奉じ先づ佛國に至り之れを說く、佛人斥けて答へず、池田等親しく其の文物燦然たるを觀て大に悟る所あり、遂に他國に赴かずして歸り、事の說くべからざるを陳ぶ）、○八月幕府朝廷に請ひ、毛利一族の官爵を削り、追討の令を下し、尾張慶勝を總督とし、山陰、山陽、南海、九州廿一藩の兵を發して之れを討たしむ、○英米佛蘭等の各國兵艦十八隻を以て赤間關に寇す相戰ふこと五回、遂に講和す（毛利氏曩に米艦を砲擊す、各國其復讐を爲し、其の前償を責む、長藩對ふるに、朝旨幕命を奉ずるを以てし其の證左を示す、後ち幕府より償金を出すを約して事平ぐ）○松平宗秀老中と爲る○九月水戶藩正義黨（攘夷派）武田正生（耕雲齋と號す）藤田小四郎等、奸黨（佐幕派）市川等との軋轢甚だしく兵を構へて相攻む、市川等藩主の支族松平賴德を誘殺す、幕府諸藩に命じ市川等を援けて、武田等を討たしむ○十月武田、藤田等の兵益々振ふ、幕府榜示して降者を招く、幕府に抗することを欲せざる者多く出で降る、后ち大擧して餘黨を討たしむ○是月四征總督尾張慶勝諸軍を率ひて安藝に次す○長藩俗論黨、（恭順佐幕派）正義派（攘夷主戰派）に勝ち、藩議一決、藩主父を寺院に屛居せしめ、福原、國司、益田の三老等十余人を斬り、首を幕軍に獻じ罪を謝す、且つ藩主父子幕軍に來りて罪を謝することを以てす慶勝乃ち令を傳へて進軍を止め、毛利氏伏罪の狀を幕府に啓し、又三條實美以下七卿を太宰府に移し、尋で師を班す○是月本多忠氏老中となる○十一月松前崇廣老中となる○是月水戶の武田等相謀り京師に到り一橋慶喜に訴へんとし、近江の海津に至り、金澤藩に要せらる、慶喜朝廷に請ふて海津に赴く、金澤、小田原、會津、桑名、福岡等の藩兵之れを護る、武田等哀を請ふ、慶喜聽かず、終に金澤藩に降り、上書して賊名を除かんと請ふ、幕使田沼意尊至り金澤藩に迫りて降人を出さしむ○是歲岸田吟香等始めて新聞紙を刊行す、○長洲藩士井上馨等歐州より歸る○北野祭を再興す○長崎惡積、豐田天功等殺す、

正月長藩の正義派首領高杉晉作、山縣狂介（有朋）木戶準一郎（孝允、桂小五郎の變名）等俗論黨を倒し藩主敬親父子を擁して山口に據る、（是より先き俗論黨の首領福原、國司、益田等の三老を殺して幕府に伏罪するや、高杉等大に憤激し兵を募り

支那 帝王

年號

西曆

二五二五　乙丑　慶應元（閏五月）

酒井忠績

騎兵隊を組織して恢復を圖る、俗論黨之れを幕府に訴へ、兵を出して之れを擊ち克たず、其の首領多く刑せらる、此に於て一藩嚮背を定め藩論稍ぼ定まる」○武田正生、藤田小四郎等越前敦賀に於て刑せらる ○二月酒井忠績を以て大老となす○四月七日元を慶應と改む ○老中水野忠精、稲葉正邦、諏訪忠誠罷む、松平康直老中となる、○幕府再び長州討伐の令を下す、尾張慶勝書を幕府に呈して之れを諫止す、幕府聽かず○閏五月將軍家茂親ら長州を征せんとし、海道より京師に入り尋で大坂に進む○九月老中阿部正外、松前崇廣罷む○橫濱に在留の各外國公使等軍艦を率ひて兵庫に來り、兵庫港を開かんことを請ふ、且つ期を刻して之れを迫る、家茂內外多事、謀出づる所を知らず、遂に上表して職を辭せんと請ふ、之れを聽さず又勅許を得て港を開き、條約を結ばんと請ふ○十月詔して條約を結ぶを許す○是月板倉勝靜再び老中となる、小笠原長行亦た老中となる、○十一月井上正直再び老中となる○大老酒井忠績罷む○十二月老中本多忠民罷む ○是月幕府長藩の國老を大坂に召す長藩命を奉じ、宍戶備後介廣島に至る、幕府藩內の騷擾を鎭る、備後介具に之れを辨明す、聽かず之れを廣嶋に幽し、遂に諸藩の兵を廣嶋に進む○是歲英、佛、露の諸國に留學生を派遣す ○祇園臨時祭を復興す、○土佐の高市半平太殺さる○福澤諭吉江戶に慶應義塾を創設す ○齋藤拙堂歿す、年六十九○歐川豐國歿す。

四　一八六五

二五二六　丙寅　二

薩藩、征長の名なきを以て出兵を辭す、（是より先き京師の變、薩藩痛く長兵を擊ち捕獲頗る多し、既にして藩論、兵を國內に結ぶは上策に非ず、海內一致以て皇國を保護すべしとて長の捕囚を還し、密使を長州に遣し、好を通ず、蓋し土佐の坂本龍馬、薩長の間を調停せんとし同藩士中岡愼太郎、土方太一郎（久元）等と共に兩藩士の間に周旋し長の木戶準一郎（孝允）、高杉晉作、廣澤兵助、薩の西鄕吉之助（隆盛）大久保市藏（利通）等に說き頻ぶる奔走し、兩藩始めて怨を解く、故に此の事あり）○幕府の砲術家高嶋秋帆（四郎太夫高敦）歿す年六十八○四月稲葉正邦再び老中と爲る○是月 幕府令を長州に下し曰く、封十万石を削る曰く藩主父子の終身を禁錮す、曰く三老の家を絕つ、因て日を限り奉命の答書を致さしむ、一藩憤怒益々防備を堅め、答書を致さず○六月老中水野忠精罷む○是月幕府遂に命して兵を進め長藩を四面より攻擊す、幕軍利あらず、蓋し長軍は無務輕衣、專ら銃隊を用ひ、幕軍は甲冑刀槍を用ふ、勝敗の數自ら差あり○七月老中松平宗秀罷む、水野忠誠老中と爲る、○長軍豐前に小笠原（小倉侯）の軍を破り遂に小倉城を取る○八月幕軍進擊利あらず、大に武威を損す○是月將軍家茂大阪の陣中に薨す、年二十一○朝廷將軍の

五　一八六六

紀元	干支	年號	天皇	攝政關白	太政大臣	左右大臣	征夷將軍
二五二七	丁卯	三	今上（踐祚）	（攝政）		藤原忠房　藤原道孝 藤原實良　藤原家信	源慶喜　幕府廢し王政復古す

重要記事

發するに因て勅して征長の兵を罷めしむ、一橋慶喜、勝安房を長州に遣し喩して兵を收めしむ○幕府諸藩に命して兵を退けしむ、長軍亦尋て退き、事平ぐ○九月一橋慶喜入つて宗家を嗣ぐ○十月老中水野忠誠薨ず○十二月徳川慶喜を征夷大將軍に拜し、内大臣に任ず○是月廿五日天皇痘を病で崩ず壽三十六、帝聰明、嘗て歷聖の諡號を改正し、和氣清麿に贈位あり、外交起りてより以來深く叡襟を惱し給ひ、社稷の爲めに叡慮せらるゝ深遠なりしが、不幸にして早く崩ず給ふ、天下皆なこれを哀悼して止まず○是歳幕府小出大和守を露に遣し樺太の國境を議し、終に彼我人民の雜居を約して歸朝す○榎本武揚等軍艦開陽艦等を廻航して和蘭より歸る○伊太利國と通商條約を結ぶ。

▲正月九日皇太子睦仁親王踐祚、御年十六、關白齊敬攝政たり、○是月廿五日先帝を山城國愛宕郡東山泉涌寺の後山に葬り、後月輪陵と號す、諡を孝明天皇と奉る○詔して有栖川熾仁親王以下の幽屏を宥す○將軍慶喜奏して名望の諸侯を京師に會して共に事を謀らんことを請ふ、之れを許す○四月松平春嶽（慶永）、鍋島閑叟（齊正）竹内容堂（豐範）、島津久光等上京す、尋て山内容堂病を以て國に歸る○五月兵庫港を開く○山内容堂書を將軍に呈して政權の奉還を勸む、尋で其の藩士後藤象次郎を上京せしめ、親しく說かしむ○六月老中井上正直罷む、○薩藩士小松帶刀亦た後藤象次郎と共に將軍に政柄を解んことを勸む○神戸港を開く○土佐藩士坂本龍馬殺さる○將軍慶喜書を作り、諸代諸侯に示して政權奉還の意を告ぐ○九月攝政齊敬左大臣を罷む、藤原忠房左大臣に任ず、右大臣公純罷め、藤原實良右大臣に任ず○松平定昭老中と爲る○十月將軍上書して軍機を奉還せんことを請ふ、朝廷之れを許し且つ詔して曰く、諸侯の進退を除くの外、諸藩入京の後に之れを決せん自餘の事務は姑く舊に依つて之れを掌るべしと、○老中松平定昭罷む○左大臣忠房右大臣實良罷め、藤原道孝左大臣に、藤原家信右大臣に任ず○十二月酒井忠惇老中と爲る○是月詔して遽かに會津藩の九門宿衞を罷め、薩士等諸藩をして之に代らしむ○京都所司代松平定敬罷む○是月又攝政、關白及び幕府を廢し、總裁、議定、參與の三職を置き、諸政を總へしむ、（總裁有栖川熾仁親王、議定、仁和寺宮嘉彰親王山階宮晃親王、三條實美、岩倉具視、中山忠能、徳川慶勝、島津久光、松平慶永、山内豐信等、參與、大原重徳、西郷隆盛、大久保利通、木戸孝允、後藤象次郎等）源賴朝、幕府を鎌倉に開き、政權武門に歸せしより六百八十四年、茲に至て朝廷に復歸す○詔して毛利氏を京師に召し其の一族の官位を復し、尋で六卿を召して歸京せしむ○徳川慶喜、松平容保（會津侯）、松平定敬（越中守、桑名侯）大阪に下る、朝議其の擧動を怪み、會桑兩

支那 帝王	支那 年號	西曆
		一八六七

二五二八

戊辰

明治元 閏四月

（即位）

三條實美

藩の入京を禁ず。

正月天皇御加冠あり○是月徳川慶喜、會桑兩藩を先鋒として入京せんとす、官軍會桑兩藩の兵を鳥羽、伏見に破る、慶喜等大坂に奔り、尋て慶喜、會桑兩藩主及び老中板倉勝靜等と軍艦に乘じて江戸に走る、○老中板倉勝靜罷む○詔して慶喜以下の官爵を削り東征の師を起し、有栖川宮を征東總督とし錦旗節刀を授く○二月老中稻葉正邦、酒井忠惇、松平康直、小笠原長行等皆々罷めらる○外國事務官を設け仁和寺宮嘉彰親王を總裁に、三條實美、東久世通禧、後藤象次郎等を取調掛と爲し、國書を各國公使に附して大政復古の事を通知す○三月各國公使入朝、天皇に拜謁し、王政の盛を賀し、更に相互の交誼を約す○是月二條城に太政官代を置き、初め、官制を定め、神祇、内國、外國、陸海軍、會計、刑法、制度の七科とし、議定、參與をして分掌せしむ、後ち之れを改め三職八局と爲す、即ち前の七科を局に改め別に總裁局を設く○天皇、公卿諸侯を會し、天神地祇を祭り、五ヶ條の誓勅を下し給ふ、曰く廣く會議を興し萬機を公論に決すべし、曰く上下心を一にして盛んに經綸を行ふべし、曰く官武一途庶民に至るまで各々其の志を遂げ人心をして倦まざらしめんことを要す、曰く舊來の陋習を破り、天地の公道に基くべし、曰く智識を世界に求め、大に皇基を振起すべし、○天皇大坂に幸す○東征の官軍、東山、東海の兩道より進發す○慶喜恭順、寛永寺に屏居す○慶喜、勝安房を遣し官軍の參謀西郷隆盛に品川に會して其の恭順の意を開陳せしむ○官軍江戸攻撃を止め、尋て江戸に入りて屯營す○四月勅使江戸城に入る、田安慶賴迎謁す、勅旨に曰く、城及び軍艦を獻ぜよ、曰く、逆を助くる者特に死一等を減し罪を定めて之を奏せよ、慶喜の死一等を減し水戸に屏居せしむと、慶喜命を畏み水戸に退隱す○官軍、幕府の脱兵、大鳥圭助、松平太郎等將たり、及び會藩の徒を總野の間に討ち、互に勝敗あり、尋て賊徒潰走す○是月天皇京師に還幸す、○詔して楠正成の祠を兵庫に建て、號を湊川神社と賜ふ○閏四月三職八局を廢し、議政以下の七官【議政立法を掌る、行政、神祇、會計、軍務、外國、以上行政を掌る、刑法、司法を掌る】を設く、○京都府を置く○詔して田安龜之助徳川家達を以て宗家を嗣がしむ○舊幕府旗下の士池田大學等、彰義隊を結び彰義隊と號し、輪王寺宮を擁して上野に據り事を謀らんとす、朝議追討の命を下す○五月右大臣家信罷め、藤原實美【三條】右大臣に任ず○官軍三道より奥羽に進撃す○官軍上野を攻む、彰義隊大敗、殘徒奥州に走る○是月徳川氏に駿、遠、奥、羽の地七十万石を賜ふ○六月賊の一軍箱根に據る、小田原藩之れを援く、官軍討て之を平ぐ、小田原藩の封を削り其の罪を宥す○詔して豐臣秀吉の祠を再興す○大阪府を置く○官軍白川、棚倉等の諸城を拔く○七月官軍岩城平、長岡等を拔く○仙台、南部、米澤、庄内等の諸藩、會津に應援す、詔して仙台以下の官爵を削り、追討の命を下す○是月詔して江戸を改めて東京と名け、東京府を置く○是月官軍等しく會津に迫る。○八月廿七日天皇即位、○米澤藩降る○九月八日元を明治と改め、詔して一世一元と定む○天皇御聖誕の日を以て天長節の祝祭を行はる○會津藩降を乞ふ、之れを許す、時に九月廿三日なり尋て仙台、南部、庄内等皆な降る○十月天皇東京に幸す○有栖川總督の宮、奥羽鎭定するを以て錦旗節刀を奉還す○十一月松平容保【會津侯】以下二十三藩主の死一等を減じ、各藩に幽し、仙台、米澤以下の封三分の一を削り、同族を以て封を嗣がしむ、後ち陸奥の内三万石を容保の族に賜ひ、其

紀元	干支	年號	天皇	太政大臣	左右大臣
二五二九	己巳	二			三條實美

重要記事

の祀を存す、是に於て天下略ぼ定まる○十二月天皇京都に還幸○十一月是より先き德川氏旗下の士榎本鎌次郎(武揚)等哀訴するを以て軍艦數艘を賜ふ、榎本等軍艦を率ひて東に走る、是に於て東北悉く降伏し身を容るるの地なし、大鳥圭介等の脫兵之れに加はり、箱館を取らんとす、佐竹、津輕等の官軍之れを防ぐ、榎本等、箱館、五稜廓、松前、江差等を略し之れに據る、○是歲國用足らざるを以て紙幣を發行す○刑法を定め、磔、焚、二刑を廢す○太政官日誌を發刊す○西班牙、瑞典の二國と條約を結ぶ○陸奥を割て磐城、岩代、陸前、陸中、陸奥の五國とし出羽を割て羽前、羽後と爲す○十二月廿八日女御藤原美子を立てて皇后と爲す○新潟港を開く。

正月近畿關西の諸侯入朝、正を賀す○三條實美右大臣を罷む○刺客、參與横井平四郎を暗殺す、後ち捕へて之れを誅す○詔して諸國の關門を廢す○新聞紙の發行を許す○三月天皇東京に幸し、永く帝都を奠む(桓武帝延暦十三年、平安奠都より今年まで一千〇七十五年なり)○五月是より先き官軍、箱館の賊を攻擊し、互ひに勝敗あり、此に至りて賊勢大に沮む、官軍使を遣し賊將等に說くに順逆を以てす、十八日に至りて賊將等皆な降伏す、之れを東京に押送す、東陸全く平ぐ○六月丁卯、戊辰以來の軍功を賞す○是月又官制を改め、太政官に左右大臣大納言參議を置き神祇官を其の上に置き其他の官名を改む(後又太政大臣を置き大納言を廢す)左大臣道孝罷む、三條實美更に右大臣に任ず○是月民部、大藏、兵部、刑部、宮內、外務の六省及び彈正臺を設け、官等を分ちて七等とし勅任、(三等以上)奏任(五等以上)判任(六等以下)と爲す、又位階二十階を定む、松平慶永を、民部兼大藏卿に、嘉彰親王を兵部卿に、正親町三條實愛を刑部卿に、萬里小路博房を宮內卿に、澤宣嘉を外務卿に任ず○司法省に命じ法律を制定せしむ(新律綱領是れなり)○招魂社を東京に建て、王事に死せる者の靈を祭る○蝦夷を改め北海道を置き十一ヶ國と爲す(渡島、後志、石狩、天塩、北見、膽振、日高、十勝、釧路、根室、千嶋)○九月民部卿兼大藏卿松平慶永辭し、伊達宗城之れに代る○十月皇后東京に行啓す○是歲薩、長、土、肥の四藩主、率先して藩籍を奉還せんと請ふ、列藩相踵で之れに倣ふ、朝廷之れを允し、舊藩主を以て知藩事と爲し、藩制を改革して府縣の制に倣はしむ○舊領地貢收の十分の一を以て、各知藩事の家祿と爲す○公卿、諸侯の稱を廢し、總て華族と爲し、中下大夫以下の稱を廢し、總て士族、卒と爲す○墺地利との條約成る○英國の皇子來朝○昌平黌を改めて大學本校と爲し、開成所を南校と稱し、醫學所を東校と云ふ○參議大村益次郎、刺客の爲めに暗殺せらる○詔して德川光圀に官位を追贈せらる(尊王首唱及び修史の勳に因る)○米澤の舊藩士雲井龍雄等叛を謀り誅せらる○創めて東京横濱間に電線を架す○十二月嘉彰親王兵部卿を辭す○當時我が國の人口凡そ三千三百六十二萬餘人あり。

正月山口藩の卒亂を作し、藩廳を圍む、藩知事討て之れを平ぐ○國旗の徽章を日章と定む○華族の涅齒及び黛を停めしむ○米、英、蘭、伊の諸國公使來る○令して種痘を行はしむ○四月熾仁親王、兵部卿に任ず○六月德島藩騷擾す、黑田清隆、田

支那 帝王	支那 年號	西暦
		一八六九

二五三〇	二五三一	二五三二
庚午	辛未	壬申
三 閏十月	四	五
三條實美		
		岩倉具視
九	一〇	一一
一八七〇	一八七一	一八七二

中不二麿等を遣し之れを鎭定す○七月伊達宗城民部卿を罷め、大藏卿專任となる○是月詔して大友帝を弘文、淡路發帝を淳仁、九條廢帝を仲恭と追諡す○普、佛、戰爭の爲めに局外中立を公布す○織田信長の廟に建勳神社の號を賜ふ○九月平民に苗字を許す、華、士族、平民の婚嫁を許す○十月正親町三條實愛刑部卿を罷む○十一月大坂に造幣寮を設く○梟刑を廢す○使節を朝鮮に遣す○十二月諸國の社寺領を收む○四親王(有栖川、伏見、閑院)の外諸王皆な二世より姓を賜ひ、華族に列するの制を定む○新律綱領を頒布す○是歲北白川宮能久親王、獨逸に留學せらる○支那人賣男賣女賣買事件あり○歷世山陵の追祭年數を定めらる、○青山延光薨す、○始めて馬車人力車を用ゆ。

大坂造幣寮成り、始めて蒸氣機械を以て金銀貨幣を鑄造す○參議廣澤兵助刺客の爲めに害せらる○毛利敬親卒す○伊藤玄朴歿す○宗重正を朝鮮に遣し通商談判を爲さしむ○六月熾仁親王兵部卿を罷む、○萬里小路博房宮內卿を罷む○大藏卿伊達宗城罷め、大久保利通之れに代る○始めて郵便法を設け、全國に郵便局を置き、信書の遞送を便にす○大祓を再興す○新に兵制を設け、薩、長、土の三藩より士卒を徵して御親兵と稱し、次て一万石に付五人宛の兵士を徵して、全國に四鎭臺(東京、大坂、仙臺、熊本)を置く○七月大木喬任民部卿に任ず、尋で民部省を廢す○刑部省、彈正臺を廢し、司法省を設け、歐洲諸國の法律を參酌して改定律令を定む○外務卿澤宣嘉罷め、副島種臣、澤宣嘉に代て外務卿と爲る○是月太政官の官制を改む○新に文部省を置き大木喬任文部卿に任ず○大、中、小學の制を定め、學齡を定めて、男女六歲以上は皆な就學せしむ○右大臣三條實美太政大臣に任ず○是月詔して諸藩知事を召し、列藩を廢して悉く縣と爲し、新に縣知事を任命す○海陸軍律を定む○穢多非人の稱を廢し、都て新平民と爲す○瑞威との通商條約成る○散髮脫刀の令を布く○圓金新貨幣を發行す○花房義質を公使として朝鮮に遣し通商條約を議せしむ○布哇國との通商條約成る○岩倉具視、副島種臣に代て外務卿と爲る○十月德大寺實則宮內卿に任ず○岩倉具視右大臣に任す○十一月十七日大嘗會を行はる○是月副島種臣、岩倉具視に代て、再び外務卿に任ず○岩倉具視を全權大使と爲し、木戶孝允、大久保利通、伊藤博文等を副使として、歐米諸國に遣し、國政の改革を告げ、併せて條約改正を謀らしむ、各省も亦た理事官を發して、海外の事情を視察せしむ○是月全國を分ちて三府七十二縣と爲す○是歲東京、長崎間電線成る○三菱會社の創立○普化僧及び盲人職を廢す○始めて邏卒を置く○外山光輔等誅に伏す。

正月外國公使等參朝正を賀す○是月保科容保、仝喜德、松平定敬等の禁錮を免す、○新紙幣を發行す○三月庄屋、名主、年寄を廢し、區長、正副戶長を置く、○東京日々新聞の創刊○賊渡邊悌輔等新潟縣廳を襲ひ官吏を殺害し兇徒を嘯集す、官兵討て之れを誅す○參議江藤新平司法卿に任ず○教部省を置く、嵯峨實愛、教部卿に任ず○兵制を改め歐州の制に模し、兵部省を廢し、陸軍、海軍二省を置く○徵兵令を布き、全國の男子二十歲に達すれば、凡て兵籍に編入することゝなり、天皇は陸海軍の大元帥たり○近衞兵を設く○諸宗に管長を設け、教導職を置く○修驗宗を禁ず○僧侶をして姓氏を稱せしめ、一般に肉食妻帶を許す○五月天皇、山陽、西海の諸道に巡幸す○琉球人六十餘人、臺灣に漂着し、土人の爲めに虐殺せらる○小

紀元	干支	年號	天皇	太政大臣	左右大臣	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦
						原鐵心歿す○始めて東京市内に瓦斯燈を點す○學制を頒つ○山内容堂卒す○始めて國立銀行を立つ○七月天皇東京に還幸なる○九月琉球王の正副使入朝す、詔して王尚泰を藩王とし華族に列し、邸を東京に賜ふ○始めて裁判所を置く○東京横濱間の鐵道成る、我が國鐵道布設の創めなり○露國皇太子來遊あり○始めて博覽會を開く○十月教部卿嵯峨實愛罷め、文部卿大木喬任、教部卿を兼任す○十一月太陰暦を廢し、太陽暦を頒布し、十二月三日を以て明治六年一月一日と定む○神武天皇即位の年を以て日本紀元一年と定め、毎年二月十一日を以て紀元節祭日と定む○秘魯船事件あり○政府部内に朝鮮征討の論起る○禮服の制を定む、○領事館を支那の福州、上海及び香港に置く○令して人身賣買を禁ず。			
二五三三	癸酉	六				一月六鎭臺(東京、仙臺、名古屋、大坂、廣島、熊本)を置き、五畿八道の兵備を管せしむ○五節句を廢し、三大節を以て祝日と爲す○證劵印紙を發行す○三月天皇斷髮○皇太后、皇后、黛を廢し、涅齒を停め給ふ○復讐を禁ず○外人との結婚を許す○臺灣土人、我が藩民(備中の漁民)を虐殺す○琉球藩臣、東京に駐在す○四月教部省を廢す○大木喬任文部卿を罷む○五月皇居災あり、天皇赤阪離宮に徙御し、假皇居と爲す○琉球藩王入朝す○始て公園を設く○六月清國との修好條約批准交換成る○七月地租改正、地價百分の三と爲す○始めて銀行紙幣を發行す○外務卿副島種臣を全權大使として清國に遣し、臺灣土民の亡狀を詰めしむ○火葬を禁ず○始めて銅貨を鑄る○新聞紙條例を發布す○學制の改正、小學其の他の學校漸く盛んに起る○開成學校立つ○十月遣歐米大使岩倉具視等歸朝す○是月征韓論益々熾んに、議遂に協はず、陸軍大將參議西郷隆盛、參議板垣退助、後藤象次郎、司法卿江藤新平、外務卿副島種臣、參議前原一誠等皆な職を辭し、西郷、板垣、後藤、江藤、前原、陸軍少將桐野利秋、篠原國幹等皆な國に歸る○是月大隈重信、大久保利通に代て大藏卿に任じ、山縣有朋陸軍卿に、勝安房海軍卿に、大木喬任司法卿に、寺島宗則外務卿に任ず○是月内務、工部の二省を增置し、伊藤博文工部卿に任ず○十一月大久保利通内務卿に任ず○是歳、越前、美作、筑前、阿波、讚岐等に土寇蜂起し、官衙、民家を毀燒す、尋で平ぐ、愚民皆な改暦、及び徵兵の新令等を悦ばざるに因る○八田知紀歿す ○是歳坂神間の鐵道起工す。		一二	一八七三
二五三四	甲戌	七				一月木戸孝允、文部卿に任ず○青山御所成り、皇太后徙御す○兇徒武市熊吉等右大臣岩倉具視を要撃して傷を負はしむ、尋で捕へられ誅せらる、(曾て西郷隆盛、板垣退助等、朝鮮人の悖慢なるを憤り、征韓論を主張す、去年岩倉具視等歐洲より歸り、其不可を鳴らして之れを停む、朝議遂に征韓を聽さず、西郷等皆な引退す、武市等亦た主戰論者、故に之れを含みて具視を要撃す)○二月臺灣征討論起る○始めて軍隊に軍旗を授與す○僧尼の族籍を定む○前參議江藤新平、島義勇等と亂を佐賀に起す、(新平、征韓論の容れられざるを以て、職を辭して佐賀に歸り、島義勇等と謀り、縣下不平の徒を集めて縣廳に迫る)、朝廷熊本鎭臺に命じて之れを鎭撫せしめ、尋で内務卿大久保利通等を遣し、伏見宮を以て征西都督として之れを討たしむ、官軍進んで佐賀城を攻む、新平等抗し難きを知り夜に乘じ城を出で走る、獨り		一三	一八七四

二五三五	乙亥	八
二五三六	丙子	九

嶋津久光

其の徒朝倉尙武等要害に拠り官軍に抗す、官軍奮戰之れを破る、尋で新平等を土佐に捕へて斬に處し亂全く平ぐ○四月嶋津久光を左大臣に任す○大阪、神戸間鐵道成る○五月詔して陸軍少將西郷從道を都督とし軍艦を發し臺灣の土蕃を討たしむ(是に先き土蕃我漂民を虐殺す、去年朝廷外務卿副嶋種臣を全權大使として清國に遣し、之れを責めしむ、然るに清國は臺灣を以て化外地と爲して、我が求めに應ぜざるを以てなり)、土蕃猛悪、屢々我兵を苦しむ、我兵奮擊して大に其の巣窟を燒き據道を絕つ、敵軍遂に窮蹙して出て降る○五月木戸孝允文部卿を辭す○郵便爲替條例の發布○全國戸籍表成る○八月参議內務卿大久保利通を特命全權辨理大臣として清國に遣す(我が國の臺灣を征するや、清國は頻に臺灣を化外地として我が要求に應ぜざりし前言を食み、臺灣を失はんことを恐れ、全嶋を其の領地なりと唱へ、我が征討に異議を挾めるを以てなり)○清國遂に償金五十萬兩を出して事漸く平ぐ、(大久保利通、清國に往きて蕃地の所屬を論ずること凡そ七回、清國頑冥、一旦媾和全く破れ歸國せんとす、英國公使之れを調停し和議漸く成る)○征討都督西郷從道等凱旋す○金星現はる○十一月全權大臣大久保利通歸朝す○是歲伶人をして歐洲の樂譜を學ばしむ○和蘭公使ホルスボク瑞典國す。

諸稅則を定む○出版條例を發布す○勳位賞典を定む○四月勝安房海軍卿を辭す、○火葬禁止の令を廢す○元老院及び大審院を設く○左右院を廢す○硝子製造所を大阪に創立す○六月始めて地方官會議を東京淺草本願寺に開く、木戸孝允議長たり○讒謗律を發布す○始めて衛生局を置く○關稅及び地方稅を定む○九月我軍艦雲揚號、淸國牛莊に赴かんとして朝鮮江華嶋に寄泊し、薪水を取らんとす、守備兵、砲擊して我二人を傷く、我が艦其の砲臺を擊燒し、長崎に歸りて之れを報告す○十月嶋津久光左大臣を辭す○十一月露國と千嶋樺太の交換條約成る(文久二年德川幕府使を露國に遣し、北緯五十度を以て日露兩國の境界とし、露人の南下を防がんとせしも果さず、明治維新に及び、我が政府は米國政府を介し、五十度を以て境界と爲さんとせしも、露國之れに應ぜず、本年五月我が政府は、露都駐劄全權公使榎本武揚をして、露國と議せしめ、遂に樺太全嶋を彼れに與へ、千嶋群を我れに取りて、漸く其の局を結ぶ)○是月参議黑田清隆を全權辨理大使とし、井上馨を副使として朝鮮に遣し江華嶋砲擊事件を談判せしむ○是歲商法講習所創設せらる○邏卒を改めて巡査と稱す○始めて洋紙を製す○郵船會社始めて上海航路を開く○英、佛二國橫濱の衛兵を撤す○是歲木戸孝允病を以て職を辭す、天皇之れを惜みて、新に內閣顧問の職を設け、之れに任ず○立憲政体の詔勅を渙發せらる。

二月朝鮮江華嶋の暴擧を謝し、修好條約を締結す、尋で全權大使黑田清隆等歸朝す○三月士民の佩刀を禁ず○一般一六の休暇を廢し日曜日を以て休日と爲す○六月天皇奧羽地方を巡幸す○道路の等級を定め、國、縣、里の三道に別つ○國立銀行條例を發布す○七月京都大阪間鐵道竣工す○八月韓國と貿易規則を締結す○第一國立銀行立つ○華士族の家祿を以て公債に改む○東京蠣殼町米商會所、兜町取引所立つ○十月熊本神風連(神道を尊び、常に新政を喜ばざる一組)の徒浦新記等亂を作し、突然熊本鎭臺を襲ふて之れを燒き、司令長官陸軍少將種田政明を殺し、縣令安岡良亮を傷け、縣廳に迫る、秋月の兇徒亦た之れに應ず、官陸軍少將大

今上(光緒帝)

光緒元	一八七五
二	一八七六

紀元	干支	年號	天皇	太政大臣	左右大臣
二五三七	丁丑	一〇			

重要記事

山縣等を遣し之れを鎮せしむ、鎮臺兵討て之れを平ぐ○前參議前原一誠等亂を山口に作す、官、陸軍少將三浦梧樓等を遣し討て之れを平ぐ、（前原一誠、頃年征韓論の行はれざるや職を辭して鄕里萩に歸る、是に至り熊本の乱起るに乘じ、衆を集め縣廳を襲ひ、公金を奪ひしが、官兵の爲めに破られ誅に伏す）○是歳僧親鸞に見眞大師の諡號を賜ふ○安井息軒、岡田平藏歿す○府縣制を改め、全國を三府三十五縣と爲す○十二月三重縣、茨城縣に土寇蜂起す、皆な石代金納を悦ばざるに因ると○是歳仁孝天皇三十年祭を行はせらる。

一月地租輕減の詔勅下る、（地價百分の三を百分の二分五厘と爲す）○府縣正權參事を廢し大少書記官を置く○是月天皇、皇太后、皇后、京都に行幸啓あり、卅日天皇、皇太后、皇后、泉涌寺に行幸啓し、後月輪東山陵（先帝の御陵）を祭り給ふ○二月十一日天皇大和に幸し、畝傍山東北陵（皇祖神武帝御陵）に參拜せらる○是月前陸軍大將參議西鄕隆盛、陸軍少將桐野利秋、仝篠原國幹等亂を鹿兒島に起し進んで熊本城を攻む（頃年征韓論の行はれざるや、隆盛等皆な鄕里鹿兒島に歸り、私學校を起して子弟を養成す、部下血氣の士多く之れを崇拜し、遂に政府に叛す、所ありと稱して兵を擧ぐ）○仝十九日詔して有栖川宮熾仁親王を征討大總督とし、陸軍中將山縣有朋、海軍大輔河村純義を參軍とし、少將野津鎭雄、三好重臣を參謀とし「近衛兵を發して鹿兒島の賊を討たしむ○仝廿四日詔して西鄕隆盛以下の官爵を削る○是日總督宮京都を發し征途に上る○熊本鎭臺司令長官陸軍少將谷干城、熊本城に據て固守す、（是れより先き鹿兒島縣令大山綱良賊の爲めに書を作り、熊本縣廳及び鎭臺に報ず、書辭悖慢、谷司令官其の非義不遜を怒り、兵を出して肥の境を扼す、衆寡敵せず退て城に據る、賊徒一萬五千を以て包圍す）○參謀野津三好等賊を高瀬川に破る○總督宮福岡城に入り總督府を置き、又參軍本營を南關に置く○三月八日勅使柳原前光鹿兒島に赴き勅旨を嶋津久光に傳ふ、陸軍中將黑田清隆、大警視川路利良等軍艦七隻を率ひて勅使を護衞し到る、嶋津久光謹んで勅旨を奉ず○清隆等鹿兒島の砲臺を破り砲門に釘し、彈藥製造所を毀ち、賊の糧食を奪ひ、其の後援を絶つ○勅使歸京す○鹿兒島縣令大山綱良の官爵を削り東京に護送す○岩村通俊を以て鹿兒島縣令と爲す○各鎭臺の兵陸續戰地に進軍す○別働旅團を編制し、拔刀隊を發遣す○仝廿六日官軍田原坂を拔く○仝卅一日天皇大阪鎭臺病院に臨幸し、親しく創傷の戰士を御慰問あらせらる○四月一日中津の舊士族增田增太郎亂を作して西鄕に應ず、縣官討て之れを平ぐ○官軍植木、木留、山鹿を拔く○官軍進んで宇土に至る○始めて內國勸業博覽會を開設す○熊本籠城數旬、糧食彈藥殆ど竭きんとす、籠城の部將奧少佐（保鞏）一大隊を率ひ圍を突て出で奮戰宇土に達し尋で本營に至り、具に狀を告ぐ○官軍大擧賊を背後より攻擊し遂に之れを破り熊本の圍を解く○總督本營を熊本城に移し、賊軍を木山に破る、賊退ひて日向に入り人吉に據る○五月內閣顧問木戶孝允薨す、天皇哀惜、正二位を追贈し金幣を賜ふ○六月官軍進んで人吉を陷る○七月卅日天皇、皇后兩陛下「東京に還幸○八月官軍延岡を陷る○九月一日賊軍鹿兒島を襲ひ、尋で敗れて城山に據る○仝日諸道の官軍鹿兒島に集り、城山を圍む○中津の賊首增田增太郎捕

支那 帝王	年號	西暦
	三	一八七七

二五三八	戊寅	一一	四	一八七八
二五三九	己卯	一二	五	一八七九

へらる○仝廿四日官軍城山を陥る、賊將西郷隆盛、桐野、村田等皆々戰死し、賊盡く平ぐ○大山綱良を長崎に斬る（初め綱良鹿兒嶋縣令たり、密かに隆盛に通じ、桐野等と相議し、政府の警視廳官吏を捕縛糺弾して無根の口供を羅織し、又擅まゝに官金を掠め賊徒の軍費に充つ、遂に勅使下向の際、東京に護送せられ、是に於て刑せらる）○十月十日總督宮以下東京に凱旋す○仝三十日鹿兒嶋の賊徒降服の處分を爲し、事全く畢る○十一月大に論功行賞なり、有栖川熾仁親王を大勳位に叙し、菊花大授章を賜ふ、其の他賞賜各々等差あり○是歳諸國虎列拉流行し、西南の地最も甚だしく死者七千九百余人と註す○開成學校を改め東京大學と稱す○學習院の設立成る○博愛社立つ○修史局を設く○北白河宮能久親王、獨逸より皈朝あり○秋元正忠、伊達自得居士、奥宮慥齋、加藤千浪等歿す○是歳第一皇子敬仁親王御誕生、建宮と申す。

中央電信局を東京に建設す○林鶴梁歿す○四月地方官會議を開く、伊藤博文議長たり○五月十四日參議内務卿大久保利通、刺客嶋田一郎等の爲に害せらる、天皇哀悼、正二位右大臣を贈り、又金幣を賜ひ、其の子利和を華族に列せらる、尋で嶋田一郎等死刑に處せらる○始めて士族の功臣を華族に列す○是月參議工部卿伊藤博文を内務卿に、工部大輔井上馨を工部卿に、參議西郷從道を文部卿に、海軍中將川村純義を海軍卿に任す○六月海軍士官學校成る○起業公債を募集す○東京兜町株式取引所の創立○元老院幹事陸奥宗光及び林有造等罪あり獄に下さる○東京に虎列拉病大に流行す○郡區町村、編制法及び府縣會規則を定て發布す○皇子建宮敬仁親王薨す、御年二歳、小石川豐嶋岡に葬る○諸國大雨、洪水あり、又蝗害あり○士民の結社議政を禁す○商法會議所の創設あり○八月近衛砲兵亂を作し、其營所を焚き、將校數人を殺す、遂に訴ふる所あらんと稱し皇居に趨んとす、近衛步兵及び警視巡査等を遣し之れを鎭む、事平ぐ、後其の首謀を捕へて軍律に處す○是月天皇東海、北陸兩道を巡幸あり、右大臣岩倉具視以下百僚扈從す○十一月天皇還幸○是月東京府管轄の區劃を改定し十五區六郡と爲し、區長、郡長を置く、他の府縣亦た皆な其の制に倣ふ○十二月陸軍參謀局を廢し更に參謀本部及び監軍本部を置く○陸軍大將有栖川熾仁親王を參謀本部長に任じ、陸軍卿山縣有朋を監軍に、文部卿西郷從道を陸軍卿に任す○紙幣局を改めて印刷局と稱す○是歳大槻磐溪、菊池容齋歿す○是歳より春秋二季に皇靈祭を行はせらる○清國大饑饉、諸外國と共に金穀を義捐し之れを救恤す○是歳始めて府縣會を開く。

勤儉の詔勅下る○四月琉球藩を廢し沖繩縣を置く○萬國聯合電信條約に加盟す○學士會院設立せらる○梟刑を廢す○洋銀取引所設立（横濱）○米國、我國との條約改正を承認す○五月獨逸皇孫來遊す○六月東京九段坂上の招魂社を靖國神社と改稱す○七月北米合衆國前大統領グランド氏來遊す、官民之を歡迎す○伊國皇族セノア公來遊す○八月天皇上野公園に臨幸す、百官扈從し、米國貴賓グランド氏、獨逸皇孫、伊國セノア公及び各國公使等亦た陪從す是日府民八十歳以上の者に物を賜ふ○英人リート及びヘンチッシ、清人王紫詮（循環日報記者）等來遊す○朝鮮國我が國の爲めに元山津を開く○陸軍省の職制及び鎭臺條例等を更定す○是月三十一日皇子嘉仁親王御降誕、明宮と申す○九月參議外務卿寺嶋宗則を文部卿に、參議工務卿井上馨を外務卿に、陸軍中將山田顯義を參議兼工部卿に任す○海

紀元	干支	年號	天皇	太政大臣	左右大臣	重要記事	支那帝王年號	西曆
						上保險會社を創立す○學制を改正す○十月徴兵令を改正す○是歲、參議大原重德薨ず大警視川路利良卒す○吳服行、紅蘭女史歿す○音樂取調所を置く○集治監を設く○在野有志の政論漸く盛に論客、各地に黨を結ばんとす、○諸國虎列拉病流行、死者十萬余人と註す○十二月廿七日東京大火（京橋區箔屋町に起り、蠣殼町、深川に及ぶ）延燒一万八千余戸、死傷者あり。		
二五四〇	庚辰	一三			熾仁親王	二月陸軍大將有栖川熾仁親王を左大臣に任ず○地方官會議を東京に開く元老院副議長河野敏鎌議長たり○大藏卿大隈重信陸軍卿西鄕從道、海軍卿川村純義、內務卿伊藤博文、司法卿大木喬任、工部卿山田顯義、文部卿寺嶋宗則辭任し、元老院議長佐野常民を大藏卿に元老院副議長河野敏鎌を文部卿に、工部大輔山尾庸三を工部卿に、陸軍中將大山巖を陸軍卿に、海軍中將榎本武揚を海軍卿に、大藏大輔松方正義を內務卿に、司法大輔田中不二麿を司法卿に任ず○驛遞總監を設け、前嶋密之れに任ず○正金銀行を橫濱に創立す○府縣會規則を改正す○區町村會法を發布す○始めて公使館を朝鮮に置き花房義質を以て辨理公使に任ず○米穀、金銀相場を停止す○備荒儲蓄法を頒布す○六月天皇山梨、三重の二縣及び京都府等を巡幸し、伊勢大廟、京都泉涌寺後月輪の山陵（先帝御陵）に參拜せられ、海路、東京に還御す○七月刑法を改定し斬首の刑を廢し、又治罪法六[illegible]と共に頒布す（來る十五年一月より實施）○八月朝鮮修信使金宏集等來朝す○朝鮮我が國の爲めに仁川港を開く○九月酒造税則を改定す○十月三日武藏國大風水、東京最も烈しく、屋を破り樹を拔き、死傷者多し○十月地方税則を改め、正税五分の一を三分の一と爲す○十二月教育令を改定す○是月人民建白上書の制を設く（公事に關するものは、其の所轄地方廳を經由して元老院に出さしむ）○是歲各地より國會開設の請願建白を爲す者都下に聚り、太政官或は元老院に奔走す、上書の令出づるに及び皆な怏々として歸國す○是歲始めて東京に鐵道馬車を創始す○小笠原嶋を東京府に屬す○日本地震學會立つ○土地賣買讓渡規則發布せらる○東京に於て大藏紙幣を縮刷す○道元禪師に承陽大師の號を追諡す○大阪造幣局の創設より本年度に至る十年間に金銀銅貨を鑄造すること九千七百六十五万九千二百九十七圓也○竹內玄洞歿す○吉田清成、波斯公使に移り赴任す○是歲東京上野に始めて圖書館を設く。	六	一八八〇
二五四一	辛巳	一四				一月憲兵條例及び憲兵隊を設く○皇居の造營を始む○菊池珠溪歿す○東京大火、神田松下町より本所、深川に及ぶ延燒殆んど二万、死傷者亦た多し○三月第二回內國勸業博覽會を東京上野に開く、天皇臨幸、開場式を擧ぐ○布哇國王來朝○工部省を廢し農商務省を置く○統計局を設く○北海道土地拂下の紛擾起る○天皇東北地方及び北海道御巡幸あり○監獄則を定む○十月、來る廿三年に國會開設の詔勅下る○是月大藏卿佐野常民、海軍卿榎本武揚、司法卿田中不二麿、農商務卿山尾庸三、文部卿河野敏鎌辭職し、內務卿松方正義を大藏卿に、參議山田顯義を內務卿に、參議川村純義を海軍卿に、參議大木喬任を司法卿に、參議佐々木高行を農商務卿に、參議福岡孝弟を文部卿に任ず○日本鐵道會社創立を認可す○褒賞條例を發	七	一八八一

二五四二
壬午
一五

布す○諸國に政黨起る(自由黨)○參事院を置く○海軍機關學校建つ○是歲京都
東福寺火く○中村栗園、江木鰐水歿す○水星、太陽を經過す。

一月陸海軍人に勅諭を賜はる(其の要に曰く、忠節を盡くし、禮儀を正ふし、武勇
を尙び、信義を重んじ、質素を本とすべしと)○本月より刑法、治罪法を實施す○
二月開拓使を廢し、函館、札幌、根室の三縣を置く○是月十四日天皇武州多摩郡蓮
光寺村へ遊獵の爲め御臨幸全十七日府中驛より還幸○三月參議伊藤博文を歐洲
に遣し各國の憲法を調査せしむ○是月二十日天皇上野博物館へ行幸、開場の典を
擧げさせ給ひ、勸業の勅諭を賜はる○四月農商務省に管船局を置く○全十一日太
政大臣三條實美を大勳位に敍し、菊花大綬章を賜はる○太政官に商法編纂局を置
く○内務省に官報局を置く○五月一日天皇、下總八街村に行幸し近衞の對抗運動
を閱覽し給ふ、全五日還御○文部省に褒賞課を置く○僧遊如に慈惠大師の諡號を
追賜す○改進黨起る(政黨)○自由黨首領板垣退助、岐阜に於て暴漢の爲めに負傷
す○五月八日天皇橫濱に行幸、内外人の競馬を天覽爲る○六月天皇千葉縣下總種畜
場に行幸あり○是月故林子平、仙臺の志士に正五位を追贈せらる○青森縣陸奧
國津輕郡の工藤仁三郎に紅綬褒章を賜ひ其の善行を表彰す、褒賞條例に據り賞與
を受くる者の嚆矢なり(是れより先き仁三郎の邑人小笠原三藏海に漁し颶に遭
ひ溺沒せんとす、仁三郎危險を侵し輕船を飛ばして之れを救ふを以てなり)○是
月十八日陸軍大將左大臣有栖川熾仁親王勅旨を奉じ、來る八月を以て擧行せらる
る露國皇帝即位式に參列の爲め、橫濱より御發程、伊太利駐劄特命全權公使淺野
長勳亦た從ふ○七月遠武秀行等共同運輸會社創立の許可を得、蓋し政府の勸誘に
因る其の資金三百万圓の約七分の三は政府の所有株なり、爲めに頗ぶる世の批評
を招く○是月廿三日朝鮮に暴徒起り、王宮に迫り閔氏の一族を殺し、又我が公使
館を襲ひ(皇父大院君の使嗾に依る)之れを燒く、花房公使及び公使館員陸軍大尉
水野勝毅、警部岡平一等防戰、漸く血路を開き仁川に走り、復び要擊に遭ふ、廿六
日英國測量船に援けられ三十日に長崎に歸着す○八月一日東海鎭守府司令長官
仁禮景範、金剛、日進、天城の三艦を率ひて朝鮮に向ふ○二日外務卿井上馨馬關
に向ふ○是月三日皇女御誕生、滋宮韶子内親王と申す○七月侍從山口正定朝鮮に
派遣せらる○八月海軍中佐儀部包義等清輝艦に乘じ朝鮮に向ふ○十日花房公使
國書を奉じ問罪の爲め朝鮮に向ふ、陸軍中將高島鞆之助等護衞す○二十日花房公
使王宮に抵り拜謁、國書を呈し、八ヶ條の要求を爲し、決答の期を三日間と定む○
朝鮮王政府言を左右に托し作荷決せず數日に涉る、談判殆んど破裂せんとす、漸く
にして李裕元金宏集を全權正副大臣と爲し和議を請ふ、卅日媾和條約成る、其の
要は兇徒の首魁を刑し、我が官民害に遭ふ者の損害賠償五萬圓、及び償金五十万
圓を出し(五ヶ年間と定む、後ち四十万圓を返還す)、特使を派して謝罪すること
等なり事乃ち平ぐ○九月廿八日公使東京に皈り復命す○彗星東方に見ゆ○十月
諸國大風雨被害頗ぶる多し○地方官會議を東京府議事堂に開く○十二月請願規
則を定む○郵便條例を制定し、半錢端書を廢し端書を一錢普通郵便を二錢と定む
○徵發事務條例を制定す○酒造稅則及び酒造營業規則を改正增補す○煙草規則
を定む○是歲戒嚴例を定む○日本銀行條例を發布す○華族局を置く○陸軍大學
校建つ○暴風雨報告所を置く○始めて電氣燈を試驗す○源綱紀、速記術を發明す
○京都泉涌寺火く○改進黨(政黨)起る○鷲津毅堂歿す○佐藤尙中歿す○諸國に
虎列拉病流行す。

一八八二

紀元	干支	年號	天皇	太政大臣	左右大臣	重要記事	支那 帝王	支那 年號	西曆
二五四三	癸未	一六				一月廿六日皇女御誕生あり、増宮章子內親王と申す○宮中後七日御修法再興せらる○官吏非職條例を發布す○自由黨員河野廣中等福嶋縣に於て暴擧を謀り、事覺はれ囚へらる○二月始めて高等法院を開く、福嶋暴徒事件を審理す○國庫出納條例を定む○東京米商會社立つ○東京馬車鐵道の開業○第一水產博覽會を東京上野に開く○四月新聞條例を改正せらる○七月廿日右大臣岩倉具視薨す、大勳位を贈らる、天皇哀悼、朝を廢せらる、三日○是月一日より官報の發行を始む○府縣立師範學校通則を定む○日本銀行設立なる○東京電燈會社の設立○九月皇女韶子內親王、及び章子內親王薨去せらる、共に三日間、音曲を停止せらる○十月朝鮮國との貿易規則并に海關稅則協定成る○十一月中山道鐵道公債條例發布○是月文部卿福岡孝弟辭職し、司法卿大木喬任文部卿に、內務卿山田顯義司法卿に、參議陸軍中將山縣有朋內務卿に任す○是歲德川慶勝(舊尾張藩主)、物集高世、中村直三挽常香等歿す○徵兵令改正、徵兵免役料を廢す○敦賀長濱間鐵道工事竣成す。			一八八三
二五四四	甲申	一七				一月商業學校通則、中學校通則を定めらる○中山道鐵道公債五百万圓を發行し、且つ其の手續を告示す○東京商業學校立つ○二月兵事訴訟印紙規則制定發布せる(四月一日より實施)○陸軍卿大山巖等を兵制視察の爲め、歐米各國に遣はさる○國內軍艦「筑波」號始めて歐州に回航す○太政官中に恩給局を設く○官吏恩給令を制定せらる○官吏非職條例を定めらる○賭博犯處分規則を發布す○三月質屋取締規則を頒布す○地租條例を公布す○茶業組合規則を定め、全國の茶業者をして組合を設けしむ○是月宮內卿德大寺實則は侍從長に轉任し、參議伊藤博文宮內卿に任ず○四月長濱、敦賀間鐵道開通す○五月長濱大垣間鐵道竣工○兌換銀行券條例を發布す○又中山道公債五百万圓を募集す○證券印稅を改正(七月一日より施行)○地方稅規則改正せらる○戶長を公選と爲す○六月日本鐵道會社東京上野、上州高崎間鐵道竣成に付開業式を行ふ○商標條例を發布(十月一日より實施)○七月徵兵事務條例制定發布○華族令を定め、公、侯、伯、子、男の五爵を設け、有勳に依て授叙せらる、在朝の文武官、在野の有勳者にして新に華族に列せられたる者多し○華族會を設く○是月一日より日本銀行、兌換銀行券を發行通用せしむ○大藏卿松方正義京坂地方に出張し、手形取引を獎勵す○是月岐阜縣下美濃地方に兇徒蜂起す、地方警官之れを鎭撫す○八月神佛教導職を廢し、神官及び寺院住職の進退任免は凡て各宗管長に委任せらる○乘馬飼養令を定め、勅奏任の文武官月俸給額一百圓以上を受くる者は定數の乘馬を飼養せしむ○九月大藏省證券條例を發布す○茨城縣に暴徒起り、加波山に據る、憲兵隊地方巡査を援けて、之れを鎭定す、○十月墓地埋葬取締規則制定發布○會計年度を改正し、明治十九年以後は其の年四月一日より翌年三月三十一日迄を一週年度と定む○是月埼玉縣秩父郡に暴徒蜂起し、延ひて縣下諸部より群馬縣に及ぼし、長野、山梨、神奈川等の近縣亦た騷擾す、東京鎭臺兵及び憲兵並に高崎營兵等之れを鎭定す○是月廿九日自由黨を解散す、改進黨も亦た殆んど瓦解し、政黨大に衰頽を極はす○我が國より朝鮮に通ずる海底電線成る○諸國大風雨○式部職を置く○東海鎭守府を廢し、横須賀鎭守を置く○十一月中學校則を改正す○師範學校教則、小學校教則を改正す○地			一八八四

二五四五　乙酉　一八

租代米納領收順序を定む○同業組合規則を頒布す○典賣營業取締規則を定む○十二月擬發物取締罰則を制定頒布す○郵便往復端書發行（來る十八年一月一日より實施）○十二月四日是より先き、朝鮮國政府に事大黨、獨立黨の黨派分立し互に軋轢す、是の時に至り獨立黨の領袖金玉均、朴泳孝等、事大黨の首領を殺し國王を擁し、我が公使に援を請ふ、公使竹添進一郞兵を率ひて王宮を護る、會ま清兵事大黨を助けて我が公使館を燒き王宮に迫る、公使等纔かに遁れて仁川に至る、我が陸軍大尉磯林氏等官民の死者四十余人なり、金玉均、朴泳孝等我が國に亡命す○詔して外務卿井上馨を全權大使として朝鮮に遣す○是月三十日全權大使京城に入る○是歲文士成嶋柳北、東京の豪商田中平八（信州の產）等歿す。

一月六日井上大使朝鮮國王に謁し、翌七日彼れの全權大臣金宏集と談判す、八日和約成る、其の要に曰く、朝鮮國は信書を修めて我國に謝する事、遭難者慰郵及損害賠償として銀貨十萬圓を出す事、磯林大尉を殺害したる兇徒を捕へて處刑する事、日本公使館領事館となすべき地所家屋を交付し建築修繕費銀貨二万圓を出す事、京城駐在の我兵の爲めに營舍を交付し、且つ其の修繕費を負擔する事等なり○郵便往復端書を施行す○輕罪の控訴を許さる○二月參議宮内卿伊藤博文を全權大使として清國に遣はさる（昨年十二月朝鮮京城の變、清兵暴徒を助けて我國民に抗せしを以て其の談判の爲めなり）、參議陸軍中將西鄕從道も亦た同行出張を命ぜらる○岩崎彌太郞（三菱會社長）歿す○三月歲入歲出豫算規定を發布せらる○佛國との郵便交換條約の公布あり○四月我が全權大使伊藤博文、駐清公使榎本武揚と共に、清國全權大臣李鴻章其の副吳大澂と天津に於て談判七回にして彼我條約漸く成る、其の要は條約調印後四ヶ月間に彼我の朝鮮駐在兵を撤去する事、朝鮮兵の訓練には日清兩國の士官を用ひしめざる事、朝鮮に事あり日清より兵を派するには、互ひに通牒すべく、又事定まらば直に撤退する事等にして、他に又昨年朝鮮駐在の清國武官の疎暴を譴責する事、暴虐の所爲ありし清兵を懲罰する事を附加す（天津條約之れなり）○是月朝鮮京城を開市場と爲すの條約成る○我が朝鮮駐在の兵士、清國領事の從者を殺す、蓋し從者我が番兵に無禮を加へしに因る○是月八日福岡縣下に廣嶋熊本兩鎭臺の對抗演習を行ふ、大元帥陛下御風氣の故を以て、近衛都督小松宮、彰仁親王殿下御名代として御臨監あり○國防會議條例を制定せらる○繭絲、織物、陶器、漆器共進會を東京上野公園内に開く○專賣特許條例を發布す○五月鎭臺條例を改正す○預金規則を定む○始て醬油稅則及び菓子稅則を公布す○電信條例を改正す（料金は里程に拘はらす全國同一額とす）○電信切手を發行す○新聞論說記事轉載の取締法を設く○六月紙幣交換を布告す○十三年度の歲入出決算報告を公にす○十八年度歲入出豫算を定む（歲入總計五千六百六十二万二千百七十三圓、歲出總計五千六百六十二万二百七十五圓なり）○中山道鐵道公債五百万圓發行○地租徵收期限の改正を公布す○七月天皇廣嶋、山口、岡山の三縣下御巡幸○新聞條例を改正す○八月天皇御還幸○區町村費の地租割課額の制限を定む○教育令を改正す（其の要は學務委員を廢し、土地により小學校の代りに小學教場を置くを許し、總て小學の科程を簡易ならしむ）○學校授業料徵收を達す○農事巡廻教師を置く○九月郵便小爲替規定を發布す○郵便爲替細則、電信爲替取扱手續を定む○米國との郵便爲替條約公布○違警罪即決例を施行す○五代友厚歿す○十月日本郵船會社の開業、（三菱汽船會社と共同運輸會

紀元	干支	年號	天皇	太政大臣	左右大臣
二五四六	丙戌	一九		内閣總理大臣伊藤博文	

重要記事

社の合併せしもの)○十一月米商會所并に株式會所規則を改正し及び税額を減ぜらる○種痘規則を定めらる○蠶絲組合規則を定めらる○十一月舊自由黨員大井憲太郎等、朝鮮に航して事を起さんと謀り、發覺して捕へらる○十二月朝鮮國との電信に關する條約成る○是歳各國に痲疹、虎列拉、天然痘の三疫相踵で流行せり○大阪堺間の私設鐵道を創設す○越後上野間の山道清水越の開鑿を始む○那須野原の開鑿疏水を爲す○北畠道龍、歐洲より歸朝し、佛教改革の説を唱へ頻りに布教す○朝鮮謝罪使來る○琵琶湖疏水工事の起工○是歳諸國大洪水、大坂附近被害尤も甚だし○十二月廿二日政府の大改革を行はれ歐洲諸國の例に倣ひ大に官制を改革し即ち從來の太政官を廢し、太政大臣、左右大臣、參議等の官職を罷め宮内、外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、遞信(驛遞局を廢し新に一省を設く)の十省とし、各省の卿を大臣と改稱し別に内閣總理大臣を置きて、各省大臣(宮内省は別に獨立す)と共に新内閣を組織す○伯爵伊藤博文を總理大臣に任じ、伯爵井上馨を外務大臣に、伯爵山縣有朋を内務大臣に、伯爵松方正義を大藏大臣に、伯爵大山巖を陸軍大臣に、伯爵川村純義を海軍大臣に、伯爵山田顯義を司法大臣に、子爵森有禮を文部大臣に、子爵谷干城を農商務大臣に、子爵榎本武揚を遞信大臣に任じ、又公爵三條實美を内大臣に、侯爵德大寺實則を宮内大臣に、陸軍大將有栖川熾仁親王を參謀總長に、伯爵大木喬任を元老院議長に任ず。

一月修史館を廢し内閣に臨時修史局を置く○北海道の三縣並に北海道事務管理局を廢し、更に北海道廳を札幌に、支廳を根室に置く○北海道廳官制を公布す○二月萬國郵便聯合條約の改正を布告す○宮内省官制を達せらる○臨時建築局を設く○勅令第壹號を以て公文式を公布す(從來の布告布達等の稱呼を廢し、法律勅令は聖裁を仰ぎて公布し、閣令は内閣總理大臣、省令は各省大臣之を發す、即ち法律勅令は從前の布告に相當し、閣令省令は布達に相當す)○各省官制を公布す(大臣の下に次官、秘書官、書記官、局長、參事官、局次長、試補、屬等を置く)○三月帝國大學令を公布す○帝國大學及び大學院を設く○交際官、領事官、税關、地方遞信官、元老院等の官制を公布す○陸軍武官々等表の改正、高等官々等俸給令、陸軍服制の改正、歲入出納規則等を發布す○四月師範學校令、中學校令、小學校令、諸學校通則等を公布す(高等師範學校は東京に、尋常師範學校は各府縣に一ヶ所、高等中學校は全國に五ヶ所、尋常中學校は各府縣便宜に、小學校も亦た高等尋常の二等とし又土地の狀況により小學簡易科を設けて尋常小學校に代用せしむ)○華族世襲財産法を制定せらる○十九年度歲計豫算表を公布せらる○五月始て條約改正會議を外務省に開かる(我が全權委員は井上外務大臣にして副は外務次官青木周藏なり)○七月海軍公債條例を公布す○亡命韓客金玉均に十五日間に本邦立退を命ず、尋で七月十三日迄の延期を許す○是月伯爵黑田清隆、浦汐斯德より西比利亞を經て歐洲漫遊の途に上る○七月地方官々制を公布す(縣令を知事と改稱す)○中山道鐵道敷設を廢し、更に東海道に敷設する旨達せらる○八月酒造税則改正並に朝鮮國に於て釀造の日本酒に海關税を徵收するの勅令を公布す○登記法及び公證人規則を公布せらる○是月長崎港に於て支那水兵暴行を爲し、我が

支那帝王	年號	西暦
		一八八六

警吏數名死傷あり、鳩山取調局長、清浦警保局長等出張す、外務省に臨時取調局を設く○仝廿二日長崎縣廳に於て支那水師提督及び領事等と談判を開く○六月彼我委員の談判容易に決せず○十月條約改正談判を再開す○海軍撿閲條例、尋常師範學校官制、戸籍取扱手續等を公布す○是月廿四日英船「ノルマントン」號紀州沖に於て沈沒し、船長以下乘員は率ね助かり、我國人の乘客百一名悉く溺死す○整理公債條例を公布す○十一月長崎事件は形勢一變し委員會を中止す○長崎事件の談判を外交上に移す○是月神戸英國領事廳に於て「ノルマントン」號船長に無罪の宣告を與ふ、國民大に激怒す、我が政府は内海兵庫縣知事をして殺人罪の告發狀を英國領事廳に送る○十二月横濱英國領事廳に於て公判を開き「ノルマントン」號船長「ドレーキ」を三箇月の禁錮に處するの判決を與へて事落着す○内外人より「ノルマントン」號沈沒溺死者の遺族に義捐金を贈る○是歳有栖川大宮一品幟仁親王薨ず○京都仁和寺火く○萬國赤十字社に加盟す○暹羅王子チウムサイ親王來遊せらる○英國曲馬師チャリネ等來る○佛國に於て製造せる帝國軍艦畝傍號、廻航の途中に於て行衛を失ふ○大審院長玉野世履卒す、小野梓歿す○天保錢の通用を禁止す○是歳虎列拉病大に流行す○今時全國の人口凡そ三千八百五十万七千百余人あり。

二五四七　丁亥　二〇　一八八七

一月廿六日天皇、皇后、先帝廿年祭御執行の爲め、京都へ行幸啓、仝三十日泉山御陵へ御參拜祭典を行はせらる○二月名古屋事件落着す○是月廿三日天皇皇后京都より御還幸○海防費獻金の詔勅下る○所得稅法を發布せらる○万國戰時海上法に加盟す○五月獨逸皇孫來遊○日本赤十字社設立せられ、小松宮彰仁親王總裁に、伯爵佐野常民社長と爲る○外國との條約改正談判を中止す○日本形船舶五百石以上のものを造るを禁ず○私設鐵道條例を發布す○七月露國皇族來朝あり○學位令を發布す○八月日蝕皆既○井上圓了哲學館を設置す○小松宮彰仁親王歐洲より歸朝○朝鮮公使閔泳駿來る○暹羅大使テリヴォンアセ來朝○東京火災保險會社の設立○東京手形交換所立つ○皇宮御造營○是月卅一日皇子嘉仁親王を立て、東宮と爲す○九月暹羅國との通商條約成る○朝鮮に關せる國事犯嫌疑者大井憲太郎等の裁判落着、孰れも禁獄に處せらる○東京吾妻橋(鐵橋)架設竣成す○出版條例を改正す○保安條例の發布、尾崎行雄、中江篤介(兆民居士)等四名、東京市内より退去を命ぜらる○十二月前左大臣島津久光薨ず○是歳天理教祖妖婦中山ミキ死す。

二五四八　戊子　二一　一八八八

黒田清隆

勳章佩用の制を定む○清國公使黎庶昌來る○井上外務大臣辭し、伯爵大隈重信外務大臣に任ず○四月樞密院を置かる(天皇の諮詢に奉答すべき最高顧問府なり)○内閣の交迭、伊藤總理大臣樞密院議長に任じ、伯爵黒田清隆内閣總理大臣に任ず○東京生命保險會社の開業○市町村制を發布す(來る明治廿四年より實施)○大阪に官民大懇親會を開く○五月故内務卿大久保利通の追悼紀念碑落成す○陸奥宗光米國公使に任ず○始めて博士號の授與あり○高嶋炭坑坑夫虐待事件世論喧し○七月岩代の磐梯山破裂噴火し人畜死傷多し○山岡鐵舟翁卒す○東京市區改正條例發布○八月朝鮮國亡命士金玉均、北海道へ移住を許さる○九月三十日皇女御誕生、常宮昌子内親王と御命名○五錢白銅貨を鑄造す(來る廿二年六月より發行通用)○天象觀測及び曆書調製法發布○特許及び意匠條例を發布す○始めて國史の學科を置く○十一月馬場辰猪米國に歿す○墨西哥國との通商條約成る○日本人國粹保存主義論起る○是歳大隈外務大臣の條約改正案、世論の批難攻擊頗る喧し○小菅知淵歿す○天理教會立つ。

紀元	干支	年號	天皇	内閣總理大臣	重要記事	支那帝王	支那年號	西暦
二五四九	己丑	二二		三條實美、山縣有朋(第一次)	一月改正徴兵例を公布す〇皇宮御造營竣工す〇二月十一日の紀元節を以て万世不磨の大典たる大日本帝國憲法を發布せらる(來る廿三年二月より實施)〇是日文部大臣子爵森有禮、兇漢西野文太郎の為めに刺されて薨ず、兇漢直に因はれ、後ち刑に處せらる〇決闘罪の公布〇國税徴收法を發布す〇米人オルゴット來る〇會計檢査院法を發布し、會計檢査院を置く〇京都東本願寺の上棟式あり〇官設東海道鐵道全通す〇軍艦條例を發布す〇七月大和十津川地方山岳崩壊し大洪水、人畜死傷算なし〇八月九州大地震、熊本縣特に被害多し〇東都(舊江戸)開府三百年祝祭を擧行す〇伊勢大廟造替全く成り御遷宮〇條約改正の議、朝野に喧し〇十月外務大臣伯爵大隈重信、兇漢來島恒喜の爲めに爆裂彈を以て狙撃せられ、其の片脚を失ふ〇黒田内閣總理大臣辭職し、内大臣公爵三條實美内閣總理大臣に任ず〇十一月三日天長の佳節を以て詔して東宮嘉仁親王を皇太子と定め給ふ〇朝鮮國との漁業規約成る〇内閣交迭、伯爵山縣有朋内閣を組織し總理大臣に任じ、大藏大臣は伯爵松方正義、内務大臣は伯爵西郷從道、司法大臣は伯爵山田顯義、外務大臣は子爵青木周藏、陸軍大臣は伯爵大山巖、海軍大臣は子爵樺山資紀、文部大臣は芳川顯正、遞信大臣は伯爵後藤象次郎、農商務大臣は陸奥宗光之れに任ず。		一五	一八八九
二五五〇	庚寅	二三			二月廿八日皇女御誕生、周宮房子内親王と御命名〇是月より憲法實施せらる〇女子高等學校立つ〇三月第三回内國勸業博覽會を東京上野に開く〇陸、海軍大演習を尾、參、遠地方に行ふ、大元帥陛下御親臨統御あらせらる〇四月琵琶湖疏水開通式を執行す〇電話交換規則を制定す〇電話交換所を新設せらる〇五月民法、商法、發布(其の實施は延期修正せられたる後ち、民法は三十一年七月より、商法は三十二年三月より實施せらる、こさ、なる)刑事訴訟法(本年十一月より實施)民事訴訟法、行政裁判所法(二十四年十月より實施)等の發布あり〇府、縣制、郡制を發布す〇火災保險會社を創立す〇六月十日貴族院多額納税議員(第一回)選擧〇七月一日衆議院議員總選擧(第一回)〇皇族議員、公侯爵議員(年齢に達すれば任命又は選擧の手續を要せざるもの)の發表、伯、子、男爵議員の互選勅選議員の任命あり〇佛教各宗教會立つ〇關税法を發布す〇治罪法の改正成り、我が國の法律典稍や具備す〇九月立憲自由黨結黨式を行ふ、總理板垣伯〇商法會議所條例の發布〇諸國洪水あり〇土耳其軍艦紀州沖に於て沈沒す〇朝鮮國防穀令を布き、我が商民大に損害を蒙むる、政府は駐剳公使をして談判せしむ〇十月議院法を發布す〇小學校令を發布す〇元老院を閉づ〇教育勅語を下さる〇是月九日初期議會召集令を發布せらる〇仝廿五日伯爵伊藤博文を貴族院議長に、伯爵東久世通禧を副議長に勅任さる〇十一月廿五日議會召集〇仝廿六日中島信行を衆議院議長に、津田眞道を仝副議長に勅任せらる〇仝廿九日第一帝國議會開院式、天皇御親臨、勅語を賜はる〇十二月條約改正の成行に付、議論沸騰し、朝野囂然なり〇是歳松平春嶽(慶永、舊越前福井侯)薨ず〇京都同志社長新島襄歿す。		一六	一八九〇
				松方正義(第一次)	一月廿日國會議事堂火く〇二月内大臣從一位大勳位公爵三條實美薨す、廢朝三日、車駕親臨之れを哀悼せらる〇三月八日第一議會閉院式あり〇度量衡法發布〇東京商法會議所立つ〇露人ニコライ教會堂を東京に建つ〇四月山縣總理大臣辭表を呈す〇五月露國皇太子來遊〇仝六日大藏大臣伯爵松方正義内閣總理大臣に任じ、大藏大臣を兼任す〇仝			

二五五一	二五五二
辛卯	壬辰
二四	二五
一七	一八
一八九一	一八九二

伊藤博文 第二次　臨時 井上馨

十一日大津に於て狂漢津田三蔵、露國皇太子を傷く、狂漢直に囚はる○仝十七日陸軍大臣大山巖辞任し、陸軍中將子爵高嶋鞆之助之れに代る○仝廿九日外務大臣青木周藏辞任し、樞密院議員子爵榎本武揚之れに代る○六月一日文部大臣芳川顯正、司法大臣伯爵山田顯義、内務大臣伯爵西郷従道辞任、樞密院議長伯爵大木喬任文部大臣に、樞密院議員子爵田中不二麿司法大臣に、仝子爵品川彌次郎内務大臣に任す○伯爵伊藤博文復た樞密院議長に任す○東邦協會の設立○七月官制の改正を公布す○八月十三日皇女御誕生、富美宮允子内親王と御命名○日本鐵道會社の東京青森間鐵道全通す○十月尾、濃地方大地震死傷算なし○一品久邇宮朝彦親王薨す○行政裁判所法を實施す○十一月八日民黨の大懇親會を開く(自由、改進兩黨の聯合)○十一月廿八日議會召集○侯爵蜂須賀茂昭を貴族院議長に、樞密院議官細川潤次郎仝副議長に勅任(伊藤議長東久世副議長辞任に付)せらる○仝廿一日第二期帝國議會開會○十二月栃木縣選出議員田中正造、足尾銅山鑛毒事件の質問書を提出す(是れより鑛毒事件朝野の大問題となる)○陸軍中將男爵小澤武雄、依願免官(國會に於て國防の不備軍制の缺点を指摘し、大に政府を攻撃したる爲め)○是月廿五日帝國議會解散(衆議院が廿五年度の豫算に大々的削減を加へたる爲め)○是歳、佐藤牧山、大沼枕山、中村正直、柴田是眞等歿す。

一月衆議院議員の臨時總選擧の詔勅下る(期日は二月十五日)○内務大臣の選擧干渉甚だし○二月、去月より各地に選擧騒動續發し、死傷者多く、高知、佐賀、福岡、石川等の諸縣最も激烈なりき○戒嚴令の發布○臨時豫戒令の發布○我が陸軍少佐福嶋安正、獨逸より歐亞兩洲單騎旅行の途に就く○選擧干渉の物議、朝野に湧く○三月内務大臣品川彌次郎辞任、樞密院副議長伯爵副嶋種臣内務大臣に任す○農商務大臣陸奥宗光樞密顧問官に轉し、仝顧問官河野敏鎌之に代る○四月東京大火○日本赤十字社規則改正○五月二日第三期帝國議會(臨時)召集○衆議院議長に星亨、仝副議長に曾禰荒助、選任せらる○仝六日帝國議會開院式○商法、民法、實施延期を公布せらる(商法は三十一年七月より、民法は三十二年三月より實施)○内務大臣副嶋種臣辞任す、總理大臣松方伯内務大臣を兼任す○六月十五日第三期帝國議會閉院式○是月松方總理、兼任内務大臣を罷め、農商務大臣河野敏鎌、内務大臣に轉じ、農商務大臣を兼任○河野内相、着々選擧干渉の善後處分を爲し、干渉地方の知事數名を免黜す○七月兵庫縣、德島縣洪水、被害多し○是月廿七日陸軍大臣高嶋鞆之助、海軍大臣樺山資紀辞任す○仝三十日松方總理辞任、内閣瓦解す○八月樞密院議長伊藤博文、大命を奉じて内閣を組織す○仝日伊藤博文内閣總理大臣に、伯爵山縣有朋司法大臣に、樞密顧問官伯爵黑田清隆遞信大臣に、伯爵井上馨内務大臣に、樞密顧問官伯爵大山巖陸軍大臣に、遞信大臣伯爵後藤象次郎農商務大臣に、内務大臣井上馨兼司法大臣に、海軍中將仁禮景範海軍大臣に、大藏次官渡邊國武大藏大臣に任す○陸海軍々人結婚條例を發布す○陸軍大演習を栃木縣に行ふ○故參議大村益次郎の銅像を東京九段坂上靖國神社内に建つ○日蝕皆既○十一月帝國軍艦千嶋號歐州より廻航の途次、伊豫沖に於て英船と衝突して沈沒す○是月廿五日第四期帝國議會召集○廿九日帝國議會開院式○是月廿七日伊藤總理大臣誤ちて負傷し療養中、井上内務大臣臨時代理を命ぜられ假に總理となる○豫戒令を執行す○是歳米作豐穰○陸軍中將伯爵山田顯義薨す○守住貫魚、原坦山歿す。

一月豫戒令を執行す○仝廿三日帝國議會十五日間停會の命下る(豫算案査定に付政府と衆議院と衝突し、衆議院は上奏案を議するに依る)○二月六日伊藤總理傷痍漸く癒ゆる

紀元	干支	年號	天皇	内閣總理大臣
二五五三	癸巳	二六		

重要記事

な以て、井上假總理の任を解かる〇衆議院上奏案を奉呈し、休會す〇是月十日國防費中(製艦費)へ今後六ヶ年間年々三十萬圓の御手許金を下賜せらる、の詔勅下る 〇貴族院は、議員の歳費六分の一宛を六ヶ年間製艦費中へ獻納の議を決す〇政府と議會との妥協成り(政府は第五議會開會迄に行政整理、政費節減の公約を爲す)十三日より議會再開す〇三月一日第四期帝國議會閉院式〇是月大阪神戸間、電話開通す 〇非職海軍大尉郡司成忠、報公義團を組織し、端艇に乘じて、千嶋移住の途に就く〇樞密顧問官井上毅は文部大臣に、仝芳川顯正は司法大臣に、伯爵西郷從道は海軍大臣に任ぜられ、前文部大臣河野敏鎌、前海軍大臣仁禮景範は共に樞密顧問官に、 前司法大臣伯爵山縣有朋は樞密院議長に任ぜらる〇相馬事件起る〇尾州名古屋舊城を離宮と爲す 〇トラック人來朝〇在韓清國公使袁世凱、日韓防穀令事件の仲裁を爲す〇五月海軍省官制を發布す〇日韓防穀令事件落着す(韓國より我が商民の損害金十万圓を賠償す)〇是月より六月に至り、岩代の吾妻山破裂噴火し人畜被害多し〇六月陸軍中佐福嶋安正歸朝す(昨年二月、獨逸を發し單騎、西比利亞を通過し來る) 〇墺國皇太子フランツフエルヂナンド親王來朝〇印度ダンマパラ來遊す〇琉球新報を發行す 〇八月陸軍省官制を發布す〇十月各省官制の改正を發布す〇自由黨領袖衆議院議長星亨の悖德事件(取引所問題に關し醜聞の風說紛出す)露し〇十一月廿五日第五期帝國議會召集 〇仝廿八日帝國議會開院式〇貴族院副議長細川潤次郎罷め、侯爵西園寺公望襲任す、 〇衆議院副議長曾根荒助議員を辭したるに因り楠本正隆副議長に補任せらる〇衆議院は議長星亨に辭職勸告を爲す、聽かず遂に上奏に及ぶ〇衆議院副議長楠本正隆、更に議長に選任せられ、 安部井磐根副議長に選任せらる〇十二月星亨を懲罰委員に附し除名問題に付議會騷擾、尋で除名せらる〇仝四日官紀振肅の上奏案議會に提出され、可決奉呈、十九日には條約勵行建議案の提出となり、是日議會停會の命下る(廿九日迄)〇廿九日再停會の詔勅下る (明年一月十一日迄)尋で、三十日議會解散の命下る〇是歳赤痢病流行す。

一月廿七日衆議院議員臨時總選擧の公布あり (期日を三月一日と定む)〇伯爵大谷光勝(東本願寺法主)寂す〇二月農商務大臣後藤象次郎辭せし、樞密顧問官子爵榎本武揚之れに代る 〇大日本協會に解散を命ず (治安妨害の理由を以て) 〇政治團体に、 政社と非政社の區別を明かにすることを命ず〇三月一日衆議院臨時總選擧を行ふ 〇是月九日天皇、皇后兩陛下銀婚式(大婚二十五周年の祝典)を行はせらる〇朝鮮の亡命名士金玉均我

支那 帝王	支那 年號	西暦
	一九	一八九三

二五五四　甲午　二七

が國を去り米國に赴くの途次、清國上海に於て刺客洪鍾宇の爲めに殺さる○五月政客同志大懇親會を東京に開く○立憲革新黨の結黨式を擧ぐ○全國取引所會議を開く○是月十二日第六期帝國議會召集○楠本正隆衆議院議長に、片岡健吉仝副議長に選任せらる○貴族院は副議長侯爵西園寺公望、樞密顧問官に轉じたるを以て副議長を闕く○十五日開院式を行はる○朝鮮に東學黨の擾亂起る　○是月三十日衆議院より閣臣彈劾上奏書を奉呈す○六月二日第六期議會解散を命ぜらる　○朝鮮東學黨益々猖獗○清國兵を朝鮮に出す、我が政府は其の天津條約に違犯するを詰責す○大鳥圭介全權公使として朝鮮に赴き韓清兩國に談判す、清國益々兵を出す○我政府は陸軍少將大島義昌をして、混成旅團を率ゐて朝鮮京城に入らしむ○北里醫學博士、柴三郎、英領香港に於て黑死病の原因、黴菌を發見す○七月海岸望樓條例を發布す○東京地方大地震あり　○仝十六日英國との改正條約調印○仝廿三日朝鮮京城に於て同國兵、我軍に向つて發砲す○仝廿五日朝鮮豐嶋沖に於て清國艦隊我艦隊を砲擊す、我軍應戰敵艦を擊沈幷に捕獲す、是に於て終に兩國の和交破る　○廿八日我軍朝鮮の成歡及び牙山に於て清軍と激戰し大に之れを破る○八月一日宣戰の詔勅換發せらる、清國亦た宣戰を公布し、彼我の公使館を引拂ふ○我軍京城に凱旋す○日韓同盟條約成る○我海軍清國軍港威海衛を襲ふ、敵艦出でず○陸軍中將野津道貫出征の途に上る○陸軍大將山縣有朋第一軍司令官に任じ朝鮮に向ふ　○日英條約を公布○九月一日衆議院議員總選擧○大元帥陛下大纛を廣嶋に進められ、仝地に大本營を置かる○我が第一軍清兵を平壤に破る○仝十三日我艦隊（樺山海軍々令部長、伊東司令官の指揮）海洋島附近に於て敵の艦隊（司令官北洋水師提督丁汝昌）と激戰し大にこれを破り、敵艦過半擊沈せられ、殘艦は遁れて威海衛に潛む○是月廿二日臨時議會召集令を發せらる○出征軍慰問使を朝鮮に遣はさる　○大山大將第二軍司令官と爲る○朝鮮東學黨再起し我兵站部を襲ふ○小松宮彰仁親王歐州より御歸朝　○樺山海軍軍令部長は廣嶋に歸着○金鵄勳章及び年金條例發布せらる○十月大元帥陛下、吳軍港へ行幸、海洋嶋の激戰大捷を奏して歸朝せる軍艦を天覽あらせらる　○西郷海軍中將を大將に任ず○廣嶋及び宇品港に戒嚴令を布く○十月十五日臨時帝國議會（第七期）を廣嶋に召集○楠本正隆衆議院議長に、嶋田三郎仝副議長に選任せらる、侯爵黑田長成貴族院副議長に選任なる○仝十八日開院式を行はる○臨時議會に於て、豫算外支出、軍事公債條例緊急發布事後承諾の件、軍事公債一億五千万圓募集の件、臨時軍事費特別會計法案等全會一致の協贊を與へ、仝廿二日臨時議會閉院式を行ふ○十月井上內務大臣、駐韓大使に轉任し、子爵野村靖內務大臣に任じ、文部大臣井上毅は病氣辭職に付樞密顧問官侯爵西園寺公望之れに代る、○朝鮮公使大島圭介罷めらる○朝鮮大使義和宮來朝○第一軍鴨綠江を

渉り清國に入る○十一月第二軍清國遼東半島花園江に上陸す○第一軍虎山、九連城を陷る○仝廿五六日我艦隊大連灣を攻撃す○第一軍鳳凰城を占領す　○第一軍占領地安東縣に民政廳を開く○米國との改正條約調印成る　○十二月第二軍金州城を占領す○第二軍金州城に民政廳を開く○廣嶋兵營火あり　○第一軍立見旅團岫巖を陷る○土城子の戰爭○第二軍旅順口を攻撃す、艦隊之れに應援し、遂て占領す○敵兵金州城を襲ふ、擊て之れを郤く○仝廿七日清國媾和使テットリング等來朝ょ、其の資格具備せざるを以て之れを郤く○十二月大山大將第一軍指令官を免し、野津中將之れに代る○第一軍の第三師團析木城を占領す○第一軍海城を占領す○海城に善後公署を開く　○山縣大將遼東より歸朝す○第一軍缸瓦寨を陷る○第二軍の一部、第一軍と海城に於て連絡を通す○伊太利との條約調印成る○是月二十二日第八期帝國議會を東京に召集す　○仝二十四日議會開院式を行ふ、天皇陛下は廣嶋の大本營より詔勅を賜はる○是歲中井弘、淺田宗伯歿す。

一月皇太子嘉仁親王を陸軍大尉に任ず○第二軍混成旅團(乃木中將之れを率ゆ)蓋平城を陷る○敵將長順、依克唐阿の兩軍海城を逆撃す、　我兵擊て之れを郤く○我第二軍山東省榮城灣に上陸す○有栖川宮熾仁親王に金鵄勳章幷に菊花頸飾章を賜ふ　○敵兵再び海城を襲ふ、我軍擊て之れを郤く○是月二十四日參謀總長陸軍大將大勳位有栖川熾仁親王薨ず○仝二十六日陸軍中將大勳位小松宮彰仁親王を參謀總長に任ず　○帝國議會は兩院一致故有栖川宮殿下國葬費二萬圓を議決す○國民軍條例を發布す　○我陸海軍力を合せて威海衛を攻擊す、陸軍少將大寺安純戰歿す、　百尺崖及其の他の砲台を陷る○仝卅一日清國の媾和使節張蔭桓、邵友濂、廣嶋に來る、其の全權委任狀の不完全なるを以之れを郤く○二月我水雷艇隊威海衛の防材を乘超ヱ侵入し、敵艦定遠以下數隻を擊沈す○我海軍全力を以て威海衛の大攻擊を爲す、陸軍之に應援す、　敵の水雷艇隊遁れんとして或は擊沈せられ又は捕獲せられて全滅す　○仝十二日敵の水師提督丁汝昌降を乞ふ仝十四日之を許す、提督丁汝昌、副提督劉步蟾等自殺す○仝十七日我軍敵の殘艦武器を收め、威海衛全く我有に歸し、敵の北洋艦隊全滅す○是より先き我が獨立騎兵寧海を占領す、　又敵將長順、依克唐阿、保邦通、吳大澂等力を併せて、大擧海城を襲ふ、(三回目)我兵奮戰之れを卻く○敵兵析木城を襲ふ、擊て之れを卻く○敵軍重ねて海城を襲ふ(四回目)敗れて退く○我第二軍威海衛を引擧ぐ○第一軍太平山を占領す　○第一軍の第三師團三河子を陷る○第一軍海城附近を掃蕩し復び海城に近く能はざらしむ　○三月我軍乾[illegible]堡及び土城子を

陷る○我軍鞍山店を占領す ○我軍牛莊を挾擊し大激戰の後ち之れを占領す○我聯合艦隊司令長官伊東祐亨宇品に凱旋す○我軍の田莊臺總攻擊、遂に之れを陷る○野津中將を大將に陞敍せらる○仝十六日征淸大總督府を置き、小松宮彰仁親王征淸大總督に任ぜられ、大總督府前進の詔勅出づ○三月十七日伯爵松方正義大藏大臣に任じ、大藏大臣渡邊國武は遞信大臣に轉任し、遞信大臣伯爵黑田淸隆は樞密院議長に任じ、特に內閣に列するの榮を賜ふ○仝二十日淸國媾和使節北洋大臣直隸總督伯爵李鴻章等、淸國政府の全權を帶び來朝す○詔して伊藤總理大臣を我が全權大臣に、外務大臣陸奧宗光を副大臣と爲し、媾和談判を開始せしめらる○新造軍艦龍田號歐洲より回航、橫須賀に安着す○我海軍澎湖嶋を占領す○仝廿四日兇漢小山文之助淸國媾和使李鴻章を狙擊負傷せしむ、爲めに談判中止を爲すに至る、兇漢直に捕へられ後ち處刑せらる○仝廿七日第七期議會閉會○仝三十日無條件の休戰を淸國に許す（本月三十日より四月二十日迄向ふ三週間）○四月第四回內國勸業博覽會を京都市に開設す ○小松大總督宮旅順に御進發○仝十日更に媾和談判を開き、仝十七日和約成立し、遼東半嶋及び臺灣を淸國より割讓し、軍費三億万圓を償ひ且つ新商港を開き、最惠國條約を結ぶの條欵なり） 兩全權調印、○仝二十日大元帥陛下の批准を得たり○仝二十一日 媾和條約批准に對する平和克復の詔勅公布せらる○二十四日露、獨、佛の三國、我遼東半嶋割取に對し干涉の牒書を寄す○仝二十七日大本營を京都に移され大元帥陛下京都へ御還幸 ○全國到る處に戰捷祝賀會を開く○五月六日三國干涉の提言を容るるの覆牒を爲す○仝八日我全權辨理大臣、內閣書記官長伊東巳代次、淸國全權辨理大臣伍廷芳等と芝罘に於て媾和條約批准書を交換す○仝十日遼東還附の詔勅を發布せらる○露國との改正條約調印○樺山海軍中將を大將に陞敍し、新領地臺灣の總督に任ず○仝二十三日大總督府凱旋、小松大總督宮御歸朝○仝三十日兩陛下（皇后陛下は先に廣嶋へ行啓あり、尋で京都へ御巡啓）東京へ御還幸、 仝時に大本營を東京に移さる○神佛教師規則を發布せらる ○六月四日淸國と臺灣受授式を行ふ○臺灣事務局を東京に設く○七月朝鮮內亂、內務大臣朴泳孝亡命して、我國に來り、尋で米國に赴く○千嶋艦衝突沈沒事件落着す○八月論功行賞各々等差あり ○櫻井平吉無煙火藥發明試驗を行ふ○陸軍中將子爵三浦梧樓、朝鮮公使に任じ赴任す○仝二十一日陸軍中將子爵高嶋鞆之助、台灣副總督に任ぜらる○大藏大臣松方正義辭任、遞信大臣渡邊國武、大藏大臣を兼ぬ○九月日淸捕虜交換を乾線堡に行ふ ○臺灣匪徒猖獗官兵屢々苦戰○十月臺灣の賊魁劉永福、淸國に遁れ去り、 匪徒稍や平定す ○宮中顧問官白根專一遞信大臣に任じ、渡邊國武專任大藏大臣たり○淸國第一回償金を英國倫敦にて受授す○朝鮮義和宮來朝○前朝鮮公使三浦梧樓等三十余人、朝鮮內亂煽動の嫌疑により廣嶋に於て取調を受く

紀元 二五五六

干支 丙申

年號 二九

天皇

内閣總理大臣 黒田清隆（臨時）

重要記事

（本月八日朝鮮内乱、訓練隊、大院君を奉し、王宮に迫り王妃を弑す）○十一月北白川近衛師團長の宮陸軍大將に任す　○北白川宮能久親王臺灣より御歸着即日薨去○野津大將近衛師團長に任す○臺灣出征近衛師團の凱旋○是月八日遼東還附に對し、清國駐劄特命全權公使男爵林董、清國當事者と條約の締結を爲し、清國より代償として庫平銀三千万兩を得、平和條約の談判全く玆に終局す○自由黨は伊藤内閣と提携を宣言す○是月遼東守備兵を引揚ぐ○仝二十四日廣丙號澎湖嶋附近に於て沈沒し、艦長以下死者二十九人なり○仝二十五日第九期帝國議會召集せらる　○仝二十八日議會開院式あり○是歳丁抹との改正條約調印成る○南米秘露との條約成る　○前文部大臣井上毅薨す○是歳京都に於て平安奠都千百年祭を執行す。

一月九日閣臣彈劾上奏案衆議院に提出されしが否決せらる○臺灣土匪蜂起、鎭撫の爲め混成七旅團を派遣せらる　○朝鮮王妃殺害嫌疑者三浦梧樓等無罪の宣告を受く○二月十五日國民協會議員より内閣不信任決議案を衆議院に提出す、爲めに即日十日間の停會を命ぜらる○内務大臣子爵野村靖辭任、司法大臣子爵芳川顯正兼任す○進歩黨結黨式を擧ぐ○三月軍事公債三千五百万圓を募集す　○露國皇帝戴冠式參列の爲め陸軍中將大勳位伏見宮貞愛親王を遣はさる、山縣陸軍大將隨行を命ぜらる○臺灣に守備隊三旅團を置く○事業公債條例發布せらる○航海奬勵法の發布、仝廿九日第八期帝國議會閉院式○仝卅日拓殖務省を置かる○拓殖務省官制を發布す　○臺灣副總督陸軍中將子爵高島鞆之助拓殖務大臣に任ぜらる○四月大本營を解散せらる○伯爵板垣退助内務大臣に任じ、芳川顯正司法大臣の專任と爲る○獨逸との改正條約調印成る○瑞典、諾威との改正條約調印成る○東京市水道鐵管事件起る○五月東京灣防禦總督を置き、伯爵野津陸軍大將總督に任ぜらる○佛國との改正條約調印成る　○仝十一日皇女御誕生泰宮聰子内親王と御命名○日丁通商航海條約頒布○仝三十日内務大臣伯爵陸奥宗光辭任、文部大臣侯爵西園寺公望に兼任を命ぜらる○六月我國の公債、倫敦市場に上る○七月三陸沿岸大海嘯、死者算無し○日本郵船會社、米國航路を開始す○日蝕皆既○八月日清通商條約調印成る○伊藤總理大臣、板垣内務大臣辭表を奉呈す、繼て榎本農商務大臣を除くの外、各大臣辭表を奉呈す（伊藤内閣の瓦解）○全國大洪水○伊藤總理の辭職御聽許なり、樞密院議長黒田清隆臨時總理を命ぜらる○日佛改正條約調印成る○陸軍擴張の爲め師團を增設し、從來の六師團（近衛師團を算入せず）を十二師團に增設す○佛、耶兩教始めて懇話す○九月和蘭との

支那 帝王

年號

西暦 一八九六

二五五七

丁酉

三〇

松方正義 第二次

改正條約調印成る○九月十八日伯爵松方正義内閣總理大臣に任ぜらる ○仝二十八日各大臣の交迭任命あり、即ち外務大臣に伯爵大隈重信を、内務大臣に、伯爵樺山資紀を、陸軍大臣に子爵高島鞆之助を、遞信大臣に、子爵野村靖を、司法大臣に、清浦奎吾を、文部大臣に侯爵蜂須賀茂韶を任命せられ、大藏大臣は松方總理之れを兼ね、而して西鄕海軍大臣、榎本農商務大臣、高嶋拓殖務大臣（兼任）は前内閣より引續き留任す ○文部大臣蜂須賀茂韶、貴族院議長を辭す○十月三日公爵近衞篤麿貴族院議長に任命あり○佐渡、生野等の御料鑛山及び大阪製錬所を三菱會社に拂下ぐ ○十二月海軍端艇競走會を隅田川に開く、車駕臨幸天覽あり○青年同志俱樂部結社成る○十二月二十二日第十帝國議會を召集す ○衆議院議長楠本正隆は曩に華族に列せられ男爵に叙せられたるを以て衆議院議員の資格消失す、依て鳩山和夫衆議院議長に選任せらる○仝二十五日開院式を行ふ○是歲川田小一郎歿す○公爵毛利元德（舊長州山口藩主）薨す。

黒田清隆 臨時

一月十一日皇太后陛下崩御（諡號を英照と奉らる）○仝十二日より七日間帝國議會休會○英照皇太后大葬費七十万圓支出を可決す○秘露との通商航海條約、北米合衆國との通商航海條約の實施を公布す○仝三十日先帝の三十年祭奉行せらる ○英照皇太后崩御に付大赦及び減刑の特典あり○西班牙との改正條約調印成る ○二月二日英照皇太后御靈柩東京御發輦、京都大宮御所に奉安す○是日より十三日迄帝國議會休會（兩院議長御大葬參列の爲め）○仝八日英照皇太后を京都東山泉涌寺後山月輪御陵に葬る○三月日露協商の成立を議會に公表す○足尾銅山鑛毒事件、議會の一問題となる、是より年々朝野の間に論難せらる○布哇移民上陸拒絶事件に關し、浪速艦を派遣す○遠洋漁業奬勵法の發布○商業組合法の發布○仝二十四日第十期帝國議會の閉院式を行ふ○四月天皇、皇后兩陛下京都へ行幸啓、英照皇太后の新御陵、起工奉告祭御執行あり○松方總理病氣に付樞密院議長黑田清隆臨時總理を命ぜらる ○古社寺保存法の發布○各省に勅任參事官を置く○地方官の交迭○五月京都市の電話開通○會計檢査院の紛紜起る○臺灣、沖繩、鹿兒嶋間の海底電信線成る○東京市水道鐵管事件の落着 ○京都に帝國大學を設置す○帝國勸業銀行の開業 ○英國女皇即位六十年祝賀會參列大使として有栖川威仁親王を遣はさる、侯爵伊藤博文等隨行す○臺灣埔里支廳長檜山鐵三郎等の犯罪事件發覺し世論囂々たり○地方官會議を東京に開く○萬國電信條約の改正成る○松方總理の病氣全癒、黑田臨時總理を免ぜらる○七月福井縣、富山縣等大洪水被害多し○八月伯爵後藤象次郎、伯爵陸奥宗光薨ず○農商務大臣子爵榎本武揚辭任、大隈内務大臣、農商務大臣を兼ぬ○九月遣英大使有栖川宮一行歸朝○各地水害○拓殖務省を廢す、○高嶋子爵の拓殖務大臣兼任

二三

一八九七

紀元 | 干支 | 年號 | 天皇 | 內閣總理大臣

重要記事

を免じ、陸軍大臣の專任となる〇第二回水産博覽會を東京に開設す〇皇女貞宮御誕生あらせらる〇郵船會社歐洲航路を開く、〇十月新造帝國軍艦扶桑號伊豫海に於て演習中沈沒す　〇大阪及び長崎築港起工式を擧行す〇陸軍大機動演習を九州に行ふ　〇台灣高等法院長判事高野孟矩の非職事件起る〇金貨本位制度の實施〇十一月六日外務兼農商務大臣伯爵大隈重信辭す（松方首相が、行政、財政の刷新を爲さず、又地租增徵案を次期國會に提出するの議に協はざるを以てなり）樞密顧問官男爵西德次郎を外務大臣に、京都府知事男爵山田信道を農商務大臣に任ず〇文部大臣侯爵蜂須賀茂韶罷められ、東京帝國大學總長濱尾新を文部大臣に任ず〇進歩黨出身の次官參事官等を懲戒免官に付す（在職中進歩黨の會議に列したるは官紀紊亂なりとして）〇新造帝國軍艦八島號歐洲より安着す　〇獨逸國との改正條約調印成る〇十二月英照皇太后新御陵成り、竣工報告祭を執行せらる〇仝二十一日第十一期帝國議會を東京に召集す〇仝二十四日議會開院式を行はる　〇仝二十五日衆議院に於て民黨の各團體より內閣不信任決議案を提出するや、衆議院は解散を命ぜられ、貴族院は仝時に停會を命ぜらる〇仝日松方內閣は總辭職を爲す　〇是歲歐米各國との條約改正全く成る〇是歲、栗本鋤雲（德川幕末に軍艦奉行たり）卒す〇畠山笛村歿す　〇西部監軍部都督陸軍中將子爵山地元治、行政裁判所長男爵箕作麟祥薨す〇公爵嶋津忠義（舊鹿兒嶋藩主）薨す。

伊藤博文　第三次

一月十一日英照皇太后御一週年祭執行　〇元老御前會議（內閣組織に付）〇仝十二日侯爵伊藤博文、大命を奉じて內閣を組織す、伊藤侯內閣總理大臣に任ぜられ、大藏大臣に井上伯、內務大臣に子爵芳川顯正、外務大臣に男爵西德次郎（留任）、陸軍大臣に陸軍中將子爵桂太郎、海軍大臣に侯爵西鄉從道（留任）、司法大臣に曾禰荒助、文部大臣に侯爵西園寺公望、農商務大臣に男爵伊東巳代治、遞信大臣に男爵末松謙澄任命せらる、幾くも無く伊東巳代治の農商務大臣は罷められ、男爵金子堅太郎之れに代る〇葉煙草專賣法の實施〇元帥府を設けられ、陸軍大將小松宮、仝山縣有朋、仝大山巖、海軍大將西鄉從道等に元帥の稱號を賜ふ〇東京大火〇奈良縣々制の實施〇海軍中將坪井航三薨ず　〇宮內大臣土方久元辭任し、子爵田中光顯之れに代る〇二月地方官會議及び司法官會議を東京に開く〇陸軍中將男爵兒玉源太郎臺灣總督に任ず〇印度人始めて來學す　〇山階宮大勳位晃親王薨ず〇陸軍中將男爵山川浩薨ず　〇三月露韓銀行事務の開始　〇仝十五日衆議院議員總選擧を行ふ、選擧法の勵行、違犯者續々出づ　〇公爵近衞忠熈薨ず〇岡本黃石歿す〇四月豐公

支那 帝王 | 年號 | 西暦

二五五八 戊戌 三一

大隈重信

山縣有朋 第二次

三百年祭を京都に執行す○和氣淸麿公千百年祭を執行す ○曹洞宗本山總持寺火く○物假大騰貴○德川慶喜(公爵、前將軍)參內、兩陛下に謁見す○墺匈國との條約批准成る○各地に對外同志會を開く○米、西戰爭に付、局外中立を公布す ○東京奠都三十年祭を執行す○仝十四日第十二期帝國議會(臨時)を召集せらる○片岡健吉を衆議院議長に、元田肇を仝副議長に選任なる○米國陸軍大將セースタール來朝 ○是月伊勢大廟火あり○淸國沙市に暴徒起り我が領事館を火く ○蓮如上人四百年忌を本願寺に行ふ○六月第十二期帝國議會は、外交問題、增租案等重要問題提出せられ七日間の延期、三日間の停會等あり○仝十日增租案否決せらるゝを以て衆議院は解散を命ぜられ、貴族院は停會を命ぜらる○伊勢皇太神宮假御遷座式を行はる○男爵白根專一薨す○仝廿一日自由、改進の兩黨解散○仝二十二日舊自由、改進の兩黨合同して新政黨を組織し、結黨式を擧げて憲政黨と命名す○特別市制及び保安條例廢止を公布す ○仝二十五日伊藤內閣の總辭職○仝二十七日板垣、大隈の兩伯に內閣組織の大命下り、板、隈聯立政黨內閣成り、伯爵大隈重信は內閣總理大臣兼外務大臣に、伯爵板垣退助は內務大臣に、憲政黨員大石正巳(進歩派)は農商務大臣に、仝尾崎行雄(進歩派)は文部大臣に、仝松田正久(自由派)は大藏大臣に、仝大東義徹(進歩派)は司法大臣に、仝林有造(自由派)は遞信大臣に任ぜられ、海軍大臣侯爵西郷從道、陸軍大臣子爵桂太郎は留任せしめらる○暹羅國との通商條約公布○官制の改革を行ふ○七月露國皇族キリール大公來遊 ○本月一日より民法實施○式部次官侯爵德川篤敬(舊水戸藩主)薨す○京都圖書館の設立成る ○沈沒軍艦扶桑號引揚げらる○布哇との交涉事件(移民上陸拒絕)落着す○八月十日衆議院議員の總選擧○諸印紙を廢し、收入印紙一種と爲す○文部大臣尾崎行雄が敎育會に於て爲せる演說(共和政云々)に付き世論囂々たり○九月墺匈國との通商航海條約を發布す○佐久間左馬太、川上操六、桂太郎の三陸軍中將を陸軍大將に、海軍中將伊東祐亨を海軍大將に陞敍せらる○十月伊國皇族エマニユーエル親王來朝 ○淸國は福建省を他外國に貸讓せざることを條約す○淸國償金を皆濟す○皇太子殿下京都へ行啓あり ○是月廿六日文部大臣尾崎行雄諭旨免官(敎育會演說事件の爲め)となり、仝二十七日、犬養毅(憲政黨員進歩派) 文部大臣に任ぜらる○仝二十九日憲政黨自由派は仝黨解散の屆出を爲し、新に憲政黨を組織す○十一月三日舊憲政黨進歩派は新に憲政本黨を組織す、茲に兩黨の合同全く破壞す○閑院宮載仁親王海外御漫遊の途に上らる○政黨內閣の瓦解總辭職○仝八日侯爵山縣有朋、大命を奉じて內閣を組織し、內閣總理大臣に山縣有朋、內務大臣に侯爵西郷從道、大藏大臣に伯爵松方正義、文部大臣に伯爵樺山資紀、遞信大臣に子爵芳川顯正、外務大臣に子爵靑木周藏司法大臣に淸浦奎吾、農商務大臣に曾根荒助、海軍大臣に、海軍中將山本權兵衞任命せられ、陸軍大臣子爵桂太郎は留任を命ぜられたり○陸軍大演習を攝河泉の野に行はれ、大

二四

一八九八

紀元	干支	年號	天皇	内閣總理大臣
二五五九	己亥	三二		

重要記事

元帥陛下御統監、各國公使及び内外文武官に陪觀を許さる○東京灣に於て常備艦隊の演習を行はる、皇太子殿下行啓○巣鴨監獄署敎誨師問題起る○是月二十七日第十三期帝國議會召集せられ、衆議院議長に片岡健吉、仝副議長に元田肇選任あり　○十二月三日議會開院式を行はる○學位令の改正發布○萬國郵便條例の發布　○酒造税則中改正法律發布○帝國議會は地租增徵案(百分の三、三)を可決す○田畑地租修正法及び地租條例中改正法律を發布す○是歲嶋田重禮歿す○今年大豐穰。

一月皇女貞宮薨去あらせらる　○仝十一日宮中及び京都泉山御陵に於て英照皇太后第二周年祭奉行せらる○新國税法の實施　○日英同盟論者英人ベレスフォード卿來朝○伯爵勝安房薨ず○東京大阪間電話開始○特許、意匠、商標及び著作權法等の公布○外債募集法律の公布○三月十五日第十三期帝國議會の閉院式○陸軍中將田村寛一、男爵中嶋信行卒す○僧滴水寂す○文官任用令を發布せらる○商法を實施す　○文官分限令及び文官懲戒令の發布○四月郵便及び電信條例改正實施　○兩陛下芝離宮に於て觀櫻の宴を開かせ給ふ○地方官會議を開く○五月陸軍大將川上操六薨ず　○佛敎各宗管長會議を京都建仁寺に開く○萬國平和會議を和蘭に開く　○六月皇太子殿下は常備艦隊演習地へ行啓○豐州炭坑破裂死傷者多し○越前大野大火、仝町殆んど灰燼となり、死傷者あり○獨逸皇帝ヘインリヒ親王御來遊○七月四日國民協會解散し、仝六日新に帝國黨組織成る○新に外國貿易場二十二港を開く○萬國平和會議閉會の報あり　○仝十七日各締盟國との新條約實施(但佛、墺匈の二國は八月四日より)に付各地に祝賀會を開く○攝津有馬溫泉場及び附近鳴動し、人心恟々たり○八月四日佛、墺匈兩國との新條約實施○是月各地に祝賀會、又は内外人懇親會等の催しあり○九月台灣地方暴風雨、北海道上川郡洪水、岡山、德嶋、鹿兒嶋等の諸縣暴風雨、各地人畜の死傷其の他被害多し○淺間山鳴動し灰を降らし、其の害群馬縣の桑樹に及ぶ○米國人ミルラー、我國人を殺す○陸軍機密圖書取扱規則の公布○富山市及び橫濱市大火、人畜の死傷其の他の被害多し○全國暴風雨、中國、四國最も甚だし、伊豫別子銅山に於ける被害のみにても死者一千名に及ぶ○私立學校令を公布す○九月大阪市に於て仁德帝一千五百年祭を奉行す　○大阪堂嶋米穀取引所賣買不穩の狀あり、全部賣買停止を命ぜらる○諸國出水、北陸、畿内、　中國の諸地方最も甚し○伯爵大木喬任薨ず○函館大火○矢田部博士(良吉)相州海水浴場に於て溺死す　○帝室制度取調局を設けらる○十月全國暴風雨、駿河國鈴川近傍海嘯起り、慘害悲酸、又日本鐵道會社の

支那 帝王	支那 年號	西暦
	二五	一八九九

滊車番川鐵橋通過の際颶風の爲めに顛落し死傷者八十人を出す　○希臘との通商修好條約を締結す○皇太子播州舞子濱へ行啓、尋て宇品及び廣嶋等へ御巡啓なる○是月廿八日條約改正實施の祝賀會を宮城に於て開かせらる○十一月神戸及び大阪市に黑死病、發生し、流行蔓延の兆あり各地の人心恟々たり○仝二十日第十四期帝國議會を召集せらる○仝二十二日議會開院式を行はる○十二月黑死病各地に發生し、病勢頗ふる激烈、官民病毒撲滅、衛生豫防に奔走す○播州に於て中部都督部幹部演習を行ふ○白耳義駐剳栗野公使（愼一郎）我國を代表し、和蘭國都海牙に於て万國平和會議の決議書に調印す○天皇陛下陸軍大學校、仝砲兵學校等へ臨幸あらせらる　○大阪堂島米穀取引所賣買取引解停○政府宗教法案を帝國議會に提出す、僧侶の賛否運動、世評に上る○是歲淸國、我國より要求せる蘇州租借を許す○米國は淸國門戸開放主義を我國及び英、獨、佛、露等の諸國に提議す。

一月十一日英照皇太后御三年祭を行はる　○皇女貞宮御一周年祭を行はる○米人ミルラー（昨年我國人を殺す）死刑に處せらる○郵便爲替居宅拂渡規則の實施○中山一位局（天皇陛下の御生母）病氣御危篤、從一位に敍せらる○佐世保鎭守府常備艦隊演習擧行○尾張紡績會社火災、女工三十一人燒死す○今年、各國（太陽曆を用ゆる諸國）二月の閏日を廢す○二月攝津六甲山の鳴動今に止まず○黑死病々勢漸く衰ふ　○內地台灣間小包郵便法の實施○是月十一日皇太子殿下は、九條節子姫と御結婚の御成約あり、是の日伊勢大廟、大和橿原神宮、京都泉山御陵等へ勅使參向、皇太子妃册立の奉告祭御執行あり○中山一位局御輕快○佛教各宗管長會議を京都妙心寺に開く（宗教法案に就て）　○貴族院に於て宗教法案否決せらる○貴衆兩院に於て、議員選擧法改正案を可決す○黑死病殆んど撲滅○栃木、群馬、埼玉、茨木の四縣下の鑛毒被害民騷擾す、日ならずして鎭靜○大阪高津宮趾の祭典の執行○閑院宮載仁親王歐洲漫遊の途に上らる　○淺間山噴火し灰石を降らす數日○橫濱市大火○丁抹皇族ヮルデマル親王來朝　○伊勢太廟御造營の地鎭祭を行はる○是月廿四日第十四期帝國議會閉院式を行はる○千葉町大火　○子爵品川彌二郎薨す○未成年者喫煙禁止法の發布　○重要物產同業組合法の公布○三月博士外山正一卒す○閑院宮佛國に御安着○男爵山田信道卒す　○靜岡行在所竣成す○四月第一期及び第二期海軍大演習を吳軍港以西に於て行はる　○新造帝國軍艦敷島號歐洲より吳軍港に安着○臺灣土匪の剿討あり○布哇に於て東洋地方より食品輸入禁止令を布ける爲め、我が移民騷擾す○第三期海軍大演習を神戸港附近に於て行はれ、大元帥陛下御統監○福井大火死傷あり○郵便集配人服制の改正（六月より實施）　○大阪市に黑死病再發す○神戸港

紀元 一五六〇　干支 庚子　年號 三三　天皇

內閣總理大臣　伊藤博文 第四次　西園寺公望 臨時

に於て觀艦式を擧行せられ、大元帥陛下御親臨、內外官吏、帝國兩院議員等陪觀を許さる○各省官制中改正を公布す○皇族婚嫁令を發布せらる○五月十一日皇太子殿下、九條節子姫と御結婚○慶應義塾主福澤諭吉へ、皇室より學事功勞金を賜はる○學生風紀矯正問題起る、○日本大書提會の創立○是月清國に義和團暴徒起り、外夷掃蕩を名として北清地方に騷擾す○六月在清國北京の各國公使館、義和團幷に清兵の爲めに包圍攻擊せられ獨逸公使ケッテレル及び我が公使館書記生杉山彬等其の凶手に斃る ○在清國公使館員等清軍と戰ひ死傷あり、列國宣戰を公布す○陸軍中將大築尚志卒す○七月列國陸戰隊を組織し天津を守り、北京在留官民援護の策を講ず○清兵天津の列國軍を攻擊す○仝十三日第五師團長山口中將征清の途に上る ○聯合軍太沽砲臺を陷る我軍突貫先登す○聯合軍天津城總攻擊仝十八日我兵突貫先登して之れを陷る ○我軍唐家灣附近の偵察に向ふ○佛教僧徒、佛骨を暹羅より迎ふ○八月三日聯合軍天津を發し北京に向ふ○仝五日聯合軍唐家灣砲擊、我軍突擊之れを陷れ、續て又北倉を陷る ○仝六日楊村を占領す○仝十二日通州占領○仝十四日北京占領、我軍先登○我水雷驅逐艦霓號威海衛附近に於て暗礁に觸れ沈沒す○改正小學校令の發布○九月聯合軍秦皇嶋、山海關等を占領す○武官長陸軍中將岡澤精を北清軍隊慰問使として遣はさる○全國暴風雨 ○秋田縣能代港大火○國民同盟會起り、公爵近衞篤麿會頭たり○九月十五日侯爵伊藤博文立憲政友會を組織し、發會式を行ふ、憲政黨員擧げて之れに加盟す○二十六日總理大臣山縣有朋辭表を呈す、仝二十七日陸海及び外務の三大臣の外皆な辭表を呈す○秋田縣駒ヶ嶽崩壞す ○十月十九日立憲政友會の總理伊藤博文は內閣組織の大命を奉じ、新內閣を組織す、 即ち伊藤博文を內閣總理大臣に、子爵渡邊國武を大藏大臣に、男爵末松謙澄を內務大臣に、男爵金子堅太郎を司法大臣に、松田正久を文部大臣に、林有造を農商務大臣に、加藤高明を外務大臣に、星亨を遞信大臣に任命せられ、海軍大臣山本權兵衞、陸軍大臣桂太郎は留任を命ぜられたり、 尋て侯爵西園寺公望樞密院議長に任ぜられ、 特に內閣に列せしめらる ○伊藤總理病氣に依り、樞密院議長西園寺臨時代理を命ぜらる○十一月商船學校練習艦月嶋丸行衞不明（乘組員生徒八十五名、船員四十余名なり）○天皇陛下陸軍大學校へ行幸○皇太子殿下、關西地方御巡遊○茨城縣下に於て近衞師團の演習あり、 天皇陛下行幸○仝十六日德川光圀（舊水戶藩第三代目勤王論主唱者）へ正一位を贈らる ○新造帝國軍艦吾妻號安着す○月嶋丸の搜索に努む ○十二月十一日伊藤總理病氣癒ゆるを以て西園寺公望の代理を解かる○仝二十一日遞信大臣星亨を諭示辭職せしむ（東京市名譽職收賄の嫌疑に

支那 帝王　年號 二六　西曆 一九〇〇

由て告發せられ、貴族院議員百余名連署其の免黜を伊藤總理に迫るに因る)○原敬、遞信大臣に任ぜらる○仝十七日第十五期帝國議會を召集せらる ○二十三日陸軍大臣子爵桂太郎病氣辭任し、臺灣總督男爵兒玉源太郎に陸軍大臣兼任を命ぜらる○仝二十五日帝國議會の開院式を行はる○是月新造帝國軍艦出雲戰安着○是歳陸軍中將三好重臣、東宮武官長(陸軍中將)黑田久孝、博士大西祝等卒す。

西園寺公望(臨時)

桂太郎

一月十一日英照皇太后御例年祭を行はる ○皇女貞宮御三年祭を行はる○仝二十二日英國女皇崩御せられたるを以て三週間の宮中喪を仰出さる ○清國は聯合各國へ媾和を申込み談判開始○征清海軍司令官出羽海軍少將歸朝 ○全國各市聯合大會を東京に開く○列國使臣は、清國全權と媾和議定書授受の報あり○博士男爵伊東圭介卒す○二月二日故英皇帝祭式を東京築地ツリニーチ寺院に於て執行せらるに付、小松宮殿下、仝妃殿下は、兩陛下の御名代として參向あり ○華族高齢者へ恩賜金あり○第二醫院の火災遭難者へ兩陛下より恩賜品及び祭粢料を賜はる○大阪史の編纂に着手す ○清國は列國の要求に由り元兇を嚴罰に處するの報あり ○侍從武官徽章を制定せらる○眞言宗の紛議起る○東亞佛教會の創立○東京に禿頭病流行す○矢部軍醫中監、佛國醫學會院へ、結核免疫研究第一報告書を提出し、懸賞金五百法を受く○福澤諭吉歿す○清國より歸朝の柴海軍中佐等を沿道各地に於て歡迎す ○是月二十七日より三月十三日迄帝國議會の停會を命ぜらる(增税案貴族院に於て否決されたるに因る)○三月十六日貴族院へ大詔煥發、仝十七日增税案可決確定す○江馬天江、奥田大觀歿す○仝二十五日第十五期帝國議會の閉院式を行はる○在韓軍隊慰問使として侍從武官井上海軍大佐、山本侍從武官等を遣はさる○在北京守備隊の交代あり○仝三十一日渡邊大藏大臣、事業繰延の議を閣議に提出したる爲め內閣の動搖を起す(蓋し政友會出身の大臣等は、內閣組織の當時より渡邊大藏大臣に慊焉たらず、茲に於て之れを排斥せんとして反對論を爲す)○四月列國の北清駐在兵撤退の期確定す○仝二十九日皇孫御降誕、迪宮裕仁親王と御命名○仝三十日の閣議に於て豫算編成の議に付大激論を生じ、末松、松田、原、金子等の政友會出身大臣席を蹴て去る○五月五日伊藤總理辭表を捧呈す、尋で聽許せられ、樞密院議長侯爵西園寺公望臨時內閣總理大臣に任命せらる○後繼內閣組織には元老會議を開かる ○世界徒歩旅行家米人シーリング來る○仝十六日伯爵井上馨に內閣組織の大命下る、井上伯內閣組織意の如くならず、二十三日之れを辭退す○仝二十六日山縣、松方、西鄕、井上等各元老の推薦に依り、子爵桂太郎に內閣組織の大命下る○六月一日桂新內閣組織成る、 ○仝二日桂太郎を內閣總理大臣に、男爵內海忠勝を內務大臣に、曾根荒助を大藏兼外務大臣に、子爵芳川

紀元	干支	年號	天皇	內閣總理大臣
二五六一	辛丑	三四		

重要記事

顯正を遞信大臣に、平田東助を農商務大臣に、清浦奎吾を司法大臣に、菊池大麓を文部大臣に任命せられ、海軍大臣の山本權兵衛、陸軍大臣臺灣總督兒玉源太郎の兼任は故の如し、而して西園寺の臨時總理は仝時に解かれたり○仝二十一日政友會の領袖星亨、東京市役所に於て刺客伊庭想太郎の爲めに刺されて斃る○皇太子殿下、武、房、總、相、豆、駿、遠、參等の近海御巡航○獨逸元帥ワルデルセー大將來朝○七月、故米國使節ペルリ上陸紀念碑を久里濱に建つ○西藏國ラマ教々主來朝 ○征清凱旋軍へ勅語を賜はる○兵士の夏服改良○澎湖嶋馬公要港部を設立せらる ○北京籠城の戰死者の追悼會を東京築地本願寺に於て執行す○六月中旬より七月中旬に至るの間霖雨あり○印刷局の盜難、十圓紙幣三万圓、賊は元印刷局職工熊澤鑑司なる者) 幾くもなく賊捕はる○仝十二日山口第五師團長、清國より歸朝○布哇檢疫事件起り、世論喧し(布哇の檢疫官が我國の婦人を凌辱せしとの事件)○清國謝罪使那桐等來朝す(義和團暴徒等が杉山書記生を慘殺の件に付)○大藏大臣曾根荒助の外務兼任を免ぜられ、前清國公使小村壽太郎外務大臣に任ず○八月十一日麹町獨逸教會に於て獨逸皇太后(是より先崩御)吊祭式執行に付、小松宮殿下仝妃殿下は、兩陛下の御名代として參向あり○貴族院議長公爵近衞篤麿清韓漫遊の途に上る(本月初旬)本月二十八日歸朝す○是月十四日伊勢太廟、木造始めの式祭を行はる○東北地大地震被害多し○小笠原嶋旱魃○米國海軍總督ソマス將軍、橫濱米國海軍病院に於て逝去○九月六日伊勢神宮御遷座式執行あり ○清國との講和議定書の公布○列國北京撤兵を實行す○美濃各務ヶ原流彈事件(第三師團演習の節流彈土地の人民を殺傷す)及び各兵營の兵士虐待事件、世論喧囂○九月十八日政友會總理侯爵伊藤博文、歐米漫遊の途に上る○仝卅一日東京靖國神社の新築造營成る ○十月一日舞鶴鎭守府の開廳○仝十四日東鄕海軍中將舞鶴鎭守府司令官に補し赴任す○仝二十日帝國軍艦淺間號は、故白河宮能久親王殿下を奉祀の臺灣神社大祭御參拜の爲め渡臺せらるゝ、北白河宮大妃殿下一行を奉戴し臺灣に向ふ○二十八日臺灣神社大祭の執行あり ○十一月一日靖國神社新築落成に付臨時大祭の執行あり○仝三日皇太子殿下、陸海軍中佐に御陞任○是月東北地方に於て陸軍大演習を行はれ、大元帥陛下臨幸御統監あらせられたり○北海道釧路大火死傷あり○大橋佐平(博文館主)歿す○臺灣の土匪、嘉義廳管內樸仔脚支廳を襲ふ、尋で之れを擊退す ○十二月七日第十六期帝國議會を召集せらる ○仝十日議會開院式を行はる○栃木縣選出衆議院議員田中正造、足尾銅山鑛毒事件を、天皇陛下に直訴せんとして囚はれ收監せらる ○今年七月より十二月末迄に北清征討軍及び從軍者其の他の論功行賞

支那 帝王	支那 年號	西曆
	二七	一九〇一

十二回なり○是歳軍人腐敗問題の世論喧し ○中江兆民歿す○木村芥舟歿す。

一月十一日英照皇太后御例年祭を行はる○筑波觀測所を開始す○伯爵井伊直憲（舊彦根藩主）薨す○侯爵黑田長知（舊福岡藩主）薨す○大阪商業銀行解散す○西本願寺法主負傷す○清國皇帝、北京へ御遡鑾に付、我皇室より御祝電を發せらる○軍人（重に第五師團）の北清分捕事件、世論喧し○海軍中將井上良馨を海軍大將に陞叙す○軍人分捕事件愈々檢案せらる ○仝二十五日青森第五聯隊第二大隊將校以下二百十余名雪中行軍を爲し行衛不明となる○仝上救援隊を青森及び弘前より發遣す ○師團長會議を東京に開く○雪中行軍隊は大概凍死し、生存者僅に十二名を發見す、 死體の搜索に努む○各地に於て凍死者遺族への義捐金を募集す○天皇陛下、皇太子殿下より侍從武官を青森へ遣はさる○越後石油會社の合同成る ○二月十二日政府は我國と英國との攻守同盟の成立を帝國議會に發表す（成立は一月三十日なり）○大阪市八頭黑燒事件暴し○貴衆兩院議員は（支那問題に付）內閣總理大臣幷に英國公使を招待して、日英同盟の祝賀會を開く、各地方に於ても亦た續々祝賀會を催ふす ○高島炭坑坑內の一部破烈し死傷者あり○鑛毒被害民の運動又起る○伊藤博文侯歐洲より歸朝す○富山大火被害夥し ○三月第五師團の將校栗屋少將以下分捕事件に付審問せらる ○千葉縣九十九里沿岸に大旋風起り被害頗る悲慘を極む○松方伯歐洲漫遊の途に就く ○是月十日第十六期帝國議會の閉院式を行はる○山口縣貞逃炭坑崩壞す ○東京二六新報の發企せる勞働者懇親會は禁示せられたり○外國人家屋稅問題起る○四月小松宮彰仁親王殿下には、英皇戴冠式の爲め御渡英の途に上らる○臺灣總督男爵兒玉源太郎の陸軍大臣兼任を免ぜられ、參謀次長陸軍中將寺內正毅を陸軍大臣に任命せらる○改正官制の發布○福井市大火被害多し ○英皇戴冠式參列の爲め帝國軍艦淺間、高砂の二隻は司令官伊集院海軍少將指揮の下に渡英の途に就く○奈良興福寺五重塔落成式を擧ぐ○京都船岡癲狂院火け、多くの死傷あり○國民同盟會を解散す○四ッ目屋事件起り、世論喧し（檢定濟落合直文著作女子國語讀本の件）○五月北海大風、天塩國「テウリ」「ヤクシリ」近海に於て漁夫二百三十餘名溺沒す○皇后陛下音樂學校へ行啓○仝九日東宮御所御造營に付柱石敷石式を行はせらる○皇太子殿下、東北地方へ行啓○帝國軍艦八重山號根室沿岸に於て坐礁す ○北清分捕事件に付第五師團の將校眞鍋旅團長以下懲戒或は停職を命ぜらる ○帝國軍艦武藏號坐礁軍艦八重山號救護の爲めに赴く、同く根室に於て坐礁す○馬關地方大暴風被害尠からず○男爵澁澤榮一、商業視察の爲め歐米に向つて渡航す○山形地方暴風被害あり○長崎港に於て米、佛の水兵衝突す○新造帝國軍艦三笠號安着 ○皇太子殿下行啓の途上直訴せし海老名要吉は不起訴

紀元	干支	年號	天皇	内閣總理大臣
二五六二	壬寅	三五		

と爲り放免せらる○皇室誕生令を公布せらる　○臺灣カトリック附近に於て大塚軍醫等溺死す○六月骨牌印紙貼用規則を發布す○新造帝國軍艦白雲號（水雷驅逐艦）安着す○清國の碩儒吳汝綸來朝す　○坐礁軍艦武藏號引卸され、根室港にて修繕中○大橋圖書館（故博文館主大橋佐平の紀念）成る　○露國皇族ホウスウラジミルウイッチ殿下來遊○是月二十五日第二皇孫御誕生、淳宮雍仁親王と御命名○七月南鳥嶋事件起る（米國誤つて我領地を無所屬地と認めたるに因る）○陸軍大將元帥侯爵西郷從道薨す○吳造兵廠の職工同盟罷工を爲す、尋で事治まる○商業會議所法施行規則を發布せらる○八月小松宮彰仁親王歐洲より御歸朝○居留地仲裁裁判調印成る○西本願寺法主退隱問題、門徒間に喧し○東京砲兵工廠職工の同盟罷工起る、尋で平和に歸す○鳥嶋噴火し形跡を失す○是月十日衆議院議員の總選擧を執行す○清國皇族載振貝子來遊　○九月大阪市瓦斯會社創立出願に付市への報償問題起り、頗ぶる世評に上る東北地方暴風雨○十月早稻田大學の開校式を擧ぐ○東京美術學校の内訌起る　○日本鐵道會社の人夫同盟罷工を爲す○十一月九州に於て特別陸軍大演習を擧行せられ、大元帥陛下行幸御統監あらせらる○新造帝國軍艦の進水式を橫須賀にて擧行あり、新高號と命名せらる　○暹羅皇太子マハ、アフツフ、ニビッタ親王殿下御來遊○畫家川崎千虎歿す○十二月四日政友會大會を開き、政府の增租繼續案に反對の決議を爲す、全日憲政本黨も亦た大會を開き、政友會と略ぼ同一の決議を爲す○我國駐剳の米國公使バックス逝去す○伯爵佐野常民薨す　○全五日官制改正（六十有四件）發表せらる　○是月六日第十七期議會を召集せらる○片岡健吉は衆議院議長に元田肇は全副議長に選任せらる○全九日議會開院式を行はる　○全十三日東京哲學會事件起る○十六日議會の停會を命ぜられ（五日間）全二十一日再び停會を命ぜらる（一週間）○全二十八日衆議院は解散を命ぜられ、貴族院は停會を命ぜらる（增租繼續案否決の爲めなり）○是月教科書事件（收賄）大疑獄起り、嫌疑者續々檢擧拘引せらる○博士高山林次郎歿す。

一月十一日英照皇太后御例年祭を行はせらる　○教科書事件の嫌疑者各地に於て續々拘引せられ其の範圍全國に涉る○各政黨は總會を開き今後の方針を議せり　○是月十六日本派本願寺法主伯爵大谷光尊寂す　○全二十八日故北白川宮能久親王殿下の銅像除幕式を近衛師團第一聯隊營内に於て行ふ　○第五回內國勸業博覽會審査官の任命あり○畫家田口米作歿す○二月二日小松宮御繼嗣依仁親王殿下には大命に依り、東伏見宮を御再興

支那帝王	年號	西暦
	二八	一九〇二

遊ばさる○仝三日韓廷は我が第一銀行一覽拂手形に對し公然禁止の令を發し、若し使用する者あらば嚴刑に處せんさ告示せり ○仝四日我代理公使は韓廷に向つて抗議を提起し、韓帝に謁見を求む○十二日師團長會議を開かる○韓廷は我抗議に服し第一銀行手形通用禁止の令を取消す、○仝十五日我が林公使は韓帝に謁見し、手形事件落着す○小松宮彰仁親王御病氣御危篤○十八日陸軍大將元帥兼參謀總長大勳位小松宮彰仁親王薨去、廢朝并に宮中喪仰出さる ○仝二十六日故小松宮殿下御葬儀(國葬)を行はる○三月一日衆議院議員總選擧を行ふ ○是の日より第五回内國勸業博覽會を大阪に於て開設なる○仝三日閑院宮載仁親王殿下、赤十字社總裁を承認せらる○仝四日梨本宮守正王殿下を歐洲へ御派遣に付陸軍士官學校教官を免ぜらる ○仝六日元東宮武官陸軍中將黑川通軌薨す○名優尾上菊五郎死す○仝十日海軍大演習を朝鮮近海にて開始す ○東北地方饑饉に付兩陛下より青森、宮城、岩手、福嶋等の各縣へ御救恤金を賜はる○仝十二日赤十字社大會閑院宮總裁御承諾を披露す○仝二十六日小學校令の改正、實業學校令の改正○仝二十八日梨本宮守正王殿下御見學の爲め佛國に赴かせらる ○四月一日政憲兩黨總務會見總選擧後の打合を爲す○仝三日海軍大演習結了 ○鑛山王古川市兵衛歿す○仝六日現内閣反對記者懇親會○仝七日大元帥陛下東京御發輦關西に行幸 ○仝八日露國が滿州撤兵期なるに其約を履行せず ○仝十日大元帥陛下御統監の下に神戸に於て觀艦式を擧行せらる○仝十一日京都御所に御駐蹕○仝十四日皇后陛下京都へ行啓 ○兩陛下には實業奬勵として侍從を各工場へ御差遣あり○仝二十日第五回内國勸業博覽會開會式執行、天皇陛下御親臨勅語を賜はる○北米加奈陀農相シドニー、フィッシャース來朝○韓國皇帝慶稱式參列の爲め、山階宮邦憲王に渡韓の大命下る、 尋で韓廷慶稱式を秋季迄延期す○中學校令施行規則中の改正發布○北海道土人學校設立○東本願寺の内訌(四十二万圓支途不明の件)一段落を告ぐ○此頃東京に於て嘉納作五郎、上田万年、目賀田種太郎等濟美學校を創立す、其小學部は束脩金二百圓月謝五圓、古今未曾有の學校なり○北條時宗の大法會を鎌倉圓覺寺に執行す ○露國は滿州一部撤兵の附帶條件として八ヶ條の密約案を淸國に提出す○米國は訓電を駐露大使に傳へ、公文を露政府に送りて、強硬の質問を爲し、又駐米淸國大使を經て、領土讓與の危險を諭し、 其公文の寫を淸廷に送付せしむ○我公使及び英公使も亦た慶親王に警告す ○仝二十五日慶親王は斷然露國の新要求を拒絕せり○仝二十七日政府さ政友會さの妥協成立す ○仝二十八日現内閣反對全國同志記者は現内閣不信任の決議を爲せり○米國公使は公文を慶親王に送り、露國の要求に不同意なるを通告し、又滿州還附條約に依り、 露國に向つて撤兵を請求せり○政友會内の各派紛擾形勢頗る不穩なり○五月五日政友會中の革新派は、竟に政府さ非妥協の聲言を作す○

紀元 二五六三

干支 癸卯

年號 三六

天皇

內閣總理大臣

重要記事

仝八日第十八議會(臨時)召集さる○衆議院議長は片岡健吉、仝副議長は杉田定一選任せらる○仝十一日兩陛下御還幸 ○仝十二日第十八議會開院式を行はる○第四回全國聯合教育會を大阪市に開く○西本願寺新法主傳燈式 ○清國貝子(皇族)載振殿下及び大宮那桐等の一行第五回內國勸業博覽會觀覽の爲め來遊 ○皇太子殿下小金井行啓○小學校教科書の飜刻規定發布○日比谷公園の開園式○三菱造船所職工同盟罷工 ○皇太子殿下御慶事紀念美術館の立礎式執行○仝二十一日衆議院は地租繼續案を委員會に於て否認し、議事に上さんとするや三日間の停會を命ぜらる ○政府と政友會と協議交涉を累ね仝二十四日妥協成る○仝二十九日同局者失政決議案(即ち不信任決議案)を憲政本黨より提出し可決す○議會は第三期海軍擴張費一億五千万圓を可決す(之れが財源として財政整理、電話繰延、鐵道繰延、公債募集案を提出す) ○是月宇治黃檗山僧河口慧海西藏より歸朝○六月一日より四日迄議會延期 ○仝五日帝國議會閉院式を行はる○仝七日政友會土佐派の脫會○政友各地支部動搖し、脫會者踵を繼ぐ○仝十二日露國陸相クロパトキン大將來朝入京す○對外同志會は近衞公を中心として俄かに敏活の運動を開始し、世論囂々外交問題の爲めに、政海の動搖め爲に姑く其の光を奪はれたるの觀あり○富井政章、戸水寬人、寺尾亨、小野塚喜平次、金井延、高橋作衞、中村進午の七博士は率先開戰論を唱へ、意見書を桂首相并に小村外相に寄せ、頭山滿、神鞭知常、柴四郎、佐々友房の四氏亦意見書を兩相に提出し、且つ孰れも兩相を訪問したるに、外相面會を謝絕し首相は面會し、意外にも強硬の態度を示せり○仝二十一日に英國代理公使、仝二十二日我が內田公使、慶親王に謁見して更に痛切の警告を爲す○仝二十七日米國政府は、嚮きに奉天、大東溝、バルピン等開放に付直接露國と交涉せしに、露より滿州開放に就て北京のレッサ公使に訓令し置きし旨回答せしより、直に、在北京コンガー公使をして照會せしめしに、露公使は本國より訓令を受けずとて商議に與らず、米國は爲めに露國に籠弄せられしとて大に憤激す○仝二十八日露の陸相クロパトキン長崎より旅順に向ふ ○外交問題益喧し○仝二十九日尾崎行雄東京市長に任ぜらる ○駐韓林公使は韓廷に向ひ第一銀行券通用禁止の禁令を撤し且つ負褓商の運動を禁止せずば、流通上の損害賠償を申込み、又盟約違反と見做し國際談判に移すべしと警告す○仝三十日韓皇は我公使の警告に依り、負褓商の運動禁止の令を下す○七月二日桂首相病と稱し辭表を奉呈す、詔して慰諭、辭職の御裁可なし○朝野外交問題に忙殺せらる○閣議、伏奏、元老會議等漸く繁し○仝五日露國森林會社が安東縣龍巖浦間に電線標柱を建つ、仝九日韓廷は露人の妄狀を怒り、露公使に

支那 帝王 年號

西暦 一九〇三

電柱拔去を申込み、義州郡守に電柱引拔を訓令し此旨我林公使に通牒す、仝十五日郡守は電柱を引拔けり露人之れを詰問す○露公使電柱引拔の抗議を韓廷に申込む○仝十三日伊藤侯は樞密院議長に任じ、西園寺侯は願に依て樞密院議長を免ぜられ、山縣侯、松方伯は同時に樞密顧問官に任ず、又優握なる勅語を伊藤侯に賜はり、又山縣侯松方伯にも勅語を賜はる○伊藤侯は政友會總裁の任を解き、西園寺侯代て政友會の總裁と爲る○仝十五日内海男爵依願免官、臺灣總督兒玉男代つて内相に任じ、臺灣總督を兼ぬ○仝十六日平田農相は取引所問題、菊池文相は教科書事件にて責を引き辭職、芳川遞相亦た辭職す○仝十七日曾根藏相は遞相、兒玉内相は文相、淸浦法相は農相の兼任を命ぜらる○此の間滿州頻りに警を傳へ、政界益々多事○日英公使韓皇に謁見し義州開放の奏上をなし露公使亦た謁見して開市反對の意見を奏上す○十九日露公使韓廷へ電柱引拔の抗議、併て損害賠償金を提議す○仝廿二日韓廷は我公使に京釜間電線撤去を要求す○帝國軍艦笠置號、山口縣角嶋沖にて坐礁す○仝二十四日林公使は京釜電線撤去の照會に對し強硬なる拒絕の回答を韓廷に送る○仝二十八日韓國漢城府の官吏、我電話線を拔去らんとす我憲兵之れを制止し人夫數多を逮捕す○仝二十九日林公使は電柱引拔に對し外部に照會し其責任を問ふ、韓廷非を覺り謝罪の手續に出んとす○國民對露硬の氣焔愈々熾んなり○河口慧海の西藏談世上に持囃さる○八月一日第五回内國勸業博覽會の閉場式○仝六日駐淸米公使は奉天及び大東溝の開市を迫る、淸廷は之れに答ふるに露國撤兵後に非らざれば同意し難く、其の第三國の援助に依り、露國の撤兵を速かに實行せしめたしと訴へり○仝九日對外同志大會にて、宣言書及び決議案を可決せり○仝十日地方官會議を開く○仝十三日露國は東亞大守府設置の詔勅を發し、關東總督海軍大將アレキセーフを以て太守に任命し、文武の兩權を委任せり○仝十四日(是より先き是月の初め露國龍巖浦に租借地を得たるとの報あり)、我林公使は韓廷に向ひ、露國に租借を許さば我亦た同一要求を爲すべしと警告せり○仝十五日板垣伯新政黨の綱領及び宣言書を發表す(是より先き第十八議會閉會後林有造等新政黨を組織せんとし板垣伯を擁して總理に戴く)○取引所條例の改正發布(限月の復舊を爲す、世評其の無定見を嗤ふ)○仝二十日我海軍は常備艦隊を舞鶴に集中して日本海を警戒す○新舊教科書の比較表を發表せり(是より先き教科書の印刷發行を民業と爲す、舊教科書肆等合同して文教社なるものを起し、大橋新太郎(博文館主)は日本書籍會を創め、各飜刻の利を占めんと謀れり)○仝二十六日小村外相參内外交上重要の事件に付奏上す、蓋し日露交涉を開始せしに依る○露公使は自ら韓國外部を訪ひ龍巖浦租借協定案の調印を迫る○仝二十七日韓廷は暑中休暇の故を以て我林公使の謁見要求を拒絕す(是より先き林公使は龍巖浦の租借を露國に許すべ

紀元 | 干支 | 年號 | 天皇 | 內閣總理大臣

重要記事

からずと警告し且つ議見を要求し、又公文を送り若し之れを露に許さば、我亦た任意に行はんと警告せり)林公使は更に直に議見を要求す○仝廿八日露公使は韓廷に協定を迫り其の議見を要求す、是に於て外部大臣李道宰は窮窘なす所を知らず遂に辭表を呈す○仝三十日文部省廢止反對同志會、趣意書を發表す(是より先き文部省廢止說起りしに因る)○仝三十一日清國內官李蓮英は皇太后の內命を含み、露公使と白雲觀に密會し借欵の議協を爲せりと傳ふ○是月に至り教科書事件の第一審結了す(當初より官民の拘引二百余名に上れり)是れより先き專門學校令出でたるより東京府下の法律學校は、爭ふて學制を改め大學となれり、乃ち明治法律學校は明治大學、東京法學院は東京法學院大學(本月二十三日)又和佛法律學校は法政大學、日本法律學校は日本大學(仝二十九日)と改稱せり○東京私立濟生學校、長谷川泰の創立せし醫學校にして明治九年の開業なり)突然廢校し、六百の學生、一時路頭に迷ひ、世論長谷川博士の無責任を咎む○九月艦隊佐世保に集中し對馬海峽の警戒最も嚴なり○福岡醫科大學の開校 ○仝三日露國ニコリスク陸軍大演習參觀の爲め秋山少將、大庭少佐等を差遣せらる○仝五日黑岡、松永、河原、片岡、上村の五海軍少將は仝中將に陞敍せらる○韓國外部は義州開市、平壤開鎖を同時に行はんとするに對し英米露獨各國公使に意見を徵す、獨は同意、露は異議なし、英は日本に異議なくんば可なりと答へ、又龍巖浦に稅關設置を要求す○仝八日國定教科書飜刻認可の發表○仝九日露國は新に撤兵延期(盛京省は十月八日、吉林省は其後六ヶ月を期限とすること)及び其他數ヶ條の新要求を清廷に提出す○仝十日我駐清內田公使は再び露の新要求に對する警告を清廷に與ふ○對露同志會の九州大會、外交問題益々喧し○仝十一日駐韓清公使は韓廷に義州開市を望むも平壤開鎖は不同意なるの回答を爲す ○仝十三日名優市川團十郎死す ○仝十四日韓廷は露公使に向ひ斗龍浦經營の不法を詰る○仝十六日清廷は內田公使の警告に對し、日本の友誼に背かずと明言せり○仝十八日佛國公使は韓廷に向ひ義州開市に異議なきも、平壤開鎖は熟考を要すと答ふ○仝二十二日大浦兼武、遞信大臣に、波多野敬直、司法大臣に、久保田讓、文部大臣に任ぜられ、是に漸く新任各大臣を見る○常備艦隊三十八隻、佐世保及び舞鶴附近に遊弋す、是時露艦十一隻鳥港より南下して旅順に向ひ、方に相對峙す○我國駐劄の露公使ローゼン男、旅順へ急行す、對露交涉問題は流言、飛語漸く繁く內閣に於ける參內、往來、甚だ頻繁なり○仝二十三日清國慶親王は米公使に、露國新要求調停の事を囑せしに、米公使は直に拒絕し、且つ露國提案の不可を諭し、清廷の反省を促せり○米國公使は韓廷に向ひ義州開市、平壤開

支那 | 帝王 | 年號

領の件は本國の訓令なければ回答し得ずと答ふ ○仝二十四日清國は斷乎として露國の新要求を拒絶す ○仝二十九日清國軍機大臣瞿鴻禨は我内田公使を訪ひ偏に清國の決意を告ぐ○仝二十七日常備艦隊朝日、富士、八嶋以下二十二隻馬山浦に向へり ○仝三十日參謀次長陸軍中將田村怡與造卒す ○八月より九月に及んで朝に行政整理の紫劇なるあり、野に新政黨の計畫あるの外、朝野を通じて擧げて外交問題に忙殺せられたり○十月三日露公使ローセン男赴任、斯くて日露交渉は、露都に於ては、外相ラムスドルフ伯と我栗野公使の間に繼續せられ、東京に於ては小村外相とローセン公使との間に新に開始せられ、是の日第一回の會見を爲せり○仝四日秋山少將等ニコリスクより歸る○韓國龍巖浦に露國砲台を築く、我林公使は露國の暴狀韓國の不取締を韓廷に詰責す、又露國に對し抗議を提出し嚴談中なり○仝五日小村外相、ローセン公使第二回の會見○仝八日清國は露公使に對し撤兵履行を促す、露公使は其要求を容るるに非らざれば撤兵し難しと答ふ○我國民は露國が最後の滿州撤兵期に至るも撤兵せず、却て益す增兵の擧に出で防備を盛んにするを聞き、憤慨して我當局者の優柔不斷なるを讒むるの聲愈よ高し○小村外相、ローセン公使第三回の會見○仝九日海軍參謀長會議を開く○是日日清通商條約の調印○仝十二日兒玉男の內相を罷め、陸軍參謀次長に降叙、台灣總督兼任は故の如し、桂首相、內相を兼任す○仝十三日閣議の後ち元老會議を開き外交を議す○仝十四日小村外相ローセン公使第四回の會見○露佛兩公使の往復頻繁なり○仝十六日我駐韓萩原書記官、義州狀況取調の爲め京城を發す○政友會外交の方針を通牒す ○國民が當局の不斷を責むるの聲益々高し○對露の形勢切迫し、復又元老會議を開く○對露同志會は文事秘書官を經て上奏し、尋で却下せらる、是より上書、建白書を奉呈するもの續々起る○仝十七日我國駐劄英公使(マグドナルド)は露公使と會合し、又露佛公使の會合と爲る○仝十八日露公使より小村外相に親展書を送る ○仝十九日露國書記官は大部の書類を携へて小村外相を訪ふ○是日英公使は我海軍省を訪ふ ○東鄕中將常備艦隊司令官に任ぜらる○是日露人は和歌浦丸日本人の龍巖浦上陸を禁止せり、萩原書記官之れに便乘し居れり○仝二十三日東京煙草組合員百五十余名、煙草官業に絶對的反對を決議し、運動を開始す○仝二十四日又元老會議を開く○是日萩原書記官龍巖浦上陸拒絶に關し、我駐韓林公使の詰問に對し、露公使は其不法を謝し來れり○政、憲兩黨院外者は第十九議會に對する政憲兩黨連合の端を啓けり○仝二十五日天皇陛下は伊藤大山の二侯桂首相、小村外相を宮中に召され、外交時局に就き御下問あり○是日小村外相、ローセン公使第五回の會見○仝二十六日萩原書記官は安東縣より龍巖浦に向へり ○仝二十七日清國武官鐵良等十五名、來る十一月播州に行はるる我陸軍大演習參觀の爲め來朝す○仝二十八日露國は突然

紀元	干支	年號	天皇	內閣總理大臣

重 要 記 事

逐東奉天府の再占領を爲す○仝廿九日政憲兩黨院內外者聯合の議調ふる ○露兵は淸國將軍增祺を監禁す（名は五日間に露國歸順の馬賊頭目を斬殺せし、東邊道齊參謀王潘を處刑し、東邊道臺袁大化を革職せよと云ふにあれど、其實、既に日淸及び米淸通商條約によりて奉天の開放せられんとするを將來に妨害せん爲なり）○仝三十日極東太守アレキセーフは、龍巖浦の露人に對し萩原書記官到着の上は、便宜を與ふべしとの訓令を發せる旨、我林公使に通牒せり○是日小村外相．ローゼン公使第六回の會見○露國は頻りに旅順防備の竣成を急ぎつゝあり○仝三十一日小村外相、ローゼン公使第七回の會見○是月時局切迫の爲め、閣議に續ぐに元老會議、陸海軍當局者の會議、元老、首相、外相等の伏奏頻繁を極め、天皇陛下は畏くも日曜の休日に政務を御覽あり、又桂閣は外交問題時局切迫の爲めに忙殺され、又一方には議會の開會目睫の間に接近し來るを以て、九月以來弛緩を極めし政界、是れより時々光彩を放たんとせり○十一月一日露國水兵と我邦人と韓國仁川に於て衝突し雙方十名計りの負傷者出づ○仝二日大元帥陛下橫須賀に行幸、帝國軍艦音羽號の進水式を舉げさせ給ふ○仝三日皇太子殿下、陸海軍大佐に御陞任、黑木、奧の二陸軍中將は仝大將に陞敍○是日奉天占領及び增祺將軍の監禁に就て、淸廷は露公使に詰問す、露公使は、事東亞太守の命令なれば、關り知らずと答ふ、淸廷爲に憤慨し、從來の軟柔主義を一變して强硬の態度を執るに一決す○仝四日淸廷の議、露國對抗に一決し、那桐は王文部に代りて政務處大臣に任ぜられ、宋慶亦た同大臣に任ぜらる○仝五日英公使、小村外相を訪ふて會談せり○仝六日、常備艦隊、吉野、千歲以下數隻、佐世保を發し朝鮮に向ふ○仝七日犬養、大石の二氏、淸韓視察を畢りて歸朝す（是月廿一日視察の途に上りし也）○是日淸國に於ては肅親王、遽に參內し、露國問罪の議を面奏す○仝八日對露同志會は伊藤侯及び桂首相に宛てたる警告書、及び問罪書を發表す○仝十日桂首相は對露同志會の神鞭、佐々、頭山の三氏に當局の意志を語り、三氏は之れを會員に報告せり○是日時局問題聯合大會を帝國ホテルに開く○仝十一日大元帥陛下、兵庫縣下陸軍大演習地へ行幸御發輦（大演習本日より舉行）○是日小村外相、ローゼン公使第八回の會見○外交上の案件、繁劇益す甚だし○仝十二日韓國に於て列國使臣會議を開く○是日、英、米、淸、獨、佛、伊の六國公使、小村外相を訪問す○仝十三日演習地に於て、兒嶋高德以下數十名に贈位の御沙汰あり○仝十五日大演習結了す ○仝十六日姬路に於て特別大演習觀兵式舉行、大元帥陛下御親臨○仝十七日米國公使は本國の訓令に依り龍巖浦開放を迫り、韓廷將さに裁可を得んとして露公使の反對運動に制せらる ○仝十八日大元帥陛下舞子

支那 帝王	支那 年號	西曆

御發輦還幸の途に就かせ玉ふ○露艦、仁川に示威の態度を示す○仝二十二日露公使の許に長文の電報來り、仝書記官我外務省を訪ふ○是日、韓廷は露國が龍巖浦開放反對に對し、其開否は他の容喙を許さずと答へ、我公使の開放要求に對しても亦た同一の自由權を主張せり○是日、巴里電報は、我が桂首相が英國新聞記者に對し、國民の多數は日露開戰に反對なりと語れりと報ぜり ○仝二十四日對露同志會は山本海相に警告書を送る○是日、亡命韓客禹範善、吳港に於て刺客高永根に殺害せらる○同二十五日、清の馬玉崑將軍は、西大后より邊防の爲め新兵募集の密旨を奉ず○政、憲院外者は第十九議會に對する兩黨聯合の端を啓けり、是日、尾崎行雄等新政黨の創立を企謀し、會合を開く○仝廿六日關東試員同志會俱樂部成る○是日、露兵海城に集中し、鴨綠江より遼陽に通ずる要路防禦を充實せり○仝廿七日州祺將軍は滿州の出兵を清廷に電請せり ○仝二十八日大元帥陛下、陸軍大學校に行幸、卒業授與式に臨ませらる ○仝二十九日露國海軍の四分の三は極東に集中せりと報ぜらる○政憲兩黨院外者の議纏まる ○仝三十日駐韓林公使は覲察巡回中の大塚鐵道局長同伴、韓皇に謁見す、韓皇は龍巖浦開放は、外部に命じ置けりと勅答あり○外交の時局問題愈よ切迫、閣議、元老會議陸海軍要路者の密議、外國公使の訪問來往益す頻繁、又第十九議會開會の期も接近せるを以て政界頗ぶる色めき渡れり○明治小說界の巨擘尾崎德太郎(紅葉)本月三十日歿す○十二月二日政憲兩黨、各代議士評議員の聯合會を開き略ぼ同黨の方針を一定せり○仝三日我政府は駐露栗野公使を經て、露國の回答を催告す○是日、政憲兩黨の總務(原、松田、大石、犬養)及び聯合の梃子たる加藤高明等會合、兩黨一致の步調を取ることを協約す○仝四日德川家達、貴族院議長に任ぜられ、近衞前議長は樞密院顧問官に任ぜらる○是日、政憲兩黨聯合の提携成立し、其約欵を發表し兩黨共に代議士總會を開く○仝五日第十九帝國議會召集、政憲兩黨聯合の結果、憲政本黨の河野廣中、大多數を以て議長に選任せられたり ○是日勅令を以て官制改正を發布せらる○仝六日憲政本黨內、非提携派起る○仝七日小村外相、ローゼン公使第九回の會見○是日代議士三十六名連署し、憲政兩黨の提携に反對の要求書を提起せり、政憲本黨の幹事等は、之れが鎭撫に力む、政友會內の非提携派も亦た動搖を始め、兩黨聯合の前途、甚だ望み少なし○仝九日政憲兩黨內、非提携の說益々旺盛を極め、幹事之が鎭撫に苦めり○是日、韓國外部は龍巖浦開放の件に付、議政府會議へ奏請す○仝十日第十九議會の開院式を行はせられ、天皇親臨勅語を賜ふ、式後、河野議長奉答文を朗讀す、文中閣臣の內政外交に關し、聖鑑に訴ふの語ありて、純然たる一個の彈劾上奏案なりしかど、衆唯拍手して之を可決す、爲に宮中よりは御都合に依り議長の參內を延期すべしとの御沙汰あり、又政憲兩黨共に、代議士總會を開き、協議を凝らし議論百出、竟に該奉

紀元	干支	年號	天皇	內閣總理大臣

重要記事

答文を承認するに決し、上下愕然たり○仝十一日河野議長は奉答案文を捧呈せんとす滿堂爲めに騷然、時に議員中奉答文再議の說を唱へし者ありしも、大勢最早回すへからず、政府は河野議長の固執動し難きを見、乃ち解散を奏請し、既にして解散の詔勅は下りぬ、是に於て河野議長に對する毀譽褒貶交々起る、又河野は奉答文議決の即日憲政本黨に脫黨屆を出し、議會解散後は閉居して出でず○列國は、帝國議會の解散を以て、日本政府の平和的態度に出づるの證となし、淸廷は爲めに日本政府を疑へり○是日、小村外相、ローゼン公使第十回の會見、ローゼン公使は去る十月三十日提示に係れる日本政府の交涉案件に對する露國の回答を報せり、遷延凡そ四十三日間、而して露國は未だ退讓の意思を示さず○是日韓廷は、白銅貨問題に付、我が林公使に對して白銅貨の鑄造を停止し、本位貨を鑄造せんと回答す○仝十二日對露同志會は、上奏書を闕下に捧呈するとに一決せり○是日、來年三月一日を以て衆議院議員選擧を行ふの勅令出づ○仝十三日小村外相、ローゼン公使第十一回の會見あり ○仝十四日德大寺侍從長は小村外相に外交上御下問の案件を傳ふ○仝十五日小村外相は栗野公使に、山本海相は艦隊司令官に、各命令する所あり○仝十六日形勢切迫、第四回の元老會議を開く○是日對外同志會は文事秘書官を經て上奏し、尋で却下せらる○國文教育家落合直文歿す○十一日議會解散と共に、政黨兩黨內の紛擾も、忽ち爲めに中止となり、獨り國民の意志が、該上奏文によりて發揮せられしのみならず、兩政黨の爲めに、唯一の鎭撫策となれり、○仝十四日には政友會は前代議總會を開き解散後の善後策に就て協議する所あり、政界の事茲に一段落を告げ、時局の上には唯外交問題の一般に注意する所となれるのみ ○本月十三日以後は內閣に於ける會議、閣臣の參內伏奏、元老會議、要路者の密議等、甚だ頻繁を極め、佐世保に集中せる常備艦隊亦漸く動かんとす、○廿一日には小村外相、ローゼン公使第十二回の會見あり、終に廿五日の臨時閣議に於て、滿州の形勢に對し、自ら防衛すると共に朝鮮を擁護する爲め、機宜の行動を執るに一決し、風雲益す急ならんとす、而して卅六年は茲に暮れぬ。

一月二日アルゼンチンより購入せし一等巡洋艦を日進、春日と命名す○公爵近衞篤麿薨す○四日參謀本部秘密會議○首相(桂)外相(小村)前後參內、伏奏する所あり○五日新聞紙に軍機、軍略に關する事項の掲載を禁ず○六日小村外相、露公使會見○七日、日進、春日受領の將士及び廻航員(英國豫備海軍將士)倫敦を發して伊國に向ふ○十一日、日淸通商條約批准交換○十二日元老、大臣、陸、海軍軍令部長參列、御前會議○十三日、外相、露

支那 帝王	支那 年號	西暦

公使會見○各元老上京を命ぜらる○十四日、郵船、東洋両會社の歐洲航路、大阪商船北清航路中止○軍事參議官五名親補○十七日内田駐清公使、日本の決意を示し、慶親王に警告す○廿三日、日露開戰の際、韓國は局外中立を守るを宣言す○廿七日、日進、春日の二艦歡迎會の發企○廿八日、露公使、小村外相を訪ふ○二月三日、樞密院は戰時郵便條例を可決す○五日、栗野公使をして外交斷絕の通牒を露政府に致さしむ○我聯合艦隊、佐世保を出發○八日、倫敦に於ける我公債の暴落○栗野公使、露都を引揚ぐ○我聯合艦隊の一部は、敵艦三隻を旅順口外に轟破す○外相は、東京各新聞、雜誌記者を招き、日露交涉の顚末を演說す○九日、瓜生艦隊は仁川港外に於て露艦を破る○聯合艦隊は旅順口外の敵艦隊を襲擊す○露の商船二隻を拿捕す○我陸兵仁川に上陸○内相は地方長官に、露人保護の訓令を發す○獨逸は、日露戰爭に關し嚴正中立を布告す○十日宣戰の詔勅煥發○露國亦た宣戰を布告す○露公使館に勅使差遣、優詔を下賜さる○捕獲審檢所の設置○優詔瓜生(第二)艦隊に下る○十一日賢所、皇靈殿、神殿に宣戰奉告祭御執行○烏港艦隊、日本海に現はれ奈古浦丸を擊沈す○露公使、東京を引揚ぐ○英、米、伊、西の四國局外中立を宣言す　○十二日旅順襲擊を嘉し優詔を東鄕聯合艦隊司令長官に賜ふ○大本營を宮中に置く○清國局外中立を宣言す○佛、蘭、丁、中立を宣言す○十三日宣戰奉告の爲め官國幣社に班幣す○軍事公債一億圓を募集す　○十四日勅使大廟に參向し宣戰を奉告す○我驅逐艦、旅順口外の敵艦を攻擊す○佐世保、竹敷、函館要塞地帶に戒嚴令を布く○新聞記者、帝國ホテルに會し、國民後援會を假設す○十五日、大阪市は、報効會を創設す○十六日勅使神武陵に宣戰を奉告す○日進、春日二艦、横須賀に安着す○十七日勅使孝明陵に宣戰を奉告す○十八日井上伯に勅して啓沃奬順の任に膺らしむ　○軍用手票發行○十九日軍旗親授式○村上千代田艦長參内、敵の軍艦旗を獻す○日進、春日、歡迎會を東京日比谷公園に開く○廿日、永井第四驅逐隊司令に優詔を賜ふ○芳川子爵を内相に任じ、桂總理の兼任を解く○○俘虜情報局を東京に置く○露國は公文を發し、日本が宣戰を公布せずして開戰したるを國際法違反とす　○廿二日内帑の金銀古貨幣を日本銀行に下付○皇后宮御祕愛の貴金屬品を日本銀行に賜ふ○廿三日、　日進、春日、廻航監督者ホイル、日進艦長リー、春日艦長ペーンターに謁を賜ふ○日韓議定書調印○廿四日、第一回旅順閉塞を決行す○廿五日聯合艦隊旅順口を攻擊○内相、總撰擧の訓令を發す○廿六日專門學校令により女子大學を認可す　○廿八日旅順口閉塞の壯擧を嘉する優詔下る○聖上親く供御を減じ、東宮内親王を戒め儉素に即かしめ玉ふ○平壤七星門外に敵兵を擊退す（陸戰の初め）○篤志看護婦人會總會　○廿九日愛國婦人會の美擧を嘉し、兩陛下より金員を下賜○内外新聞社員始て從軍免許○三月一日衆議院議員總選擧○　三日露の太平洋艦隊提

紀元

干支

年號

天皇

內閣總理大臣

重要記事

督マカロフ旅順口に來る○五日親電を以て韓國太后の喪を弔す○各國公使夫人發起、日本赤十字社篤志看護婦會の爲に慈善音樂會を開く ○鉅紳豪買等帝國後援會設立を創議す○六日上村艦隊烏港を砲擊す○七日皇太子同妃兩殿下より愛國婦人會へ金員下賜 ○伊藤侯を特派大使として韓國皇室を慰問○十日旅順口に於て彼我驅逐隊の劇戰 ○第一回國庫債券一億圓に對する應募四倍半以上の好結果 ○十四日露將クロパトキン露都を發す○野津中佐韓國軍部顧問に招聘せらる ○全國生產品評會を大阪に開く○十六日軍旗親授式○政友會、憲政本黨、帝國黨各大會を開く ○十七日艦隊御慰問使佐世保を發す○陸軍中將山口素臣大將に陞敍し軍事參議官に補す ○前の露國東洋艦隊提督スタルク露都に召還さる○十八日第廿議會召集、松田正久衆議院議長に箕浦勝人同副議長に選任○無名俱樂部、甲辰俱樂部起る（無所屬議員の關係）○十九日大阪市は第四師團の出征を祝餞す○廿日聖上貴族院に行幸議會開院式擧行○政、憲兩黨領袖會合、 戰時財政を議す○廿一日貴族院各派聯合會戰時財政を議す ○伊藤大使韓皇に謁見 ○清國皇族傅倫貝勒入京す○閑院、梨本兩宮に、察の駿馬を賜ふ○廿三日小村外相、貴族院に於て、 日露交涉の顚末を公にす○衆議院に露探問題の緊急動議出づ ○廿四日倫貝勒參內○韓國は龍巖浦開放の公文を林公使に致す○廿六日大阪朝日新聞の通信船、露驅逐艦に擊沈さる○廿七日旅順口第二回閉塞を決行し中佐廣瀨武夫戰歿 ○軍人援護會の義擧を嘉し內帑金を賜ふ○廿八日クロパトキン奉天に向ふ ○近衛兵定州を占領す○上海の露國砲艦武裝を解く○倫貝勒退京す○廿九日旅順口再度閉塞を嘉する優詔下る○卅日第二十議會閉會、當議會に於て、非常特別法案、 煙草專賣法案、貯蓄勸業債券法案を可決し、又臨時軍事費豫算を可決す、 別に貴族院は帝國海軍の偉功を頌する決議案、旅順戰死者哀悼の決議案を可決し、衆議院は國民後援の決議案、帝國海軍に對する感謝決議案を可決し、尙ほ衆議院に於ては露探問題に就て議員秋山定助自ら引退に決す ○卅一日卅七年度戰時財政豫算公布 ○非常特別稅法案及び附帶法案發布○開國五十年祭を東京に行ふ○四月一日伊藤特派大使歸朝復奏○四日梨本宮佛國より御歸朝○六日觀戰英將ニコルソン。ハミルトン等謁見○齋藤海軍大尉參內、閉塞行動を奏す○七日皇后陛下恩賜の義眼、義手足、敵の俘虜に及ふ○十日龍巖浦の敵を擊退○十一日露軍遼河口に水雷を敷設す ○十三日芝離宮に於て觀戰外國武官、記者等に宴を賜ふ○我聯合艦隊は旅順口を攻擊し、 敵旗艦九擊沈す、敵の提督マカロフ以下七百余名死す○樞密院は臺灣總督府官制改正の件を可決す○十四日海軍兵曹林紋平の血書願文、乙夜の覽に入る○十六日韓公使同國皇帝贈進の勳章

支那

帝王

年號

西暦

を捧呈す ○露將スクリドロフ太平洋艦隊提督に補す○十七日敵艦轟沈を嘉尙し優詔下る ○十八日皇后陛下は閑院宮妃を召し愛國婦人會の擴張を命し玉ふ○露商船レスニックを沒收す○十九日橿原、平安兩神宮へ幣饌各一臺御進獻○貴族院本年選擧期に於ける伯子男爵議員選擧の詔勅公布 ○廿三日各婦人會等米國マッキー看護婦隊の入京を迎ふ○廿五日韓國報聘大使李址鎔等謁見○宇治、摩耶二艦龍巖浦に入り陸軍を掩護す○廿六日前進軍鴨綠江中の九里嶋及び黔定嶋を占領 ○烏港艦隊金州丸を擊沈し我將卒之れに死す ○廿七日軍旗親授式○博義、武彦、芳麿、朝融、博忠、恭仁、邦久諸王を皇孫の御朋友と定め玉ふ ○廿八日海員掖濟會總會○卅日我軍鴨綠江敵兵を擊退し渡河す○五月一日我軍九連城附近を占領し敵を蛤蟆塘に進擊す○宇治、摩耶の諸艦船、安東縣を砲擊す○二日第一軍の大捷を嘉尙し優詔を黑木大將に賜ふ○瑞典、諾威局外中立を宣言す○三日聯合艦隊第三次旅順口閉塞を決行○五日我第二軍塩大澳に揚陸 ○第一軍鳳凰城占領○第二軍の一部鐵道を破壞し普蘭店を占領○七日第三次旅順閉塞を嘉し優詔下賜 ○第一軍の枝隊寬甸を占領○八日東京各新聞雜誌記者發起提灯行列を行ひ戰捷を祝す、此の前後全國に祝捷會頻々たり○九日英皇特派侍醫トレヴエス夫妻、同皇后特派マッコール孃等謁見○十日外債募集の詔勅公布○十一日皇后陛下華族女學校行啓 ○十二日大窰口海面の掃海開始、我一水雷艇、敵の機械水雷に觸れ沈沒す ○十四日觀光の英紳士エドモンドストン一族朝見○掃海中我通報艦宮古、觸雷沈沒○十五日濃霧の爲め、巡洋艦吉野、春日と衝突し山東角沖に沈沒、戰艦初瀨觸雷轟沈○十六日東鄕少將七艦を率ひ渤海灣に突入し塔山附近を砲擊す○秋月左都夫、瑞諾公使に任す○宗教家大會を開き戰時に關する決議を爲す○十七日北條時宗に從一位を追贈せらる ○十九日獨立第十師團大孤山に上陸○廿日暹國公使謁見國書奉呈○大孤山上陸軍、王家屯の敵を擊退○砲艦、驅逐艦の第一回旅順強行偵察○廿三日皇后陛下、赤十字社病院篤志看護婦人會へ行啓○第二回國庫債券一億圓募集、應募額三倍以上に達す○廿六日第二軍雷雨を冐して金州城を占領し南山の險を奪ふ、筑紫、平遠、赤城、鳥海の諸艦海面より協力砲擊、林少佐戰歿○東鄕長官遼東半島南部沿岸封鎖を宣言す ○廿七日第二軍中村少將の一部南關嶺を占領○廿八日地久節參賀○第一軍の枝隊靉陽邊門を占領 ○中村枝隊柳樹屯(大連灣)を占領○ペルリ紀念資金彩畫會を開く○第二軍の勳功を嘉し優詔奧大將に下る ○卅日陸軍幼年學校行幸○我南進軍は安子山より塞子山に亘る線を占領○第二回旅順強行偵察 ○靑泥窪全く我有に歸す○六月一日侍從武官を派遣第一、第二、兩軍を慰問せしめらる○四日敵砲艦城頭山下に於て我機械水雷に觸り沈沒○大連灣の掃海開始 ○六日軍旗親授式○皇后陛下東京慈惠醫院行啓○第三回旅順強行偵察○陸軍中將岡澤逕、長谷川好道、西寬二郎、兒玉源太

紀元	干支	年號	天皇	内閣總理大臣
二五六四	甲辰	三七		

郎、乃木希典を陸軍大將に、海軍中將東郷平八郎、山本權兵衛を海軍大將に海軍少將出羽重遠、齋藤實、瓜生外吉を海軍中將に陞叙す○七日第一軍の枝隊寨馬集を占領○八日第一軍及び大孤山上陸軍岫巖を占領○第四回强行偵察○九日大連灣の掃海終了○十日小學校教科圖書翻刻發行規則改正○十二日第一軍の枝隊懷仁縣占領○十三日第五回旅順强行偵察○十五日第二軍得利寺の激戰大捷○烏港艦隊玄海洋に現はれ、我運送船和泉丸常陸丸を擊沈し、佐渡丸を擊破す○十七日米國々務次官、同公使館顧問等謁見○第二軍敵軍旗を奪ひ聯隊長等を擒にしたるを嘉し優詔を賜ふ○大阪の百三十銀行支拂停止○十八日烏港艦隊北海に現はる○廿日皇后陛下并に東宮妃殿下御親製の繃帶を陸海軍戰傷者に賜ふ○廿一日第二軍の一隊熊岳城占領○廿三日敵艦隊旅順より出づ、我聯合艦隊之を襲擊す、敵艦敗走○元帥大山巖を滿洲出征軍總司令官に大將兒玉源太郞を同總參謀長に、元帥山縣有朋を參謀總長に少將長岡外史を參謀本部次長に陞叙○廿七日大孤山上陸軍分水嶺占領○卅日烏港艦隊元山津を襲ふ ○分水嶺戰捷を嘉し川村第十師團長に優詔下る○七月一日第一軍摩天嶺占領○臺灣銀行金劵發行 ○四日敵軍大擧摩天嶺に逆襲敗走す○五日海門艦大連灣外掃海中觸雷沈沒○六日大山滿洲總司令官、兒玉總參謀長進發○船員法施行細則及び船員證明規則發布 ○七日軍旗親授式○八日海軍豫備員條例施行細則發布○九日第二軍蓋平占領○十日全國大雨水害夥し ○十一日我水雷艇隊旅順口攻擊○東京大學行幸○十三日皇后陛下華族女學校行啓 ○十四日密航船西平號捕拿○十五日我國と北米合衆國との間に締結せる小包郵便條約公布 ○十六日外國小包郵便規則改正○十八日軍旗親授式 ○十九日摩天嶺逆襲の敵を擊退せしを嘉し優詔を西第二師團長に賜ふ ○廿日烏港艦隊津輕海峽に於て我帆船二隻を擊沈す○韓政府は長森某要求の荒蕪地開墾問題を拒絕す ○廿一日臺灣總督府大租權補償金算定率を定む○廿二日臺灣總督府砂糖消費稅法施行細則を定む○大孤山上陸軍盤植嶺を占領 ○烏港艦隊常陸沖に現はる○廿三日伏見大將宮御凱旋參內あり ○二十四日第二軍大石橋に迫る○我驅逐艦隊敵驅逐艦二隻を擊沈す○旅順港外に敵の大汽船二隻を捕拿す○廿五日第二軍、大石橋及び營口占領○廿六日有害色料取締規則改正 ○烏港艦隊伊豆沖に、廿七日遠州沖に現はる○山形、仙臺地方暴風雨○二十九日營口に軍政を布く○烏港艦隊津輕海峽を西に通過す○大石橋戰捷を嘉し優詔奧司令官に下る ○卅一日第一軍塔灣占領○大孤山上陸軍柝木城占領○八月一日第一軍楡樹林子及樣子嶺を占領、敵將ケルレル戰死○郵便貯金利子改正の勅令公布○二日第二軍海城及び牛莊、占領○四日大藏省證劵一千萬圓發行○營

支那帝王年號	西暦
三〇	一九〇四

口の我領事館開館○六日文相は、學校栽植の訓令を發す○敵砲艦遼河上流に自爆す○陸軍大將子爵山口素臣薨ず○八日旅順攻圍軍大孤山を占領、仝九日小孤山占領○色鉛筆の使用を禁ず○十日旅順の全敵艦逃出せんとし、我艦隊黄海洋上に邀擊す、敵將ウヰツトゲフト提督戰死し、ツエーザレウヰチ及び三驅逐艦膠州灣に逃入し、アスコリド、ノーウヰツクの二艦南走す○十一日陸海軍戰時給與規則改正○敵敗艦レトウヰサン、ポベータの二艦旅順に逃入し、レシーテリヌイ芝罘に入り驅逐艦一隻榮城灣に擱沙す○十二日我艦隊敵艦レシーテリヌイを芝罘に捕獲す、敵艦ノーウヰツク膠州灣を去る○旅順要塞内非戰鬪員救助の聖旨、大山總司令官に下る○海軍大將伯爵河村純義薨ず○十三日芝罘竄入露艦捕獲に付同國抗議す○敵艦アスコリド及びグロゾボイ上海に入る ○膠州灣逃入の敵艦武裝を解く○十四日に上村艦隊、蔚山沖に於て烏港艦隊を邀擊しリユリツクを擊沈し、他の二艦に大損害を與へ、敵六百余を救助す○十五日烏港艦隊擊破の功を嘉し、優詔上村司令長官に下る○十六日旅順攻圍軍は軍使山岡參謀を敵軍に遣し、非戰鬪員救助の聖旨を傳へ、且つ勸降書を送る○獨帝、我聖旨に基き、自國武官に旅順を去しめんこさを依賴し來る○敵敗艦ロシヤ、グロモボイの二艦烏港に逃皈る○十七日軍使來り、聖旨を肯ぜず、勸降を拒絕す○獨帝の勅命傳達を敵軍使に託す○閑院少將宮征途に上らる○戰地特別郵便貯金規則發布○十八日敵艦オトワージヌイ我水雷に擱り大損害○廿日八重山艦は旅順を逃れ出たる獨逸武官ホフマンを膠州灣に送る○廿一日千歲、對馬の二艦、敵艦ノーウヰツクをコルサコフ港に擊破す○廿二日日韓協約調印 ○旅順攻圍軍盤龍山東西砲臺奪取○敵驅逐艦二隻水雷に罹る ○敵敗走艦テイアナ柴棍に入る○廿三日敵艦セバストポリー我機械水雷に罹る○日露兩國俘虜情報局に情報の交換を約す○廿五日上海竄入の露艦武裝を解く ○廿六日皇后陛下には桂侍醫を遣し攻圍軍を慰めらる○我軍遼陽進擊を開始○廿七日攻圍軍慰問使宮下侍從武官恩賜品を攜へ出發 ○第一軍湯河右岸を占領○廿八日第二軍鞍山店占領 ○廿九日義勇艦隊創立委員會を帝國ホテルに開く○露國軍用ジヤンク廿六隻を三山嶋附近に拿捕す ○卅一日右翼軍本溪湖占領○敵バルチツク艦隊、クロンスダツトに歸航す○九月一日遼陽の敵最後陣地に退却す○二日柴棍竄入の敵艦武裝を解く○三日戰時紀念絹葉書發行○陸軍武官々等、陸軍服制の改正、經理部士官及び豫備役憲兵下士補充の勅令公布 ○四日我軍全く遼陽を占領す敵將モルロン戰死す○五日韓國財政顧問として目賀田種太郎派遣 ○貯蓄債券い號賣出發表○各地に遼陽占領の祝捷會を開く ○六日遼陽占領の丕武を嘉し前途の大成を期せしむるの優詔下る○我艦コルサコフを偵察 ○七日第二回大藏省證券發行(一千万圓)○皇后陛下より赤十字社戰時行動を御感賞の御沙汰あり○伏見宮貞愛親王を米國に遣はさる ○八日

重要記事

屯田兵條例廢止○陸軍少將淺田信興、仝西嶋助義を中將に、同大佐福永宗之助、須永武義伊崎良熙を少將に陞叙○九日我軍煙臺を占領 ○十二日文官の陸海軍召集者俸給支給に關する勅令發布○陸軍大佐永田龜聯元政次少將に陞叙 ○十三日旅順港口强行偵察○露のバルチック艦隊再び極東に向ふ○十五日煙臺の役敵將フホミン死し、委棄死躰三千百餘に及ぶ○十六日俘虜勞役規則發表○十八日我艦平遠、鳩灣方面に於て敵の機械水雷に罹り沈沒○十九日攻圍軍砲擊開始○桑港竄入の敵艦レナ武裝を解く○廿日攻圍軍、クロパトキン砲臺外四堡壘を占領○海軍大尉郡司成忠、露領カムチヤツカにて露人に捕へられたりとの報あり○廿一日臨時馬制調査委員官制發布 ○本邦香港間郵便爲替方法規約修正の公布○攻圍軍旅順水源地占領○廿二日攻圍軍二百三高地西北角占領 ○廿四日國民後援會出征軍の爲に毛布寄贈を唱ふ、國民翕然之に應ず○陸軍大佐佐治爲善、今橋知勝少將に陞叙○廿五日觀戰獨逸皇族カール、アントン殿下入京○長谷川大將凱旋○日韓俱樂部開會式を韓京に擧ぐ○廿六日カール、アントン殿下參內○廿七日聖上芝離宮に臨幸獨逸皇族を訪れ給ふ○廿八日徵兵令改正、後備役十年となる○陸軍服制條例改正○國民軍の給與に關する件勅令公布 ○廿九日第一期國民兵役に在る陸軍出身者の服役延期○卅日帝國通商協會設立準備を大阪商業會議所に委任す ○十月一日新煙稅率本日より實施○敵の總督アレキセーフ召還せられ、敵帥クロパトキン滿洲軍總指揮官と爲る○三日獨逸皇族退京戰地に向はる○四日第三回大藏省證劵一千万圓發行 ○ろ號貯蓄債劵賣出(本月一日より)○五日地方長官會議開始、仝六日結了○七日密輸英船西山號拿捕○韓國駐屯軍司令官長谷川大將赴任 ○北海道釧路比巾森村舟崎町附近に海嘯あり○八日小學校令施行規則改正(學科變更) ○臺灣關稅特別任用令及び鐵道作業局官制改正幷に陸軍退役將校準士官等後備服役に關する勅令出づ ○敵將クロパトキン攻勢運動に關する奔派の宣言を發す○十日官僚衆庶に對し擧國一致堅忍持久の詔勅下る ○十一日我滿洲軍前進攻擊を開始す○米國篤志看護婦マツギーの一行歸國、勳章を賜ふ旨あり○十二日第三回國庫債劵八千万圓發行○我右翼軍は八家子北方高地占領、中央軍は三塊石山西方高地を攻擊す、丸井少將負傷○旅順密輸船富平號拿捕○鮫嶋中將旅順に向ふ○十三日閑院宮載仁親王の騎兵大集團右翼軍に參加して敵を擊退す、中央軍は三塊石山奪取、左翼軍は滾子街占領○露國太平洋第二艦隊四十二隻本國りボウ發航○陸軍少將木越安綱、石本新六、大藏平三を中將に、仝大佐小原芳太郎を少將に陞叙○十四日各軍前進、敵を沙河以北に擊退す○十五日沙河大會戰一段落を告げ、彼我河孟を隔て、相對峙す○左翼軍は

進んで沙河堡、拉木屯占領○官民懇親會を帝國ホテルに開き在野の政治家會合○十六日山川少將の混成隊は魏家樓子に敵の包圍を受け、衆寡敵せず野砲九門、山砲五門を委棄す○十八日煙草製造專賣に就て國庫債券四百四十八万余圓を發行す○官鐵奥羽線庄内、院内間開通○十九日、十一月廿八日帝國議會召集の詔勅下る○全國商業會議所聯合會を東京に開く○廿一日駐露米國大使は日本に代り露兵の支那服着用に關し露政府に抗議す○獨皇族カール、アントン親王遼陽に着○樺山伯樞密顧問官に任ず○廿三日伏見宮貞愛親王御渡米○廿四日陸軍士官學校へ行幸○帝國海軍協會の大會を東京水交社に開く○廿五日勅令を以て俘虜處罰令を公布○廿七日伊國新任公使謁見○廿八日皇后陛下華族女學校行啓○韓國學相李載克謁見○廿九日露の極東總督アレキセーフ露都に退去す○卅日旅順攻圍軍は、松樹山、二龍山及び東鷄冠山北砲臺の外岸幷にP砲臺、摘山等を占領○我政府は西班牙の中立違反に就き抗議す○卅一日海軍砲を以て旅順港内の汽船二隻を擊沈す○十一月一日白耳義國リエージュ万國博覽會出品協會の設立認可○旅順攻圍軍は西港内の汽船二隻を擊沈す○三日天長の佳節、勅命を以て我軍占領のP砲臺を一戶砲臺と命名す(一戶少將の勳功を表彰)○載仁親王陸軍中將に御昇進○大山總司令官は天長節の祝意を表し滿洲戰地附近の貧民を賑恤す○國民後援會は東京日比谷公園に會し天長節を祝し、陸海軍に感謝狀を送る○四日高等教育會議規則改正○五日旅順守將ステッセル負傷の報あり○七日有害性着色料取締規則第二條野菜果實類の貯藏品及び昆布中銅の試驗法を定めらる○政憲兩黨領袖會見戰時增稅問題を議す○十日第二回外債一千万磅を倫敦及び紐育に於て募集す○臺灣地租規則發布○貯蓄債券購買媒介郵便規則發布○西大將戰地へ赴任○十四日烏港艦隊のクロモボイ坐礁大破す○十五日皇后陛下は東京豫備病院へ行啓將士の傷病を問はせ給ふ○は號貯蓄債券賣出し○政、憲兩黨の領袖會見、財政及び百三十銀行事件(政府が曩に六百万圓を貸與して百三拾銀行を救濟せし件)を議す○十六日露の驅逐艦ラストロフヌイ芝罘に逃走し自ら爆沈す○社會主義協會の結社を禁ぜらる○海軍兵籍に在る商船學校生徒を海軍生徒に準ずる省令出づ○十八日義勇艦隊創設委員總會を開く○廿日全國織物業者大會あり○東洋婦人會第一年會を開く○廿二日攻圍軍に勅して總攻擊時機を得たるを嘉し成功を望ませ給ふ、○廿五日臨時金鑛調査の爲め勅令を以て大藏省に委員を置く○廿七日攻圍軍第三回總攻擊を開始す、土屋中將、中村少將爲に傷く○水難救濟會總會を開く○廿八日第二十一帝國議會召集○陸軍中央幼年學校へ行幸○卅日車駕親臨第廿一帝國議會開院式を擧げ給ふ○攻圍軍二百三高地を占領す○旅順陸上掩護の任にありし軍艦濟遠機械水雷に觸り沈沒○十二月一日衆議院は議席黨派別に關する院規改正案可決○米國提議第二回平

紀元	干支	年號	天皇	內閣總理大臣

重要記事

和會議に對し我國は日露戰爭に關係なき範圍内に於て贊同する旨回答す○二日攻圍軍左翼方面に於て彼我軍使會合六時間休戰相互死傷者を收容す○三日我政府は、佛、西兩國の外、獨、蘭、丁、葡諸國に對しても中立違反の抗議中なりとの報あり○二百三高地に觀測所を置き港内敵艦を射擊す ○五日國民兵役に在りて召集されたる者及び國民軍志願の勅令出づ○遞信省旅客託送貨物の取扱手續運賃を定む○六日台灣の彰化、斗六、嘉義、塩水等の地大に震ひ家屋人畜の被害夥し○敵軍使攻圍軍に來り五時間休戰を約し相互の死屍を收容す○攻圍軍赤坂山占領○我砲擊により敵艦ホルターソ浸水、レトウヰサン傾斜、パヤン坐礁す○三宅島大火○露國を引揚し本邦避難民長崎に着す○政、憲兩黨代議士會戰時財政案を議す ○八日濠洲聯邦議會へ日本人入國許可案提出さるとの報あり○阪鶴鐵道谷川驛にて汽車衝突死傷者あり ○九日パナマ共和國郵便條約に加盟せるを告示す○十日大藏省證券一千万圓の借替發行○十一日敵の戰鬪艦四、巡洋艦二、砲艦一、水雷母艦一を全く擊破す○十二日我水雷艇隊猛進敵艦セバストーポリを城頭山下に襲擊○十三日聖上、四鎭守府司令官、二要港部司令官を召し管下の狀況を問召る○陸軍武官々等表改正○衆議院は卅七年勅令第二百十二號に對し承諾を與ふるに決す ○十四日我水雷艇襲擊功を奏し敵艦セバストーポリ艦首沈む ○十五日大藏省證券一千万圓借替發行○十七日衆議院は卅八年度歲計豫算案及び臨時軍事費追加豫算案、非常特別税法中改正法律案、酒類に關する各種税法中改正法律案、關税定率法附屬輸入税表中改正法律案、相續税法案、登錄税法中改正案等を可決○同院は政府が百三十銀行を救濟する爲め六百万圓貸與を不當と決議す○十八日衆議院は臨時軍事費豫算追加案、明治卅八年度歲計豫算追加案外二件を可決す ○十九日攻圍軍東鷄冠山北砲臺を確實に占領○旅順逃出の敵滊船及び烏港行密航船を拿捕す ○日本銀行金利引上げ(開戰以來第二回)○廿日關税取締に關する質問衆議院より出づ○敵第三艦隊リバウに艤裝す(戰鬪艦四、巡洋艦一)○廿二日東鄉大將は旅順敵艦隊全滅を報じ、我艦隊を二分し新行動に就かしむ○攻圍軍半嶋高地、後山羊頭を占領○廿三日水雷艇隊の勇敢なる行動を嘉し優詔下る○捕虜の言に據れば敵將コンドラテンコ中將イルマン少將陣歿しフオーク中將傷くと報あり ○廿四日衆議院は國債證券價格計算に關する法律案、實用法案、蠶病豫防法案外十四件を可決○廿五日攻圍軍大劉家屯占領○廿九日攻圍軍は二龍山占領○廿九日東鄉大將、上村中將凱旋沿道歡迎盛なり○卅日東鄉大將、上村中將參内謁見○卅一日攻圍軍松樹山占領、旅順の運命殆と窮り、敵は狼狽爲す所を知らざる觀あり○既に新行動に就きし聯合艦隊の一部は印度洋に出現し敵のバルチック艦隊を邀擊せんとす ○我陸海軍は連戰連捷今や新年と共に大活動を演せんとす、國民歡喜帝國の万万歲を絕叫して玆に明治卅七年を送る

支那 帝王	支那 年號	西曆

一月一日旅順開城に關する書守將ステッセルより攻圍軍へ受領○望台、盤龍山新砲台占領○京釜鐵道全線營業開始○二日東鷄冠山其他主要砲台占領○旅順敵艦自ら爆沈○旅順主將ステッセルの降服勅許○旅順開城規約調印○露驅逐艦四隻芝罘に二隻青島に竄入○三日第三皇孫御降誕○露艦艇二隻芝罘へ逃入○旅順各砲台受領○四日旅順要塞受領結了○五日彼我將軍水師營の會見○五日旅順攻圍軍司令官に優渥なる勅語、令旨を賜はる○六日衆議院は旅順陷落に關する上奏案并に攻圍軍に對する決議案議決○貴族院議長參内旅順陷落を祝賀○芝罘竄入露艦の武裝解除○波艦隊旗艦マダカスカル沿岸にて沈沒の報あり○七日東京市祝捷會を日比谷公園に開く○衆議院議長參内上奏文を上る○頃日各地に祝捷會を開く○旅順に鎭守府を置く○八日旅順降將ステッセル將軍外將校四百四十一、從卒二百二十九は宣誓歸國、將官フォース、スミルノフ、コルバーフスキー、及び海軍少將ウイルマンは捕虜となるに決す○九日第三皇孫を光宮宣仁と御命名○十日韓廷は我國が濟洲島に砲台を築きつゝありと外交團へ通牒す○十一日敵兵牛莊に來襲○獨帝は旅順攻守勇將乃木將軍及びステッセル將軍に勳章贈與○十三日牛莊來襲の敵を悉く擊退す○東伏見宮は海軍大佐に、山階宮は同中佐に御昇進○尾本知道、三須宗太郎の兩海軍少將は中將に、木村壯介、鈴木重道は同軍醫總監に陞敍○露國は波艦隊の根據地として印度洋中の一小嶋を購入すとの報○潛水艇隊創設の勅令出づ○十四日旅順水師營に於て攻圍軍の招魂祭を行ふ○陸軍少將原口兼濟は中將に陞敍○十五日陸軍中將小川又次、川村景明、大將に、少將安東貞美中將に陞敍○故有栖川宮十年祭○十七日旅順鎭守府司令長官柴山中將赴任○降將ステッセル歸途に上る○十八日長谷川大將、軍事改革案協定の爲め韓帝に謁見○十九日伏見大宮、有栖川宮は軍事參議官に親補○伊知地少將旅順要塞司令官に任す○廿日東宮沼津御用邸より還啓○勅使岡澤侍從武官長、東宮御使村木東宮武官長滿州軍慰問の爲め出發○廿日男爵内海忠勝薨○廿二日東宮沼津御用邸行啓○廿三日上村中將發程歸任○三須中將凱旋○中山孝麿、東宮太夫に任す○廿四日清帝より伏見宮へ勳章贈進○廿五日北白川宮恒久王御凱旋○渾河右岸の敵兵活動○廿七日東伏見宮再び征途に上らる○川村大將凱旋入京○廿八日北韓の露兵城津に退く○廿九日黑溝台の占領○卅日孝明天皇御例祭○卅一日川村大將再び出征○伯爵副嶋種臣薨ず○大藏省債券一千五百万圓發行○二月二日露の波艦隊シブーチ發マダカスカルに向ふの報あり○十一月より占領地ダルニーを大連と改稱す○五日城津の露兵退却す○六日東鄕大將再征の途に上る○出征中の陸軍中將松村務本薨ず○旅順口鎭守府開廳○七日陸軍少將藤井包總、飯田俊助、新井晴簡、山内長人、眞鍋斌は中將に、軍醫監橋本綱常は軍醫總監に任ぜらる○八日兩陛下より陸海軍人軍屬

紀元	干支	年號	天皇	內閣總理大臣

重要記事

へ洒肴料拾萬圓下賜〇十一日世界第一の巨船ミ子ソタ號横濱へ入港〇十二日日米仲裁條約華盛頓に於て調印〇十四日大阪商船會社の名取川丸大阪港口に於て沈没死者九十余名〇十六日露の第三艦隊リボウ出發の報あり〇片岡中將凱旋〇十七日地方官召集〇清國に向て湘汕鐵道工事に從事する日本工夫殺害事件に付要求す〇新造驅逐艦廿五隻命名式〇二十四日地方官會議を内務省に開く〇參謀長會議を陸軍省に開く〇二十五日大藏省證劵一千万圓發行〇廿八日第四回内債募集〇北海道鐵道積雪の爲め不通〇第廿一議會閉會〇三月一日霞ヶ關離宮に於て大臣政府委員貴衆兩院議員に酒饌を賜はる〇陸軍々醫總監松本順に男爵を授く〇三日醫學博士高木兼寛に男爵を授く〇清國より留學生四十二名來る〇四日韓國我岡澤侍從武官長、村木東宮武官長に勳章を贈與〇六日全國茶業中央會議を農商務省に開く〇七日我艦隊は南支那海に遊弋す〇國民後援會委員會を東京に開く〇九日沙河戰進陟我軍連捷、大山總司令官は奉天城内に我軍隊の宿營禁止を厳令す〇撫順占領〇十日奉天占領〇我軍の鹵獲山積す〇二月廿六日後我軍の死傷四万二千に達す〇我軍大捷に付優渥なる勅語令旨を滿洲軍に賜はる〇十二日片岡中將歸任の途に上る〇二月下旬より本月上旬に亘る戰爭を奉天附近の戰爭と命名す〇本日迄敵の遺棄せし死体貳万六千五百其他の死傷九万人、捕虜ナヒモフ少將以下四万以上、戰利品益增大す〇十三日興京占領〇十四日敵の總指揮官クロパトキン辞職を請願の報あり〇敵國の公報には大砲五百門を失ひ死傷貳拾萬と記せり〇十五日我西航艦隊出羽中將の率ゆる一隊は新嘉坡港外に到着す〇日印條約公布〇十六日鐵嶺占領〇十七日東宮沼津より還御〇敵帥クロパトキン將軍解職リ子ウヰッチ將軍後任〇十八日東京市祝捷會を開く〇法庫門占領〇十九日開原占領〇二十日皇后陛下御調製の繃帶五百巻御下賜〇二十一日昌圖府占領〇二十五日第三回外債三千萬磅募集に付英米シンジケートと契約成立〇二十八日前田中將負傷の爲に卒す〇三十日天皇陛下陸軍大學校へ行幸〇英倫敦の外債應募額十倍に達す〇大藏省債劵一千萬圓募集〇三十一日第四内債應募高四億八千五百萬圓に達す〇綿花街占領〇東京郵便電信學校本學期限り廢止〇四月一日獨國皇太子御結婚式奉祝する爲め陛下御名代として有栖川宮同妃兩殿下御渡航〇大阪商船會社南清航開始〇韓國祝捷大使義陽君來朝〇清國長沙に領事館を設置す〇早稻田大學野球部選手の渡米〇五日陸軍中將村井長寛病逝〇六日皇后陛下には戰傷下士卒三十七名に義眼御下賜〇八日衆議院議員大東義徹逝す〇十日は號貯蓄債劵發行〇十三日鳥尾子爵薨す、博士田口卯吉逝す〇十四日英額城及び八家子占領〇澎湖島に戒嚴令

支那 帝王	支那 年號	西曆

二五六五　乙巳　三八

を布く○十五日通化占領○小幡篤次郎逝す○十七日義陽君歸途に就く○十八日東京深川に眞正ペスト發生○十九日地方官官制改正發布○佛國中立違反問題囂すし○二十一日國民兵召集規則發布○露艦カムラン灣滯留に就て我駐佛公使は佛國に抗議す○二十三日東宮は沼津御用邸より葉山御用邸へ御移轉あらせらる○佛國政府は我抗議に對し東京總督に訓令し中立を嚴守する旨回答せり○二十五日閑院宮御凱旋○觀戰御從軍の獨逸皇族カールアントン殿下、閑院宮と共に御着京○二十六日全國茶業大會を靜岡に開く○二十八日故川上大將銅像除幕式を行ふ○合衆國政府は露艦が上海港を利用せる我抗議を列國に通牒せり○二十九日大藏省證券二千五百萬圓發行○五月一日我政府は佛國諸港が露艦隊に其の供給を行ひ居ることを抗議す○第五回內國債券募集○四日東宮同妃兩殿下葉山御用邸より御歸京○五日浦鹽艦隊出動我商船八幡丸を砲擊す○第五內債殆んど五億圓應募あり○七日獨逸皇族カールアントン殿下東京發歸國の途に上る○有栖川宮兩殿下伊太利ネープルスに御安着の報あり○八日占領地民制署官制發布○九日西大將教育總監に補任○英額城逆襲擊退○九日東京商業會議所は佛國の中立違反報復として全國商業家の佛國商品取引中止を中野會頭に建議す○露艦隊は第二艦隊と合して海南嶋に在るの報あり○十日我駐佛公使は佛領印度支那に於ける中立違反事件を指摘して佛政府に抗議す、佛國は嚴正中立維持に勉めつゝあるを證言す○露探休職佛國大尉アクアン及び其の義子ストレンジー就縛○十二日詩人野口寧齋歿す○十三日臺灣全嶋及び沿海に戒嚴令を布く○十四日有栖川宮殿下巴里御安着の報あり○韓國大使の來朝報復の爲め伏見若宮殿下を韓國へ御差遣○十五日當分佛領柴棍方面の石炭輸出を一切停止す○元外國人居留地家屋稅國際論爭事件の仲裁裁判を和蘭海牙に開く○十八日韓國政府は各道に我國の警視及び財務官を配置する件を決定す○十九日韓國京城郵便局電信局の事務引繼ぎ終了○二十日伏見若宮殿下韓京に御着○二十一日西大將凱旋○二十二日蘭國海牙の仲裁々判は我國の敗訴○二十五日波艦隊の一部は吳淞沖に現はれ、其內數隻は同港に入港せりとの報あり○京釜鐵道開通式を行ひ、伏見若宮幷に韓國義陽君御臨場ありたり○大藏省證券一千万圓の發行○露のビリレフ中將は獨立權を有する太平洋艦隊司令官に任ぜられ浦鹽へ出發すとの報あり○廿六日京釜鐵道開通式に臨める我貴衆兩院議員は韓皇に謁見す○我駐淸公使は吳淞或は舟山列嶋に來れる波艦隊に關し嚴正中立を守るへきことを淸國に警告す○二十七日露國艦隊對馬海峽に來るとの報あり、日韓兩國間の航海停止せらる○我聯合艦隊は沖の嶋附近に於て波艦隊を邀擊大激戰を開く、三須艦隊司令官負傷○二十八日我聯合艦隊大捷敵艦十數隻を擊沈し我が水雷艇二隻を失ふ、敵の第三艦隊提督ネボガトフ少將戰鬪艦二隻裝甲海

三一　一九〇五

紀元 干支 年號 天皇 內閣總理大臣

重要記事

防艦二隻と共に我軍に降伏す○皇后陛下拋久節拜賀○二十九日波艦隊司令長官ロヂエストウエンスキー中將并に幕僚以下我驅逐艦漣の捕虜となる○大阪商船會社の船獨船アダトース號山東岬角にて露國假裝巡洋艦の爲めに擊沈せらる○有栖川兩宮殿下伯林御安着、獨逸皇室の歡迎非常の盛觀を極む○我公債は海戰の結果倫敦及紐育市場に於て暴騰せり○三十日海戰大捷に付優渥なる勅語、令旨を東鄕司令長官及帝國海軍に賜はる○今回の海戰を日本海海戰と命名せらる○獨逸皇帝は有栖川兩宮殿下に最高勳章御贈進なる○伏見若宮仁川より大連へ向け御出發○韓國馬山浦三浪津間鐵道開通○三十一日我艦艇中八嶋高砂大嶋愛宕曉速鳥等の六隻は昨年開戰以來沈沒したるものなりと公表せらる○六月一日東京市海戰祝捷會を日比谷公園に開く、今後數日間全國各地に祝捷會紛々と開かる○貴衆兩院より東鄕司令長官へ感謝狀を贈る○三日逝走敵艦三隻マニラに入港○露國は大臣會議に於て戰爭繼續を決定すとの報あり○日韓同盟祝捷會を韓國倭城內に開く○四日逝走敵艦一隻は吳淞に入る○五日陸軍々醫監小池正直、佐藤進、軍醫總監に任ず○六日マニラ竄入露艦は抑留を命せられたり○本日伯林に於て獨逸皇太子殿下御婚儀盛んに行はせらる○七日伏見若宮は奉天御安着○八日米大統領は媾和開始に關する勸告書を日露兩國に發したりとの報あり○マニラに竄入せる敵艦は米國政府の命に從ひ武裝を解除せりと○九日ベルッ博士歸國に付參內謁見仰付らる○鹵利戰艦アリヨールを石見、ニコライ一世を壹岐、同海防艦アプラシキンを沖の鵤、セニヤーウヰンを見嶋、同驅逐艦ビエドウイを皐月と命名せらる○米國政府は日露媾和談判開始を希望する旨我國に申込來れり○十日我政府は媾和開始提議承諾の旨米國政府へ回答す○媾和交渉の發表○以後、御前會議、內閣、樞密、各政黨、各團体等の會議頻々たり○十二日露國は米國大統領の勸告に應じ、巴里駐劄大使子リドフを全權委員に、巴里を媾和談判地と定めたき旨米政府へ回答せりとの報あり○十三日日本海海戰に負傷したる三須中將凱旋帝國大學病院に入る○十五日日露兩交戰國の要求により米國大統領は日露同國媾和全權委員の會合談判地を華盛頓府に選定せる旨宣言せり○十六日伏見若宮御歸朝○日本銀行利子貳厘引上げ○十八日有栖川兩宮殿下和蘭海牙御安着○廿日皇后陛下葉山御用邸へ行啓○二十一日神鞭知常歿す○二十四日旅順及び金州に民政支署を設置○二十六日有栖川兩宮英京御安着、英皇室の歡迎を受けらる○二十七日英皇は有栖川宮へ最高勳章御贈進○韓國國庫債券貳百萬圓東京にて發行○擔保付社債信托法、鐵道抵當法、工場抵當法、鑛業抵當法發布(七月一日より施行)○二十八日

支那 帝王 年號

四暦

本願寺両派提携を門末に訓告す○二十九日大沽灘占領○露國黒海艦隊オデッサ港に於て叛亂すとの報あり○清國は米國大統領に向ひ日露媾和參加を求めたりと○頃日北韓地方にて彼我騎兵衝突我兵連捷○露兵海馬島に上陸し、我出漁者を襲撃す○七月三日日露媾和全權委員に小村外相、駐米公使、高平小五郎任命せらる○基隆沖繩等の防禦海面解除○四日英國バローに於て我戰艦香取の進水式擧行有栖川宮御臨場○五日官設奥羽鐵道全線開通式を行ふ○七日臺灣及び澎湖嶋沿岸戒嚴解止公布○我軍樺太嶋上陸、敵はコルサコフ全市を燒て退却す○媾和問題同志聯合會を東京日比谷公園に開く○八日媾和全權委員出發○臨時事件費支辨の爲め外債三億圓募集の緊急勅令公布○英米獨三ヶ國銀行に於て我外債三億圓を各一億圓宛引受の契約成立○十日有栖川両宮倫敦御發程歸朝の途に上らせらる○聖上陛下は有栖川両宮御滯英中英皇室御優遇の御禮電を發し給ふ○十一日英皇帝より懇篤なる御答電來る○十二日媾和談判地は合衆國ニウ、ハムプシア州、ポウツマスに決定せり○我陸海軍は協力樺太南部を確實に占領せり○露國の媾和全權委員は、ウイツテ及び駐米大使ローセン男に決定○十六日軍機保護法違反佛人ブタアン特赦せらる○十八日陸軍少將山中信義、中村覺は中將に任ず

明治三十八年七月二日印刷
明治三十八年七月十日再版
明治三十九年一月五日三版

不許複製

正價金七拾錢

編纂者　歷史研究會

發行者　大阪市南區安堂寺橋通四丁目貳百卅貳番屋敷　又間安次郎

印刷者　大阪市東區谷町二丁目二百九十七番屋敷　菅田淳吉

發賣所　東京市日本橋區鉄砲町　榊原文盛堂

發賣所　東京市日本橋區箔屋町　前川文榮閣

發賣所　名古屋市宮町　星野星文堂

This book should be returned to the Library on or before the last date stamped below.

A fine of five cents a day is incurred by retaining it beyond the specified time.

Please return promptly.

This book should be returned to the Library on or before the last date stamped below.

A fine of ten cents a day is incurred by retaining it beyond the specified time.

Please return promptly.

J 3312 7513
Nihon dainenpyo
Harvard-Yenching Lib BIR0531
3 2044 063 402 713